

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				実施年度	総合評価				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
1	秘書業務事業	市長公室	秘書課	-	-	〔目的〕 市長、副市長の円滑な公務遂行を図る。 〔手段〕 効率的なスケジュール管理や来客接待の体制を整える。	高	高	高	高	B	さらに課内での情報共有を図り、秘書業務を充実させ、市長・副市長の公務遂行がより円滑になるよう取り組む必要がある。	検討・見直し	①②市長・副市長の公務遂行にあたり、担当部署との連携を深め、効率的な事前準備・随行業務を行えるよう取り組んでいく。	未実施		未実施	
2	市長交際事業	市長公室	秘書課	-	-	〔目的〕 市政推進に必要な外部との交際により、円滑な市政運営を図る。 〔手段〕 各種総会、式典等に出席する際の会費や公職者に対する香典、見舞金等及び国際交流に伴う記念品購入に係る費用等を支出する。また、市ホームページ上での市長交際の公開を継続する。	高	高	高	高	B	より円滑な市政運営を図るため、適切な支出をしていく。	検討・見直し	①②今後とも市政推進に必要な外部との交際を行うため、適切な支出をしていく。	未実施		未実施	
3	表彰関係事業	市長公室	秘書課	-	-	〔目的〕 越谷市表彰規則に基づき、個人又は団体の功労を称え、市民の生活及び文化の向上並びに社会福祉の増進を図る。 〔手段〕 各部所の内申に基づき、退任される公職者や各種寄附に対する表彰等を行う。(記念品及び表彰状等の作成費を支出する。)	高	高	高	高	B	県内他市の状況の調査結果を踏まえ、基準の明確化及び地域コミュニティへの貢献度を適切に評価できる仕組みを構築する必要がある。	検討・見直し	①基準の明確化及び地域コミュニティの貢献度を適切に評価できる仕組みについて検討していく。 ②被表彰者の励みと意識の上のみならず、広く市民の文化・社会福祉などに対する意識の高揚を図る。	17 C	市の表彰は、市民にとって名誉であり励みになるものである。表彰の基準は広く開かれて透明性の高いものであることが重要である。市としての統一した基準のもとに、既存の複数ある表彰制度を整理統合して、特に地域コミュニティの貢献度を適切に評価できるような仕組みを考える必要がある。	検討中	複数ある表彰制度を統合することについて、表彰制度を所管する関係各課と調整・検討を重ねてきたが、それぞれの慣例・先例などを基準に策定された関係機関の表彰規則等を整理統合することは、現状では困難であるため、別の側面から透明性を確保するための方策を検討していく。
4	市長会・副市長会関係事業	市長公室	秘書課	-	-	〔目的〕 市長会、副市長会を通じて、各市との連携調整を行い、市政並びに地方自治の円滑な運営と進展を図る。 〔手段〕 市長会、副市長会の年度負担金や研修参加負担金、旅費の経費を支出する。	高	高	高	高	B	より円滑な地方自治の推進を図るため、必要な会議への出席や他自治体との連絡調整を行い、関係部局に迅速に情報提供を行っていく。	検討・見直し	①②今後とも必要な会議への出席や他自治体との連絡調整を行い、関係部局に情報提供を行っていく。	未実施		未実施	
5	広報活動事業	市長公室	広報広聴課	S47	-	〔目的〕 広報広聴業務の充実と円滑な推進を図る。市政の動きを身近に感じ、理解してもらう。 〔手段〕 広報広聴専門委員の会議と視察研修会を開催する。広報広聴専門委員は、広報広聴活動に関する情報を提供し、各種団体の代表者や学識経験者による専門的立場から意見や助言及び協力を得る業務に反映させる。また、市民に市政の動きを身近に感じ、理解してもらうために市政移動教室を開催する。	高	高	低	低	B	広報広聴専門委員会議については、広報広聴活動について幅広く専門的な意見を聴取するため、引き続き具体的なテーマに沿って議論を深めていく必要がある。市政移動教室は、参加者の増加を図るため、引き続きPRを行っていく必要がある。	検討・見直し	①市政移動教室は、開催時の様子や魅力などについて広報媒体を用いて周知し、参加者の増加を図る。 ②広報広聴専門委員について、提言・提案をいただいたテーマを更に掘り下げて提言をまとめる。	27 C	市政に関する情報を市民等外部に対して提供し、市民との情報共有を図るための事業である。事業実施の手段として広報広聴専門委員の運営と、市民に市政の動きを身近に感じてもらい、理解してもらう機会を設けるために市政移動教室を開催している。 広報広聴専門委員は、ここ数年、会議が年2回、施設見学が年1回開催されているが、会議録をみる限り、現状の限られた会議回数の中で、委員の意見が効果的・継続的に市の広報活動の見直しや改善に反映されているとは認められない。また、過去の外部評価で指摘があった委員の固定化についても、一部見直しを実施し、将来的には公募も検討中とのことではあるが、現在の委員構成や期数から目立った改善がみられない。当該委員は昭和30年に設置されて以来、多年が経過しているため、その必要性や役割について改めて再検討し、学識経験者や団体代表のみならず、幅広い市民各層の意見を反映できるように変革する時期にきていると思われる。現在の委員委嘱期間終了までには、他の類似する既存の審議会への整理統合等も含めて検討するなど、抜本的な見直しを考慮されたい。 市政移動教室については、現地に直接赴き見学するという事業で昭和44年から継続して実施している。市民が情報を得るための広報媒体や市の各事業の広報に関する実施方法も時代や情報通信技術等の進展とともに変化・改善していく中で、同一内容のまま市政移動教室を継続することについても、情勢に合わせた変化が必要ではないか。また、「市民が当該事業へ参加することで得られた市政についての関心や理解を、今後どう活かしていくか」といった点に即した、当該事業の目的をあらためて確認をし、明確化を図られたい。その他、市政周知の手段として費用対効果も含めて再確認するとともに、市民の意見を聞き、意見を市政に反映する同種の目的を持つ市政モニターなどの既存の他事業との統合、再編成などの見直しを検討されたい。なお、市民からの幅広い意見を広報活動に反映させるため、さまざまな世代や異なった分野の市民を募り、市政に対する意見を聴取する機会を創設するなど、新たな広報活動の方法の検討も必要と思われる。 成果指標である「市政移動教室の参加人数」は、会議開催回数、市政移動教室の開催回数と同様に活動結果を示す活動指標といふべきものである。成果指標として「会議で出た意見等に基づき業務改善を実施した件数」、「市政移動教室参加者意見による業務見直し件数」などの指標を検討されたい。 市民に対して行政の信頼を得るため、または市政を身近に感じてもらうための手段として、広報活動は重要な意味を持つことは言うまでもない。したがって、新たな事業内容を検討し、市民の声を行内各課や市政全体にフィードバックし、広報活動を市政の改善につなげることが必要であると思われる。 《参考》平成23年度外部評価：C、平成17年度外部評価：C	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
6	広報紙発行事業	市長公室	広報広聴課	S29	-	<p>【目的】市の施策、市からのお知らせ、催し情報、まちの話題などを紹介し、市民生活の利便性の向上を図る。</p> <p>【手段】広報紙を市内全世帯へ配布し、情報提供を行う。広報紙については毎月発行のお知らせ版と年間4回発行の季刊版(特集、読み物、写真中心)とし、分かりやすく親しみやすい紙面の編集に努める。</p>	高	高	高	高	B	引き続き、市民に求められる広報紙であり続けるため、読みやすく分かりやすい編集に努める必要がある。	<p>①引き続き、親しみやすく分かりやすい編集に努める。AR(拡張現実)技術を用いた広報紙面の制作について試行を行う。</p> <p>②市政や市民生活に関する情報を、広報紙をはじめあらゆる媒体を活用しながら分かりやすく発信する。</p>	24	B	<p>広報紙発行事業は、市の施策、市からのお知らせ、催し情報、まちの話題など、市から提供される情報を発信し、市民がその情報を身近に感じながら、市民生活の利便性の向上を図ることを目的とする事業である。</p> <p>広報紙は市からの施策やまちの情報など、「毎月発行のお知らせ版」と「年4回発行の季刊版」を市内全世帯へ配布するものである。市政世論調査からも、約7割の市民が市政情報を広報紙から得ていると答えており、広報紙は長年にわたる市民への情報提供の一つとして、重要な意味を持ち、当該事業の必要性は認められる。しかしながら、平成20年度をピークに年々配布率が低下してきている現状があり、広報紙発行事業の取り組みについて課題となる点が残されている。</p> <p>まずはコスト面について、当該事業は「分かりやすさ」を重視するために、ページ数増量や、一部カラー印刷をすることで、事業費が増加してきている。一方で、配布方法について自治体に依頼することでコストを抑えたり、一定の広告収入確保に向けた取り組みも見られ、コスト改善に向けた意識が高いことも認められる。広報紙の内容についても、自前のアイデアを絞り、充実した内容を提供している点は評価したい。またホームページからの広報紙のアクセス数も増加していることから、広報活動による効果もある。より多くの市民へ広報紙を伝えていくために、引き続きコスト意識を強く持ち、今後も費用対効果を十分に検討した上で取り組みをされていくことに期待したい。</p> <p>次に配布率について、平成18年度の外部評価では、配布率低下に対応するためにコンビニエンスストア等、新しい運送ルートの確立が必要との指摘を受けたが、配布率の改善に至っておらず、改善に向けた取り組みを再度検討された。</p> <p>配布率向上策の一つとして、自治会未加入世帯においては、ボランティアなど広報紙配布について前向きに取り組んでいただけの市民を募集し、一般市民による個別配布の実施を提案したい。</p> <p>配布率低下という課題を抱える中、解決策として広報紙の据え置き場所として、公共施設やコンビニエンスストアに広報紙をただ据え置くのではなく、市民の取得状況に応じて据え置き部数を個々の施設ごとに調整し、定期的に進捗管理をする必要がある。また越谷市に転入して間もない方、外国人など特定の市民にも、広報紙を個別に配布していくべきである。またこれら施策を行った上で、広報紙の発行も実情に即した発行部数で調整されることを検討された。</p> <p>さらに、当該事業の実施により成果指標「広報紙の分かりやすさ」を重点に置いたとあるが、平成23年度市政世論調査からは、「広報紙の分かりやすさ」が63.6%と目標値(80%)に達していない。また広報紙を読まない理由として、「市政に興味がない」「広報紙が配布されない(配布が遅い)」などの意見も挙げられる。これについては市政モニター20名から、市民の意見を吸い上げる形で、広報紙の内容を充実されるなど、改善に向けた取り組みも見られ、平成24年度市政世論調査連報値(73.6%)からも取り組みの成果が表れてきている。引き続き、市民目線から、市民のニーズに沿った内容の広報紙を提供されたい。</p> <p>最後に、広報紙は「分かりやすさ」だけでなく、市民が「参加してみたい」と関心を引き寄せることが重要である。市政モニターだけでなく、例えば、平成23年度外部評価対象事業となった広報活動事業の「市民会議」(学識経験者、団体代表、一般市民が参加)や、類似事業を行っている部署と連携し、広報紙の内容について意見交換することも必要と考える。庁内の連携を深め、市民からの協力を得た上で、市民の声をフィードバックすることができれば、市民の関心を更に高めることが可能となる。</p> <p>なお、活動指標について「広報紙の配布部数」だけでなく、「公共施設やコンビニエンスストアに広報紙を据え置く〇〇箇所」を追加し、成果指標については、「配布率」(平成22年度成果指標)、「広報こしがやを読んでいる頻度(市政世論調査)」、「広報紙から市政情報を得ているか(市政世論調査)」をいずれか一つ追加することを提案したい。</p> <p>《参考》平成18年度外部評価:B</p>	<p>・広報紙の配布率については、市民が身近なところで広報紙を目にすることができるよう、設置協力店の拡大に努めていく。</p> <p>・広報紙の分かりやすさの向上については、市政モニターや広報広聴専門委員などの意見も取り入れながら、目標の80%に向けて改善に努める。</p>
7	広報刊行物発行事業	市長公室	広報広聴課	S40	-	<p>【目的】市民の生活の利便性を高める。</p> <p>【手段】市民生活に関係する手続きなどを分かりやすくまとめた市民ガイドブックや公共施設などを記載した案内図を作成するとともに、市政、歴史、市の将来展望を写真やグラフ等を活用し、まとめた市勢要覧を発行(3年1度)する。</p>	高	高	高	高	B	市民の日常生活に役立つよう、掲載内容や全体構成の改善に努める。	<p>①平成28年度はこしがや案内図のみ発行予定</p> <p>②市民ガイドブックについては、市民の日常生活に役立つよう、掲載内容や全体構成の改善に努める。市民ガイドブックについては、今後も民間事業者と協働発行し、コスト削減を図るとともに、実用性の高い冊子を作成していく。</p>	17	B	市民ガイドブックは必要である。市民の視点に立った、利用しやすい索引、内容にすることを一層検討されたい。また、ガイドブックでは紹介しきれない詳細情報については、市役所ホームページのアドレスを記載し容易に詳細情報入手できるように工夫を求める。	<p>市民ガイドブックについては、平成24年度から民間事業者と協働で発行することとしたため、事業者と協議を行いつつ、検討を進めることとした。</p>
8	ホームページ・テレビ広報事業	市長公室	広報広聴課	H4	-	<p>【目的】市の施策やお知らせを、映像により分かりやすく親しみやすい内容で伝える。また、ホームページを活用し、市の最新情報をリアルタイムで提供する。</p> <p>【手段】市の主要施策、各種イベント、公共施設の紹介などを、テレビ埼玉、ケーブルテレビ、インターネットのホームページで放映する。</p>	高	高	高	高	B	市民のニーズや市の魅力を的確に捉え、ホームページやテレビ広報番組の内容へ反映する必要がある。	<p>①平成28年度のホームページのリニューアルに向けて、現状の課題や問題点把握のため意見聴取等を行い、改善点を整理する。テレビ広報番組については、市政世論調査を活用して、番組内容の検討を行う。</p> <p>②ホームページ、テレビ広報番組とともに、越谷市の魅力を市内外に発信することができコンテンツの制作を心がける。</p>	19	B	<p>広報内容について、各課との協力により作成されている姿勢は評価できる。</p> <p>内部評価の総合評価にあり、インターネットの普及と地上波デジタル放送への切り替えを見据えた広報媒体の役割分担について、現時点から再検討し、準備と試行を進めておく必要がある。そのうえで、テレビ媒体の持つ特徴を活かした広報活動を進めることを望む。</p>	<p>ホームページ等については、市の情報を広く迅速にお知らせできるように、メールやその他のインターネットサービスを効果的に利用する。</p> <p>テレビ広報番組については、多くの市民に積極的に出演してもらい、広報紙では伝わらない動きのある情報媒体として活用していく。</p>
9	広聴活動事業	市長公室	広報広聴課	S45	-	<p>【目的】市民の要望や意見を個々の行政サービス、事業や施策の企画等に反映し、市民との協働による行政運営を目指す。</p> <p>【手段】市政世論調査、市長への手紙。市政モニターの実施、市民との懇談の実施</p>	高	高	低	高	B	前年度と比較して市政に対する意見・要望数が減少している。	<p>①市政モニターの更なる活用について検討する。</p> <p>②一層幅広い意見が得られるよう、ふれあいミーティングや市政世論調査の実施手法を工夫する。</p>	18	B	<p>市政世論調査については、回収率が下がっている。世論調査自体への関心の低下として捉え、前回調査の結果のフィードバックを含め回収率の向上の施策を早急に打つ必要がある。また回収率低下による調査結果の有意性の限界を見極めなければならない。</p>	<p>平成22年度に市政世論調査の見直しを行った。</p> <p>・送付・返信用封筒のサイズ変更</p> <p>・返信用封筒への封入シール貼付</p> <p>・調査票のレイアウト等の工夫</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価	9. 総合評価					A	B		C	D	総合評価	実施年度
								(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性									
10	指定管理者選定審査会運営事業	企画部	企画課	H19	-	<p>〔目的〕 公の施設の指定管理者候補者の選定について、法律、企業経営、施設管理等に識見を有する委員で構成する審査会で審査することにより、公平性及び透明性をより一層確保する。</p> <p>〔手段〕 審査会に対し、指定管理者候補者の選定について諮問し、審査会からの答申のち、庁内の職員で構成する指定管理者選定委員会で承認決定する。その後、指定管理者の指定について市議会での議決を得る。</p>	低	高	高	低	A	<p>指定管理者の選定において公平性、透明性を確保するため、今後とも適正な審査会の運営を維持する必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①指定管理者を公募する施設があった場合において、指定管理者候補者について審査を行う。また、その他事項(指定管理者の選定における公募・随意的の別、審査基準を含めた募集要項案の内容、指定管理者の評価等)について意見照会を行う。</p> <p>②審査会の委員を外部委員のみで構成することにより、公平性、透明性を確保する。</p>	24	B	<p>公の施設の指定管理者候補者の選定について、法律、企業経営、施設管理等に識見を有する委員で構成する審査会の運営・管理を行う事業である。</p> <p>指定管理者制度は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的としており、越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例に基づき外部委員で構成する指定管理者選定審査会の運営事業は、指定管理者選定の公平性、透明性を確保するために必要な事業といえる。</p> <p>しかしながら、指定管理者選定審査会を運営する当事業の取り組み姿勢については、より効率的・効果的な管理運営を実現していくことを踏まえ、改善を要する点がある。</p> <p>まず、成果指標を掲げていないため、当該事業の取組みの目標、成果が不明確となっており、指定管理者制度の公平な運営を行う立場として、適切な成果指標を設定する必要がある。事業目的が「外部委員で構成する審査会で審査し、指定管理者制度における公平性、透明性を確保する」点であれば、市民目線から独自のアンケート調査等による「市民から見た指定管理者制度に対する理解度」を成果指標として提案したい。</p> <p>次に審査会開催数についてだが、予算設定の際には「公募施設の応募者による、事前の問い合わせが多かった」という理由で、予備2回分を追加し、審査会開催数を5回とした。しかし決算では公募施設の応募が少なく、審査会開催は3回のままであったことから、この事実を踏まえて、今後現実的な審査会の回数を設定されることを提案したい。</p> <p>平成25年度は既存の指定管理者制度導入施設の選定見直しは4施設(公募のみ)があるが、指定管理者の評価表や住民の意見、その他知見や反省点を踏まえて、公平性、透明性のある選定を実施していただきたい。</p> <p>なお、指定管理者制度の運営全般については、次のような改善を要する点がある。</p> <p>指定管理者導入施設における指定管理者の評価表について、利用者アンケートの集計結果によっては、一部施設に対する不満との回答がある(不満の回答が10%近いものもある)が、すべての施設で、すべての評価項目が「2」以上(平均レベル)となっている。評価表の項目に沿った結果とはいえ、利用者アンケート結果との整合性が取れないのではないか。各施設の担当課や審査会と積極的に連携を図り、市民目線から、利用者アンケートの結果も十分に勘案し、適正な評価を実施するために、事業の実態にあった評価表の見直しを行う必要がある。</p>	<p>外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称</p>	<p>指定管理者選定審査会の開催回数については、過去の開催回数の実績を踏まえ、現実的な回数で予算設定を行った。</p> <p>また、指定管理者導入施設における指定管理者の評価表については、事業の実態に即した評価を行うよう各課へ見直しを依頼した。</p> <p>事業における成果指標については、指定管理者選定の公平性、透明性が評価できるよう、適正な指標の設定について検討していく。</p>
11	総合企画調整事務事業	企画部	企画課	-	-	<p>〔目的〕 より充実した市政運営を行うため、全国特例市市長会などへの参加を通して、地方分権の推進や自立した地域の形成などの調査・研究を行うとともに、構成団体との意見交換等により、地方公共団体の共通した諸課題の解決を目指す。</p> <p>〔手段〕 地方自治研究機構、全国特例市市長会及び首都圏業務核都市首長会議の運営に必要な経費を構成団体が負担する。また、行政実務者向けインターネット情報配信サービス「JAMP」に登録し、国の動向や他自治体の先進事例などの情報を迅速に得る。</p>	高	高	高	高	B	<p>関係各市の共通課題の解決を図るため、各協議会等を通して提供された情報を有効かつ効果的に活用していくとともに、国・県の動向を注視しながら、関連制度の最新状況を的確に把握し、より実効性のある要望が行えるよう働きかけていくことが求められる。</p>	検討・見直し	<p>①平成27年度より中核市市長会へ加入した。同規模の自治体における共通の行政課題の解決を図るため、情報収集や行政課題についての調査研究を行い、関係各市との連携を図りながら、実効性の高い要望を行っていきよう努める。</p> <p>また社会保障・税番号制度の円滑な導入に向けた検討を行っている。</p> <p>②各協議会で得た成果を適宜関係各課にフィードバックし、成果を効果的に活用し、行政課題の解決を図っていく。</p> <p>社会保障・税番号制度については、市民サービスの向上や行政の効率化を図っていく。</p>	17	B	<p>各協議会等へ加入した当初の目的と照らし、継続する意味と加入していることより得られる成果を毎年確認し、退会を検討するしくみを作ることが求められる。</p> <p>また、会議、研修等に出席した職員が、その内容を情報発信し、協議会等へ参加した成果を庁内で共有する場を設けることを望む。</p>	<p>国への要望活動、情報収集及び行政課題についての調査研究が主な内容であり、各年度の成果をまとめている。地方分権や社会環境の変化の中で、多様化する行政課題について、情報を共有し、課題解決を図るために必要な事業として認識し、成果を適宜関係各課にフィードバックするよう努めているが、これまで以上に成果を効果的に活用していく必要がある。</p>	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等	
							9. 総合評価						11. 改革改善案	12. 外部評価		
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度
12	広域行政事業	企画部	企画課	S57	-	〔目的〕 5市1町(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町)の連携を図るとともに、地域住民の福祉の増進と地域の発展を一元的に図る。 〔手段〕 5市1町(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町)で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議において、広域的な行政課題及び共同事業による行政の効率性の追求に関する調査研究等を行う。	高	高	高	低	A	現状維持	①平成27年度中にまんまるよやくシステムが第三世代目へ移行することから、利用者が円滑に利用できるよう、移行後のシステムの稼働状況等の把握に努める。また、広域での観光施策についての検討を行う。 ②5市1町が共通して抱える行政課題等について、継続して調査研究、情報共有を行う。	25日	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	次期まんまるよやくシステムの検討は、システム利用者及び職員アンケートの結果を踏まえ、解決すべき課題を抽出し、費用対効果を十分踏まえたうえで、更なる利用率の向上が図られるようシステムをより使いやすいものとするに重きを置いて行っている。 広域連携事業であるまんまるパスナーについては、毎年新たな視察場所を設定し、事業がマンネリ化しないよう工夫している。 成果指標について、システムの変更による利用率の向上が一定程度図られることが先決であるため、指標の変更は今後改めて検討する。
13	自治基本条例推進会議運営事業	企画部	企画課	H22	-	〔目的〕 地方分権の進展や社会環境の大きな変化に対応し、「市民参加と協働」によるまちづくりを着実に推進するため、市の最高規範である自治基本条例の実効性を確保する。 〔手段〕 公募による市民、コミュニティ組織の推薦する者及び学識経験者で構成される推進会議(附属機関)において、①自治基本条例の適切な運用に関すること、②自治基本条例の普及に関すること及び③自治基本条例の見直しに関することについて、調査審議する。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①②平成22年度に、第1期推進会議で「市民参加と協働によるまちづくり」の現状と課題について報告書としてまとめた。平成25年度には、この報告書の内容を踏まえ、「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」答申を行った。この答申の内容を受け、平成26年度からは、自治のまちづくり推進のための仕組みづくり・環境整備等について調査審議を行っている。今後も引き続き、自治基本条例の更なる普及や自治基本条例の適切な運用について、この条例の実効性を確保するためのより具体的な調査審議を行っていく必要がある。	未実施	未実施	
14	総合振興計画事務事業	企画部	企画課	H26	H27	〔目的〕 議会の議決を経て策定された第4次総合振興計画基本構想の前期基本計画が平成27年度で計画期間満了となるため、本市の将来像と施策の大綱を実現するため施策を体系化し、その方向性を示す後期基本計画の策定を平成26年度から2か年で行う。 〔手段〕 業務委託により、効率的に計画策定を行う。	高	高	高	高	B	終了(H27年度)	①平成27年度中に計画を策定する。 ②計画に基づき、本市の将来像実現に向けての取組を進める。また、計画の進捗状況の把握に努め、計画を着実に進める。	未実施	未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				実施年度	総合評価				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
15	土地開発公社振興事業	企画部	企画課	H13	-	〔目的〕 土地開発公社の事業の円滑な推進と経営の健全化を図る。 〔手段〕 ・土地開発公社の管理費、人件費及び経費の一部を補助する。 ・土地開発公社の経営健全化を図るため利子を補給する。	低	高	高	高	A	越谷市土地開発公社経営健全化計画に基づき、適正に執行されており、今後とも、土地開発公社事業の推進と経営健全化を図るため、引き続き計画的な執行を行う。	現状維持	①②平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間とした、第2次越谷市土地開発公社経営健全化計画に基づき、公社が保有する土地の処分、借入金の削減に取組む。	16	B	計画より先行して、長期借入金残高が減少しているものの、土地開発公社の経営健全化計画の妥当性を委員会を通じて継続的に検討していただきたい。	経営健全化計画に基づき、借入金利率を抑えるとともに、公売などを進めることにより、長期借入金残高については、計画より先行して、毎年、減少しているところである。今後も計画を着実に遂行し、経営の健全化につとめる。
16	中核市推進事業	企画部	企画課	H23	H27	〔目的〕 平成27年4月の中核市移行を円滑に進める。 〔手段〕 「中核市移行に関する埼玉県・越谷市事務担当者連絡会議」「越谷市中核市推進委員会」を設置し、権限移譲等に関する検討調整を行うとともに、広報紙やホームページ等において市民へのPRを実施する。	低	高	高	高	B	市民への周知を図るため、広報紙・ホームページでの広報活動、パンフレットの全戸配布、ポスター・横断幕・懸垂幕の掲出といった手法で広報活動を行ってきたが、「中核市越谷」の認知度が約50%であるため、平成27年度は引き続き広報活動を行っていく。	終了(H27年度)	①平成27年4月に中核市へ移行したことを記念し「中核市移行記念式典」等のイベントを行う。また、引き続き広報紙・ホームページ、パンフレットの配布等により広報活動を行う。 ②中核市推進事業は平成27年度で終了し、今後は市の情報媒体(広報紙・ホームページ)で情報の提供を行っていく。 また、中核市移行に伴い移譲された事務の適正な執行体制を整え、市民サービスの向上に努めていく。	未実施		未実施	
17	公共施設等整備基金積立金事業	企画部	財政課	-	-	〔目的〕 公共施設等の整備に資するため、繰越金などの財源が捻出できた場合、基金への積立を行い公共施設等の整備に要する経費の財源に充てる。 〔手段〕 状況を見極め、公共施設等の整備に要する経費を支出する。	高	高	高	高	B	公共施設等の整備に資するため基金の積増しを行う必要があるが、繰越金などを財源とするため、計画的に積立を行うことが困難な状況にある。	検討・見直し	①市税を始めとした歳入の確保を図るとともに、全庁的な経費削減による歳出抑制に努め、繰越金などにより可能な限りの基金への積立に努める。 ②公共施設等の整備に資するため一定額の基金を確保する。	未実施		未実施	
18	予算編成及び執行管理事務事業	企画部	財政課	-	-	〔目的〕 予算編成では、コスト意識と都市経営の視点に立ち、事務事業等の見直しを徹底し、経費の節減を図る。合わせて、効率的、効果的な予算配分を行い、適切な執行管理を行うことにより、市民福祉の増進を図る。また、市民に対し財政状況を的確にわかりやすく伝えることにより、財政状況の理解の促進、受益と負担に関する意識の啓発を図る。 〔手段〕 配分予算制度の更なる検討、行政評価制度との連携強化等により、一層の事務事業の見直しを行う。財政状況の公表については広報紙や年2回発行の「越谷市のざいせい状況」等を通じて啓発を行う。	高	高	高	高	B	予算を更に効率的、効果的な配分を促進するための配分予算制度の検討を引き続き行い、行政評価制度との連携強化やインセンティブ制度の試行などにより、事務事業の見直しを行う必要がある。また、財政状況の公表については、市民への認知度を更に高めるため、広報紙や年2回発行の「越谷市のざいせい状況」等を通じて啓発に努める。	検討・見直し	①27年度(28年度予算)は、配分予算方式を継続し、対象経費や配分手法について、更に調査研究を進め、弾力的、機動的、効果的な財政運営に努める。また、予算編成の可視化の取組については、引き続きわかりやすい公表方法等について調査研究を行う。更に、インセンティブ制度の試行を継続し、経費節減、歳入確保に努めるとともに、行政評価制度との連携強化を図り、予算編成などに生かせるよう行政管理課と協議を行う。 ②財政状況の公表については、市民にわかりやすい公表方法等について、先進団体等を参考にしながら、調査研究を行う。	20	B	市民向けの資料「越谷市の財政事情」は、市の財政状況を家計簿にたとえるなどの工夫があり分かりやすい。予算編成にあたっては、配分予算方式に加え、インセンティブの考え方を導入し、その効果を評価し更なる適正化を進めていただきたい。さらに、事業評価制度をより活用し、各事業の評価を活かしたものにすることを期待する。	検討中
19	財政調整基金事業	企画部	財政課	-	-	〔目的〕 災害復旧、り災救助及び地方債の繰上償還、財源の不足が生じたときの財源に充てるものである。併せて、繰越金などの財源が捻出できた場合、基金への積立を行い財源不足に対応する。 〔手段〕 状況を見極めた上で基金から効果的に支出する。	高	高	高	高	B	財政健全化の推進を図るため、予期しない収入の減少や不時の支出等に備え、一定額の基金残高を維持する必要がある。	検討・見直し	①市税を始めとする歳入の確保を図るとともに、全庁的な経費削減の取組により歳出抑制に努め、財政調整基金の取り崩しを抑制する。また、前年度からの繰越金などにより可能な限りの基金への積み立てに努める。 ②国の政策や景気変動などが財政運営に大きく影響を与える中、災害等の不測の事態に備えるとともに健全財政の堅持のため、一定額の基金残高を確保する。	未実施		未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価						9. 総合評価				総合評価	実施年度	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度			A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要		C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要			D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
20	行政評価事務事業(主に外部評価の実施に係る業務委託)	企画部	行政管理課	H16	-	〔目的〕 事業の実施主体である市の職員による内部評価に加え、外部の第三者による評価を行うことで、①評価の客観性・透明性の確保、②市民に対する評価結果のわかりやすい説明、③行政評価制度そのものの改善・改良を推進する。 〔手段〕 外部評価者となる有識者の確保をはじめ、外部評価の実施及び結果報告に至る一連の関係業務について、その効率的で効果的な執行を図るとともに、個々の事業に利害関係を有しない中立的立場からの公平・公正な評価を期するため、民間の専門業者に委託する。	高	高	高	高	日	・評価する事業の単位が細分化されすぎており事業の全体像などが見えにくいため、わかりやすい事業のくり方を検討する必要がある。 ・評価表を一部変更しより細かい内容を記述できるようになったが、評価表の内容だけでは事業の詳細がわからないという指摘もあり、記載事項を詰め込みすぎないよう留意しながら適切な評価ができるわかりやすい評価表について検討していく。 ・より多くの方に傍聴してもらえよう、周知の方法等について工夫が必要である。	検討・見直し	①評価する事業の単位については、予算に反映するなどの活用を図るため、基本的には予算の単位に合わせているが、市民にも分かりやすく、本市にとっても活用しやすい評価単位について引き続き検討していく。また、よりわかりやすい評価表の作成、より多くの人に傍聴していただけるような周知方法の工夫にも努めていく。 ②市民の視点の一層の充実や、より上位の施策について評価する視点を加えるなど、外部評価の今後のあり方について検討していく。	未実施		未実施		
21	行政経営審議会運営事業	企画部	行政管理課	H17	-	〔目的〕 社会経済情勢の変化に的確に対応し、最少の経費で最大の効果を挙げることのできる行政運営を市民の視点に立って推進する。 〔手段〕 行政改革の推進その他の市政に関する重要事項について、市の主体的取組を展開するに当たり、公募市民を含めた外部有識者で構成する審議会の多角的で総合的な観点からの知見を参考活用するとともに、その審議内容を広く市民に公表する。	高	高	高	高	日	・市政の多岐にわたる分野が審議の対象となるため、審議会から有益な意見をいただけるよう、わかりやすい資料の作成や説明等を工夫していく必要がある。 ・議題の内容に応じて説明員を限定するなど審議会の効率的な運営を図る必要がある。	検討・見直し	①行政改革や行政評価の取組の推進に向けてより一層効率的で効果的な会議運営を図る。 ②審議会でもいただいた意見等を行政運営に的確に生かせるよう、各課との連携・調整等に取り組んでいく。	未実施		未実施		
22	総合行政情報化推進事業	企画部	情報統計課	H13	-	〔目的〕 ①内部事務の効率化・高度化を図り、効率的な人員配置による行政経営の改善を図る。 ②市町村共同事業を推進し行政全体の情報化を進める。 ③業務改善、事務処理の迅速化・効率化を進める。④情報セキュリティレベルの向上を図る。 〔手段〕 ①情報化推進計画第3次アクションプランに基づき内部事務システムの改善に取り組む。 ②総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用を図る。 ③情報化研修を計画的に実施する。 ④情報セキュリティポリシーに基づいたPDCAサイクルを継続的に実施する。	低	高	高	低	日	この事業については、先行投資もしくは基盤整備的な性質のものであり、即時に効果が現れるものではないため、具体的な成果を示すことは困難である。また、情報セキュリティにおいては、絶対的な対策がなく、その成果においても十分な成果というものがなく、時々刻々と変化する社会環境の中で情報セキュリティ強化のための継続的な対策の実施が必要である。	検討・見直し	①内部事務システムの効率化・高度化を図り、市民ニーズに根ざした情報化施策の展開によるサービス向上を目指す。情報セキュリティ外部監査を取り入れた形でPDCAサイクルによるセキュリティの維持改善を図っていく。また、平成27年度から3年間の推進計画である第4次アクションプランの実施を行っていく。 ②電子申請の普及促進など、電子自治体の整備を目指す。また、情報資産を様々な脅威から守るために、情報セキュリティ強化の仕組みを継続的に実施し、セキュリティレベルの向上を目指すしていく。	25日	<b>事業概要</b> 本事業は、①内部事務の効率化・高度化を図り、効率的な人員配置による行政運営の改善を図る、②市町村共同事業を推進し行政全体の情報化を進める、③業務改善、事務処理の迅速化を進める、④情報セキュリティレベルの向上を図るため、a情報化推進計画第3次アクションプランに基づき内部事務システムの改善に取り組む、b総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用を図る、c情報化研修を計画的に実施する、d情報セキュリティポリシーに基づいたPDCAサイクルを継続的に実施する、等に取り組むものである。本市では、平成17年に情報推進計画を策定以降、情報化の推進を進めており、現在の計画は、平成24年度に策定された情報化推進計画第3次アクションプランで、同プランには42の施策が示されている。 <b>必要性</b> 行政運営における情報化、電子化の推進は、官民で進められており、その意味からも不可欠な取組みであることは理解できる。しかし、本事業の目的において掲げる①内部事務の効率化・高度化を図り、効率的な人員配置による行政運営の改善を図る、②市町村共同事業を推進し行政全体の情報化を進める、③業務改善、事務処理の迅速化を進める、といった点の前提となる課題や目標水準、現状について確認できず、その取組みの妥当性について判断することが困難である。その一つの理由としては、本事業が複数の要素によって構成されており、一つの事業として評価する対象とすることが困難であることにも関係する。従って、まずは、評価を対象とした適切な事業単位に再構成することが必要である。官民において情報化が進展する中、行政運営においても情報化を導入、進展させることは必要かつ有効であるが、その対策の目的、到達点、成果及びその把握方法については、厳格に検討して設定する必要がある。また、評価表中の「市民ニーズに根ざした情報化施策」については、消極的ではなく、積極的な意味として、行動を具体化すべきである。 <b>効率的性</b> システムの開発、導入、維持管理には大きなコストを要する一方で、その改善のための取組みについては特段確認することができなかった。評価表に示しているように、担当課においては、この点が漠然とした課題と認識しているようであるが、具体的な対策、方針等を早急に策定して、改革・改善に努めることが必要である。 <b>有効性・成果指標</b> 現状の成果指標は、事業の進捗率を計るもので、厳密には成果とは言いがたい。しかし、ヒアリングにおいて提出された「ネットワーク障害件数」「情報化研修受講者のアンケートで「今後の業務に役立つ」との回答」「業務継続計画セミナーのアンケートで「セミナー受講後の効果」の問いに有益であるとの回答」「セキュリティ事故の発生件数」「電子申請の申請件数」などについては、担当課が所管する業務の成果を評価する指標としては適当である。その他、情報化推進計画第3次アクションプランに掲げる42の施策の評価については、早急に対応すべきである。このように事業の成果の一部については評価が行われてはいるものの、本事業の成果の測定について、その多くが未着手というのが実態である。本事業の活りが大きいことから、事業の成果として特定の成果指標の設定は確かに困難であるが、情報化そのものが行政内部を対象、顧客としてみなしており、アクションプランに掲げる事項の実行は事業担当課の協力が前提であることから、事務事業評価のレベルにおいては、事業が掲げる目的に照らして、情報化によって、内部事務の効率化・高度化を図られたか、等によって、アンケート等を通じて、その成果を測ることが有効である。 その他に、職員のITリテラシーの向上度合いや情報化による利用者の利便性の向上に着目して、利用者の声、意見を基に指標化を検討することも考えられる。官民で進む情報化であるが、それらの優良事例を研究する等を通じて、本市における情報化の有効性、また効率性を高める工夫を検討することも必要である。 《参考》平成19年度外部評価：B	情報化研修、セキュリティ研修受講後、一定の期間をおき、再度アンケートを実施し、事務改善・事務処理の迅速化、セキュリティレベルの向上がなされたかの成果を測る。またその結果により実施内容、対策等を検討する。	整理済	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価						19	総合評価		実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度							9. 総合評価		
A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	13. 外部評価を受けた対応等														
23	電算運用事業	企画部	情報統計課			S42	-	〔目的〕 市民サービスの充実を図るため、マルチアクセス環境を実現し、ワンストップ・ノンストップサービスの実現を図る。また、事務の効率化を推進するため、電算化を進める。 〔手段〕 インターネット技術を利用したWebシステムにより同時に多くの者が、システムにアクセスできる環境を作り、その安定稼働を図る。また、スムーズなシステム間の連携を実現することにより事務の効率化を推進する。	高	低	高	低	B	システムの新規導入や改修に併せて、事務の効率化を推進する。事業の一部について、可能な限り外部委託を推進すること。	検討・見直し	①システム改修に併せて事務の効率化を検討改善を図る。 ②事業のアウトソーシングの可能性について検討し、情報系ネットワークとの統合についても調査を行い事務処理の効率化を図る。	19	B	ワンストップ・ノンストップサービスの充実を図るなど、市民サービス向上に向けた姿勢が充分にうかがわれる。今後も継続して、事業費の削減努力をすることは重要である。 将来的には、国の共通基盤整備状況を見つつも、他自治体との共同利用やASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー・組織内に業務ソフトを持たずにインターネットを介してソフトを時間借りして使用するサービス)の導入も視野に入れて、さらなる業務改革を推進に期待する。
24	庁内LAN運用事業	企画部	情報統計課	H10	-	〔目的〕 庁内に保有する様々な情報を体系的に蓄積・管理し、各部門の職員が情報共有・交流ができる情報通信基盤として、さらには、市民サービスの向上や電子自治体の実現に向けた共通基盤として、庁内情報通信の高機能化と高度利用を推進する。また、行政事務の簡素化・効率化を図る。 〔手段〕 必要な職員に対して一人一台の割合でパソコンを配備。グループウェア、財務会計システム及び庶務事務システム等の内部事務関連システムの利用	高	高	高	高	B	安定性と安全性の確保と調運コスト抑制の両立	検討・見直し	①H26に導入した地域イントラネットにおいて実施するSLA運用評価の1年間運用した実績から、SLA指標値を見直し、より安定的な運用に取り組んでいく。 ②全庁ネットワークの無線化、学校系ネットワークとの運用の統合を図り、効率化・コスト削減を図る。	23	B	職員用パソコン、サーバ、ネットワーク機器、グループウェア、財務会計システム及び庶務事務システム等、内部事務関連のシステムを運用し、職員間の情報共有基盤や電子自治体の実現に向けた共通基盤として、庁内情報通信の高機能化と高度利用を推進するとともに、行政事務の簡素化・効率化を図る事業である。 職員間の情報共有や業務効率化を促進し、限られた職員数で多様化する住民ニーズに応えていくためには、ITの効果的な活用が重要であり、当該事業の必要性は認められる。 しかしながら、多くの情報システムは、新規導入、導入後の安定的なシステム運用、耐用年数の到来による機器更改など、総じて多額の費用が必要となる場面が多い。こうした資源の投入が、当該事業の目的を達成し、かつ投資以上の効果を得られるように、システムの最適化、ネットワーク統合、調達方法や契約内容の見直し実施などについて、可及的速やかに取り組むことが必要である。なお、情報通信機器に関するさまざまな費用については、近隣市等の状況を踏まえたベンチマークを設定し、比較・検証を行うことを提案したい。 事業目的を達成するためには、適切な活動指標・成果指標の設定が不可欠であることを踏まえ、現状の各指標については見直しが必要である。 成果指標として設定されている「職員パソコン普及率」は、それが100%を達成しても、事業目的と照らし合わせた場合、無意味なものである。したがって、高機能化や高度利用、行政事務簡素化・効率化の各進捗状況を成果指標として設定されることを検討された。 例えば、「高機能化・高度利用」については、職員からICTを活用した業務改善提案を募集し、それを具現化した件数、「行政事務簡素化・効率化」については、業務プロセスの「見える化」を進め、システム化できる業務を明確化した上で、「システム移行済み業務/システム移行可能業務」等により数値化することが挙げられる。 また、活動指標については、「職員用端末1台についての1日または1か月あたりの稼働率」、「システム運用率(1日の業務時間を100とし、システムが問題なく運用できた時間の割合)」などを用いることを検討された。 東日本大震災を受けて、自治体の業務継続に対する社会全体の関心が高まっている。IT部門における業務継続計画のみならず、市役所全体の業務継続計画についても、情報政策部門がリーダーシップを発揮し、早期策定に努められたい。	整理済	成果指標においてシステムの稼働率を測り安定運用の指標とした。
25	統計調査事業	企画部	情報統計課	-	-	〔目的〕 基幹統計調査は、国や自治体等の各種行政施策の策定等に必要不可欠な基礎資料を得るため、国が実施主体となり実施しているもので、市は、法定受託事務となっている各種統計調査の一部の事務(調査員の選出、調査票の配布・収集・審査等)を実施している。 〔手段〕 各種統計調査の円滑化と正確性を確保するため、広報による調査客体へのPRを行うほか、調査活動で重要な役割を担う統計調査員の確保と統計調査員の資質の向上を図る。	高	高	高	高	B	市民のプライバシー意識の高まりにより、年々、調査が難しくなっている。 あわせて、調査員の質・量の低下によって、統計調査の正確性の確保が難しくなっている。	検討・見直し	①調査の趣旨や必要性を理解していただくように、国・県と協力して広報活動を充実させていく。 ②調査員の質・量の確保を行う。 質の確保としては、主に新人の調査員を対象に、研修などを行えないが検討していく。 量の確保としては、調査員の分布を見ながら、不足している地域に重点を置いて、募集をかける。	18	B	法定受託事務として、市でコントロールできる領域に限りがある。長期的視野で統計調査事業のあり方や進め方について広く意見を取り入れ、改善していく必要がある。	整理済	職員は、効率的・適切に対応能力のアップにつながるように、各研修や説明会等への積極的な参加に努めた。
26	公有財産管理事業	企画部	財産管理課	-	-	〔目的〕 公有財産は行政の経営資源であるとの認識の下、全ての公有財産についての使用実態把握を行い、新たな行政サービスの経営資源として効率的な利活用を図る。 〔手段〕 公有財産の有効活用の促進及び処分と併せて財産の適正管理を遂行する。 公有財産の登記、財産台帳の登録及び取得財産の指定・分明確にし財産を管理、保全する。	高	高	高	高	A	未利用の財産については、売却や貸付等の有効な活用により財源の確保を図る。また、行政財産の貸付においては、新規及び使用許可を行っているものについて見直しを行い、貸付に移行することで蔵入の増収を図る。	現状維持	①小規模・不整形な未利用地を隣接地権者に売却するとともに、将来的に利用が見込めない遊休地については、公売等を行い処分する。併せて、行政財産の使用許可等を見直し、余剰スペース等がある場所については、貸付に移行することで財源の確保を図る。 ②普通財産の土地及び建物の貸付料を定期的に見直しをするとともに、保有資産の活用目的別に分類・管理し、資産の有効活用を推進する。	24	B	公有財産を効率的に利活用するため、公有財産の登記、財産台帳の整理により財産の適正な管理・保全を行うほか、未利用地(普通財産)等の売却・貸付等を推進する事業である。 本事業の主な業務内容は登記に関する事務と普通財産の適正管理であるが、それらの業務は概ね適正に行われている。 また、平成18年の地方自治法改正により、行政財産の余裕部分について貸付が可能となったが、本事業では、施設壁面の広告掲載や自動販売機の設置により、一定の使用料・賃料収入を得ていることは評価できる。ただし、市の職員が行っている登記手続きについては、司法書士等へ委託した場合のコストを把握し、人件費の削減が可能であるか確認された。 事務事業評価表の人工数は5.0人となっているが、他の事務事業を兼務している者も全て1人としてカウントしているため値が過大である。評価表は市民に公表されるものであることを認識し、次年度以降、正確に記入するよう留意されたい。 現時点で採用している活動指標、成果指標は改善に向けた各種取組の状況が把握できるものとなっており、見直しが必要である。成果指標の「土地売却面積」、「登記嘱託件数」については事業の活動結果であるため活動指標に変更された。成果指標には、「普通財産の売却進捗率(売却した土地/売却を予定している土地)」を提案するので妥当性を検討された。 事業自体は適正に実施されているものの、現状の取組みだけでは「公有財産は経営資源であるとの認識のもと(中略)効率的な利活用を図る」という事業目的を実現することはできない。今後は、一層の少子高齢化が進み、財源の減少や余剰施設が発生することが予想される。そうしたなかで、公有財産を経営資源として有効に活用するためには、「ファンリティ・マネジメント」や「PRE(公的不動産戦略)」の概念を導入し、市が所有する全ての資産を全庁横断的に活用していく必要がある。 全国の多くの市町村でも同様の認識のもと、公有財産の利活用に関する包括的な方針や計画等を策定し、資産経営の観点から積極的な取組みを開始している。越谷市においても、早期に明確な方針が示されることを期待したい。 《参考》平成18年度外部評価:B	整理済	外部評価で指摘された、活動指標及び成果指標の見直しを行った。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 有効性	(3) 効率性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
27	人権推進事業	企画部	人権・男女共同参画推進課	S51	-	〔目的〕 あらゆる人権問題の解決に向けて、関係機関(団体等)との連携のもと、人権が尊重される差別のない明るい地域社会の創造をめざす。 〔手段〕 関係各課が主催する各種研修会や講演会等の開催を企画し、調整するとともに、関係機関等が開催する各種事業に参加し、人権教育・人権啓発の推進を図る。	高	高	低	高	B	人権意識が高くなっていると感じる市民の割合は、前回と比べ上昇したが十分ではない。(H24:38・8% → H26:41・8%) また、“ヘイトスピーチ”などの新たな人権問題への対応が求められている。	検討・見直し	①市民の人権意識を高めるため、人権教育・人権啓発に関する調査・研究を継続していく。 ②互いに認め合い人権を尊重する社会を実現するため、第2次越谷市人権施策推進指針に位置づけられた施策の推進を図るとともに、“ヘイトスピーチ”などの新たな人権問題への対応について検討していく。	未実施	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	未実施		
28	人権擁護事業	企画部	人権・男女共同参画推進課	S37	-	〔目的〕 市民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図る。 〔手段〕 市民が抱える人権問題に対し、人権擁護委員による人権相談を実施する。特に人権侵害事件については、調査及び情報収集を行い、関係機関への動告等の適切な処置をし、その救済を図る。さらに、人権啓発事業を通して自由人権思想の普及高揚を図る。	高	高	高	高	B	人権問題で悩みのある市民をより多く救済するため、様々な方法により人権相談所の周知を図る必要がある。	検討・見直し	①人権相談所の開設について、広報紙やホームページに加え、さまざまな啓発活動等の機会において、積極的な周知に取り組む。 ②関係機関との連携を強化し、人権擁護体制の充実を図る。	20	B	11名の人権擁護委員の活動を支援する事業である。平成20年度より相談回数を増やすなどの努力をされていることは評価に値する。 市職員と人権擁護委員との全体協議会を更に積極活用され、人権擁護委員の知見を市職員が活用できる工夫をしていただきたい。	整理 済	人権相談所の開設回数については、平成20年度に月2回に増やしてから変更していないが、今後についても、現在の相談体制を充実させていきたい。 人権擁護委員協議会との連携については、人権相談に限らず、小・中学校や幼稚園等での人権啓発活動においても協力体制を整えており、人権擁護委員の経験や知見を活かした啓発活動の充実を図っている。
29	男女共同参画推進委員会運営事業	企画部	人権・男女共同参画推進課	H17	-	〔目的〕 基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、男女共同参画社会の実現を図る。 〔手段〕 審議会である男女共同参画推進委員会を開催する。	高	高	高	高	A	男女共同参画社会の実現に向けた施策を適正に推進するため、引き続き本委員会の効果的な運営に努める。	現状維持	①男女共同参画社会の実現に向け、本委員会の効果的かつ効率的な運営を行う。	27	B	越谷市の男女共同参画社会の実現のため、「越谷市男女共同参画推進条例」に基づいて設置された男女共同参画推進委員会(以下、委員会)を運営するための事業である。 委員会の主な役割の一つ目としては、市長の求めに応じて重要事項についての審議を行うことである。平成26年度においては、市の求めに応じて会議が2回開催された。会議においては、前年度に実施した施策の実績などをまとめた年次報告書の審議のほか、越谷市男女共同参画計画の見直しについての議事が行われた。二つ目の役割としては、委員会側が必要に応じて議題を提起し、調査審議して市長に意見を述べることである。こちらは平成26年度は該当がなく、また前年、前々年において未開催されていない。委員会には市側が把握していない問題点や課題を発掘することも期待されていると思われるので、市が実施する男女共同参画推進に関する取組状況をわかりやすく情報提供するなど、委員会が問題提起をしやすい環境を作るよう努められたい。 また、第二期実施計画には、男女共同参画社会の実現のために実施する合計107事業が位置づけられており、委員会はその進捗状況や評価などを審議している。しかしながら、これらの事業は非常に範囲が多岐にわたり、多くの論点が含まれている。事務局は委員会運営において、論点の事前整理、提示資料の工夫、討議テーマの絞り込みなど工夫し、限られた時間において効果的で効率的な議論ができるよう工夫されたい。 男女共同参画社会の実現には、市民一人一人が関心を持ち、各人が個人対個人・家庭内・社会のなかで意識を高めていくことが必要である。市の取り組みと同時に委員会の関与についても広く市民にPRし、関心を高めていくよう努力されたい。 活動指標については、委員会が発議する議題件数等委員会の活動が具体的にわかる指標を、成果指標については意見・提言件数に対する目標設定等委員会の推進効果が見えるような指標を検討されたい。	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	
30	男女共同参画苦情処理委員運営事業	企画部	人権・男女共同参画推進課	H17	-	〔目的〕 市の施策や男女共同参画の推進を妨げると認められる事業の苦情を処理し、男女共同参画の推進を図る。 〔手段〕 男女共同参画の推進に優れた識見を有する者で市長から委嘱された苦情処理委員が苦情を受け付け、適切かつ迅速に調査等を行う。	高	高	低	高	B	苦情の申出はここ数年ないが、潜在的には存在していると認識している。今後も本制度の周知強化に努める必要がある。	検討・見直し	①②あらゆる広報媒体や機会を通じて本制度を周知するとともに、より利用しやすい制度となるよう引き続き検討していく。	21	B	本事業が対象とする苦情処理は以下の2つである。 ①男女共同参画の推進に関する市の施策に対する苦情 ②男女共同参画の推進を妨げると認められる事業に対する苦情 本事業の開始年度は平成17年度であるが、平成20年度までの処理件数は3件である。事業の件数は必ずしも多くはないが、男女共同参画を推進し、住民主導の自治を考える上で、本事業の意義がある。 しかし、本事業の進め方においては、いくつか課題がある。 制度を説明したパンフレットは、どちらかといえば、制度の説明のみに終始しており、利用者の立場になって書かれていない。特に、利用者に対するメリットの記述がなく、利用しようとする動機につながるとは思わない。 また、苦情をあげるには、「男女共同参画に関する苦情申し出書」に記入する必要があり、このことが申し出をしようとする際の大きな負担になると考えられる。支援を必要とする市民にとって、利用しやすい手続とすることを希望する。	平成21年度の外部評価で指摘を受けた、苦情処理委員のPRリーフレットが分かりにくいという意見については、在庫がなくなった次回リニューアル時に指摘を反映した内容に作り変えることとする。なお、市のホームページでは、指摘を反映した内容に修正した。また、申し出手続きの煩雑軽減に関する意見については、電子申請や口頭での申請を可能としたことに対応した。	



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							9. 総合評価						総合評価	実施年度				
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称	
31	自立支援事業	企画部	人権・男女共同参画推進課	H17	-	〔目的〕 女性の精神的・経済的・社会的な自立のための支援事業を行う。 〔手段〕 自立を目指す女性の支援に関する事業を市民団体等と協働で実施する。	高	高	高	低	B	社会的な自立に向けて支援を必要とする女性に対して、本事業の周知を強化する必要がある。	検討・見直し	①②支援を必要とする女性に対する適切な周知方法について今後も検討していくとともに、さまざまなニーズに対応したきめ細かな支援を行っていく。	未実施		未実施	
32	男女共同参画推進事務事業	企画部	人権・男女共同参画推進課	-	-	〔目的〕 男女共同参画の推進に関する意識啓発を行う。 〔手段〕 リーフレット等の作成や職員対象の研修等を行う。	低	高	高	高	B	人々の中に根強く残る固定的な性別役割分担意識を解消するため、手法などを工夫しながら継続して行うことが重要である。	検討・見直し	①② 意識啓発に関する取組は、継続することが重要である。その際、他の関連事業(男女共同参画支援センター管理運営事業など)と連携しながら、効果的な手法などを検討していく。	22	越谷市男女共同参画推進条例と越谷市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者と市が協働し、男女共同参画をより一層推進するための事業であり、男女がお互いの人権を尊重しながらパートナーとしてあらゆる分野で活動に参画できる社会を実現していくために必要な事業である。 そのために21年度は主に以下の事業内容を実施した。 ①DV相談窓口案内カードの作成 ②職員対象の研修(年3回) ③男女共同参画行政推進会議の事務局事務 ①については、医療機関や公共施設に配架するだけでなく、より該当者に確実に周知できる施設等における配布など、さらに効果が上がるような取り組みを進められた。 ②については、職員の男女共同参画意識を啓発し、その向上を図る事業であるため、事業実施後の振り返りの効果測定が不可欠であるといえる。たとえば、職員対象の研修から一定期間(半年程度)経過した後、研修内容の習得度や意識の変化について調査を行い、必要があれば再研修を行うなど、年度を重ねるごとに効果が向上している事業となるよう工夫された。 ③については、男女共同参画行政推進会議事務局として、各課実施事業の評価検証を実施するのみならず、例えば、女性の能力活用や職域拡大のため、積極的な取組を行っている事業所、家庭生活と職業生活の両立を支援するための制度が制定及び活用されている事業所など、男女が共同して参画することができる職場づくりに取り組んでいる市内の事業所を表彰し、広く市民に周知する制度の実施を先導していく取組について導入を検討されたい。市民の多くが事業所で勤務している実情を鑑みれば、事業所における男女共同参画の推進や女性の就労環境整備促進は優先すべき課題といえる。 男女共同参画推進事務事業の目的に立ち返って考えれば、現在実施されている事業の他にも実施すべき事務事業は多いと考えられる。男女共同参画の施策を推進、取りまとめする主管課である以上、事業目的を達成する手段としての新たな事務事業について積極的に企画・検討し、実施についても各課との適切な役割分担をした上で一部については、本事業の実施項目とすべきである。 成果指標については、女性委員の任用率は他の事業で指標として使用しているとのことであるが、本事業の指標としても適切であると考えられるので活用されたい。さらに、男女共同参画に対する市民の意識がどう高まっているのかなど、アンケートなどを通じて実際の事業の効果が把握できる指標がより適切と考えられる。	22	DV相談窓口案内カードの配布方法についての指摘については、庁内での女性用トイレに設置し、定期的に補充している。また、デザインについては、相談員の意見を参考に見直しを行った。
33	男女共同参画支援センター管理運営事業	企画部	人権・男女共同参画推進課	H21	-	〔目的〕 男女共同参画推進の拠点施設として、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援することにより、男女共同参画を推進する。 〔手段〕 指定管理者であるNPOの持つ専門性の高い知識やノウハウを活用した運営を行う。	高	高	高	高	B	事業目的に則した効果的・効率的な管理運営に努める。	検討・見直し	①②男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに進めるために、指定管理者との連携強化に努めている。	23	男女共同参加参画の推進を図ることを目的として設置されている男女共同参画支援センター「ほっと越谷」の施設管理や当該施設で実施する事業を、指定管理者への委託により行う事業である。 越谷市男女共同参画支援センター指定管理者基本協定書等に基づく、指定管理者による施設管理及び男女共同参画の推進に向けた各種事業の推進は、同者が作成する事業報告書から、良好に行われているかと判断できる。 一方、指定管理者を監視監督する立場にある市側の取り組み姿勢については、より効率的な管理運営の実現や不断に政策目標実現に向けた確認を実施していく必要があることから、大幅に改善余地がある。 まず、指定管理者への委託料について、指定管理者が提出した収支計算書から実態を把握する体制は確保されているものの、「市の政策・方針に合致した事業費等の使い方がなされているか」に関する確認方法が確立されていない。また、費用の妥当性について、直當時の実績値や近隣の類似施設等を参考に限度額を設定している点は評価できるが、その費用の詳細については、他の施設とのコスト比較等を通じたコスト削減に努めているとはいえない。担当課自ら経費の詳細内容を把握し、その妥当性を確認・精査する必要がある。 指定管理者の活動を把握するため、指定管理者からの事業報告書(月次及び年度毎)の提出や、聞き取り調査、担当課職員による現地確認、全庁的な指定管理者の評価制度における独自評価項目の設定などを実施している点は評価できる。 しかしながら、当該センターの活動がソフト事業中心であることを踏まえると、指定管理者が行う当該センターの運営事業内容が市の男女共同参画推進という政策目標に合致しているのか、軌道修正する点はないのか、などを評価することが担当課の役割として求められる。全庁的なマネジメントの仕組みの中での評価にとどまらず、担当課自ら評価シートを作成し、指定管理業務が総合振興計画の掲げる政策目標・施策目標に合致しているかを継続的に確認する取り組みが必要である。 このほか、利用者アンケートの設計は、市と指定管理者が協議して行っているとのことであるが、利用者アンケートを通じて、指定管理者が行う活動内容が、市の政策目標である男女共同参画推進に合致しているかを確認する必要があるため、当該アンケートの設計は市が自ら行うべきである。 指定管理者を監視監督する立場として、独自に設計した評価シートやアンケート調査等により、基本協定書等に基づく事業内容を自ら評価・管理するなど、マネジメントの強化に努められたい。 特に、次年度以降は、指定管理者の選定見直しにより、指定期間が現行の3年から5年に延長されるとのことである。これまでに市に市の主体性と独自性を発揮し、男女共同参画推進のために、市が理想とする事業が行われているか、確認することに努められたい。 なお、当該事業の事業目的が「男女共同参画の推進」であることを踏まえると、男女共同参画に対する市民の理解度や、事業所での実践状況等を成果指標として用いることを提案したい。	23	平成24年度の外部評価で指摘を受けた事業目的を踏まえて成果指標の設定について、市民や事業者の男女共同参画推進の取組支援に関する実施状況を示すものとして、新たに「男女共同参画推進センター登録団体数」を成果指標に設定した。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							9. 総合評価						総合評価	実施年度				
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	外部評価コメント	※【 】は、補助金等名称
34	男女共同参画相談事業	企画部	人権・男女参画推進課	H13	-	〔目的〕 女性の生き方やDV被害等について、専門家による電話・面接相談を実施し、女性の自立に伴う自己決定ができるまでの支援を行うことにより、相談者の孤立化を防止し、自立への支援の充実を図る。 〔手段〕 相談業務委託により、電話・面接相談を行う。	高	高	高	高	B	相談を希望している方に窓口情報を適切に提供すること。	検討・見直し	①平成27年10月開設予定の「配偶者暴力相談支援センター」を適正に運営するとともに、本センターの周知を図る。 ②本センターの利用について周知を強化するとともに、関係機関との連携強化や支援の拡充について検討する。	21	女性を対象として、DV被害者や生き方についての悩みについて、専門家による電話相談、面接相談を行う事業である。相談件数も800件を超え、市民の認識も高まっており、本事業を推進する意義は認められる。事業を説明する目的で、名刺大のチラシが用意されているが、使用されている用語がカタカナやアルファベットであり、理解しづらい内容となっている。例えば、「気づきにくいコントロール」について、担当課の意図する意味は、「暴力を受け続けるうちに、知らぬ間に暴力を振るう側の支配下に置かれてしまう、相手の思い通りに行動するよう仕向けられてしまう。」ということであったが、そのような意味はチラシの文面からは読み取れない。また、「DV」は、最近では多くの人が耳にする言葉であるにしても、年配の人などには、やはり馴染みがない可能性がある。「DV」についても、このチラシのどこかに目立つように日本語での表現が必要である。	整理済	DV相談窓口案内カードの内容について、平成21年度に指摘を踏まえて修正した。
35	法制・訟務事務事業	総務部	文書法規課	-	-	〔目的〕 行政法を中心とした法律問題に係る顧問弁護士相談その他の法律問題に係る法律相談を行うとともに、訴訟における代理人を依頼し、個別業務を支援する。 〔手段〕 ①顧問弁護士相談 ②法律相談 ③訴訟事務	高	低	高	高	A	自治体職員の政策法務能力の向上が求められていることから、研修事業と連携して行政運営上の新たな課題等に対する法令研修を実施することにより、法制・訟務事務に関する知識の習得が必要である。	現状維持	①②直面する行政課題に対応した継続的な研修の実施	27	市役所庁内の各業務で提起される法的課題について、顧問弁護士等に相談する体制を整えるとともに、訴訟における対応について各個別業務を支援する事業である。また、日常の庁内の法的課題に関する相談、職員に対する法務研修等も具体的な事業の内容として実施されている。 業務のさまざまな場面で起きる法的課題については、それに当たる各職員の法務知識が備わっていることで、より迅速で効率的な課題解決につながるものと思われる。そのために、各職場での職員の法務能力向上は重要な目標となり得るものであり、継続的・定期的な研修等を行うことが必要と考えられる。各職場ではそれぞれ日々の日常業務で研修時間を確保することは困難な点も推測されるが、法規担当課においては、職員が効果的・効率的に法務能力向上が図れる仕組みを整備することについて、引き続き実施できるよう努められたい。 さらに、各職場において法律に関する問題が発生したときの体制の整備について、各職員が対応しやすく、また迅速に動けるような仕組みについても効率化が図れるよう実施されたい。 また、今後の市全般の業務を行ううえで全庁が参考となるよう、相談のあったものについては可能な限り記録を残して整理し、合わせて、さらなる効率化が図れるよう当該相談記録をデータベース化し庁内LANなどで情報共有ができるようにするなど工夫されたい。また、類似の問題を抱える市民にとって参考となるよう、行政サービスの一環として、市で起きた法律問題や議論、訴訟の記録・経過などについて、プライバシーに配慮しつつ市民も可能な限り閲覧することができるよう検討をされたい。	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	
36	法令等管理事業	総務部	文書法規課	-	-	〔目的〕 条例等例規の検索、改正事務を効率的かつ正確に実施するため、全庁的な法令図書等の管理及び法令情報の収集・情報提供を行い、個別業務を支援する。また、市民に身近な条例等の越谷市例規集を公開し、市民サービスの向上に努める。 〔手段〕 ①例規データベースの積極的な運用 ②例規データベースのホームページでの公開 ③加除式図書の管理 ④官報情報検索サービスの効果的な活用	高	高	高	高	A	市民・職員等に対して条例等の法規情報を提供し、相互に情報を共有することは、協働のまちづくりを進めるうえでも必要なことであることから、そのツールとしての利便性の確保に努めなければならない。	現状維持	①②情報提供のためのツールとしての更なる利便性の確保と職員等からの求めに応じ、迅速な対応に努める。	18	<例規データベースシステム事業> 例規をデータベース化し、検索能力を向上させ、職員・市民への利便性を高めることは、これからますます重要になってくる。今後は100冊の例規集印刷物の減冊を含め適正なシステムの運用及び強化に努めてもらいたい。	整理済	平成18年度の外部評価で指摘された台本形式(紙ベース)の例規集の減冊については、必要最小限の冊数とするべく平成24年度に30冊減冊、平成26年度からは台本形式の例規集を廃止し、出力紙(5組)を作成した。また、平成24年6月1日からバージョンアップ版例規データベースシステムを稼働、平成26年度から要綱集をデータベース化し、更なる検索性、利便性の向上を図っている。
37	公文書管理事業	総務部	文書法規課	-	-	〔目的〕 ファイリングシステムの活用等により文書を適正かつ効率的に管理し、事務効率の向上、文書の共有化の推進、情報公開への積極的な対応等を図る。 〔手段〕 ①ファイリングシステムによる適正かつ効率的な文書の整理及び保存 ②本庁の文書庫に収納できない文書の保存業務を文書専用の倉庫業者へ委託 ③文書事務の電子化の基礎となる文書管理システムの導入検討	高	高	高	高	B	ファイリングシステムの適正な運用を維持することを基本とし、エクセル・デジエ等、既存のソフトウェアを活用する等して、文書事務の効率化に努める。併せて、公文書管理法の施行状況・地方自治体の公文書管理法への対応等を注視し、文書管理システムの導入・公文書館機能の整備について所要の検討を加えながら、文書管理制度の見直しを行っている。	検討・見直し	①ファイリングシステムの適正な運用を維持することを基本とし、エクセル・デジエ等、既存のソフトウェアを活用する等して、更なる文書事務の効率化に努める。歴史資料として価値がある公文書の保存・利用の運用方法について、調査・検討を行う。 ②文書管理システムの導入・公文書館機能の整備について所要の検討を加えていく。	17	文書を適正に管理することは重要である。保管する一方で、文書廃棄ルールを定め不要な文書を廃棄した保存対象としないルールを徹底することが重要と考える。 電子ファイリングシステムに移行しても文書管理ルールの重要性は同様であり、管理ルールを全庁で徹底する仕組み作りが求められる。 文書のファイリングシステムの維持管理については、各部署での文書管理体制をさらに徹底するなどして、正規職員2,38人/年の工数を削減する努力を望む。	整理済	電子ファイリングシステムに移行した後も対応できるように平成17年4月に文書管理規程の整備を行った。ファイリングシステムの維持管理については、平成18年度からすべての課においてチェックシートによる自己点検維持管理方式に切り替え、実地指導の委託料や正規職員の工数を削減している。
38	情報公開・個人情報保護制度事業	総務部	文書法規課	-	-	〔目的〕 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るとともに、両制度を一層充実させる。また、公開請求に対する決定や開示・訂正等の請求に対する決定に係る不服申立てについて、公平な審査(権利救済)を行う。 〔手段〕 学識経験者、弁護士等の専門的な知識を有する者や、公募による市民等で組織する第三者機関として、審査会及び審議会を設置し、運営する。	高	高	高	高	A	審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る行政処分に対する救済機関であり、また、審議会は、両制度の適正かつ円滑な運営を確保するためのチェック機能であるが、これまでの運営状況等に照らし、妥当性、効率性、有効性、貢献度等の観点から総合的に判断して、課題はないものと思われる。	現状維持	①②審査会と審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営を監視する役割を担う上で必要不可欠な第三者機関であり、単純に開催回数の増減で費用対効果等を測定することは困難である。したがって、特に課題も見当たらないことから、当面現状を維持するものとする。	20	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために、当該事業は不可欠である。事業費に妥当性があり、審議会委員の改選も適切に実施されている。正規職員の一層の業務効率化を図るべく努力を今後も継続していただきたい。	整理済	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために、当該事業は不可欠であり、今後も正規職員の一層の業務効率化を図るべく努力を継続していく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A	B	C
39	人事管理事業	総務部	人事課	S58	-	〔目的〕 管理職への昇任について、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて、職への適合性を公正に審査し、管理職にふさわしい人材を任用する。 〔手段〕 管理職昇任試験の実施に際し、試験に係る事務の一部(教養・行政判断試験作成及び採点)を専門機関に委託することによって、事務を効率化し、公正な試験を執行する。	高	高	高	高	A	審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る行政処分に対する救済機関であり、また、審議会は、両制度の適正かつ円滑な運営を確保するためのチェック機能であるが、これまでの運営状況等に照らし、妥当性、効率性、有効性、貢献度等の観点から総合的に判断して、課題はないものと思われる。	現状維持	①試験(教養・行政判断試験)の問題作成及び採点については、事務の効率化及び公正性の確保の観点から引き続き業務委託により実施する。 ②職制や昇任の在り方について、今後とも必要に応じ見直しを検討していく。	20	B	試験問題の作成等一部業務の外部委託は、効率化及びコストの観点からも適切である。課題は「良い人材」の育成であり、市の発展にとって最も有効な管理者を先見性を持って任用・育成するための努力をなお一層お願いしたい。また、試験内容の見直しと、任用後の追跡評価等の結果を試験制度にフィードバックすることを望む。	平成21年度に試験内容の一部見直しを行った。なお、集中改革プランに基づき、人事管理制度全般にわたる検討・見直しを進め、平成22年度から新たに人事評価制度を試行することとなった。この人事評価制度の試行・検証を進めていく中で、現行の昇任試験についても、必要に応じ見直しを検討していく。
40	職員採用事業	総務部	人事課	-	-	〔目的〕 市職員の採用にあたって、職務遂行能力を公正・公平に判断し、市民の負担に応えることのできる優秀な人材を確保する。 〔手段〕 学歴に応じた試験問題の作成及び採点を専門機関に委託することで、人件費等のコストを抑制するとともに、客観性・公平性を確保する。	高	高	高	高	A	・有為な人材確保のため、当該事業の妥当性は高い。 ・試験問題の作成及び採点について専門機関に委託することで、試験の公平性・効率性・機密性を確保することができる。	現状維持	①試験の問題作成及び採点については、事務の効率化及び公平性の確保の観点から引き続き業務委託により実施する。 ②求められる人材とその確保の方法について、必要に応じ見直しを検討していく。	19	B	第1次試験を委託化しコスト低減されていることは評価できる。また、第2次試験以降において、市全体の人材ニーズ、長期的な育成計画の視点から見た新規採用への要望を取り入れ、対応されていることも評価できる。 第1次試験業者に対し、市としての要望を伝える場をさらに活用する必要がある。また、総合成績のみでなく、科目別の成績を開示するよう求めていくことを望む。	採用試験に係る問題の作成から採点について、外部の専門業者に委託して実施しており、市としての要望を伝えるべく、委託業者と協議の機会を設け、緊密に連携を図りながら事業を遂行することとしている。
41	職員表彰事業	総務部	人事課	-	-	〔目的〕 永年勤続等の職員に対し、多年の勤続の労をねぎらうことにより、士気を高め公務の能率を向上させる。 〔手段〕 永年勤続等の職員に対し、市長から表彰状を授与する。	低	高	高	高	B	従来行っていた銀杯の贈呈は、平成16年度から廃止しており、現在は表彰状の授与と記念写真等のみとして最小限の経費で実施している。今後、さらに職員の士気高揚に資する効果的な制度を検討していくことも必要である。	検討・見直し	①②従来行っていた銀杯の贈呈については、平成16年度から廃止しており、現在は表彰状の授与と記念写真等のみとして最小限の経費で実施している。今後、さらに職員の士気高揚に資する効果的な制度を検討していくことも必要である。	19	C	表彰制度の運用が長年継続しており、永年勤続表彰に偏した運用となっているように見受けられる。表彰制度の本来の意味に立ち返り、ひとりの職員を表彰することにより多くの職員が活性化するための制度としての運用の再検討を望む。	集中改革プランに基づき、人事管理制度全般にわたる検討・見直しを進め、平成22年度から新たに人事評価制度を試行することとなった。この人事評価制度の試行・検証を進めていく中で、現行の表彰制度についても、必要に応じ見直しを検討していく。
42	職員研修事業	総務部	人事課	-	-	〔目的〕 職員個々の能力及び意欲の向上を図る。 〔手段〕 各階層に必要な知識をはじめ、法令に関する専門知識等の習得を図るとともに、民間・公的機関等への派遣や自己啓発の促進を図る。	高	高	高	高	B	行政課題の高度化に伴い、職員に求められる能力も高度化・専門化していることから、長期的な人材育成システムの一環である研修のあり方について、必要に応じ見直しを検討していくことが必要である。	検討・見直し	①職員の現状と課題を踏まえ、求められる能力養成に向け、効果的な研修を実施していく。 ②行政課題の高度化に伴い、職員に求められる能力も高度化・専門化していることから、長期的な人材育成システムの一環である研修のあり方について、必要に応じ見直しを検討していく。	18	B	今後、職員の専門性向上や意識改革を図るために、職員研修は重要である。人事管理制度と連動させた研修制度を早急に確立させる必要がある。また、活動結果及び成果に関し適切な指標を設定し、研修の成果を直接的に把握できるものにする必要がある。	研修制度は人事管理制度における重要な構成要素の一つである。したがって、各階層ごとの職員にそれぞれ必要とされる基本的な知識の習得や問題・課題に対する対応能力・解決能力等の習得を図ることを基本とし、研修の効果については、一挙一タにこれを把握することは難しい面もあるが、研修後に受講者から提出される「復命書」により定性的な把握に努めている。
43	安全衛生事業	総務部	安全管理課	-	-	〔目的〕 職場において職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進する。 〔手段〕 公務災害や疾病の未然防止に努め、公務能率の向上を図る。 (健康診断・健康相談の実施、福利厚生事業等の実施)	高	高	高	高	B	職員の健康の保持、増進を図るべく、健診受診率の確保に努めていく。福利厚生事業については、コスト意識を持って効果的にかつ社会情勢の動向を踏まえ、見直し等を行っていく必要がある。	検討・見直し	①労働安全対策の更なる充実を図る。福利厚生事業については、方法等の見直しを行っていく。健診未実施者に対する受診勧奨を徹底する。 義務化された「ストレスチェック事業」を構築し、メンタルヘルスケアを促進するとともに、メンタルヘルス不調者の早期発見、早期対応を図っていく。 ②快適な職場作り、メンタルヘルス不調者の減少、公務災害の減少等を進めていく。	17 18	C B	＜職員被服貸与事業＞ ケールビズが普及してきている社会的傾向を考慮すれば、制服が規律を維持するという意識は薄れている。制服着用を義務付けている規定を見直し、必要な部署の必要な担当者の方に制服を貸与するよう再検討することを望む。 市民サービスの維持の点については、名札の着用や腕章の利用などの代替手段によるサービスレベルの維持を検討し、経費の大幅削減を望む。 ＜健康管理事業＞ 職員の受診率100%達成及び、事後のフォローを徹底し、職員の予防医療を高める必要がある。また、メンタルヘルスへのきめ細かな対応が求められる。	健診未受診者に対する受診勧奨通知や、人間ドック等助成金制度の周知により、健診受診率の向上に努めている。 また、メンタルヘルスについては、事業所におけるメンタルヘルスケアの基本的な考え方(4つのケア)の体制を整備している。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 有効性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少なく事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
44	電子入札システム事業	総務部	契約課	H15	-	〔目的〕 入札手続の透明化及び入札事務の効率化を図る。 入札参加資格登録業者の利便性の向上及び競争性の向上を図る。 〔手段〕 埼玉県電子入札共同システムへ参加し、電子入札システムの運用を行う。	高	高	高	低	B	電子入札システムは、埼玉県と県内参加自治体が共同で開発・運営を行っており、市の財務会計システムとのデータ連携などで円滑な運用に努めている。平成26年1月に新システムへ移行し、通信速度が上がるなど事務の効率化が図れたが、発注者側・受注者側でのシステムの使い勝手やセキュリティの向上など、今後も県内参加自治体との情報交換を図る必要がある。	検討・見直し	①②引き続き、埼玉県や県内参加自治体との情報交換を図るとともに、市の情報統計課と連携を図りながら電子入札システムの円滑な運用に努めていく。	18	B	電子入札による事業者への利便性の向上、自治体入札業務の効率性向上は喫緊の課題であり、当該事業の優位性は認められる。本事業は、埼玉県と県内自治体が共同で開発・運営している事業であるが、早急に改善効果を得るべく、業者登録審査等の連携強化を図りながら運用・体制・制度を充実させる必要がある。	整理 済	外部評価で指摘された課題は、新システムへの移行により対応した。
45	平和事業	総務部	総務管理課	H20	-	〔目的〕 戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝える。人類共通の願いである世界の恒久平和の実現を願い、未来に向けて平和で豊かな社会を築くため、市民の平和への意識を高める。 〔手段〕 広島平和記念式典参加や平和展・平和講演会の平和事業を行う。	高	高	高	高	A	効果をあげるため、毎年事業内容を考えていくことが必要である。	現状維持	①戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝えるため、事業内容を考える。 ②世界の恒久平和の実現を願い、平和事業の内容をグローバルな視点で捉え、幅広い事業内容を考えていく。	22	B	世界の恒久平和の実現と平和で豊かな社会づくりのため、市民の平和への意識を高めるための事業である。21年度は広島平和記念式典参加や平和展・平和講演会を実施した。平和展では広島、沖縄、東京大空襲などを取り上げたが、今後は国内で起こった惨禍だけでなく、イラン、イラクなど国外で現に起こっている紛争をも本事業の対象として目を向けて取り組んでいこうとする姿勢を評価したい。ただ、平和事業は市民生活に直結するといえない事業であり、必要性を持つ事業となるように考慮し、取り組んでいただきたい。さらに、準備に相応の時間がかかる点は理解できるが、年間を通して実施されている事業でないにもかかわらず、人件費の額が比較的高いので、最小の投資で最大の効果を得られるよう努力すべきである。平和事業が開始されて間もないということから、市民の認知度が低い状況にあると思われるので、ホームページ、広報で積極的な宣伝活動が求められる。また、平和展や講演会の来場者数を増やすために学校等に働きかけ、学年単位で来場してもらうことが有効ではないか。	整理 済	平和事業においては市のホームページ・広報「こしがや」・自治会掲示板を活用し事業のPRをする。
46	公文書管理事業(総務管理課分)	総務部	総務管理課	-	-	〔目的〕 庁内各課の郵便物を取りまとめ発送する事務や年間16回発行している「広報こしがや」を始めとする市の各種お知らせを自治会等へ配達する事務についてコスト削減を図る。 〔手段〕 郵便物については料金割引制度を有効利用し、さらに、県庁への郵便物の合封をおこない、「広報こしがや」等の配達事務については、民間の委託業者を見積りもあわせて決定する。	高	高	高	高	A	各課からの郵便物の受付について、午後2時までの時間内での提出についての協力を求めることが必要	現状維持	①28年度に向けて、郵便料金の割引制度を利用するとともに県庁宛の郵便物を合封し郵送することによりコスト削減に努める。 ②最新の郵便業界の情報や制度変更にも注視し、コスト削減に努め、更に郵便物を発送作業時間内に提出してもらうよう各課の郵便担当者に協力を求めていく。	21	B	業務内容は比較的単純であり、再任用職員、非常勤職員の活用を検討していただきたい。また、本事業の成果として節約された郵便料金額等については、これを成果指標として庁内にも周知し、成果を共有された。さらに、郵便物の発送時間厳守の問題については、「市民サービスの向上に直結するルール」であるとの認識に立ち、改めて全庁的に徹底を図られたい。	整理 済	発送時間の厳守については、各課の郵便担当に口頭により周知を図る。
47	印刷管理事業	総務部	総務管理課	-	-	〔目的〕 庁内の複写機や軽印刷機の管理事務及び大量の印刷物や製本が必要な印刷物に対する浄書印刷事務の効率化と経費の節減を図る。 〔手段〕 浄書印刷の集中管理や印刷機・複写機等の充実及び複写機・軽印刷機の適正配置を行う。	高	低	低	高	A	浄書印刷枚数は、今後市民サービスの向上と共に増加することが予想され、印刷機や複写機の機能充実や適正な配置を行うことにより、常にコストダウンを考えつつ業務を行うことが必要である。	現状維持	①複写機35台の使用にあたり、最小の経費で最大の効果を得ることを念頭におき作業する。 ②両面印刷や製本を伴う印刷物を得意とした電子印刷機と単葉の印刷物ではコスト安のデジタル軽印刷機相互の有効利用を行い、浄書印刷業務の効率化を行っていく。	18	C	庁内で効率的に印刷事務を行う内製化の必要性は認められる。今後さらに業務を拡大していく中で、職員の配置について臨時職員や嘱託職員を活用する余地がある。また、業務が年間を通して準準的かつ計画的に実施できるように、運用制度を再検討する必要がある。	整理 済	翌年度の印刷予定について、各課に照会を行い、年間を通じて業務が準準的かつ計画的に実施できるようにしている。
48	庁舎管理事業	総務部	総務管理課	S44	-	〔目的〕 来庁者の安全と利便性の確保及び良好な庁舎環境の確保を図る。 〔手段〕 庁舎内の巡視、日常点検や設備機器等の適正な運転及び案内表示の充実により、環境整備を進め効率的な庁舎の保守管理を行う。	高	高	高	高	A	庁舎を利用する市民や職員に安全、安心して使用できる庁舎環境を維持することができた。	現状維持	①第三庁舎の運用開始による維持管理費の増加を最小限にする。 ②本庁舎の整備を鑑み、維持管理の方法を検討する。	23	B	来庁者の安全と利便性の確保及び良好な庁舎環境の確保を図るために、市役所庁舎の施設管理を行う事業である。市庁舎は、市民生活に不可欠な行政サービス提供の拠点や災害時の防災拠点等として、極めて重要な役割を担っていること、その性質上多くの人が訪れるとともに、多くの職員が働いていることから、高いレベルの堅牢性(耐震性)、安全性、快適性などが要求される施設である。したがって、庁舎管理については不要不急なコストを削減しつつ、真に必要な部分に資源を集中投入していくことが求められており、そのためには適切な活動指標や成果指標の設定が必要である。しかしながら、このような観点から見た場合、現在の各指標は適切であるとはいえない。また、コスト削減に向けた努力がなされているものの、残念ながらその成果が事務事業評価表に表れていない。活動指標として「光熱水費の使用量」や「修繕実施率(=修繕件数/修繕必要箇所)」などを、成果指標として「本庁舎職員1人あたりの庁舎定例維持管理費(=光熱水使用料金・各種保守委託料/本庁舎職員数)」や「事故発生件数」などを提案するので、その妥当性について検討されたい。老朽化に伴う庁舎建替えには、財源確保や住民合意の形成などに多くの時間を要することを考慮すると、日々の定期的な改修や修繕を通じて、建物の長寿命化を図る必要がある。そのためにも、具体的な事項を記載した施設管理台帳に基づく維持管理が重要となる。無駄なコストの発生を防止するためにも、「場所」、「状態」、「残存耐用年数」、「改修を実施しなかった場合に生じるリスク」、「修繕に要する概算費用」などを把握した上で、緊急度や重要度に応じた優先順位付けによって、計画的な施設管理とコスト削減を図ることが急務である。さらに、不具合が発生してから行う「事後保全」から、不具合が生じる前に修繕を行う「予防保全」の考え方、建築ストックマネジメントの導入なども施設管理に有効な手法であることから、導入を検討されたい。当該事業については、平成16年の外部評価結果を受け、電話交換業務における経費削減を進めるなど評価される点もある。その一方で、事業全体としては改善の余地が残されている。事業の括り方の見直し、事業内容や費用対効果の適切な把握などにより、一層のコスト削減と業務効率化に努められたい。 《参考》平成16年度外部評価：C	検討中	不要不急なコストを削減しつつ、緊急度や重要度に応じた優先順位付けによって、計画的な施設管理を行う。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価						9. 総合評価				総合評価	実施年度	
							(1) 妥当性	(2) 効率的性	(3) 有効性	(4) 貢献度			A	B		C			D
49	庁舎整備事業	総務部	総務管理課	-	-	〔目的〕市庁舎へ来庁する市民等の安全と利便性の確保及び良好な庁舎環境の維持を図る。 〔手段〕市庁舎の老朽化に伴い建物や設備機器等の改修工事及び修繕を計画的に行う。	高	高	高	高	A	庁舎の様々な機能を維持するための事業が行えた。	現状維持	①本庁舎の整備を鑑みながら、事業内容を決定していく。 ②第二庁舎の設備の老朽化に対処していく。	20	B	本庁舎の老朽化に伴い、修繕や改修工事のコストが増加している現状となっている。修繕工事においては、単に業者に発注するだけでなく、職員で対応できる点は職員が対応しており、経費削減努力は評価できる。 本庁舎は、平成13年度の耐震診断で耐震性に問題があるとされており、大いに懸念される。政策会議で他の市有施設の耐震化と合わせ、総合的に耐震改修促進計画をたてているとのことで、緊急性と重要性の観点から総合的に耐震改修を進めていただくことを強く要望する。	検討中	小規模な修繕や改修で職員が対応できるものは引き続き行っていく。また、改修工事を計画的に進めていく。
50	本庁舎整備事業	総務部	総務管理課	H25	H33	〔目的〕市役所本庁舎は、平成13年度に実施した耐震診断において、全ての階で耐震補強が必要であるとされている。このため、本庁舎の整備について、検討が必要であることから、審議会を平成25年4月1日に設置して、必要な事項を調査審議する。 〔手段〕市長から審議会に諮問し、審議会において「本庁舎に必要な機能」や「全体的な土地利用」など調査審議し、審議会からの答申を受ける。	高	高	高	高	A	本庁舎の整備にむけて、答申を受けて、基本計画を策定する。今後は平成28年度に設計を行い、平成29年度以降に着工予定	現状維持	①基本設計及び実施設計 ②平成29年度以降の着工	未実施		未実施		
51	庁用車管理事業	総務部	総務管理課	-	-	〔目的〕公用車の有効利用を図る。 〔手段〕公用車の稼働率を調査し、適正な車両台数の確保及び運行管理を行う。	高	高	高	高	A	集中管理により、公用車を有効に稼働させることができた。	現状維持	①低燃費、低公害の車両への買い替え、及び定期点検を確実に ②適正な運行管理を行い、庁用車の有効利用を図る。	23	B	市職員が業務上使用する公用車の管理と、公用車使用中の事故防止に係る啓発活動等を行う事業である。当該事業については、平成17年度の外部評価においてC評価となったことを受け、公用車保有台数の削減、各課管理車両の一部の集中管理化・共用化、バスの売却など、有効利用の促進と経費削減に努めてきたことは評価すべき点である。しかしながら、その取り組みは未だ道半ばであり、改善すべき点が多く残されている。 管理面においては、全公用車の利用実態を把握し、適正な保有車両台数を明らかにすることが求められる。その上で、公用車の管理方法に対する総務管理課としての方針を明確化するとともに、一定の基準を定め、その基準を下回った各課管理の公用車については集中管理へと移行させるなど、共用化の促進による有効利用を加速させる必要がある。 コストの面においては、総務管理課の事業費はもとより、全公用車の管理に要する経費を適正に把握することが必要である。また、リース方式による公用車の導入や、管理業務の民間委託などについて検証を進められたい。なお、各課管理の公用車については、コスト削減を図るために、維持管理に要するすべての経費を総務管理課に集約することを提案するので、その妥当性についても検討されたい。 こうした取り組みを進めるためには、適切な活動指標と成果指標の設定が不可欠である。「適正な保有車両台数」に対する保有車両台数の状況のほか、集中管理率(=総務管理課が管理する公用車/全公用車)、共用率(=共用車両/全公用車)などを活動指標として設定することが必要である。 また、事業目的や各評価で認識した課題には、「稼働率を調査し」との表記がなされているものの、その稼働率が目的を達成するために、どのように活用されているか不透明である。「有効利用されている」という状態を定量的に評価するためにも、全公用車の平均稼働率を成果指標として設定すべきである。 このほか、公用車への広告掲載についても、活動指標に「掲載件数」を、成果指標に「事業費に占める広告料収入の割合」をそれぞれ設定することを検討されたい。 事故防止に係る啓発活動等も事業の一つに位置づけられているが、その活動状況や成果が明らかになっておらず、具体性に乏しい。事故防止のための職員研修開催回数や参加者数を活動指標として設定するとともに、職員の過失に起因する事故発生件数等を成果指標とすることを検討されたい。 《参考》平成17年度外部評価：C	検討中	平成21年度までに中型バス2台を廃止、売却し民間バスの借り上げ方式に移行させるとともに、特別車及び一括管理した。公用車については、平成19年度に29台を一括管理とし、10台を廃車、1台を移管し貸出車を28台とした。その後も隔年で庁用車の稼働率を調査し、稼働率が一定値以下の車両の廃車している。
52	工事検査業務事業	総務部	工事検査課	-	-	〔目的〕公共工事の品質確保の促進を図る。 各検査員・監督職員の能力向上や受注者の施工意欲の向上を図る。 〔手段〕関係法令に基づいて、しゅん工検査、出来高検査、中間検査、指定部分等の検査を行い、工事成績評定を適切に実施する。 各検査員、監督職員等に対する研修、視察などを行う。また、工事技術者及び受注者に対する表彰などを行う。	高	高	高	低	B	工事成績評定については、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づいて、平成20年度より標準化を図り実施している。また、国、県の総合評価方式においては、優秀建設工事の表彰が評価項目の一つとして位置づけられている。越谷市においても平成19年度より県に準じた総合評価方式の導入を試行していることから、工事成績評定及び優秀建設工事表彰の必要性は高い。	検討・見直し	①検査員及び工事監督員の研修や、工事検査時における指導及び成績評定、表彰の継続を通じて、工事の適正な施工及び品質の確保を図る。 ②総合評価方式と併せて、工事的物性の性能の向上や工事の品質確保を図っていく。	23	B	公共工事における品質確保の促進を図るため、地方自治法、公共工事の品質確保の促進に関する法律等関係法令に基づき、しゅん工検査、出来高検査等の各検査を実施するほか、検査にあたる職員の能力向上や受注者の施工意欲の向上並びに技術力の育成を図る事業である。 市が発注した工事に対して、仕様・設計に基づいて契約どおり履行されているかどうか確認を行うことは、公費の適正な執行を担保することももとより、成果物の安全性を確保する上でも、必要性・重要性ともに高い事業である。 事業自体は適正かつ堅実・実効性があるが、コスト削減に向けた取り組み、適正な活動指標や成果指標の設定が必要である。 OB人材の活用は難しいとのことであるが、検査1件あたりの単位コスト削減に向けて、県職員OBの雇用や、市職員OBの再任用等を中心に、前向きな検討に努められたい。 活動指標については、明確な目標設定が必要である。年間の工事件数は、前年度に行われる予算編成段階で、ある程度把握することが可能である。計画的な検査業務を行うためにも、明確な目標設定に取り組まれたい。なお、指標数値は、工事検査課で取り扱う件数とすべきである。 また、成果指標については、受注者の施工意欲の向上や技術力の育成を図るためにも、「手直し指摘率」を加えることを提案したい。 こうした取り組みは、市民の公共工事に対する理解の浸透、受注者の公共工事に対する緊張感の醸成、説明責任の履行等の観点から、ホームページ上での公開や広報誌への概要掲載などを通じて、市民に対して積極的にPRすべきである。 このほか、手直し指摘率の高い部署に対してその状況確認を行い、関係部署間で情報共有を図るなどの取り組みも必要である。 地方財政が厳しくなる中、限られた予算内で、公共工事における品質を確保していくためにも、当該事業の更なる充実を期待したい。	整理済	平成23年度の外部評価で指摘された指標設定については、実績件数を基に設定した。人員コスト削減対策については、職員から選出し、任命された指定検査員の応援によって工事検査課の検査繁忙期に対応している。また、再任用の検査員を配置し、コスト削減に努めている。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
53	税証明事務事業	市民税務部	市民税課	-	-	〔目的〕 市民からの求めに応じ、課税又は非課税等に関する証明を行う。 〔手段〕 市・県民税の所得並びに控除等に関する課税又は非課税証明書等の発行を行う。	高	高	高	高	日	利用者が、本庁窓口集中しないよう、自動交付機等の利用促進を図る。	検討・見直し	①平成28年度に向けた取組 ②中長期的な取組	総合評価 23 日	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	整理済 成果指標の見直しは実施
54	市民税課税事務事業	市民税務部	市民税課	-	-	〔目的〕 個人市民税は賦課期日である1月1日現在の納税義務者を的確に把握し、法人市民税は法人の申告に基づき、公平・適正な課税により、市の財源を確保する。 〔手段〕 個人は課税の基となる給与支払報告書、確定申告書、市県民税申告書により課税台帳を作成し納税通知書を送付する。個人及び法人市民税の課税台帳は電算システムによって管理を行う。	高	低	高	高	日	当初賦課は、限られた期間に極めて大量の事務処理が集中することから申告書の受付、内容確認、データ化及びデータチェック作業の更なる効率化に取り組む必要がある。しかしながら、現在運用している税電算システムは、昨今の国税連携を初めとするデータの電子化に対応できておらず、作業効率を著しく低下させている。また、設計思想が古いため市民サービスの低下も招いている。今後のマイナンバーへの対応等を考慮すると税電算システムの抜本的に見直し再構築が急務である。	検討・見直し	①マイナンバー制度に対応しつつ、紙、電子媒体、電子データなど多様化する課税資料のイメージ化等の一元管理を行い、より効率的な課税事務を推進する。 ②エルタックス及びイータックスの利用普及に努め、給与支払報告書、年金支払報告書及び確定申告の電子データ化を推進する。	20 日	市民税の課税事務自体に特に問題は適正な課税が行われているとのことであるが、限られた期間に極めて大量の事務処理が集中する作業上の課題、また事務改善の視点で、更なるコスト削減に取り組んでいただきたい。 今後、ネットワーク社会の実現により国税等からの磁気媒体の入手など、一層の効率化、改善を目指して研究を進めていただきたい。	整理済 課税資料の整理・確認作業について優先順位の見直しを行い更なる効率化を図っていく。 また、引き続き国に対して国税連携によるデータ項目の追加を要望していく。
55	諸税課税事務事業	市民税務部	市民税課	-	-	〔目的〕 市たばこ税及び事業所税の適正な課税を行う。 〔手段〕 たばこ製造業者、卸売販売業者等が市内の小売販売業者にたばこを売り渡したときにかかる市たばこ税及び一定規模以上の事務所、事業所の事業活動に対してかかる事業所税の課税客体を正確に把握し、課税する。	高	低	高	高	日	賦課業務に係る事務のさらなる効率化を図る。	検討・見直し	①事業所税の申告について、エルタックスを利用した電子申告の周知を図っていく。 ②平成28年1月から開始されるマイナンバー制度に対応できるよう検討していく。	未実施		未実施
56	軽自動車税課税事務事業	市民税務部	市民税課	-	-	〔目的〕 軽自動車税の適正な課税を行う。 〔手段〕 軽自動車税は、4月1日の賦課期日に軽四輪自動車、原動機付自転車等を所有している方に課税することとなり、年を通して発生する所有権の変更、新規登録、廃車等の手続きを通じ、課税を行っている。 原付等の標識交付申請書及び廃車手続きの受付並びにこれらの資料に基づき、毎年4月1日現在の軽自動車税納税通知書を送付している。	高	高	高	高	日	賦課業務に係る事務のさらなる効率化を図る。	検討・見直し	①平成27年度税制改正により、28年度から適用する新税率に対応するためにシステム改修等の準備を進める。軽自動車税の申告書(ナンバー取得・廃車等)手続及びこれに係る事務事業について、手続や作業の流れを検証し、さらなる事務の効率化を検討していく。 ②平成28年1月から開始されるマイナンバー制度に対応できるよう検討していく。	未実施		未実施

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A	B	C
57	資産税課税事務事業	市民税務部	資産税課	S29	-	<p>〔目的〕 固定資産税の賦課期日における土地・建物・償却資産の現況を的確に把握し、公平・適正に課税し市の財源を確保する。</p> <p>〔手段〕 固定資産台帳を電算システムにより管理を行い、法務局からの登記変更の通知等により、年間約21,000件の処理を行うとともに、土地評価については、市内609地点の標準宅地を定め不動産鑑定士により鑑定評価を行い土地評価システムにて、市内の約28万筆の土地評価を限られた期間内に適正な評価を行う。また、関連の証明書の発行も行う。</p>	高	高	高	高	A	<p>土地・建物及び償却資産の固定資産税評価業務については、固定資産評価基準等により細かく規定されており、期間内に適正な課税業務を行うには、各電算システムによる事業は必要不可欠であり、今後も効率的で有効な活用に取り組みで行く。</p>	現状維持	<p>①平成28年度は、評価替えの次年度で基準年度(平成27年度)の価格を据え置き事が原則であるが、価格の下落があり価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行うため、市内609地点の調査及び不動産登記変更通知に基づく異動処理に取り組みでゆく。</p> <p>②今後も土地、家屋、償却資産の現況を的確に把握し、電算システムを効果的に利用し公平で適正な課税業務に取り組みでゆく。</p>	17 18	B	<p>＜地理情報システム委託事業＞ 地理に関連する情報は、市政運営の基礎をなす情報であり、さまざまな部署で利用されている。市民課の住居表示事務事業、建設総務課の道路台帳整備事業、都市計画課の地図印刷事業、治水課の浸水対策水路調査事業など、同様の情報を必要としている他の部署との情報共有を積極的に検討することを望む。地理情報の全庁的な共有を図ることにより、全体でのコストダウンを検討していきたい。</p> <p>＜土地評価システム委託事業＞ 競争入札の採用等、対応出来る分野から分離発注しているのは評価できるが、委託費用が例年あまり変わらないというのは、市民の理解が得られにくいと思われるので、一層委託経費の合理性追求を続けていきたい。委託納品物の検収ルールを研究し、土地評価システムJ自体を評価するとともに、随意契約のマンネリ化を打破し、精度アップに努めていきたい。</p>	<p>平成17年度の外部評価で指摘された地理情報システム委託事業は、平成24年度から開始された統合型GISにより、地理情報の全庁的な統合・共有化を行っている。また、平成18年度で指摘された土地評価システム委託事業については、業務内容を定期的に精査し、業務改善と効率的な運用に取り組み、土地評価業務の精度向上に努めている。</p>
58	市税等徴収事務事業	市民税務部	収納課	-	-	<p>〔目的〕 歳入の根幹をなす市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税等)の収納を管理する。また、税負担の公平性、公正性を追求し、安定した自主財源の確保を図る。</p> <p>〔手段〕 適正な収納管理と督促・催告等による未納金の早期着手。さらに財産差押や不動産公売などによる滞納処分を実施</p>	高	高	高	高	A	<p>厳しい財政状況が続く中、歳入の根幹をなす市税の安定確保は、今後も重要な課題であると認識しており、更なる収納率の向上を図っていく必要がある。</p>	現状維持	<p>①前年度の決算状況を検証し、改良を加えた徴収基本方針をもとに、更なる収納率の向上をめざす。</p> <p>②社会経済情勢を注視しながら、状況に即した徴収方法を常に研究し、高水準での収納率の維持を図ってゆく。</p>	27	A	<p>市税の収納を管理し、滞納金に対しては督促・催告・滞納処分等を実施して公平、公正な税負担を図るための事業である。市の安定した自主財源確保のためにも、各事務を適正に実施することはもちろんであるが、成果実績が厳格に求められる事業でもある。</p> <p>市は、度重なる催告にもかかわらず納付の見込めない滞納者に対しては、従来の戸別訪問を止め、早期の財産調査と滞納処分の実施に手法を転換した。また、滞納処分財産において差押え後の換価性を意識して取り組んできた。自らの市の課題を認識しながら地域事情に応じた徴収方法を検討し、実践することで、収納率を県内トップレベルの水準に上昇させたこと、業務効率化とコスト削減を進めつつ、その高収納率を維持していることは高く評価できる。また、不動産相続人の不在問題といった、今後増大が予想される課題も認識し、それに対する対応も開始している。この問題は、滞納金の徴収のみならず、固定資産税の課税面においても重要な課題であるため、課税担当課とも連携して確実に整理・解決していくよう引き続き取り組まれた。</p> <p>今後も組織的に業務管理をし、職員のスキルとモチベーションを高めつつ、高い成果を維持し続け、越谷市が常に埼玉県内市町村の先頭を走り続けることを期待する。</p> <p>〔参考〕平成25年度外部評価：B、平成17年度外部評価：B</p>	<p>※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p>
59	住居表示事務事業	市民税務部	市民課	S40	-	<p>〔目的〕 転入届出又は転居届出等で窓口を訪れた際、受付事務の効率化を図る。</p> <p>〔手段〕 住居表示区域内において、建物を新築する建築主に対し、当該建物の住所を定める必要がある旨の通知を行い、担当窓口に関係資料を提示してもらい当該建物の住所をあらかじめ定める。</p>	高	低	高	低	B	<p>住居表示地区内の住所設定は、これまでの歴史的な経緯があり、継続的に行うことで住所の重複をさけて、正確な付定を行うことが必要である。</p>	検討・見直し	<p>①住居表示台帳(地図台帳)のデータベース化に伴い、今後の効率的な運用が図れるように備えていく。</p> <p>②新規や変更などに迅速に対応し、正確な台帳管理に努める。</p>	17	B	<p>当該業務の重要性は高く、継続的推進を図っていく必要がある。ただし、業務推進にあたり、業務効率化の推進や航空写真の採用等による住居表示台帳の再整備等業務の進め方についての改善が求められる。</p>	<p>住居表示地区の住所設定を正確に行うとともに、不一致な住所については建物の新築時に是正していく。</p>
60	畜場運営事業	市民税務部	市民課	H17	H37	<p>〔目的〕 葬祭場の貸し出し及び火葬業務を行うにあたり、利用者が安全・安心・快適に利用いただけるよう施設の適切な維持管理を行うとともに、利用者の心情に配慮したサービスの提供を行い、畜場業務の円滑な運営を図る。</p> <p>〔手段〕 民間の資金とノウハウを活用するPFI方式を採用し、経費の削減と効率的な運営を図る。</p>	高	高	高	高	A	<p>PFI事業による運営が10年を経過し、順調に運営されている。今後も利用者が増加することを踏まえ、施設の点検や修繕を行い、心のこもったサービスをを行う。今後、PFI事業の契約期間満了に備え、施設の運営・維持管理の方向性を検討することが必要である。</p>	検討・見直し	<p>①平成27年度から第2期指定管理者の委託が始まり、これまでの経験を裏づけに更に効率的な運営を目指していく。</p> <p>②PFI事業に基づく中長期修繕計画を基本に施設の維持管理を推進するとともに、必要な対策を講じていく。</p>	18	B	<p>新設の畜場運営開始一年を契機に、健全な運営理念や他業務への対応を考慮し、ノウハウを継承するためのマニュアル化の取組は素晴らしいので、是非他の事例の見本となるよう完成を期待したい。間接管理であることから、サービスの低下をきたさないよう、市民(利用者)の観点も入れたモニタリングシステムを一層充実されるよう要望する。</p>	<p>指定管理者制度を活用しながら市民サービスの向上を目的に、利用者の目線でモニタリングを行う。</p>
61	戸籍管理事業(戸籍システム整備事業を含む)	市民税務部	市民課	-	-	<p>〔目的〕 戸籍法に基づく各種届出的確かつスムーズな受付業務及び迅速な戸籍の記録、適正な管理を行う。</p> <p>〔手段〕 戸籍事務に関する研鑽を深め、戸籍電算システムにより適正で効率的な事務処理を行う。</p>	高	低	低	低	B	<p>戸籍事務は本来国の事務であるが、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務のため、戸籍法及び関係法令等により事務取扱いが定められている。適正かつ迅速な事務処理が求められていることから、効率的な手続きについて法務局の指導に基づき検討していく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①法務局との連携を図り、戸籍事務協議会等が主催する研修に積極的に参加することで職員の戸籍制度に関する知識を深めていく。</p> <p>②各事務マニュアルを作成し、事務の適正化及び効率化を進め、迅速な戸籍の記録と適正な管理を図っていく。</p>	19	B	<p>住基ネットワーク事業と同様、住基カードを利用して自動交付機による戸籍抄・謄本の発行など、事務効率の向上を図る必要がある。</p> <p>事務担当者に対する教育研修を今後も継続的に行うことにより、効率的で正確な事務を行うようにしていただきたい。</p>	<p>職員の研修会参加機会を増やし、マニュアル等の整理を進め効率的かつ正確な事務を行えるよう継続的に検討していく。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価			9. 総合評価			総合評価年度	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容には直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称
62	住基ネットワーク事業	市民課	市民課	-	-	〔目的〕 住民基本台帳ネットワークシステムの適正な管理と共に住民の利便性の向上を図る。 〔手段〕 住民基本台帳カードの活用PRを行う。	高	高	高	B	住民基本台帳カードの交付率は全国平均を上回っていたものの、10%程度と低い水準であったことから、平成28年1月から交付が始まる個人番号カードについては、積極的なPRを実施しカード普及による事務手続きの効率化を図る必要がある。	検討・見直し	①②個人番号カードの機能を最大限活用し、効率的な窓口業務を実現するため、個人番号カードの普及啓発に努める。	19	住基カードの普及率を上げることが最大の課題であり、普及に向けての取組みを積極的に推進する必要がある。合わせて、自動交付機の効果的な設置を進め、住基カードの利用価値を高める必要がある。 住基ネットの自動交付機以外の活用方法について調査・研究を行い、住民サービス向上につながる公的認証などの機能強化を図っていただきたい。	検討中	平成27年12月で住基カードの交付が終了となり、平成28年1月から個人番号カードの交付が開始となることから、利便性などをPRして、普及率の向上に努める。
63	証明発行事務事業	市民課	市民課	-	-	〔目的〕 住民の写し等の諸証明書の交付について、利便性を推進する。 〔手段〕 休日や夜間でも取得ができる証明書自動交付機の利用促進と共に地区センター、出張所の利用向上を図る。	高	低	高	B	証明書発行場所の分散化を推進しているものの、依然として市民課における交付割合が高いことから、証明書自動交付機や地区センターの利用促進を努め、証明書交付場所の分散化を図る。	検討・見直し	①平成28年度からコンビニ交付を導入し、全国規模かつ長時間利用可能な証明発行の利便性を積極的にPRし、利用促進を図る。 ②コンビニ交付に必要な個人番号カードの普及に努め、証明書自動交付機の段階的縮小とともに窓口交付からコンビニ交付の転換を図っていく。	23	証明書自動交付機や地区センター、出張所の利用促進により、住民の写し等各種諸証明書の交付について、利便性を向上させる事業である。 平成16年度の外部評価において、コスト削減、成果指標の見直しについて指摘を受けながら、その取り組みは十分であるとはいいがたい。 いまだ本事業に従事する職員数は多く、単位あたりのコストも増加傾向にあり、窓口の混雑緩和も依然として課題となっている。課題解決に向けた取り組みが行われているものの、その取り組みが成果として表れていない以上、現在の手法を改めて見直し、より効率的な取り組みを進める必要がある。また、その進捗を的確に把握するために、活動指標や成果指標の見直しも必要である。 活動指標については、自動交付機の利用率や、地区センターの利用率を設定するべきではないか。また、成果指標として設定されている「平均発行時間」については、現在の算出式では年間開庁日や交付件数の増減により指標が変化してしまい、市民目線で見た場合、無意味なものである。今後も平均発行時間を指標として利用するならば、市民の方が交付申請書を窓口へ提出してから、証明書を受け取り、手数料の支払いが完了するまでの平均時間とするなど、待ち時間の改善状況が判別できる指標を用いることを提案したい。 さらに、窓口業務に対する市民満足度や、事務ミス発生率(=事務ミス発生件数/諸証明発行件数)、苦情発生率(=苦情発生件数/諸証明発行件数)、苦情処理率(=苦情解決件数/苦情発生件数)などについても、成果指標としての妥当性を早急に検討されたい。 加えて、本事業は、税証明事務事業や南部出張所運営業務などとの関係が深い、こうした点も踏まえ、証明書発行等に関する業務については、相互関係を判断できる統一指標の設定等についても検討をされたい。 このほか、単位当たりのコスト把握に努められたい。 なお、全国で普及が進む「コンビニ交付」の導入については、「共通番号(国民ID)の状況を見ながら検討したい」とのことであるが、国民IDの導入までには相当の期間がある。一方で、窓口の混雑緩和は喫緊の課題であるため、広域交付の利用状況や費用対効果を勘案しながら、導入に向けた検証を進める必要がある。 《参考》平成16年度外部評価：B	検討中	効率的で効果的な証明発行業務の環境を整えるために、出張所や自動交付機の利用を積極的にPRし、市民課窓口での交付割合を適正に減らし、窓口の混雑緩和と適正な人員管理に努める。
64	窓口業務改善事業	市民課	市民課	-	-	〔目的〕 来庁者のスムーズな窓口案内を行い、円滑な窓口業務の推進に努める。 〔手段〕 番号呼び出しシステムによる受付・交付を行う。	高	高	高	B	窓口改善に向けた他市町村の取組を調査し、効率的な先進的な事例を積極的に取り入れること	検討・見直し	①待ち時間を意識した業務の取組ができるように職員の意識啓発を継続的に実施する。 ②平成28年1月から交付が開始となる個人番号カードを利用したコンビニ交付を導入し、証明書の窓口交付件数の適減により案内係の人員確保を図っていく。	20	「窓口業務改善」という事業名から推察すると、庁内各部署と横断的に連携することが求められるが、事業内容は来庁者への整理券発行とそれに伴う呼び出しシステムの導入及び充実と絞っている。この事業内容に対しては特に問題ないものと思われるが、今後は、窓口に関連する庁内各部署と横断的に連携し、市民から見て真に「窓口業務改善」となる課題に挑戦していただきたい。	検討中	平成26年6月に受付番号呼出しシステム機器の更新を行ったことにより、来庁者の最大待ち時間の見える化が図られ、職員の待ち時間短縮に対する意識を高めることができた。 しかし、案内係の要員の確保はできておらず、職員配置の見直しを検討する必要がある。
65	住民基本台帳管理事業	市民課	市民課	-	-	〔目的〕 行政運営の基礎となる住民基本台帳の正確な管理を行う。 〔手段〕 適正で円滑な管理・運用を行う。	高	低	高	B	転入や転出等の住民異動が多い本市においては、窓口で対応する職員数を確保する必要があり、事業費のうち人件費に関する割合が高くなってしまう。	検討・見直し	①休日窓口の実施について、広報や案内チラシにより積極的にPRして、利用率の向上に努め、平日の窓口混雑緩和を図る。 ②休日窓口の利用実績や市民からの要望を勘案し、効果的に効率的な住民基本台帳事務の推進に努め、市民サービスの向上を図っていく。	22	市町村において、住民に関する記録を正確かつ統一に行う住民基本台帳の管理を行う事業であり、法律に基づき、行政運営の基礎となる必要不可欠な事業である。 全国各地で住民基本台帳カード(以下「住基カード」)の多目的利用による利便性の高い行政サービスが導入されている。越谷市でも平成15年度より、自動交付機の導入により、住基カードを活用した自動交付サービスを実現していることは、評価に値する。しかし、いまだ本事業に従事している職員数は多く、事務量削減は依然として課題となっている。 過年度から課題となっていた住民異動が非常に多い3月から4月にかけての繁忙期窓口待ち時間短縮に向けた取組みは平成20年度より実施した日曜日(2日間)臨時開庁の利用者が年々増加傾向にあるなど成果も出つつある。しかし、繁忙期の窓口混雑解消までは至っておらず、待ち時間の長い状況が続いている。引き続き待ち時間短縮に向けて業務改善を図らなければならない。 さらに、現在住基カードの普及率が5.23%であり、全国普及率と比較すると健闘しているものの、この程度の普及率では、コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付による窓口事務負担の軽減・効率化や正規職員の削減は実現困難である。したがって、窓口事務負担の軽減・効率化や正規職員の削減に向けて、証明書自動交付機等の導入による利便性の向上を推進する「証明発行事業」、住基カードの利活用・普及促進等に関する「住基ネットワーク事業」、円滑な窓口案内を推進する「窓口業務改善事業」等の関連事業との更なる連携により事務の効率化を図り、一層の住民サービス充実に努められたい。 成果指標として、住民登録者数は不適である。代替案として、事務ミス発生率(=事務ミス発生件数/住民異動処理件数)、苦情発生率(=苦情発生件数/住民異動処理件数)、苦情処理率(=苦情解決件数/苦情発生件数)を提案するので、その妥当性を早急に検討されたい。	検討中	休日窓口の利用率向上に向けた積極的なPRのほか、市内5か所に計6台設置した証明書自動交付機の利用率の向上を図り、証明書交付に携わる職員を窓口対応にシフトさせることにより、窓口の混雑緩和に努める。また、「いつでも、どこでも」証明書の取得ができるコンビニ交付の導入に向けた取り組みを着実に進める。



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							9. 総合評価						11. 実施年度	12. 総合評価					
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 有効性	(3) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
66	国民年金事務事業(主に電算委託)	市民課	市民課	S34	-	<p>【目的】 公的年金の受給権確保に向け、年金制度への理解と加入を促進し、また、年金相談をより充実することにより、市民サービスの向上を図る。</p> <p>【手段】 民間委託等を活用し、市民(被保険者)の加入記録等の管理を行う。</p>	高	低	高	高	B	<p>高齢化が進む中、公的年金制度の役割はますます重要となっている。国では、持続可能で安心できる年金制度の確立に取り組んでおり、制度の改正が頻繁に行われている。このため、制度の理解とともに市民への周知、説明を、窓口等において正しく行うことが必要となっている。</p>	検討・見直し	<p>①②窓口受付業務の体制を強化し、市民の相談に的確に応えられるよう充実させるとともに、公的年金事業を行う日本年金機構等関係機関と連携を図り、市民サービスの向上を図る。</p>	21	B	<p>国民年金被保険者の加入記録の電算業務を主として外部業者に委託して管理している事業である。加入記録を維持管理するための電算委託費が、年間1千万円超かかっている。情報システム部門や他市との連携を図り、今後も電算委託内容を点検し経費適正化を進めていただきたい。</p>	整理済	<p>平成21年度の外部評価で指摘された国民年金事務事業の中の電算委託費の適正化については、庁内の情報システム部門と連携を密にするとともに、他市の情報を参考にするなど、今後も削減に向け引き続き努力する。なお、国民年金事務事業は、法定受託事務のため、法律により電算委託費を含め国から事務交付金がある。</p>
67	バスポートセンター運営事業	市民課	市民課	H19	-	<p>【目的】 市民の一般旅券の申請・交付を行う。</p> <p>【手段】 厳格な受付・交付を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>旅券申請に必要な戸籍等証明書を当センターでも交付しているが、周知不足により本庁や出張所で取って来所する方や他市町村に本籍地を置いているため来所しても戸籍(本籍地)が越谷でない方がいる。申請者により必要書類が異なり本人からの聴取を要するため案内に時間を要する。当センターの業務周知に課題が残る。</p>	検討・見直し	<p>①恒常的な業務及びマニュアルの見直しを通じて事務の効率化、コスト改善を図っていく。広報、ホームページを通じてバスポートセンターの業務周知を図っていく。</p> <p>②旅券発給業務以外の業務(諸証明用紙証紙等の販売)を市民に周知することにより利用率の拡大を図る。</p>	24	A	<p>市民の一般旅券の申請・交付を行う事業で、平成19年4月より県からの権限移譲により開始されたものである。平成24年6月に、バスポートセンターへ移転したことで、戸籍証明書・住民票の写し・印鑑証明書及びパスポートの申請・交付が同時に出来るようになり、ワンストップサービスによる市民の利便性は一層向上した。旅券法、埼玉県旅券事務処理要領に基づき、埼玉県から移譲された当該事業は、申請件数、交付件数ともに一定の件数を確保しており、地域への貢献度は高く、一般旅券の申請・交付という市民サービスとして必要不可欠な業務であると判断できる。</p> <p>一方で、市民への円滑な旅券の申請・交付手続きを行うべき立場にある市の取り組みとしては、一層のコスト意識を持ち、効率的な管理運営を実現していくことを踏まえ、改善の余地が見られる。</p> <p>平成24年度予算では、申請・交付件数の単位あたりのコストが大幅に増加している。新施設では、賃料の支払や戸籍証明書・住民票の写し・印鑑証明書交付事務などの業務量増加のため、コストが増大する点はやむを得ない事情として酌みべきであるが、バスポートセンター単体で採算性が取れず、今一度コスト意識を強く持つ必要がある。例えば、臨時職員や再任用職員の積極的な活用・再配置を行うことや、事業費の見直しなど、コスト改善に向けた取組みを検討されたい。埼玉県から権限移譲された事業として、今後埼玉県と交付金申請などの交渉をしていくためには、まずは当事業のコスト構造を把握し、コスト改善に向けた具体的な取組みをしていく必要がある。</p> <p>また、平成23年度申請交付件数は21,874件と平成21年度、平成22年度よりも件数が減少している。平成24年度の活動指標「申請・交付件数24,000件」を達成するためには、円滑なバスポートセンターへの誘導など、市民の利用を促進するための取り組みを充実させるとともに、事務マニュアルの整備や研修の充実を図ることで事務の効率化を図り、一層の市民サービス向上に努められたい。なお活動指標として、「申請・交付件数」となっているが、これでは申請件数と交付件数の個々の数値を把握することが出来ない。活動指標として申請件数、交付件数をそれぞれ別に掲げることを検討されたい。</p>	検討中	<p>窓口業務については各種取扱マニュアルの整備を行い適正かつ効率的な事務を実施していく。</p>
68	北部出張所運営事業	市民課	北部出張所	S63	-	<p>【目的】 北部地域の行政サービスの拠点として、市民が気軽に身近に利用できるよう、迅速かつ効率的な事務処理に努めるとともに、正確で親切丁寧な対応に心がけ市民サイドに立った窓口サービスの向上を図る。</p> <p>【手段】 窓口業務に係る各種機器の保守管理に万全を期し、関係各課との情報交換と連携を充分に図り、併せて業務に係る研修等に積極的に参加させ職員の資質の向上に努める。</p>	高	低	低	高	B	<p>窓口業務の受付時間は短縮傾向にある中で、前年度と比較して、事務取扱件数は減少しているものの、住民異動等届出、諸証明書の請求件数及び高齢者等の福祉他のお様々な申請、相談は増加しており、このため、親切丁寧な説明等で多くの時間がかかっている。また、今後、西大袋土地区画整理事業等のインフラ整備の進捗により、異動届等の取扱件数の増加が予想される。</p>	検討・見直し	<p>①当面、現体制の中で、通常の窓口業務はもとより高齢のお客様への親切丁寧な対応と区画整理事業等のインフラ整備に伴う異動届等の対応に努める。また、基本処理マニュアル等による研修を行い、職員のレベルアップ並びに事務処理の共通化を図る。</p> <p>②市民の利便性やニーズを考慮し、将来的には出張所の増設や機能拡充及び地区センターの取扱い業務の拡大等の検討が必要である。</p>	18	B	<p>定型的な受付業務処理の際、繁忙期に支障をきたしているとのことであるが、経済性を考慮した自動交付機の導入、定型業務の民間人の活用、非定型業務の再任用職員等の活用、インターネット受付等による作業繁忙期の山ならし工夫の検討を期待する。今後の傾向として、相談や苦情対応が増加すると思われるので、件数や業務量等の事務実態の把握を行い、北部出張所も含め、これからの出張所体制の在り方の研究に取り組みされる必要があると思われる。</p>	検討中	<p>印鑑登録証明の交付等、数分で終わる方もいれば、戸籍届と同時に子ども関係の申請をする等、時間を要するため、データを個別に集計することは難しい面があるが、H23の南部出張所の外部評価の指摘事項に基づき、今後は、市民課、出張所、地区センター等の証明書取扱比率等の指標設定を検討していきたい。併せて、ほかに適正、効率的に評価できる項目についても検討する。また、取扱業務全体の検証を行いながら、関係各課及び南部出張所協議し、業務の効率化を図ってきたい。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度					
69	南部出張所運営事業	市民税務部	市民活動課	H4	-	<p>〔目的〕 南部地域の行政サービスの拠点として、市民等が身近に利用できるよう、迅速かつ効率的な事務処理に努めるとともに、正確で親切丁寧な対応に心がけ、常に市民サイドに立った窓口サービスと利用率の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 オンライン業務委託、窓口業務のOA機器のリースと保守管理委託、来客用駐車場を借上げる。 また、関係各課との情報交換を密に連携を図るとともに、職員の高齢化の向上を図るため研修等の参加に努める。</p>	高	低	低	高	B	<p>①現体制の中で、通常の窓口事務はもとより高齢のお客様への親切丁寧な対応と、レイクタウンや七左区画整理事業の異動届等の対応に努める。また、基本処理マニュアルにより異動者に研修を行い職員のレベルアップを図る。</p> <p>②中長期的な取組 出張所の移転によりプライバシーの保護については、かなり解消された。しかし来客の利便性やニーズを考えると、可能な限り取り扱える事務を多くし、市民ができるだけ近いところで要件を済ませられることが最も肝要であり、このためには出張所の増設、あるいは支所の設置等が必要である。</p>	23	<p>市南部地域の行政サービスの拠点として、住民票など諸証明書の発行、住民異動等の登録、市税等の収納、社会福祉関係の相談など、21課・218業務の窓口サービスを提供するほか、業務に必要な事務機器のリースや保守管理等を行う事業である。</p> <p>多岐にわたる業務を扱うことから、従事する職員数も多く、人件費も高止まりで推移している。再任用職員の活用や業務効率化の推進により、コスト意識をさらに高め、その削減に向けた取り組みを進められた。</p> <p>取り扱う218の業務については、各業務毎に年間の取扱件数を把握し、件数が極めて少ない業務については取扱いを廃止するなどの業務改善が必要である。また、特定の時期に取扱いが集中するような業務については、市民課、市民税課など原課からの一時的な応援を得るなど、柔軟な人員運用体制の構築を早急に検討された。</p> <p>本事業は、「218業務と幅広く取り扱っており、受付処理件数等数値では判定できない。」との理由から、活動指標及び成果指標を設定していないが、極めて不適切である。</p> <p>活動指標については、窓口での諸証明書1件当たりの平均発行時間(=交付申請書の窓口提出から手数料支払い終了までの平均時間)を、また成果指標については、事務ミス発生率(=事務ミス発生件数/諸証明発行件数)、苦情発生率(=苦情発生件数/諸証明発行件数)、苦情処理率(=苦情解決件数/苦情発生件数)、窓口サービス満足度(=窓口でのアンケート調査結果)などを提案したい。</p> <p>このほか、市民課では本庁舎の窓口混雑の解消が喫緊の課題となっており、その解決には、出張所や地区センター、自動交付機の利用向上が必要である。こうした点から、出張所の利用率を的確に把握することも必要である。いくつかの業務を「指標業務」として選定し、その業務における出張所の利用率(=出張所での事務処理件数/全体の事務処理件数)を成果指標として設定することの妥当性を早急に検討された。</p> <p>なお、同所での事務取扱件数は減少傾向にあるものの、新越谷駅・南越谷駅の駅前という立地条件から、多くの市民に利用されている。一方で施設が狭小であり、相談業務を満足に行うことができないなどの課題も生じている。</p> <p>改革改善の方向性として、出張所の増設や機能拡充等を挙げているが、そのためには、適正なコスト把握が重要である。また、「単当たりコスト」について市民課等と比較を行うことが必要である。</p>	<p>出張所の果たすべき機能を見ると、各種取扱比率を出し、取扱業務の効率化を図ることよりも、高齢化社会に入った今、身近なところで多くのサービスを提供することが重要である。</p> <p>申請毎に処理時間異なり、窓口を別に設けるなどのシミュレーションを行ったが、職員数が足りず、現行の方式を継続することとした。</p> <p>事務処理の流れの中で無駄を省き、処理の効率化と待ち時間の減少に取り組んでいる。事務所が狭小であったことについては、移転したことにより、かなりの部分解消された。</p>
70	公有財産管理事業(東小林記念会館)	市民活動課	市民活動課	H19	-	<p>〔目的〕 増林地区東越谷連合自治会の集会所施設として自治会の活動、会員の親睦、自治会内諸団体の活動の場として使用し、その要望により平成19年に市と5年間の土地・建物使用賃借契約を締結し、地域交流の場として開放することで地域の活性化を図る。</p> <p>〔手段〕 管理運営は東越谷連合自治会が行い、東越谷連合自治会長が管理責任者となる。市は施設の修繕、改修工事を行う。</p>	低	高	高	高	B	<p>①平成27年4月より増林地区東越谷連合自治会と土地・建物使用賃借契約の締結に基づき、利用者が安全に使用できるように施設管理に努めるとともに、利用率などを考慮して借受人と協議を重ね今後のあり方について検討する。</p> <p>②越谷市公共施設等総合管理計画に基づき今後の施設のあり方について廃止や統合を含めて検討していく。</p>	20	<p>施設の遊休化に伴い、自治会と土地・建物使用賃借契約を締結し、自治会に管理・運営を任せているが、水道光熱費・修繕費等の管理費については市で負担しているという現状である。当館を利用する特定の団体の使用にかかる費用を市が負担し、受益が偏っていることが問題だと考える。さらに、施設の中長期的な観点から取り壊し等も含め、事業を全面的に見直すべきである。</p>	<p>利用者が特定の団体とならないように使用規則に公益性を有する地域活動を行う者を追記して使用者の範囲を広げ利用率の向上を図る。</p>
71	自治会振興事業	市民活動課	市民活動課	S39	-	<p>〔目的〕 各地区における自治会の健全な育成と円滑な運営を助長し、地域社会における連帯感の醸成と自治意識の向上並びに環境衛生思想の啓発及び普及を図る。</p> <p>〔手段〕 自治会の指導育成等に関する事務を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>①自治会の活動内容の把握に努め、地域にとって有効に活用される交付金として、まちづくりをさらに推進させる。</p> <p>②高齢化社会の到来などを主とした社会背景など、さまざまな要因が想定されるが、自治会加入率の低下が課題となっている。自治会は、任意の団体であるが、地域のコミュニティづくりを進める上で重要な役割を担っていることから、自治会活動における課題の把握に努め、改善策を検討していく。</p>	26	<p>もともと身近な住民組織のひとつである自治会の運営を助長し、地域の連帯感を高め、住みよい活力ある地域をつくるための事業である。自治会組織として、単位自治会が375自治会あり、自治会を地域ごとにまとめた自治会連合会支部が13支部、並びに支部長で構成する自治会連合会があり、約9,750世帯が加入している。自治会振興事業の大きな課題の一つに自治会加入世帯率の低下があり、地域のつながりの希薄化が懸念される。特にレイクタウンのある大規模地区では新興住宅の居住者が増え、自治会の形成が追いつかない状況である。自治会加入者が増加するよう、自治会の核となる人材の育成、新たな居住者に対するコミュニティ意識の醸成活動など自治会連合会と市が一体となって一層努められたい。地域のさまざまな問題の解決やごみ集積所の管理、高齢者を支える地域の福祉活動、防災、防犯活動、環境美化活動など地域が担う役割は年々広がっており、地域力の低下を防ぐことは重要課題である。自治会との接点が少ない人が地域活動に参加するよう地区の人と呼びかけしていくことが必要であり、自治会活動をする人のすそ野が広がるよう取り組まれた。</p> <p>地域の集会所の利用状況は、平日、土日、祝日ともに午前中の利用者が少なく、あまり活用されていない。現状を踏まえ、子育て世代に集会所を開放し、交流の場、情報交換の場として活用できるようにするなど、新たな利用方法について検討された。</p> <p>自治会加入世帯率が7割を切り、今後も低下していくことが予想される中では、自治会に加入しない3割の市民に対しても「市民参加と協働」の機会を提供し、より多くの市民に地域コミュニティに参加してもらい、自治会の負担を低減していくことが必要である。</p> <p>越谷市のコミュニティ推進協議会では、自治会以外にも、婦人会、老人クラブ、子ども会などの団体により「市民参加と協働」を実施しているが、既存の団体だけではカバーできない市民に対して、ソーシャルメディア等を活用した新しい取組みにより、市民参加の機会を提供していくことが望ましい。</p> <p>成果指標が、自治会加入世帯数および加入世帯率となっているが、地域の防犯活動、レクリエーション、清掃など、各自治会の活動状況や活動実績を示す成果指標や自治体活動への新規参加者数等の設定を検討された。</p> <p>【越谷市自治会振興交付金(連合会分)】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 自治会、地域間で連携を図ることを目的に13ある自治会連合会支部と、自治会連合会に交付されている。自治会連合会支部に「加入自治会数×10,000円+加入世帯数×20円」、自治会連合会に「1,600,000円」交付されているが、交付金がかかるように使われているのか明確ではないため、自治会連合会の運営に関して、事業提案をしても、市はそれに対して補助していく事業費補助に変更できないか検討をされた。</p> <p>【越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 自治会活動の円滑な運営を助長することによる市民活動の活性化を目的に交付されている。375の単位自治会に「10,000円+加入世帯数×690円(内40円は、自治会連合会費分)」交付されている。本来の自治会振興と関係のない広報紙の配布やお知らせの回覧などは委託費として支出し、交付金と分けることが望ましいと考える。各自治会で交付金がどのように使われているのか、地域にとって有効に使われているか実態把握に努め、必要に応じて交付額の変更も検討された。</p> <p>《参考》平成18年度外部評価: B</p>	<p>先駆的または特色ある自治会活動を行っている自治会に活動内容を発表してもらい、自治会間での情報交換や交流を図る自治会シンポジウム等をおいて情報提供を実施している。</p> <p>自治会長ガイドブックに加入促進マニュアルを掲載し、またマンション自治会などを対象に設立事例調査を行うなど、新規の自治会設立に向け積極的に支援を行っている。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
72	集会施設整備事業	協働安全部	市民活動支援課	S54	-	<p>【目的】 地域における連帯意識の高揚を図り、地域文化の発展と福祉の向上に資する。</p> <p>【手段】 自治会が管理する集会施設の用地取得や新築・増改築などの事業費の一部を予算の範囲内で補助する。</p>	高	低	高	高	B	<p>予算の範囲内での事業執行のため、自治会の要望に応えられない。</p>	検討・見直し	<p>①今後も継続的に要綱等を見直し、公平性を図る。 ②今後、修繕に係る要望が増加することが見込まれるため、集会施設の状況把握に努め、適正な執行に努める。</p>	25	<p><b>事業概要</b> 本事業は、地域における連帯意識の高揚を図り、地域文化の発展と福祉の向上に資するため、自治会が管理する集会施設の用地取得や新築、増改築などの事業費の一部を助成するものである。</p> <p><b>必要性</b> 地域におけるコミュニティ活動の推進は、市と地域が協働で推進すべきものであり、一般的な行政ニーズは確認できる。しかし、一方で助成対象の施設の所有は市ではなく各自治会であり、本来的には各自治会の費用をもって対応すべきものと考えられる。市がそれを支援する際には、少なくとも施設の整備や利用の状況、各自治会の整備、改修等に投じた費用負担等の現状を踏まえた上で、市としての支援の方針を検討すべきである。 市では、現在、1/3の施設が築20年以上を経過しており一部改修が必要になることを見込んでいるが、より厳密に調査した上で、今後の費用及びその負担の在り方を検討すべきである。そのためには、現在実施している374の自治会に対するアンケート調査の結果等を有効に活用すべきである。</p> <p><b>効果性</b> 昭和54年に開始された本助成事業であるが、平成23年度に他自治体の取組等を参考にして、より効率的な執行を実現するため、「用地取得の制限の明記」「事業対象の拡充(解体費用の助成)」「算出基準単価の合理化」等を中心に補助金交付要綱を見直した点は評価できる。</p> <p>また、補助事業の適正な執行を確保するため、現地調査や支出関係書類の点検等の検査を確実に実施しており、それらの調査や点検等から、特段の問題は発見されていないと認識する。</p> <p><b>有効性・成果指標</b> 現在の成果指標「集会施設整備率」は、整備自治会数/整備要望自治会数により算定されるものであるが、これは事業が目指す成果を示すものではない。助成によって何を実現するのかを踏まえた指標の設定が求められる。現在の事業目的は、「地域における連帯意識の高揚を図り、地域文化の発展と福祉の向上に資する」とあるが、施設整備の事業の目的としては、広すぎるため、事業の枠組みを再整理する必要がある。施設利用の拡大や安全性の確保が事業目的である場合は、助成対象となった施設での利用状況や安全確保の状況、利用者の声等の観点から、指標を設定すべきである。また、本補助金の直接の目的が施設における市民活動の拡大であるとすれば、今後は、施設利用後において、どの程度利用が拡大したのかを評価することが求められる。</p> <p>【集会施設整備事業補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 補助金交付後の成果を測ることが前提。 《参考》平成19年度外部評価: B</p>	<p>自治会活動に対するアンケート調査結果をもとに、補助金が効率的に利用されるように適宜、要綱の見直しを図るとともに、補助金を整備した事業効果が上がったかどうか、集会施設の利用状況について把握するため、追跡調査を行うなど検討を行っている。</p> <p>集会施設を有効利用している自治会等を対象に調査を行い、調査結果を自治会長ガイドブックに掲載し、集会施設の有効利用を促進する。</p>
73-1	コミュニティ推進事業(まちづくり助成金事業)	協働安全部	市民活動支援課	H4	-	<p>【目的】 第4次越谷市総合振興計画に位置づけられた地区別将来像を具現化していく中で、地区住民の連帯意識や地域コミュニティの育成を図る。</p> <p>【手段】 各地区に組織されている地区コミュニティ推進協議会及び越谷市コミュニティ推進協議会に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。</p>	高	低	高	高	B	<p>事業提案制度により各地区が創意工夫をもって、それぞれ地域の特性や特色を生かした事業を実施しているが、事業実施にあたり自主財源の確保や目的を達成した事業の廃止なども行う必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①②市としてのコミュニティ活動に対する方針を明確に示す。そのうえでアンケート調査やヒヤリング等を通して、各地区が実施している各種事業が地域住民のまちづくりに対する意見やニーズをどれだけ満たしているかの把握に努め、地域活動を支援していく。</p>	25	<p><b>事業概要</b> 本事業は、第4次越谷市総合振興計画に位置づけられた地区別将来像を具体化していく中で、地区住民の連帯意識や地域コミュニティの育成を図ることを目的に、各地区に組織されている13の地区コミュニティ推進協議会(越谷市地区まちづくり助成金)及び各地区コミュニティの横断組織である越谷市コミュニティ推進協議会(越谷市コミュニティづくり助成金)に対して、その活動費を助成するものである。前者は地区の将来像を具現化するために策定した地区まちづくり推進計画に沿って実施される事業に対して助成するもので、後者は各地区の人材育成や課題解決の支援、リーダー養成、シンポジウム開催、課題解決事業等、地区コミュニティ推進協議会の活性化を図るための事業に対して助成するものである。</p> <p><b>必要性</b> 市と地域住民が連携してコミュニティ活動を振興することに関して、一般的な行政関与の必要性は認められる。また、市民参加を掲げる自治基本条例が制定されていることや、越谷市総合振興計画においても13地区の将来像が示され、重点戦略として「地域の担い手育成プロジェクト」が示されている等、コミュニティ推進に関して市としての方針も確認できる。加えて、各地区に職員が配置され、直接地域住民の声、意見を聞いていることである。しかしながら、それらの市民の声や意見の整理が十分に行われていない状況で、コミュニティ支援のニーズの実態は必ずしも十分に明らかになっていない。また、現在、市としては地区によって事業内容の見直しが行われず、事業が継続的に実施されている状況が課題であると認識していることだが、その改善のためには市としてのコミュニティ支援の方針を明確にするとともに、助成金の審査においても継続事業等に対する審査基準を見直す等の工夫を取り入れることが必要である。市は、協議会と地区コミュニティ推進の方向性を共有したうえで事業を推進すべきである。</p> <p><b>効果性</b> 13の地区コミュニティ推進協議会に助成する「越谷市地区まちづくり助成金」は、以前は各等割と地区割によって助成金を交付していたが、現在は各地区の創意工夫を促し、より効果の高い事業への助成するため、申請内容に係るヒアリングに基づき審査を経た助成金配分へと見直ししている点については評価できる。</p> <p>評価表中、正規職員が24年度決算で37,83人と記載されているが、これは本事業の中核である2つの助成事業に従事している職員数ではなく、他のコミュニティ推進事業に従事している職員も含まれており正確な数値ではなく、確認と修正が必要である。2つの助成事業以外も評価対象とするならば、その内容、評価も記載すべきである。</p> <p><b>有効性・成果指標</b> 現在の成果指標は、「事業実施率」となっているが、これは客観的な成果を示すものではない。市が助成金の審査を行っており、その審査を経れば、地域コミュニティ活動に資するということが前提となっている。しかし、本来的には「地区住民の連帯意識や地域コミュニティの育成を図ることが目的であり、それが実現されたかどうかは、地区住民の意見やそのニーズが満たされたかを確認しなければならない。地区ごとに個別事業によっては参加した住民の意見を収集しているようであるが、市としても何らかの方法で地区住民の声を収集して、コミュニティ振興の状況を把握することが望ましい。</p> <p><b>その他</b> 補助金交付以外にも複数の事業が混在しており、事業の枠組みを再整理する必要がある。現状では事業内容と活動指標・成果指標が整合的でなく、また本事業の目的と手段の距離が遠いものと考えられる。</p> <p>【コミュニティづくり助成金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 助成事業の有効性の評価が行われていないため、今後、評価を行うことが前提。 【地区まちづくり助成金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 助成対象の393件の事業について、有効性に係る評価がなされていないことから、今後は評価を実施するとともに、課題・ニーズを踏まえた助成とすることが前提。 《参考》平成21年度外部評価: B</p>	<p>地域コミュニティの育成のため、各地区で実施している各種事業の支援を実施している。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等					
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度						
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要	
73-2	コミュニティ推進事業(コミュニティ助成金事業)	協働安全部	市民活動支援課	H15	-	〔目的〕 地域自治団体のコミュニティ活動推進のために必要な施設又は設備の整備に関して援助を行う。 〔手段〕 一般財団法人自治総合センターの定めるコミュニティ助成事業実施要綱に基づき、宝くじの普及広報事業を対象に財団法人自治総合センターから助成されるコミュニティ事業助成金を交付する。	低	高	高	高	A	現状維持	①②地域自治団体のコミュニティ活動推進のため、一般財団法人自治総合センターに対し、コミュニティ事業助成金の交付申請を行っている。	25	C	<コミュニティ推進事業> (事業番号: 73-1参照)	事業番号: 73-1参照			
74	市民活動支援事業	協働安全部	市民活動支援課	H13	-	〔目的〕 主体的で自発的な活動を実践する市民活動団体を支援するとともに、協働のまちづくりの担い手としての認識を高める。また団体相互の協力連携を目的として支援する。 〔手段〕 ・「協働のまちづくり研修会」の開催 ・「協働フェスタ(市民活動支援団体等が主体)」の開催支援	高	低	高	高	B	検討・見直し	①協働フェスタ、協働のまちづくり研修会を通し、市民や市役所職員の協働に対する意識の向上を図る。 ②年々協働に対する意識は高まっているものの、より幅広い呼びかけが必要と考えられるため、今後は市民と越谷市職員だけでなく、企業など他団体・組織を交えて協働について共に考える研修やイベントを実施していく。その上で、協働をより具体的にしていくために、関係団体・企業と課とのつながりを作る取組を行っている。	27	B	市民活動団体を支援し、協働のまちづくりの担い手としての認識を醸成するとともに団体相互の協力及び連携を図ることを目的とした事業で、「協働のまちづくり研修会」、「協働フェスタ」を中心に事業が実施されている。市政運営の最高規範である越谷市自治基本条例に謳われている協働の原則に則り開催される協働フェスタは協働のまちづくりの推進に資するものと認められるが、現在80団体前後の参加にとどまっているので、さらに多くの団体等が参加するよう、実行委員会に対する働きかけに努められた。平成29年度には10回目という節目を迎える予定であるため、10年の取組の成果を総括し、住民との協働をより一層推進していくため、実施内容についてより良いものに見直すことも検討されたい。また、会場設費として20万円を支出しているが、今後の開催にあたっては、参加団体や来場者数の増加、さらには、市民活動の支援に資するための効果的な支出となるよう、支出費目の見直しを含め検討されたい。 協働のまちづくり研修会については今後も取組を継続し、市民及び市が対等なパートナーとして関係性をより発展させることを期待する。 協働のまちづくり研修会における参加者アンケートによる「協働に対する理解度」を成果指標として設定しているが、協働のまちづくりの担い手は、研修会参加者にとどまるものではなく、全市民の共通課題であるため、市政世論調査における協働に対する市民全体の理解度を成果指標に加えることを提案したい。 これらの改善によって、協働のまちづくりへの一層の市民参画に尽力されたい。 《参考》平成19年度外部評価: C	27	B	市民活動団体を支援し、協働のまちづくりの担い手としての認識を醸成するとともに団体相互の協力及び連携を図ることを目的とした事業で、「協働のまちづくり研修会」、「協働フェスタ」を中心に事業が実施されている。市政運営の最高規範である越谷市自治基本条例に謳われている協働の原則に則り開催される協働フェスタは協働のまちづくりの推進に資するものと認められるが、現在80団体前後の参加にとどまっているので、さらに多くの団体等が参加するよう、実行委員会に対する働きかけに努められた。平成29年度には10回目という節目を迎える予定であるため、10年の取組の成果を総括し、住民との協働をより一層推進していくため、実施内容についてより良いものに見直すことも検討されたい。また、会場設費として20万円を支出しているが、今後の開催にあたっては、参加団体や来場者数の増加、さらには、市民活動の支援に資するための効果的な支出となるよう、支出費目の見直しを含め検討されたい。 協働のまちづくり研修会については今後も取組を継続し、市民及び市が対等なパートナーとして関係性をより発展させることを期待する。 協働のまちづくり研修会における参加者アンケートによる「協働に対する理解度」を成果指標として設定しているが、協働のまちづくりの担い手は、研修会参加者にとどまるものではなく、全市民の共通課題であるため、市政世論調査における協働に対する市民全体の理解度を成果指標に加えることを提案したい。 これらの改善によって、協働のまちづくりへの一層の市民参画に尽力されたい。 《参考》平成19年度外部評価: C	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
75	越谷しらこぼと基金事業(越谷しらこぼと基金積立金事業含む)	協働安全部	市民活動支援課	H2	-	〔目的〕 快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資する主体的活動を行うものに取り組む。 〔手段〕 市内に活動の本拠がある市民活動団体等に事業資金の助成を行う。スポーツの全国大会等に出場する市民を顕彰し助成を行う。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①②平成26年度に要綱や助成基準の見直しを行ったため、平成27年度以降は新基準に則り運用を推進していく。	18	B	市民活動団体を支援する当該事業の重要性は認められる。但し、運用開始から17年が経過し、また、現在スポーツの分野に助成が著しく偏りがあることから、支援分野の見直しを含め、基金の活用方針を再設定する時期に来ている。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。	18	B	平成26年度に要綱・助成基準の見直しを図り、平成27年度より新たな要綱・基準で助成事業を実施し、より助成を受けやすくなったため、市民活動の促進が期待される。	
76	地区センター業務事業	協働安全部	市民活動支援課	H16	-	〔目的〕 市民ニーズにあった行政サービスを提供するため、諸証明書の発行や市への届出書類の文書回送業務等を行う。 〔手段〕 きめ細やかな行政サービスを提供するため、非常勤職員及び臨時職員を適正に配置し、人員不足の解消を図る。また、文書回送業務を専門業者に委託し、本庁の開庁日は全て1日1回の届出書類等の回送を行う。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①平成28年度も引き続き、市民ニーズを反映した行政サービスの提供及び周知に取組んでいく。 ②地区センターにおける市民の利便性向上のために、提供する行政サービスの見直しを随時図っていく。	19	B	地区センター事務事業の事業内容は、諸証明書発行等の行政サービスの提供だけではない。「地域コミュニティ活動の拠点づくり」という地区センターの事業目的を再確認し、目標に応じた評価指標を設定し、事業を計画する必要がある。また、行政サービスの提供について、本庁との作業分担割合を明確にし、センターごとの目標値を設定し、住民に対する利用促進のための周知活動等を行う必要がある。	19	B	当該事業は、地区センターの行政サービスに関する予算であるため、外部評価による指針の「地域コミュニティ活動の拠点づくり」の事業目標に応じた評価指標は、「コミュニティ推進事業」に委ねられる。また、地区センターごとの職員定数の見直しや行政サービスに関する目標値の設定等は、引き続き検討を図る。	
77	出羽地区センター・公民館整備事業	協働安全部	市民活動支援課	H22	H27	〔目的〕 地区まちづくり及びコミュニティづくり、生涯学習、地域福祉及び防災救援、さらに、行政相談などを行う地区センター・公民館を建設する。 〔手段〕 越谷市七左町4丁目地内に用地を取得し、鉄筋コンクリート2階建て延床2,000㎡程度の越谷市出羽地区センター・公民館を建築する。	高	高	高	高	A	終了(H27年度)	①越谷市まちの整備に関する条例に基づく環境周辺整備が平成27年度で完了する。			未実施	未実施			

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段					担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等	
						8. 個別評価		9. 総合評価			A	B	C	D			総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称
						(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(5) 課題が少しあり事業の一部見直しが必要										
78	大沢地区センター・公民館、体育館複合施設整備事業	市民活動安全部	市民活動支援課	H26	-	〔目的〕 生涯学習、地域コミュニティ、地域福祉、防災救援の4つの機能に、地区まちづくり事業の推進と行政サービスを加えた地域活動の拠点と体育館からなる複合施設を整備する。 〔手段〕 越谷市大沢二丁目10番40号外の大沢地区センター・公民館及び第一、第二体育館を解体し、同敷地内に鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建て延床4,000㎡程度の越谷市大沢地区センター・公民館、体育館複合施設を建設する。	高	高	高	高	A	複合施設のメリットを活かした運用方法の確立	現状維持	①平成28年度から実施設計を行うとともに周辺の環境整備に取組んでいく。 ②平成32年度供用開始に向け建設検討委員会との協議を継続する。	未実施			未実施		
79	地区センター施設管理事業	市民活動安全部	市民活動支援課	S46	-	〔目的〕 施設利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、適正な施設の維持管理を行う。 〔手段〕 清掃、警備等の13業種について業務を専門業者に委託する。	高	高	高	高	B	施設の大規模化、老朽化に伴い経費の増加は避けられないため、より効率的な管理運営を行っていくことが課題である。	検討・見直し	①保守管理業務委託契約の内容の見直しを行い、施設の適正な管理と経費の削減を図る。 ②中長期的な経常経費を削減するために、長期継続契約を更に推進する。	20	13地区センター施設の管理をする上で不可欠な事業である。現在の保守管理等の委託料を更に削減する努力を期待する。地区センターの利用者数を成果指標にするのではなく、保守管理等に掛かる事業費削減効果を成果指標にしてほしい。また、正規職員の担うべき仕事を明確にして、なお一層の効率的な事業の実施に努めることが望まれる。	検討中	地区センターの施設維持管理をする上で不可欠な事業であるが、経常経費である保守管理委託料の更なる削減を図る。また、正規職員の担うべき仕事を明確にし、効率的な事業に努める。		
80	地区センター施設改修事業	市民活動安全部	市民活動支援課	S46	-	〔目的〕 施設の適切な維持管理と利用者の快適な施設環境を確保する。 〔手段〕 各種の施設保守委託業者より報告を受けたもの、また、職員や利用者からの要望のあったものから、緊急性や重要性を勘案して適宜修繕を行う。	高	高	高	高	B	老朽化した施設の修繕・改修案件を精査し、限られた予算の中で効率よく修繕等を実施していく必要がある。	検討・見直し	①平成27年度も引き続き、各地区センターの施設状況を把握し、修繕等案件を精査し優先順位の高いものから対応していく。 ②適切な施設の維持管理を行うため、各施設の状況（修繕・改修の履歴等）を整理し、中長期的な修繕計画を策定する。	23	地区センターの利用者が快適に安心して施設を利用できるよう、修繕・改修を行う事業である。施設の安全性を確保するために、計画的な修繕・改修が求められ、優先順位を的確に決めて、必要箇所を修繕していくことが求められる。地域拠点施設としての地区センターの設備を改修することにより、利用者の満足感の高揚、地域住民の利用促進を図り、地域の生涯学習・自治活動の向上を目指す。 今後は経年劣化に伴い、修繕・改修を必要とする施設が増加していくことが予想されることから、中長期的な修繕・改修計画を策定し、効率的な修繕・改修を進められたい。また、施設より完成年度、規模等が異なることから、施設ごとの修繕・改修計画を策定し、適正な維持管理を実行していただきたい。 市民の防災に対する意識の高まりに加え、地区センターを多くの市民が利用することから耐震補強を早急に着手することが望まれる。地区センターが避難所となる場合、耐震補強だけでなく、避難している間に落下物等の被害を被る恐れもあることから照明等の落下物に対して日常点検に努められたい。 また、13地区のうち、大型化の工事を順次進めている状況にあるが、まだ6地区で大型化が進んでおらず、大型化が終了している住民と終了していない地区の住民とで不公平感が生じることから、大型化未了地区住民のコンセンサスを得ながら、早急に大型化の施設整備計画の策定に取り組む必要がある。 事務事業評価表の減価償却費がゼロとなっているが、施設改修事業の性質上、償却資産の改修に伴い、新たに減価償却額が増加する可能性がある。したがって、来年度からは、減価償却費について、適正に積算するとともに、事務事業評価表への記載をお願いしたい。 予算の計上方法について、現在の予算計上の方法では予定していた工事が突発的な事由により、遂行されないことがあるため、あらかじめ突発的な修繕に対応できるように予算計上するように工夫されたい。 市民の意見を地区センターの整備、運営に反映させるために、施設整備や快適性に関する満足度や要望等を調査するアンケート等を実施することを検討されたい。それに関連して、成果指標に「地区センターの利用者の満足度」の追加を提案したい。	23	減価償却費を事務事業評価表に反映されることへの指摘を受けて、減価償却費を施設改修事業における指標として、どのように関連付けしていくかを検討していただく。また、予算計上方法についての指摘もあり現在のように、突発的な修繕等により予定していた工事が後回しにならないように予算の計上を図る。	検討中	
81	中央市民会館管理事業	市民活動安全部	市民活動支援課	H4	-	〔目的〕 市民文化や生涯学習、福祉活動など市民活動の拠点施設として、中央市民会館の貸出し業務や施設の保守管理等を行う。 〔手段〕 公益財団法人越谷市施設管理公社を指定管理者として施設管理業務を委託し、効果的な管理運営を図る。	高	高	高	高	B	指定管理者業務の仕様書及び指定管理者の評価方法・管理項目の見直し	検討・見直し	①平成27年度も、指定管理者との連携を密にし、市民文化や福祉活動の拠点施設として、更なる市民サービスの向上に努めるとともに、平成28年度以降の指定管理者更新に向け、仕様書等の見直しを図る。 ②これまでの指定管理期間における知見や反省点を踏まえ、平成28年度以降の指定管理について協議・検討する。	22	市民の文化・芸術振興を図り、生涯学習や福祉活動などの市民の活動拠点として、中央市民会館の貸出しや施設の保守管理等を行う事業である。 利用区分ごとの稼働率については、平成21年度54.31%にとどまっている。施設が全市民にとって、より意義のあるものとするために、利用日数稼働率とともに利用区分ごとの稼働率についても、全国の自治体の同種施設において、指定管理者制度の効果的運用により稼働率を上げている先進的な取り組み等を参考にして、一段の向上のための取り組みを進められたい。 市のホームページで見ることができず、イベントや事業の情報が少ない。市民が利用してみたい、事業やイベントに参加してみたいと思わせる工夫が必要なのではないか。市民が利用したいと思わせる創意工夫をすることで延べ利用者数の向上を図っていただきたい。 現在、平成23年度を新たな初年度とする指定管理者の募集期間であるが、新たな仕様書が基本的に今年度までの指定管理業務と同様の仕様書にとどまっているのは極めて残念である。平成18年度から平成22年度までの指定管理業務実施の中で得られた知見と反省を生かし、よりきめ細かな仕様書を作成し、応募者に提示すべきであった。 また、指定管理者の評価について、各年度とも「管理運営は適切に行われている」との記載にとどまっている。しかし、中央市民会館は市の指定管理者制度導入施設の中でも事業費が特に多い施設であり、同時に市のランドマークともいえる代表的な施設でもあるため、当該施設にふさわしい管理項目を設定し、丁寧な評価（モニタリング）を実施すべきであった。今年度以降の施設の評価に当たっては、早急に管理項目の追加を検討し、履行されたい。 活動指標に「イベントや事業の実施回数と参加者数（市民権、民間主催）」の追加を提案する。 さらに、指定管理の委託者である市の成果指標として、現行指標とともに、指定管理者に対するチェック、指導による改善度合いが成果指標としてふさわしいのではないかと。	22	越谷市のランドマークであり、市民活動の拠点施設として、利用者の目線に立ったより良い施設の運営を目指して指定管理者との連携を図っていく。	検討中	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価			9. 総合評価			総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性							A 事業内容は適切である		
82	中央市民会館施設改修事業	市民活動安全部	市民活動支援課	H4	-	〔目的〕 施設の適切な維持管理と利用者の快適な施設環境を確保する。 〔手段〕 修繕及び改修工事を行う。	高	高	高	低	B	建設から20年以上が経過し、設備等も大規模改修が必要となる時期を迎えている。施設の規模から改修の実施は大きな財政負担となることが懸念されるため、中長期的な施設整備更新計画の早期策定が課題である。	検討・見直し	①平成27年度も限られた予算の中で、改修必要箇所の優先順位付けを行い、効率的な施設の維持管理を行う。 ②越谷市公共施設等総合管理計画に基づき、今後の施設修繕費の負担軽減や平準化を図る。	22	C	豊かな地域社会の形成と市民文化の向上に資するため設置された中央市民会館の適切な維持管理のために必要な事業であり、快適な施設環境を確保するため、修繕及び改修工事を行う事業である。 今後、中央市民会館の設備機器等の経年劣化による改修が必要となるとともに、将来は他の施設も含めた老朽化の進展に伴い大規模な改修時期が重なることも想定されるため、大きな財政負担となることも懸念される。また、地球温暖化対策の面からはCO2排出量の削減、資源消費の抑制などの削減を図り、環境負荷を低減させなければならない。 そこで、越谷市として「公共施設の長寿命化」、「ライフサイクルコストの縮減」、「維持管理費用の平準化」などを旨とした公共施設のファシリティマネジメントに関する取り組みを推進されたい。重要な公共施設である中央市民会館についても、施設改修に当たっては、事業費が膨大になることが懸念されるため、減価償却費を適正に積算するとともに、耐用年数に応じた更新が可能になるよう、中長期的な施設設備更新計画を早期に策定されたい。また、当該計画について、市民に対して詳細かつ丁寧な説明されたい。 総合評価の課題によると、「建築資材が国産でないものを使用されており、修繕に費用がかかりすぎて管理が大変である」とのことであるが、より適正な調達等により低廉に入手する方法を検討されたい。また、将来当該建設資材が製造中止となり、資材の調達が可能となった場合の対策も講じられたい。	越谷市公共施設等総合管理計画に基づき、長期的に施設整備更新計画を策定する。
83	北部市民会館施設管理事業	市民活動安全部	市民活動支援課	S63	-	〔目的〕 地域に根差したコミュニティ・文化活動の拠点施設として、北部市民会館の貸出しや北部図書室において図書の出し入れを行う。 〔手段〕 地域住民で組織した越谷市北部市民会館運営協議会に指定管理者として委託し、効果的な管理運営を図るとともに、会館の清掃業務、設備の保守などを専門業者に委託する。	高	低	低	低	B	中央市民会館に比べて利用率が低いため、施設利用者数を上げるための方策が必要である。	検討・見直し	①平成27年度も引き続き施設利用者へのサービス向上を図る。また、指定管理者との連携を密にし、指定管理制度による施設管理の質の向上を図る。 ②上記を踏まえ、指定管理業務の長期実施で得られた知見と反省を活かし、次の指定管理更新(H28～)における仕様書等の改善を行う。	21	B	市内の他の市民会館やコミュニティセンターに比べ、利用率が低い現状となっている。利用率を向上するために、駐車場の拡大、映像設備の導入等を検討されている点は、評価できる。 一方、施設を維持・管理する上で、必要最低限の固定的なコストがかかる。投じたコストに見合う劇場・会議室の利用率を確保するための方策を、積極的に検討すべきである。現在の使用制限も見直し、条例を改正することも視野に入れ、検討していただきたい。	利用率の向上を目的とした駐車場の拡張は、実施済である。 北部方面の拠点施設として、利用者の目線に立ったより良い施設の運営を目指して、施設管理者との連携を図っていく。
84	北部市民会館施設改修事業	市民活動安全部	市民活動支援課	S63	-	〔目的〕 施設の適切な維持管理と利用者の安全で快適な施設環境を確保する。 〔手段〕 施設の改修工事を行う。	高	高	高	低	B	建設から25年余りが経過し、設備等も大規模改修が必要な時期を迎えている。施設の規模から改修の実施は、大きな財政負担となることが懸念されるため、中長期的な施設設備更新計画の早期策定が課題である。	検討・見直し	①平成27年度からも限られた予算に応じて、改修必要箇所の優先順位付けを行い、効率的な施設の維持管理を行う。 ②公共施設維持管理システムを全庁的に整備し、今後の施設維持費の負担軽減や平準化を図る。	20	B	施設の老朽化に伴い、年々、改修工事費、修繕費がかかる現状となっている。改修工事費、修繕費が中長期的にどれだけの費用負担となるかについて計画を立案し、市民にわかりやすく説明することが重要である。	越谷市公共施設等総合管理計画に基づき、長期的に施設設備更新計画を策定する。
85	交流館運営事業	市民活動安全部	市民活動支援課	H6	-	〔目的〕 市民文化や生涯学習、福祉活動など市民活動の拠点施設として、交流館の受付業務、設備保守等の管理を行う。 〔手段〕 地元の代表の運営協議会を指定管理者として、管理を委託する。	高	高	高	高	B	多様化していく市民からのニーズに対応し、きめ細やかなサービスを提供するため、指定管理者との連携を図り、効果的な施設の管理運営に努める必要がある。	検討・見直し	①指定管理者との連携を密にとり、利用者へのよりよいサービスの提供を図る。 ②これまでの知見と反省を生かし、指定管理者更新となる平成28年以降の仕様書等の見直しを行う。	16	B	今後より一層高まる市民ニーズに対応するためのサービス拡充が強く求められる。ただし、施設関連コストを反映したフルコストの把握が必要である。 さらに新設3館については建物関連減価償却費を含めていただきたい。活動結果指標として交流館の設備稼働率を設けていただきたい。	交流館の稼働率を上げるため、指定管理者である交流館運営協議会と定例会を通じて利用者へのサービスや施設の充実など調整を図っている。
86	交流館施設管理事業	市民活動安全部	市民活動支援課	H6	-	〔目的〕 市民文化や生涯学習、福祉活動の拠点施設として、利用者が安全に利用できるよう、適切な施設の保守管理を行う。 〔手段〕 業務委託により交流館の清掃業務、設備保守、警備などの保守管理を行う。	高	高	高	高	B	利用者が安心して安全に利用できる施設を提供するため、限られた予算の中で、適正な施設の保守管理を行う必要がある。	検討・見直し	①②保守管理業務委託契約の内容の見直しを行い、施設の適正な管理と経費の削減を図る。	17	B	交流館は、地域のコミュニティの拠点としての機能を果たしてきたが、施設の老朽化に伴うバリアフリー対策や農協との併設施設の更新が課題となっている。また、地域コミュニティの場として、自治会館、地区センター(13ヶ所)や市民会館(2ヶ所)と交流館(8ヶ所)の役割分担のあり方、使用料などを総合的に見直し、市民にとって利用価値の高いものにしていくことが必要である。	バリアフリー対策として手すりやスロープの設置を行うほか、トイレの洋式化や子供用の便座を設置するなど、誰でも利用しやすい環境を整えている。
87	交流館施設改修事業	市民活動安全部	市民活動支援課	H8	-	〔目的〕 市民文化、生涯学習、福祉活動の拠点施設として、良好な施設環境を整備する。 〔手段〕 業務委託により修繕、改修工事を行う。	高	高	高	高	B	老朽化の著しい施設の修繕・改修案件を精査し、限られた予算の中で効率よく修繕等を実施していく必要がある。	検討・見直し	①平成27年度も引き続き、各交流館の施設状況を把握し、修繕等案件を精査し優先順位の高いものに対応していく。 ②越谷市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な施設の維持管理を図っていく。	24	B	市民文化、生涯学習、福祉活動の拠点である各地区の交流館の修繕、改修工事を行う事業である。交流館は多くの市民が利用しており、災害発生時等の避難所にも指定されていることから、安全で快適に利用できるよう適正な維持管理が必要であり、本事業の必要性は認められる。 将来の首都圏直下型地震の発生が懸念されるなかで、地域の防災拠点として公共施設に寄せられる市民の期待はこれまで高くまっており、越谷市においても、耐震改修促進計画に基づき公共施設等の耐震改修を順次進めている。しかしながら、交流館の多くは旧耐震基準により建築されているにも関わらず、耐震改修が未了となっている。財政面の制約から優先順位に沿って耐震改修を実施している状況は理解できるが、交流館を含め避難所として指定されている施設については早急に耐震化を進めるよう検討されたい。また、地震発生時には、落下物等の被害を被る恐れもあることから、照明等の危険が予想される付属設備については日常点検に努められたい。 各種のアンケート調査の結果から、障がい者や子どもなどの利用が少なく、高齢者に利用が偏っていることが推察される。施設環境の整備のみならず、運営にも工夫を凝らし、多様な市民によって施設が利用され交流が促進されるよう努められたい。 日常的な施設の使用や経年劣化により発生する不具合箇所の修繕は、やや場当たり的な対応となっている印象を受ける。向こう数年間の維持修繕計画を策定し、不具合の発生を未然に防いでいくことが必要である。 成果指標の「整備率」については、事業目的の実現に事業内容がどの程度寄与したのか明らかにならないため変更が必要である。アンケート調査等により利用者の施設環境に対する満足度等を把握し、成果指標に設定することを検討されたい。 今後は、経年劣化により修繕、改修が必要な箇所が増加することが予想される。越谷市には13カ所の地区センターのほか多数の集会所も各地域に設置されているが、コミュニティづくり・地域福祉活動・生涯学習の拠点であること等、各施設の担う役割が重複している部分もみられる。維持管理コストが今後増大していくことを踏まえ、地域住民の意向を十分に確認しながら、近接している施設の統合が可能であるかを検討されたい。また、市民参加と協働のまちづくりを進める観点から、施設を自治会等の地域組織に譲渡することが可能であるかについても検証されたい。	指定管理者との連携を図り、利用者が安全で快適に利用できるよう、施設の管理に努めたい。施設の改修や耐震との兼ね合いもあることから、全庁的に連携を図りながら、計画的に実施できるよう調査・検討していく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称		
							A	B	C	D								
88	市民活動支援センター管理事業	協働安全部	市民活動支援課	H24	-	〔目的〕 市民の市民活動への参加を促進し、市民活動を行う団体を支援することにより、誰もが住みよい地域社会の実現及び協働のまちづくりの推進を図るとともに、市民文化の向上に資するため、指定管理者に委託し、適正な施設の管理運営を行う。 〔手段〕 公共活動を行う市民活動団体への施設の貸出しや図書貸出し、市の観光や特産品のPR等を行う。	高	高	高	高	B	指定管理者と登録団体との連携事業(相談業務、講座の講師等)を実施しているが、さらに連携の推進及び事業の充実を図り、利用者及び登録団体の増加を図る必要がある。	検討・見直し	①さらなる協働のまちづくり推進のため、指定管理者及び登録団体との連携を深めるとともに、地域活動団体、企業、大学との連携を図り、適正な施設の管理運営を行う。 ②一層の協働のまちづくりの推進を図るため、市民と市民活動団体をはじめ、地域活動団体、企業、大学等との連携が可能な事業展開を図っていく。	27	B	市民活動への参加を促進し、市民活動を行う団体を支援することにより、住みよい地域社会の実現及び協働のまちづくりの推進を図り、市民文化の向上に資することを目的とした事業である。 市民活動支援センターは、駅前に立地する複合施設で利便性も高いことから、より多くの市民に利用していただけるよう、市として周知に努めるとともに、指定管理者に対し、周知活動の強化を指導されたい。 また、連携事業を充実させるために指定管理者と協議を行う場を設け、市民、地域活動団体や大学はもとより、今後は地域貢献活動やCSRに関心の高い民間企業等との連携強化による事業も積極的に推進していくこととされたい。 越谷市公共施設等総合管理計画に基づく受益者負担の適正化について検討されたい。	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
89	多文化共生推進事業	協働安全部	市民活動支援課	H18	-	〔目的〕 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の一員としてともに暮らしていく多文化共生の地域づくりを推進する。 〔手段〕 市民ボランティアや国際化団体の協力を得ながら、外国人市民が日常生活を送るうえで必要となる市政情報等の多言語での提供や、多文化共生を理解するための各種講座を開催する。	高	高	高	高	B	より多くの市民を対象に、多文化共生意識の啓発を図る必要がある。	検討・見直し	①よりの確な外国人市民への情報提供に努めるため、これまでに発行してきた多言語資料を精査し、更新する。また、地震など災害時の外国人市民への対応として多言語での標記を充実させるほか、多文化共生講座の開催において、これまでの講座を鑑み、対象者に見合った内容の講座を効率よく企画していく。 ②多文化共生の地域づくりの実現のため、越谷市国際交流協会等の国際化団体や通訳翻訳ボランティア、多文化共生推進員と更なる連携を図る。	21	B	<国際交流事業> (事業番号: 92参照)	平成21年度の外部評価で指摘された「適切な役割を担当する組織の設置を検討されたい。」という点において、これまで秘書課で行っていた国際化担当に移行し、市民に分かりやすい組織・名称とした。また、多文化共生推進事業を国際交流事業から分離し、予算上も明確にした。
90	国際交流員事業	協働安全部	市民活動支援課	H5	-	〔目的〕 本市の国際化関係事務の補助及び各種団体の主催事業・活動への参加や協力、さらに、地域住民への多文化共生意識啓発のための各種講座等を通じ、市民のニーズに合わせた国際化の推進を図っていく。 〔手段〕 広報紙の外国語ダイジェスト版「コンガヤメッセージ」(英語・フィリピン語・中国語)の月1回の発行や、庁内各課で使用する申請書等の翻訳、また、外国人が来庁した際の窓口での通訳と案内を行う。さらに、市内教育機関や地域住民向けに公共施設等で国際理解講座を開催する。	高	高	高	高	B	国際交流員が国際化団体やボランティアと協力して実施する事業を増やしていく。	検討・見直し	①多文化共生の地域づくりを推進するため、国際交流員自身が行う事業を増やしていくとともに、国際交流員が企画する外国人市民やボランティアを対象とする講座等を開催する。 ②国際交流員自身が多文化共生についての意識を研修等を通じて取得し、他自治体や団体と協力しながら国際交流員としての役割を果たし、本事業の意義を広く市民へ周知、啓発し、有効的な活用をめざす。	18	B	市民の多様なニーズにあった国際理解を推進するため、国際交流事業はますます重要になってくる。英語圏のみならず広く異文化理解のための交流活動が求められる。但し、当該事業の効率性及び効果性を高める為、民間国際交流団体組織とのすみわけ及び協働活動の仕組みが必要となる。	平成18年度の外部評価で指摘された「英語圏のみならず広く異文化理解のための交流活動が求められる」という点において、JETプログラムからの採用であった国際交流員を、平成22年度より市の直接雇用に切り替え、大幅にコストを削減したと共に、複数名の国際交流員を採用し、英語及び中国語での市民サービスを充実させた。また平成25年度からは本市における外国籍数が多いフィリピン籍市民に対応ができるよう、フィリピン語担当の国際交流員を採用した。
91	国際交流協会支援事業	協働安全部	市民活動支援課	S57	-	〔目的〕 外国人市民のための日本語教室など、広範囲に及び市民ボランティアによる越谷市の国際化推進活動を通して、外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりの推進を図る。さらに、市民の国際理解の増進と青少年姉妹都市交流事業による使節団の派遣・受入を中心とした国際交流の促進を図るとともに、地域の国際化の推進に寄与する。 〔手段〕 越谷市国際交流協会が主催する各種事業に対して補助金を交付し、支援を行うとともに、組織の運営に係る助言と協力を行う。	高	高	高	高	B	本市で生活している外国人市民へのサポートを通じた多文化共生の地域づくりや姉妹都市交流の発展のために越谷市国際交流が各種事業を開催し、本市の国際化を推進すると同時に適正な補助金活用への助言を行う。	検討・見直し	①多文化共生及び国際交流に関する各種事業を効率的かつ有効的に開催するために引き続き越谷市国際交流協会へ補助金を交付する。また、キャンベルタウン市の姉妹都市提携は平成26年に30周年を迎え、平成27年は将来的にも充実した事業にしたい。 ②越谷市国際交流協会と引き続き連携を図り、補助金の適正な運用に努めるとともに市民レベルでの多文化共生の地域づくり及び姉妹都市交流をはじめとする国際交流活動を推進していく。	16	B	国際交流協会へ運営を任せ、市は必要な補助金を出し職員関与度を最小にすることで効率化・経費削減を計画的に進めていただきたい。	平成16年度の外部評価で指摘された「運営を協会に任せ、市は必要な補助金を交付し、職員関与度を最小にし、効率化・経費削減を計画的に進める」という点において、平成17年に越谷市国際交流協会の事務局を市から独立し、独自運営としたことで、事務的業務を移管し、担当の市職員を1名減としたと共に補助金も見直しを行い、経費の削減を図った。
92	国際交流事業	協働安全部	市民活動支援課	-	-	〔目的〕 外国人市民や海外との交流を通じて、多文化共生社会形成への理解及び姉妹都市交流の発展等を推進する。 〔手段〕 市民との協働により姉妹都市キャンベルタウン市との交流をはじめとする国際交流活動を継続していく。	高	高	高	高	B	より多くの市民が携わることのできる交流事業を展開する。	検討・見直し	①市民レベルの多くの方が携わることのできる国際交流をめざすため、新規のホストファミリー獲得に努める。 ②越谷市国際交流協会と連携し、市民レベルのより発展的な姉妹都市交流をめざす。	21	B	事業内容は、外国人向け市民サービスと国際交流に大別できる。ひとつの組織が、全庁統一された考え方で国際交流という事業を推進することは必要であろう。しかし、秘書課が、それぞれの市民サービスの現場で他言語の通訳対応までを担当するには限界がある。また、秘書課という組織のまま、今後も国際交流を担当するのは、市民から見ても分かりにくい。適切な役割を担当する組織の設置(例:「国際交流課」)などを検討されたい。 また、市民サービス窓口に対しては、今後とも「案内資料の多言語化による対応」と、担当者の研修による「外国人対応の向上策」の継続推進が望まれる。	平成21年度の外部評価で指摘された「適切な役割を担当する組織の設置を検討されたい。」という点において、これまで秘書課で行っていた本業務は、平成23年度より協働安全部市民活動支援課国際化担当に移行し、市民に分かりやすい組織・名称とした。また国際交流に関連する予算を明確にした。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等						
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度							
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称	
93	人事交流員事業	協働安全部	市民活動支援課	H8	-	〔目的〕 相互の市職員を隔年で派遣し、それぞれの行政全般について調査・研究させるとともに、両国の文化や習慣に触れることで、広い視野に立った職員の育成をめざす。 〔手段〕 キャンベルタウン市からの人事交流員を隔年で受け入れ、越谷市及び日本の行政システムを中心に研修を行う。研修期間中、派遣職員は越谷市役所内に自席を配置し、毎日各課を訪問して、研修を行う。また、滞在中の宿泊施設を越谷市が提供し、生活指導を行うことで、日本の生活や異文化を体験をさせる。	低	高	高	低	B	派遣した本市職員だけでなく、受入側のキャンベルタウン市職員についても有意義な事業となるよう、限られた期間の滞在をより効果的なものとし、訪問する各課での研修日程や研修内容の更なる充実に努める。	検討・見直し	①平成28年度は、受入の年であるため、キャンベルタウン市及び研修先部署との調整を綿密に行い、的確な研修日程を組むことにつとめる。 ②平成8年に開始された本事業は、派遣・受入を両市で交互に行っており、これまで10名のキャンベルタウン市職員を受け入れ、本市からは8名の職員を派遣している。受入時には、今後も越谷市での研修各課へ一層の協力を要請すると共に、自覚を持った職員を本市から派遣することで、姉妹都市関係の更なる発展と両職員の資質の向上をめざす。	19	B	教育の視点から国際交流の意味については、理解できる。 キャンベルタウン市との一連の交流事業全体の中で、職員の人事交流の意味、事業の目的を明確にすると共に、交流を通じて得られた知見を庁内で報告するなど、その成果を組織全体で共有する仕組みを作ることが重要である。	検討中	平成19年度の外部評価で指摘された「本事業の意味や目的を明確にすると共に、成果を組織全体で共有する仕組みを作ることが重要」という点において、派遣時には報告書を庁内LANIに掲載し、職員が閲覧できるようにしている。また、今度は職員研修を利用して、報告機会の増加を図る。		
94	防災会議事業	協働安全部	危機管理課	S38	-	〔目的〕 災害から市民の生命、身体及び財産を保護する。 〔手段〕 災害対策基本法第16条の規定により市に防災会議を設置することとされており、地域防災計画の作成及び計画の実施を推進する。	高	高	高	高	A	事業の効率性を設定する必要がある。	現状維持	①平成26年3月・12月に上位計画である「埼玉県地域防災計画」の改正に伴い、平成26年度は、10月・2月に越谷市防災会議を開催し、平成27年3月に「越谷市地域防災計画」を改定した。平成28年度に向けても国・県の動向を注視しながら、今後における市としての防災に関する取組について審議していく。 ②防災会議の目的や役割、位置付けを明確にし、女性委員の積極的な登用をはじめ多様な意見の反映を図りながら、今後も防災に係る情報の収集を広く行い、新たな防災対策を検討・審議するために、必要に応じて会議を開催する。	21	B	国の法律に基づいた事業であり、災害予防は重要であることは理解できる。 ただし、防災会議については、その目的や役割、位置付けを明確にすることを望む。また、活動結果指標、成果指標として会議開催回数だけでなく、当事業の妥当性、効率性、有効性を表す指標を設定する必要がある。	整理済	平成24年度の地域防災計画の改定に伴い、防災会議を2回開催した。 平成25年度には「越谷市防災会議条例」を改正し、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」からも委員を選出することと、市民ニーズや多様な意見を審議に反映されるようにした。 今後も県の地域防災計画の改定内容に準じて計画の見直しを行う。		
95	災害予防対策事業	協働安全部	危機管理課	-	-	〔目的〕 災害による被害を最小限に食い止め、市民の生命、身体及び財産を守る。 〔手段〕 ・地域防災計画の改定 ・備蓄資器材の整備 ・防災訓練及び防災に関する講座等の実施 ・防災行政無線、避難場所照明灯及び耐震性飲料用貯水槽の維持管理 ・防災気象情報の收受及び伝達 ・ヘリサインの設置	高	高	高	高	B	備蓄品については、社会情勢の変化に伴い、市民からの要望が多様化している。食料や毛布など災害発生時の初動期に必須となる備蓄は概ね目標数を確保していることから、今後は、アレルギーに配慮した食料、避難所におけるプライバシー確保や環境改善のための簡易間仕切りなどの備蓄の充実がますます重要である。	検討・見直し	①平成26年度に実施した越谷市地域防災計画の改定に伴い、電巻など新たに想定される災害への対応、また要配慮者や女性等に配慮した物資の備蓄を推進する。 ②平成23年3月の東日本大震災、平成25年9月の竜巻災害での経験から、備蓄資器材の内容は、被災した市民、帰宅困難者及び他県からの避難者向け、また、援護の必要性や性別による違いなど多様であり、それらを踏まえた備蓄品のあり方を検討する。	26	B	災害発生時の市民の生命、身体及び財産を守るための体制を強化する事業である。災害予防としての行政の役割は大きく、備蓄資器材の整備はもちろんのこと、各種防災訓練の実施及び支援、防災気象情報の收受伝達、避難場所照明灯・耐震性貯水槽・通信手段としての防災行政無線の維持管理、ヘリサイン設置、市民に対して自らの身は自分たちで守るといった自助や地域で助け合うといった共助を促すなど、さまざまな取り組みがある。 平成19年度からプライバシー保護の観点から簡易間仕切りを購入、平成20年度からはアレルギー対応アルファ化米を購入しており、備蓄資器材の整備は評価できる。各自立防災組織、各家庭での備蓄推進に向けて、新たに越谷市に居住する世帯にも各種イベントでのPRやパンフレット配布など、一層の普及に取り組みたい。 大規模災害が発生した時には防災関係機関だけでは迅速な支援が行き届かないことが予想されるため、自主防災組織の強化と行政との連携が重要になってくる。自主防災組織の結成率は平成26年4月現在で89.2%である。自治会の中には自主防災組織を設立していないところもあり、地域により偏りもみられる。各家庭の防災意識を高めるためにも、自治会における自主防災組織の結成率向上を目指し、各自治会に働きかけるとともに、活動指標として自治会の防災組織結成率の設定が必要である。自主防災組織の設置に際して、実態把握のためアンケート調査も実施されているが、地域ごとの防災に関する取り組み状況、体制を市でも継続的に把握するよう務められたい。 越谷市にある民間事業所には住民でない者もいるが、災害時には帰宅困難者として避難所に行く場合も考えられる。県と連携した帰宅困難者の対策協議会は、これから重要な役割を担うと考えられ、多くの企業や商店に参画いただき、有事の際の役割分担を行政と地域、企業で明確にした上で対策を取ることを望まれる。 移動系の防災行政無線は84カ所の携帯局があり行政間の情報伝達に使われている。電話、電力、ガス、水道などのライフライン事業者との連絡体制も整っており、また小中学校への無線設置も計画されていることは評価できる。今後は避難所における、災害時の安否確認や被害状況などの情報収集をするための通信手段を確保することが重要であり、Wi-Fi設備を整備するなど、通信の多重化も検討されたい。 行政がオープンデータとして情報を公開して、民間事業所がそれを利用して防災情報のアプリケーションを作る事例もあり、情報の見える化は今後、必要であると考えられる。 成果指標が「備蓄資器材の整備率」だけになっているが、本事業で実施している他の予防手段（防災訓練及び防災に関する講座、防災行政無線、避難場所照明灯及び耐震性飲料用貯水槽の維持管理、防災気象情報の收受及び伝達、地域防災計画、ヘリサイン設置）についても、その進捗状況等がわかる成果指標を設定し、市民に対する説明責任を果たしていくことが望まれる。例えば、防災訓練の市民参加人数・参加率を新規と継続の参加者に分けて集計すれば、経年比較できる成果指標になり得る。 電巻も含め、予測できない災害もいつ起こるか分からない現状で、地域防災計画も毎年評価検証等進行管理をし、必要に応じて見直しをしていく必要があると考える。 備蓄については、各家庭における備蓄率の向上も必要であり、パンフレット等を通じた備蓄品の紹介にとどまらず、防災訓練や講座に合わせて備蓄セットの販売等を行うなど、より積極的な推進を検討されたい。 平成25年度の市政世論調査で「水害や地震などの災害対策」に関する市民のニーズが高いことは、市が行っている水害や地震などの災害対策が不十分であると考えられる市民、あるいは、その実態を知らない市民が多いと捉えることもできる。災害発生時には帰宅困難者の支援など重要な役割を担う民間事業者とも協力・連携しながら、市が実施する災害対策について、市民への周知徹底に引き続き努められたい。 《参考》平成18年度外部評価：B	26	B	災害情報の一元化・共有化を図るため、平成27年度に災害情報管理システムの整備を行う。これにより、大規模災害発生時に、より迅速かつ確かな災害対応が可能となる。 備蓄資器材については、女性や要配慮者にも配慮した備蓄資器材の整備をしており、平成26年度は新たに大人用紙おむつを購入予定である。引き続き、備蓄品のあり方を検討するとともに、計画的に備蓄資器材の整備を進める。 帰宅困難者対策については、帰宅困難者協議会での活動を通じて、訓練の実施や関係団体間の連携強化を図っていく。	整理済



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度					
96	防災施設整備事業	協働安全部	危機管理課	H20	-	<p>〔目的〕 市民の生命、身体及び財産を災害から守る。</p> <p>〔手段〕 避難場所の周知を図るとともに、避難場所誘導板・案内板を設置する。防災備蓄倉庫及び耐震性飲料用貯水槽を設置する。 移動系デジタル防災行政無線を整備する。(設計:平成26年度、工事:平成26・27年度)</p>	高	高	高	高	B	<p>①移動系デジタル防災行政無線(平成26・27年度整備)及び災害情報管理システム(平成27年度整備)を活用し、災害情報を迅速かつ正確に伝達するための機能強化を図る。また、災害発生時の初動期における避難誘導や救援活動が速やかに行われるよう引き続き避難場所誘導板等の防災設備の整備及び維持管理を行う。</p> <p>②都市公園や大型地区センター・公民館の整備に併せて防災備蓄倉庫の整備を行うため、関係部署との連携を図りながら、防災施設の整備を進める。</p>	19	<p>&lt;防災行政無線設置事業&gt; 災害対策基本法に基づいた事業であり、防災行政無線子局の設置、修繕を計画的に実施し、市民の生命、財産を守る事業として重要性が高い。また、災害の発生やその後の経過情報を市民に迅速に伝達することで、市民が迅速に避難する等行動できる体制を整える必要がある。</p> <p>音達の不具合が生じている地域等へは、災害を知らせる携帯電話サービスへの登録を促し、災害情報を迅速に伝達すべきである。また、防災行政無線の効率的な設置を引き続き計画的に推進するとともに、設置コスト減に努める必要がある。</p> <p>最近の住宅は機密性が高いこと、豪雨災害のときは聞こえづらいことなどから、戸別受信機の設置も検討する余地がある。さらに、災害を迅速に伝えるための新しい手段として親局から単方向のアナログから双方向のデジタル化への切り替えについて、全国的な普及状況にも注視しつつ、安価な導入を図る方策について継続的に検討をさせていただきたい。</p> <p>また、「音達の不具合」という表現は、一般の人が聞くとかわりにくい。「無線の音声が届きにくい地域がある」といった工夫が必要ではないか。</p> <p>成果指標の改善案として、防災行政無線設置率に加え、災害情報が多くの人世帯にしっかり伝わること示す「人口カバー率、地域カバー率」等を提案したい。</p> <p>&lt;防災施設整備事業&gt; 案内板等の施設の設置等のハード的対応と、防災マップの配布等のソフト的対応の両面から事業を進めていることは評価できる。</p> <p>防災を地域の問題として理解いただき、地域自治会との協力体制を作る努力が必要である。</p> <p>また、案内板等の設置は都市整備等他の事業計画と連携し計画的に行う必要がある。</p>	<p>案内板等については、設置後年数が経過しているため修繕に重点を置き、災害時に備えている。</p>
97	自主防災組織育成事業	協働安全部	危機管理課	H7	-	<p>〔目的〕 地域の防災体制確立のため、防災備蓄倉庫の設置、備蓄資器材の購入や防災訓練を実施する自主防災組織の活動に対し支援する。</p> <p>〔手段〕 防災備蓄倉庫の設置、備蓄資器材の購入、防災訓練の実施等に対し補助金による助成を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>①防災訓練や出張講座等を通して自主防災組織未成立の自治会に対して、自主防災組織設立の啓発や自主防災組織育成費補助金の周知を図るとともに、自助・共助・公助による災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>②「自分たちのまちは自分たちで守る」との理念のもと、自主防災組織が名目のみではなく、実質的な活動が伴うように効果的な働きかけを行う。また、補助金交付要綱や運用方法を社会情勢の変化に応じて弾力的に見直す。</p>	25	<p><b>事業概要</b> 地域の防災体制確立のため、防災備蓄倉庫の設置、備蓄資器材の購入や防災訓練を実施する自主防災組織に対し支援する。</p> <p><b>必要性</b> 大規模災害が発生した場合に備えて、災害活動を行う地域での共助を支援する事業であり、今後近い時期に首都直下型地震の発生が予測されている状況を踏まえると、必要性が高い。</p> <p><b>効率性</b> 防災訓練については、22年度は101回、23年度は111回、24年度130回実施したということであるが、事業の効率性が高いかどうかは判断できない。</p> <p>育成費補助金交付件数の単位当たりコストは、事業全体の効率性を見る指標としては適切ではないと考えられるため、効率性の指標を検討することが必要である。</p> <p><b>有効性・成果指標</b> 自主防災組織率の24年度実績は86.26%であり、県平均を上回っていることは評価できるが、自主防災組織率は地域の防災体制を確立していく活動の前提(インフラ)であり、事業の実施方法については改善の余地があると考えられる。実際、自主防災組織化されていない自治会を対象に、どのような内容の働きかけをどの程度の頻度で行い組織化に成功したかについての実績が分からないことが有効性の観点から問題である。</p> <p><b>活動指標</b> 普及啓発のための活動として、年に1度、各自治会宛てにハンドブックを配布したり、奇数月に防災関係の啓発のためにシティーメールを送付したり、出張講座を実施したりしているが、これらの活動を実施組織化されていない自治会に対して積極的に働きかけているわけではない。</p> <p>出張講座等についても受動的に行うのではなく、自主防災組織をネットワーク化して司令塔として指示することも検討してはどうか。例えば、自主防災組織に対して、備蓄資器材の入れ替えや継続的な防災訓練のアドバイスを行ったり、防災に関する意識づけを継続的に実施していく等の活動を行わなければ、形式的な組織と体制の整備に留まり、実際に災害が発生した場合に、自主防災組織が有効に機能できないものと考えられる。現状、261の自主防災組織がいつ防災訓練を実施したか等を把握できていない状況を解消すべきである。</p> <p>【自主防災組織育成費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 当初予算においては、1200万円が基準の金額で、基準額を超える要望に対して補正予算で対応している。申し込んだ組織については全て対応できているということであるが、防災備蓄倉庫の設置状況や備蓄資器材の入れ替え時期を市で把握していれば、必要な予算額は判断できると考えられることから、そうした状況及び時期の把握に努めることが望ましい。</p> <p>《参考》平成22年度外部評価: B</p>	<p>活動指標における自主防災組織設立の働きかけについては、未設立の自治会に対して、設立啓発のハンドブックや出張講座などを通じて、引き続き、積極的に働きかけを行う。また、災害時要援護者避難支援制度の開始を受け、支援する側・される側の自助・共助の必要性を強調することで、その基本となる自主防災組織の大切さについて啓発していく。</p> <p>自主防災組織の育成については、HUG(避難所運営ゲーム)やDIG(災害図上訓練)など、従来の訓練とは異なった訓練内容などについて紹介・啓発し、引き続き地域防災力の強化に努めていく。</p>
98	国民保護協議会事業	協働安全部	危機管理課	H18	-	<p>〔目的〕 武力攻撃等から市民の生命、身体及び財産を保護する。</p> <p>〔手段〕 国民保護協議会を設置し、国民保護計画を作成する。</p>	高	高	高	高	B	<p>①国・県の上位計画の改正など、「国民保護に関する越谷市計画」を改定する必要が生じた場合に、市長からの修正案の諮問に応じ、国民保護協議会を招集し審議を行う。</p> <p>②上位計画等の改正に伴う計画書の見直しだけではなく、国民保護に関する事項について、市の主体性を取り込んだ国民保護協議会の運営・審議、また、有事における国民保護に関するPR活動にも積極的に取り組んでいく。</p>	21	<p>国の法律に基づいた事業であるが、市の主体性を取り込んだ運営を図りたい。</p> <p>また、活動指標も事業目的に合ったものを設定することが望ましい。</p> <p>国・県・市それぞれにおける有事の際の対応が、どの様に検討されているかを市民へより分かりやすくPRすることも必要である。</p>	<p>平成21年11月6日に国の「国民保護に関する基本方針」が改定され、これに伴い埼玉県が平成22年4月1日に「国民保護に関する埼玉県計画」を改定したことにより、平成22年度に国民保護に関する越谷市計画の改定を行った。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
99	感染症対策事業	協働安全部	危機管理課	H21	-	〔目的〕 新型インフルエンザ等の発生初期の段階でできる限り封じ込めを行うとともに、感染拡大を最小限にとどめ、社会・経済機能の低下を極力抑制し、健康被害を最小限にとどめることを目的とする。 〔手段〕 新型インフルエンザなどの感染症の発生時に備えた対応策として、市職員等の緊急対応が図れるよう、防護服をはじめとする感染症防護用品の計画的な備蓄を行う。	高	低	高	高	B	新型インフルエンザ対策として備蓄をしているが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し(平成27年4月)による備蓄計画の再検討	検討・見直し	①②越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し(平成27年4月)による備蓄計画の再検討	未実施	未実施			
100	消費生活相談事業	協働安全部	くらし安心課	S49	-	〔目的〕 消費生活に係る相談及び苦情処理を行うため、専門的知識を有する相談員を置き、市民からの相談に応じ、適切な助言やあっせん等を行い、市民の消費生活の安定を図る。 〔手段〕 相談窓口の開設、消費生活相談員の配置	高	高	高	高	B	相談内容が、より専門化・複雑化しており、相談員のレベルアップ等相談体制の充実とともに、専門機関との連携を図る必要がある。	検討・見直し	①②平日毎日、2名体制で相談業務を実施する中で、さらに充実を図るため、平成27年度以降も相談員を積極的に国・県の研修に参加させ、継続して相談員のレベルアップを図り、的確な相談に努める。	16	16	越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、成果指標については相談結果に基づく不当請求回収率も含めていただきたい。	整理済	専門的で複雑な相談内容に対応するため、相談員のレベルアップを図り、相談の内容によっては、斡旋を行い、消費者被害の救済に努めている。 成果指標として斡旋救済額を設定している。
101	消費者啓発事業	協働安全部	くらし安心課	S49	-	〔目的〕 消費者の安全な生活環境を目指し、身近な問題を自分の問題として捉えられるような講座や、消費者トラブルの被害防止の啓発を推進し、消費者の育成を図る。 〔手段〕 消費者月間記念事業の開催、消費生活講座、講演会等の開催、消費生活出張講座の開催、産業フェスタ等における啓発活動の実施	高	高	高	低	B	啓発手段を検討し、消費者ニーズを踏まえた講座等のさらなる充実を図る。	検討・見直し	①②消費生活講座の開催や、悪質商法被害を防止するため、消費生活相談員等を地域に派遣する出張講座を引き続き実施する。特に、被害に遭いやすい高齢者については、地域の高齢者を見守る民生委員などを対象に「高齢者見守り講座」を毎年開催するとともに、成人式の参加者や市内中学3年生全員に啓発用チラシ・冊子などを配布することにより、若いうちから消費者としての育成を図り、自立を促すための啓発活動に取り組むなど各年代における消費者教育を推進していく。	25	25	<b>事業概要</b> 消費者の安全な生活環境を目指し、身近な問題を自分の問題として捉えられるような講座や、消費者トラブルの被害防止の啓発を推進し、消費者の育成を図る事業である。 <b>必要性</b> 消費者トラブルは急増しており、手口も巧妙化しており、消費者トラブルの被害防止の啓発を促進するためにも、事業の必要性は高い。講座内容は、被害状況を勘案しており、消費者生活センターの運営委員の意見も聞きながら選定しているということであるが、受講者アンケート等により消費者ニーズを踏まえたメニューを選定していくことが必要である。一方で、県が実施している類似講座とのテーマの分担、開催場所の分担については検証が必要である。県が行う類似講座を近隣市において開催できるのであれば、本市が独自に取り組む必要性は低い。 <b>効果性</b> 消費生活講座・出前講座開催数の単位当たりコストは効率性を測る指標としては部分的なものであり、事業全体の効率性が高いかどうかを把握する指標が整備されていないことから、今後、効率性を測る指標の整備が必要である。消費者生活センターとくらしの会の関係について、消費者生活センターは、窓口として市民が来たときに対応し、くらしの会は、各地区全体で273名の会員がおり、消費者の啓発、苦情の相談、消費者・販売者等の会議、広報紙の出版などを行っており、消費者生活センターの機能を補完する位置づけということであるが、役割分担がよく分らない。効果的な事業実施のために、市も含めた役割分担について整理することが必要ではないか。 <b>有効性・成果指標</b> 事業の成果を把握するための指標が整備されていないことが問題である。消費生活講座と出前講座の2種類を実施しており、講座受講者を対象としたアンケート調査では、77%が「良い、やや良い」と回答している。これは満足度を把握する指標であるが、啓発事業の成果として、理解度がどこまで進んだかについても合わせて把握することが必要である。また、「良い、やや良い」と回答しなかった受講者について、何が分りにくかったのか、どのような工夫が必要なのかを把握して、講座内容や実施方法の改善に活かしていくことが必要である。相談員が消費者生活センターに相談に来たことにより払わなくて済んだ額である「救済額」が成果指標になりうる(救済額実績: 21年度は147件1億1629万円、24年度は122件7313万円)。また、消費者生活センターへの相談件数と合わせて、解決件数や解決率も成果指標として検討することが必要である。「振込詐欺の件数」は把握していないということであるが、「救済額」と合わせて把握していくことが必要である。平成23年度の外部評価で追加するよう指摘を受けた「消費者トラブルの発生回数」を成果指標にすることは未対応であり、今後、実績の把握など、指標化に向けた準備が必要である。 <b>活動指標</b> 消費生活講座及び出前講座の開催回数と参加者数は順調に増えており、より積極的な取組が実施できていると評価できる。消費者生活センターの相談件数(24年度実績: 1275件)についても有効性を把握する前提となる活動指標として把握していくことが必要である。 【くらしの会補助金】(内部評価: 継続)(外部評価: 継続) 補助対象としてくらしの会が選ばれている理由が明確ではない、納税者から見ると、なぜこの団体なのかという疑問がある。消費者啓発事業との関係がどうか、消費者の安全な生活環境を目指すという目的と合っているのかどうか等、事業費補助の基準も含めた見直しが必要。 《参考》平成23年度外部評価: C、平成17年度外部評価: C	整理済	消費生活講座の受講者アンケートにおいて、「良い、やや良い」と回答しなかった受講者について、良くなかった点を把握し内容の改善に活かしている。 成果指標としての「救済額」については、消費生活相談事業において実施している。 消費者トラブルの発生回数を成果指標にすることについては、消費生活相談事業の相談件数分析を行うことで、啓発につなげていく。くらしの会は、市内全域に多数の会員を配しており、平成25年度より運営費補助から事業費補助に切り替えた。地域における啓発活動を効果的に実施するよう引き続き依頼している。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等					
							8. 個別評価		9. 総合評価				A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要		C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要	総合評価	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度										
102	消費者保護委員会運営事業	協働安全部	くらし安心課	S51	-	【目的】 消費者の保護、救済 【手段】 消費者保護の円滑な推進を図るため、市長の附属機関として消費者保護委員会を置く。	高	高	低	低	B	消費者保護委員会は、苦情処理の斡旋・調停などを行うことができるなど、重大な責務を担っている。	検討・見直し	①②消費者保護委員会は、消費生活センターで処理できない消費者からの商品等に関する苦情の斡旋・調停などを行う機関として今後とも設置をし、機能維持を図っていく。	19 C	「越谷市民の消費生活を守る条例」の意味は大きい。必要な条例であるので、現在求められている状況に対応した改正に向け、スケジュールを明確に設定し、消費者保護委員会で検討いただく内容を示し、委員会を有効に機能させ活用する必要がある。	整理済	消費者保護委員会は、条例に基づき消費生活センターで処理できない消費者からの商品等に関する苦情の斡旋・調停などを行う機関として今後とも機能維持を図っていくとともに、会議において消費者保護に対する意見や消費者問題に関する情報提供を行っていく。		
103	計量器検査事業	協働安全部	くらし安心課	H15	-	【目的】 計量法による特定市として、計量器の検査等や、計量思想の普及啓発を行い、適正な事業活動の確保並びに消費者保護を図る。 【手段】 計量法に基づき2年に1回の計量器の定期検査や商品量目立入検査を行うとともに、計量についての意識を高めるため市のイベントでブースを設け啓発に努めている。	高	低	高	低	B	近隣市と連携して、積極的な人材育成に取り組む必要がある。	検討・見直し	①②計量法による業務については、行政処分を行う業務があり、全てを委託することは、困難である。 はかりの検査業務の委託機関は、一般社団法人「計量協会」しかなく、計量特定市が増えていく中で委託件数を増やしていくことは難しい状況にあるため、近隣市と連携して積極的な人材育成に取り組んでいく。	24 B	計量法による計量特定市の業務として、はかりの定期検査・商品量目立入検査等を行う事業である。特例市である越谷市は計量特定市として権限委譲された業務の実施が求められているため、本事業の必要性は高いが、業務内容を見直し効率性・費用対効果を向上させることが必要である。 業務委託の活用は効率化を図るために有効な手段であるが、定期検査業務の一部を委託している指定定期検査機関は、埼玉県および他の県内計量特定市からも同業務を委託されており、所属する計量士も限られている。また、市が実施している立入検査は行政処分を伴うため、外部機関への委託はそぐわない。これらの状況を考慮すると、委託件数を増やすことは困難であるとする担当課の見解は理解できる。 行政が実施している定期検査に代わる制度として、計量士が検査を行う代検査制度がある。代検査が普及すれば、担当課の業務負担を軽減できるが、その手数料は定期検査と比較して割高であるため、利用件数は低水準にとどまっている。条例で定められている定期検査の手数料を見直し、代検査の利用を促進するよう検討されたい。なお、手数料の見直しに際しては、埼玉県および他の県内計量特定市と連携をとりながら、適正な水準を確立していくことが望ましい。 商品量目立入検査は、市内のスーパーマーケット・小売店等に立入り、商品の量目と表示が適正であるかを調査するものである。立入検査は、正しい計量が行われるために不可欠であると考えられ、引続き業務を継続するとともに、成果の更なる向上に努められたい。立入検査の強化を図ることを目的として、活動指標に「立入検査実施件数」を追加するよう検討されたい。 成果指標の「計量器定期検査不合格率」については、目標を0.0%としているが、定期検査の性質上、不合格件数がゼロになることは考えづらい。過去の不合格率を参考に、例えば1.0%以下とするなど実現可能な数値を設定することが必要である。また、立入検査における「不適正事業所数」を成果指標として追加するよう提案するので妥当性について検討されたい。 計量行政を充実させるためには、業務に精通した人材を確保することが必要であるが、越谷市では近隣市と連携して、定期検査に相互の若手職員を派遣するなど積極的な人材育成に取り組んでいる。こうした取組みは高く評価できるため、今後も継続して実施されることを期待したい。 《参考》平成17年度外部評価：C	24 B	計量法による計量特定市の業務として、はかりの定期検査・商品量目立入検査等を行う事業である。特例市である越谷市は計量特定市として権限委譲された業務の実施が求められているため、本事業の必要性は高いが、業務内容を見直し効率性・費用対効果を向上させることが必要である。 業務委託の活用は効率化を図るために有効な手段であるが、定期検査業務の一部を委託している指定定期検査機関は、埼玉県および他の県内計量特定市からも同業務を委託されており、所属する計量士も限られている。また、市が実施している立入検査は行政処分を伴うため、外部機関への委託はそぐわない。これらの状況を考慮すると、委託件数を増やすことは困難であるとする担当課の見解は理解できる。 行政が実施している定期検査に代わる制度として、計量士が検査を行う代検査制度がある。代検査が普及すれば、担当課の業務負担を軽減できるが、その手数料は定期検査と比較して割高であるため、利用件数は低水準にとどまっている。条例で定められている定期検査の手数料を見直し、代検査の利用を促進するよう検討されたい。なお、手数料の見直しに際しては、埼玉県および他の県内計量特定市と連携をとりながら、適正な水準を確立していくことが望ましい。 商品量目立入検査は、市内のスーパーマーケット・小売店等に立入り、商品の量目と表示が適正であるかを調査するものである。立入検査は、正しい計量が行われるために不可欠であると考えられ、引続き業務を継続するとともに、成果の更なる向上に努められたい。立入検査の強化を図ることを目的として、活動指標に「立入検査実施件数」を追加するよう検討されたい。 成果指標の「計量器定期検査不合格率」については、目標を0.0%としているが、定期検査の性質上、不合格件数がゼロになることは考えづらい。過去の不合格率を参考に、例えば1.0%以下とするなど実現可能な数値を設定することが必要である。また、立入検査における「不適正事業所数」を成果指標として追加するよう提案するので妥当性について検討されたい。 計量行政を充実させるためには、業務に精通した人材を確保することが必要であるが、越谷市では近隣市と連携して、定期検査に相互の若手職員を派遣するなど積極的な人材育成に取り組んでいる。こうした取組みは高く評価できるため、今後も継続して実施されることを期待したい。	整理済	はかりの検査業務の委託機関は、一般社団法人「計量協会」だけであり、協会の体制の問題や計量特定市が増えている中で、委託件数を増やしていくことは難しい状況にある。 今後とも、近隣市と連携して、積極的な人材育成に取り組んでいく。 成果指標については、「計量器定期検査不合格率」が平成24年度に0%を達成しているため変更せず、「商品量目立入検査を実施した商品の不正個数率を指標として追加した。
104	交通安全推進事業	協働安全部	くらし安心課	-	-	【目的】 交通安全市民大会の実施や各種交通安全運動による啓発活動及び交通安全活動団体への活動支援等を行い、交通安全・交通事故防止に取り組む。 【手段】 警察署や交通安全関係団体との連携・協力により事業を実施し、交通事故防止や交通安全の推進を効果的に進める。	高	高	低	高	B	平成26年中の物件事故件数は前年と比べ増加したが、人身事故件数及び死傷者数については、減少した。しかし、高齢化社会を迎え、重点課題である自転車利用者のマナー向上や高齢者を対象とする事故防止対策を引き続き推進する必要がある。	検討・見直し	①②警察署及び交通安全関係団体とより一層連携しながら、交通安全教室や事故防止活動に取り組む。特に、市内の事故の特徴である自転車対策として、引き続きスクエアドストレイト技法を用いた交通安全教育など効果的な対策を実行していく。	19 B	【越谷市交通安全母の会補助金】 事務事業評価の成果指標を見直す必要がある。交通安全活動団体に対し、市から事故情報などの情報提供をするともに、交通安全活動の減少割合など、事業の成果を表す指標を設定するとともに、的確な目標値を設定したうえで、交通安全関連団体を指導する必要がある。また、交通安全教育については、学校の協力が不可欠であり、教育委員会との連携を図ることを望む。	整理済	交通安全母の会等の交通安全関係団体は、市民の交通安全意識を高揚するための啓発活動を行い、交通事故防止につなげていくことが活動の目的である。交通事故等の結果の評価は、総合的に行うことが必要であり、団体の活動にあつては団体の活動が促進されるよう引き続き支援を行っていく。交通安全教育については、幼稚園や市内の全小学校で交通安全教室を引き続き開催するため、各学校と連携を図り、効果的な交通安全教室を実施していく。		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							9. 総合評価						総合評価	実施年度				
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称	
105	交通安全指導事業	協働安全部	くらし安心課	S44	-	〔目的〕 市民の安全確保と交通安全意識の高揚を図る。 〔手段〕 交通指導員による登校時における児童の安全確保や交通安全教育及び街頭指導等を行う。	高	高	高	高	B	交通安全意識の高揚を図るため、交通指導員の交通安全指導に対するレベルアップを図る。	検討・見直し	①②新任指導員等を対象とする研修会の開催や交通安全教育者を対象とする研修会の参加等、交通指導員の能力向上のための対策を推進する。また、高齢者等を対象とした出張講座への指導員の派遣を推進する。さらに、警察署や交通安全関係団体と連携し、市民の安全確保や事故防止並びに交通安全意識の高揚を図るための啓発活動や立哨指導を実施する。	27	市民の交通安全意識の向上と交通事故防止を目的とする事業である。手段としては交通指導員（以下、指導員）の立哨による小学生等の交通事故防止、交通安全教室の実施等である。事業費のほとんどは指導員の報酬と、貸与制服等の購入費に使用されている。越谷市は埼玉県内でも交通事故数の多い自治体であり、将来の担い手である子どもの交通事故を防止する事業として重要な事業といえる。 指導員は小学校と連携して通学時に立哨活動を行っている。学校側は特に危険と思われる箇所を抽出して立哨を要望することで、指導員を有効に活用できる仕組みがとられている。立哨場所での立哨中の交通事故件数は0件であり、指導員は小学校児童の事故防止に大きな効果を上げているといえる。 指導員に支払われる報酬は、月額61,400円の定額である。指導員の勤務実績は毎月の活動日誌を市が確認する仕組みになっている。市は指導員全体のスキルアップを目指し勤務量の均一化を図っているが、報酬額が個々の勤務実績に応じて適正か、働かなくなった報酬となっているかを検討することも公平性の観点から重要である。また、指導員に貸与される制服等については、ひとり一式15万円前後の経費を要する。指導員が制服を着用することによる費用対効果を算出することは非常に困難であるが、コスト意識を持って制服着用の利点を検証することは指導員の効果検証をするうえでも重要であると思われる。 活動指標については、指導員の数よりも、立哨指導日数等具体的な活動結果が分かる指標を採用されたい。成果指標については交通事故死傷者数そのものよりも、交通事故死傷者の減少数、または減少率を用いて成果を直接的に示すべきと思われる。 《参考》平成19年度外部評価：<交通指導員連絡協議会負担金>B	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	
106	放置自転車対策事業	協働安全部	くらし安心課	S57	-	〔目的〕 各駅周辺に放置された自転車等（原付バイク含む）の整理を行い、歩行者の安全と通行機能の確保を図る。 〔手段〕 放置自転車等の誘導整理や撤去業務を民間委託する。	高	高	高	高	B	自転車等放置抑止に向けた効果的な対応策の検討	検討・見直し	①②各駅周辺の誘導員の配置を現状に合わせて見直し、必要な地域・時間帯・曜日に重点的に配置する。また、併せてHP・広報等を活用し、モラル向上等の啓発活動に努める。	18	放置自転車の台数を減らす総合的な対策を行う事業の再構成が必要である。放置自転車関連事業として、当該事業に加え、「放置自転車等誘導整理業務委託事業」、「放置自転車等保管返却業務委託事業」、「放置自転車等処分業務委託事業」の事業全体としての総合的な見直し求められる。さらに、民間による駐輪場の設置と連携を図る必要がある。	整理済	放置自転車対策として、撤去による強制的な措置を行っているが、併せて駅周辺で駐輪場のチラシ等を自転車利用者に直接配布し、駐輪場の利用を促進することで、放置自転車の防止に努めている。また、各駅周辺の放置自転車禁止区域における防止対策として、駅広場や歩道に自転車が増えにくいようにする対策や、誘導員の配置については、各駅周辺における状況を勘案し弾力的に配置することで、効果的な予算執行に努めている。
107	放置自動車対策事業	協働安全部	くらし安心課	-	-	〔目的〕 警察署への照会により所有者を把握し、所有者による放置自動車の撤去を原則に指導する。所有者不明の場合は、廃棄物認定後に廃棄処分とする。放置自動車は、交通障害を起こし、交通事故を誘発する要因にもなることから市内に存在する放置自動車の撲滅を目的に取り組んでいる。 〔手段〕 業者委託により、撤去処分を行う。	高	高	高	高	B	平成17年に自動車リサイクル法が制定され、放置される自動車の数は減少傾向にある。しかしながら、生活道路に放置されるなどの悪質なケースも見受けられ、放置された状態が続くと市民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、速やかな撤去が求められる。	検討・見直し	①②警察署などの関係機関との連携・協力をより一層図り、速やかな所有者撤去を推進する。	20	放置自動車は、放置する人のモラルの問題である。事業そのものは特に指摘事項はないが、車の撤去に伴って職員の方がトラブルに巻き込まれるなどの事故の防止に注意いただきたい。 壁などへの落書きも、放置自動車同様市や市民にとっての迷惑行為であるが、多くの自治体で自治会等と連携して対策を立て効果をあげている。放置自動車の問題も、このような事例を参考にして、市当局だけの問題として取り組むのではなく、自治会等と連携をとり自動車が放置されないような工夫を期待する。	整理済	放置自動車については、地域住民からの通報により発見ケースがほとんどであるが、不法投棄夜間パトロールでの発見にも努めている。処理に当たっては、警察署等との連携により対応している。今後も引き続き早期発見、早期処理に努める。
108	放置自転車保管管理事業	協働安全部	くらし安心課	H14	-	〔目的〕 撤去された放置自転車等や保管所の管理を行い、自転車等所有者から引取費用を徴収する。 〔手段〕 民間に事業委託する。 自転車・・・3,000円 原付自転車・・・4,500円	高	高	高	高	B	保管経費が固定経費となっている。	検討・見直し	①②放置自転車保管管理経費の削減や、放置自転車の効果的な売却を行う。	23	自転車が路上等に放置された状態が継続すると、歩行者に危険が生じるだけでなく、通行の妨げにもなるため、放置台数の減少を図り、通行の安全とまちの景観を保持する必要がある。そのため、自転車利用者に放置に対する問題意識を深めてもらい、自転車利用の抑制、自転車駐輪場の利用促進を図る事業である。 しかし、実際には保管台数が減っておらず、自転車の放置状態が後を絶たない現状にある。放置自転車の増加は、保管経費（事業費）を増大させるだけでなく、市民の安全確保の弊害となる。越谷市では自転車の所有者に対し、ハガキや電話等で督促を行っている。さらに、啓発活動として、放置自転車の多い区域にマップを配布したり、ラック式の駐輪場の整備などの取り組みを実施している。新たな啓発活動として、委託先と連携し、街頭での広報活動、放置自転車クリーンキャンペーンの実施、商店街や大型店での放置防止啓発ポスターの貼付等を実施して放置自転車廃絶に向けた取り組みが挙げられる。今後は自転車利用者のマナー向上のために町会・商店街・警察等との地域ぐるみの啓発活動の充実を図る必要がある。 放置自転車を減らさなければ、保管台数は増加し、事業費は増大するという悪循環が生じる。そのため、市は放置自転車を減らすために、ニーズ調査を実施して必要な箇所への新たな駐輪場の設置や既存駐輪場の増設を視野に検討されたい。市営の駐輪場はないことだが、今後も民間事業者の活用により駐輪場を設置するように促し、行政が環境整備する体制を築いていただきたい。駐輪場が民間事業者や財団法人の施設ということもあり、人件費、事業費、管理費、修繕費等がかかっている点が評価できる。 また、放置自転車の解消に向けて、事業にかかる費用のうちどの程度利用者に負担させるかを含め、適正な撤去・保管料の設定に努められたい。 平成21年度から委託先と長期継続契約を締結し、単年度契約より、約110万円のコスト削減効果があったことは評価に値する。事業費を減らそうとする問題意識をもって、さらにコスト削減に取り組んでいただきたい。 保管期間を過ぎても、引き取りのない自転車を『越谷市リサイクル自転車組合』に引き取ってもらい、再利用してリサイクル活動に結びつけている点は評価できる。リサイクル自転車の販売台数を成果指標に取り入れることで、放置自転車の有効活用が促進されることを期待する。 《参考》平成16年度外部評価：C	放置自転車の原因は、自転車利用者のマナーの問題によるものが大きく、通行の障害や犯罪を誘発する原因となるため、交通安全運動や防犯活動においても警察署や関係団体と連携して放置自転車を抑制するための啓発活動を行う。撤去保管料については、現在の状況で算定した場合、保管料設定当時と同水準であり、むしろ保管管理経費の削減や、自転車の売却を行い、経費に占める一般財源の圧縮に努める。	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価	9. 総合評価					総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
								(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性							(4) 貢献度	A 事業内容は適切である
109	防犯対策事業	協働安全部	くらし安心課	-	-	〔目的〕 自主防犯活動団体の育成及び支援、また警察や関係団体と連携し、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域をつくる。 〔手段〕 ・防犯キャンペーン等啓発活動の実施 ・防犯グッズ、青色回転灯を装備した車の貸出 ・不審者情報の收受・提供 ・空き家苦情に関する対応 ・補助金の交付(越谷市防犯協会)等	高	高	高	高	B	平成26年度の刑法犯認知件数は4,444件と対前年比421件、マイナス8.7%の減少となり、順調に減少しており、街頭等における防犯キャンペーン等の啓発活動の成果が現れている。しかし、自主防犯活動団体の結成率については、前年度と比べ横ばいとなっており、警察等の関係機関と連携し、市民の防犯意識の高揚を図ると同時に、団体の結成に向けて支援を強化する必要がある。	検討・見直し	①②各地区において自治会を主体とした自主防犯活動団体が組織されているが、埼玉県東部地域振興センター・警察と協議、連携を行い、自主防犯活動団体の必要性の啓発並びに組織率の向上を図るとともに効果的な防犯活動を実施し、犯罪認知件数の減少に一層努める。	26	住民自ら行う防犯活動を支援し、犯罪がなく安全で安心して暮らせる地域をつくるための事業である。越谷市防犯協会の事務局は、市役所のくらし安心課内にあり事業運営されている。また、本事業では空き家対策も行われている。平成25年度の市政世論調査では、回答者の約3割が「防犯対策」に力を入れるべきと回答しており重要な事業として認められる。成果指標にある「自主防犯活動団体組織率」は年々低下しており、平成25年度で38.4%となっている。自治会数の増加も影響し自治会での自主防犯活動団体の設置数は全自治会数の半分以上となっている。各地域で発生する犯罪を未然に防止できるよう、自主防犯活動団体の設置に向けて自治会への更なる働きかけに努められたい。自治会以外の老人クラブ、PTA、青少年指導員協議会などの防犯活動団体の組織率も向上するよう、各団体への協力依頼もより一層進められることを期待する。活動指標にある「青色回転灯を装備した車の稼働回数」は、自主防犯活動団体の取り組みが継続されていることが向え評価できる。市内の刑法犯罪認知件数は減少傾向にあり、今後も地域住民、行政、警察が一体となった防犯活動に努められたい。 全国的に空き家は増加傾向にあり、越谷市においても平成20年度調査で14,240戸となっている。今後、空き家対策に関する条例が制定されたところで、指標の設定についても検討されたい。 成果指標に「人口千人あたりの刑法犯認知件数」があり、低下傾向にあるのは大変良いことであるが、その一方で、「刑法犯」でくぐる範囲は広すぎる印象もある。本事業で実施する防犯対策に関連性の高い、自転車窃盗、ひったくり、児童に対する犯罪など、より身近で市民の関心が高い具体的な犯罪行為の発生件数減少や抑止効果がわかるように、成果指標を工夫されたい。 防犯対策の実施にあたっては、今後も警察や自治会等の関係機関・団体と協力・連携するとともに、警察や市民が提供する犯罪発生データ等に基づいて、より費用対効果の高い手段を検討・模索されたい。 【越谷市防犯協会補助金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 地域住民の防犯意識向上と犯罪のない安全な社会実現に向け取り組めるよう支援することを目的としている。越谷市防犯協会への補助金は平成25年度に見直しが行われ、平成26年度から事業費補助に変更されている。防犯協会への補助金の必要性は高く、今後も地域の防犯力が高まるよう効果的な活動を行っていかるとともに補助金の適正執行に努められたい。 《参考》平成19年度外部評価: B	防犯事業は、市民の関心が高い事業として捉えられていることから、平成27年度に実施される市政世論調査において、市民の防犯意識や、自主防犯活動団体等への参加の意思、関心のある犯罪などを調査することにより、市民のニーズに対応した指標の設定や防犯力を高める活動などを、警察・防犯協会等の関係機関と協力しながら実施する。	
110	市民相談事業	協働安全部	くらし安心課	S44	-	〔目的〕 市政に関する問題、市民生活の中で生じる諸問題及び交通事故等に関する相談、さらに法律相談・税務相談・行政相談・登記相談・行政書士相談に応じ、適切な助言を行い、市民生活の一層の向上を図る。 〔手段〕 相談窓口の開設	高	高	高	高	B	相談内容が、より複雑化・多様化する中で、さらに相談体制の充実を図る必要がある。	検討・見直し	①②平成28年度に向けて、現体制を維持しながら関係機関との連携を深め、的確な相談に努める。	16	越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、活動結果指標・成果指標については相談件数のみでなく、事業成果をより適切に表す指標を設定していただきたい。	整理済	今後とも、現体制を維持しながら、市民の多様な相談需要に対応していく。相談件数以外の成果指標については、相談の種類によって稼働率を設定している。
111	更生保護事業	福祉推進課	福祉推進課	-	-	〔目的〕 保護司会、更生保護女性会と連携し、犯罪を犯した者の更生を助けるとともに犯罪や非行の予防・啓発を行い、安全で住みやすい地域社会を構築する。 〔手段〕 社会を明るくする運動を推進し、更生保護の啓発活動を展開 保護司会、更生保護女性会への助成を行い、更生保護活動を促進する。	高	高	高	高	B	更生保護事業の重要性は増しており、今後とも更生保護活動への支援を行うとともに、犯罪や非行の予防・啓発活動を行っていく必要がある。また、事業の実施による成果の把握と、適切な評価方法について検討する必要がある。	検討・見直し	①社会を明るくする運動の実施、保護司会による学校訪問など、更生保護と青少年の非行防止の啓発活動を行っていく。 ②保護司会、更生保護女性会との連携を図り、更生保護への理解を深める事業を展開するとともに、事業の適正な評価に向けて取り組んでいく。	19	各補助金とも、適切な業績評価指標を設定し、成果と公益性を検証する必要がある。 【更生保護女性会助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 【越谷地区保護司会越谷支部助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 【越谷地区保護司会助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。	検討中	越谷地区保護司会や更生保護女性会の取り組みにより、犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる社会づくりが進められている。このような団体の更生保護事業の展開を積極的に支援するとともに、更生保護事業の成果と適切な評価方法について見当を進めておく。
112	社会福祉協議会助成事業	福祉推進課	福祉推進課	S43	-	〔目的〕 地域福祉を中心に事業を展開する民間の社会福祉団体である社会福祉協議会の組織体制・事業の強化・充実を図り、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域福祉事業の充実を図る。 〔手段〕 社会福祉協議会に対し助成金を支出する。	高	高	高	高	B	法人経営に係る指数の設定が難しいため、社会福祉協議会が行っている地域福祉事業を評価しながら助成していく。	検討・見直し	①②適正な事業評価ができるよう助成金の見直し・検討を進める。	17	C この助成金は、社会福祉協議会の管理運営の補助であり、助成金の効果が不明である。このような助成金を縮小するとともに、事業運営の委託や補助へ転換し、効果を評価できるものにするべきである。社会福祉協議会の経営についても、事業の見直し(民間との役割分担)、人件費のあり方(給与体系の見直し)、自主収入の拡大を図る必要がある。	検討中	適正な事業評価ができるよう、見直し・検討を進める。助成内容を事業費補助に切り替え、人件費や事業の収支状況等の把握する。
113	福祉保健オンズパーソン事業	福祉推進課	福祉推進課	H14	-	〔目的〕 福祉保健サービスに関する苦情を公平・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図ることにより、サービス利用者の権利を守り、より良いサービスを提供する。 〔手段〕 大学教員・弁護士などの有識者を「福祉保健オンズパーソン」に委嘱する。 オンズパーソンは、サービス利用者の苦情を調査し、必要に応じて市へ意見等を表明する。	高	高	高	高	B	相談・申立ての件数は少ないが、制度の必要性が高い。今後とも制度の周知を図っていく。	検討・見直し	①オンズパーソン制度の周知を図るとともに、福祉施設及び窓口の苦情対応等について、必要に応じて福祉関係職員とオンズパーソンとの意見交換を実施する。 ②広報活動の充実を図るとともに、相談事例の研究などオンズパーソンの研修等について検討する。	20	B オンズパーソン制度の有効活用の観点から、福祉サービスの現場職員とオンズパーソンとのコミュニケーションの場を設定し、福祉の現場で日々発生している相談、対応内容の情報共有が必要と思われる。オンズパーソン活用については、市民向けの広報とあわせて、現場担当職員への周知を図ることも必要と思われる。	整理済	福祉施設及び窓口の苦情対応等について、福祉関係職員とオンズパーソンとの意見交換を必要に応じて実施している。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容が適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
114	地域福祉計画推進事業	福祉部	福祉推進課	H20	-	<p>【目的】 すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現するため越谷市地域福祉計画を推進する。</p> <p>【手段】 計画推進のため、推進体制づくりや進行管理の仕組みづくりについて、越谷市地域福祉推進協議会を開催する。また、地域福祉ネットワーク推進モデル事業にて、地域福祉を具体的に進めていくための手法やアイデアを整理する地域福祉懇談会を、越谷市社会福祉協議会と共同で実施した。(一部事業委託)</p>	高	高	高	高	B	地域で行われている地域福祉事業の状況把握と問題、課題等の解決策について検討する必要がある。	検討・見直し	①第2次地域福祉計画の進捗管理を行う。	25	<p><b>事業概要</b> 越谷市地域福祉計画の推進体制の強化を進めるとともに、地域福祉講座の開催により、市民が生涯にわたり、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちの実現を目指す事業である。取組み内容としては、計画の推進のため、推進体制づくり、進行管理の仕組みづくりを進めるため、越谷市地域福祉推進協議会を開催するとともに、地域福祉講座を開催し、地域福祉の啓発に努めるものである。</p> <p><b>必要性</b> 地域福祉計画の策定は社会福祉法に基づくもので、民間による代替は現時点では不可能であり、今後も市が策定していく必要がある。地域福祉計画の内容については、高齢者福祉計画、障害者福祉計画と重複するため、それらとの重複や連携を考慮に入れて包括的な計画を立てることが望ましい。</p> <p><b>有効性・成果指標</b> 社会福祉計画の前計画である第1次計画については、目標に基づく進捗管理が行われておらず、計画期間の終了時点においても事業の有効性・効率性等についての検証が行われていなかった。第2次計画が第1次計画の内容をほぼ踏襲する形となっているのは、このことも原因になっていると考えられる。第2次計画についても、現時点では定量的な目標が設定されており、目標に基づく進捗管理ができていない。現在、進捗管理の方法を検討中で、本年秋には対応する予定であるとのことであるが、計画を計画だけで終わらせないために、また、市としての説明責任、次期計画に活かすという観点からも進捗管理及び評価を確実に行うことが求められる。本事業のように、個々の取組みではなく複数の取組みに関する推進事業には、独特の難しさがあると推測される。主導的に推進できるための権限付与の仕組みについて一層の検討が必要ではないかと考えられる。また、将来的には、普及活動としての成果だけでなく、より上位の目標への貢献度の観点から評価・検討する体制の確立が望まれる。</p>	<p>計画の進行管理について、行政内部の関連事業の進捗把握を行うだけでなく、市民や福祉関連団体の主体的な活動を客観的に把握することのできる手法、指標について、検討を進めていく。</p>
115	り災者援護事業	福祉部	福祉推進課	S48	-	<p>【目的】 火災等の災害により、被害を受けた被災者またはその遺族等に対し、条例に基づき見舞金・弔慰金を支給し、市民福祉の向上に資する。</p> <p>【手段】 火災による全半焼、竜巻による全半焼、一部破損、水害による床上浸水等の世帯への見舞金の支給 死亡、重傷者発生の場合には、見舞金・弔慰金の支給 自己所有の住宅が全焼した場合は、借家の家賃補助を行う。</p>	高	高	高	高	B	見舞金・弔慰金等の支給事務を迅速かつ適正に処理し、り災者援護に努める必要がある。	検討・見直し	①②見舞金等の支給事務を迅速かつ適正に処理し、り災者援護に努めている。	18	<p>市役所にこのような援護事業があるのは、行政の原点とも思われるが、援護の限度はあるにしても、制度に従い対応する担当者のシシマを同じく知ることができる。被害への補助対象枠を拡げ、例えば、半焼家屋・水害被害の見舞い等の拡大を検討していただきたい。また、感謝の声だけでなく、不満についても記録し、今後の制度のありかたについての検討資料としていただきたい。</p>	<p>法令等に基づき、見舞金・弔慰金等の支給事務を迅速かつ適正に処理し、り災者援護に努めている。</p>
116	民生・児童委員活動事業	福祉部	福祉推進課	-	-	<p>【目的】 民生委員・児童委員の活動を積極的に支援・促進し、地域福祉の向上を図る。</p> <p>【手段】 民生委員・児童委員協議会へ活動助成金の支出 民生委員・児童委員に対し活動報償金の支出 民生委員・児童委員協議会の活動補助</p>	高	低	高	高	B	民生委員・児童委員の積極的な活動により活動日数が増加しており、活動の充実が図られている。地域福祉の推進役として民生委員・児童委員の果たす役割は大きいことから、今後も見守りや相談援助活動が行えるよう支援していく必要がある。	検討・見直し	①定例会における勉強会の開催や研修会への参加を促進し、民生委員・児童委員としての資質の向上を図るとともに、見守りや相談援助活動が行えるよう支援していく。 ②民生委員・児童委員の活動が健全に発展していくことで、地域福祉の推進を図る。	21	<p>急速な高齢社会の到来の中で、地域における民生委員・児童委員の活動は、今後、ますます重要になると予測される。このことは、同時に「地域ケアに対する市民意識の向上」が求められていることを意味する。</p> <p>よって、民生・児童委員の活動を、市民に対してさらに積極的にPRするなどの方策を講じながら、地域と連携した様々な支援活動を活性化されることを期待する。 【民生・児童委員活動助成金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 引き続き、補助金の趣旨目的にそった執行を継続されたい。</p>	<p>引き続き、身近な福祉の相談役として地域で活発な活動ができるよう、地域、福祉関係団体、行政等と連携した取り組みを促進し、支援していく。</p>
117	生きがい対策推進事業	福祉部	福祉推進課	S24	-	<p>【目的】 高齢者が、いきいきと自分らしく、安心して健康で元気に暮らせるよう、社会参加や生きがい活動を支援する。</p> <p>【手段】 敬老会の開催、いきいきセント事業、シルバーカレッジの開催、いきいき農園貸出事業のほか、老人クラブ育成や敬老祝金の支給により、生きがい対策事業を実施</p>	高	低	高	低	B	今後、ますます高齢者人口が増加することが予測される中、生きがい対策事業のあり方について、検討する必要がある。	検討・見直し	①敬老会については、現在、2日5部制で実施しているが、高齢者人口の増加に伴い、同様の方法での実施が困難となることから、実施方法の見直しについて検討する。また、いきいきセント事業は、平成27年度に市内4ヶ所目の老人福祉センターの整備に伴い、平成27年度末で事業を廃止する。 ②趣味・娯楽・教養的な事業は民間でも実施しており、行政が主体的に担う役割は、減少していると思われる。そのため、引き続き、各事業の見直しを実施する。	24	<p>高齢者が安心して健康で元気に暮らせるよう、社会生活や生きがいを得るための活動を支援する各種の事業である。主な事業項目は①敬老祝金の支給、②敬老会の開催、③いきいきセント事業(無料の入浴サービス)、④シルバーカレッジの開催、⑤いきいき農園貸出事業(無料の農園貸出)、⑥老人クラブの活動助成、の6つである。</p> <p>これまで地域発展に尽力された高齢者の方々に敬意を表することは当然であり、高齢者が個人として尊重される豊かな生活を実現するために行政に期待される役割は大きい。しかしながら、当該事業については、財政状況から判断して継続が困難であると判断されるものや、公平性を欠いているものがみられ、取組みについて抜本的な見直しが必要である。</p> <p>①敬老祝金の支給については、支給対象および支給額の縮小を検討されたい。支給対象者は、右肩上がりで増加していくことが確実であり、近隣市と比較しても高水準と考えられる敬老祝金を維持していくことに妥当性が見出せない。支給対象となる年齢や高齢者に現金を支給する意義についても再度検討し、制度の抜本的改革に着手されたい。</p> <p>②敬老会の開催については、開催会場を1カ所として効率化を図っていること、式典内容を見直し高齢者のニーズに対応に努めている点などが評価できる。今後は市内の学校や自治会、NPO団体等と連携を図り、幅広い年代の市民参加が実現されることを期待したい。</p> <p>③いきいきセント事業については、利用者が一部に限定されていること、健康増進を図るという事業目的に対する効果が不透明であること、実質的には公衆浴場に対する補助・助成制度となっていること等から、事業廃止に向けた検討を進められたい。</p> <p>④シルバーカレッジの開催は、無料となっている受講料の有料化を図られたい。受講者が高齢者全体に占める割合は1%にも満たず、受益者負担を求めることが適当である。また、講座内容は健康増進よりも生涯学習の色合いが強く、生涯学習課が所管する各種事業との統合を検討されたい。</p> <p>⑤いきいき農園貸出事業は、貸出の有料化および農業振興課が所管する市民農園事業との統合を検討されたい。募集要件等を調整し、高齢者や障害者の利用者を一定程度確保することにより、両事業の統合は十分に可能であると考えられる。また、利用者の交流促進についても一層の配慮が求められる。</p> <p>⑥老人クラブの活動助成は、各クラブの活動がより活性化できるよう、補助金交付の手法について検討されたい。例えば、具体的な活動内容に基づき補助金額が決定される等の仕組みが必要である。</p> <p>《参考》平成18年度外部評価:〈敬老会開催事業〉B 平成16年度外部評価:〈老人クラブ育成事業〉B</p>	<p>敬老祝金については、平成26年度に見直しを行ったが、その他の事業については、引き続き、見直しを進める。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							9. 総合評価						総合評価	実施年度					
							8. 個別評価												
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
118	老人福祉センター運営事業	福祉部	福祉推進課	S59	-	〔目的〕 高齢者に関する各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する。 〔手段〕 けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘の管理運営業務について、利用者サービスの向上及び経費削減のため、越谷市社会福祉協議会へ委託する。	高	高	高	高	A	高齢者の健康増進や介護予防に大きく影響する事業である。今後、受益者負担や超高齢社会に対応した事業内容の充実等について、検討が必要と考えられる。	現状維持	①平成27年度に開設されるひのき荘において、各種事業の充実に努める。 ②地域包括ケアシステムの構築において、高齢者の健康保持や介護予防に当該施設が関与することが可能と思われる、その方策等について検討する。	25	B	<b>事業概要</b> 高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の拠点である老人福祉センターにおいて各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどの便宜を総合的に供与する事業である。けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘の管理運営業務について、利用者サービス向上及び経費削減のため、越谷市社会福祉協議会に委託している。 <b>必要性</b> 目的は高齢者の居場所確保、生涯学習の場の確保、孤立の回避という目的があるとのことだが、このような目的を達成するために現状の規模・設備の施設が必要なのかどうかについては検証の余地がある。 特に、「助け合いの仕組みづくり事業」(事業番号156)のような事業が開発・育成されてきているのであれば、それをより有効に活用することも検討すべき。 高齢者のニーズが十分に把握できているとは言えない中、4か所目の老人福祉センターがH27年度に完成予定というの、十分な資料が得られない状況においてその妥当性は確認できない。 <b>効率性</b> 指定管理者制度を採用しているが、1者入札で、入札にあたっての競争性が確保できていない。また、運営において、民間の創意工夫が反映されるしくみになっていないことは問題である。加えて、現状の施設で最も人気があるのが入浴施設等とのことであるが、これらの施設の娯楽的要素を考慮すると、世代間の公平性の観点からも、受益者負担を検討すべきと考える。 <b>有効性</b> 老人福祉センター3館の合計年間利用者数は微増(平成23年度は324,831人、平成24年度は328,704人)であるが、既存施設の利用はリピーターが多く、ユーザーが固定化していることが想定される。幅広い利用者に活用してもらうという観点からは、利用の認知や提供サービスに対する工夫が必要ではないか。 また、サービス充実化の観点からは、個々のサービスが他の施設でも利用可能なようにし、その普及活動も当該事業に含めることが望まれる。 《参考》平成19年度外部評価：B	検討中	施設の受益者負担について、引き続き、検討課題としていきたい。
119	老人福祉センター改修事業	福祉部	福祉推進課	S59	-	〔目的〕 老人福祉センターは、高齢者の福祉施設であり、多くの高齢者が集うことから、安全確保に十分配慮する。 〔手段〕 老朽化に伴う施設設備の改修、予算措置、工事請負費にて対応	高	高	高	低	A	施設の老朽化に伴う修繕や改修について、今後も継続的に支出することが必要である。	現状維持	①施設や設備の老朽化の把握 ②計画的な施設・設備の更新	未実施		未実施		
120	(仮称)第4老人福祉センター整備事業	福祉部	福祉推進課	H22	-	〔目的〕 高齢者の増加に伴い、老人福祉センターの利用者が増加することが予想されることなどから、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場などの便宜を総合的に提供する老人福祉センターを新たに整備するものである。 〔手段〕 市内4か所目の老人福祉センターを建設する。	高	高	高	高	B	受益者負担、多世代交流事業の検討	検討・見直し	①指定管理や開設に向けた準備を進める。また、地域包括支援センターの施設内の設置を進める。 ②高齢者のニーズへの対応や地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の展開について検討する。	未実施		未実施		
121	助け合いの仕組みづくり事業	福祉部	福祉推進課	H23	-	〔目的〕 主に高齢者に気軽に立ち寄れる居場所を提供することにより、社会的孤立の解消、自立生活の助長を図るとともに、各種福祉に関する事業等を展開し、高齢者福祉の向上を目的とする。 〔手段〕 空き店舗などを活用した高齢者の居場所の設置などの事業を越谷市社会福祉協議会に委託し、実施する。	高	高	高	低	B	高齢者のニーズに対応した事業内容の検討	検討・見直し	①平成28年度に市内3ヶ所目の居場所を越谷各谷地区に開設すべく、検討を進める。 ②平成27年度の介護保険制度改正に伴い、要支援1・2の方に対するサービスの受け皿を整備する必要があることから、居場所の活用などについて検討する。	25	B	<b>事業概要</b> 主に高齢者に気軽に立ち寄れる居場所を提供することにより、社会的孤立の解消、自立生活の助長を図るとともに、各種福祉に関する事業等を展開し、高齢者福祉の向上を目的としている。空き店舗などを活用した高齢者の居場所の設置などの事業を越谷市社会福祉協議会に委託し推進する事業である。平成23年度に「ふらっと」がもうが、平成25年度には「ふらっと」もおおぶくろがオープンしている。さらに、平成27年には同様の場をもう1か所設置予定である。 <b>必要性</b> 高齢者の居場所の確保が必要であること、また、高齢者が気軽に立ち寄れるためには居住地域の近隣や交通の便の良いところであることが望ましいことから、本事業の必要性はあると考えられる。 <b>効率性</b> 空き店舗を利用することによって地域活性化を同時に図ることが意図されているが、現状は空き店舗であるにもかかわらず、市場の相場で家賃を払っていることの妥当性は検証すべきである。また、そもそも、高齢者の居場所の確保という事業目的からすれば、例えば、市内に13か所ある公民館等の既存施設で同様の取組を行うことも可能であり、今後は検討する必要がある。また、民間企業等を活用することによって民間資金およびノウハウを活用することが可能となるため、検討が望ましい。他の市等で行っているように、市民主体の組織に任せることも検討していただきたい。 <b>有効性・成果指標</b> 施設の利用者は順調に増加しており(平成23年度は3,079人、平成24年度は7,191人)、一定の効果はあると判断できる。一方、世代間交流の促進を図るために、乳幼児を連れたい母親等が来られるような場所を意図してはいるが、場所が狭いといった課題がある。また、最近掲載された新聞記事では「60歳以上が対象」と記載されている。これでは、60歳未満の潜在ユーザーに対して負の影響を与えかねない。今後は、場所やプログラムの工夫をするとともに、幅広い世代への周知を図っていくことが求められる。	検討中	「ふらっと」おおぶくろにおいては、子育て世帯が集まる日を設けるなど、世代間交流が図られる事業を展開している。今後は、NPO等による運営について検討していく。
122	手当給付事業	福祉部	福祉推進課	H8	-	〔目的〕 日本国籍を有しない特別永住者で、公的年金を受給していないなど、一定の要件を満たす外国人高齢者の方への生活支援をする。 〔手段〕 月額5,000円を給付する。	高	高	高	高	A	公的年金を受給できない外国人高齢者救済のための事業であり、現状において制度を見直す予定はない。	現状維持	①②対象者が現存する限り、本制度に基づき事業を実施していくものと考えている。	21	B	日本国籍を有しない1926年(大正15年)4月1日以前に生まれた方で、公的年金を受給できない外国人高齢者救済のための事業である。本事業の対象者は、現在4名であり、今後対象者の新規追加はない事業である。対象者の減少とともに、事業規模を縮小する事業である。 事業名が「手当給付事業」となっており、事業名からは、どのような手当を給付する事業なのか容易に推察できない。また、成果指標が手当支給総額となっているが、これは、本事業の成果を測る指標であるとは言えない。現在の支給額で、事業目的である対象者の生活支援としての効果を評価するなどの検討をお願いする。	整理済	成果指標の補らえ方について見直しを行った。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等					
							8. 個別評価	9. 総合評価					総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称				
								(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性							A	B	C	D
																	事業内容が適切である			
				課題が少なく事業の一部見直しが必要				課題が多く事業の大幅な見直しが必要				事業の休・廃止を含めた検討が必要				各評価で認識した課題等				
123	介護支援ボランティア制度事業	福祉部	福祉推進課	H23	-	〔目的〕 高齢者の社会参加活動の促進と健康増進や介護予防の推進を図る。 〔手段〕 介護支援ボランティア制度に係る事務を行う。 ※介護支援ボランティア制度は、高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントがもらえ、貯めたポイントを換金(年間最大5,000円)できる仕組みです。	高	高	高	高	A	登録者の拡大に向けて、受け入れ先の拡充が必要である。	現状維持	①登録者の拡大に向けて制度の周知を図る。 ②平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、軽度者の訪問サービスや通所サービスについて、事業者だけでなくNPO団体やボランティアなど、多様な提供が必要となってくることを踏まえ、当該制度の活用について検討をする。	26	B	ボランティア登録をしている高齢者が、市で登録された施設・事業所等で行ったボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該ポイントを換金(年間最大5,000円)できる制度である。高齢化の進行による高齢者世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進みつつある中で、元気で生活されている高齢者が今後とも介護や医療が必要な状態に陥らないように、いつまでも生きがいを持って、健康で暮らしていくために、十分意義のある事業となっている。 平成23年度にはボランティア登録者、ボランティア受入施設を対象としてボランティアの活動状況や制度の課題を把握するためのアンケートを実施しており、サービス向上の観点からも評価できる。アンケート調査の結果は登録者、受入施設ともに概ね好評であるが、ボランティア登録者の要望や意見に目立つ「研修の機会が欲しい」という声や、「ボランティアに金銭的な報酬はもらえない」という声への対応がこれまで特になされていない点には課題が残る。ボランティア登録者や受入施設の増加を図るためにも、これまでのアンケート調査から得られた結果を活かし、ボランティア登録者、ボランティア受入施設の幅広いニーズに対応していくよう、ボランティア実施内容のあり方、ポイント換金のあり方等について検討をされたい。特にポイントの換金については市の特産品・施設利用券による還元や、将来自分が支援を必要とする際に利用できるポイントとして蓄積するなどの方策についても検討されたい。 担当課では登録ボランティアを増やすことが課題となっているが、伸び率は高くはない。ボランティア大学など市で実施している生涯教育関係の事業に集まる人々は、ボランティアに関心がある層と重なる部分も多いことが予想されることから、部署間の連携も視野に入れていただきたい。 当事業の目的は「高齢者が健康を維持し、生きがいをもって生活をする」を支援することにある。ボランティアの参加に対する満足度の把握も必要だが、アンケートの質問項目にボランティア登録者の健康状態を図りうる質問を付け加えることで、ボランティアが高齢者の健康増進に与える効果の検証を実施することを提案したい。 コスト削減について、ボランティア登録は毎年度ごとに登録が必要であり、その度に新たなボランティア手帳を交付している。ボランティア登録される方は新規登録者も増加傾向にあるが、多くが毎年度同じ方が登録している実態があるため、毎年度の登録制ではなく更新制にすることで無駄な事務や不要な手帳交付が省け効率化が図れると考える。今後、高齢化によるニーズの高まりによってボランティア登録者は増加することが予測されることから、限られた財源を有効に活用する視点を十分にもって事業の拡大を図られたい。 介護関係施設は市内に約200あるが、受入対象施設は半分以下の66である。アンケート結果の分析により、受入対象施設のニーズをくみ取り、反映すべきである。	ボランティア登録の方法の簡素化について、検討を行う。また、登録施設の拡充については、福祉指導監査課が毎年度行う集団指導など、適切な時期に説明を行うなどの取組みを検討する。		
124	日常生活支援事業	福祉部	福祉推進課	H6	-	〔目的〕 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしが続けられるようにする。 〔手段〕 日常生活の支援を必要とする方に在宅サービス事業を行う。	高	低	低	低	B	支援を必要とする方に対し、自立支援の観点から、一層の支援を行い、利用の促進を図る。	検討・見直し	①高齢者の支援を行い、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、制度の周知を行う。 ②周知方法や、事業のあり方等について、調査研究していく。	26	C	在宅で生活する65歳以上の高齢者が安心して自立した生活を継続できるように、単身世帯や要介護状態など一定の条件を満たす者に対し、介護保険サービス等で対応のできないサービスについて、日常生活の便宜を図るための支援を実施している。寝たきり生活を強いられる要介護状態の高齢者に対する寝具の乾燥・消毒を行う寝具乾燥サービス事業、居住している民間住宅の取り壊しにより転居を求められた際の家賃の差額を助成する住み替え住宅家賃助成事業、障害や要介護状態のため美容所や美容所に出向くことが困難な高齢者に対し、理美容師が自宅へ訪問する際の出張料を助成する訪問理美容サービス事業の3事業により構成され、業務委託等により実施されている。 要介護状態等で生活に困難を抱える高齢者の生活の質を保つためには必要な事業であると言えるが、本事業は平成23年度の外部評価において、利用件数が少ないこと、各事業についてニーズの的確な把握がされておらず、利用件数の少ない理由の具体的検証と対策が特になされていないことを主な理由として、事業の大幅な見直しが必要と指摘された事業である。平成23年度の外部評価以後、事業の見直しを行い介護保険で対応可能な高齢者住宅改修整備費の助成事業を廃止したことは評価できる。しかし、それぞれ現在3名の利用者に限られる寝具乾燥サービス事業と住み替え住宅家賃助成事業については抜本的な見直しが行われていない。 寝具乾燥サービス事業については1人1万円以上経費がかかるため、布団乾燥機の購入・貸出や介護支援ボランティア等の活用によってサービスの廃止が可能かどうか検討されたい。 住み替え住宅家賃助成事業については、無期限に月額3万円を限度とする補助金が交付されている。高齢者の住宅施策のあり方について見直しが進められていることから、公営住宅等の活用で利用者へ支援を実施することが可能であれば、事業を廃止する方向で検討されたい。 また、訪問理美容事業について、助成する訪問料金は理美容を実施した事業者ではなく埼玉県美容衛生衛生同業組合越谷支部に支払われており、市の担当者は組合に支払われた助成金の使途について把握していない。事業担当課として助成金の使途について把握に努められたい。 次に、活動指標について、事業ごとに実績の内訳が記載されていることは、市民へわかりやすい情報提示となっている点から評価できる。 一方、成果指標が「要介護及び要支援認定者の割合」としている。これについては平成23年度の外部評価での提案を受けて修正された指標項目であり、本事業の最終的・長期的な成果を表す指標として設定されたことは評価できる。ただ、目標値の設定、目標達成過程における本事業の成果の寄与度等を定量化することが困難であることが認められるため、上述の最終成果指標とともに、「要介護及び要支援認定者の割合」および第5期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にサービス支給件数の目標値が定められている事業については、「目標値の達成割合」を中間的・中期的な成果指標として加えることを提案したい。 《参考》平成23年度外部評価：C	周知方法や、活動結果・成果について検討するとともに、事業のあり方についても、調査研究している。その中で、平成26年度に、高齢者住宅改修整備助成事業の廃止を行った。		
125	介護予防事業	福祉部	福祉推進課	H12	-	〔目的〕 要介護高齢者やその家族を対象に短期入所サービスを提供することにより、家族等の負担を軽減する。なお、生活支援短期宿泊事業は対象の方がいる場合に、対応している。 〔手段〕 社会福祉法人への事業委託等により実施	高	低	低	低	B	要介護高齢者に対する家族等介護者の負担を軽減するため、周知や支援を推進する必要がある。	検討・見直し	①②地域包括支援センターを通して、制度の周知を行い、サービスの利用促進を図る。	20	B	ふれあいサービス事業を特定高齢者施策に移行する計画は、妥当な判断であると思う。 一方、短期宿泊事業については、利用者数が実人数で4名と少ないことを考えれば、他の事業で吸収する等の方策を検討し、事業の効率的推進を考慮いただきたい。	平成20年度に、自立支援通所サービスの廃止を行った。		



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
126	家族介護支援事業	福祉部	福祉推進課	S61	-	〔目的〕 高齢者を介護している家族等を支援し、介護による家族の精神的・経済的負担を軽減する。 〔手段〕 一人暮らし高齢者の急病等に迅速に対応する緊急システムの設置や、在宅の寝たきり高齢者を介護している家族への手当を支給する。	高	低	高	高	B	高齢化の進展に伴い、在宅高齢者や、その家族への支援が一層必要となる。	検討・見直し	①②高齢者の増加が予想される中、在宅高齢者への支援の拡充を図るとともに、支援のあり方などについて、検討していく。	27	B	在宅で高齢者を介護している家族等を支援することで精神的・経済的負担を軽減する事業である。在宅介護者福祉手当の支給について、現況届の提出や対象者全員への電話確認などで正確な支給に努められているが、高齢者の入院など、庁内の別の課が持つ情報により正確な情報で確認できることもあり、これらとの連携により、さらなる正確な対象者把握を検討されたい。 緊急通報システム事業については、前回の外部評価を受けて、民間の緊急通報センター方式に変更したことにより、出勤要請頻度が高くなっている消防署の負担を減らし、利用者にとっても相談サービスなど内容の充実を図ることができたことは評価できる。しかし、利用者数は減少傾向にあり、その理由や背景をきちんと把握する必要もあると思われる。 一方で、介護保険制度の運用が開始されてから15年以上が経過しており、家族等が要介護高齢者の介護をすべて担うというケースは少なくなっていることや、施設から在宅という「地域包括ケア」が本格的にスタートし、今後は在宅介護が増加することが見込まれるなど、高齢者介護もどんと変化してきている。このような国全体の流れや、将来の人口推移の動向、市民からの意見を広く聴き、当該手当・サービスの在り方の検討は継続されたい。 《参考》平成19年度外部評価：C	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
127	老人ホーム措置事業	福祉部	福祉推進課	S44	-	〔目的〕 環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を支援する。また、虐待を受けるなどやむを得ない事由のある高齢者を一時的に保護する。 〔手段〕 心身の状態、環境状況等を総合的に勘案の上、養護老人ホーム等に入所措置する。	高	低	低	低	B	入所者の高齢化に伴い、入所生活において、自立が困難な状態になる方に対する、介護保険サービスの利用が必要となっている。	検討・見直し	①②単身高齢者及び高齢者のみの世帯が急増していく中、入所措置対象者となる高齢者が増加する傾向にある。この状況を踏まえ、より適切な対応を検討していく。	未実施		未実施	
128	介護予防事業(介護保険)	福祉部	福祉推進課	H18	-	〔目的〕 介護状態になるおそれの高い二次予防事業対象者を支援することで、介護状態になる高齢者の増加を防ぐ。 〔手段〕 介護認定・要支援認定、申請者を除く65歳以上の高齢者に、地域包括支援センターが、実態把握を行い、介護予防事業に参加が望ましい二次予防事業対象者に対して、介護予防事業への参加を促進する。	高	低	高	高	B	高齢化が進展する中で、介護予防を図るための工夫が必要である。	検討・見直し	①②効果的な介護予防事業を推進するための意識啓発を行う。	24	B	介護保険法で定められている、介護予防事業を行う事業である。基本チェックリストにより要介護・要支援の状態に陥るリスクの高い高齢者を把握し、運動機能の向上等を目的とした教室を実施(二次予防事業)するほか、活動的な生活を送っている高齢者に対しても健康を維持するための講習会・講座(一次予防事業)を実施している。 本事業は介護保険法で市町村に実施が義務付けられており、可能な限り自立した生活を高齢者が送れるよう支援することは、高齢者の生きがいや生活の質の向上につながるため、極めて重要性の高い事業である。また、本事業を通じて高齢者の健康寿命を伸ばすことができ、将来の爆発的な増加が見込まれる医療費の抑制が実現されることから、財政面からも期待される役割は大きい。 本事業の効果を向上させるためのポイントは基本チェックリストの回収率を上げ、多くの高齢者の健康状態を把握することである。越谷市では、二年に一度基本チェックリストを送付しているが、送付の翌年に未回収者に対して電話や訪問によるきめ細かなフォローを行っている。状況把握率は平成23年度実績で87%と高水準であり、事業効果を最大限に発揮するために適切な取り組みが実施されていると評価できる。 基本チェックリストの回答結果に関する情報は、担当課でデータベース化されているとのことであるが、他の事業には情報が十分に活用されていない状況が窺われる。高齢者の健康状態等の重要な情報が蓄積されているため、関係課で一層の情報共有が図られるよう、新たな仕組み作りを検討されたい。 高齢化社会の進展により業務量は増加しているが、本事業に係る全ての業務を市が単独で行う必要性は薄く、外部委託等の活用によるコスト削減が必要である。特に、基本チェックリストの作成・発送・集計等に関する業務委託は全国的に増加しているところであり、越谷市においても基本チェックリストの発送・集計等を一部外部委託し、業務の効率化を図っているが、可能な限り更なるコスト削減を図られたい。 また、基本チェックリストの送付は制度上、三年に一度とすることができるため、事業費の増加に歯止めがかからない場合は、送付期間が適正であるか見直されたい。 成果指標の「平均要介護度」からは、本事業の効果を適切に把握できない。二次予防事業参加者の運動・生活機能の改善度合いや、新たに要支援と判定された人の人数等を成果指標とすることを検討されたい。 要綱やマニュアルの度重なる改正に加え、平成24年度からは「介護予防・日常生活総合支援事業」が創設されるなど、本事業に係る国の施策はめまぐるしく変化している。今後も対応に困難を伴うことが予想されるが、高齢者をはじめとする市民からのニーズは高く、本事業が一層充実することを期待したい。	整理済 介護予防事業の一層の充実を行っている。
129	包括的支援事業(介護保険)	福祉部	福祉推進課	H18	-	〔目的〕 高齢者が要介護状態等になることを予防し、「個々の高齢者の自立を支援するために、必要な支援を行うこと」を目的とする。 〔手段〕 地域包括支援センターに委託し、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等を行う。	高	高	低	高	B	地域包括支援センターの適正な運営	検討・見直し	①地域包括支援センターの地区センターへの移設の検討 ②地域包括支援センターの適正な運営	未実施		未実施	
130	家族介護支援事業(介護保険)	福祉部	福祉推進課	H18	-	〔目的〕 居宅で介護する家族を支援し、身体的・精神的負担を軽減する。 〔手段〕 認知症サポーターの養成など、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築する。	高	高	高	高	B	認知症サポーターの活用	検討・見直し	①介護マークの継続的な周知及び普及 ②認知症サポーター養成後の活用の検討	23	B	要介護高齢者を居宅で介護する家族を支援するために、厚生労働省の計画に基づき認知症サポーターを養成する講座や、家族介護教室の開催、認知症徘徊高齢者用の位置探索端末機の貸し出しを主に行う事業である。 認知症サポーターは越谷市の目標1万人に向け、毎年約1,000人誕生し、現在の総数は約4,000人となり、市民の認知症に対する理解は進んでいるといえる。一方、認知症高齢者を介護する家族同士の交流の場ともなる介護教室は開催が2回で参加者は11名、徘徊高齢者を発見しやすくなる位置探索端末機の利用人数は5件にとどまっている。 介護教室と位置探索端末機については、利用者数が少ない理由の分析と、改めてニーズの把握が必要である。現在の成果指標「要介護高齢者を介護する家族の満足度」を加えて、事業の必要性や有効性を確認されたい。 また、誕生した約4,000人の認知症サポーターの具体的な活動実績が乏しく、有効に活用されているとはいえない。介護教室や位置探索端末機の事業への活用をはじめ、高齢者福祉の各事業と横断的に連携し、越谷市高齢者保健福祉計画で提唱する「参加型福祉」の推進に向けた活用方法を検討・実行されたい。 今後は、個人情報保護の問題をクリアしながら効果的な運用に成功している事例や、NPOやボランティアを活用するなど多額のコストを要しない工夫をしている事例など、先進地の取り組みも参考にしながら、当該事業の発展的見直しを図っていただきたい。	検討中 今後、現状を見ながら検討していく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価						10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案		12. 外部評価		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度							9. 総合評価	
																	A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
131	成年後見制度利用支援事業(福祉推進課)	福祉部	福祉推進課	H18	-	〔目的〕 身寄りのない判断能力の不十分な認知症高齢者等の福祉の向上を図るため。 〔手段〕 ・市長が法定後見の審判の開始を請求する場合の手続きを行う。 ・上記により法定後見を受ける者に対し助成金を交付する。	高	高	低	高	B	成年後見センターこしがやと連携を図る。	検討・見直し	①②障害福祉課と連携を図り、市民後見人の養成を図る。	未実施	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	未実施	
132	行旅病人等援護事業	福祉部	生活福祉課	-	-	〔目的〕 住所及び居所不明で引き取り手のない遺体の葬祭及び遺骨の保管 〔手段〕 行旅病人及び行旅死亡人取扱法による葬祭 遺骨の保管	高	高	低	低	B	事務の効率化に向け、検討する必要がある。	検討・見直し	①法令に基づき手続きを進める必要があるが、手続きの完了まで時間を要することから、事務の効率化を検討する。 ②法令に定められた業務であるが、効率化について継続的に取り組む。	21 B	法令で定められた事業であるものの、外国人旅行者の対応等法令上再検討すべき余地がある。特に、旅行中の外国人が、今後さらに増加することが予測される中で、「国全体の視点に立った対応基準の明確化」を図るよう、国に働きかけられることを望む。	検討中	国、県に対応基準の明確化について、働きかけをしていく。
133	住宅手当緊急特別措置事業	福祉部	生活福祉課	H21	H27	〔目的〕 離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。 〔手段〕 支給対象者の申請に基づき、住宅手当を支給するとともに、就労支援等を実施する。	高	低	低	高	B	長引く景気低迷により、住宅支援給付の支給期間(6か月)内に就労自立できる世帯が少ない。	終了(H27年度)	①平成26年度で当該事業は終了(最大平成27年12月まで経過措置あり) ②平成27年4月からは生活困窮者自立支援事業(委託)により住宅確保給付金となる。	未実施		未実施	
134	生活保護事務事業	福祉部	生活福祉課	-	-	〔目的〕 生活保護受給者の就労を支援し自立を促すとともに、医療事務、介護事務において適正な執行を図るため、嘱託医の委嘱、レセプト点検を実施する。 〔手段〕 委託により就労支援員を配置し、生活保護受給者に就労支援を行う。生活保護医療費のレセプト点検を行う。嘱託医を委嘱し、医療扶助の内容の審査を行う。	高	高	高	高	B	雇用環境の改善がされない中で、就労イコール自立につながる事が困難である。また、レセプト点検のデータを積極的に活用することで、適正な医療・介護扶助の実施が可能であるが、目標値を設定することは難しい。	検討・見直し	①レセプト点検データを活用し、定期的に医療・介護の受信状況を把握することにより、医療扶助の適正化を図る。また、平成27年度から就労支援相談員(委託)を1人から2人とし、更なる相談体制の充実を図る。 ②医療扶助担当職員の増加により更なる医療扶助の適正化を図る。	22 B	生活保護法に基づく事業であり、事業内容は次の4点である。 ①就労支援員による、生活保護受給者の就労支援 ②面接相談員による、生活相談 ③生活保護医療費のレセプト点検 ④嘱託医による、医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言指導 いずれも国の法律に基づく事業であり、法律の目的である「必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」ために、事業の必要性は認められるが、個々の事業内容については一部で改善の余地が見受けられる。 嘱託医による医療扶助内容の審査については、レセプト点検との連携を密にし、より実効性のあるものとなるよう努められた。 就労支援員による相談事業については、相談予約が殺到する現状を考慮し、相談日を週3日から週5日に拡充することを検討するなど、就労支援による被生活保護世帯の自立に努めている点は評価できる。一方で、予約が取りにくい状況であるにも関わらず、突然の予約キャンセルにより相談員の手が空いてしまう事例も生じているとのことである。突然の予約キャンセルについては、既に実施されている文書指導を適正かつ厳格に適用し、無駄な空き時間を発生させないスケジュール管理を行い、より一層の就労支援に努められた。 なお、当該事業については、生活保護(扶助)を給付する面において「生活保護扶助事業」と密接に関連があることから、より効率的・効果的な事業推進を図るためにも、事務事業のくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやすくなるように改善する必要がある。	整理済	就労支援員の相談回数については、平成25年度から週3日から5日に変更した。
135	生活保護扶助事業	福祉部	生活福祉課	-	-	〔目的〕 生活保護法に基づき、生活に困窮している方々に対して健康で文化的な生活水準を保障するとともに、被保護者に対して必要な指導・援助を行い、自立助長を図る。 〔手段〕 生活保護法に基づき、生活困窮者に対して生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8つの扶助を必要に応じ適用し、適切な保護を行う。	高	高	高	低	B	不正受給を防ぐため、生活保護制度の周知徹底を図る。	検討・見直し	①不正受給につながらないよう、生活保護受給者の義務について適宜説明機会を設ける。 ②増加する受給者に対し適正な保護を実施するため、人員体制の充実を図る。	22 B	生活保護法に基づく、8つの保護(生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)を実施するほか、保護(扶助)を受けている方に対して必要な指導・援助を行う事業である。 一昨年のリーマンショック以降、社会問題となっているワーキングプアの増加を食い止めるためにも、生活保護扶助の適切な運用が必要である。 8つの保護制度のうち、生業扶助についてはハローワークと密接に連携して進める体制を工夫する必要がある。 また、不正受給防止策の一環として、査察指導員2名による事後チェックが行われているが、支給開始後の実態を確認する上で、2名体制で本来の目的が達成し得るのか否かを検証するなど、人員体制面において工夫をする必要がある。 生活保護は、申請に基づいて開始される(申請保護の原則)制度であるが、生活に困窮されている方をより広く保護するためにも、適正な対象者に対して真に必要な給付が適正に実施され、給付開始後においても資格や給付内容について、市民から疑念を持たれることがないよう、給付状況の把握などについて、積極的に努められた。 なお、当該事業については、特に相談業務の面において「生活保護事務事業」と密接に関連があることから、より効率的・効果的な事業推進を図るためにも、事務事業のくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやすくなるように改善する必要がある。	整理済	ケースワーカー、査察指導員等の確保を確実に行う。
136	中国残留邦人生活支援給付金事業	福祉部	生活福祉課	H20	-	〔目的〕 中国残留邦人等が、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図られない場合、老齢基礎年金による対応を補完する支援給付を行う。 〔手段〕 生活保護制度の例にならって支援給付を行う。	高	低	高	低	B	平成20年度から全国一斉に実施された事業で、市の裁量は認められていない。	検討・見直し	①支援対象者に対し法律で定められた支援を行う。 ②支援対象者が増加した場合に対応できるよう、予算・電算システム・人員体制の拡充を図る。	未実施		未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効果性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A	B
137	障害者施策推進協議会事業	福祉部	福祉課	H18	-	〔目的〕 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 〔手段〕 学識経験者や保健・医療又は福祉に関する機関の代表者、障がい者福祉関係団体の代表者、公募市民による協議会を設置し、障害者基本法に規定する障がい者計画や障害者総合支援法に規定する障がい福祉計画の進捗等について、意見を聴取する。	高	高	高	高	A	中核市移行に伴い、社会福祉審議会の設置が必須となり、当審議会に障害者福祉専門分科会が置かれた。審議内容が重複することから、障害者施策推進協議会は廃止し、障害者福祉専門分科会にその機能が移行された。平成27年度については、引き続き障がい者福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者福祉専門分科会において事業運営を実施する。	現状維持	①②中核市移行に伴い、社会福祉審議会の設置が必須となり、当審議会に障害者福祉専門分科会が置かれた。審議内容が重複することから、障害者施策推進協議会は廃止し、障害者福祉専門分科会にその機能が移行された。	未実施	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	未実施
138-1	障害者就労訓練施設管理運営委託事業	福祉部	福祉課	H23	-	〔目的〕 障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、もって障がい者の自立及び福祉の増進を図ることを目的とする。 〔手段〕 障害福祉サービス(就労移行支援、就労継続B型)、生活相談、障がい者と地域住民との交流に関する事業等を実施する。業務は社会福祉法人越谷市社会福祉協議会に委託して実施する。	高	高	高	高	B	障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うとともに、市民との交流を持つことは、障がい者が地域で暮らしていくために必要となる。	検討・見直し	①②引き続き障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行い、障がい者の自立及び福祉の増進を図る。また、障がい者が地域で働き、自立し、安心して暮らすために、地域交流事業の充実を図る。また、平成27年度で現在の指定期間が満了となることから、新たに指定管理者の選定を行う。	未実施		未実施
138-2	障害者就労訓練施設運営事業	福祉部	福祉課	H23	-	〔目的〕 障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、もって障がい者の自立及び福祉の増進を図ることを目的とする。 〔手段〕 指定障害福祉サービス事業所として、就労移行支援、就労継続支援(B型)を実施する。業務は社会福祉法人越谷市社会福祉協議会に委託して実施する。	高	高	高	高	B	障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上を図る上で、障害福祉サービスである就労移行支援、就労継続支援(B型)を実施することの必要性は大きい。	検討・見直し	①引き続き障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上を図るため、就労移行支援、就労継続支援(B型)を実施する。また、平成27年度で現在の指定期間が満了となることから、新たに指定管理者の選定を行う。 ②障害福祉サービス事業所の定員について、毎年度、拡大の必要性についての検証を行っている。	未実施		未実施
139	障害者福祉センター管理運営委託事業	福祉部	福祉課	H4	-	〔目的〕 障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること、また、障がい者の自立と福祉の増進を図ることを目的とする。 〔手段〕 通所により創作的活動、機能訓練などの各種サービスを提供。また、手話講習会等を開催して障がい者福祉ボランティアを育成する。障害者福祉センター「こぼと館」の指定管理者として社会福祉法人越谷市社会福祉協議会を指定する。	高	高	高	高	B	障がい者団体の拠点として重要な役割を担っているが、今後も障がい者の多様なニーズに対応した事業展開が必要となっている。	検討・見直し	①②デイサービス事業などの実施事業等について、障がい者のニーズを把握しながら、事業の充実を図っていく。また、平成27年度で現在の指定期間が満了となることから、新たに指定管理者の選定を行う。	未実施		未実施
140	地域交流活動推進モデル事業	福祉部	福祉課	H18	-	〔目的〕 地域との交流を行いながら障がい者の自立支援、自己決定を促進し、障がい者がくらしやすい地域づくりを構築していくため実施する。 〔手段〕 くらしの基盤づくりとして、社会参加及び自主活動できる場、さらに障がい者の個性を重視し、本人及び家族の支援を行っていく場などを運営する団体に対し、家賃等運営費の一部を助成する。	高	高	高	高	B	事業の成果をさらに向上させるため、他団体の状況やニーズ等について把握する必要がある。	検討・見直し	①②現在の補助団体だけでなく、他団体の状況やニーズ等についても把握し、事業拡大の必要性について、検討する必要がある。	未実施		未実施

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				実施年度	総合評価				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
141	障がい者相談支援事業	福祉部	障害福祉課	H14	-	<p>〔目的〕 障がい者の相談に応じ、障害福祉サービス等の利用や関係機関の紹介等を行うことにより、障がい者の生活を支援する。</p> <p>〔手段〕 障がい者の相談に応じ、障害福祉サービス等の利用や関係機関の紹介等を実施。障害者等相談支援事業は、市内の特定相談支援事業者のうち3事業者に委託し実施。家族相談員事業は、家族に精神障がい者を抱える精神障害者家族相談員による相談を市内にある精神障がい者の家族会に対し補助金を交付することにより実施。障害者相談員による相談は、市が委嘱する身体、知的障害者相談員により実施。</p>	高	高	高	高	B	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定されている市町村が実施する地域生活支援事業として、相談支援事業が位置づけられていることから、事業の重要性が高まっている。</p>	検討・見直し	<p>①②平成21年度に障害者地域自立支援協議会を設置したこと、から、相談支援事業所間の連携を図り、各障がいに対応した相談支援事業を展開できるように事業の充実を図っている。今後引き続き、指定特定相談支援事業所の確保に努め、相談支援事業の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討する。</p>	26	B	<p>在宅で生活する心身に障がいのある方やその家族が安心して自立した生活を営めるよう、社会生活や日常生活の上で課題となる問題について相談を受け付け、課題解決に向けた支援を行うものである。市が指定する9か所の指定特定相談支援事業者の内、3事業者へ市が委託し障害福祉サービス利用の支援やピアカウンセリング等を行う「障害者等相談支援事業」、精神障がい者を抱える家族からの相談に対し、同様の背景を持つ精神障害者家族相談員が市から補助金の交付を受け面接や電話によって相談支援を行う「家族相談員事業」、市が委嘱する身体・知的障害者相談員により、身体・知的障がい者やその家族の相談に応じる「障害者相談員による相談」の3つの事業で構成されている。事務事業評価表ではこれら3事業の人工・事業費についての内訳が把握できない。的確な評価を行うためにも、評価表の作成について以後改善されたい。</p> <p>「障害者等相談支援事業」について、平成24年4月の障害者自立支援法一部改正を受け、平成25年度からは、平成24年度まで委託や補助金によって相談支援事業を実施していた3事業者へ、全て委託事業として一本化することで事業を実施している。市が3事業者へ支払う委託費用であるが、委託内容やコストについては各事業者の事業内容や実績等についてさらに精査が必要であり、委託に関する管理が形式的となっている。コスト削減の観点や今後も増加する相談件数等を踏まえ、適正な精査を行い委託費を支払うよう改善を求める。また、指定特定相談事業者が3か所あるにも関わらず、3か所のみ市からの業務委託費が支払われているが、業務の目的を達成するためにはどのような形で委託が行われることが市民にとってより良いサービスとなるかを検討・検証し、「今まで委託していたから」という理由だけの委託とならないようにすべきである。</p> <p>第3次越谷市障がい者計画によると、支援の対象となる障がい者、難病患者は、平成21年度には合計11,798人であったが平成27年度には14,214人に増加すると推計されており、今後一層、障害者等相談支援事業のニーズが高まることが予想される。今後中核市への移行の中で相談機能をもつ市立保健所が設置されることも含め、改めて市が実施する相談支援事業の体制づくりについて、検討を進められたい。</p> <p>次に、活動指標を「開所日数」としているが、サービスの受益者に対し行ったサービスの活動結果を指標とすべきであり、開所しているだけでは指標として相対しにくいと考える。成果指標としては「相談件数」はサービスの活動結果であるため、これを活動指標とし、成果指標はサービスの受益者が受けた利益を数値として把握することが望ましいことから、「相談を支援につなげた件数」等とすることを提案したい。</p> <p>【越谷市精神障害者家族相談事業補助金】 （内部評価：継続）（外部評価：継続） 本事業は、精神障がい者やその家族の心身の負担を軽減するために、障がい当事者の家族で構成されるやまびこ家族会が補助金の交付を受けて、面接や電話での相談業務を行っているものである。同様の背景を持つ相談員が対応を行うことで、体験を分かち合い共感を得ながら対応することが可能となるため必要な事業と言える。</p> <p>補助金の額は平成23年、24年、25年度ともに48万円を交付している。しかしながら、相談件数は平成23年度に67件、平成24年度に44件、平成25年度に35件と年々減少している中で同額が交付され続け、しかもやまびこ家族会から提出される収支報告書では毎年度同額が1円の誤差なく使用されていることがわかる。実績報告等により作業内容や収支内容について確認していることだが、補助金交付に関する管理が形式的となっている。管理面について見直しを求めたい。</p>	適正な精査を行い委託費を支払うことについては、年々増加している相談件数だけでなく適正な親戚も踏まえ、今後も適正な委託費の設定や委託先の選定ができるよう検討していく。 <p>中核市移行に伴う相談支援事業の体制づくりについては、保健所との連携を踏まえた体制づくりについて検討していく。</p> <p>「相談件数」を活動指標とし、「相談を支援につなげた件数」等とすることについては、成果指標によりサービスの利用者が受けた利益を数値として把握することができるとして把握することが望ましいことから、相談を支援につなげた件数等とすることを提案したい。</p>
142	障がい者就労支援事業	福祉部	障害福祉課	H17	-	<p>〔目的〕 障がい者の就労促進や、地域社会での就労能力、さらには社会適応力を高め、障がい者の職業的及び社会的自立の促進を図る。</p> <p>〔手段〕 障がい者が就労するために、就労先の開拓、障がい者本人への業務内容に関する助言や技術的援助、一緒に働く人の障がい者に対する理解などの職場に定着するための支援を行う必要がある。障害者就労支援センターを設置し、障がい者の就労支援を実施する。</p> <p>平成17年度より、特定非営利活動法人障害者の職場参加をすすめる会職場参加活動センターと一緒に委託し事業を実施している。</p>	高	高	高	高	B	<p>障がい者の就労支援に関し、必要となる支援のあり方や実施方法について、精査していく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①②平成27年度から新たな長期継続契約による委託を実施することから、継続的な取組を行うとともに、障がい者の就労や職場参加の受入れ事業の増加に向けた取組を実施している。</p>	25	C	<p><b>事業概要</b> 障がい者の職業的及び社会的自立の促進を図ることを目的として、就労相談や就職準備、職場定着などの就労支援を実施するとともに、多様な就労形態を模索するため、障がい者の職場参加・職場実習を行う地域適応支援事業を実施する事業である。平成17年4月から実施しており、障がい者の就労を総合的に支援する窓口として、障害者就労支援センターを設置し、就労支援を実施している。本事業の主な対象者は、①就労を考えている方、②就労している方、③離職した方、④就労に向けて生活のリズムを整えたいと考えている方、⑤①～④の家族及び⑥受入れ側の事業者である。</p> <p><b>必要性</b> 障がい者数が増加する中、就労機会を提供することは市にとっての重要な施策の一つであると考えられる。また、障がい者本人や家族等からの相談件数が増加していることから、ニーズは高いと言える。</p> <p><b>効率性</b> 本事業は、3年間の長期継続契約で民間団体（NPO）に委託して実施している。業務委託により、事業の機動性を確保するとともに、人件費を低下させる効果が見られたことは評価できる。また、業務委託の入札においては複数の入札者があり、競争性は確保できたと考えられる。</p> <p><b>有効性・成果指標</b> 障がい者からの相談件数は、平成23年度の2,200件から平成24年度の3,071件と伸びているが、就職者数は、平成23年度は43人、平成24年度は48人とほぼ横ばいである。就労支援センターに相談に来る人の中には、様々な要因からすぐに就労に結びつかないケースや就労を目的としないケースも多く存在しているが、就職に至る人数が、毎年度横ばいである原因について十分な分析を行うべきである。</p> <p>企業の採用率は景気の低迷などの影響を受け全体として低下している一方、障がい者をどのように採用するのかを検討する企業は増えてきているという状況のことであるので、引き続き企業に対するアプローチを続けることが望ましい。その具体的な手段として、個別企業の訪問に加えて、商工会等の企業団体に対して協力を依頼することも検討すべきである。</p> <p>一方で、すぐには就労につかぬ方に対して、職場体験等の機会を設け、企業側の理解の促進を図るとともに、障がいを持つ方自身にとっても何が足りないかということの認識の向上につなげる取組を行っている。これは越谷市独自の取組とことであるが、今後も引き続き、短期的な施策だけでなく、このような中長期的な就労支援につながる取組も継続すべきである。</p> <p>予算に限界がある中、就労支援に向けた様々な施策の優先順位付けには、事業を一定期間（10年程度）運営し、分析する必要があるとの回答であった。あと数年で事業開始から10年になるため、これまでの活動を評価し、優先順位づけを行っていく必要がある。</p> <p>障がい者の就労支援のゴールは、対象者が就職することだけでなく、職場に定着することも重要である。このことから、障がい者の就労に係る成果指標としては、就職者の数だけでなく、定着率、定着期間等についても加えるべきではないか。</p>	就職者数が横ばいである原因の分析を行うという課題については、積極的な職場開拓等により増加傾向にある。商工会等の企業団体への協力依頼については、地域の就労・生活支援機関等との連携を図る中で、同様に連携を図ることができるよう検討していく。これまでの活動を評価し優先順位付けを行っていくことについては、長期継続契約の更新に伴い、これまでの評価に基づき重点事項の整理を行う。成果指標については、職場定着に関する指標を加えるなど検討していく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							9. 総合評価						総合評価	実施年度				
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
143	福祉タクシー利用券・自動車燃料券給付事業	福祉部	障害福祉課	S56	-	〔目的〕在宅の重度心身障がい者の外出を容易にし、経済的負担の軽減と障がい福祉の増進を図る。 〔手段〕市内在住の在宅の重度心身障がい者に、福祉タクシー利用券又は自動車燃料券助成券を交付。	高	低	高	低	B	利用者の利便性を考えると、自動車燃料券を取り扱う事業所(ガソリンスタンド)をさらに増加させる必要がある。	検討・見直し	①自動車燃料券助成券取扱事業所(ガソリンスタンド)を増加させるため、市内事業所及びその本社に協力依頼を続ける。また、対象者に制度を周知させるため、手帳交付時や援護案内を行うとともに、ホームページへ交付対象者の要件や交付枚数、助成券の利用方法を掲載する。 ②アンケート実施の結果、通院以外にも通学や通勤にも利用しているとの回答が得られ、障がい者の社会進出にも貢献していることが把握できた。本事業を安定的かつ継続的なものとするため、運用方法等を検討する。	24	B	市内に在住する在宅の重度心身障がい者の外出支援と経済的負担の軽減のために、福祉タクシー利用券と自動車燃料券助成券のいずれかを交付する事業である。 福祉タクシー利用に関する補助は昭和56年度に開始されてから30年以上が経過しており、同制度は地域の障がい者に広く普及している。また、地域社会のなかで障がい者が自立した日常・社会生活を営むことを支援する本事業は、障害者自立支援法の趣旨にも合致しており、高い必要性が認められる。また、利用券・燃料券の使用は、1回につき1枚で差額は自己負担となっており、重度障害者の経済的負担の軽減と受益者負担の両面に配慮されている等、制度設計についても工夫が見られる点は評価できる。 平成17年度の外部評価において、利用者の声を収集して記録に残すことが要望されているが、現状では情報の蓄積や共有化が十分に図られていないことは残念である。無作為に抽出した一定数の利用者アンケート調査を行う等、利用者のニーズや満足度の把握に積極的に取組まれたい。アンケート調査で把握可能な利用者のニーズ・満足度等については成果指標として採用することをあわせて検討されたい。 不正利用の防止については、利用券・燃料券を利用する際に障害者手帳の提示を求め、燃料券は申請した車のナンバーを記載する等、一定の配慮がなされているが、福祉タクシーの利用券は交付された者同士の融通を防ぐ手立てがなく懸念が残る。不正利用が発生しないよう、新たな防止策を検討するとともに、利用者に対する注意喚起を徹底されたい。 福祉タクシーの協力事業者に支払われている事務手数料は、1枚あたりの助成金額に対し高水準であると思われる。見直しが必要である。現在の事務手数料は、埼玉県が県タクシー協会等と締結した協定に基づいた額であり、協力事業者との協定締結は埼玉県に委任している。手数料引き下げには、埼玉県や近隣市町と連携する必要があると認められる。 燃料券の利用可能な給油所は市内42か所中19か所であり、利用者の更なる利便性向上が喫緊の課題である。担当課においても毎年、給油所に対して協力を依頼しているが、特にセルフ給油所では経費削減のため従業員数も限られているため、燃料券の取扱いに慎重になっており給油所の増加につなげていない。協力事業者を市のホームページや広報で積極的にPRすることで、リット・インセンティブを与え利用可能な給油所を増加させるよう検討されたい。 〔参考〕平成18年度外部評価：B	自動車燃料券助成券取扱事業所(ガソリンスタンド)の増加については、事業所に対する協力依頼を継続する。また、不正利用防止策として、利用者に対する説明の徹底、事業者に対してもタクシー・ガソリン券受け取り時の確認の徹底を依頼する。
144	重度心身障害者医療給付事業	福祉部	障害福祉課	S50	-	〔目的〕障がい者の健康を守り、本人や家族等の経済的負担の軽減し、重度心身障がい者の福祉の増進を図る。 〔手段〕①重く医療制度については、医療費の保険診療自己負担金を助成 ②精神通院制度については、精神障がい者の通院医療に要した費用について、保険診療の10%を上限として助成	高	高	高	高	B	平成20年度の外部評価で、利用者の利便性を高めるため、現物給付方式(医療費の窓口払い廃止)を求められた。事業の成果は評価されており、市民からの事業継続の要望は多くある。しかし一方で医療機関へ必要のない通院を助長しているとの指摘もある。このことから将来的には、受給者の手続きに関する負担を増やすことなく、現物給付方式に替わる方式を確立するよう努める。	検討・見直し	①償還払い方式で支給している件数は多く、一件ずつ請求書を受付する必要があるため、受給者の方々に請求書を作成、提出してもらうという負担をかけている。この負担を軽減するために、請求書を作成するのではなく医療費を返還できる環境を作る。 ②支払事務を適正に行うため、社会保険の付加給付、高額療養費の把握に努めていく。	20	B	障害福祉事業として重要な事業である。レセプトデータの電子データでの提供を広域連合に求めるなど、内部事務の効率化と合わせて、市民の利便性向上の促進に努めていただきたい。	重度医療については、本人や家族の経済的負担軽減を図るために、今後も継続してこの業務を継続して行う。また効率的な支払業務ができるよう、事務を改善し市民の利便性向上に努める。
145	障害者手当給付事業	福祉部	障害福祉課	S54	-	〔目的〕重度心身障がい者(児)を対象に、障がいの程度、年齢、所得状況に応じて重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を支給することにより、介護等の負担の軽減、障がい者の生活向上、福祉の増進を図る。 〔手段〕手当の給付	高	高	高	高	B	対象者の増加とともに事業費、事務量が増加している。効果的な運用について引き続き検討が必要	検討・見直し	①②ともに事業の効果的な運用について検討していく。また、対象者に障害者手帳交付時等の機会を利用し、制度の周知を徹底する。	19	B	例えば、運用の事例を分析し、定例業務と特殊案件を区別してマニュアル化するなどの、事務の迅速化、効率化を進めていただきたい。 障害者福祉は広域事業であるので、市(独自)の事業については、近隣市とのバランスを考慮してサービスの維持に努めていただきたい。	運用については、システム管理により効率的に行っている。特別障害者手当、障害児福祉手当については、埼玉県主催の研修でマニュアルを作成されており、担当独自でもH22より通常案件、特殊案件に分けてマニュアルを作成している。重度心身障害者手当では、埼玉県の補助金対象外の受給者も、市独自の事業として手当の給付対象とし、サービスの維持に努めている。
146	重症心身障害児施設運営補助事業	福祉部	障害福祉課	H9	-	〔目的〕重度の知的障がいと肢体不自由が重複している児童(者)の個々の症状に応じた必要な治療を実施するとともに、日常生活の援助、育成指導をする。 〔手段〕中川の郷療育センターの運営に対し助成することにより、重症心身障がい児(者)の療育を支援する。「中川の郷療育センター」の運営・建設費の借り入れ返済に対し助成。 5市1町(越谷市、草加市、三郷市、八潮市、吉川市、松伏町)が共同して設置し、広域的に運営している。	高	高	高	高	B	重症心身障がい児施設として、医療ケアを含めた必要性は大きい。	検討・見直し	①②引き続き重度心身障がい児(者)の施設サービスの充実・継続に努めていく。	未実施	未実施	未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大規模な見直しが必要
147	障壁改善事業	福祉部	障害福祉課	H11	-	〔目的〕 障がい者が安心して地域で暮らせるまちづくりを推進するため、必要に応じて、歩道の段差解消や点字ブロックの敷設を行う。 〔手段〕 公共施設・道路等の段差解消、点字ブロックの敷設を行う。	高	高	高	高	B	障がい者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、必要に応じて、歩道の段差解消や点字ブロックの敷設を行う必要がある。	検討・見直し	①②これまでに予定していた公共施設周辺を中心とした歩道の段差解消や点字ブロックの敷設については、平成26年度までに予定どおり実施した。今後は、新規施設の設置や既存ブロックの破損等により工事が必要となった際に、あらかじめ敷設や補修等の工事を実施する。また、内方線付き点字ブロックが未整備となっている蒲生駅、越谷駅、北越谷駅、せんげん台駅の整備について関係課と検討していく。	未実施	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称	未実施	
148	成年後見制度利用支援事業	福祉部	障害福祉課	H16	-	〔目的〕 判断能力が不十分な方で、身寄りがいない方に対し、市長が審判の請求を行い、成年後見人等の選任を容易にして、障がい者等の福祉の増進を図る。 〔手段〕 成年後見人制度申立て費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行う。	高	高	高	高	B	地域生活支援事業の必須事業に位置づけられていることもあり、今後利用者の増加が見込まれることから、制度や手続きに関する知識を深め、制度活用の妥当性や公平性を確保しながら、効率的に事業を進める必要がある。	検討・見直し	①②今後、成年後見制度の利用者の増加が見込まれることから、引き続きケース方針調整会議で専門職の意見を聴取し、制度活用の妥当性、公平性を確保しながら、効率的な活用を図る。また、報酬助成の在り方や費用負担の方法等、時勢に併せて随時検討していく。	25 B	<b>事業概要</b> 判断能力が不十分な方で、身寄りがなく親族等による後見等開始の審判の申立てができない方について、その方の権利や財産を守るために、市長が代わって申立てを行う。また、申立費用を負担するとともに、成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対して、報酬の助成を行う。 <b>必要性</b> 本事業は、成年後見制度を利用することが必要な状況にありながら、本人の判断能力が不十分でかつ親族等による申立てができない方を対象としており、後見人になる方への報酬等にかかる費用を行政が一部負担することによって後見人の選任を容易にして、成年後見制度の利用を支援することにつながることで障害者総合支援法において地域生活支援事業の必須事業となっていることから、必要性は高いと考えられる。 <b>効率性</b> 処理件数が少ない(平成23年度は申立件数、報酬助成件数それぞれ1件、平成24年度はそれぞれ2件)ことから、弁護士等に実質的な作業を委託し、市の関与は最小限にすることが可能となるか、その方法の方が効率性が高いのではないか等について、検討が望まれる。 <b>有効性・成果指標</b> 本事業は、成年後見制度の利用を必要とする方のセーフティーネットの役割を担う事業であることから、単に利用件数の伸びを求めるものではないが、平成23年10月に後見センターを設置したことにより、市担当職員や施設等関係機関の同事業についての、意識が高まってきている。その結果、H25年では既に6件の利用実績があるとのことである。今後は高齢化の進展等により、本事業の利用ニーズも増大していくことが予想されることから、潜在的なニーズがどのくらいあるのかという想定を持った上で、ニーズがある層に対してどのようにアプローチして制度を普及させていくかが課題となると考えられる。現在の成果指標は「障害者の権利擁護の推進」となっている。これに対して、内部評価では「市長による審判請求を行うとともに、報酬助成によって権利擁護が図れた」との評価がなされているが、助成することが権利擁護の推進に寄与するものではない。本事業の成果指標としてより適切なものを再考する必要がある。	検討中	ニーズに対する制度の普及という課題については、引き続き成年後見事業において実施している制度の普及・啓発の中で、同事業の周知を図っていく。
149	成年後見事業	福祉部	障害福祉課	H23	-	〔目的〕 判断能力の低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利と財産を守る法的な支援制度である成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、普及・啓発、個別相談への対応、市民後見人の育成を図り、高齢者や障がい者及びその保護者、家族を支援する。 〔手段〕 普及啓発や個別相談への対応、市民後見人の養成を業務委託により行う。	高	高	高	高	B	実際に利用につながると思われる相談件数は増加しており、市民の関心、ニーズは高いことから、さらに相談体制を充実させる必要がある。また、今後保護者の高齢化が進むことに伴い、利用者の増加が見込まれることから、受け皿となる後見人を確保するために、地域で見守り、支える役割を担う市民後見人の養成事業を引き続き行っていく必要がある。	検討・見直し	①②市民の関心、ニーズは非常に高いことから、今後もさらに相談体制を充実させていく。さらに、利用者の増加が見込まれることから、その受け皿となる後見人を確保するために、現在の市民後見人候補者の就任支援、活動支援等市民後見人の受任をさらに進めていくとともに、第2期市民後見人養成事業の実施について検討する。	27 A	判断能力が低下した高齢者や障がい者等の権利及び財産を守るための成年後見制度が身近なものとして活用されるよう利用に係る啓発、個別相談への対応及び市民後見人の養成を行う事業である。 普及啓発や個別相談への対応、市民後見人の養成を行うことにより、成年後見制度が身近なものとして活用され、高齢者や障がい者及びその保護者、家族を支援するような事業運営がなされており、高く評価できる。 また、市民後見人の受任に際しては、市民後見人単独によるのではなく、市社会福祉協議会が法人として、同時に受任する事で、市民後見人のリスクの低下、および、相互連携・牽制が企図されており、先行事例を踏まえた取組みとなっている。これにより、市民後見人として登録するだけでなく、実際に受任し活動する市民後見人の数も増加しており、事業の成果が表れてきている。 今後、高齢者数が増加していくことに鑑みれば、重要性はさらに増してくる事業であると考えられ、広く市民に周知して制度を知ってもらうよう努められた。また、民生児童委員等とともに連携を図り、積極的に訪問等による相談対応(アウトリーチ)を行うことも検討されたい。 制度の利用者は増え続けていくことが見込まれることから、市民後見人の養成には越谷市社会福祉協議会と連携を密にし、注力していくこととされた。	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	
150	審査会事業	福祉部	障害福祉課	H18	-	〔目的〕 障害者総合支援法第15条に基づき、介護給付費等の支給に関する審査会を設置し、障害福祉サービス利用希望者に対し介護給付に係る障害支援区分の審査及び判定を行う。 〔手段〕 障がい者等の保健又は福祉に関する学識を有するもの(医師や精神保健福祉士等)で構成する審査会により、調査員による一次判定と医師意見書等を基にした二次判定を行い障害支援区分を認定する。	高	高	高	高	B	審査会の設置及び開催は障害者総合支援法等に規定されているため、市の意思で廃止できるものではない。審査会の運営にあたっては、障害支援区分認定に関する一連の業務について、効率化を図るとともに、正確性を向上させる。	検討・見直し	①②審査の効率化及び正確性の向上のため、新たに審査会委員、調査員になったものについては、それぞれの専門研修を受講するなど障害支援区分認定に適切な対応ができるように努める。また、継続して審査会業務にあたる者については、より一層の業務の効率化、正確性の向上に努める。	未実施	未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							9. 総合評価						総合評価	実施年度			
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称
151-1	療養・生活介護給付事業	福祉部	障害福祉課	H18	-	<p>〔目的〕 医療機関や障害者支援施設等において、機能訓練や入浴、排泄等の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供し、日常生活の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 医療機関や障害者支援施設等に介護給付費等を支給する。</p>	高	高	高	低	B	療養介護や生活介護については、障害者総合支援法に基づき支給されるサービスであり、その他のサービスの組み合わせ等、利用者の状況やニーズに応じたサービスの提供と日中活動の確保が必要である。	検討・見直し	<p>①②本事業は機能訓練、入浴・排泄等の日常生活動作の訓練、創作活動・生産活動の機会の提供等、在宅の障がい者の日中活動の名として重要な位置を占めていることから、引き続きそうした場の確保に努めていく。また、利用者が適切なサービスを利用できるように利用者の状況やニーズを踏まえた支援を行っていく。</p>	23	<p>＜障がい者施設サービス事業＞ 平成18年に施行された障害者自立支援法に基づき、障がい者が生活する入所施設や、日中活動を行う通所施設など、障害福祉サービスを提供する事業所へ給付費・補助金等を支給する事業である。また、障害者自立支援法施行以前から運営されている、「旧体系」の施設への給付費・補助金等の支給も行っている。 障がい者が生活する環境を守るうえで、事業の必要性は認められる。 多額の事業費がかけられ、新体系及び旧体系の障がい福祉施設へ障がい者のサービス利用状況に基づき給付費等が支払われているが、一部を除き施設への指導監査は障害者自立支援法の定めにより、埼玉県が行っている。また、2年に1回は県が市へ指導監査に入り、この際に市は県から助言をもらい、意見交換をしている。一方、市ではケースワーカーが業務の中で頻繁にサービス利用者や施設関係者と面談し、課題解決のために利用者や施設の橋渡し役となったり、問題を把握した際には指導台帳へ記録し、課内で情報を共有している。 また、成果指標に活動指標と同じ「利用人数」が設定されており、利用人数は増加傾向にあるが、これだけでは事業の目的である「障がい者の生活を豊かにする」ことの達成度は測れない。ケースワーカーに寄せられた障がい者及び施設からの声を汲み取りつつ、成果指標について、例えば「サービス利用者の満足度」を設定するなど、事業目的を反映するものに整え、障がい者のニーズに応えたサービスが提供できているのか確認できる体制づくりを進められたい。</p> <p>【新体系施設等移行促進補助金】(内部評価：終期設定)(外部評価：終期設定) 障害者自立支援法に基づき、旧体系の施設が新体系へ移行する際に交付される補助金である。旧体系施設が新体系施設へ移行する際に施設運営に支障がないように支給している。平成23年度までに該当する施設の移行の完了が見込まれており、一定の効果があつたと思われる。補助金交付要領に定められたとおり、障がい者の支援体制の確保が果たされているが、補助金交付先の事業活動を確認しながら終期(平成23年度末)まで適正な執行に努められたい。</p>	整理 済
151-2	療養・生活介護給付事業(療養介護医療給付事業分)	福祉部	障害福祉課	H18	-	<p>〔目的〕 支給対象者が療養介護医療を受けた際に、その費用を支給し、日常生活の容易化と経済的負担の軽減を図る。</p> <p>〔手段〕 支給対象者に代わり、市が療養介護医療を提供した指定障害福祉サービス事業者等にその費用を支払うことで、支給を行う。</p>	高	高	高	高	A	引き続き適正な事業の運営に努め、障がい者支援の充実を図る。	検討・見直し	<p>①②利用者が適切なサービスを利用できるよう障害支援区分の調査や指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画や一定期間毎のモニタリングを踏まえ、利用者の状況やニーズに合わせた支援をしていく。</p>	23	<p>＜療養・生活介護給付事業＞ (事業番号：151-1参照)</p>	事業番号151-1参照
152	訓練等給付事業	福祉部	障害福祉課	H18	-	<p>〔目的〕 事業所等において身体機能、生活能力の向上のための訓練や一般就労に必要な訓練及び就労の機会や生産活動などの機会を提供し、日常生活、社会生活の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 支給対象者に代わり、市が訓練等給付事業を提供した指定障害福祉サービス事業者等にその費用を支払うことで、支給を行う。</p>	高	高	低	低	B	訓練等給付費の利用者は、年々増加傾向にあり、障がい者が地域生活を送る上で、日中活動および社会参加の場として重要な位置を占めている。今後も利用者のニーズや状況に応じたサービスの提供と日中活動および社会参加の場の確保が必要である。また、訓練等給付の中でも利用者の様々な課題やニーズに沿った支援ができるように市内の施設の拡充が求められていると思われる。	検討・見直し	<p>①②生活能力向上のための訓練や一般就労に必要な訓練及び就労の機会を提供等、在宅で暮らす障がい者の日中活動や社会参加の場として重要な位置を占めているため、今後も本サービスの提供の充実を努めていく。また、全ての利用者が適切なサービスを利用していけるように、指定特定相談事業者によるサービス等利用計画やモニタリングを踏まえながら、利用者の状況やニーズに合わせた支援をしていく。併せて、市内の施設や指定特定相談支援事業所の拡充を検討していく。</p>	23	<p>＜障がい者施設サービス事業＞ (事業番号：151-1参照)</p>	整理 済
153	施設入所支援事業	福祉部	障害福祉課	H18	-	<p>〔目的〕 障害者支援施設において入浴や排泄、食事の介護など必要なサービスを提供し、日常生活の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 障害者支援施設に介護給付費等を支給する。</p>	高	高	高	高	B	障害者総合支援法に基づき、施設入所から地域生活への移行が進められているが、その一方で、施設入所を必要とする障がい者もいる。利用者の状況やニーズに応じたサービスの提供とともに、住まいの場の確保が必要である。	検討・見直し	<p>①②入所施設の利用を必要とする方がサービスを利用することができるよう、障害者支援区分認定等を引き続き行い支援していくとともに、利用者が適切なサービスを利用できるよう、計画相談支援によるサービス利用計画や一定期間ごとのモニタリングも活用しながら、利用者の状況やニーズに合わせた支援を行う。</p>	23	<p>＜障がい者施設サービス事業＞ (事業番号：151-1参照)</p>	整理 済

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
154	グループホーム支援事業	福祉部	障害福祉課	H10	-	〔目的〕 地域での生活を望む障がい者に対し、日常生活における援助を行い、自立した生活の助長を図る。 〔手段〕 利用に応じ、グループホームには、それぞれ介護給付費、訓練等給付費を支給するとともに、該当するグループホームに補助金を交付する。また、生活ホームに補助金を交付する。	高	高	高	高	B	障害者総合支援法の施行に伴い、入所施設から地域生活への移行が進められており、地域生活の場としてグループホームの果たす役割は大きい。また、身体障がい者も平成21年10月から利用できるようになったことから利用の拡大が望まれる。	検討・見直し	①引き続きグループホーム等のサービスを継続する。 ②平成26年度末において市内の設置施設数は13施設(生活ホーム2施設)あるが、地域での生活を望む方が、地域で生活できるように市内設置施設の拡充に努める。	17 20	<グループホーム支援事業> 障害者福祉は、施設サービスから在宅サービスへ、より少ない費用で利用者ニーズに対応しようとしているが、市内の施設利用者(170人)やグループホーム(1ヶ所)の整備状況を勘案すると、国や県の動向を見ながら、慎重に拡充を進めていく必要がある。 <生活ホーム助成事業> 自立支援に向けたヘルパー派遣事業と合わせて、生活ホーム利用者が自立するために必要な周辺支援施策との連携を強化する必要がある。 最も福祉の現場に近い事業を担当されている基礎自治体としての意見を、県や国に向けて発信されることを望む。	検討中	①②地域での生活を望む障がい者の方にグループホームを周知していく。
155	障害者ガイドヘルパー派遣委託事業	福祉部	障害福祉課	S56	-	〔目的〕 介護者がいない在宅の視覚障がい者等に対して、ガイドヘルパーを派遣することにより公的機関での手続きや、突発的な通院等の外出を容易にする。 〔手段〕 社会福祉協議会へ業務委託を行い、利用者へガイドヘルパーの派遣を行う。	高	高	高	低	B	派遣範囲を明確化し、越谷市障害者等移動支援事業及び介護給付費における同行援護に対する本事業の位置づけ、利用条件を整理することが必要である。	検討・見直し	①②本事業、越谷市障害者等移動支援事業及び介護給付費における同行援護の派遣内容を明確化し、利用者への更なる周知に努める。	19	障害者ガイドヘルパーの派遣範囲の拡大ニーズに対しては、代替手段の利用を検討し、公益性の高いものに限定することを維持すべきである。 ヘルパー確保の工夫が望まれる。 また、外出支援事業をさまざまに組み合わせることで、利用者の利便性を高めていくことに取り組んでいきたい。	整理済	越谷市障害者等移動支援事業及び介護給付費における同行援護との使い分けを利用者に周知している。本事業は移動支援事業、同行援護で対応できなかったもので、必要不可欠な外出のための援助とし差別化を図っている。
156	障がい者介護人派遣事業	福祉部	障害福祉課	H3	-	〔目的〕 独立自活を目指す在宅の重度の全身性障がい者、重度の知的障がい者の生活圏の拡大を図り、社会参加を促進する。 〔手段〕 生活圏拡大のため外出援助等の介護人を派遣する。	高	高	高	高	B	本事業の主旨と対象となる介護人派遣の範囲を利用者へ周知し、適性かつ有効な運用を進めていく。	検討・見直し	①②介護の内容、介護人派遣の範囲を周知徹底する。障がい者の生活圏の拡大、社会参加を促すため、適正かつ有効な運用を図る。	17	<障害者介護券給付事業> この事業は、市の単独事業として実施しているが、平成17年度より県の補助事業となるなど、住民のニーズに柔軟に対応しているものといえる。国や県の動向を見ながら、利用者の偏在、利用実態を踏まえた上で、事業を遂行していくことが必要である。また、支援費制度と似たような事業があり、利用者の重複利用を運用上制限しているが、この事業を支援費制度へ統合することの可否も検討する必要がある。	整理済	他の外出を支援するサービスの利用条件を整理し、重度の障がいのある方の外出を援助し社会参加を図るために事業を継続している。
157	ホームヘルプサービス事業	福祉部	障害福祉課	H12	-	〔目的〕 在宅生活を営むうえで、家事援助、身体介護及び外出時の支援を要する方にヘルパーを派遣し、自立生活の向上と日常生活の円滑化を図る。 〔手段〕 あらかじめ本市からの支給決定を受け、直接、利用者がサービス提供事業者と利用契約を結び、ヘルパーの派遣を受ける。 また、やむを得ない理由(対象者要件を満たさない等)から本市の支給決定を受けられない者に対して、本市の更生支援措置としてヘルパーを派遣する(社会福祉協議会へ業務委託)。	高	高	高	高	B	障がい者の在宅生活を支援する中心的なサービスであり、利用者が適切なサービスを利用できるように、障害支援区分認定調査、指定特定相談支援事業所によるサービス利用計画及びモニタリングを踏まえ、利用者の状況やニーズに合わせた支援を行っている。	検討・見直し	①②障がい者の在宅生活を支援する中心的なサービスであり、利用者が適切なサービスを利用できるように、障害支援区分認定調査、指定特定相談支援事業所によるサービス利用計画及びモニタリングを踏まえ、利用者の状況やニーズに合わせた支援を行っている。	24	障害者自立支援法に基づき、在宅生活を送る障がい者の日常生活を支援するために、障害の程度や家庭環境に応じてホームヘルパー等を派遣し、居宅介護・同行援護・行動援護等を行う事業である。 障害者自立支援法の根幹ともいえる「地域生活」を支援・促進する本事業の必要性は高い。また、同法により、福祉サービスの提供主体は市町村に一元化されているため、本事業の抜本的な見直しや包括的な外部委託等は困難であり、市が主体となって事業を行う必要がある。 障害の重度化や家族構成の変化により、本事業の利用者は増加傾向にあるため、公平なサービスの提供が不可欠になっている。越谷市においては、原則、障害程度区分の調査を2人体制で実施しているが、利用者ニーズの的確な把握と客観性の確保が期待できるため、こうした取組みは高く評価できる。 事業の意義や必要性は十分に認められるが、当該事業の実施に要するコストは増加傾向で推移しているため、コスト削減の必要性を認識し、実施手法や体制に見直しの余地がないか早急に検討されたい。 平成22年の法改正により、平成24年度からサービスの提供を受けるためには、利用計画の作成が必須となるとともに、新たに事後のモニタリングが導入されているが、今後、利用計画の検証とモニタリングを徹底し、障害の程度に応じた適正なサービス量が提供されるよう努められたい。また、本事業の利用者数削減は困難であるため、行政サイドの事務コスト削減が必要である。例えば、障害者生活支援センター、相談支援事業所等、本事業と関連する業務を担う部署との人員・業務の統合や受付・審査業務における非常勤・臨時職員の活用等により、業務の効率化や経費削減を図られたい。 利用者数の増加に伴う業務量の増加は不可避であるため、制度や事務に習熟した職員員の養成が重要課題となっている。OJTや各種研修による人材育成を強化するとともに、職員員の異動についても配慮し、十分な業務体制が整備されることを期待したい。 成果指標を利用時間数としているが、これだけでは事業目的である「利用者の自立生活の向上・円滑化」が実現されたかを測ることは困難である。利用者・家族等へのアンケート調査により満足度等を把握するなど、事業目的の達成度が測定可能な指標を用いるよう改められたい。	24	利用者の要望に対応し、サービスの適正な利用を確保するために、関係機関との連携を図るとともに、OJTの実施により職員員の資質向上を行った。
158	障がい者移動支援事業	福祉部	障害福祉課	H18	-	〔目的〕 屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活に必要な移動や余暇活動に伴う移動の外出支援を行い社会参加を促進する。 〔手段〕 事業の一部又は全部を業者へ委託し、障がい者等の移動を支援する。	高	高	高	高	B	広く障がい者を対象とした外出の支援サービスであり、事業の充実のため、サービス事業者の研修に努めるとともに、その利用が適切なものとなるよう努める必要がある。	検討・見直し	①②広く障がい者を対象とした外出の支援サービスであり、事業の充実のため、サービス事業者の研修に努めるとともに、その利用が適切なものとなるよう努める必要があることから、障害福祉サービス認定調査協議会の意見を聞き、支給決定を行っている。			未実施	未実施



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							9. 総合評価						総合評価年度	実施年度				
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
159	サービス利用計画給付事業	福祉部	障害福祉課	H24	-	〔目的〕 障害福祉サービス又は地域相談支援の利用を申請する方に、ケアマネージメントによりきめ細かく支援するため、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画書の提出を求め、これを動機として自立支援給付費の支給を決定する。また、障害福祉サービス等利用期間中、定期的にモニタリングを行い、その結果をサービス等利用計画に反映させる。 〔手段〕 サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施に応じて、指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者に計画相談支援給付費を支給する。	高	高	高	高	B	計画相談を行う事業所の確保が進まないため、事業者による利用計画作成、モニタリングの実施が進まない状況がある。	検討・見直し	①引き続きサービス利用計画作成、利用計画の見直しを行う。 ②平成26年度末において市内に9事業所が指定されている(平成25年度末時点では6事業所)。事業者の計画作成を希望する方が、地域で依頼できるような事業所の確保に努める。	未実施	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの 【 】は、補助金等名称		
160	地域活動支援センター事業費等補助事業	福祉部	福祉課	H19	-	〔目的〕 障がい者が地域社会の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域活動支援センターで障がい者の地域生活支援の促進を図る。 〔手段〕 障がい者の生産活動や創作的活動などの基礎的事業や就労に関する事業などの機能強化事業を行なう団体に対して補助金を交付し支援していく。	高	高	高	高	B	障がい者が地域生活を送る上で日中活動の場として重要な役割を担っている。今後も利用者のニーズや状況に応じたサービスの提供と適正な事業運営に努めていく必要がある。	検討・見直し	①②今後も適正な事業運営に努めるとともに、日中活動の場を求める障がい者に対してニーズ及び障害に応じたサービス提供を行う。	22	障害者自立支援法の枠組みにより、障がい者が地域社会の中で自立した日常・社会生活を営むことができるよう、地域活動支援センターで障がい者等の地域生活支援の促進を図るために、地域活動支援センターを運営する団体に対して、「越谷市地域活動支援センター事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付する事業である。 利用者が増加傾向にある中で、障がい者の目線に立ったサービスを提供するためにも、ニーズを把握するための方策の実施に努められたい。なお、I型事業における相談業務においては、将来的な就労支援を意識した事業推進が必要である。 また、当該補助金の制度がホームページに掲載されておらず、市民への説明責任の点において不完全である。一般市民には直接関係の薄い補助金ではあるかもしれないが、透明性のある補助金執行の観点からも、積極的な情報公開に取り組まれたい。 【地域活動支援センター事業等補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 補助金交付先との日常からの情報交換や、補助事業に対する現地調査を職員が実施しているなど、監査体制は一定程度確保されている。 障がい者の自立した日常生活等のための事業として、補助事業の継続は必要であるが、限られた予算の中で、最小限の投資により最大の効果が生じる補助金執行が望まれる。今後は、活動実態に係る調査を定期的に行い、補助金の趣旨・目的に沿った適正な執行に、より一層努められたい。	①②ホームページや講演会等を利用して周知活動を充実させることで利用者数の増加を目指し、適正な利用を図る。	
161	障がい児(者)生活サポート事業	福祉部	福祉課	H11	-	〔目的〕 在宅の心身障がい児(者)の地域生活を支援するとともに介護者の負担軽減を図る。 〔手段〕 一時預かり・派遣による介護サービス・外出援助等を実施する登録サービス提供団体に、利用登録者の状況により補助金を交付する。	高	低	高	高	B	障がい者の地域生活を支援するとともに、障がい者の地域生活を支える介護者の負担軽減を図るサービスであるが、平成26年度未現在、市内登録事業所は2カ所であるため、事業所の確保に努める必要がある。また、利用者のニーズを把握し、他の制度の活用も検討していく必要がある。	検討・見直し	①②利用登録者の利用希望に対応できるように事業所の確保に努めるとともに、児・者それぞれの担当課で事業を担い、利用者のニーズを把握し、他制度の活用も検討していく。	未実施		未実施	
162	障がい者短期入所事業	福祉部	福祉課	H15	-	〔目的〕 障がい者を介護している者が本人を介護できない場合に、障がい者支援施設等を利用することにより、介護者の介護負担の軽減を図る。また、やむを得ない事由により障がい者がサービス理由が困難であり、かつ、障がい者支援施設等に一時的に保護する必要がある場合に障がい者を保護し、障がい者本人の安全を確保し、介護を行う。 〔手段〕 市町村審査会に諮り障害支援区分を認定し、支給決定を行う。 また、障がい者支援施設に介護給付費を支給する。	高	高	高	高	B	障がい者の在宅生活を支える介護者の不在時に負担軽減を図る事業で、そのニーズ役割は大きい。今後も利用者のニーズを把握し、適切なサービスの利用を支援するとともに、事業所の確保が必要である。	検討・見直し	①②短期入所の利用を必要とする方が、サービスを利用できるような障害支援区分認定等を引き続き行い支援していくとともに、利用者が適切なサービス利用ができるよう、計画相談支援によるサービスを把握し、適切なサービスの利用を支援しながら、利用者の状況やニーズに合わせた支援を行う。	21	B	在宅で介護されている家庭の実情を考えると、不可欠な事業である。 しかしながら、ショートステイという本来の事業趣旨ではなく、正規施設の入所待ちの方の受皿となっているという実情もあり、高齢化に伴う介護対象者の増加、核家族化に伴う事態を映し出している面もある。短期入所サービスを利用する障がい者及びその家族に対し、今後も引き続き事業の趣旨を理解いただくよう努め、さらなる事業の適正化に努めていきたい。	サービスの利用決定時に行う調査では、本人の身体状況はもとより介護者を含めた生活環境を動かし、適正なサービスを決定するよう努めている。
163	移動入浴サービス事業	福祉部	福祉課	H12	-	〔目的〕 利用者の自宅において入浴が困難な身体障がい者に対し、巡回方式で入浴サービスを提供し、保健衛生の向上を図る。 〔手段〕 適切な事業運営が確保できると認められる事業者と協定を結び、事業の一部を委託することにより入浴サービスを提供する。	高	高	高	高	B	利用者に適正なサービス提供ができるよう入浴サービス事業者を確保していく必要がある。新規事業者の参入を図ることにより、利用者に必要なサービス提供がおこなえ、また選択肢を広げることができる。	検討・見直し	①②引き続き利用者のニーズに応えていくため、入浴困難である利用者へ事業の周知をおこない、また適正なサービス提供がおこなえるよう入浴サービス事業者へ新規参入の周知徹底を図る。	19	B	利用者が委託先を選択できる制度の導入の検討を求める。 委託先を拡大するとともに、公平性の確保が望まれる。 また、利用者負担の軽減につながるならば、料金表の見直しをすることも必要であろう。	委託先の拡大に努めるとともに、委託単価の設定や利用者負担の見直しについて検討する。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価			9. 総合評価			実施年度	総合評価				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性							A		
							(4) 貢献度	B	C							D		
164	コミュニケーション支援事業	福祉部	障害福祉課	H14	-	〔目的〕 手話通訳者や要約筆記者を聴覚障がい者等の依頼に応じて派遣することにより、聴覚障がい者の社会参加促進とコミュニケーションの円滑化を図る。 〔手段〕 社会福祉法人越谷市社会福祉協議会に手話通訳者・要約筆記者派遣及び育成等に係る業務を委託する。	高	高	高	高	B	コミュニケーション支援事業について、周知を図り今後増加が見込まれる中途失聴者、難聴者に対する有効な周知方法を検討し、情報バリアフリーの推進を図ることが必要である。また、講習会、研修会の拡充を図り、登録手話通訳者及び要約筆記者の技術向上と、登録者数の増加を図ることが必要である。	①毎年開催される講習会の修了者を中心に、登録手話通訳者・登録要約筆記者の確保と技術向上を図る。 ②通訳者の養成及び研修を継続して行うとともに、新規利用者開拓のため、公的機関等に対する広報の周知を図る。	18	B	聴覚障害者の社会参加促進のため意義のある事業と考えられるが、登録通訳者の育成・増員に一層努められるよう期待する。なお、社会福祉協議会への委託事務であるが、利用者の声を記録し、ニーズを反映できるよう十分な連絡調整をお願いしたい。	整理 済	利用者の利便性を図るため、手話通訳者・要約筆記者派遣事務所を設置。平成21年10月より越谷市独自で要約筆記者の派遣体制を整備し、利用者のニーズに応えられるようにした。 本事業を受託する社会福祉協議会のホームページに利用案内の動画を掲載し、よりわかりやすく利用方法等について周知を行っている。 通訳者を確保するため、手話通訳者養成講習会の修了者を中心に認定試験を実施し、質の高い登録者の確保に努めている。平成25年度より、要約筆記者の講習会の時間を、厚生労働省発出の通知に即して見直し、時間数を増加した。
165	社会生活支援事業	福祉部	障害福祉課	H18	-	〔目的〕 (免許)対象者が運転免許を取得しようとする際、補助金を交付し、社会参加及び自立の促進を図る。 (自動車改造)対象者に補助金を交付し、就労等を目的に自ら所有し、運転する自動車の改造をすることにより、社会復帰の促進と福祉の増進を図る。 (居宅改善)対象者に補助金を交付し住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるよう支援する。 〔手段〕 免許の取得、自動車の改造、居宅改善に係る経費について対象者に補助金を交付する。	高	高	高	低	A	障がい者の社会参加の促進及び自立の促進を図るため、事業の周知を行うとともに、適正な支援に努める。	①②障がい者の社会参加の促進及び自立の促進を図るため、事業の周知を行うとともに、適正な支援に努める。	未実施		未実施	未実施	
166	障がい者自立支援医療給付事業	福祉部	障害福祉課	S26	-	〔目的〕 上肢・下肢・心臓・腎臓等に障がいがあり、手術・治療を行うことにより障がいの軽減、社会生活の円滑化に効果が見込まれる場合に、手術等にかかわる医療費を支給し、日常生活の容易化と経済的負担の軽減を図る。 〔手段〕 支給対象者に代わり、市が指定医療機関に直接医療費を支払うことにより医療費の支給を行う。	高	低	高	高	B	医療費の負担軽減対策は多岐に渡っているため、利用者に周知を図り、更生医療を真正に必要とする利用者が利用できるよう工夫する必要がある。	①②利用者が各制度との比較検討を行いやすくなるため、引き続き各制度の内容について周知を行う必要がある。また、利用者に対して行う必要手続きの通知等をよりわかりやすいものに、窓口での対応を一貫したものに改善する必要がある。	20	B	障害福祉事業として重要な事業である。障害者に安心感を与えるよう、病院の医師等との情報交換を図り、市役所窓口でのきめ細かな相談対応が求められる。	整理 済	手帳交付時の説明に加え、HP等で周知をしている。
167	身体障がい者補装具給付事業	福祉部	障害福祉課	-	-	〔目的〕 身体障がい者の身体機能を補完、又は、代替するための補装具について、日常生活の能率の向上等を図ることを目的として、補装具の購入又は修理に係る費用について補装具費を支給する。 〔手段〕 補装具費の支給決定を受けた身体障がい者は、補装具業者に補装具費支給券を提示し、契約を結んだうえで、補装具の購入又は修理を行う。	高	高	高	高	B	支給決定後に購入又は修理した補装具の適合状況について確認する。	①申請時の聞き取り・調査を精密に行い適正な支給決定を行い、それとともに、適合状況の確認を行う。 ②事業の周知や情報提供の強化を行う。また、他法他施策(介護保険、労災保険等)を利用する場合との適正な調整を図っていく。	22	B	障害者自立支援法等に基づき、身体障がい者が身体機能を補完・代替するために補装具を購入・修理する場合において、その費用を支給する事業である。法律に基づく事業であり、事業の必要性は認められるが、国・地方自治体ともに限られた財源の中で給付申請の増加に対応しなければならない現実を避けられないことから、支給決定後の現況確認の徹底などによる適正な給付と、事業実施手順の継続的な検証による効率化に努める必要がある。 補装具費の支給事務は、厚生労働省から示されている補装具費支給事務取扱指針等をマニュアルとして実施しているが、支給した補装具の適合状況の確認方法について標準化が必要である。 補装具の適正な利用状況については、職員が日常から把握することにより、今後も、障害者自立支援法、補装具費支給事務取扱指針等に基づき、適正給付と効率的な事務処理に努められたい。	整理 済	補装具作成後の適合状況確認方法のマニュアル化を進め、ケースワーカー間で標準化を図った。
168	日常生活用具給付事業	福祉部	障害福祉課	S63	-	〔目的〕 障がい児・者に対し、日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とする。 〔手段〕 申請に基づき、障がい状況・生活状況から必要性を市が判断し、業者への委託により本人に給付を行う。	高	高	高	高	B	事業内容の周知や、給付用具の情報提供に努める。	①②日常生活用具給付事業の効果が高めるため、事業内容の周知や給付用具の検討を進める。障がい状況、生活環境に応じた用具の給付を行う。	21	B	在宅の障がい者に対して、日常生活用具を給付する事業であり、事業の重要性は認められる。対象者が公平に制度を活用できるよう、さらにPRをしていただきたい。 利用者の実態に則した対象品目の適正化を継続いただきたい。	整理 済	新規種目として地上デジタル放送対応ラジオを設定した。また、障がい者手帳交付時の制度説明及び給付相談時に利用者の要望を的確に把握し給付することにより障がい者の日常生活の便宜を図った。



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価						9. 総合評価				総合評価	外部評価コメント ※【】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度			A	B		C			D
175	認定調査事業	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 要介護認定を受けようとする市民からの申請を受け、市の調査員または委託による訪問調査を行い、一次判定及び介護認定審査会での判定資料となる調査票を作成する。 〔手段〕 市の調査員によるほか、指定居宅介護支援事業者や介護保健施設等に委託し、認定調査を実施する。	高	高	高	高	A	引き続き法の趣旨に基づき、迅速な対応と適正・公平な認定調査業務に努める。	現状維持	①②引き続き適正な事業を進める。認定調査において申請増に伴う課題等が生じた場合、適切な対応を図っていく。	未実施		未実施		
176	介護支援事業	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 介護保険料第1～第3段階に該当する市民税非課税世帯について、介護保険の居宅サービス(地域密着型サービス等を含む。)の利用者負担額を軽減する。 〔手段〕 対象者からの申請に基づき、内容を審査の上、認定証を交付し、利用者負担額(1割負担)を10分の3もしくは10分の5に減額する。	高	高	高	高	A	介護サービス利用料の支払が困難な低所得者が、本来受けべき介護サービスの利用を控えたりすることのないよう負担軽減を図っている。草加市や春日部市等、近隣自治体や県内の多くの自治体で同様の制度がある。	現状維持	①②低所得者の負担軽減施策として利用者が増加していることから、引き続き適正かつ効率的に事業を行っていく。	21 B	介護保険に関する事業であり、要介護・要支援認定の低所得の世帯が居宅介護サービスを受ける際に、利用者負担を軽減するための事業である。事業の重要性は認められる。事業の成果が減額者の認定率(利用者負担減額認定者÷要介護要支援認定者数)となっているが、これは事業の成果を測る指標とは言えないのではないか。事業目的に照らし、検討されたい。 また、要介護・要支援認定時に低所得者かどうかの判定を行うなど、現時点でも業務効率を図られているが、今後もさらに効率化を進めていただきたい。	検討中	経済的な理由から介護サービスを抑制することのないよう、今後も該当者を的確に把握し、併せて業務の効率化に努めていく。	
177	電算処理事務事業(介護保険システム電算委託)	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 介護を必要とする被保険者の申請に基づいて行う認定事務や、受給者管理及び給付実績管理を電算化し、制度の円滑な運用を図るとともに、認定情報の提供等に活用する。 〔手段〕 認定申請にかかる要介護認定事務や介護給付管理等の電算管理を委託する。	高	高	高	高	B	介護報酬改定等により、3年に1度大幅な制度改正があり、改正時にはシステム改修のため委託料の増加が見込まれる。	検討・見直し	①②引き続き適正かつ効率的に事業を実施していく。	未実施		未実施		
178	介護サービス事業	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 要介護者が、介護を必要とする程度に応じて利用した居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等の費用を介護保険から給付する。 〔手段〕 要介護者が受けた介護サービスについて、利用者負担額(1割)を除いた額を、埼玉県国民健康保険団体連合会を通して介護サービス提供事業者へ支払う。	高	高	高	高	A	介護保険制度に基づき実施している事業であり、制度の趣旨を踏まえ今後も適正に実施していく。	現状維持	①②引き続き適正かつ効率的に事業を実施していく。	未実施		未実施		
179	介護予防サービス事業	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 要支援者が、介護を必要とする程度に応じて利用した居宅サービス、地域密着型サービス等の費用を介護保険から給付する。 〔手段〕 要支援者が受けた介護予防サービスについて、利用者負担額(1割)を除いた額を、埼玉県国民健康保険団体連合会を通して介護予防サービス提供事業者へ支払う。	高	高	高	高	A	介護保険制度に基づき実施している事業であり、制度の趣旨を踏まえ今後も適正に実施していく。	現状維持	①②引き続き適正かつ効率的に事業を実施していく。	未実施		未実施		
180	審査委託事業	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 要介護・要支援の認定を受けた被保険者が利用した介護(予防)サービスに対する介護給付費の請求内容が適正か審査する。 〔手段〕 埼玉県国民健康保険団体連合会へ審査を委託する。	高	高	高	高	A	当該事業は介護保険法に国民健康保険団体連合会による審査が規定されており、同連合会への業務委託により、事務の効率化、迅速化が図られている。	現状維持	①②引き続き、国民健康保険団体連合会への委託により当該事業を実施し、事務の効率化、効果的な執行に努める。	未実施		未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価						9. 総合評価	総合評価		実施年度		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度							A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
181	介護給付等費用適正化事業	福祉部	介護保険課	H15	-	〔目的〕 介護（予防）給付について、不要又は不適正に給付されていないかを検証し、介護保険の適正な運営を推進する。 〔手段〕 ケアプラン確認指導や、国保連合会の給付適正化システムを活用した事業者からの請求内容の点検を行う。	高	高	高	高	B	本事業は、ケアマネジメントの適正化、事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化等について成果をあげているが、その成果を客観的かつ的確に示すことが課題である。	検討・見直し	①介護報酬請求の点検件数、内容の充実を図る。 ②引き続き介護給付費の適正化に向けて取り組んでいく。	21	B	本事業は、介護給付の適正化のため事業で、事業の重要性は認められる。しかし、実際の事業の実施は、それぞれ個別の別事業で実施されている。当事業は、個別事業の上位に位置付けられるが、事業内容がわかりにくい。関連事業も含めた事業全体の中での本事業の位置付けと事業目的を明確にし、市民にわかりやすい説明をすべくである。	外部評価で指摘された、市民に分かりやすく説明する件については、市民や事業者に対し、事業内容を分かりやすく伝えるため、適正化事業の目的や取り組みについて市ホームページに掲載した。
182	介護保険料収納補助員配置事業	福祉部	介護保険課	H21	-	〔目的〕 介護保険料の未納者対策を行うことにより、被保険者の不平等を解消し、健全な介護保険の運営に根ざすことを目的とする。 〔手段〕 臨時職員2名を採用し、介護保険料滞納者宅の戸別訪問により保険料納付を促し、さらに口座振替・納付相談の動員や介護保険制度の説明などを行うことにより未納者を自主納付に導く。	高	高	高	高	B	一定以上の所得者については、訪問後も未納が続く場合、財産調査の上可能であれば滞納処分を行っているが、低所得者層については未納のまま時効を迎える場合が多い。今後の対策として、納付の勧奨の他、低所得者層のうち財産があったり、実際は家族と同居であって生活苦に悩まされていない者については、滞納処分を行っても良いものと考えたため、訪問の際に徴収員目線で生活状況を観察することで、判明している所得如何によらず滞納処分を行えればと考えている。	検討・見直し	①②今後も滞納者に広く臨宅し、納付意識の向上に努める。また、臨宅によって各人の生活状況を把握し、必要があれば滞納処分に繋げる。	22	B	埼玉県緊急雇用創出基金事業の活用により臨時職員を採用し、介護保険料滞納者宅の戸別訪問による保険料納付促進等、介護保険料の未納者対策を行う事業である。介護保険サービスの維持や受益者負担における公平性の観点からも、滞納されている保険料の納付を促進することは大変に重要であり、事業の必要性は認められる。したがって、活動指標・成果指標を適正に設定し、より効果のある事業推進に努められたい。成果指標については、「この事業によって未納者がどれくらい減少したか」など、事業の成果が市民にアピールできる指標が適当である。また、「留守宅に催促の手紙を置いてきて、その後納付した件数」「納付約束をして、実際に納付をした件数」など、活動の成果となる指標を設け、事業の有効性について検証されたい。その結果を踏まえたうえで、埼玉県緊急雇用創出基金事業終了後における介護保険料収納補助員配置事業の継続を検討されたい。	臨宅して徴収することは、たとえ留守であっても訪問の事実により未納者の納付意識が著しく高まるため、今後事業を継続する必要があると考える。また、平成27年度からは、生活状況をより詳しく観察して記録することによって、効率的な滞納処分に繋げることを考えている。
183	電算処理事務事業(介護保険料電算委託)	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 65歳以上の第一号被保険者の介護保険料賦課徴収に係る事務を電算化し、事務の効率化と適正な資格管理を行う。 〔手段〕 65歳以上の第一号被保険者の賦課徴収事務の電算管理を委託する。	高	高	高	高	B	マイナンバー制度に合わせ、改修が必要となる場合がある。	検討・見直し	①②引き続き介護保険料の賦課徴収事務について電算管理を行うとともに、次期計画の推進に必要なシステムの見直しを行う。		未実施		未実施
184	国民健康保険会計繰入金事業	福祉部	国民健康保険課	H7	-	〔目的〕 国保財政の収支の均衡を図る。 〔手段〕 一般会計から国民健康保険特別会計に繰出しを行う。 1 保険基金安定繰入金(法定) 2 職員給与等繰入金(法定) 3 出産育児一時金繰入金(法定) 4 その他一般会計繰入金 5 財政安定化支援事業繰入金(法定)	高	高	高	高	B	法定繰入に関しては、国の基準に沿って適正に繰出している。その他繰入金に関しては、歳入の確保と医療費の適正化を更に推進していく必要がある。	検討・見直し	①②引き続き、法定外繰入額の縮小に努めるとともに、歳入の確保と医療費の適正化を推進する。	18	B	国保特会の赤字補填の為、一般会計からの繰出を当然と受け止めるのではなく、真摯な繰入金減少に取り組んでいただきたい。収納率は90%前後と評価できるが、医療費の減少に向け、関係部課が連携を取り、市が一丸となって緊急プロジェクトを設置するなどして、取り組んで頂きたい。	法定繰入については、適正に繰出している。その他繰入金に関しては、財源を確保していくよう努め、保険料の収納率向上を図るとともに、医療費の適正化に取り組んでいる。
185	電算処理事務事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 国民健康保険被保険者の資格の取得喪失、給付及び賦課徴収等に係る事務を電算化し、制度の円滑な運用を図る。 〔手段〕 国民健康保険被保険者の資格の取得喪失、給付及び賦課徴収等に係る電算管理を委託する。	高	高	高	高	A	膨大な情報等を処理する必要がある国保運営を、適正かつ効率的・効果的に滞りなく行うために、電算処理業務は必要不可欠なものである。	現状維持	①現行事業を継続する。 ②制度改正や運営形態の変更等に対し、必要な改修を迅速に行う。		未実施		未実施
186	連合会負担金事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 国民健康保険法に基づき、国民健康保険事業の目的を達成するために設立された埼玉県国民健康保険団体連合会に負担金を納付する。 〔手段〕 国民健康保険団体連合会に対して、その運営経費を負担するものとして、平等割と被保険者割の合算額を納付する。	高	高	高	高	A	国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法に基づき、県内の保険者が共同してその目的を達成するため設立されたものである。本事業は、連合会が行う各種業務の経費を、保険者が共同で負担するものであり、今後も継続して実施していく必要がある。	現状維持	①②平成30年度に予定されている国保運営の広域化等、国保事業実施について大幅な改革が行われる見込みである中、国・県の動向を注視し、市の役割を適正かつ迅速に把握し、対応していく。		未実施		未実施

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段					担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案		12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等
						8. 個別評価				9. 総合評価				①平成28年度に向けた取組		②中長期的な取組	実 施 年 度	総 合 評 価	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
						(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	A	B	C	D							
187	レセプト点検事務事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 医療費の適正化を図る。 〔手段〕 医療事務経験のある臨時職員を雇用し、レセプト点検を行う。	高	高	高	高	A	職員及び臨時職員によるレセプト点検は医療費の適正化のために重要かつ不可欠な事業である。	現状維持	①②レセプトの電子化により再審査レセプト数は横ばいであるが、審査の対象であるレセプトの請求数は増えている。資格点検及び内容点検を全件行うことにより、医療費の適正化が図れることから、現状維持のまま継続していく。	21	B	レセプト点検は、医療費適正化のための重要かつ効果的な事業である。効果を確実なものとするために、活動結果、成果について、定量的な目標値を設定され、一層の業務の効率化に努められることを望む。例えば、設定する目標値として、処理対象とするレセプト枚数、過誤調整対象件数、金額、点検効果率等が上げられる。また、本事業にかかる総費用が把握できるように、事務事業の括りを整理されるよう検討を願う。	整理済		
188	運営協議会事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。 〔手段〕 国民健康保険法に基づき、被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険等代表の4者21名で構成する国民健康保険運営協議会を設置	高	高	高	高	A	国保法に基づき設置する運営協議会であり、必要に応じ開催し効果的効率的運営に努めている。また、委員に対して、市の国民健康保険の状況を理解していただくために、市国保の収支状況、制度の変更及び問題点などをわかりやすく伝える協議会運営を行っていく必要がある。	現状維持	①②継続して計画どおり事業を進めていく。	未実施		未実施			
189	保険給付事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 疾病、負傷、出産、死亡が発生した場合に給付を行う。 〔手段〕 被保険者に対して、医療サービス等の現物支給や現金支給を行う。医療費の保険者負担分(原則7割)を医療機関等を通じて給付する療養の給付(現物給付)のほか、療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給を行う。	高	高	高	高	A	国民健康保険法に基づく保険給付を適正に行うとともに、法制度改正に的確に対応し給付事務の効率化を進める等、市民サービスの向上に努めている。またレセプト点検、再審査・過誤処理、不当利得請求、第三者行為求償、医療費通知、被保険者への受診内容調査、頻回受診適正化指導等を実施し、保険給付費の適正化を図っている。	現状維持	①②継続して計画どおり事業を進める。	19	B	医療費の適正化(レセプト二重チェック)にさらに努めることを望む。頻回受診などによる医療費のムダ使いを減らすための対策を進める必要がある。国保連合会の事務の合理化を促進する必要がある。	整理済		
190	審査委託事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 国民健康保険法に基づき、保健医療機関等から請求を受けた診療報酬明細書(レセプト)の審査をする。 〔手段〕 埼玉県国民健康保険団体連合会に委託する。	高	高	高	高	A	国民健康保険団体連合会への審査委託は、法に則って実施するものであり、専門機関である連合会に委託することは、現状において最も効果的かつ効率的である。また国民健康保険については、都道府県単位での広域化が進められており、今後、連合会とのさらなる連携を継続発展させていく必要がある。	現状維持	①②継続して計画どおり事業を進める。	22	A	国民健康保険法第45条の規定に基づき、医療機関等から請求された診療報酬明細書(レセプト)の審査に係る事務を、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託する事業である。医療費の適正化のため、診療報酬明細書(レセプト)の審査は重要な業務であり、点検事務の適正かつ効率化の観点から、必要性・重要性ともに高い事業である。事業自体は適正に実施されているが、委託単価について積算根拠の明示を求めるなど、委託先に対する管理監督を強化する必要がある。また、法律に基づく事務であるとしても、実施手順の改善や、別事業で行われているレセプトの再チェックや過誤請求に関する事務と連携を密にし、コスト削減に努めることが必要である。なお、事務事業が細分化されており、全体像が見えにくくなっていることから、本事業にかかる総事業費が把握できるよう、事務事業のくくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやすくなるように改善する必要がある。	整理済		
191	後期高齢者支援金事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 後期高齢者医療制度を支えるために支援金を納付する。 〔手段〕 国保の被保険者に税を賦課・徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する。	高	高	高	高	A	法に基づく事業であり、適正に実施している。	現状維持	①②継続して計画どおり事業を進める。	未実施		未実施			
192	前期高齢者事務費拠出金事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 前期高齢者納付金制度の運用に係る事務経費を保険者に負担する。 〔手段〕 前期高齢者納付金制度の運用に係る事務経費を社会保険診療報酬支払基金へ拠出する。	高	高	高	高	A	法に基づく事業であり、適正に実施している。	現状維持	①②継続して計画どおり事業を進める。	未実施		未実施			
193	前期高齢者納付金事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 65歳以上75歳未満の前期高齢者の医療費について保険者間の負担の不均衡を調整する。 〔手段〕 加入者数に応じた前期高齢者納付金を社会保険診療報酬支払基金に納付する。	高	高	高	高	A	法に基づく事業であり、適正に実施している。	現状維持	①②継続して計画どおり進める。	未実施		未実施			

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等							
							9. 総合評価						総合評価年度	実施年度								
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効索性	(3) 有効性						(4) 貢献度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称					
194	介護納付金事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	H12	-	〔目的〕 国保の被保険者である40歳以上65歳未満の方の介護保険の費用を納付する。 〔手段〕 国保の被保険者である40歳以上65歳未満の方に税を賦課・徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する。	高	高	高	高	A	法に基づく事業であり、適正に実施している。	現状維持	①②継続して計画どおり事業を進める。	20	日	制度に従い実施する事業であり、事務事業評価の視点からは課題は見つけにくい。あえて挙げるとすれば徴収率の向上策があるが、負担納付率を高める努力を重ね、市からの繰入金金の減少及び保険料アップをしなくても済む措置を期待する。	整理 済	法に基づく事業であり、適正に実施している。			
195	共同事業拠出金事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 都道府県内の市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図る。 〔手段〕 高額な医療費を支出した保険者に交付金を交付する共同事業に対して、拠出金を拠出する。 1 高額医療費共同事業 2 保険財政共同安定化事業	高	高	高	高	A	法に基づく事業であり、適正に実施している。	現状維持	①②継続して事業を進めていく。	未実施			未実施				
196	疾病予防事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	S54	-	〔目的〕 国民健康保険被保険者の健康に対する認識を深めていただき、保険事業の健全な運営を通して医療の負担軽減を図る。 〔手段〕 医療費通知を発行する。 保養所利用助成事業等を実施する。 人間ドック助成事業を実施する。	高	高	高	高	B	保養所宿泊助成や人間ドック助成は、国民健康保険法で医療給付とは別に保健事業として位置づけられているものであり、被保険者の健康の保持促進のために行っているもので今後も継続していく。また、医療費通知は被保険者の健康に対する意識やかかっている医療費の認識を深めていただくため、また、医療機関の不正請求を防止するために発行しており今後も継続していく。	検討・見直し	①②被保険者等の要望や他の保険制度(被用者保険、他市国保等)の状況等を把握し、より良い保険事業を進めていく。	24	日	国民健康保険被保険者の保険制度・健康に対する意識啓発と健康増進を図ることを目的として、医療費通知と保養所利用助成を行う事業である。医療費通知は国保加入世帯に対し受診に要した医療費の総額を定期的に通知するものであり、保養所利用助成は利用契約を結んだ保養施設に被保険者が宿泊する際の費用の一部を助成するものである。医療費通知は厚生労働省の通知により実施が奨励されており、埼玉県内では全ての市町村で実施されていることから事業の必要性は認められる。治療に要した医療費を知らせることで、被保険者のコスト意識を養い、医療機関による不正請求の抑止にも一定の効果があると考えられるが、実施方法等の見直しにより事務コストの削減を図ることが必要である。医療費通知に係る埼玉県からの交付金は、「年に6回以上」通知する場合に支給対象となるため、越谷市では条件を満たす最小の回数である「年に6回」を通知回数としているが、政府管掌健康保険は年2回の通知となっているほか、年1回～4回程度を通知回数としている自治体も増加している。県からの交付金でまかなっており、越谷市の一般財源からの支出は発生していないが、県全体でみれば6回通知によるコスト負担は重く、ひいては越谷市が負担する事務委託経費にも反映されることになる。埼玉県や県内の市町村と通知回数の適正な水準について協議するよう提案したい。 保養所助成制度は、国民健康保険法に基づく保健事業として被保険者の健康増進を図るために実施されている。助成の対象となっている施設には、埼玉県国民健康保険団体連合会が契約を締結した宿泊施設(契約保養所)と、市が契約を締結した小鹿野町の宿泊施設(指定保養所)があるが、契約保養所は年度あたり二泊に限り助成金が交付されるのに対し、指定保養所は何泊でも制限なく助成を受けられる。国保会計が逼迫しているなかで、際限なく助成することには合理性が見出せず、指定保養所の助成についても年度あたり二泊に限るよう制度を変更されたい。なお、小鹿野町の市民交流のため、助成が必要であると判断される場合は、別事業として実施されることが望ましい。 平成16年に策定された「国民健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針」では、健康増進のための保険事業について、生活習慣病対策や保健指導に重点を置くことが求められている。本事業が開始されてから20年以上が経過しているが、国保の財政状況や健康増進のあり方は大きく変化していると考えられる。こうした背景から宿泊助成を廃止する自治体が増加していることを踏まえ、将来的には事業内容を抜本的に見直し、生活習慣病対策や保健指導等を拡充するよう検討を進められたい。 【契約保養所及び市民保養施設宿泊助成金】 (内部評価:継続)(外部評価:減額) 契約保養所と指定保養所で助成対象となる宿泊日数が異なるが、いずれも年度に二泊までとし、助成金額を削減していくことが必要である。 昭和63年度の事業開始から長期間が経過しており、健康増進を図る保険事業のあり方は時代とともに変化している。また、国保会計の財政状況は悪化の一途をたどっており、関連事業の抜本的な見直しを求められている。本助成金については、被保険者からの一定のニーズが確認できるが、保険事業としての役割は終えつつあると考えられるため、将来的な廃止について市民の同意形成を図りながら検討を進められたい。 《参考》平成19年度外部評価:C			医療費通知については、件の調整交付金の対象となるように通知回数を設定している。通知回数の減については県に要望をしていく。 指定保養所については、平成26年度より全国の契約保養所と統合し、年度2回までを助成限度とした。	整理 済	
197	特定健康診査事業(国民健康保険)	福祉部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病を予防する。 〔手段〕 40歳から74歳までの被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導を行う。	高	高	高	高	B	特定健康診査等の実施が、義務付けられていることで平成20年度から市民健康課と連携を組んで特定健康診査等の実施をしている。市民には毎年、新たな受診勧奨などで周知しているため、受診率は毎年、上昇しているが、国が示す目標値とは開きがあるため、さらに受診率を向上させることが今後の課題になっている。	検討・見直し	①実施計画の中で掲げている行動目標及び目標値(特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少)の達成状況についても評価を行っていく。 ②国の掲げる目標値60%に近づけるため受診勧奨を促進し、年1回の特定健康診査を受診する習慣の定着を図っていく。	22	日	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、生活習慣病を予防するため、40歳から74歳までの被保険者に対して、特定健康診査・特定保健指導を行う事業である。医療費の抑制は国・地方自治体問わず急務であり、事業の必要性は認められる。主要関連計画として「越谷市特定健康診査等実施計画」が策定されていることを踏まえると、当該計画を実現するための活動指標・成果指標の設定が必要であり、成果指標の「疾病の早期発見、予防」については「特定健康診査により疾病が発見された人/特定健康診査受診者数」等により数値化することを検討されたい。 また、越谷市独自の検査項目については、市民サービスの向上も重要ではあるが、統計データや対投資効果を勘案して選択、設定すべきであり、コストの削減に向けて事業内容の検証が必要である。 このほか、受診率向上のための広報活動について、近隣自治体や先進自治体の取組状況を参考に、費用対効果の高い方策により、更なる充実に取り組みたい。	整理 済	平成20年度からの取組により、年々受診率は向上している。今後も若年層に重点化した受診勧奨の促進をすこと、また、未受診者全員対象とした勧奨やイベントなどで受診啓発と新規の取組を実施し受診率向上と生活習慣病予防を図っていく。			

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価年度	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
198	国保推進員事業	福祉部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 国民健康保険税の収入確保と収納率の向上を図る。 〔手段〕 国保推進員として非常勤の職員を雇用し、徴収計画に基づく催告(文書・電話)、臨宅による納税の催告や徴税吏員の補助的業務を行う。	高	高	高	高	A	本事業は、国民健康保険税の徴収対策の一つとして実施しているものである。収納率向上を図るため、今後も継続して事業を進める。	現状維持	①②継続して計画どおり事業を進める。	21	B	国保推進員の役割が変わっている現状において、推進員の選考については、市民の個人情報保護の観点からより一層慎重な配慮を求める。 また、活動結果、成果については、定量的な目標値を設定され、業務の効率化に努められることを望む。例えば、電話催件数、臨宅催件数、徴収件数、収納率等があげられる。	整理済	国保推進員は、勤労性や社会性、堅実性、積極性、情緒安定などを判断基準として慎重に選考しており、採用後についても個人情報保護法等を含めた研修を実施しているところである。 また、業務を効率的・効果的に進めるため、定量的な目標値として、活動結果については、電話催件数及び現年度収入額を、成果については現年度収納率を指標として設定した。
199	後期高齢者医療費負担事業	福祉部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 後期高齢者医療制度の維持と推進 〔手段〕 埼玉県後期高齢者医療事業を実施する広域連合の運営費に係る負担金分及び後期高齢者医療費給付費に係る負担金分(医療費の1/12)を支払う。	高	高	高	高	A	本事業は、法令等に基づき実施する事業であり、活動指標や成果指標において数値化することになじまない。今後とも継続して計画どおり事業を進める。	現状維持	①継続して計画どおり事業を進める。 ②継続して計画どおり事業を進める。	未実施		未実施		
200	健康診査事業(後期高齢者医療)	福祉部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 高齢者の健康増進 〔手段〕 後期高齢者医療広域連合から委託を受け、被保険者の健康の保持・増進に資するため、健康診査を実施する。	高	高	高	高	A	継続して計画どおり事業を進める。	現状維持	①継続して計画どおり事業を進める。 ②継続して計画どおり事業を進める。	23	B	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、生活の質の確保や介護予防、また、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し医療につなげて重症化を予防することを目的とした健康診査で、後期高齢者医療制度被保険者を対象としたものである。健診の内容は40～74歳の人が受ける特定健診と基本的に同内容である。 埼玉県後期高齢者広域連合から委託を受けて実施される事業であるが、委託元の広域連合からの委託費は上限が決まっており、市の一般財源からの持ち出しがある。特に平成22年度の人件費、事業費の増加率は顕著である。受診者が増加傾向にあり、事業費の増加は理解できるが、効率化に向けた取り組みは積極的に進められたい。例えば、現在、対象者全員に診察券を郵送しているが、後期高齢者の中にはかかりつけ医を受診しており、必ずしも健康診査を必要としない者も一定数はいると考えられる。その不要となる診察券を送付前にスクリーニングすることも可能である。 また、当該事業には数値化した成果指標が設定されていないが、疾病の早期発見・予防については「健康診査による疾病の発見率(健康診査受診により疾病が発見された人/健診受診者数)」等により数値化することが可能である。また、活動指標に「後期高齢者医療被保険者の内受診者数」が設定されているが、分かりやすく「健康診査受診者数(健康診査受診者数/対象者数)」とすることも検討されたい。 適切な成果指標及び活動指標の設定により、当該事業の現状、成果、課題を的確に把握し、市民に分かりやすく伝えるとともに、事業の改善に向けた具体的な取り組みに活かされたい。コスト増加にも注意し、受診者が増加傾向にあっても、効率的な事業運営がなされるよう注意されたい。	整理済	目標受診率にはとどこなかつたものの、周知活動に努めた結果、昨年度同様、30%の受診率を超えることができた。 今後とも外部評価で指摘された効率化に向けた取り組みを継続する。
201	疾病予防事業(後期高齢者医療)	福祉部	国民健康保険課	H21	-	〔目的〕 後期高齢者医療制度被保険者の健康の保持増進を図る。 〔手段〕 保養所宿泊助成事業を実施する。人間ドック検診助成事業を実施する。	高	高	高	高	B	宿泊助成は、疾病予防の観点でとらえた場合、特別調整交付金の対象となり、一般会計からの支出を抑制している。外部評価で指摘された福利厚生としての意味合いから事業の付け替えを行った場合、上記交付金の対象外となり、一般会計の支出は急激に増加する。その結果、事業廃止となった場合、本事業の開始経過及び類似事業が県内においても増加傾向であることを鑑みると、利用者(被保険者)の理解は得づらい。 今後については、交付金の廃止、若しくは国民健康保険における保険者変更時などの節目に、事業継続の有無を検討していく。	検討・見直し	①人間ドック検診助成事業を周知することで、被保険者のさらなる疾病予防に努め、継続して事業を進める。 ②被保険者の要望、他保険制度の保健事業を調査、勧奨し、継続して事業を進める。	26	B	後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を図ることを目的として、保養所宿泊利用助成を行う事業である。利用契約を結んだ保養施設に被保険者が宿泊する際の費用の一部を助成するものである。 平成19年度までは国民健康保険法に基づく保健事業として保養所利用助成の対象者であった被保険者が、平成20年度に後期高齢者医療制度の開始により被保険者が市から埼玉県後期高齢者医療者広域連合へ移ったことで助成の対象外となったため、平成21年度より市の単独事業として実施している。助成の対象となっている施設は、埼玉県国民健康保険団体連合会が契約を締結した宿泊施設(契約保養所)であり、年度当たり2泊に限り助成金が交付される。平成25年度の利用状況は、4月時点の被保険者数27,431人に対し、助成件数は年間2,521件である。なお、国民健康保険における同助成については平成24年度に外部評価が実施され、国保の逼迫した財政状況や健康増進のあり方が制度開始以降大きく変化していることから、保健事業の内容を抜本的に見直す必要性について指摘されている。 本事業の助成金の財源は市の一般財源に加え、「高齢者の医療の確保に関する法律」第95条に基づく特別調整交付金を当てている。特別調整交付金は、市町村が行う健康増進の保健事業に使用することが認められているが、当事業の利用実態は、老人クラブの親睦等に利用されることが多く、福利厚生を目的としたものとなっていないか検証が必要である。また、保養所宿泊助成による健康増進の効果の検証が難しいことから、疾病予防事業としての位置づけには疑問が残る。平成26年3月に策定された「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針について」では健康増進の保健事業の内容について、健康診査や保健指導の充実について重点を置くことが求められている。平成26年度より人間ドックの検診助成事業を開始したことは評価できるが、保養所利用助成については、今後対象者が増えることで市の事業費が増加し続けると、本来の疾病予防に必要な財源も圧迫されてしまうことになるため、国保における同事業の対象者と不公平の出ないよう、2事業を併せて本来の目的である健康増進に寄与する事業への見直し、または市の事業費を削減する方策について検討されたい。市民の福利厚生のために助成が必要であると判断される場合は、別事業として実施されることが望ましい。 次に、成果指標を「被保険者の健康の保持増進」としているが、目標値や実績値に具体的な数値が記載されていない。疾病予防という本来の目的を果たしているかを検証するためにも、レセプト・特定健診・介護保険など市がもつデータを活用して、宿泊助成の利用者が健康を維持できているかを分析していただきたい。 【契約保養所及び市民保養施設宿泊助成金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 健康増進を図る保健事業のあり方は時代とともに変化している。国保の同事業と併せ、健康診査や保健指導の充実に関心を持った保健事業への見直しを含め、市民の合意形成を図りながら検討を進められたい。	検討中	外部評価において、利用者の医療費と平均医療費を比較することで、成果指標を検証できないか指摘があった。 現状、検証途中であるが、医療費データに関しては、広域連合が保管していることから、単に利用者のデータを突合させて医療費を抽出するのは困難な状況である。 外部評価の指摘に関しては、引き続き、検証を行い、具体的な成果指標を定めるよう努める。



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価						9. 総合評価			総合評価	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度			A	B					
							A 事業内容は適切である						B 課題が少なく事業の一部見直しが必要					C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	
202	後期高齢者医療会計繰出金事業	福祉部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 後期高齢者医療制度の維持と推進 〔手段〕 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療保険基金安定納付金及び職員給与等について、後期高齢者医療特別会計に繰出を行う。	高	高	高	高	A	本事業は、法令等に基づき実施する事業であり、活動指標や成果指標において数値化することになじまない。今後とも継続して計画どおり事業を進める。	現状維持	①継続して計画どおり事業を進める。 ②継続して計画どおり事業を進める。	未実施		未実施		
203	電算処理事務事業(後期高齢者医療)	福祉部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 後期高齢者医療制度の的確な執行と事務の効率化 〔手段〕 電算管理業者への委託を行い、保険料徴収に係る事務を電算処理する。	高	高	高	高	A	継続して計画どおり事業を進める。	現状維持	①継続して計画どおり事業を進める。 ②継続して計画どおり事業を進める。	未実施		未実施		
204	広域連合納付金事業(後期高齢者医療)	福祉部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 後期高齢者医療制度の維持と推進 〔手段〕 高確法第105条に基づき、市内に居住する後期高齢者医療保険の被保険者から保険料を徴収し、広域連合に納付する。	高	高	高	高	A	本事業は、法令等に基づき実施する事業であり、活動指標や成果指標において数値化することになじまない。今後とも継続して計画どおり事業を進める。	現状維持	①継続して計画どおり事業を進める。 ②継続して計画どおり事業を進める。	未実施		未実施		
205	子育て世帯臨時特別給付金事業	福祉部	福祉・子育て臨時給付金室	H26	H27	〔目的〕 平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、子育て世帯の負担軽減を図る。 〔手段〕 H26年度 対象児童1人につき10,000円を支給する。 H27年度 対象児童1人につき3,000円を支給する。	高	低	高	高	B	コスト意識をもって事業費の更なる削減を図る。	終了(H27年度)	平成27年度で事業終了を予定している。	未実施		未実施		
206	臨時福祉給付金事業	福祉部	福祉・子育て臨時給付金室	H26	H27	〔目的〕 平成26年4月消費税率8%に引き上げられることに伴い、低所得者の負担軽減を図る 〔手段〕 H26年度 対象者1人につき10,000円(高齢基礎年金受給者等)については5,000円を加算)を支給する。 H27年度 対象者1人につき6,000円を支給する。	高	高	高	高	B	コスト意識をもって事業費の更なる削減を図る。	終了(H27年度)	平成27年度で事業終了を予定している。	未実施		未実施		
207	子育て支援事業	子ども家庭部	子育て支援課	H10	-	〔目的〕 子育てに関する不安や悩みについて、乳幼児とその親が自由に交流できる、子育て支援の拠点を整備する。 子育ての援助を受けたい方と、援助を行いたい方を会員として組織し、相互援助活動体制を整備する。 〔手段〕 それぞれの運営を越谷市社会福祉協議会、NPO法人等に委託し実施する。	高	高	高	高	B	ファミリー・サポート・センターについては、近年の経済状況から、就労する母親の増加とともに就労形態の多様化に対応するため、提供会員の確保が課題となっている。	検討・見直し	①地域子育て支援拠点(子育てサロンと地域子育て支援センター)については、市内20か所に設置されており、子育てサロンについては今後、内容の充実に取り組める。 ②平成24年度から開始した緊急サポート事業及び平成25年度から開始した「こしがや子育てネット」など、様々な施策を展開し、総合的な子育て支援策の拡充を図っていく。	25 B	<b>事業概要</b> 子育て中の保護者の交流・集いの場を設けるとともに、子育てに関する不安や悩みについての相談を行う。また、子育ての援助を受けたい方と、援助を行いたい方を会員として組織し、相互援助活動体制を整備する。具体的には、①子育てサロン事業、②ファミリー・サポート・センター事業、③緊急サポート事業、④子どものショートステイ事業、⑤子育て支援ネットワーク推進事業、⑥子ども・子育て支援事業計画策定の6つの事業で構成される。 <b>必要性</b> 核家族化や共働き世帯の増加や、乳幼児虐待が増加している現状において、子育て世帯への支援は社会的要請であると言える。また、越谷市においても、大型のマンション開発が進み、一部地域では子育て支援に対する需要が高まっており、子育て支援事業を構成する個々の事業の必要性はいずれも高いと言える。 <b>有効性・成果指標</b> 子育てサロンについては、現在6か所設置されているが、利用者数は、H20年に、1万5千人、H24年では6万9千人と大幅に増加している。この背景として、1つの拠点におけるサロン開催回数を増やしたことが挙げられる。サロンの開催回数は、H20は837回、H24年では1660回になっている。ニーズが高いため、今後も拠点を拡充することが望まれる。その際、計画されているように、地域間のニーズの偏在を考慮して、サービスの需給がひっ迫しているところを重点的に整備することが必要である。ファミリーサポートについては、利用側の登録数は順調に伸びているが(平成19年度は588人、平成24年度は1,073人)、利用率はあまり高くない。この背景として、いわば何かあった場合の「保険」として会員登録している人がいる可能性がある一方、使い勝手がよくないなどの要因があることも考えられる。会員数と利用者数の差の要因を分析し、利用率を高めるための工夫が必要である。また、提供会員数の伸び率が利用会員ほど高くない(平成19年度は211人、平成24年度は281人)ことから、提供会員の獲得については、今後も様々な努力を続けることが必要である。 本事業は、6つの事業で構成されていることから、本来的には事業ごとに成果を把握して評価すべきである。 本事業のニーズは高いので、予算を拡充することも選択肢として考えられる。その際には、子育て及び児童福祉関連全体で160億円程度と市全体の予算に占める割合が大きいことから、効率的・効果的に事業を実施する方策を検討することが不可欠である。 《参考》平成17年度外部評価：B		子育てサロンの拡充を図るとともに、各機関との連携を強め、児童虐待等の防止及び早期対応の強化を図る。また、引き続き既存施設の活用にも努め、契約方法についても、受託可能事業者が複数見込まれる状況になった場合には変更をし、経費の節減に努めていく。	整理済

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称		
208	児童相談事業	子ども家庭部	子育て支援課	S40	-	〔目的〕 家庭における児童の問題の解消、児童の健全育成 〔手段〕 専任の相談員が家庭における子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。家庭児童相談室において専任の相談員が相談、指導等を行う。	高	高	高	高	B	子育て環境、子育て意識の変化から、相談事業の重要性は更に増していくと予想されるため、相談体制の充実が必要	検討・見直し	①②引き続き、相談体制の充実を図り、子育て環境等の変化や相談体制の充実を図っていく。	17	B	子育てに不安や悩みのある保護者を対象とした当該事業は、今後も継続拡充すべきである。ただし、子育てサロン委託事業や、保育ステーション事業等、類似目的業務との役割分担の明確化を図る必要がある。	近年増加している児童虐待についても、研修等により専門的な知識を習得し、子育て支援課のケースワーカーともに対応できるようにする事を目指している。相談場所については、身近な場所でも気軽に相談できる所として、子育てサロンや保育ステーションなどの利用を案内している。
209	児童援護事業	子ども家庭部	子育て支援課	S33	-	〔目的〕 経済的に困窮している妊産婦への助産及び心臓疾患等で手術を受ける児童に対し助成を行う。 〔手段〕 児童福祉法に基づく入院助産制度の活用を図る。条例に基づき児童が心臓手術等を受ける際に要する費用の一部を助成する。	高	高	高	高	B	手術等に要した費用の査定基準	検討・見直し	①入院助産については、出産後の生活面などの指導にも取り組んでいく必要がある。 ②心臓手術に関しては、制度発足時は、保険適用ができないものもあつたが、現在は、ほとんどのものが、保険適用になっている。	19	B	入院助産制度については、当制度の適用について十分検討していただきたい。単に助産支援をするだけでなく、生活自立のための指導・支援が必要と思われる。 心臓手術に関する制度については、保険適用等の状況を継続的に見て、制度の見直し・廃止の検討をしていただきたい。	入院助産制度については、経済的な理由により、妊婦の助産を受けさせるものであるが、生活保護の受給者については、生活福祉課や関係機関とともに、生活自立のための支援・指導を行っている。心臓手術に関しては、ほとんどのものが保険適用となっている。
210	障がい児補装具等給付事業	子ども家庭部	子育て支援課	-	-	〔目的〕 身体に障がいのある児童の身体機能を補うことにより、障がいによる負担を軽減し、日常生活の向上を図る。 〔手段〕 身体に障がいのある児童に対し、補装具費の支給および日常生活用具を給付する。	高	高	高	高	A	障がい児補装具等給付事業については、児童ごとに個々の障がいや身体の状態に合った使いやすいもの、かつ余剰な部品等によって費用負担が大きくなるように、予算面の取組は必要である。	現状維持	①障がいの早期発見と機能訓練等により補装具等の装着が低年齢化してきているが、児童の状態に応じた適正な支給に努める。 ②成長過程にある児童への補装具等の支給となるため、サイズの変化消耗が激しく、支給は増加傾向になり、予算面の取組は必要である。	26	A	本事業は、障がいのある児童に対し、失われた身体上の機能を補う装具(義足、義手、車いす等)や、使用することで日常生活の便宜が図れる用具(たん吸引器、入浴補助具、点字器、ネプライザー、パルスオキシメーター、スマ装具等)を購入・修理をする際の費用を、利用者世帯の市民税所得割の額によって、一部助成もしくは全額助成を行うものである。「補装具費の給付事業」、「重度身体障害児日常生活用具給付事業」、「小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業」、「難聴児補聴器購入助成事業」の4事業で構成されている。 「補装具費の給付事業」において交付される補装具は、児童ごとに個々の障がいや身体の状態に合った使いやすいもの、かつ余剰な部品等によって費用負担が大きくなるように作成されるものであり、越谷市では申請前に児童の障がいの状況や必要な補装具の種類について保護者と相談の場を設けている。また、高度な専門性が必要な補装具費の給付決定業務は地区ごとに振り分けた6名の担当者がそれぞれ行っており、職員の異動によって専門性の継承が損なわれないよう、ベテランの職員がサポートできる体制が執られているほか、毎年度県の研修会に参加し、知識の習得に努めている。さらに、作成された補装具が児童の生活上、利便性の高い補装具となっているか面接時等に担当職員が補装具の目視や口頭で確認しており、不具合等の訴えがある場合などは、業者へ確認するなどして記録にも残している。なお、援護記録等は児童が18歳になり、担当課が障害福祉課へ移管される際にも有効活用されている。 補装具購入の受益者負担について、購入する補装具にかかる費用は世帯に課税される市民税の額により割合負担、もしくは全額公費となる。ただし、自己負担割合や各補装具の部品ごとの価格は厚労省で設定されており、設定以上の価格のものについては超過負担という形で本人負担となっている。越谷市では国の指針に従い適正に事務処理が行われている。 「重度身体障害児日常生活用具給付事業」、「小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業」、「難聴児補聴器購入費助成事業」についても、担当職員が支給の判定を行うに当たって、支給条件の確認を障害者手帳、医師の意見書、見積書等で適正に行っている。 障がい児補装具等給付事業について、今後も国の指針に沿った適正な事務を行い、児童が補装具等の給付を受けることで安心して自立した生活を行えるよう、担当者の専門性を維持しながら、支給前後の審査に十分配慮されるよう努められた。 次に、成果指標としての「補装具費等交付数」であるが、これは事業を行った活動の結果であるため、活動指標とすることが望ましい。本事業の目的は障がい児の日常生活上の負担を軽減することであるため、成果指標には「支給を受けた児童の数」等を提案したい。	今後、国の指針に沿った適正な事務を行い、児童が補装具等の給付を受ける事で、安心して自立した生活が行われるようサポートする。
211	障がい児支援事業	子ども家庭部	子育て支援課	H15	-	〔目的〕 在宅の障がい児の地域生活を支援する。介護者宅への負担軽減を図る。 〔手段〕 障がいの程度、状況などに応じて障害福祉サービスの活用を図る。 サービス団体において、一時預かり等の援助が受けられるよう必要な手続きを行う。	高	高	高	高	B	障害者総合支援法では、市がサービスを決定し、これに基づき利用者は介護事業者や福祉施設での契約になる。	検討・見直し	①サービス提供事業者が増えてきていることから、必要なサービスが受けられるように支援している。 ②短期入所等の事業所の増加等について、国県に働きかけていく。	未実施	未実施	未実施	
212	母子家庭等相談事業	子ども家庭部	子育て支援課	H19	-	〔目的〕 経済的基盤などの弱い母子家庭等の自立を促進し、児童の福祉の向上を図る。 〔手段〕 母子父子自立支援員(2名の交代勤務)による母子家庭等に対する相談及び支援を行う。 平成27年度より、母子父子寡婦福祉資金貸付金業務が埼玉県より移管されたため、母子父子自立支援員を2名増員し、4名体制とした。	高	高	高	高	B	母子家庭が抱える多様な問題に答えられるよう相談指導の充実を図る。	検討・見直し	①②母子家庭等が抱える多様な問題に答えられるよう相談指導の充実を図る。母子家庭等の自立には、安定した就労が必要であり、ハローワークとの連携を図っていく。	22	B	母子家庭等の自立を促進し、児童の福祉の向上を図るために、母子自立支援員による相談及び支援を行う事業である。ハローワークとの連携や、戸籍事務担当課との連携も図られており、事業目的に沿った方向で仕組みが機能している点は評価できる。 社会的・経済的状況から相談件数は増加傾向にあるが、相談員の人数を増やさず、効率的に相談業務を進める工夫が必要である。 なお、相談内容が複雑化しているため、専門的な内容と全般的な内容を精査しつつ、各課に分散する相談窓口を統一する検討を進められた。 また、「ひとり親家庭ガイド」に記載されている各種支援施策に係る諸手続きについても、円滑かつ迅速な手続きが行えるよう、相談員が総合窓口となって進められるような体制の構築、より分かり易い支援施策とするための制度統合などについても検討を進められた。 このほか、市民にとってよりわかりやすい行政評価とするために、活動指標については「相談事業のPR実施回数(越谷市における母子家庭等総数に対して、何世帯にPRできたか)」、成果指標については、「越谷市における母子家庭等の総数に対する相談件数割合」を設けることについても積極的に検討を進められた。	母子父子自立支援員により相談を受け、自立に向けての各種の相談に応じている。また、研修等も受ける中で、相談員の資質向上にも努めている。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容が適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
213	母子家庭等生活支援事業(母子家庭自立支援給付事業)	子ども家庭部	子育て支援課	H19	-	〔目的〕 収入基盤の弱い母子家庭等に対して、就労に結びつきやすい知識・技能の習得や生活の安定に資する資格の取得を促進し、母子家庭等の自立を図る。 〔手段〕 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給・高等職業訓練促進給付金の支給家庭等	高	高	高	高	B	習得した資格等が的確な就労に結びつきやすい情報の提供に努める。	検討・見直し	①②習得した資格等が的確な就労に結びつきやすい情報の提供に努める。また、より安定した就労に結びつき看護師等の習得を指導していく。	23	B	母子及び寡婦福祉法に基づき、収入基盤の弱い母子家庭の母に対して、雇用の安定と就業の促進を図るために、就労に結びつきやすい知識・技能の習得や、資格の取得に対し給付金を支給し、母子家庭の自立を図る事業である。法律に基づく事業であり、母子家庭の経済的自立を促すために当該事業の必要性は認められる。毎年、看護師、准看護師等の資格取得により、就労実績を残している。相談件数、支給件数、就労実績は増加傾向にある。自立を目指す母子家庭の母から相談を受けた市の相談員が、ハローワークに同行し、就労支援員に引き継いだり、市とハローワークの情報交換会が年に1回開催されるなど、市とハローワークとの連携も図られている。昨今の社会情勢や経済状況から、今後当該事業のニーズの高まりが予測される。現在、年に1回開催されているハローワークとの情報交換会の回数を増やすなど、ハローワークとの連携強化を検討されたい。また、当該事業の支給対象者の就労状況について確認し、成果指標に支給対象者の「就労件数」、「就労率」等を加えることを検討されたい。	検討中	母子家庭等の自立のために、総合的に支援するため、更に情報の提供を図っていく。
214	母子生活支援施設委託事業	子ども家庭部	子育て支援課	S33	-	〔目的〕 住宅・経済状況等の問題により、児童を養育できない母子世帯を保護し、母子支援施設に入所させ、母子が安心して生活できる環境を確保する。 〔手段〕 母子生活支援施設に入所させ保護する。単に保護するばかりでなく、生活、住宅、就労等母子が抱える様々な問題について相談に応じ、自立を助長する。	高	高	高	高	B	母子生活支援施設への入所世帯は、多様な問題を抱えていたり、厳しい経済及び社会環境の中で、自立への見通しが立ちにくい。そのため、入所が長期化することがある。	検討・見直し	①②多様で、複雑な問題を抱える場合が多く、関係機関との連携を図り、入所者の自立に向けた支援に取り組んでいく必要がある。	19	B	事業の本来の目的は、母子の自立支援にあると思われる。施設へ入所させる対応のみならず、自立に向けた指導対応を他の部署とも協力して進める体制を検討する必要がある。	整理済	施設入所も念頭に入れながら、母子の自立を図るため、親の養育能力の面から、支援が必要な場合には、関係機関と連携を図りながら、支援を行っている。
215	こども医療費給付事業	子ども家庭部	子育て支援課	S48	-	〔目的〕 子どもの健康増進と子育て家庭に対する経済的負担を軽減する。 早期治療を促し、疾病の重篤化を防止する。 〔手段〕 子どもの医療費の自己負担分を支給する。	低	高	高	高	B	平成22年10月より対象年齢を15歳まで拡大し、また市内医療機関での窓口負担のない現物給付を実施している。	検討・見直し	①②県の補助制度や医療保険制度の動向、市の財政状況を見据えながら、制度のあり方を検討する。	20	B	国や県の医療制度の影響を大きく受ける事業である。次期越谷市子育てプランの策定と合わせ、将来の財政的な状況を踏まえた市としての対応策を検討し、事前に準備することが重要と思われる。	整理済	平成22年10月以降、対象者を中学卒業まで拡大し、子育て世帯の経済的負担を軽減した。今後、県や国の動向を見ながら運営していく。
216	ひとり親家庭等医療費給付事業	子ども家庭部	子育て支援課	H4	-	〔目的〕 ひとり親家庭の健康増進と経済的負担の軽減及び福祉の向上を図る。 〔手段〕 ひとり親家庭の医療費の自己負担分を支給する。	低	高	高	高	B	各種の価値観が混在する昨今では、離婚や未婚による世帯状況は少数派とは言え切れず、支給対象者は一定の数量を保つであろうと推定される。今後も効率的で適正な支給を目指す。	検討・見直し	①②制度の普及広報、また、ひとり親家庭になった際には、可能な限り情報提供を行い制度の周知を行っている。ひとり親家庭に対する支援策として、適正な運営を心がけていく。	22	B	埼玉県ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱に基づき、ひとり親家庭の健康増進、経済的負担の軽減、及び福祉の向上を図るために、ひとり親家庭における親の医療費自己負担分を、県と市で支給する事業である。「ひとり親家庭」に該当するか否かを確認するために、職員が現地調査を行うなど、適正な事務執行に対する取り組みは見られるが、提出された医療費の領収書に対する確認が行われておらず、制度の濫用に繋がる可能性があることから、何らかの確認体制の構築が必要であると思われる。なお、現物給付については、市民の利便性向上や事務軽減に寄与する側面がある一方で、制度の濫用に伴う医療費の増加につながる恐れもあることから、現状の方式を維持することが望ましいと思われるが、現物給付による方法を全て排除せず、他自治体の情報収集についても積極的にを行い、更なる事務の効率化に努められたい。なお、制度自体が「届出制」となっているため、該当する市民の方がその機会を逸失しないよう、積極的なPR活動が必要である。同事業に関する条例に掲げられた「ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る」という目的を達成するためにも、継続的かつ向上性のある事業展開に努められたい。	整理済	医療費の支給にあたっては、制度の濫用を避けるため、医療機関で発行された領収書の原本の提出を求めているところであり、適正な審査を経て支給している。
217	児童手当給付事業	子ども家庭部	子育て支援課	S47	-	〔目的〕 次世代を担う子どもの健全な育成を図る。 〔手段〕 子どもを養育している方に手当を支給する。	高	高	高	高	B	出生や転入時に本制度の情報提供を行い、該当者全員に周知し手続きを案内している。認定請求や現況届の受付事務において、効率的・効率的な方法を目指し適正な運営に努めていきたい。	検討・見直し	①②国、県の動向を見据えながら適正な支給に努めていく。	未実施		未実施		
218	児童扶養手当給付事業	子ども家庭部	子育て支援課	S37	-	〔目的〕 父母の離婚などによる母子家庭等の生活を安定させることにより、児童福祉の向上を図る。 〔手段〕 認定請求時の精査とともに、対象家庭の現況、所得の状況等を把握し、手当の適正な支給を図る。	高	高	低	高	B	各種の価値観が混在する昨今では、離婚や未婚による世帯状況は一定の数量を保つであろうと推定される。今後も国の動向を見ながら適正な支給に努めたい。	検討・見直し	①②引き続き受給者に対する迅速な対応を心がけ、適正支給に努める。	18	B	離婚増等の社会現象から受給者増の傾向とこのことであるが、市負担割合の増、受給額の減等を踏まえ、母子家庭自立支援や就業支援に向けた広報活動や理解を深める事業展開を期待する。また、将来、母子家庭自立支援員を配置することであるが、支援員を中心に母子家庭との経験、知識の交流の場としてブログなどITを活用したシステムの研究を進められることを提案する。	整理済	母子自立支援員を配置し、経済基盤の安定や自立に向けた支援、情報提供など、関連機関と連携しながら支援を行っている。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				実施年度	総合評価				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称		
219	障がい児施設運営事業	子ども家庭部	児童発達支援センター	H25	-	〔目的〕 発達に遅れのある児童に対して必要な療育を行い、日常生活能力や社会適応能力を高める。 〔手段〕 年齢や個々の発達の段階に応じた、日常生活に必要な動作訓練や、基本的な生活能力の向上、更に生活環境に対する適応性を養うため、専門職員による療育を実施し、社会適応能力の向上を図る。 また、支援を必要とする児童や保護者に対して、発達に関する相談や指導・助言を行い、子育てに関する不安や負担の軽減を図る。	高	高	高	高	B	施設統合によって共用できる設備等の経費削減が可能となった。また、療育が進んだ結果、クラス変更を容易に行えるなど、施設統合のメリットが発揮されている。 平成27年度は、相談事業の拡充や現在行っている事業の再編成等の見直しを始める予定だが、人件費以外は極力現状の予算で対応することとし、経費の圧縮に努めたい。	検討・見直し	①児童発達支援センターが行うべき、また期待されている各種事業について検討を行う。その際は現在ある施設設備で賄うことを主眼とする。 ②国が提示している児童発達支援センターのあるべき形が備える様々な機能の実現に向け、調査・研究を行う。	16 B 20 B 24 B	〈みのり学園運営事業〉 複合施設建設時に改善ということではあるが、事業費として大きな割合を占めている人件費の削減を検討する余地がある。 〈あけぼの学園運営事業〉 児童福祉事業を推進するうえで重要な事業である。 平成25年春の施設複合化に向けて、現段階から保育士等の人材育成と、外部委託も見据えた業務効率化の準備を進めていきたい。 〈障がい児療育事業〉 越谷市ことばの療育相談室設置及び運営要領、及び越谷市早期療育発達支援事業実施要領に基づき、聴覚や言語に問題を持つ幼児や心身の発達に遅れや障がいのある幼児（以下、障がい児）を対象に、心身の発達を促進し、障がいの軽減を図ることを目的とした事業である。当事業は、ことばの療育相談室と早期療育教室を主として行っており、障がい児に対して、専門職員（言語聴覚士や保育士、理学療法士）による指導・訓練などによる療育支援を行うものである。 少子化社会が進む中、児童の数が減少しつつあるが、一方で障がい児の割合が増加している現状を考えると、当事業の果たす役割は大きい。これまでの実績から、ことばの療育訓練指導や早期療育教室を実施することで、就学できる水準まで治癒した児童も多く、事業の成果が数値的に表れている。 しかし、障がい児が十分に成長し、その力を発揮するためには、早期療育教室やことばの療育相談室の回数を充実させるだけでなく、個々の利用者のニーズに沿ったサービスを提供しなくてはならない。現状は母子との面談や一部の保護者へのアンケートにより、ニーズの把握を行っているとのことだが、アンケートの調査対象を拡大し、満足度やニーズをより的確に把握されることを提案したい。このような満足度調査によるニーズの把握は、今後のサービス向上に向けた良い材料となり、かつ市民へ向けた当事業の意義を伝えるための有用な情報発信にもつながると考える。利用者の要望を受け止めた上で、ニーズに沿った療育支援に努めることで、利用者の更なる満足度向上に努められたい。 次に、成果指標として「ことばの療育訓練指導回数」や「療育教室の参加人数」を設定しているが、これは活動の結果であり、成果指標として相応しくない。例えば、代替りの成果指標として、「個々の目標値に対する進捗率の平均値」を提案したい。今後、サービスの充実に向け、環境を整えるためにも事業の成果を明らかにすることが有効であると考え。 今後、(仮称)越谷市障がい児施設への事業統合に向け、当事業の期待すべきところは大きい。一層の市民サービスの向上に向けた取り組みに期待したい。	整理 済	事業費のうち、人件費が占める割合は依然として高いが、効率的な運用を進め、新規事業の導入に際しても、出来るだけ現行人員で対応出来るよう、心がけていきたい。
220	障がい児施設管理事業	子ども家庭部	児童発達支援センター	H25	-	〔目的〕 障害児療育や相談事業等に必要施設環境の整備 〔手段〕 施設や設備の保守点検や清掃、不具合箇所の修繕を実施するとともに、計画的に設備等の充実を図る。	高	高	高	高	B	施設統合によって共用できる設備等の経費削減が可能となった。平成27年度以降、新規事業の検討を始める予定だが、人件費以外は極力現状の予算で対応することとし、経費の圧縮に努めたい。	検討・見直し	①開所から3年を経て、建物を含む施設の各種修繕が発生する可能性がある。放置は修繕規模の拡大を招くため、出来るだけ早急に発見して対応を行うことで良好な療育環境の維持に努める。 ②施設の維持管理について、修繕した箇所やその経過を全て記録し、将来の大規模修繕計画の一助とする。	20 B	〈みのり学園施設管理事業〉 児童福祉事業を推進するうえで重要な事業である。 事業目的が施設の維持管理であるので、活動、成果指標については、施設管理面に関連付けた指標を設定していただきたい。 施設の複合化計画に合わせ、平成25年春までの間の施設維持計画に基づいた保全を実施するよう求める。	整理 済	施設が完成して3年経過するが、経年劣化が徐々に始まっているため対応が必要である。現計予算内で対応可能な修繕計画を立て、順次執行していきたい。
221	保育所管理事業	子ども家庭部	子ども育成課	S44	-	〔目的〕 保育所の安全確保と保育環境の向上を図るため、効果的な施設管理に努める。また、緊急の修繕や年次計画的修繕を実施し、快適な保育環境の充実を図る。 〔手段〕 警備、清掃、防火施設、害虫駆除などの業務を委託する。	高	高	高	高	B	緊急の修繕や年次計画的修繕を実施するが、経年劣化とともに修繕の範囲が増加傾向にある。	検討・見直し	①年次計画に基づき、計画的に修繕を行う。 ②建替え計画を踏まえ、予算の効率的な執行に努めていく	未実施		未実施	
222	保育所改修事業	子ども家庭部	子ども育成課	S44	-	〔目的〕 施設の構造耐力の低下要因の対策と衛生設備等の充実を図るため、既存施設（公立保育所の屋根、外壁、内装、設備）の維持管理を行い、効果的な使用環境を整備する。 〔手段〕 施設各部位の耐用年数及び経年劣化状況を把握し、特に屋根、外壁など直接雨水が浸入する恐れのある部位を重点的に改修する。	高	高	高	高	B	施設の老朽化が進む中で、施設の安全確保を最優先に、限られた予算の効果的な執行に努める必要がある。	検討・見直し	①良好な保育施設環境を確保するため、改修・改善に取り組んでいく。 ②順次、要改修施設・改修箇所を選定し、予算の効果的な執行に努めていく。	20 B	公立・私立保育園の設置、家庭保育室との分担など、保育行政全体を見据えたうえで、公立保育園の今後の役割を定め、中長期的改修計画との整合を図っていただきたい。成果指標については、改修計画に対する改修実施率などを設定していただきたい。	整理 済	経年による劣化が見受けられる効率的な保育所においては、計画的な改修を行っていくとともに、その年次に発生する緊急修繕を実施し、施設の保全に努めたい。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段					担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等
						8. 個別評価				9. 総合評価				総合評価			実施年度		
						(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	A	B	C	D					外部評価コメント	
223	放射線対策事業	子ども家庭部	子ども育成課	H24	-	〔目的〕 東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生に伴い、保育所(園)給食に使用する食材の放射性物質を測定することにより、給食の安全性を確保し、子どもたちの健康を守るとともに、保護者の不安を緩和する。 〔手段〕 各保育所(園)輪番で毎日の給食食材の品目を基本として選定し、厚生労働省「緊急時における食品の放射性測定マニュアル」に準拠したNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによる核種分析を実施する。測定当日に市のホームページで公表する。	高	高	高	高	A	放射能による影響への懸念が続いている中で、内部被曝予防や不安軽減の一助となる内容、水準だと考えられる。	現状維持	①②これまでに蓄積したノウハウを継承し、正確かつ速やかに測定結果を公表し、児童、保護者等の不安緩和に努めるとともに、安心して暮らせるまちづくりの実現に貢献する。	未実施				
224	保育所入所事務事業	子ども家庭部	子ども育成課	-	-	〔目的〕 保護者の就労等により自宅で保育ができない家庭の児童を、保育所(園)で保育を実施し、仕事と育児の両立を支援する。 〔手段〕 入所担当職員が、個々の保育ニーズを申込書及び面接等により把握し、各保育所と調整を図りつつ、受付、選考基準による選考、決定等の事務を行う。また、保育所入所システムの活用により迅速かつ適切な事務処理を行う。	高	高	高	高	B	子育てと就労の両立のため、必要不可欠な事業であり、引き続き事業の推進を図っていく必要がある。	検討・見直し	①待機児童解消と保育ニーズの対応のため、民間保育施設との連携を図っていく。 ②民間支援を通して、待機児童の解消と多様な保育ニーズの対応の充実を図っていく。	18		待機児童の保護者を含む利用者の声を集めた要望集を作成し、保護者との共通認識を深める手段にされてはどうか。入所に関し、近隣市町村との比較でも、十分な成果が上がっているようであるが、多角的な子育て支援が求められる時代であることから、市民満足度の更なる向上のため、保育サービスのグレードアップ策も試行してみる必要があるのではなからうか。		待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応については、民間保育園との連携の中で、平成16年度以降毎年度1か所程度の保育園の新設を支援し、受け入れ枠の拡大を図ってきたところである。また、かねてより保護者から要望があった、3才児以上児に対する主食(米飯)の持参を、保育所で炊飯提供することにより完全給食を実施した。
225	私立保育所事業	子ども家庭部	子ども育成課	S54	-	〔目的〕 私立保育所の円滑な運営と保育内容の向上を図るため、社会福祉法人立等の私立保育所に対し、保育所運営に必要な人件費及び事務執行諸経費などの運営費等を助成する。 〔手段〕 公共性の高い事業を実施した保育園に補助金を支弁する。	高	高	高	高	B	待機児童対策の一つとして、保育園等の増設等により定員枠を拡大し、必要な運営費等を助成してきたが、待機児童の解消までは至っていない。したがって、引き続き助成していくとともに、保育園の定員増を図っていく必要がある。	検討・見直し	①引き続き、保育園の新設、定員の増加により、待機児童の解消を図る。 ②待機児童の解消を図る上で、効率的に事業の執行に努めていく。	20	【私立保育所運営改善費補助金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 多様化する保育需要の潜在ニーズを、更にきめこまかく定量的に把握されることが重要である。 また、私立保育所の施設や人員配置の状況について、市民に対して分かりやすくPRし事業推進していただきたい。 保育行政に基づく保育従事者の確保・育成に向けて、時間単位での勤務など勤務条件の柔軟化、処遇の改善も求めていく必要もあるのではないかと。		私立保育所における人員が配置や処遇改善等については、法人の運営にかかわる事項であるが、低年齢の待機児童解消策には、民間保育園等との連携が欠かせないことから、入所希望児童を受け入れるための職員雇用の人件費等、法人運営経費の一部を助成し支援に努めている。	
226	保育ステーション事業	子ども家庭部	子ども育成課	H9	-	〔目的〕 仕事と子育ての両立を支援するため、利便性の高い駅前保育ステーションを設置し、送迎保育や一時預かり、育児相談等を実施する。 〔手段〕 民間活力を活用し、多様な保育ニーズに応えるため、運営を社会福祉法人に委託する。	高	高	低	高	B	女性の社会進出や共働き世帯の増加に伴い、依然として保育ステーション事業の需要はあると思うが、実際の利用者数は伸び悩んでいる。今後は、保育サービスを必要としている市民の方々に必要なだけのサービスを提供するとともに、より良いサービスを提供することができないかどうかを検討する必要がある。	検討・見直し	①特に送迎保育の利用者数が少ないため、サービスを必要としている方々に情報が届くよう周知を図るとともに、サービスを利用しやすい環境を整える。 ②保育ステーションに求められるサービスを把握する。	18		事業費は、2ヶ所の保育ステーションへの委託費であるが、利用ニーズも高く、利用者も増加傾向にあることから、事業継続も必要と思われる。市が自己負担する一般財源経費も増加傾向にある中、今後ますます増加する多様なニーズにどう対応すべきか、検討する必要がある。		利便性の高い駅前で平成23年度から南越谷保育ステーション事業を実施するとともに、すぐ隣に地域子育て支援センターを開所し、多様な保育ニーズに対応できる体制をとっている。
227	病後児保育事業	子ども家庭部	子ども育成課	H18	-	〔目的〕 仕事と子育ての両立を支援するため、病氣回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児・児童を一時的に保育する。 〔手段〕 病氣回復期にあり、保護者等の都合で、家庭での保育ができない児童を保育する。	高	高	高	高	B	多様な保育ニーズに対応するため、病後児保育の実施を検討していく必要がある。	検討・見直し	①病児保育室の設置に向けた医師会との調整を進めていく。 ②病児保育室の設置に際し、病後児保育室との統合についても検討していく。	23		仕事と子育ての両立を支援するため、病氣回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児・児童(生後3か月～小学校3年生まで)を一時的に保育する事業である。平成18年11月より社会福祉法人に委託し、市内で一箇所の専用保育室が設置され、定員4名に対し、看護師1名、保育士2名を配置し運営している。 保育室は土日、祝日、年末年始を除き、月に約20日利用でき、定員4名であるので、ひと月に延べ約80人受け入れ可能であるが、平成22年度の年間延べ利用人数はわずか42人しかない。対象乳幼児・児童は約20,000人いるが、登録数も400人に満たない程度しかない。制度の周知努力をしているとのことだが、事業の利用しやすさ等に問題がないかの検証と、この稼働率や登録状況を考慮し、実際に当該事業を必要とする市民がどれだけののか、ニーズの把握をして、当該事業の必要性を確認するべきである。次世代育成支援行動計画後期計画に「充実希望の保育サービスの調査結果があるが、これは「病児保育」と「病後児保育」を一項目にまとめた結果が示されており、「病後児保育」に果たしてどれだけのニーズがあるのかは不明確である。 成果指標として、「登録者における実施率(=利用人数/利用登録者)」、「申込件数における実施率(=利用件数/申込件数)」を提案したい。 「病児保育」と「病後児保育」それぞれのニーズを的確に把握し、それに応えるためには、どのような体制で事業を実施していくべきなのかを改めて検証し、事業の改善を進められたい。		多様な保育ニーズに対応するため、病後児保育の実施を検討するとともに、より利用しやすい環境を整備していくためにも病後児保育室との統合について検討していく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価			9. 総合評価			実施年度	総合評価				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性							A 事業内容は適切である		
228	児童福祉法による委託事業	子ども家庭部	子ども育成課	-	-	<p>〔目的〕 多様化する保育需要に対応するため、管内(市内)の民間保育園及び管轄外(市外)の保育園に入所を委託する。</p> <p>〔手段〕 委託先に対し、各年齢毎の入所人数に応じた保育費用を支弁する。</p>	高	高	高		高	B			<p>施設の新設、積極的な情報提供により待機児童数は減少しているが、解消までには至っていない。そのため、今後も施設の新設、保育園の定員増、情報提供を行っていくことで、待機児童を減少させる。</p>	検討・見直し	<p>①待機児童を減少させるため、保育園の新設、定員の増員を図っていく。 ②今後も保育園の新設、既存保育園の定員増を図っていく。</p>	17
229	保育所運営事業	子ども家庭部	子ども育成課	-	-	<p>〔目的〕 増加傾向にある保育需要に対応するため、良質かつ適切な保育サービスの提供を行う。また、障がい児保育、延長保育等の多様な保育ニーズに応えられるよう、適切な保育所運営の確保に努めるとともに、地域に開かれた保育所づくりを進める。</p> <p>〔手段〕 保育所運営に係る直接・間接経費の充実、適正な就労形態の維持と資質向上研修などを実施する。</p>	高	高	高	高	B	<p>子育てと就労支援のための必要不可欠な事業であり、引き続き事業の推進を図っていく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①事業実施において、大きな割合を占める人件費の適正な執行に努める。 ②費用対効果を検証し、民間保育園との更なる連携に努める。</p>	19	B	<p>受け入れ児童の量的な拡大については、公立保育所の規模拡大が難しい状況にあることから、民間を積極的に活用すべきである。また、市では、民間で対応の難しい障がい児保育、延長保育、地域保育への貢献に重点を移し、多様な保育ニーズへの対応に期待したい。 評価表の資源投入量について、保育士等保育所に勤務している職員の人件費が含まれていないため、正確なコスト把握ができていない。評価数値の記載方法について見直しが必要である。</p>	<p>待機児童解消の対策や、多様な保育ニーズへの対応における公立保育所の役割については、平成22年度に新方保育所建替えに伴い入所定員を15人拡充し、同保育所に、子育て相談機能などを有する地域子育て支援センターを併設するなど改善を図っている。また、平成25年4月に大袋保育所、H26年4月に荻島保育所の建て替えに伴い保育ニーズの高い乳児の受け入れ枠拡大を図った。さらに、人的投資が伴う障がい児保育や延長保育の充実を引き続き図っている。</p>
230	地域子育て支援センター事業	子ども家庭部	子ども育成課	H14	-	<p>〔目的〕 保護者が急用等で保育に困った時やリフレッシュのため、一時預かりや育児相談を行う。また、地域に根ざした子育て支援事業を展開するため、地域子育てサークル等の育成・支援を行う。</p> <p>〔手段〕 保育所内の支援センターにおいて、一時預かりや子育てについての悩みや不安などの相談に経験豊富な有資格者が対応する。また、月に一度、子育て講座を開催する。</p>	高	低	高	高	B	<p>多様な子育て支援と保育ニーズへの対応を図るため事業を検討していく。</p>	検討・見直し	<p>①子育て講座等の内容充実を図る。 ②多様化する子育て支援と保育ニーズへの対応を図る。</p>	24	B	<p>越谷市地域子育て支援センター事業実施要綱に基づき、各地域子育て支援センターにて、子育てに関する悩みや不安について相談業務を行い、必要に応じて一時的に子どもを預かることで、地域に根ざした子育て支援を行う事業である。 越谷市では、子育て世帯の減少と子育て家庭の核家族化が進行しており、周囲からの育児支援が得られにくくなることから、子育ての負担感、孤立感及び育児不安の増大などが懸念されている。子育て相談や、講座の開催、必要に応じて子どもの一時預かりなどにも対応しており、地域の子育て支援全般を果す当事業の役割は大きい。 しかしながら、課題となる点も残されている。まずはコスト面についてだが、ヒアリングによると、国からの補助金が平成23年度予算では365千円であったが、決算では191千円に削減された。これは実費徴収が増加したため部署内での補助金配分が見直されたことによるものだが、実費徴収を増やす努力によって、逆に補助金配分額が削減される結果になっている。今後、現場の努力や実情が反映されるような補助金配分の方法等、それぞれの業務に対するコストが明確になるよう検討された。 次に、地域子育て支援センターで実施している一時預かり・相談や、各種子育て講座について、利用者のニーズを汲み取るための独自のアンケート調査を行うことを提案したい。アンケート結果をもとに、利用者の目線から事業の内容を見直していくことで、更なるサービス向上につながると考える。 さらに成果指標についても「一時預かり・相談延べ人数」では、実態がとらえにくい。さまざまな視点から指標設定されることを検討されたい。例えば、代わりに指標として「施設あたりの年間一時預かり利用者数」や独自のアンケート調査による「利用者の満足度」を提案したい。 最後に当事業は、公立保育所の建て替えに併せ、支援センターを拡充していく予定であり、期待は更に高まるものとなる。コスト意識を強く持ち、子育てをする市民に、幅広く、より良いサービスを提供するような取り組みに今後期待したい。</p>	<p>地域子育て支援センターで実施している一時預かり保育・子育て相談や各種子育て講座について利用者の目線から事業の内容を見直し、さらなるサービス向上に努めていく。</p>
231	青少年問題協議会運営事業	子ども家庭部	青少年課	S46	-	<p>〔目的〕 青少年の諸問題に携わる関係団体の長及び関係機関の代表で協議会を構成し、青少年問題の解決策及び今後の在り方について調査・審議する。</p> <p>〔手段〕 青少年関係団体の代表者、関係行政機関の長及び職員等で構成され、青少年問題について協議し、青少年行政の充実を図る。</p>	高	高	高	高	B	<p>青少年の健全育成及び非行化防止は、学校、家庭、地域関係機関などが連携した対応が必要である。多様化する青少年問題の現状と課題を把握し、中長期的な視点で取り組む必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①協議会において提言された、具体的な対応策の具現化に向けた取組について協議する。 ②継続的に具体的対応策の実現に向け、関係機関、関係団体と連携、強化を図っていく。</p>	未実施	未実施	未実施	



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
236	教室運営事業	子ども家庭部	青少年課	H19	-	〔目的〕 放課後及び週末における子どもたちの安全で安心な活動の拠点となる居場所を整備し、異年齢の子どもたちの交流、地域の大人との交流及び子どもたち自身の意思によるのびのびした活動を通じ、心豊かなたくましい子どもたちを育てるとともに、地域の教育力の活性化を図る。 〔手段〕 市民との協働事業として、地域の幅広い年代の方々のご協力により事業の実施を図る。	高	高	高	高	B	現在、PTAをはじめNPO団体や青少年関係団体、地域の協力を得ながら、子どもたちの安全・安心な居場所として「放課後子ども教室推進事業」に取り組んでいる。現在市内17教室の活動となる。今後も、地域や関係機関等と連携しながら、より充実した事業を展開していく。	検討・見直し	①実施回数や内容の充実などに努める。 ②地域ボランティアや異学年の子どもたちとの交流活動をはじめ、様々な体験活動が出来る場として、市民との協働により事業の充実に取り組んでいく。	23	平成19年度より国において創設された「放課後子どもプラン」に基づく「放課後子ども教室推進事業」を越谷市においても実施するための事業である。 「地域の教育力の活性化」を目的とし、市内すべての子どもを対象とし、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進している。地域の方針や参加実績から事業の必要性が認められる。 資源投入量に見合った活動がなされており、教室の開催数、内容の多様さ、参加者数の多さを始め、参加者や関係者などにアンケートを定期的実施して、事業の検証に活用していることは評価できる。 成果指標として、「地域住民の地域の子もたちへの関心度」を提案したい。 今後は放課後児童健全育成事業、学校応援団推進事業など、目的等が類似する事業との整合性や連携方法を確認しながら、関係団体・部署との連携をさらに進め、効果的・効率的な事業運営を推進されたい。	検討中	放課後児童健全育成事業、学校応援団推進事業など、目的等が類似する事業との整合性や連携方法を確認しながら、関係団体、関係部署との連携を進め、効果的、効率的な事業運営を検討する。
237	プレーパーク運営事業	子ども家庭部	青少年課	H25	-	〔目的〕 「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを目的に、禁止事項の少ない遊び場づくりを通して、子ども達の自主性や創造性を育むことを目的とする。 〔手段〕 プレーパーク関係団体と共催で、プレーパークを開催する。	高	高	高	高	B	参加者の年齢層に偏りがあり、今後は年齢層の拡大が必要である。また、常設化に向けた更なる調査が必要である。	検討・見直し	子どもたちが自主性や創造性を育むため、通常の公園ではできない穴掘り、泥んこ遊びや火を使うことができるプレーパークを開催する。 ①多くの市民に周知を図るため、プレーパークの定期開催のほか、イベントを開催する。 ②常設のプレーパークを開設し、その運営を図る。	未実施		未実施	
238	学童保育室運営事業	子ども家庭部	青少年課	-	-	〔目的〕 放課後児童の健全育成のため、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。 〔手段〕 学童保育指導員及び臨時職員により対応する。また、一部について私立保育園に委託する。	高	高	高	高	B	社会状況等の変化により学童保育室の需要は高く、事業コストは増加の一途である。受益者負担の見直しを行うとともに、より効率的な運用を目指す必要がある。	検討・見直し	①保育料の見直しにより保育料の滞納額の増加が見込まれるが、収納対策をより一層強化し、自主財源の確保に努める。 ②運営コストの多くを占める人件費を削減するため、民間の活用等を含め効率的な運営について検討を行う。	21	各地域ごとの学童保育希望者数について年度ごとに増減があること、また多様化する保育ニーズへの対応など、事業計画を左右する様々な要因があることは理解できる。 今後とも、地域のニーズを把握され、民間施設の活用やパート指導員の活用などに配慮しつつ、変化に対応した柔軟かつ効率的な事業運営を望む。	検討中	効率的な運営を行うため、地域性の変化や保護者のニーズを把握して、柔軟に対応する。
239	民間学童保育室運営補助事業	子ども家庭部	青少年課	S56	-	〔目的〕 保護者の負担を軽減するため、昼間就労等で保護者が不在の家庭の小学校低学年または市内の特別支援学校に通学する障がい児の放課後の健全育成の場を提供する民間事業者に助成を行う。 〔手段〕 民間学童保育室を行うものに対して、補助金を交付する。	高	高	高	高	B	公設学童保育室未設置学区等に対して、公設学童保育室と同様の負担となるよう、平成25年度から補助金の増額を行ってきたが、市単独で行う補助金の見直しの実施により、平成27年度からは国・県より交付される補助金を利用した協調補助事業へ事業改善を行う。	検討・見直し	①平成27年度より市単独の補助事業を、国・県から交付される補助金を利用した協調補助事業として見直しを実施したため、民間の新規参入を促していく。 ②民間事業者の参入により、児童の受け入れ先を確保するとともに、保育ニーズの多様化に対応する。	22	民間の学童保育室に対して、その運営を支援するために補助金を交付する事業である。越谷市の基本姿勢として「公設」を基本としながら、その都度、「公営」か「民営」かを検討していることを踏まえながら、民間学童保育室及び入室児童数を毎年減少させていく活動指標・成果指標の設定が必要である。 補助金額の算出に用いている「補助対象児童1人につき月額10,000円」については、「公設公営の保育室運営経費を入室児童数で除した児童1人当たりの経費から、児童1人当たりの月額保育料収入額分を減じた額」を基に積算していることであるが、公設公営よりも高い月額料金を徴収している民間の保育室があることも踏まえ、受益者負担の公平性の観点や、サービス内容、社会情勢等を考慮した上で、補助単価(10,000円)の妥当性を検証し、必要に応じて見直しを実施するなどの対策が必要である。 また、補助金交付に対する市民理解を継続的に得るためにも、公設公営と公設民営とのコスト比較を早急に進められたい。 そのためにも、補助金交付先民間事業者の財務状況や保育室の運営体制の把握などについて、積極的に取り組まれたい。 このほか、官民相互の情報交換を行い、双方が持つ運営のノウハウを共有することにより、より充実した保育サービスの提供に努められたい。	整理済	公立学童保育室との民間学童保育室の保護者負担金の平準化を図るため、平成25年度より民間学童保育室への補助金支給額を1人あたり10,000円から12,000円へ増額した。
240	学童保育室施設管理事業	子ども家庭部	青少年課	-	-	〔目的〕 安全で快適な保育環境の確保と保育内容の向上を図るとともに、適正な施設の管理に努め、放課後児童の健全育成事業の充実を図る。 〔手段〕 定期的に施設のチェックを行い、専門業者に依頼し適正な維持管理を行う。	高	高	高	高	B	経年劣化が進む中、安全で快適な保育環境を確保するため、施設及び設備の効果的な改修を計画的に進める。	検討・見直し	①引き続き適正な施設管理に努め、より一層安全で快適な保育環境の確保を図る。 ②施設や設備の更新計画を検討し、省エネやCO2排出量の削減など環境負荷低減に配慮した維持管理計画を検討する。	21	公立学童保育室29ヶ所の軽微な修繕など、維持管理を行う事業である。学童保育室は、校庭を借用したプレハブ建設保育室、及び校舎の一部を借用した保育室に大別されるが、特に、プレハブ保育室の老朽化への対処が課題となっている。 今後とも、安心・安全の見地に立ち、長期的視点に立った計画に基づき、適切な管理に努められたい。	検討中	学童保育室の老朽化に対し、現状の施設および設備の調査を行い、より安全で効果的な維持管理を行えるよう努める。また、快適性を維持しながらも省エネ・CO2排出量の低減を図る。
241	学童保育室改修事業	子ども家庭部	青少年課	-	-	〔目的〕 児童の安全・衛生面及び施設のバリアフリー化等を考慮し、フローリングの改修工事を行い、快適な保育環境づくりを努める。 〔手段〕 施設各部位の耐用年数及び経年劣化状況を把握し、安全・衛生面を重点的に改修を行う。	高	高	高	高	A	生活スタイルの変化や空調機等の増設・更新を行う事業であり、他の自治体の手法と比較するのが困難であるが、取組み事例や工夫している点など、情報交換を行うことが重要。	現状維持	①引き続き老朽化した施設や設備の改修を実施し、快適な保育環境の維持に努める。 ②空調機の耐用年数や社会状況の変化を的確に精査し、効果的・効果的な修繕計画を検討する。	21	公立学童保育室29ヶ所の施設の大規模改修を目的とした事業である。施設が老朽化する中で、これまで以上に学校施設等既存施設の有効活用を図り、市全体としての効率化を進められることを期待する。 なお、学童保育室施設管理事業と管理対象が同一であることから、両事業の統合について検討されることを望む。	整理済	空調機の増設・更新など環境や生活スタイルの変化に伴う大規模修繕を目的とし、過去の改修履歴や要望等に基づく長期的な計画により、事業を実施している。



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A	B
242	学童保育室建設事業	子ども家庭部	青少年課	S48	-	〔目的〕 増加傾向にある学童保育室の需要に対応するため、学童保育室の建設を行う。 〔手段〕 学校敷地内または余裕教室の活用を図り、学童保育室を整備する。	高	高	高	高	A	現状維持	①待機児童の解消及び受入枠の拡大を目指し、2室化整備など施設の増設を引き続き検討する。 ②将来的な児童推移や学童保育室の申請率の変化を分析し、施設の整備計画を検討する。また、学校の余裕教室等を活用し、一時的に受入れ先を確保するなど、既存施設の有効活用を含めて、整備計画を検討する必要がある。	22	B	市立小学校に通学する低学年の児童について、帰宅後に保護者が就労等の事情により保育することができない場合、保護者に代わって保育する場所である学童保育室の増築を行う事業である。 学童保育室への入室需要増加に対応するための増改築事業であることから、待機児童数がどのくらい解消したのかを成果指標に設定し、増改築の計画管理を行う必要がある。 越谷市では、学童保育室のあり方について「公設」を基本としながら、その都度、「公営」か「民営」かを検討しているとのことであるが、市民に理解されるだけの根拠が必要である。 公設民営と公設公営とのコスト比較、保育所運営に係る経費に対する保育料収入の寄与度、月額保育料の適正価格等についてコスト分析がなされておらず、全般的にコスト意識が希薄である。 市民ニーズが高く、必要性の高い事業であるだけに、より厳しい姿勢で事業に取り組まれない。	学童保育室は市民のニーズが高く、必要性の高い事業であり、福祉に貢献する事業であるため収支のバランスだけで運営を行うことは困難である。しかし、運営コストと保育料の収入におけるコスト分析については、積極的に検討を行い、より具体的な事業計画を行う必要がある。今後は統計的な手法を用いた建設計画と収納業務の見直しによる保育料収入の向上を目指し、業務を推進していく。
243	児童館コスモス運営事業	子ども家庭部	児童館コスモス	S62	-	〔目的〕 子ども達の健全育成のための拠点施設として、また、「天文と物理」をテーマにした子ども科学館として、地域に根ざした児童館を目指し運営する。 〔手段〕 子どもの健全育成事業、科学教育事業を開催し、参加者の定着と拡大を図る。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①「天文と物理」をテーマに児童館機能と子ども科学館機能を併せもつ大型児童館センターとして、児童の健全育成と子育て支援に関する事業を行っていく。また、閉館以来28年を迎えたプラネタリウムの老朽化が進んだことから、故障による投影不能を回避するため、機器設備を更新し、最新のソフトを導入し民間施設のプラネタリウム運営を参考にして、新しい事業展開を検討する。 ②越谷市立児童館イベント実行委員会との連携や担当者によるアイデアを生かしながら、年間行事や特別イベント等を企画し、地域に根ざした運営に努めていく。	25	C	<b>事業概要</b> 子ども達の健全育成のための拠点施設として、また、「天文と物理」をテーマにした子ども科学館として、地域に根ざした児童館を目指し運営する。また、子どもの健全育成事業、科学教育事業を開催し、参加者の定着と拡大を図る。 <b>必要性</b> 入館者数は、平成20年度の119,067人をピークに減少基調にあり、平成24年度では99,166人と、19,901人(△16%)減少している。減少数を年代別にみると、小学生の減少が、11,332人と最も多く、次いで幼児3,972人減、大人3,245人減となっている。春日部市に近い立地は、主な対象とする小学生にとり、親の同伴を必要とするものであり、特に低学年の場合には1人あるいは友人たちと気軽に行けないことが想定される。児童をめぐる環境が変化し、ニーズが多様化しているのであれば、大型施設を伴う「児童館」としての位置づけにこだわらず、大人も対象にするなど既存の施設を有効に活用する方策を検討すべきではないか。また、大型施設化を志向した結果、地域密着型の児童館が少ないことの不利益についても併せて検討する必要がある。 <b>効率的性</b> 同じ児童館であるコスモスとヒマワリを別事業として運営している結果、運営ノウハウの共有、委託等契約業務が2倍になる、ボリュームディスカウント、例えば、清掃委託契約の一本化などを活用できないといった効率的性の観点からの課題が生じている。 <b>有効性・成果指標</b> 利用者数が横ばいとなっている要因の1つとして、企画が魅力的ではないことが考えられる。プラネタリウム等の科学館の運営は、専門のノウハウが活きる分野である。大型施設系の児童館である以上、魅力的な企画が求められるが、市の直営では企画の魅力が高めることには限界があると考えられる。教育委員会、教職経験者を多く採用しているが、これだけでは学校授業の延長にしかならず、魅力的な企画は生まれにくいことが懸念される。今後は、指定管理者等、民間のノウハウの活用や企画委員等の設置によって魅力を高めることも検討すべきではないか。 また、越谷市は周辺市町を含めた5市1町での施設利用を促進しているとのことである。しかし、現在では、チラシ等で案内を行うのは越谷市だけとのことであったが、利用者増加の観点からはこれらの周辺市町に対しても積極的な宣伝を行うべきであると考えられる。 <b>その他</b> 本運営事業のうち他の施設で提供可能なサービス・コンテンツについては、普及活動を推進することが望まれる。 施設側へ余力があれば、老人ホーム等の事業を積極的に取り入れることも一案であると考えられる。 《参考》平成18年度外部評価：C	小学生を対象に科学への興味・関心を高めるため、科学教室の充実や科学作品展等の開催の他、科学技術施設見学会など、他団体との事業交流を行っていく。また、児童館ヒマワリとの相互協力により共通事業について、講師・必要資材・運営人員など、共有化により効率的な事業運営に努める。
244	児童館コスモス施設管理事業	子ども家庭部	児童館コスモス	S62	-	〔目的〕 館内の安全確保と快適な環境を保ち、児童館の持つ諸機能が十分に発揮できるように効率的な施設の管理を行う。 〔手段〕 施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、施設管理を行う。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①児童館コスモスは閉館から28年を経過し設備の劣化が進んでいることから、部品供給が困難となったエレベーター制御盤交換修繕をはじめ、施設維持に必要な修繕等を行う。 ②施設の老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保と快適な環境を維持するため、計画的に施設・設備の改修・更新を図る。	27	B	児童福祉法に基づく児童厚生施設の管理に関する事業。館内の安全を確保しつつ、利用者が快適に過ごすことができる環境を整備し、また市民、子どもたちが利用しやすい施設の維持管理を目的とする事業である。 子育てしやすいまちの整備に資するため、当該施設の役割も十分に発揮することが求められる。そのため、年間を通じて、子育て世帯を中心に施設利用の案内についてより効果的な手段により情報を発信していく必要性が高いものと思われる。現在発行している「コスモスだより」は、毎月の予定やイベントの内容が分かりやすく記載されており、見ている市民にとっても実際に利用するきっかけになり得ているのではないかと、実際に乳幼児等の利用者は増加傾向にあるので、このような方法により、常に施設の利用やイベント、事業などの認知度を高めることで、今後も地域の子育て世帯を中心とした利用者、リピーターの増加、満足度の向上に期待したい。 子ども家庭相談員も配置されているが、実際に相談の需要が見込まれ、相談の内容に応じて保健所などの関係機関につなげる例もあるとのことである。当該機関との連携体制も含めてその実施状況を適切に把握し、引き続き相談しやすい効果的な相談業務の実施をされたい。その他の職員についても、管理・運営部門のそれぞれの事務内容に応じた適切な人事配置の実施に努められたい。 具体的な利用状況やイベントなど運営内容の資料・説明は把握できるが、保守管理にどのような予算を計上し、執行しているかが不明確であり、管理事業の把握が困難。施設管理者として通常固定的に支出しているものと突発的、単発的に発生し支出しているものの把握に努められたい。また施設管理部分の費用支出状況について確認されたい。 活動指標や成果指標については、施設勤務職員の努力がより反映されるような指標を検討すべきではないか。管理事業であるので、修繕計画を定めたうえでどの程度修繕が実施できたか、施設環境に対するアンケートなどの市民意見にどの程度対応できたかを指標に取り入れるなど、見直しを検討されたい。	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等	
							9. 総合評価						総合評価	実施年度		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						実 施 年 度
245	児童館ヒマワリ施設管理事業	子ども家庭部	児童館ヒマワリ	H7	-	〔目的〕 館内の安全確保と快適な環境を保ち、児童館の持つ諸機能が十分に発揮できるように効率的な施設の管理を行う。 〔手段〕 施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、施設管理を委託する。	A	高	高	高	高	A	①児童が安全に児童館を利用してもらうため、幼児室、おもちゃ図書室の窓に安全手すり等の整備を行う。 ②専門技術を持つ民間業者への効率的な保守管理委託や既存施設・設備の部分改修・修繕により施設設備の延命化を図り、初期投資のコストパフォーマンスを実現する。	21	児童館ヒマワリは、建設時に、用地費、建設工費を合わせ総額22億円を要した大規模かつ先駆的な施設である。開館から14年を経過し、経年による劣化への対応が必要になっている現状を踏まえながら、本施設を今後どのように維持管理していくべきか、運営面での課題整理と併せて総合的な検討を進め、効率的な事業執行を期待する。	建設から20年が経過し施設設備が耐用年数を超え、機器の入れ替え、大規模修繕の時期を迎えている中、児童の健全育成、子育て支援の拠点施設として安全安心で快適な施設環境を継続して市民に提供するために、今後も必要最小限の設備の設備投資により既存施設をいきるための適切な維持管理と部分的な修繕を実施する。これにより、当面の施設設備リスクを回避し延命化を図り、第4次総合振興計画内における計画的な大規模修繕につなげていく。
246	児童館ヒマワリ運営事業	子ども家庭部	児童館ヒマワリ	H7	-	〔目的〕 子どもたちの健全育成のための拠点施設として、また、「生物と環境」をテーマにした科学館として、地域に根ざした児童館を目指し、運営する。 〔手段〕 子どもたちの健全育成事業、科学教育事業を開催し、参加者の拡大と定着を図る。	B	高	高	高	高	B	①「生物と環境」をテーマにした科学館展示物のコンピューターのOSの老朽化により、コンピューターの入れ替えならびに、ソフトの製作を行う。また、事業については、利用者のニーズを取り入れ、児童の健全育成や子育て支援等の事業を行う。 ②子育て支援、科学体験事業、児童健全育成の高年齢(12~18歳)を対象とした事業の充実を図る。	25	<b>事業概要</b> 子どもたちの健全育成のための拠点施設として、また、「生物と環境」をテーマにした子ども科学館として、地域に根ざした児童館を目指し、運営する事業である。 <b>必要性</b> 利用者は、平成15年度の141,394人をピークに、その後は減少しており、平成20年度は88,931人まで減少した。その後、平成21年度以降は増加に転じており、平成24年度では101,184人にまで回復しているが、これは平成15年度の約71.5%に過ぎない。また、内訳をみると乳幼児と同伴の大人の来館者数が増加しているだけであり(乳幼児は平成20年度で29,902人、平成24年度で40,053人、大人はそれぞれ28,064人、36,046人)、当館が主要なターゲットとしている小学生の利用は減少している(小学生は平成20年度で27,091人、平成24年度で22,477人、中学生はそれぞれ3,874人、2,608人)。草加市に近い立地ということもあり、主な対象とする小学生にとって、親の同伴を必要とするものであり、特に低学年の場合には1人あるいは友人たちと気軽に行けないことが想定される。児童をめぐる環境が変化し、ニーズが多様化しているのであれば、大型施設を伴う「児童館」としての位置づけにこだわらず、大人も対象とするなど既存の施設を有効に活用する方策を検討すべきではないか。また、大型施設化を志向した結果、地域密着型の児童館が少ないことの不利益についても併せて検討が必要がある。 <b>効率的性</b> 同じ児童館であるコスモスとヒマワリを別事業として運営している結果、運営ノウハウの共有、委託等契約業務が2倍になる、ボリュームディスカウント、例えば、清掃委託契約の一本化などを活用できないといった効率性の観点からの課題が生じている。 <b>有効性・成果指標</b> メンターゲートである小中学生の利用が伸びない背景の1つとして、企画が魅力的ではないことが考えられる。科学館の運営は、専門的ノウハウが生きる分野である。大型施設系の児童館である以上、魅力的な企画が求められるが、市の直営では企画の魅力を高めることには限界があると考えられる。教育委員会、教職経験者も多く採用しているが、これだけでは学校授業の延長しにかならず、魅力的な企画は生まれにくいことが懸念される。今後は、指定管理者等、民間のノウハウの活用や企画委員等の設置によって魅力を高めることも検討すべきではないか。 また、越谷市は周辺市町を含めた5市1町での施設利用を促進しているとのことである。現在では、チラシ等で案内を行うのは越谷市だけとのことであったが、利用者増加の観点からはこれらの周辺市町に対しても積極的な宣伝を行うべきであると考える。 <b>その他</b> 本運営事業のうち他の施設で提供可能なサービス・コンテンツについては、普及活動を推進することが望まれる。施設側に余力があれば、老人ホーム等の事業を積極的に取り入れることも一案であると考えられる。 《参考》平成21年度外部評価：C	児童福祉法に基づき、児童館の全ての機能を児童健全育成機能に中小学生の生活実態の変化に対応したプログラムの実施を実施する。子育て支援機能においては、地域の子育て拠点施設としての事業を継続して行なう。科学館機能としては、魅力的な事業企画を充実させるため、民間のノウハウの活用、民間団体との協働事業、外部講師採用など積極的な導入をさらに推進するなどして、企画運営の充実を図る。来館者数の増加を促す。 児童館コスモスとの共有化を進め、効率性を高める。(講師、必要資材・運営人員等)
247	感染症対策事業	保健医療課	地域医療課	H21	-	〔目的〕 新型インフルエンザなどの感染症の発生に備え、感染症発生時に発生して、医療機関が初期診療業務等を遂行し必要な医療を確保する。 〔手段〕 ・防護服等を備蓄する。	B	高	高	高	高	B	①平成27年4月に策定した越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画により備蓄計画の再検討を図る。	26	平成21年度に発生した新型インフルエンザを教訓に、新型インフルエンザ等の感染症発生時に備え、医療機関が速やかに初期診療業務等を遂行できるよう、防護服やマスク、手袋等の医療資機材を備蓄し、点検等の管理を行うものである。感染症の発生時にウィルスの蔓延を最小限に抑え、市民の生命を守るために重要な事業となっている。 医療資機材の備蓄は、平成25年に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による国のガイドラインが作成される以前の平成21年度より、市独自による事業として先進的に実施している。平成21年度に策定された市独自の備蓄計画では、医師会との検討により必要数が算出され、感染症発生時に医療機関で使用するための防護服や手袋、マスク等の消耗品について3,000組を備蓄することとしている。ただし、国のガイドラインの策定やBCP(事業継続計画)により、医療機関や一部の事業者でもそれぞれ備蓄資材の保有が進んでいること、備蓄内容について災害部門等の他部局と連携を図る必要があることなど、平成21年度当時の状況から感染症対策における備蓄環境には変化が見られる。平成25年に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」・同年作成された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」、平成26年に作成された「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、今年度中に策定を予定している越谷市の行動計画においては、改めて感染症の発生時に当事業として備蓄する必要がある資機材の内容、適正な数量について十分な検討を進められた。備蓄資材の購入費用であるが、競争入札を行っていることは、コスト削減の観点から評価できる。備蓄資材の需要動向によって購入金額の変動が大きいとのことだが、計画通りの数量を確保できるよう、対応に努められた。 使用期限の過ぎた備蓄資材の再利用について、マスクやゴーグル、手袋は3年、防護服等は5年で使用期限を迎え、交換が必要となる。使用期限の切れた資材はインフルエンザ等の対応には不十分でも、一般的に使用するには十分な機能を備えていることから、マスク、ゴーグル、手袋については市内中学校で有効活用しており、技術家庭科の授業で使用されていることは評価できる。ただし、防護服等については検討中である。近隣の大学や保育園、介護施設、清掃員、ボランティア団体、その他感染症家族のケアなどで防護服の有効活用を図ることにより、喜ばれる方も多いと思われるので、これを参考に検討を進められた。 活動指標としている「陰圧式エアータントの点検数」と、成果指標としている「陰圧式エアータントの点検割合」であるが、陰圧式エアータントの点検は3年に一度行われるものであり、年度ごとと比較することができないため、指標として相応しくない。指標を設定する際には、単年度ごとと比較検討が可能な内容を設定するよう指摘したい。	防護服等の備蓄する必要がある資機材の内容や適正な数量については、越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、見直しを検討し、使用期限の切れた防護服についても、有効活用できるよう、検討を進める。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容が適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
248	地域医療推進事業	保健医療部	地域医療課	H23	-	〔目的〕 地域医療の向上を図る。 〔手段〕 看護師等の養成施設に在学し、卒業後に市内医療機関に従事しようとする方に対して修学資金を貸与する。 骨髄等を提供した方に対して、骨髄移植ドナー助成金を交付する。	高	高	高	高	B	看護師等修学資金貸与者の選考について、公平公正な選考方法を考える必要がある。	検討・見直し	①②看護師等修学資金の選考については、公平公正な選考とするため、引き続き面接を行うとともに、広報等周知に努める。	24	総合評価 実施年度 外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	地域団体交付金事業のあり方について、対象団体を含め検討を重ねた結果、平成25年度で事業の廃止	
249	救急医療対策事業	保健医療部	地域医療課	S52	-	〔目的〕 初期救急医療から第三次救急医療までの体系的な医療体制を確保し、救急医療体制の充実を図る。 〔手段〕 休日・年末年始における休日当番医制事業、近隣6市1町による病院群輪番制および小児救急医療支援事業を実施する。 関係機関と連携協力し、医療体制の整備を進める。	高	高	高	高	B	初期救急医療については、休日診療を行っている医療機関の把握に努める必要がある。 第二次救急医療については、埼玉県地域保健医療計画の中で病床数が定められており、新たな病院の設置は困難であることから、現状の医療資源を効果的に活用し、実施していかなければならない。	検討・見直し	①初期救急医療について、休日に診療を行っている医療機関を把握し、より正確な情報の提供を行う。 ②第二次救急医療については、6市1町で構成する埼玉県東部南地区第二次救急医療対策協議会を通して、第二次救急医療の充実・確保に努める。	23	<在宅当番医制事業部分> 初期救急医療から第三次救急医療までの体系的な医療体制を確保し、救急医療体制の充実を図るために行われている救急医療対策事業のうち、休日や年末年始における初期救急医療体制を確保するための事業である。休日や年末年始における救急患者の診療を社団法人越谷医師会及び歯科医師会に委託し、所属する会員により、在宅当番医制で実施する。平成22年度は医科は委託日数20日、延べ40施設、利用患者は2,639人、歯科は委託日数20日、延べ26施設、利用患者は184人の利用実績がある。 平成17年度に、外部評価で「H17年度から日曜日診療が除外されていることを踏まえて」祝日においても在宅当番医制の意義について抜本的見直しを図り、医療機関自身による初期救急医療体制の確立を推進する必要がある」とコメントが出ていた。その後、担当部署より休日に診療している医療機関の数を調査したところ、医科11、歯科15であり、当該事業を縮小するには不十分と判断し、当該事業は平成17年度以降も現在まで同様の内容で継続されている。 休日及び年末年始の初期救急医療体制のあり方について、事業縮小・廃止の基準は設けず、埼玉県東部南地区第二次救急医療対策協議会において、初期救急医療から第三次救急医療までの体系的な医療体制の確保という観点から協議しているところであるが、病院群輪番制や小児救急医療支援など他の医療関連事業との関係性や役割分担を整理するなどで、在宅当番医制事業における課題を改めて把握し、業務改善に取り組みたい。 《参考》平成17年度外部評価：<在宅当番医制事業>D	23	休日当番医・休日当番歯科医制事業については、休日及び年末年始における初期救急医療体制の整備を図るため継続していく。
250	急患診療所診療業務事業	保健医療部	地域医療課	H14	-	〔目的〕 夜間における初期救急医療を確保する。 〔手段〕 小児夜間急患診療所及び成人夜間急患診療所において診療業務を行う。	高	高	高	高	B	夜間急患診療所の診療時間内に、第二次や第三次救急医療機関を受診している軽症者の患者を、夜間急患診療所に誘導するための施策を検討する必要がある。	検討・見直し	①夜間急患診療所について、周知を図っていく。 ②夜間急患診療所の周知と併せ、救急医療体制についての啓発を行っていく。	未実施		未実施	
251	急患診療所施設管理事業	保健医療部	地域医療課	H14	-	〔目的〕 住民が安心して利用できる初期救急医療施設とする。 〔手段〕 小児夜間急患診療所および成人夜間急患診療所の適正な維持管理を実施する。	高	高	高	高	B	小児急患夜間診療所と成人夜間急患診療所を別々の場所で運営し、コストの増加を招いていた。	検討・見直し	①②小児急患診療所と成人夜間急患診療所を統合した、夜間急患診療所において、効率的な施設運営が図られるように、検討を行う。	25	<b>事業概要</b> 診療所を利用する市民の安全を確保し、快適な施設環境を維持するため、小児夜間急患診療所及び成人夜間急患診療所（平成24年4月診療開始）の維持管理を行う事業である。 <b>必要性</b> 二次救急医療を維持していくという観点からは、一次救急医療を実施する急患診療所の必要性は高いと考えられる。 <b>効率性</b> 小児向け及び成人向けの急患診療所を統合して1か所とすることは、施設運営の効率性の改善に寄与することが考えられる。 <b>有効性・成果指標</b> 市立病院の受診者が深夜0時までの時間帯が全時間帯の約75%を占めていたことから、この時間に近い午後11時までを対象として急患診療所での診療を行っており、患者への利便性や、二次救急医療を維持していく観点からは有効と考えられる。平成23年度及び平成24年度では、それぞれの施設で365日診療を実施した。一方、毎日限られた時間のみではなく、24時間に渡り一次救急を実施できるための工夫については引き続き検討する余地があるのではないかと、例えば、2施設統合後の新急患診療所が、市立病院の前に移転する計画であることから、現在一次救急を提供していない空白時間だけ、市立病院から医師を派遣してもらう等が考えられる。	25	小児夜間急患診療所及び成人夜間急患診療所の統合に向け、効率的な施設管理が図られるよう、診療業務を委託する。越谷市医師会と調整を図り、施設整備を進めた。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容が適切である
252	保健センター施設管理事業	保健医療部	市民健康課	S63	-	〔目的〕 保健センターを利用する市民の安全を確保し、快適な施設環境を維持する。 〔手段〕 業務委託により、施設の維持管理を行う。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①現状の保守水準を維持しながら、契約形態や仕様の見直しを行い、コスト削減を図る。	22	市民の健康の保持及び推進を図ることを目的として設置されている越谷市立保健センターの施設管理を行う事業である。施設管理の具体的な事業内容についての活動指標・成果指標の設定がなく、業務委託内容及び施設の適切な維持管理内容が不明確である。SLA(Service Level Agreement/サービス品質保証制度)を導入し、業務委託内容が誠実に履行されているか否かを確認することができ体制を整備することが必要である。 また、全般的にコストに対する意識の低さが見受けられる。施設管理に係る業務委託契約の半数が長期継続契約となっているが、個々の契約について、長期継続による効果の妥当性を検証する必要があるほか、保健センター施設管理部分に係る指定管理者制度の導入についても、より積極的に検証を進められたい。また、事業内容に比べて人工の資源投入量が大きいことから、人件費の効率化についても更に進められたい。 なお、管理事業と改修事業を分割して評価しているが、全体像が見えにくいことから、一体的な評価を行う必要がある。	整備 線による外壁調査結果により、施設、設備の改善、改修箇所の把握ができ、業務委託内容及び今後の建物の維持管理内容について検証できた。
253	保健センター施設改修事業	保健医療部	市民健康課	S63	-	〔目的〕 保健センターを利用する市民の安全を確保し、快適な施設環境を維持する。 〔手段〕 施設の緊急修繕や年次計画的な修繕を行う。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①②建物及び設備の老朽化が進んでいることから、優先順位を定め、計画的な修繕・改修を行う。	22	市民の健康の保持及び推進を図ることを目的として設置されている越谷市立保健センターの施設改修を行う事業である。年次計画的な修繕と突発的な不具合に対する修繕が一体的に評価されており、評価内容が曖昧である。改修計画に対する進捗状況を成果指標として設定するなど、活動指標及び成果指標の見直しが必要である。 施設管理台帳は整備されていないが、総合振興計画の実施計画において計画的に修繕・改修が行われている。また、建物及び設備の老朽化とこれに伴う修繕・改修費用の増大を危惧しつつも、他の施設との複合化や建て替えなどの方向性については、平成23年度からスタートする第4次総合振興計画・前期基本計画の策定の中で検討されている中核市への移行に伴う保健所建設に伴い、保健センターの建物そのものをどう活用していくか検討することになることから、現段階では明確にすることができない状況であるとのことであった。 将来を見据え、各時点で最良な施設管理を実施するため、施設管理におけるITの導入、アセットマネジメントやファンリ・ティーマネジメントなどの導入により、修繕等が必要な場所・量を適確に把握し、優先順位を定めた計画的かつ効果的な修繕を行い、財政負担の軽減を図りながら、施設を良好な状態で維持することが必要である。 このほか、事務事業評価が「保健センター施設管理事業」と「保健センター施設改修事業」に分けて実施されているため、市民からみて全体像が見えにくくなっている。他の関連する事務事業を含め再検討を行い、事務事業を一体化する必要があると思われる。	建築物等定期点検結果と赤外線による外壁調査結果を参考とし、改修箇所の優先順位を決定し、計画的に予算要求していく。
254	健康づくり推進事業	保健医療部	市民健康課	H9	-	〔目的〕 市民一人ひとりが健やかで実り多き人生を送れるよう、自分の健康管理について関心を持ち、自ら健康の保持推進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法を普及するとともに、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援する。 〔手段〕 講座や講習会を開催する。内容により、住民ボランティア組織(食生活改善推進員協議会等)へ委託する。健康づくりを推進するためのボランティアを養成・育成する。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①多くの方に参加していただけるよう、社会的ニーズに即した内容を参加しやすい方法で開催する。 ②講座終了後自主的に健康づくりに関心するよう内容を検討する。また、成果に参加した方が、自らに成果としてだけでなく、健康についての情報等を家族や知人(地域)に発信するような取組を試みる。	18	健康づくりの多様なメニューを抱え大変と思われるが、自分の健康管理に関心を持ち、健康づくりを支援しているのだからという啓発が一層必要である。そのため、免疫力を高めるための健康対策、機能低下にならないための健康づくり対策、予防習慣を啓発する活動等、関心を持ちやすいユニークで親しみのある事業活動を期待する。	今後も社会的ニーズや市民ニーズを把握し、参加しやすい教室を運営し、効果的な健康づくり事業に取り組んでいく。
255	健康診査等事業	保健医療部	市民健康課	H20	-	〔目的〕 疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病等を予防し、市民の健康の保持・増進を図る。 〔手段〕 個別通知、または広報等の周知方法により、健康診査・肝炎ウイルス検診・骨粗しょう症検診を実施し、必要に応じて栄養・運動等について保健指導を行い、健康に関する知識の普及啓発を図る。 (対象)健康診査:健康増進法第19条の2に該当する40歳以上の市民(生活保護受給の方等) 骨粗しょう症検診:20歳以上の女性市民 肝炎ウイルス検診:40歳の市民及び41歳以上の未受診者	高	高	高	高	B	検討・見直し	①肝炎ウイルス検診は一生に一回の検診であり、臓域等で検診機会のある方は対象とならない。ウイルス性肝炎の原因が明らかとなり、対策が講じられてきているが、今後も肝炎に対する知識の普及を図っていく。 ②肝炎ウイルス検診について、引き続き受診券を送付し受診勧奨を行うとともに、肝臓健康手帳を配布する。保健所で実施される、感染症対策としての肝炎ウイルス検診との調整を行う。	21	本事業は、大きく以下の3つの事業から構成されている。 ①生活保護受給者を対象とした健康診査・保健指導、②肝炎ウイルス検診、③20歳以上の女性を対象とした骨粗しょう症検診 ①生活保護受給者を対象とした健康診査・保健指導の受診率は、2.5%(平成20年度実績で対象者1,150名に対して受診者29名)である。種々の事情により受診できない方もおられることを考慮しても、予防医療の重要性が叫ばれる中、2.5%という受診率は低い。未受診者に積極的に働きかけ、受診率の向上を図ってほしい。 ②肝炎ウイルス検診は1回だけの検診であるのに対して③骨粗しょう症検診は1年に1回の検診である。受診可能回数などを考慮して、受診率などの成果指標を設定すべきである。 ③骨粗しょう症検診は、毎年、6月から7月の18日間、医師会に委託して実施している集団検診である。平成20年度実績は、最大受診可能数1,520名に対して、1,420名が受診した。今後とも、受診者を増やす必要があるが、現在の検診形態では満杯の状態である。予算拡充も視野に入れて、医師会とも調整を行ったりするなど対策を立案する必要がある。	健康診査については、生活保護受給者に個別勧奨通知を実施した。成果指標を適切な指標にした。
256	がん検診等事業	保健医療部	市民健康課	S36	-	〔目的〕 がんの早期発見に努め、治療に結びつけるとともに、がん予防に関する知識の普及及び啓発を行い、市民の健康保持・増進に資する。 〔手段〕 検診(施設・集団)業務を越谷市医師会へ委託して実施するとともに、市民に対し広報等によりPRする。 (対象)胃がん:30歳以上の市民 乳がん:35歳以上の女性市民 大腸がん:40歳以上の市民 肺がん:40歳以上の市民 子宮がん:20歳以上の女性市民	高	高	高	高	B	検討・見直し	①受診率向上のためあらゆる機会を捉え、がん検診の必要性について周知するとともに、引き続き無料クーポン券によるがん検診推進事業を実施する。 ②検診結果で要精密検査となった方に対して、がんの早期発見、早期治療につなげるために、精密検査未受診者勧奨を実施する。	27	がんの早期発見に努め、治療に結びつけるとともに、がん予防に関する知識の普及及び啓発を行い、市民の健康の保持及び増進に資することを目的とした事業である。検診の種類により若干異なるが、受診率は県内でも平均値もしくは若干上回る数字となっており、精密検査受診率も国の目標値を上回っている。今後がん検診の受診率がさらに高まるように、がん予防に係る知識の普及及び啓発に一層努められたい。 厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、市町村による科学的根拠に基づいたがん検診を推進しており、がん検診の種類・検査項目・対象者・受診間隔の指針を定めている。市では、乳がん検診で予防し、がん検診はがん検診の必要性について周知するとともに、引き続き無料クーポン券によるがん検診推進事業を実施する。 子宮がん検診はがん検診推進事業(無料クーポン券の配布)を5歳刻みの方を対象に5年間実施してきたが、国の要綱の変更に伴い、対象を20歳のみとしたため、受診者及び受診率が低下した。	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							9. 総合評価						11. 改革改善案	12. 外部評価				
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	総合評価	実施年度
							A 事業内容は適切である B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 D 事業の休・廃止を含めた検討が必要 ↓ 各評価で認識した課題等 ↓					①平成28年度に向けた取組 ②中長期的な取組	総合評価	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称				
257	歯科健康診査等事業	保健医療部	市民健康課	H8	-	〔目的〕 生涯を通じて自らの歯で食べる楽しみを享受し、豊かな人生を送ることができることを目的に、幼児から高齢者及び障がい者を対象に、歯科口腔保健に関する知識を普及啓発し、歯科疾患の予防を図るとともに早期発見・早期治療を行うことにより健康の保持・増進を図る。 〔手段〕 成人歯科健康診査を個別通知により勧奨し、実施する。歯科健診・相談および口腔がん検診を実施する。越谷市歯科医師会へ業務委託により行う。また、歯科健康フェアを越谷市歯科医師会と共催にて開催する。広報等により啓発する。	高	高	高	高	B	在宅訪問歯科保健事業は受診方法について周知を図り、受診者が増加した。 歯科健康診査は、40歳以上70歳以下の5歳刻みの年齢の方に勧奨通知を送付しているが、受診者が減少した。	検討・見直し	①口腔がん検診をはじめ、引き続き歯科口腔保健事業の周知及び知識の普及を図る。 ②在宅訪問歯科保健事業は事業の周知を図り、様々な歯科保健のニーズに対応する。	18	高齢者の歯の疾患の予防は重要であるが、歯周病が原因で内臓疾患をもたらし、健康全体がそこなわれつつある事例があることを広く理解させる取組が必要と思われる。検診対象者の5%前後の受診率はやむをえない点もあるが、一層周知活動に努めていただきたい。	整理 済	歯科健康診査については、40歳以上70歳以下の5歳刻みの年齢の方に勧奨通知を送付し、受診率の向上に努める。 歯周疾患については、歯科健康フェアや健康教育において周知する。また、口腔がん検診について引き続き周知し、受診率の向上を目指す。
258	予防接種事業	保健医療部	市民健康課	-	-	〔目的〕 予防接種法に基づき、伝染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するために、予防接種を適正かつ円滑に実施し、公衆衛生の向上に寄与する。 〔手段〕 対象者には通知を送付し、高齢者には広報等にて周知し、予防接種を受けることを奨励する。	高	低	高	高	B	予防接種法に基づき実施している。接種年齢に定めがあるため、適正な時期に周知する。	検討・見直し	①平成28年度からも、定期予防接種をすることし、安全に実施していくように取り組んでいく。 ②接種率を維持し、感染症の予防に寄与し、市民の健康づくりを推進する。	21	幼児から高齢者までを対象として、市民の健康増進を図る上で、必須の事業である。BCG、及びポリオの受診率は、それぞれ98.0%、92.5%と極めて高い値である。しかし、BCGやポリオの予防接種は、さらに高い受診率を目指すべきであり、そのためには保護者の一層の理解を得るよう努めなければならない。特に、BCGの未受診者(59名)に対しては、個々のフォローを行うことにより、実質受診率=100%を目指す必要がある。 ポリオが、BCGに比べて受診率が低い原因として、接種方法の違い(BCGは個別接種、ポリオは集団接種)が考えられる。ワクチンの特性によって、ポリオの場合は、集団接種を取らざるを得ないという制約があるとのことではあるが、個別接種を行っている自治体もある。何らかの工夫を行い、BCG並みの受診率を目指すようにしていただきたい。 【市外での予防接種費用助成金】(内部評価：継続)(外部評価：継続) 予防接種助成金は、市が現物給付できない県外等で接種した場合の助成金であり、その必要性は認められる。	整理 済	接種率の向上について、健診や相談の機会を捉え未接種とならないような接種計画の提案と乳児期早期に接種をする機会が多いため、医療機関と連携し、事故防止に努める。
259	乳幼児等健康診査事業	保健医療部	市民健康課	S54	-	〔目的〕 乳幼児に対し、健康診査を実施し、疾病及び運動機能や精神発達遅滞等を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談等を行い健全な育成を図る。また、妊婦に対して妊婦健康診査を実施し妊娠中からの継続した支援を図り、母体や胎児の健康管理を行う。 〔手段〕 乳幼児健康診査対象者に通知し、受診を勧奨する。妊婦健康診査については、母子健康手帳交付時に受診票を交付し受診を勧奨する。14回の健診及び検査費用については、県内統一して公費負担を継続する。	高	高	高	高	B	現状の水準を維持する。	検討・見直し	①平成28年度に向けて、健診の周知を図っていくことにより、乳幼児死亡率の低下の維持や虐待予防に取り組んでいく。 ②継続していく。	20	少子化対策の観点から当該事業は重要である。平成20年度からの妊婦健診の公費負担増に備え、事業費拡大は不可欠である。今後も、更に受診率向上に向けて未受診者の減少に努力してほしい。	整理 済	受診率の向上のため、乳幼児健康診査の未受診者には受診勧奨を行う。妊婦健康診査については、県内統一した内容での助成の継続実施
260	母子健康づくり事業	保健医療部	市民健康課	S30	-	〔目的〕 育児不安の解消を図り、母子の健康づくりを推進するため、各種健康教育の開催、相談や家庭訪問を行う。また、同時に父親の育児参加に関する意識の高揚を図る。 〔手段〕 保健力レンダー等の広報機能を活用し、各種教室への参加を促進するほか、個別相談や訪問等を行う。平成21年度より「乳児家庭全戸訪問事業」を開始し、助産師による訪問を実施する。要経過観察者には、保健師が継続訪問を実施する。	高	高	高	高	B	母親学級・両親学級の沐浴実習について、土曜日に開催しているが、参加者から平日の開催を希望する意見があげられていることから、市民のニーズを反映した実施方法を検討する。	検討・見直し	①各事業の周知の継続 ②平日の開催など参加しやすい教室を検討する。	16	女性も働いている現状では、平日対応だけではなく土日の対応をご検討いただきたい。また、ITを利用しある程度の相談内容をホームページからFAQで対応できるようにするなど必要ではないか。	整理 済	教室の実施について平成22年度に整理した。
261	環境審議会運営事業	環境経済部	環境政策課	H12	-	〔目的〕 環境条例第25条に基づき、市長の諮問に応じ、環境の保全や創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。 〔手段〕 環境審議会は、商工団体・農業団体を代表する者および学識経験者ならびに公募による市民15人で構成する。	高	高	高	高	A	環境の保全や創造に関する基本的事項や重要事項について調査審議いただくことにより、専門的な意見や、市民・事業者の立場からの意見を環境施策に反映することができる。また、環境管理計画や、地球温暖化対策実行計画等の進捗状況について、検証・提言をいただくことにより、計画を適正に進行している。	現状維持	①引き続き環境の保全や創造に関する基本的事項や重要事項について調査審議等を行う。 ②今後予定されている環境管理計画や地球温暖化対策実行計画の改定等について諮問をし、調査審議等を行う。	未実施	未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価年度	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
262	地球温暖化対策推進事業	環境経済部	環境政策課	H12	-	<p>〔目的〕 地球温暖化対策を推進するため、市民、事業者と協働し、省エネルギー・省資源の取組を推進する。</p> <p>〔手段〕 環境管理計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、環境イベントの開催や「緑のオアシス2020プロジェクト」、「環境ファミリー宣言」等を推進し、環境意識の高揚を図る。また、雨水貯留槽設置費等補助制度の効果的な推進を図る。</p>	高	高	高	高	低	高	低	高	<p>①環境管理計画や地球温暖化対策実行計画に基づき、環境施策を推進するとともに、効果的な普及・啓発の取組を検討していく。</p> <p>②国の温暖化対策の動向を踏まえつつ、新たな問題に対応できるよう施策の検討や、計画の見直しを行う。</p>	25	25	<p><b>事業概要</b> 地球温暖化対策を推進するため、環境管理計画や地球温暖化対策実行計画に基づき、地域コミュニティ組織、市民活動団体や事業者等と協働し、環境意識の高揚を図るとともに、省エネルギー・省資源の取組を推進する事業である。</p> <p><b>必要性</b> 本事業は平成13年度から開始されているが、地球温暖化等の環境問題については、引き続きグローバルレベル、国レベルでも取組がなされているところであり、本市においても「越谷市環境管理計画」に基づき、市民・事業者への啓発等の事業を推進する必要性が高いと考えられる。</p> <p><b>効率性</b> 「環境ファミリー宣言登録者世帯数」の単位当たりコストは減少してきているが、事業全体の効率性が高いかどうかは判断できない。</p> <p>本事業の目的の性質を踏まえ、地域コミュニティ組織、市民活動団体や事業者等との協働が効率性に大きく影響すると考えられるところであるが、諸活動への参加を諸団体に要請するなど、効率性向上に向けた取り組みの意識は見受けられない。</p> <p><b>有効性・成果指標</b> 成果指標の「市民1人当たりの温室効果ガス排出量」は、平成23年度4.5t、平成24年度4.7tと増加している。そもそもこの指標は、啓発を中心とした事業の成果としては、かなり遠い成果指標であると考えられる。温室効果ガス排出量が増減する要因は様々あり、例えば平成22年度実績が増加している要因として猛暑であったことが考えられるように、外部要因の寄与が大きい指標であることから、地球温暖化に対する市民意識の変化、市民活動の状況等に関する成果指標も合わせて検討すべきである。</p> <p><b>活動指標</b> 活動指標の「環境ファミリー宣言登録者世帯数」は、累計で平成23年度3971世帯、平成24年度4300世帯と徐々に増加している。本事業で行っている様々な取り組みの活動結果を把握するために本指標だけでは実績がきちんと把握できないと考えられることから、活動指標の新設・拡充を検討することが必要である。</p> <p><b>その他</b> 地球温暖化対策を推進するためには、地域コミュニティ組織、市民活動団体や事業者の間における協働が重要であることから、協働を働きかける役割を担うことが大きな役割と認識し、具体的な活動を実施することが求められる。実際に、先進的な自治体においては、環境推進市民会議と同様の組織がNPOの形態をとり、当該分野における補助金事業の事務等を果たしている場合もある。本市においては、そうした事例と比較して、当該分野における市民活動団体が発展途上であることから、そうした団体等を育成することも合わせて必要である。</p> <p>【雨水貯留槽設置費等助成金】（内部評価：継続）（外部評価：廃止） 交付件数については、年々減少傾向にあり、浄化槽転用については、24年度実績が1件、地上型については17件と足元でも極めて限られている。また、潜在的なニーズについても限られているとかがえることから、必要性については限定的と考えられる。加えて、事業の目的と雨水貯留槽設置という手段が合致していないと考えられる。</p> <p>《参考》平成22年度外部評価：B</p>	<p>雨水貯留槽設置費等助成金については、埼玉県の補助制度の動向を踏まえ、終期を検討する。また、市民活動団体の育成により、地球温暖化防止に向けた市民や事業者との協働の取組を推進していく。</p>
263	再生可能エネルギー利用推進事業	環境経済部	環境政策課	H14	-	<p>〔目的〕 温室効果ガス発生の原因となる化石燃料や、原子力などの代替となる再生可能エネルギーの普及を図るため、太陽光発電や風力発電などの利用を促進する。</p> <p>〔手段〕 住宅用太陽光発電設備の設置費用の助成制度、風力発電業務委託等の施策を推進する。</p>	高	低	高	高	高	高	低	高	<p>①ソーラーシティ構想の目標達成以降の施策を検討、実施していく。</p> <p>②国のエネルギー政策や、新技術の開発等の動向を踏まえ、新たなエネルギー関連施策を検討し、推進する。</p>	25	25	<p><b>事業概要</b> 化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を図るため、太陽光発電や風力発電などの利用を推進する事業である。</p> <p><b>必要性</b> 東日本大震災以降、再生可能エネルギーに対する市民の認識は高まっており、太陽光発電設備設置に対する市民のニーズは増加している。</p> <p>事業開始当初は、太陽光発電の利用にかかる費用が割高であったことから、補助金により助成する必要があった。一方、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が整備され、また、様々な事業者が参入しており、太陽光発電パネルの単価も下落していることから、太陽光発電は普及し始めている。こうした状況を踏まえ、太陽光発電に関しては、導入段階では助成措置が必要であったが、徐々に補助金の必要性が低下していると考えられる。実際に、国や県においても、同様の補助金額は削減されてきており、本市においても同様に削減していくことが妥当であると考えられる。</p> <p><b>効率性</b> 市の特徴（平坦で日照時間が長い）を活かした取り組みということで、住宅用太陽光発電設備の導入を進めようという考え方は理解できるが、果たして効率性の観点から最適な手段かという問題がある。温室効果ガスの削減という目的を実現するための普及啓発の手段として、効率性を最大化するために事業の見直しを行うことが必要と考えられる。</p> <p><b>有効性・成果指標</b> 成果指標として、「太陽光発電設備による温室効果ガスの削減量」が挙げられている。太陽光発電設備による温室効果ガスの削減量は、H23年度に238.9t、H24年度に340.8t、風力発電による削減量はH14からH24までで3750tの削減に寄与しているが、実際に、本事業を推進することによる温室効果ガスの削減効果は極めて限定的であると考えられる。そもそも再生可能エネルギーの利用による温室効果ガスの削減効果が限定的であることを踏まえ、温室効果ガス削減の全体目標に対する寄与の観点も含めた現実的な指標を設定すべきである。また、その他の手法を組み合わせ、例えば、ハード面では、公用車をハイブリットへの変更、トラック等の車両の変更、市民全体が関わることができる発電等の施策を同時に展開したり、ソフト面では、団体や家庭、個人、事業所のエネルギー利用の節約等の協力を引き出すような取り組みを推進することが必要である。</p> <p><b>活動指標</b> 住宅用太陽光発電設備補助件数は増加しており（H21：33件、H22：72件、H23：129件、H24：184件）、平成21年度から24年度までの累計で418件、補助金合計は40,833,300円である。風力発電業務委託は平成14年10月から平成25年6月までの累計で9,706,000kwh、委託料合計は39,824,000円であり、着実な推進実績が認められる。</p> <p><b>その他</b> 市役所や公共施設等の取組として、既存の14施設に太陽光パネルを設置している。小中学校についても、新耐震基準で改築された校舎から屋根が貸せないかということで検討をするなど、市が率先して再生可能エネルギーの利用を促進していくことで自治体としての姿勢を示し、普及啓発に努めていくことが重要である。</p> <p>【太陽光発電設備設置費補助金】（内部評価：継続）（外部評価：終期設定） 上記のとおり、太陽光発電設備の普及が軌道に乗ってきた状況を踏まえ、補助金制度の必要性は薄いと考えられる。また、太陽光発電設備設置に限定した補助金であることから、その他の手段により再生可能エネルギーを利用したいと考える市民との間で公平性の点で課題がある。</p>	<p>終期設定を行うと同時に、再生可能エネルギー普及のための新たな施策を検討する。</p>



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 真似度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
269	大気・水質対策事業	環境経済部	環境政策課	H13	-	〔目的〕 公害の未然防止および市民の生活環境を保全する。 〔手段〕 関係法令に基づき、大気や公共用水域に係る環境測定を業務委託により実施するとともに、排出基準等規定されている特定施設に対しては立入調査等を実施し規制基準を遵守するよう指導する。	高	高	高	高	B	県からの権限移譲事務、中核市移行に伴い、業務量が増大し、事業所等への立入り、行政指導等が的確に実施できていないことから、職員の増員を図るとともに、所管事務の質向上のための専門知識の習得に努めていく必要がある。	検討・見直し	①大気・水質環境の保全を図るため、環境基準の達成、維持について分析や研究等を検討する。さらに、引き続き工場・事業所等の立入り・指導を充実させ、今後予想される環境問題の把握に努める。 ②環境基準、事業目的の達成には、職員の専門知識の習得と人員確保が必要である。また、陳腐化した測定機器の整備も計画的に進めていく。	24	大気・水質対策事業は、公害の未然防止および市民の生活環境を保全するために、関係法令に基づき、大気や公共用水域に係る環境測定を実施するとともに、排出基準等規定されている特定施設に対しては、立入調査等を実施し規制基準を遵守するよう指導を行うものである。 大気や水質環境の維持は市民にとって安全・安心な生活を営むまじづりにとって不可欠なものであり、当事業に期待される役割は大きい。当事業は人工5.61人の体制だが、委託できる事業はすべて民間委託し、入札制度も積極的にやっている。ほぼ事務職員中心とした構成で、立入調査など必要最小限の人員配置で運用しており、コスト意識を持った運営をしている。事業の成果についても、公害苦情における一定の解決率を確保し、また苦情処理件数も減少傾向であるため、地道な努力の結果といえる。 また、平成23年に発生した東日本大震災により、市民の不安が増大し、より一層市民の生活環境保全に向けた取り組みが求められるようになった。これまでの事業に加えて、福島第一原子力発電所の事故による放射線対策も注力する必要がある。放射線対策については、学校や保育所、公園を中心に、放射線量の測定や放射性物質の調査を行い、必要に応じて放射線減低作業も実施した。さらに市民向けのパンフレットの作成や放射線測定器の貸出も行うことで、市民のニーズに沿った対応をとった。放射線測定器の貸出率も、貸出し当初は9割以上であったが、現在は8割を切っており、市民の放射線に対する不安はある程度収まったと考えられる。 今後、県からの権限委譲事務等の業務内容の増大に伴い、専門知識の習得など所管事務の質的向上が必要であると思われるが、研修会の回数や規模などを拡大するなど、職員のスキルアップのため積極的な事業執行を行うことに努められたい。 最後に、活動指標・成果指標について、活動指標の「環境基準を達成した地点数」と、成果指標の「水質環境基準適合率」は実質的に意味合いは変わらず、重複している。「環境基準を達成した地点数」は成果としての意味合いが強いので、活動指標から外すのが好ましいと考える。一方で、改善の方向性にあるものとして「特定施設への立入調査」を継続的に実践していくことが重要であり、活動指標には「特定施設への立入調査件数」とすることを提案したい。	①公害の未然防止と市民の生活環境の保全を図るため、引き続き、環境モニタリングを実施するとともに、事業所等への立入り調査を行い、規制基準を遵守するよう指導していく。
270	生活環境対策事業	環境経済部	環境政策課	-	-	〔目的〕 日常感じる騒音・振動・悪臭等の感覚公害を未然に防ぐとともに、すでに発生している事案に対しては、速やかに問題解決に取り組む。 〔手段〕 開発時等に事前指導を行い感覚公害の未然防止に努めるとともに、発生源に対しては立入調査・測定等を実施し現状を把握したうえで適切に指導する。	高	高	高	高	B	騒音・振動など、都市・生活型公害が増加しており、特に住宅・工場等の混在した地域において発生する環境問題では、関係法令・条例等に適合しない事案もあり、解決までには長期にわたるケースも増えていることから、今後、法令や条例等の見直しも含め、問題解決に取り組む必要がある。	検討・見直し	①住宅と工場等が混在した地域において、工場・事業場の開発事前協議の段階で、騒音・振動等の発生恐れがある場合は、事業所設置計画届出の際には生活環境に影響のないように適切な要請・指導を行う。 ②特に、苦情等の多い都市・生活型公害では、関係法令・条例等に規定されていない事案も多いことから、関係法令・条例等の改正、見直しも検討する必要がある。	21	感覚公害の分野で、やむなく対応が後手に回ることあるものの、快適な生活環境を守るうえで必要不可欠な事業である。成果として「苦情解決率」を設定しているが、分かりやすい指標として評価できる。また、住工隣接地の騒音問題において、当事者同士の話し合いの場を設けるなど、工夫もうかがえる。 今後も、開発指導課との連携を強化し、事業者から提出される事業設置計画書等に対するチェックを欠かさず、問題発生防止に役立てていただきたい。	①活動指標には、苦情解決率を設定しているが、より解決率を向上させるために、発生事案について速やかに対策ができるように関連部署と連携を図り、また、当事者間での協議の場を設け改善要望などを示しながら段階的に取り組む必要がある。
271	合併処理浄化槽普及事業	環境経済部	環境政策課	S63	-	〔目的〕 公共用水域の水質汚濁の防止と環境衛生の向上 〔手段〕 市街化調整区域に居住用の生活排水設備として合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。	高	高	高	高	B	埼玉県では、平成37年度までに生活排水処理率を100%とすることと目標が設定されている。平成27年3月末時点において、本市の合併処理浄化槽普及率は浄化槽設置件数の全体の約27%、生活排水処理率は84.68%である。生活排水処理率は下水道人口及び合併処理浄化槽人口の合計を行政人口で除して算出するため、目標達成のためには合併処理浄化槽への転換促進が急務となる。 平成27年度に本市生活排水処理基本計画の見直しを予定しており、補助金制度の拡充や充実など、目標達成のための方策及び維持管理計画等の考察が課題	検討・見直し	①②国・県の補助制度が見直されることもあり、生活排水対策を推進する上で、新たな合併処理浄化槽に対する補助制度の検討が必要である。	27	公共用水域の水質汚濁の防止と環境衛生の向上を図るため、市街化調整区域における住宅の合併処理浄化槽の普及を促すことと目標を設定している。具体的手段としては、汲み取り槽や単独浄化槽から、合併浄化槽への転換の際の費用に対し補助金を支払うことで普及促進を図っている。 例年補助金の要望件数は多く、予算額を上回る要望がある。前年までは先着順によっていたが、今年度より抽選方式となった。限りある予算の中では希望者全員に補助金を交付することができないのは止むを得ないところであるが、今後競争率の上昇し当選者と落選者の間で著しい不公平感が発生することのないよう、補助率、補助金額の引き下げによる交付対象件数の増加策の検討や制度の周知方法等について研究されたい。また、対象となる市民のニーズを調査し、現在の補助金制度以外にも、し尿汲み取りまたは単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進できる方策があるかどうか併せて検討されたい。 県は平成37年度までに生活排水処理率を100%とすることと目標にしており、環境衛生向上の観点からしても、合併処理浄化槽の普及促進は急務である。一方、市の成果目標は県の目標を意識したうえで過去に設定されたものであるが、社会情勢の変化等もあり現在は目標と実績に乖離がみられ、過大目標となっている。平成27年度に本市生活排水処理基本計画を見直し、平成32年度の合併処理浄化槽普及率を35%とする方向とすることで、行政評価の成果指標についても、基本計画見直しにあわせ、現実的な目標に修正することを検討されたい。 《参考》平成16年度外部評価：B	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
272	東埼玉資源環境組合負担金事業	環境経済部	リサイクルプラザ	S36	-	〔目的〕 東埼玉資源環境組合において、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町の家庭から排出される可燃ごみ、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する。 〔手段〕 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町で負担金を支払う。	高	高	高	高	A	可燃ごみの減少率は2.37%と減量化は進んでおり、負担金も減少している。	現状維持	①②今後とも分別を徹底し、ごみの減量化・資源化を図る。	24	東埼玉資源環境組合負担金事業は、東埼玉資源環境組合において、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町の家庭から排出される可燃ごみ、伐採枝、し尿および浄化槽汚泥を適正に処理するために、分担割合に応じて各市町から負担金を支払うものである。 事務的には、分担割合に応じて、年4回の負担金の事務処理を行う他に、事務連絡協議会への出席や、職員の研修も実施している。負担金は前年1月～12月におけるごみの総量に応じて算定され、分担割合は5市1町の中で、主にごみの排出割合に応じて個々に配分される。基本的にごみの総量の削減が進めば、来年度の負担金が減少し、事業費削減に寄与する。当事業単体では、ごみ削減に向けた方向性を策定するのは困難であるが、引き続き事務連絡協議会にて情報共有を行い、時には類似事業や一部事務組合とも連携し、ごみ削減に向けた取り組みに努められたい。 また、成果指標には「分担割合」が設定されているが、昨年のごみの総量を基に、単純な引き受け割合の増減を評価しているに過ぎない。分担割合は、ごみの総量に応じて決定されるが、前年度の値をもとに当年度の値が決定されるため、当期の成果を計る指標としては好ましくない。この事業は他自治体における負担金割合の大小を単純に評価するものではなく、あくまでごみの排出抑制や再資源化、分別の徹底を促すことにあるので、成果指標の再考が必要と考える。例えば、改革改善の方向性に記載されているように、市民に対するごみの分別の徹底や、ごみの減量・資源化の成果を評価する指標として、「ごみの総量を対前年度比〇%削減」といった成果指標を提案したい。	成果指標の見直しを行う。今後ともさらなる効果的なごみの分別の周知徹底について検討する。



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				11. 改革改善案	12. 外部評価				
							(1) 妥当性	(2) 有効性	(3) 効率性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
273	環境美化事業	環境経済部	リサイクルプラザ	-	-	〔目的〕 地域の快適な生活環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを図る。 〔手段〕 ポイ捨て及び飼犬のふんの放置防止や不法投棄物、清掃活動等により集められたごみの収集・処分を行うとともに、不法投棄の恐れがある箇所等に啓発看板を設置する。	高	高	高	B	不法投棄の未然防止対策	検討・見直し	①②不法投棄の未然防止対策として、効果的なパトロールのあり方について検討する。	19	B	ごみの不法投棄、タバコのポイ捨て等、住民のモラル向上対策は重要課題である。新たに制定される路上喫煙禁止条例に期待するところは大きい。不法投棄防止のパトロール継続とともに、自治会やボランティア清掃団体の環境美化活動への支援の拡充を図る必要性も考えられる。	整理済	たばこのポイ捨て防止に対する対策は着実に効果を挙げているが、一方で受動喫煙(たばこの臭いや煙)防止に対する要望が寄せられている。
274	し尿収集事業	環境経済部	リサイクルプラザ	-	-	〔目的〕 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。 〔手段〕 一般家庭等から排出されるし尿を業者に委託して定期的に収集運搬を行う。	高	低	高	B	し尿汲み取り世帯は年々減少している。	検討・見直し	①②汲み取り世帯の減少に対応する収集体制の検討(災害時における浄化槽清掃業者への協力体制)	20	B	対象世帯は2,800程度と多くはないが、現状では継続が必要な事業である。今後検討すべきものとして浄化槽設置の推進があるが、補助金額のアップがどの程度効果的かを調べる必要がある。また、同時に市民への周知も欠かせない。なお、災害時の対応については、危機管理課の防災施設整備計画担当との協議も必要と思われる。	整理済	外部評価時8業者9台の委託内容を5業者6台までに減少し、し尿汲み取り世帯の減少に対応している。今後も災害時に必要な収集体制を検証していく。
275	廃棄物減量等推進審議会運営事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H5	-	〔目的〕 廃棄物の減量及び資源化を推進する。 〔手段〕 廃棄物減量等推進審議会を開催し、総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議する。	高	高	高	低	A	26年度は開催がなかったが、今後行う一般廃棄物処理基本計画の改正やごみの収集方法を見直す際、的確な議論ができるよう、的確なデータの収集・提供を継続に行っていく必要がある。	現状維持	①②一般廃棄物処理基本計画の改正やごみ収集方法の見直しを行う場合などに審議会を開催する。	未実施	未実施	未実施	
276	資源回収奨励補助金交付事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H1	-	〔目的〕 ごみの減量化による処理経費の節減及び資源の有効利用に対する市民意識の高揚を図り、併せて地域コミュニティづくりを促進する。 〔手段〕 自主的な資源回収を行う市内の地域住民で組織する団体に対し、回収量に応じて補助金を交付する。	高	高	高	B	少子高齢化等により、活動が縮小している団体もあり、回収量が減少している。	検討・見直し	①②資源回収活動を行っていない自治会やマンションの管理組合に引き継ぎ事業の案内を行い、事業参加を促していく。	25	B	<b>事業概要</b> ごみの減量や環境意識の高揚を図るため、地域において自主的な資源回収を行う団体に対し、回収量に応じた補助金を交付する。 <b>必要性</b> 地域住民で組織する団体に、資源回収活動を実施してもらい、リサイクル活動の促進とごみの減量化を行うことは必要性が高い。また、行政回収分については1kg当たり17円のコストがかかるが、資源回収に対する補助金額は1kg当たり8円であり、行政回収分の費用削減の観点からも必要性が高いと言える。一方で、平成元年から補助制度が開始されたが、市民の分別に対する意識はかなり高まっており、制度導入時と比較すると補助制度が果たす役割は減少していると考えられる。補助制度の見直しと合わせて、事業目的を実現するための手段の見直しが必要である。 <b>効率性</b> 資源回収量の単位当たりコストは増加しており(H23: 8770円、H24: 8826円)、効率性を上げるための事業実施方法の見直しや工夫を検討することが必要である。事業の効率性を上げる取組として、団体に負担をかけないようにして、回収量を増加するために、手続きを簡素化していることは評価できるが、団体にとっての負担を軽減し、より円滑に取り組めるように、必要となる手段を検討することが重要である。 現在1kg当たり8円と設定されている補助金額の単価については、実施団体における取組状況、市民の資源回収への理解状況等を踏まえて設定すべきであり、単価については検討する余地がある。 <b>有効性・成果指標</b> 成果指標として、資源回収量を登録団体数で除して算出した「1団体あたりの資源回収量」は増加している(H23: 17.8t、H24: 19.8t)が、単純に団体数が減ると「1団体あたりの資源回収量」は増えることになるため、団体数の増加と「1団体あたりの資源回収量」の増加を同時に達成することが、資源回収量を増加していくために必要である。実際には団体数は減少している(H23: 500団体、H24: 444団体)。また、本事業の目的はごみの減量化であるので、「市民1日当たりのごみ量」等も成果指標として検討することが必要である。 <b>活動指標</b> 「資源回収量」は減少しており(H23: 8913t、H24: 8808t)、実績が下がった原因をきちんと分析して、活動の成果としての「資源回収量」を上げる手段を検討することが必要である。 <b>その他</b> 組織化されていない団体に対する働きかけが重要であり、具体的な働きかけの手法について検討する必要がある。 【資源回収奨励補助金】(内部評価: 減額(縮小))(外部評価: 減額(縮小)) 地域内のコミュニティ作りが本補助金の主眼となりつつあるのであれば、当該分野における事業から支出すべきではないか。 《参考》平成18年度外部評価: B	検討中	資源回収活動を通して資源の有効利用に対する意識の向上を図るため、現在、組織化されていない団体に対する参加を働きかける。また、補助金の単価については、市場や近隣の市町村の動向とともに、実施団体に対する取組状況、市民の資源回収への理解状況等をふまえて検討する。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価年度	実施工年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
277	家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H12	-	〔目的〕 家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進する。 〔手段〕 生ごみ処理機器を購入する世帯に対し、補助金を交付する。	高	高	高	低	B	26年度は前年度に比べ申請数が増えたが、引き続き周知が必要である。	検討・見直し	①販売店や公共施設で補助金制度の周知を図っていく。また、市民農園利用者にも補助金制度を紹介し、補助制度を利用してもらえるように周知を図る。	19	B	生ごみ収集は市民生活にとって不可欠な事業である。単に、「生ごみ処理機器購入費の補助」の周知活動にとどまらず、家庭での生ごみの処理が、市全体の生ごみの減量、ごみの資源化に有意義であることについて、積極的に啓発されることを期待する。	整理 済	広報活動を行っていく。
278	修理再生等啓発事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H20	-	〔目的〕 ごみの減量、リサイクルの啓発を図る。 〔手段〕 ・粗大ごみを再生した木製家具等の常時販売 ・リサイクル関連講座の開催	高	高	高	低	B	小学校の見学や高齢者が参加しやすい教室等が多いため、幅広い市民に参加してもらえるように啓発事業の見直しが必要である。	検討・見直し	①再生品の常時販売を継続するとともに、リサイクルプラザフェア等開催により来館者の増加につなげ、ごみ減量やリサイクル意識の高揚を図る。	26	C	リサイクルの拠点施設である「越谷市リサイクルプラザ」において、家庭等から収集した粗大ごみを修理・再生したものの販売や、リサイクル・リユース促進に関する講座を開催することで、ごみの減量やリサイクル等の普及啓発を行う事業である。リサイクルプラザへの来場者数や販売点数等は増加しているが、成果指標であるごみの減量や資源物の排出量への効果が出ておらず、ごみの減量や再使用・再利用等の啓発活動が進んでいるとはいえない。 現在開催されているリサイクル関連講座や団体見学の主な参加者が、小学生や比較的時間に余裕があるシニア層が中心であることや、講座内容の包丁研ぎ教室や古着のリメイク教室が、リサイクル等の促進に寄与しているのかが疑問である。どのような年齢層の市民にリサイクルやごみ問題を働きかけていくかを明確にした上で、リサイクル開催講座の大幅な見直し・改善をする必要がある。 ごみの減量・リサイクルに関する啓発活動は、資源物に限らず可燃ごみを含めた全てのごみを対象としており、可燃ごみが約8割を占める「ごみの排出量」を成果指標に設定していることは理解できる。ただし、リサイクルプラザは可燃ごみ以外の廃棄物を処理する施設であることを鑑み、粗大ごみを再生し販売することがごみの減量に寄与することから、「修理再生品の販売重量」を成果指標として設定されることを検討された。 環境問題に関連する啓発方法については、他の事業体や海外などの優良な先進事例があると思われるため、それらを研究し参考にした上で、越谷市独自の啓発事業を実施していくことも重要である。 啓発施設内の図書コーナーについては、貸出件数の実績が極めて低く、有効に活用されているとはいえないことを踏まえ、また、人件費が事業費以上にかかっている状況であるが、人件費に計上されている職員は、修理再生等啓発事業だけでなく、越谷市全体の減量の推進やリサイクル啓発を行う業務を担当している。人件費については、見直しを行った上で、適正な計上に努められたい。 リサイクルプラザ内の啓発施設は、ごみに関する啓発を行うことを主目的とした施設である。国の補助金を活用し建設された施設であり、継続的に事業を推進する必要がある。今だにリサイクルプラザを知らない市民への広報方法を見直しをされるとともに、対象とする年齢層を明確にしたリサイクル講座の企画に努められたい。 他事業でも実施されているエコやリサイクル関連の啓発活動との連携や統合を検討され、市民が参加しやすい環境作りを努めるとともに、リサイクル・リユースの積極的な事業展開を進められたい。 《参考》平成22年度外部評価：C	整理 済	再生品を常時販売とすることやリサイクル教室等の開催回数を増やすことにより、再生品の販売実績や来館者数は年々増えている。 また、26年度は成果指標を「ごみの排出量」から「修理再生品の販売重量」に改めた。
279	資源物分別収集事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H18	-	〔目的〕 ごみの減量・資源化を図り資源の有効活用を促進するため。 〔手段〕 各自治会から推薦を受けた方を廃棄物減量等推進員として委嘱するとともに、ごみ収集カレンダーの配布等により家庭ごみの適正な処理方法の普及啓発を行う。また、ごみ集積所に排出される資源物を業務委託により定期的に収集し、施設に搬入する。	高	高	高	高	B	推進員の活動内容の見直しを行う必要がある。	検討・見直し	①②平成28年度以降も安定的な収集を行うとともに、廃棄物の減量・資源化を推進を図るため、効果的な収集方法・体制を検討していく。	25	B	<b>事業概要</b> 資源物(古紙類・ペットボトル・びん・古着類・白色トレイ・危険ごみ)のリサイクルを推進するため、ごみ集積所に出される資源物の収集運搬を行う。また、ごみ収集カレンダーの配布や廃棄物減量等推進員を通じた排出方法の普及啓発を行う事業である。 <b>効率性</b> 「収集車1台当たりの回収量」は増加している(H23: 366t、H24: 371t)が、単純に収集車の数が減ると「収集車1台当たりの回収量」は増えることになる。活動指標は資源回収量とすることが適当ではないか。 現在、廃棄物減量等推進員の役割を集積所の見回りに限定しているということであるが、普及啓発を推進するという観点から、廃棄物減量等推進員が担うべき役割については、15分別の普及に向けた指導等も含めることが必要であると考えられる。廃棄物減量等推進員に対する謝礼は、一人当たり年間2500円のみであり、自治体によって状況が異なるものの、業務内容に比して低く抑えられている。他自治体における廃棄物減量等推進員の活動状況、報酬水準等も動かし、廃棄物減量等推進員の役割と対価を見直すことで、事業の効率性を上げることも検討する必要がある。 <b>有効性・成果指標</b> 成果指標として挙げられている「リサイクル率」は下がっている(H23: 19.8%、H24: 19.1%)。なぜリサイクル率が下がったかの分析が十分に行われていないが、実績データから見ると、本事業の費用対効果は上がっていないと考えられる。 また、全国平均や県内他自治体(所沢市や川越市では20%以上)と比較して、本市のリサイクル率は低い。ただし、リサイクル率が全国共通の指標にも関わらず、自治体ごとリサイクル対象の捉え方に差があることから、必ずしも相対的な評価が可能な指標とはなっていないということであれば、リサイクル率の他の自治体との比較は参考的なデータと位置づけることでもよいが、他の自治体のリサイクル率が上がっているなかで、本市だけが下がっているということであれば、他の自治体の取組状況を参考に事業内容や実施方法を見直す必要がある。例えば、プラスチック類のさらなる分別等を実施し、燃えるごみの削減に継続して取り組むなどの方策が考えられる。 <b>活動指標</b> 活動指標として、「廃棄物減量等推進員数」が挙げられているが、減少している(H23: 592人、H24: 545人)。マンションにおいては「管理組合等が分別収集に向けた取り組みを担っており、必ずしも廃棄物減量等推進員の配置が必要ではないことから、活動指標の見直しが必要である。 《参考》平成23年度外部評価：B	整理 済	推進員が動きやすい環境づくりを進めるための制度変更を検討していく。 ごみ収集カレンダーについては、現状の冊子が定着しているが、さらに内容の充実を図っていく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価			9. 総合評価			総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性							(4) 貢献度	A	B	C
280	可燃物収集運搬事業	環境経済部	リサイクルプラザ	S33	-	〔目的〕 市民の生活環境の保全、公衆衛生の向上を図る。 〔手段〕 越谷市全域を週2回(月・木)(火・金)(水・土)の3コースに分けて、各家庭から排出される可燃ごみを定期的に収集する。	高	高	高	高	A	ごみ収集は廃掃法に定めのある地方自治体の責務であり、衛生的な住環境維持のため、継続的かつ安定的な収集体制づくり及び維持を行っている必要がある。一方で、効果的な収集方法等については、常に研究を続ける必要性があり、継続して実施していく。	現状維持	①平成28年度以降も安定的なごみ収集の継続ができるよう、引き続き効果的な収集体制の維持および管理を実施していく。 ②ごみ収集については、受益者負担の考え方を整理し、ごみの指定袋制や有料化などについても調査研究を行っていく。	21	B	燃焼ごみ分別の不徹底によるコスト増大の対策として、有料化を検討中とのことであるが、効果が期待できると思われる事業については、早期に結論を出し、実施に移すべきである。 また、事業系ごみの出し方については、今後とも現場パトロールの強化などを通して、きめ細かい対応をとりたい。	整理済	廃棄物減量等推進審議会において、ごみ処理に係る経費負担(家庭ごみの有料化、事業系ごみの手数料改定)のあり方について検討済。 家庭ごみの有料化は、家庭ごみが減量されていることから、有料化話との答申を受けたことから、現在はごみの推移を観察中。事業系不燃ごみ処理手数料の改定は、平成24年度に検討し、改定の必要はなしとなっている。 また、事業系ごみの出し方については、現場パトロール強化を図るとともに、悪質な不法投棄者には、警察署と連携しながら対応している。
281	公共施設廃棄物処理事業	環境経済部	リサイクルプラザ	-	-	〔目的〕 公共施設における環境の保全、公衆衛生の向上 〔手段〕 可燃ごみは週2回の定期収集(東埼玉資源環境組合に搬入)、資源物等(びん・缶)、不燃ごみ、危険ごみは隔週1回(越谷市リサイクルプラザに搬入)	高	高	高	高	A	ごみ収集は廃掃法に定めのある地方自治体の責務であり、市内公共施設のごみを収集することで、衛生的な住環境維持が保たれるものと考えられ、継続的かつ安定的な収集体制づくり及び維持を行っている必要がある。一方で、効果的な収集方法等については、常に研究を続ける必要性があり、継続して実施していく。	現状維持	①②公共施設の廃棄物の収集については、排出量削減に対する啓発を進めるとともに、効率的な収集方法を引き続き検討していく。	21	B	ごみの15種類分別に対する効果は期待できるが、分別を徹底させることがポイントとなる。 継続的に周知を図り、減量とリサイクル化に対する具体策を策定し推進していただきたい。	整理済	「地球にやさしい越谷市率先実行計画」において、「用紙使用量の削減」、「ごみの削減とリサイクルの推進」に関する行動調査を実施することにより、環境に配慮し、ごみ減量に対する意識付けと啓発活動を継続的に、ごみ減量に努めている。
282	動物死体収集事業	環境経済部	リサイクルプラザ	S61	-	〔目的〕 市民の生活環境の保全、公衆衛生の向上を図る。 〔手段〕 専門業者へ委託することにより、道路や敷地内に放置された野良の動物の収集・処理及び、飼い動物の死体の戸別有料収集・処理を行う。	高	低	高	高	B	受益者負担の方法や負担額については、他市事例や処理施設の有無などを考慮し、常に適正な負担方法を検討していく必要がある。	検討・見直し	①②飼い動物の処理方法については、費用負担のあり方を含め、他市の実施状況や処理施設の選択肢の有無を考慮しつつ、適切な手法の調査研究に努める。	27	B	動物の死体を迅速に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る事業である。市は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業を実施する責務を負っている。 市は市民からの通報を受けた後、委託先の専門業者に連絡することで、業者が戸別に訪問し、動物死体の回収・処理を行っている。処理数は一年間で野良動物が1,100件超、飼い動物(ペット動物)が600件超であり、事業の必要性は明確である。処理件数の確認方法、および料金の徴収から納入においても、適切な仕組みになっていると認められる。事業の目的上、動物死体は速やかな処理が求められるものであるため、引き続き迅速かつ適正に事業が遂行できるよう努められたい。 委託料の額と手数料の額については、課題が生じている。市民は飼い動物の死体処理をする場合に、本事業を活用して合同火葬とするか、斎場を利用して収骨するかを選択できる環境にある。本事業による処理手数料については、手数料収入が全額業者への委託料となっているが、市には受付業務分の人件費コストが発生しており、本来ならば人件費も含むコスト額を受益者(市民)が負担すべきと考える。この課題については、既に担当課で認識し、改善策を具体的に検討中であるとのことであるため、引き続き検討を続け、適正な処理手数料に改定されることを期待する。 《参考》平成18年度外部評価: B	整理済	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
283	粗大ごみ等収集運搬事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H3	-	〔目的〕 市民の生活環境を維持するため。 〔手段〕 自宅及びごみ集積所にて家庭から排出される粗大ごみを迅速かつ確実に収集し、リサイクルプラザに搬入する。	高	高	高	高	A	ごみ収集は廃掃法に定めのある地方自治体の責務であり、粗大ごみを収集することで、衛生的な住環境維持が保たれるものと考えられ、継続的かつ安定的な収集体制づくり及び維持を行っている必要がある。一方で、効果的な収集方法等については、常に研究を続ける必要性があり、継続して実施していく。	現状維持	①②平成28年度以降も安定的なごみ収集の継続ができるよう、引き続き効果的な収集体制の維持および管理を実施していく。	20	B	事業内容は、粗大ごみの収集及び処理場への搬入であり、その点においては適切な外部委託である。 課題は、①リサイクル率アップ、②減量化、③手続の効率化である。 ①②については市民へのアピール、③は粗大ごみ処理券有料シールの採用や、パソコンシステムを活用した事務処理の導入の推進を期待する。	整理済	リサイクルプラザ啓発施設において収集した家具の一部を修理して販売している。 また、電話受付の際に適切な処分方法を案内し、さらなる減量を図っている。 平成21年9月より、粗大ごみ収集運搬手数料については、シール制を導入し、市民の方の利便性を図ってきた。 今後も、さらに効率的かつ利便性向上に向けて、事業の改善を図っていく。
284	不燃ごみ収集事業	環境経済部	リサイクルプラザ	-	-	〔目的〕 市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 〔手段〕 ごみ集積所に排出される不燃ごみ、缶、白色トレイ、危険ごみを定期的に収集し、施設に搬入する。	高	高	高	高	A	ごみ収集は廃掃法に定めのある地方自治体の責務であり、衛生的な住環境維持のため、継続的かつ安定的な収集体制づくり及び維持を行っている必要がある。一方で、効果的な収集方法等については、常に研究を続ける必要性があり、継続して実施していく。	現状維持	①平成28年度以降も安定的なごみ収集の継続ができるよう、引き続き効果的な収集体制の維持および管理を実施していく。 ②ごみ収集については、受益者負担の考え方を整理し、ごみの指定袋制や有料化などについても調査研究を行っていく。	未実施	未実施	未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価			9. 総合評価			総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性							(4) 貢献度	A 事業内容は適切である		
285	破砕物等搬出事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H18	-	〔目的〕 一般家庭から排出される不燃ごみ、缶、びん類、粗大ごみを再資源化するため。 〔手段〕 リサイクルプラザ資源化施設から出たものを、それぞれ業者に委託し、可燃物は東埼玉資源環境組合に運び、不燃物等は、それぞれの処理施設に運ぶ。	高	高	高	高	B	不法投棄や処理困難物の処分にかかる処理経費の負担軽減	検討・見直し	①更なる分別・資源化の徹底による搬出量の減少。一部の分別・選別作業を運転管理委託に移行し、業務の効率化を図る。 ②不法投棄の防止などによるごみの減量	20	B	破砕可燃物等を処理場へ搬入する事業であり、搬入の外部委託は適切である。 課題としては、事業費の80%を占める不法投棄物や乾電池等の廃棄にかかる処理委託費の削減である。解決には、市民の理解が求められるので、より効果的なPR活動を行い、ごみの減量に努力していただきたい。	検討中	更なる分別、資源化を徹底し、可燃残渣、不燃残渣及び処理困難物の搬出量の減少を図り、不法投棄防止バトロールやリサイクルプラザでの効果的な啓発を図っていく。
286	最終処分場維持管理事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H2	-	〔目的〕 一般廃棄物最終処分場の安全を確保する。 〔手段〕 地下水の水質検査を月1回、各種機器の保守点検及び運転管理を月8回の巡回管理方式で、維持管理を行う。	高	高	高	高	B	浸出水の処理を適正に行い、水質基準に合致するように維持管理を実施する。	検討・見直し	①安全性を確保するための各機器の保守管理や水質検査を行う。また、機能維持を確保するための迅速な機器の修繕を行う。 ②適正な施設の維持管理を行うための計画的な修繕を行う。	21	B	本事業は、委託事業として行っている。水質検査は重要であり、万一ミスがあると、将来取り返しのつかない事態にもなりかねない。 現在、検査は職員立会いのもとで行われているが、結果報告においては環境資源課のチェック基準をマニュアル化するなどし、チェック漏れ防止及びノウハウの伝達を考慮すべきである。	整理済	平成23年度より業務担当に電気、機械等の保守管理の経験がある技術職員を配置し、さらに適正な維持管理を図っている。
287	リサイクルプラザ施設管理事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H18	-	〔目的〕 廃棄物の資源化及び減量を図る。 〔手段〕 ・施設の適切な維持管理を行う。 ・資源化施設に搬入される粗大ごみや不燃ごみなどを効率的に処理(破砕・選別)するため、資源化施設の運転管理を行う。	高	高	高	高	B	毎年度、不法投棄や処理困難物の量が不確定であるが、不法投棄防止等の啓発を図り、最小限の経費負担となるよう努める。また、施設及びプラント設備についても建設から8年が経過しているため、修繕及び改修、更新にかかる負担が増加していくため、コストの平準化を図るために長寿命化計画や修繕計画の作成を行う。	検討・見直し	①更なる分別・資源化の徹底による搬出量の減少。一部の分別・選別業務を運転管理業務委託に移行し、業務の効率化、市民の安全確保及び環境衛生の拡充を図る。 ②不法投棄の防止などによるごみの減量	26	C	リサイクルの拠点施設である「越谷市リサイクルプラザ」において、一般家庭及び事業所から排出される不燃ごみ・缶・ビン類・粗大ごみ等を適正に処理し、効果的に資源化を図るため、機器類の維持管理など運転保守管理を行う事業である。 建設後約8年程度であるが、平成25年度より減価償却費が大幅に減少しており、耐用年数を超過していない資産については減価償却が必要である。また、修繕や更新した消耗部品等の減価償却については、総務省が進めている地方公会計に関する資料等を参考にし、減価償却が必要な機器等については適正な減価償却費の計上に努められたい。 活動指標と成果指標について、目的と手段では資源化施設に搬入される粗大ごみや不燃ごみなどを効率的に処理することで廃棄物の資源化及び減量を図ることから、「処理した廃棄物の量」(搬入された廃棄物の量)は、当該事業では資源物の運搬業務を担っていないため、活動指標として不適切である。このことから、成果指標の「搬入された廃棄物のうち資源化できた量」を活動指標として設定することを検討されたい。 資源化を積極的に図った結果として、成果指標に「廃棄物の減少量(前年比)」等の設定を検討されたい。 また、業務委託契約について、多くの委託業務を別々に契約していることで、事務事業の効率化が図れているとはいえない。運転管理委託との包括的な業務委託とすることによる事務事業の効率化の検討を早急に進めることが必要である。 廃棄物の種類により異なるが、ごみ処理能力(52t/日)があるのにもかかわらず、ごみ排出量が処理能力の半分程度で、施設をフル活用しているとはいえない。ごみの排出量は、人口減少やごみ減量に対する啓発活動が進められていることなどから、中長期的に減少すると見込まれる。 リサイクルプラザの処理能力の余力分を有効活用するには、他市町村等の資源物を受け入れるなど、広域的な取組が必要である。総務省が推進している公共施設等総合管理計画の策定においては、個々の自治体で対応できない施設や事業などでは、隣接する市区町村を含む広域的視野を持った計画を検討されることが望ましいと記載されている。越谷市にとっては既存のリサイクルプラザの有効活用が進むことに加え、受け入れるごみ相応分の費用を得ることができるメリットがある。市外からごみを受け入れることによる他市町村との分別方法の調整や、越谷市民の理解を得ることなど慎重に進めなくてはならない事項があることは理解できるが、中核市としての越谷市が地域のリーダーシップを取り、周辺市町村との連携を積極的に図っていくことが必要でないか。大型施設にかかる運営コストを認識し、双方がWinWinとなりうる広域処理のあり方を検討する必要性は高い。 活動指標にある運転トラブル発生件数について、機器類が稼働しなくなる重大なトラブルを指標として設定している。多種多様な機器類を有するプラント施設であり、長寿命化に視点を置いた施設管理計画を策定することは困難であると理解できるが、重大トラブルを発生させないためには、日々の日常点検とともに、施設管理計画も必要と考えられるため、今後の課題として検討していただきたい。 施設維持管理において、平成18年度からの15か年の長期修繕計画に基づいた修繕に努められている。引き続き計画的な修繕を推進されることに加え、廃棄物処理施設は他の都市施設と比較し性能低下や磨耗の進行が速いことを認識し、施設保全と延命化を主とした長寿命化計画の策定について検討されたい。 《参考》平成22年度外部評価：C	検討中	①減価償却費は実態に整合した耐用年数等、適正な資産評価を行う。 ②活動指標及び成果指標については、市民にわかりやすい明確な指標に改める。 ③業務委託契約について、一部の施設設備保守管理委託を平成27年度の運転管理委託に移行し、事務の効率化を図った。 ④施設維持管理における長寿命化、長期修繕計画については、すぐに実施できるものではないが、他課ができるという計画と併合、連携を図り取り組んでいく。
288-1	ものづくり産業育成事業(工業系土地利用事業分)	環境経済部	産業支援課	H23	-	〔目的〕 既存工業団地の拡充など工業系土地利用について検討するとともに、市内製造業の活性化を図ることを目的とする。 〔手段〕 越谷市商工会工業部会と共催で、研究会を開催する。 関係各課・機関等と連携し、企業訪問や新たな産業用地確保に向けた検討を行う。	高	高	低	高	B	・研究会の実施については、地域プラットフォーム事業との連携により、効果的な事業実施を検討する。 ・流通・工業系土地利用の推進については、平成27年度実施の「産業系土地利用事業化検討調査」の成果に基づき、地権者意向把握や関係機関との協議等、円滑な事業実施に向けた取組を行う。 ②流通・工業系土地利用について、企業ニーズ、法手続き、地権者意向等から、事業の実施可能性及びスケジュールを整理し、事業の円滑な実施を目指す。	検討・見直し		未実施		未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価年度	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称			
							A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要									
288-2	ものづくり産業育成事業	環境経済部	産業支援課	H23	-	【目的】 市内工業者の取引機会の拡大や新たなビジネスチャンスの創出等を目的とする。 【手段】 製品展示や講演会等を行うマッチングイベント(ビジネス交流会)を開催する。	高	高	低	低	B	・地域プラットフォーム事業との連携により、効果的な事業実施、コスト削減を検討する余地がある。	検討・見直し	①マッチングイベントについては、地域プラットフォーム事業との連携により、効果的な事業実施を検討する。市内企業訪問については、効果的な企業支援に向けて、地域プラットフォーム事業と連携しながら、関係機関等との協力体制を構築する。 ②地域プラットフォーム構成機関による総合的な企業支援体制を構築し、企業の持続的発展を目指した専門的な支援を継続的に実施する。	未実施	未実施	未実施		
289	勤労者等福利厚生事業	環境経済部	産業支援課	S53	-	【目的】 市内産業の向上に貢献した事業所及び従業員を表彰し、地域経済の活性化を図る。また、勤労者の生活上、福祉の増進、雇用の安定等を図る。 【手段】 越谷市商工会との共催により優良事業所・優良従業員表彰を実施する。また、勤労者団体に対し、福利厚生事業費補助金を交付する。	高	高	高	高	B	制度の周知を図り地域経済の活性化を図る。	検討・見直し	①②勤労者の福利厚生事業として定着し、地域経済の活性化につながっている。	17	B	昭和53年より永年継続している事業であり、地域経済の発展を目的とした当初の表彰の意義は既に薄められているが、平成14年度から制度の見直しに取り組まれている。さらに、市内で長年地道に伝統技術の向上に取り組まれている事業者に対してスポットをあて、技術の伝承とあわせ、市民の働き甲斐を振り起こすような施策の検討もお願いしたい。	整理済	業種によって永年継続が続いているところもあるため、制度の周知に力を入れる。
290	高齢者就業支援事業	環境経済部	産業支援課	S57	-	【目的】 高齢者の補助的、短期的な就業を通じて、高齢者が自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実、社会参加への就業機会の増大と福祉の増進を図るための事業及び能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与するためシルバー人材センターが行う事業に対し補助金を交付し、シルバー人材センターの事業推進を図る。 【手段】 補助金交付要綱に基づく補助金を交付して支援する。 また、中高年齢者の優れたスキルとパワーを地域で発揮するため、セカンドキャリアセミナーを開催する。	高	高	高	高	B	シルバー人材センターの自主財源による運営と策定された中長期計画に沿った運営がされていくよう指導する。	検討・見直し	①②シルバー人材センターにおいて策定された中長期計画に沿った運営がされていくよう指導する。	27	B	高齢者の生きがいの充実、就業機会の増大等を図るために越谷市シルバー人材センターが行う事業に対して補助金を交付し、その事業の推進を図ることを目的とする事業である。 将来人口推計の動向も鑑み、高齢者の生きがいづくり及び社会参加は超高齢社会における重要課題であり、その課題の解消に資する本事業は今後も継続していくことが期待される。高齢者の経験知が地域に還元され、地域が活力に満ちた明るいものとなるよう引き続き事業の実施に努められたい。 シルバー人材センターの現状の事業は、市からの補助金を前提とした運営がなされているが、今後、高齢者人口が増加し、シルバー人材センターの会員数が増加し、事業規模が拡大した場合の補助金負担額増大の懸念もあるため、センターで取り扱う業務範囲や受注件数の拡大による収入増を契機とした自主財源による運営がなされるよう、業務の効率的執行を含めた適切な指導及び助言をされたい。 また、成果指標の就業数(延べ)について、就業先の新規開拓件数を加えるなど、センターの業務拡大や自主財源運営に向けた指標となるよう検討されたい。 【公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的に、昭和57年度に開始され、直近では平成25年度に見直しを実施されている。今後の高齢者人口増加を鑑み、定年退職後の高齢者に対する就労対策の面からも継続することが妥当と考える。 そのうえで、公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金交付要綱において補助対象経費を明定するとともに、当該補助金の交付に係る国の要綱等を精査した上で事業費補助のあり方について検討されたい。	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	
291	空き店舗対策事業	環境経済部	産業支援課	H23	-	【目的】 市内商店街の活性化および市内産業の振興、地域における高齢者等による支え合い仕組みづくりの推進を目的とする。 【手段】 ①市内商店街の空き店舗に新たに开店する事業者に対して、改装費及び家賃に要する経費の一部を助成する。 ②地域支え合いの仕組み推進事業を実施する越谷市商工会に対して、経費の一部を助成する。	高	高	高	高	B	補助事業者に対するフォローアップの充実を図り、補助事業の効果を高めるとともに、商店街との連携促進による商店街活性化の推進を継続して実施する必要がある。 また、現状の予算額に応じた成果は出ているものと考え、空き店舗のさらなる活用が促進されるよう受益者負担など事業内容の見直しが必要である。	検討・見直し	①今年度で事業開始から5年が経過するため、商店街空き店舗の活用がさらに促進されるよう事業内容の見直しについて検討する。 ②補助事業者の事業が継続的に展開され、商店街活性化の一助となるよう経営相談事業の案内を行うなどフォローアップの充実を図る。また、地域支え合いの仕組み推進事業については、更なるPR強化を図り、利用者・サポートスタッフ及び支え合い活動回数の増加を図る。	24	B	空き店舗対策事業は、市内商店街の活性化および市内産業の振興、地域における高齢者等による支え合い仕組みづくりの推進を目的として、市内商店街の空き店舗に新たに开店する事業者に対して改装費および家賃を補助し、また実施主体である越谷市商工会に補助金を交付し、事業の推進を支援する事業である。 まず、「空き店舗対策事業費補助金」について、改装費や家賃の補助といった支援を行っているが、重要なのは「その事業者が経営を円滑に進め、事業が継続されるか」であり、単に空き店舗を埋めるだけでなく、その事業が継続するためのサポートも検討していただきたい。例えば、経営に関する専門家やアドバイザーによる経営指導や相談も補助要件として提案したい。また「空き店舗対策事業費補助金」の存在を多くの市民へ周知させるために、広報紙への掲載や自治会への広報など、積極的な広報活動も必要である。 次に「ふらっとがもう」は、地域での支え合いを支援する施設として、期待される役割は大きいのが、個別評価にある「事業の活動量に見合った十分な成果が出ている」とは言い難い。例えば、利用会員数41人、支え合い活動回数は月平均6時間程度であり、「こしがやブランド」認定品等の販売額からも、改善の余地がある。平成23年度に開始されたばかりの事業とはいえ、一層のコスト意識を持ち、事業に取り組み必要がある。将来的には、補助金なしでも、事業単体で運営できるように、多くの市民に呼びかけていくべきである。 さらに、成果指標についても、「ふらっとがもうの営業日数」は成果ではなく、活動結果である。代替りの成果指標として、例えば、「来場者数」や「こしがやブランド認定品販売額」を提案したい。 最後に空き店舗事業が、地域に果たす役割は大きい。そのためにはコスト構造を明確にし、多くの市民に活用してもらい、地域を活性化させるような取り組みを今後期待したい。	整理済	外部評価の指摘を踏まえ、成果指標を変更。さらに、事業PRの強化に努め、当事業効果の拡大を図る。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
292	産業活性化推進事業	環境経済部	産業支援課	H15	-	<p>〔目的〕 市内産業の活性化及び振興を図る。</p> <p>〔手段〕 ①産業財産権を取得しようとする市内中小企業等に対して、その経費の一部を助成する。 ②「こしがや産業フェスタ実行委員会」に対して、「こしがや産業フェスタ」の開催に係る経費の一部を助成する。 ③市内で製造・加工などされた優れた商品を「こしがやブランド」として認定し、認定事業者が実施する販売促進等に係る経費の一部を助成する。</p>	高	高	高	高	B	各種事業の見直し等を行い、活動指標・成果指標の達成度をさらに高める必要がある。	検討・見直し	<p>①産業フェスタについては、ビジネスゾーンにおける企業間連携を促進するため、商工会や市内金融機関と連携しながら、効果的なマッチングの仕組みづくりの検討に取り組む。</p> <p>また、こしがやブランドについて、創設から5年が経過することから事業内容の見直し・検討を行う。</p> <p>②市内企業からの相談体制の充実など商工会、市内金融機関等と連携した支援体制の強化を図りながら、市内事業者の販路開拓や新商品・新サービス開発などの新たな取組が創出されるよう既存支援策の見直し・検討を行う。</p>	20	B	<p>産業活性化の支援は市の重要な施策と思われるが補助の対象、効果の見直しを行い関連機関との協議を実施していただきたい。</p> <p>【越谷市工業所有権取得費補助金】 (内部評価：減額(縮小)) (外部評価：終期設定) 補助実績は3件(29万円弱)と少なく、産業活性化に寄与していると思われない。対象が少ないこともあり、工業所有権等の取得費補助だけではなく、差別化できる商品及び技術の開発支援など抜本的な支援策の検討が求められる。</p> <p>【地域特産品販売推進事業費補助金】 (内部評価：終期設定) (外部評価：終期設定) 「鴨ネギ鍋」の普及に注力を期待したい。3年間の補助金交付の成果を検証されることを望む。 当市のブランド確立に向け更なる支援をすべきと思われる。</p>	<p>産業活性化及び市のブランド確立については、平成23年度から「こしがやブランド」認定制度を創設し、当該認定品のPR及び販売促進等に取り組んでいる。</p>
293	勤労者等貸付事業	環境経済部	産業支援課	H14	-	<p>〔目的〕 勤労者及び家内労働者に対し、貸付事業を実施し、勤労者等の福祉の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 貸付資格を備えている勤労者等に対し、応急に必要な生活資金のあっせんを行い、中央労働金庫が100万円を限度額とし貸付を実施する。越谷市は中央労働金庫の貸付に対し、その利子補給を行う。</p>	低	高	低	高	B	恒常的な生活費に要する貸付相談が相談件数のほとんどであり、本貸付制度の主旨になかなか合致しない。	検討・見直し	<p>①②制度の周知を図るとともに、貸付に係る資金使途等の利便性の向上について検討する。</p>	27	D	<p>勤労者及び家内労働者に対して貸付を行い、勤労者等の福祉の向上を図ることを目的とした事業である。平成26年度の貸付実行件数は0件、平成27年3月末現在の貸付貸付件数3件、貸付残高460千円であり、市の利子補給金決算額は8千円である。このように、当該制度はほとんど利用されておらず、本事業によって、市内の勤労者及び家内労働者に対し、貸付事業を実施し、福祉向上を図るといった目的が達成されているともいえないため、事業の休・廃止を含めた検討が必要である。</p> <p>生活費を補てんする個人向けローンなど、民間金融機関において、類似の使途に貸付を実施する商品は数多く展開されており、公共サービスとして本事業に取り組む必要性は低い。</p> <p>さらに、生活困窮による恒常的な生活費を必要とする相談または申請については、市の認定が受けられないにも関わらず、そのような相談が多いという現状に鑑みれば、事業内容や事業自体の見直し時期にきているといえる。平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されたことから担当および関係部署と協議の上、事業の休・廃止を含め、今後の方向性について検討されたい。</p> <p>【勤労者等生活資金利子補給金】 (内部評価：継続) (外部評価：終期設定) 勤労者等に対し、応急に必要な生活資金を貸し付けることにより福祉の向上を図ることを目的としている。補助金であるため、交付申請から支払までについては、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則に基づく適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、今後の方向性を検討する中で、越谷市勤労者等生活資金貸付条例改正も視野に入れ、現在、利子補給対象となっている者に配慮した経過措置を設定した上で新たな貸付認定は行わないこととし、現在の利子補給対象者の完済後、補助金を廃止するなど対応を検討されたい。</p>	<p>※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p>
294	産業雇用支援センター管理事業	環境経済部	産業支援課	H16	-	<p>〔目的〕 産業雇用支援センターに来庁する市民等が安全に利用できるよう施設管理を行う。</p> <p>〔手段〕 委託等により施設の保守管理を実施し、適正な運営管理に努める。</p>	高	高	低	低	B	施設利用率の向上	検討・見直し	<p>①②施設の利用率を高めるため、施設利用のPRを実施するとともに施設の保守管理に努め施設の適正管理を行う。</p>	未実施	未実施	未実施	
295	産業情報化推進事業	環境経済部	産業支援課	H15	-	<p>〔目的〕 市内の産業情報を集約したホームページを構築することで、産業情報の提供や事業所のPR等を図り、産業振興の一助とする。</p> <p>〔手段〕 越谷市産業情報ネットワークシステム(こしがやiiネット)のシステムの保守やデータ更新、コンテンツの見直しなど当該ホームページの運用管理に関する業務を委託する。</p>	高	高	低	低	C	<p>・市内企業における認知度が低く、効果的な活用がされていない。結果として、コストに見合う効果が得られていない。</p> <p>・認知度、アクセス数の高い市公式ホームページへの情報の一元化を図ることにより、発信すべき情報を整理し、効率的・効果的な情報発信を図ることが必要である。</p>	検討・見直し	<p>①iiネットを廃止し、市公式ホームページへの情報の一元化を図る。</p> <p>②関係各課や越谷市商工会等と連携し、産業情報、産業支援情報の効率的・効果的な情報発信の仕組みの構築を目指す。</p>	24	C	<p>産業情報化推進事業は、急激に進展する高度情報化に対応するため、市内産業(商・工・農業等)の情報化推進を図る観点から、個別企業のデータ化やインターネットを活用した産業情報の収集・促進を行い、越谷市産業情報ネットワーク(こしがやiiネット)の運用管理を専門業者に委託するものである。</p> <p>IT環境普及を促すために、平成15年に当事業が開始されたが、現在はIT環境が広く一般に浸透する社会となり、ウェブサイトを単独で立ち上げてまで行う当事業の必要性には疑問が残る。</p> <p>まず当事業の経済効果について指摘したい。当事業の事業費は、こしがやiiネットの管理費用として、年間約300万円が少なくとも発生する。一方で、メールマガジン(iiネット通信)の購読者数は87人であり、33万人近い人口を誇ることで、市民の購読率が非常に低い。情報の内容をどんなに良くしても、購読してもらえない層がわずかであり、「ターゲットとなる利用者を抱え込んでいる」とは言い難い。</p> <p>また、求人と求職に関する掲示板も、効果ははっきりしない。掲載者により削除したものを就職者数とみなすのではなく、実際に就職に結びついたか、掲載者に確認するべきである。仮に就職に結びつかない場合は、改善すべき点を把握するための情報収集にも取り組む必要があるのではないかと。</p> <p>さらに、パナー広告の利用者が現在1社も無いが、そもそもこのサイトには広告効果が認められていないのではないかと。パナー広告を利用した企業からの意見を収集していれば、なぜ広告利用が無いのかを分析する必要がある。この事業は、運用管理を専門業者に委託しているが、より活用してもらうための分析や検討は、市の担当部署が率先して行う必要がある。</p> <p>以上、これらの費用対効果を勘案した場合、費用に見合うだけの経済効果が得られているとは言い難く、大幅な改善を要する点が多い。情報化社会が浸透してきた中、あえて費用をかけてまで、単独のウェブサイトで運営する必要性はなく、例えば、市のホームページにコンテンツの一部を移行されることを提案したい。最小限の費用で運営し、市のホームページに掲載された情報についての判断は、閲覧した市民や事業者の自主性に一任するべきと考える。</p> <p>最後に、成果指標についてだが、総合振興計画の位置付けとして大項目に「地域社会を支える持続性のある産業を育成し、活性化を図る」とあるため、単純に「市民一人当たりのアクセス数」は産業を育成し活性化を図る指標として好ましくなく、代わりとなる成果指標の一例として、「ビジネス案件のマッチング件数」、「求人求職のマッチング実績」、「パナー広告の掲載社数」を提案したい。</p>	<p>ii ネットを廃止し、市公式ホームページへの情報の一元化を目指して検討中</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							9. 総合評価						総合評価	実施年度			
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率的性	(3) 有効性						(4) 貢献度	外部評価コメント
296	若年者等就業支援事業	環境経済部	産業支援課	H17	-	<p>【目的】若年者・女性・中高年等の早期就職の実現。</p> <p>【手段】専門のキャリアコンサルタント(相談員)を1名配置し、個々のニーズを踏まえ、就職に向けた一貫した相談援助を実施する。</p>	高	高	高	高	B	<p>相談が長期化する相談者への支援と相談後に就職しても定着せずに、再度、相談に来る方への適切な支援</p>	検討・見直し	<p>①平成28年度に向けた取組</p> <p>②中長期的な取組</p>	<p>総合評価</p> <p>23</p> <p>若年者、女性、中高年齢者及び失業者の就職について、求職者の能力や企業の人材ニーズを踏まえながら、キャリアコンサルタントによるマンツーマンのカウンセリングにより支援を行う事業である。厳しい経済状況の下、新卒者の就職難や非正規労働者の増大など雇用情勢を取り巻く環境は極めて厳しい状態にあるため、社会保障費用抑制や新たな納税者の創出など行政経営の観点も踏まえ、本事業の必要性は認められる。しかしながら、その取り組みについては、見直しを行う必要がある。若年者等に対する就職支援施策は、国・県はもとよりNPO団体等でもさまざまな事業が実施されている。その中で、市として取り組む範囲をその理由を含めて明確化し、他の実施機関との棲み分け(役割分担)を図ることが重要である。また、事業実施に係るコストの実態が、事務事業評価表上で明らかになっていない。現状は、相談回数1回当りの「単位当りコスト」が表記されているが、より適切な事業運営を行うためにも、相談者1人当りの単位当りコストについても明記すべきである。必要性の高い事業ゆえに、事業実施に係るコストについては、丁寧な説明に努められたい。上記に加え、本事業には他にも改善を要する点が見受けられる。まず事業目的については「就職支援を実施する」ことが目的ではなく、「早期就職を実現させる」ことが目的である点を指摘したい。現在の事業目的は「手段が目的化」されている状態にあるため、事業目的の見直しが必要である。活動指標については、事業の取組状況を的確に把握できるよう、現在の「相談回数」に加え、「相談者数(実数)」、「新規相談者数」、「継続相談者数」なども設定するよう提案したい。また成果指標についても、「新規相談者就職率」、「継続相談者就職率」、「相談期間別就職率」、「支援をした人の離職率」、「再支援者就職率」などを指標として提案するので、その妥当性について検討されたい。このほか、支援内容をより実効性のあるものとするために、本事業の利用者に対してアンケート調査等を行い、事業内容や実施日時等を常に見直ししていくことに努められたい。昨今の経済・雇用情勢を踏まえると、本事業の果たす役割は極めて重要である。今後も、事業内容の充実を図りながら、取り組みを強化していくことは当然のことであるが、庁内関係部署、ハローワーク、NPO団体等との情報共有や連携を密にし、支援希望者が相談の機会を逸することのないよう、取り組まれたい。</p>	<p>相談者の早期就職の実現が第一であるが、就職してもすぐに離職するのでは意味が無い。継続して就労していく姿勢を身に付け、支援した人の定着化が図れるようコンサルティングしていく。</p>	
297	商工会補助事業	環境経済部	産業支援課	-	-	<p>【目的】市内の商工業の総合的な改善発展を図るため、越谷市商工会が実施する金融・税務・経営・労務などの指導や研修会・講演会の開催などの幅広い事業に対し助成を行っている。</p> <p>【手段】越谷市商工会への補助金の交付 ○小規模指導事業費補助金・一般事業費補助金・税務指導事業費補助金・たばこ小売活性化事業費補助金</p>	高	高	高	低	B	<p>経済状況は、一部回復傾向にあるものの、市内の大半を占める小規模事業者は依然厳しい状況にあるため、金融・経営・税務・労務などの全般にわたり指導が必要と思われる。</p>	検討・見直し	<p>①平成28年度に商工会から商工会議所に移行を予定しているが、引き続き市内小規模事業者の経営の改善、経営基盤の強化を図るため、引き続き商工会に対し支援を行なう。また、自主財源確保に努めるよう働きかける。</p>	19	<p>補助金の項目ごとに限度額を設定される方向は、評価できる。補助金の使い方のみでなく、補助金により実施した事業の成果を把握しなければ、市としての説明責任を果たせなくなるおそれがある。商工会との連絡調整を密にして、それぞれの補助金事業の目的、目標を明確に定め、各事業の実績を把握され、補助金額、補助率等の評価をされることを望む。【税務指導費補助金】、【小規模指導費補助金】、【商工会一般事業費補助金】、【たばこ小売活性化事業費補助金】補助金により実施した事業の実績を把握すること。【若手後継者育成事業費補助金】平成19年度より商工会一般事業費補助金へ統合されたことは評価できる。</p>	<p>景気は、大企業を中心に一部持ち直しの兆しが見られるが、市内で大半を占めている小規模零細企業者は依然厳しい状況にあるため、商工会との連携を図り事業者への支援が必要である。今後、市内中小企業者の経営基盤の強化を図るため、人材の育成・技術の向上・事業者間の交流を行っている商工会の役割は重要であり、引き続き支援を行う。なお、自主財源の確保に努めるよう働きかけていく。</p>
298	商工対策委員会運営事業	環境経済部	産業支援課	S48	-	<p>【目的】市が実施する商工行政における重要な課題や今後の方針などについて、市長の諮問に応じ調査・審議する。</p> <p>【手段】越谷市商工対策委員会を開催する。越谷市商工対策委員会委員 12名 (1)商工会を代表するもの 5名 (2)知識経験者 7名</p>	高	高	高	高	B	<p>市が実施する商工行政における重要な課題や今後の方針について、様々な立場の方から意見・提言を聞くことにより、事業運営ができる。</p>	検討・見直し	<p>①経済状況の変化に対応すべく適宜開催する。また、観光事業についての諮問を予定</p> <p>②会議の活性化を図るため、委員の推薦団体の見直しを行なう。</p>	未実施	未実施	
299	商店街活性化推進事業	環境経済部	産業支援課	-	-	<p>【目的】商店街の活性化を図る。</p> <p>【手段】商店街団体等が実施する販売促進事業や商店街施設・設備の整備事業等に対して、その経費の一部を助成する。</p>	高	高	高	高	B	<p>商店街を取り巻く環境は依然として厳しい中、当事業により商店街の維持等が図られていると考えるが、費用対効果の把握、検証が不足している面があり、検討が必要である。</p>	検討・見直し	<p>①国や県などの商店街・事業者対象の施策について積極的な情報提供を行うとともに、今後の商店街支援について、商店会、商工会等との意見交換や他市施策等の情報収集を行う。</p> <p>②既存事業の継続・拡大及び新規事業の創出が図れるよう、商工会等の支援機関と連携した支援を継続して実施していくとともに、経済情勢や消費者ニーズの変化に対応した支援策を検討・実施する。</p>	20	<p>【商店街活性化推進事業費補助金】(内部評価:終期設定・統合・メニュー化)(外部評価:終期設定・統合・メニュー化)補助金交付の効果が薄れたことから、「商店街活性化」の判断基準を明確化し、補助の実績を個別に評価し成果を公表していただきたい。また、補助メニュー以外の申請も広く取入れる考え方が必要と思われる。大型店の出店にともなう影響は避けられず、現状の補助金レベルでは活性化には限界がある。郊外的大型ショッピングセンターとの共存共栄について調査研究するとともに、商店街の自主的な工夫を支援する施策に転換することを商店側と一緒に検討する必要がある。</p>	<p>平成23年度に補助金要綱を改正し、補助事業等の見直しを実施。今後も、商店会等の意見を伺いながら、効果的・効率的な補助金の運用を推進する。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
300	職業能力開発支援事業	環境経済部	産業支援課	S55	-	<p>〔目的〕 勤労者等の能力開発及び人材育成を推進する。</p> <p>〔手段〕 勤労者・事業主等を対象とした労働セミナーを開催するほか、就職を希望する方を対象とした各種就職支援セミナーを実施する。また、人材育成を支援するため、OA室の貸出しを実施する。</p>	高	高	高	高	B	<p>同種同様の講座を他機関(国、県、他市町村)でも実施しており、そのため受講希望者の分散を招き、その確保が難しい。関係機関等との調整が必要だが実情は難しい。</p>	検討・見直し	<p>①②良好な労働環境づくりや雇用促進を図るため、多くの方が参加できるようセミナー内容の充実を図っていく。</p>	22	<p>総合評価 実施年度</p> <p>外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称</p>	<p>整理済</p> <p>人気のあるセミナーへの再受講の制限を行うなど、より多くの方が受講機会を得られるよう努めている。</p>
301	創業者等育成支援事業	環境経済部	産業支援課	H15	-	<p>〔目的〕 新たな事業の創出及び新規雇用の創出を促進し、産業振興の一助とする。</p> <p>〔手段〕 ・新たに創業しようとする者又は創業から3年以内の者を対象に、低廉な料金で事務所スペース(創業支援室)等を貸し出す。 ・専門家による創業・経営相談等を行う。 ・当該年度中に市内で新たに創業した者又は創業を予定している者を対象に、事業所の家賃の一部を補助する。</p>	高	高	高	高	B	<p>創業件数を増加させ、補助事業者が安定した企業運営を継続し、新規の雇用ができるよう、創業前及び創業後の継続した支援体制の強化を図る必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①②相談者やインキュベーション入居者が創業を実現できるよう、更に商工会や市内金融機関等との連携・協力を強化し、本市での創業に係る支援体制の充実を図る。また、市ホームページ及び広報等により当該事業の周知に努める。</p>	26	<p>新たな事業及び新規雇用の創出を促進し市内産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として、専門家による創業・経営相談、セミナーの開催や、創業者に対して低廉な料金で事業活動を行うインキュベーション施設の提供を通じて、今後の市内産業の主要な担い手となるべき創業者の育成・支援を行う事業である。</p> <p>総合振興計画の重点施策に位置付けられている事業であるが、事業内容の多くを商工会に外部委託しており、市の関与が非常に薄い事業運営がされている。市は起業するためのプラットフォームを提供しているだけで、重点的に支援を行う事業分野や事業のビジョンが見えず、当該事業の明確な戦略が構築がなされていない。差別化要素を持った新たなビジネスを担う創業者の育成・支援を行うことが事業目的を達成するのに必要である。創業支援事業は他の事業体でも実施されている中で、越谷市の特徴を活かした事業、ウーマノミクスなど、越谷市独自の事業展開を検討されたい。</p> <p>成果指標について、目的の新たな事業の創出を図る指標として、事業全体の「起業数」の設定を検討されたい。</p> <p>創業者等支援事業や創業者オフィス家賃補助金を活用し起業することを目的としているが、創業後の安定した企業運営を継続させることも重要であるため、創業後の支援体制の更なる強化に努められたい。</p> <p>【越谷市創業者オフィス家賃補助金】(内部評価:継続)(外部評価:終期設定) 市内で新たに事業を開始しようとする個人や、事業者を対象として、事業を営むための貸室に関わる家賃の一部を助成する補助金である。重点施策に位置付けられている事業の補助金であることを認識し、実績・目標値共に再検証する必要がある。越谷市独自の差別化を図った創業者支援の検討をした上で、合わせて補助金制度についての見直しを図られたい。 (参考)平成22年度外部評価: B</p>	<p>整理済</p> <p>・平成26年度においては、産業競争力強化法に係る創業支援事業計画の延長認定を受け、商工会や市内金融機関等との連携・協力の強化を図り、本市における創業支援の充実にも努めている。また、創業者オフィス家賃補助金については、支援対象を女性や若者の創業者にするなど差別化を図り、市独自の事業展開を検討していく。</p>
302	相談事業	環境経済部	産業支援課	S53	-	<p>〔目的〕 事業者・労働者・市民からの労働問題に関する相談の解決を図る。また、家庭外で働くことが困難で内職を希望する方の就労支援を行う。</p> <p>〔手段〕 社会保険労務士による労働相談及び委嘱相談員による内職相談を実施する。</p>	高	高	高	低	B	<p>従来把握していなかった登録事業所の稼働状況調査を平成26年度に実施した結果、111事業所からおよそ70事業所まで減少したため、新規登録事業所の開拓を行っていく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①内職相談については引き続き新規登録業者の開拓に努め、求職者とのマッチングを図っていく。</p> <p>②労働相談については相談件数や内容は景気動向に左右される部分もあるため予測不可能なところもあるが、相談を受けられる体制は維持し、関係機関等にも適切に案内ができるよう努める。</p>	21	<p>労働相談及び内職相談ともに、市民から見ても身近な市役所で行われていることにはメリットがあり、今後も継続の必要性は認められる。</p> <p>内職相談については、ハローワークをはじめ市内の他所では行っていないため有用である。なお、求人開拓を行う上では、その具体策を明確にする必要がある。</p> <p>労働相談においては、相談日を週2回程度に増やす検討が必要と考えられる。成果指標として相談受付率を設けているが、さらに推し進めて、相談者の満足度など質的な成果指標を設定することが望ましい。</p> <p>平成17年度以降、相談件数がともに減少傾向にあるのは、相談場所の移転に伴うものと懸念されるが、正確な原因究明が必要である。</p>	<p>整理済</p> <p>労働相談の理想は常時の相談体制の構築だが、現況において関係機関等を紹介したりなど相談者に対しては100%の受付はできていない。また、内職相談については内職希望者に比べ求人数が少ないが内職は流動性があり、景気にも左右されるため止むを得ない部分もある。</p>



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価			9. 総合評価			総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性							A 事業内容は適切である	
303	地域商業活性化事業	環境経済部	産業支援課	H26	-	〔目的〕 商店街及び商業の活性化を図ることにより、市内商業の魅力向上による賑わいと活力ある街づくりを推進する。 〔手段〕 越谷市商工会が、消費者の購買意欲の向上と市内商業者及び商店会のスキルアップ、連携強化を目的に実施する街おこしイベント事業や研修会に対して、その経費の一部を助成する。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①②市内各駅を中心に、近隣商店会が協力し合いながら、街おこし推進事業を運営・実施するなかで、組織運営や事業実施のスキルアップが図られるよう支援していく。 また、受益者である地元商業者(商店会)及び参加店舗が自主的かつ自立した事業運営を実施できるよう、補助先である商工会と連携・協力して支援を行う。	未実施	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称	未実施	
304	中小企業資金融資事業	環境経済部	産業支援課	H20	-	〔目的〕 市内中小企業者の健全な発展及び近代化を推進し商工業の振興を図る。 〔手段〕 市内中小企業者が金融機関から融資を受ける際、市が市内の金融機関に対し、保証協会を介した損失補償をすることで円滑な融資を促進するとともに、融資利用者に対し利子額の一部を助成する。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①②市ホームページや越谷市産業情報ネットワーク(iinet)などの有効利用に努め、市内中小企業者・起業家への制度融資のさらなる周知や積極的な情報提供を図るとともに、利用者の利便性・財源等を考慮し、金融機関・保証協会との連携を図りながら、制度の見直しを検討していく。	23	B	市内中小企業者が融資制度を利用して事業資金を調達する場合に、その経費負担低減策として融資に係る利子の一部を補填する事業であり、昨今の厳しい経済状況の中で、市内中小企業の事業の安定と発展、さらには市内商工業全体の振興を図るために重要な事業であり、必要性は高い。 自治体が行う制度融資については、発生件数は少ないものの悪用される事例も見られる中において、現地調査を実施している点については、不正利用防止の観点から評価できる。今後も職員的能力向上に努め、低コストで実施できるよう取り組みたい。 融資実績件数については、年度当初の目標値に対して実績値がその約1/4程度に留まっている状態が数年来続いている。市内事業所数から見ても利用件数が少ないと言わざるを得ない。昨今の経済状況からすれば企業側の資金需要は高まっているはずであり、そのような環境下で利用が増えないということは、制度融資の制度設計に問題があるのではないかと、課題として認識している。市内中小企業者等のニーズ把握を実施するとともに、近隣自治体を含め国内の先進事例を参考にしながら、利便性の高い制度となるよう見直しを図ることが必要である。 制度融資の積極的な周知も必要であるが、企業にとって魅力がある制度でなければ、どんなに周知をしても利用増加は望めない。金融機関や信用保証協会との連携を強化し、早急な対応策を講じることが急務である。 なお、制度融資利用企業が返済不能に陥り、信用保証協会が金融機関に対して代位弁済を行った場合、市側では損失補償金が発生する。こうしたリスクを回避するためには、様々な中小企業支援策の実施によって、中小企業の経営体質を強化していくことが必要である。社会情勢や経済情勢を注視し、時代の要請と企業ニーズに応じた支援施策を、柔軟かつ迅速に展開されることに努められたい。 【小口資金利子補給金、中口資金利子補給金、起業家育成資金利子補給金】 〔内部評価：継続〕(外部評価：継続) 昨今の経済情勢等を鑑みれば、制度融資を利用する中小企業者の経費負担を低減する取り組みは必要である。現状、企業からの申請に基づき利子補給を行っているため、申請の失念によって不利益を被る企業が生じない制度運用に努められたい。なお、企業側の経費負担低減だけではなく、事務負担の低減も図れる利子補給制度の設計を検討されたい。	検討中
305	中心市街地活性化事業	環境経済部	産業支援課	H13	-	〔目的〕 越谷市の中心市街地を「越谷の顔」として、商業の活性化はもとより少子高齢社会に対応した都市機能の増進及び、経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、越谷市商工会TMOが実施する中心市街地の環境整備、商業活動の支援、まちづくりノウハウの蓄積、TMOの運営基盤強化に対し支援を実施する。 〔手段〕 商工会への補助金交付・越谷市中心市街地活性化推進事業費補助金	高	高	低	高	C	検討・見直し	①株式会社中央住宅から寄附を受ける予定の蔵を、平成28年度には民間事業者等に貸付けて新たな事業を開始するために、平成27年度中に、要項や契約に向けて課題を整理する。 ②中心市街地内の商業活性化や住民らの自主的な事業については継続支援していく。	20	C	【中心市街地活性化推進事業費補助金】 〔内部評価：統合・メニュー化〕(外部評価：終期設定) 当該補助金は恒常化しており、事業の成果が分かりづらい。現状では、3か年にわたり予算及び実績が変わっていないなど、マンネリ化がうかがわれる。助成の成果を十分精査し、補助対象事業及び対象経費の助成割合等の検討、また各々の補助の結果、どのような状況になったのかについて具体的評価が必要と思われる。 今後は、住民の自主性を強力に支援する方向で事業を運用していくよう見直しをされたい。	整理済
306	伝統的地場産業育成支援事業	環境経済部	産業支援課	H9	-	〔目的〕 本市に古くから伝わる伝統的技術に立脚した地場産業(たるま・せんべい・ひな人形・桐箱・桐たんす)等の育成支援を図る。 〔手段〕 各イベント出展によるPRの実施、市内小中学校での見学・体験学習の協力、商工会における伝統的地場産業育成事業への助成	高	高	高	高	B	検討・見直し	①市内内外で開催される各種イベント等に積極的に参加し、伝統的手工芸品の普及・啓発を図っていく。 ②小中学校との連携により、次世代を担う子どもたちに伝統的地場産業の見学や体験をとおして、その歴史と素晴らしいかを理解してもらおう。また、日常的に地場産業の体験ができるような事業展開を検討していく。	21	B	伝統ある地場産業の育成支援は重要なことであり、今後も展示会やイベントを通じて継続していくべきである。PR活動に関しては、更なる充実に向けての具体策の検討が必要である。また、後継者の育成に関しては、県との連携を強化した仕組みを図られたい。 【伝統的地場産業育成事業費補助金】(内部評価：継続)(外部評価：継続) 後継者育成に向けて、補助金の有効活用を検討いただきたい。	整理済



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価			9. 総合評価			総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 貢献度								
310	かんがい排水整備事業	環境経済部	農業振興課	-	-	<p>〔目的〕 農業生産の基礎となる水利条件を整備し、水利用の安定と合理化を図る。</p> <p>〔手段〕 農業用排水施設(用排水機場、用排水路、樋門樋管、堰等)の新設や再編整理を行う。</p>	高	低	低	高	B	<p>事業の有効性を検証し、整備手法の見直しをすることでコスト削減を図り、計画的、効果的な事業の取組が必要である。</p>			検討・見直し	<p>①平成28年度に向けた取組 ②中長期的な取組</p>	<p>農薬用排水施設の新設・再編など、農業生産の基礎となる水利条件を整備し、水利用の安定と合理化を図る事業である。</p> <p>農業用排水施設は、農業生産を行う上で欠かすことのできないインフラであるとともに、近年多発する「ゲリラ豪雨」などに対する浸水対策においても重要な施設である。</p> <p>特に農業については、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参加への是非が検討される中であって、その結論如何に関わらず、安全・安心な農産物の供給や高い労働生産性を具備した、強い農業生産体制を構築することが求められており、それらを支える事業の一部として、必要性も認められる。</p> <p>しかしながら、国・地方共に厳しい財政状況の下、新たな設備の整備や、老朽化した設備の改修などに要する経費を継続的に確保していくことが難しくなっており、より一層の効率的な事業推進が求められる。</p> <p>そのためには、今後の農地のあり方について早期に計画を策定し、守るべき水田を明確化することが必要である。その上で、新規整備計画や既存設備の改修計画を策定し、計画に基づく事業実施の優先付け、計画の進捗状況管理などを徹底して行う事が重要である。</p> <p>また、施設の維持管理については、アセットマネジメントの考え方を導入し、ライフサイクルコストの低減を図ると共に、改修や更新計画が将来にわたって引き継がれるよう工夫されたい。</p> <p>なお、事務事業評価表の「減価償却費」の欄に金額の記載がなされていない。減価償却費について適正に把握されているか再度検証を行い、不備等があるならば、早急に改善されたい。</p> <p>成果指標については、事業の進捗状況とともに、整備による農業生産向上の観点や、農業生産者の満足度の観点から指標を立て、農業生産者を含む市民全体に対して、本事業の成果をPRしていくことを提案したい。</p> <p>今年度よりスタートした「第2次越谷市都市農業推進基本計画」の実施については、これまでの取り組みを改めて総括した上で推進し、より実効性のある計画となるよう、努められたい。</p>
311	高収益農業推進事業	環境経済部	農業振興課	H22	-	<p>〔目的〕 首都近郊という地理的優位性を活かして、高収益が見込める都市農業の展開を支援する。</p> <p>〔手段〕 観光農園マップの作成による観光農園・体験農園の支援 全国都市農業振興協議会への参加による情報共有 集团的いちご観光農園「越谷いちごタウン」の施設管理・育苗施設の整備</p>	高	高	高	高	A	<p>いちご観光農園は、安定的な高収入が見込めるため、首都近郊という地理的優位性を活かした都市農業の展開において、今後も発展が期待できる。集团的いちご観光農園「越谷いちごタウン」の適正な施設管理を行うとともに、越谷いちご団地生産組合や市内生産者等、関係機関と連携し、市内飲食店や商業者との相互の発展を図ることで、地域経済の波及効果を高める方策の検討が必要となる。</p>	現状維持	<p>①越谷いちごタウンの適正な施設管理を行うとともに、関係機関と連携し、市内飲食店や商業者との相互の発展を促すための方策を検討する。</p> <p>②越谷いちごタウンの短期的整備を評価したうえで、中長期的整備(ハウス増設、直売所・加工施設等の整備)に向けて、資金確保の検討や整備手法等について民間力を活用し、関係団体と連携し取り組んでいく。また、いちご以外の品目の導入も検討する。</p>	未実施	未実施	
312	地産地消推進事業	環境経済部	農業振興課	H21	-	<p>〔目的〕 農産物価格の低迷や農業者の高齢化や農業従事者の減少、それに伴う耕作放棄地の増加が懸念されるなど、農業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、都市近郊に位置し、周囲に大勢の消費者を抱えている本市の地理的優位性を活かしながら地産地消の推進を図る。</p> <p>〔手段〕 地場農産物の販売拡大を図り、地</p>	高	高	高	高	B	<p>さらなる成果の向上のためには、JA越谷市と連携をさらに深め、事業に取り組んでいく必要がある。</p> <p>農業者と商工業者との連携の方策、地産地消の推進拠点であるグリーン・マルシェの活</p>	検討・見直し	<p>①生産者と商工業者を対象に実施した異業種交流会やPRイベント等取組みの効果を確認し、事業を継続して行い、地産地消の推進を図る。また、学校給食米の使用量と使用回数の増加に努める。</p> <p>②地場農産物のさらなる消費拡大に向け、農・商・工の連携促進の方策を検討していく。また、学校給食米の週4日、11ヶ月間の</p>	<p>農商工連携事業による地場農産物の展示商談会の開催や、学校給食米生産奨励事業により越谷産米の普及を促進することで、地産地消の推進を図る事業である。農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化、減少、それに伴う耕作放棄地の増加が懸念される等、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、本事業の必要性は認められる。</p> <p>第2次越谷市都市農業推進基本計画によると、これまで市内で生産された農産物は、市場へ出荷されるのが一般的であったが、平成20年度に市内初の本格的な農産物直売所「グリーン・マルシェ」が開設されて以降、農産物直売所に出荷する農家数は増加するとともに、新鮮で生産者の顔が見える安心感から地場農産物の消費が拡大している。</p> <p>平成23年度には市内飲食事業者を対象にアンケート・ヒアリング調査を新たに実施し、これをもとに、地場農産物のニーズを把握し、農産物の展示商談会を開催したところ、17店舗の新規需要を創出している。地産地消を推進する本格的な取り組みは始まったばかりであり、引き続き事業の発展を推進していただきたい。</p> <p>地元農産物を積極的に取り扱おうとする取り組みは、空き店舗活用事業、学校給食等、他課が実施する事業にも広がっている。今後も多様な事業と連携して地場農産物の消費の拡大を推進されたい。また、全国各地で本格化している6次産業化は、地域の農業者の収入増加等産業振興や地元産品のブランド化に効果があるため、推進上の諸条件を整備していくことによって推進されたい。</p> <p>飲食事業者および市民の利便性向上の観点から、農産物直売所だけでなく、越谷産野菜等を加工・販売・提供するスーパー等の小売店やレストランについても実態把握に努め、地産地消マップのような「見える化」についても検討されたい。</p> <p>アンケート結果から得られた課題(安定供給、物流・配達、農産物の競争力、情報入手等)については、基本計画で定める関連支援策を活用しながら、優先順位をつけて早期の課題解決に努められたい。</p> <p>アンケート・ヒアリング調査や展示商談会に限らず、インターネットも活用しながら、市内の飲食事業者と農業事業者が定期的・日常的に情報・意見交換できる機会の創出を検討されたい。</p> <p>活動指標の「地場農産物に関するアンケート調査回答数」、「地産地消推進フェア参加者数」は、平成23年度のみ実施するものであり、他年度と比較できないことから、指標として適切とはいえない。代替案として成果指標「農産物直売所の売上高」に影響を与える「農産物直売所へ出荷する農業者数」を活動指標とすることを提案したい。</p>	<p>越谷市商工会と連携し、地場農産物を活用している事業者との交流機会を創出し、農商工連携事業を進展させていく。</p> <p>JA越谷市への学校給食米の集荷が確実に増えており、学校給食への使用量と使用回数も増加している。終期設</p>	整理済

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				実施年度	総合評価			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
						産地消を推進するため、農工商連携事業として地場農産物のPRイベントや農業者・商工業者の異業種交流会・意見交換会を開催する。また、学校給食米生産奨励事業により越谷産米の導入を促進する。						①平成28年度に向けた取組 ②中長期的な取組	実 施 年 度 評 価	外 部 評 価 コ メ ン ト  ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	定として、学校給食へ週4日、11ヶ月の使用量を目標に、集荷体制の確立に努めていく。		
313	都市型農業経営安定化支援事業	環境経済部	農業振興課	H26	H28	〔目的〕 「都市型農業経営者育成支援事業」の研修生へ技術的なフォローアップを行い就農の定着を図るとともに、農業技術センター施設を活用していちごを栽培し、そのいちごを用いて多様な販売方法を提案・試行を行い、栽培技術や農業経営等の情報を提供する。 〔手段〕 事業を着実に実施するため、業務を専門知識・技術対応能力を有する業者に委託する。	高	高	高	高	A	都市型農業経営者育成支援事業の第一期生は、就農後2年が経過し、第二期生は、研修を修了し新たに観光農園の経営を開始した。就農の定着を図るためには、継続的に技術支援が必要となる。	現状維持	未実施		未実施	
314	土地改良事業	環境経済部	農業振興課	-	-	〔目的〕 生産性の向上および地域環境の改善を図るため、県や土地改良区などと連携を取りながら、土地改良事業の推進と効率的な運営を行う。 〔手段〕 土地改良事業の適切かつ効率的な運営や農業施設の管理運営及び用水確保に関する費用負担などの負担金の抛、土地改良事業を行う団体に対する事業費の補助を行う。	高	低	低	高	B	協議会等を通じて情報を得ることで施設の様々な管理手法等を検討し、経費の削減に努める必要がある。	検討・見直し	22	生産性の向上と地域環境の改善を図るため、土地改良事業に要する経費に対し、土地改良事業を行う団体に、土地改良事業補助規定により予算の範囲内で補助金を交付する事業である。 事業の目的自体は有意義なものであり、必要な事業といえるが、農業を取り巻く社会環境の変化を考慮し、補助が適切な額であるか、随時チェックをされたい。また、昭和31年4月26日の土地改良事業補助規程施行開始以来多年が経過しており、土地改良事業の適切かつ効果的な運営に本制度が果たしている役割について、一旦総括されたい。その上で、今後の土地改良事業の負担のあり方を含めて抜本的に検討されたい。 補助対象者が農業関係団体に限られるため、補助金がどのように使われ、いかに役立っているのかを農業者でない市民にも説明できるよう客観化する取り組みが必要である。 以下「環境経済部事業概要書」の4. 事業内容より、当該補助金の問題点を挙げる。 ・土地改良団体連合会については、補助金により市の農業に対しどのような利益があるのか具体的な記述が無い。 ・春日部土地改良推進協議会については、補助金を活用してどのような事業を実施するのか具体的な記述が無い。 ・古利根堰連絡協議会については、古利根堰の円滑な管理運営のためにどのように補助金が使われているのか記述が無い。 ・南部葛西用水三市連絡協議会については、葛西用水路の管理方法の調整に関する事項を協議するためどのように補助金が使われるのか記述が無い。 ・見沼代用水協力協議会については、見沼代用水路の清浄化と維持管理のためにどのように補助金が使われるのか記述が無い。 ・未田大用水改修促進協議会については、水路改修工事が20年度に完了したとのことだが、事業量や事業費と、工事に対する振り返りの記述が見当たらない。 ・県土地改良県営部会については、どのように県に協力しているのか具体的な記述が無い。 【小土地改良事業費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 小土地改良事業費補助金は、昭和31年4月26日に制度化されてから多年にわたり土地改良関連団体に補助されてきたもので、補助金額が非常に少額であるために、補助事業の申請・報告等の諸手続きにかかる人件費等の方がかかって高くついているのではないかと思われるメニューも散見される。しかし、負担金として近隣自治体と同様に拠出している補助金であり、当面継続せざるを得ない状況である。そうであるとしても、補助金申請書、事業実施報告書、支出の証憑類、補助団体の運営状況などを厳しくチェックし、当該補助金が本市の土地改良事業、農業の生産性向上にどのように貢献しているか等について総括、整理し、市民に分かりやすく説明していただきたい。	検討中	農業施設の維持・運用については、広域的な取り組みが必要であり、また農業や農業用水が農産物の生産の場のみならず、生き物や環境、文化や教育を育む等の多面的機能があることを幅広く市民に伝える為、協議会等を通じて農業水利施設の維持管理の重要性についての理解向上に努める。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価					10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価			実施年度	総合評価		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	A 事業内容は適切である						
315	農業・農村支援ネットワークづくり事業	環境経済部	農業振興課	H20	-	<p>〔目的〕 市民が農業・農村にふれあい、交流することにより、農業に対する理解を深め、市民全体で農業と農村を支える仕組みづくりを進める。また、越谷市の地理的特性や農村の持つ多面的機能を活かしたまちづくりを進める。</p> <p>〔手段〕 地区コミュニティ推進協議会が実施する農業関係事業を農業者、農業関係団体、地域の各種団体が参加し、活動を行う。その事業に対して補助金を交付し、助成する。</p>	高	高	高	高	A	現状維持	<p>①農業者と地域住民との交流を通じて、地域農業に対する理解を深めていくため、地区コミュニティ推進協議会の農業関係の活動と連携しながら事業を推進していく。</p> <p>②農用地区域のある地域に、農業・農村支援ネットワークづくり事業を定着させるため、地区との連携を深める。</p>	22	B	<p>市民が農業・農家と交流することにより、農業に対する理解を深め、市民全体で農業と農村を支える仕組みづくりを進め、農地を保全し、越谷市の地理的特性や農村の持つ多面的機能を活かしたまちづくりを進める事業である。</p> <p>越谷市農業振興関係団体補助金等交付要綱に基づき、農業者、農業関係団体、地域の各種団体が参加して地区コミュニティ推進協議会が実施する農業関係事業に対して助成金を交付する。</p> <p>【農業・農村支援ネットワークづくり助成金】(内部評価:継続)(外部評価:終期設定) 本助成金については、現代の農業・農家・農地を守っていく上で事業の必要性が認められるが、市民と農業・農家との交流事業は地元観光協会やJAでも実施しており、また、自治会、NPO等地域団体、市民活動団体との協働事業として地域活動推進担当部署でも支援可能なため、地域活動推進担当との連携を一層強化して、助成金の効果を高めるよう取り組まれたい。</p> <p>助成金の一地区当たりの交付期限は3年間と決まっているが、助成金の趣旨は、あくまで「農業・農村支援ネットワーク構築のきっかけづくり」である。このため、モデル地区において地域住民が農業と農村を支える仕組みを構築している中で、当初予定どおり平成26年度を本助成金交付の終期として設定し、本事業を終了されたい。また、今年度で助成金の交付が終了する出羽地区・大相模地区においては、投入した助成金に見合う成果が出ているが早急に検討し、それを好事例として全市に広報するとともに、その取組みを他地区に拡大できるよう担当課として努力されたい。</p> <p>助成金の交付が終わった後のことを考えれば、単純に助成金を交付するだけではなく、事業の成果を検証し、最も成果が上がった取組みに対して表彰する等、活動継続に向けたモチベーションを喚起してその取組みを全市に広げるような方法も検討されたい。</p>	<p>持続的に農業が行われる環境づくりを維持・継続していくため、市民が地域の農業を理解し、農業を支える仕組みづくりのきっかけとして、地域住民と農業者との交流により行われる農業用排水路の清掃や農地を活用する取組みを支援した。</p> <p>事業が終了した地区の活動を支援していく。</p>
316	農業環境衛生改善事業	環境経済部	農業振興課	-	-	<p>〔目的〕 病害虫防除及び農業経営の改善を図るため、防除を実施する農家団体や農業共済組合が行う農作物損害防止事業活動に要する経費を支援し、農業生産力の向上や農業経営の安定化を図る。また、市内の園芸用廃びニール(ポリエチレン・塩化ビニール)を収集し、適正に処理する。</p> <p>〔手段〕 農業環境衛生改善等に繋がる活動を支援するため、病害虫の防除を実施する農家団体や、不慮の事故への補償を行う農業共済組合、またJA越谷市と連携して、越谷市園芸用廃びニール収集処理運営協議会に対して補助金を交付するなどの助成を行う。</p>	高	低	高	高	B	検討・見直し	<p>①②引き続き、病害虫の防除や廃びニールの適正処理の周知徹底を図り、都市部と農村部が共存していけるよう支援していく。</p>	20	B	<p>平成20年度より取り組まれている農政課の地区担当者制は、評価に値する。地区担当者と各地域の農業組織団体との情報連携を一層強化し、市の農業の実態を把握し今後の農業施策のあり方を検討するとともに、市民にも農業の重要性をご理解いただくための取組を進められることを望む。</p> <p>【園芸用廃びニール収集処理運営協議会負担金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 地区担当者と組織団体との情報連携によって、廃びニールの不法処理ゼロ化を進める努力が必要である。</p> <p>【病害虫防除事業費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 地区担当者による各農家の実態把握と事業内容のさらなる広報を推進し、病害虫防除に参加する農家の組織率向上が必要である。</p> <p>【埼玉東部農業共済組合補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 農業育成上必要な制度であり、継続とする。</p>	<p>安全・安心な農産物を提供できる農業、環境に配慮した農業を推進するため、農業関係機関と連携し、園芸用びニールの再利用、農業災害の負担軽減、病害虫などによる農作物への損害防止などの取組みに対する継続した支援を行う。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価						10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案		12. 外部評価		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度							9. 総合評価	
A	B	C	D	総合評価														
317	農業技術研究事業	環境経済部	農業振興課	H10	-	〔目的〕 農業者に対し、都市化と調和した安定的で効率的な農業経営を支援する。 〔手段〕 農業技術センターにおける園芸作物の試験・研究、土壌・堆肥・養液の分析、バイオテクノロジーによる優良苗の作出等の各種試験研究により、蓄積された技術や情報を農業者に提供すると共に、栽培や土作りの指導を行う。また、農業者と消費者との交流を図るべく施設見学等の実習を行う。	高	高	高	高	B	栽培業務の一部を民間に委託しているが、土壌等の分析や各種団体との連携・協力業務などにおいても、民間等へ委託した場合の効果等を検証し、より高い成果を上げられる手法を検討する必要がある。	検討・見直し	①現状よりも多くの市民、農業者に活用していただくため、新品種の調査や栽培技術を検討し、情報提供する。また、各種分析業務を効率的に実施し、コストの削減を徹底する。 ②専門性の高い業務の外部委託化の検討及び施設の維持管理等を計画的に実施することで、都市型農業の推進拠点としての機能を発揮できるよう整備する。	18	C	越谷市の農業産業維持発展のためには、重要な事業である。事業の実施に、正規職員が7名配置されており、5～7年で人事ローテーションしている。事業内容が高度に専門的である中で、職員が入れ替わることは、事業運営上非効率な面もある。市としての企画業務を正規職員に残し、専門的研究業務は、農業団体連合会や農業協同組合とも協力し委託化または、大学等と共同研究するなどの検討を求める。	一部事業を民間へ委託することにより、正規職員を減員した。今後、更なる業務の効率化を図るとともに、施設の維持管理及び耐用年数を経過した分析機器を、適宜更新する。
318	農業施設維持管理事業	環境経済部	農業振興課	-	-	〔目的〕 ①農業生産基盤となる水路等農用施設の維持管理を行い、農業用水の安定供給を図る。 ②広域的農用施設(古利根堰、末田須賀堰、水利権等)の適正な管理を確保する。 〔手段〕 ①用排水路等の修繕、草刈りや浚渫等の委託、ポンプや電気設備の点検業務を行う。 ②維持管理費について関係土地改良区、関係市町で応分の拠出を行う。(負担金)	高	低	低	高	B	農業従事者の高齢化や担い手不足から、農家団体等での施設の維持管理が困難となっており、また農業施設が老朽化していることから、市への管理要望が増加傾向にある。この為、維持管理の手法の見直しを行うことでコスト削減に努め、効率的、有効的に事業を行う必要がある。	検討・見直し	①施設の機能維持を図る為、定期的な管理により効率的且つ効果的な維持管理を行う。また、新たな補修方法や管理方法を検討し、既存施設の長寿命化などにより、コスト削減を図る。 ②農地・農業用水等の資源は食料の安定供給だけでなく、ふるさとと景観を守り、環境保全といった多面的機能を持っていることから、非農業従事者である地域住民の方々にも十分に理解していただき、地域一体となった農業施設の保全管理を行う仕組みづくりを検討する。	21	B	農業用水安定供給の目的において、施設維持管理は重要である。ただし、現行の委託料がコストとして妥当であるか検証の必要がある。 また、修繕費の執行については、管理台帳を参照して修繕計画を立てる等、今後もこまめな管理を継続していただきたい。 受益者負担については、地域内の住居地帳もあり、複雑な状況となっていることを考慮し、導入の是非について再検討の余地があると思われる。	農業用水の安定供給のため、施設の維持管理は必要不可欠であるが、効率的な手法を探り、さらなるコスト削減を検討する。
319	農業従事・後継者育成事業	環境経済部	農業振興課	-	-	〔目的〕 農業を支える農業関係団体や担い手により一層効果的な活動ができるよう、農業者相互の情報交換・技術向上を図るとともに、農業後継者の確保・育成について支援する。 〔手段〕 各団体が提案する農産物のPR活動をはじめとした越谷市の農業振興に係る活動に対して、事業ごとに精査を行い、より効果的かつ意欲的な事業に対して補助金を交付する。	高	高	高	高	B	越谷市担い手育成総合支援協議会に対し補助金を交付することで、越谷市農業団体連合会、越谷市グリーンクラブ、JA越谷市女性部等の自主的な活動を支援した。 特別認定農業者制度を活用し、水田の規模拡大を図る認定農業者に対して支援を行った。 経営の不安定な就農初期段階の就農者に対して、青年就農給付金を給付した。 今後は、農業後継者の育成・確保や各団体の構成員の増加が課題と思われる。	検討・見直し	①新規就農・農業後継者育成支援事業(ねぎ研修事業)を新たに開始することにより、確かな技術を継承した新規就農・農業後継者の育成に努める。 ②市独自の特別認定農業者制度や補助制度を活用し、後継者や新規就農者の確保・育成を行う。	19	B	農業関係団体育成支援のためいくつかの補助金が支出されているが、支援の一貫性確保のため農政課が事務を取り扱っている。 中には、収入が補助金主体の団体もあり、運営や事業展開に当たり、補助金に依存しがちな将来、自立に向けた取り組みや実施した事業の成果の把握もお願いしたい。 【越谷市農業団体連合会補助金】 会員相互の連携を取りながら、関係団体とも協議し、地産地消を推進するなど、そ菜、花卉、稲作、畜産の各部会の活動は見るべきものがある。行政として農業関係団体の育成支援を通じ、後継者育成に積極的な働きかけを行ってほしい。 【農業後継者等育成費補助金】 越谷市グリーンクラブと越谷市農協女性部への補助金であるが、両者とも農協との係わりが強く、JA越谷市からの補助金も受けている。事業活動も見るべきものがあり、越谷市の農業発展や地産地消活動にも寄与しており、地域農業の担い手である後継者育成のためにも、行政の支援は必要と思われる。 【21世紀・越谷塾補助金】 21世紀越谷塾は、農業関係団体の代表者で構成されているが、そのメリットが充分生かされていると思えない。 取り組んでいる事業も21世紀越谷塾が取り組むべき事業とは思えず、「越谷市農業農村活性化推進機構の設置及び運営に関する要領」の目的に示されている「農業農村の活性化」に寄与する事業の実施を再考していただきたい。	農業者の自主的な活動を促進し、より効果的に農業団体への支援が行えるよう組織の再編を実施。平成23年度から21世紀・越谷塾を越谷市農業担い手育成総合支援協議会に統合した。
320	農業体験支援事業	環境経済部	農業振興課	H4	-	〔目的〕 都市化の進展により自然や身近な緑地が減少し、市民が直接土に親しむ機会が少なくなっていることから、農作物の栽培を通して自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深める。 〔手段〕 土地所有者から農地を借り受け農地利用者を募集し市民農園の貸付を実施する。貸付期間1年間、但し、最長5年間利用更新可能。1区画は15㎡から38㎡で、使用料を徴収(市街化区域5,000円/年、市街化調整区域2,000円/年)。また、新規利用者や初心者に対し、野菜作りの講習会を実施	高	高	高	高	B	新規利用希望者数は常に定員数を上回り、需要の高い事業である。さらに、市の開設している市民農園の85パーセントは、市街化区域にあり、市民が農業に親しみやすいという点では効果的である。しかし、越谷市が目指す農業経営の安定化や農業経営者の育成、都市農業の展開にはあまり結びついていない。	検討・見直し	①引き続き、市民のレクリエーションの場として農地を活用するとともに、利用者自らが農作物を栽培することで農業に対する理解と関心を深めていく。また、市民が農業を支える仕組みづくりに繋げるため、農業者の経営安定化や遊休農地の削減に寄与できるように、市民農園の整備の方向性を検討していく。 ②農地の保全・活用、農業経営の安定、後継者の育成につながる、持続的に農業が行われる環境を作るため、農業者や農業生産法人による体験型農園の整備・拡充を支援していく。また、今後の市民農園のあり方を検討し、越谷市市民農園整備計画を策定する。	17	B	農地の遊休化が進む他方で、家庭菜園を望む住民が増加することも予想される。遊休農地の所有者と家庭菜園の希望者との出会い場をつくるなど、潜在的な借り受け農園利用者の発掘と、遊休農地の積極的活用をさらに進めることを願う。	農業者や農業生産法人、NPO法人などにより展開される市民農園や体験型農園は、市民の農業への理解促進や優良農地の保全に役立つ。農業者の農業所得の安定化へ繋がる。市民農園の役割を整理し、本市の農業振興や地域振興に繋がるような市民農園の開業・拡大を支援していく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価						9. 総合評価				総合評価	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度			A	B		C			D
321	農産物生産奨励事業	環境経済部	農業振興課	S38	-	〔目的〕 高品質な農産物の生産を目指し、地場野菜産地育成などの各種奨励事業による支援を行う。 〔手段〕 農業近代化資金融資に対する利子補給及び地場野菜等産地育成事業に対する補助、特産物生産奨励助成金の交付、経営所得安定対策の推進活動に対する補助	高	高	高	高	B	検討・見直し	①農業委員会、越谷市農業協同組合等の関係団体との連携を強化し、認定農業者を中心として意欲ある担い手への農地の利用を積極的に進める。その中で、農地の利用集積を進める農業者に対して制度資金の活用を促し、支援を行っていく。 ②農地利用集積円滑化団体が設立されているため、今後更に農業委員会や越谷市農業協同組合等の関係機関と連携し、農地利用集積円滑化団体や農地中間管理機構による農地利用集積円滑化事業を進める。	18	B	農業世帯の高齢化により、大規模な融資案件は減少する傾向にある。事業の実態として、職員が農業現場や、研究会等へ立会い農業指導を行っている。これを事業として明記する必要がある。農業団体連合会や農業協同組合等との連携を通して農業者のニーズを把握し、都市型農業としての経営改革支援への転換を検討することを望む。活動結果指標については、目標を明確に定め計画的に事業推進していただきたい。	整理済	農業環境の変化に対応するため、新品種の栽培や新たな栽培方法について、埼玉県春日部農林振興センターと連携し、地場農産物の拡大・拡充に努める。 農業経営の近代化や効率化を図るため、農業機械の購入に対する利子補給を行ない、意欲的に取り組む農業者を支援する。	
322	農政審議会運営事業	環境経済部	農業振興課	S46	-	〔目的〕 農業政策における重要事項について、市長の諮問に応じて越谷市農政審議会を開催し、農政に関する必要な事項を調査及び審議し、答申を行う。 〔手段〕 農用地区域の除外に関して審議し、答申を行う。その他、都市農業推進基本計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想等の農業政策に関する事項について審議し、答申を行う。	高	高	高	高	A	現状維持	①平成28年度は農業振興地域整備計画の変更について年2回の申出受付期間があり、それに係る審議を行っている。これ以外にも基本計画等の農業施策の重要案件について諮問を行う。現在でも限られた回数で開催しており、回数削減は困難である。むしろその限られた回数の中で、案件について丁寧に説明していくことが必要と考えている。	未実施		未実施			
323	農地利用集積事業	環境経済部	農業振興課	S62	-	〔目的〕 農業振興地域内の農用地区域における、集団的な優良農地の保全・有効活用を図る。 〔手段〕 地域における話し合いを開催し、中心となる経営体への農地の集積方法について検討する。検討の結果、集積を推進する地区においては、基盤整備を実施した後、担い手への集積を行う。集積の手段については、農地利用集積円滑化事業または農地中間管理事業の活用を検討する。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①既存の大吉・向畑地区農地集積及び越谷いちごタウンの事業継続を図る。 ②優良農地の集積のための地区ごとの話し合いを継続。より効果的な事業の実施方法を検討する。農地中間管理事業の活用を検討する。	26	B	農地には食料生産基盤以外に、水害の抑止・環境保全・景観維持などの多面的な役割が期待されている。市内に残された農地の保全・有効活用のため、集団性のある優良農地を整備し、継続的に営農活動を行える意欲的な担い手の利用集積を進める事業である。 平成25年3月に越谷市農業協同組合と越谷市がそれぞれ農地利用集積円滑化団体を設立し、相互に役割を分担し連携することで利用集積を進めている。越谷市農業協同組合は水田や畑などの農地を集積し、農地の大規模化による営農の効率化・コスト削減を図るための集積事業を担い、越谷市は温室などの施設整備を伴う高収益型農業のモデル事業などに必要と認められた場合に農地集積を実施している。越谷市では約440haを集団性のある優良農地として認定し保全・有効活用を図っていく中で、意欲的な農業者のニーズを把握し、持続的に農業が行われる環境整備に努められ、整備後の担い手不足が生じないよう、関係団体と連携し事業推進に図られたい。 活動指標の「農地の利用集積面積」は、第4次総合振興計画でも主なる事業の目標値として設定されている。上位計画の目標値であることを踏まえ、活動指標ではなく成果指標とすることを検討された。 成果指標の「遊水機能体積」については、農地の持つ保水・遊水機能は水害の軽減に寄与するものであり重要な機能ではある。ただし、数値が利用集積された農地のみの遊水体積であることで、平成24～26年度が全て同数値となっており指標として適切とはいえないため、遊水機能の重要性を表した指標設定とされることを提案する。 農業経営の大規模化による営農の効率化を図ることや、遊水機能確保のための農地保全からなる複数の主たる目的を持ち合わせている事業である。大規模で効率的な農業経営を継続的に行うことで、優良農地の保全に繋がり、水害の軽減・環境保全などに効果を発揮するものである。農地利用集積事業は、他の事業として推進されている土地改良事業、かんがい排水整備事業、農業従事者育成事業などと密接に関わっており、営農の効率化や環境保全など多面的な効果に資する重要な事業である。本事業の目的としている、農地集積により優良農地を整備し営農の効率化を図る事業であることは分かるが、成果指標に挙げられている遊水機能確保するという農地保全の意味合いを汲み取りづらい記載となっているため、事業目的を明確に表現した記載とされるよう検討されたい。 農地利用集積事業は開始後間もない事業であり、集積された土地での営農も始まったばかりの状況である。今後、優良農地の集積を進めるとあわせ、事業効果を検証・分析することで、より意義のある事業推進に努められたい。 《参考》平成21年度外部評価：B	整理済	指標の見直し	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							9. 総合評価						11. 改革改善案	12. 外部評価				
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	総合評価	実施年度
324	農道整備事業	環境経済部	農業振興課	-	-	〔目的〕 生産性の高い農業を促進する。地域の生活環境を改善する。 〔手段〕 農道の整備を行う。	高	低	低	高	B	一般的な道路整備と区別し、整備手法等を見直すことでコスト削減を図り、効率的に事業を進める必要がある。	検討・見直し	①整備手法の見直しなど、費用対効果を検証し、整備を行う。 ②農道の利活用状況を把握し、優先順位を見極め計画的且つ効果的に整備を進める。	25	B	<b>事業概要</b> 本事業は、農作業機械の移動や農産物の運搬の効率を高めるとともに、生活道路として地域環境の利便性の向上を図るため、農道を整備するものである。 <b>必要性</b> 越谷市はかつて市の7割が農村であったが、現在は1/4に減少する等、農業が衰退している状況であるが、古くからの小規模農家が多く、他方で近年の農業機械の大型化、農地の集積等が進む中、一部の農地において、通行が困難な農道が存在している。そのような状況において、農道整備の必要性は農業を継続する前提であれば認められるものの、市としての農業のあり方がどうあるべきかという基本に立ち返って、農道整備の必要性を検討すべきである。 <b>効索性</b> 本事業では、農道整備に必要な用地取得や地元理解を確認した上での要望書を前提に、事業の予算化、実施を前提としており、事業運営の障害が地元で解消された箇所のみを対象にしていることから、効率的な事業運営が行われていると判断できる。他方で、道路整備には、資材、技法の双方の点から技術革新が日々進んでおり、効率的な農道整備の施行は継続的に求められる課題であると考えられる。 <b>有効性・成果指標</b> 拡幅を伴わない整備や整備済道路の修繕も本事業には含まれるが、整備済延長の数値としてはカウントされないため、「整備済延長の割合」は本事業の成果指標としては適切ではない。 要望のあった市民から事業後の状況について個別にヒアリング等は実施しているものの、農道整備が適切であったかどうか、検証がなされていない。今後、事業の成果をモニタリングするための仕組みを構築していく必要がある。 <b>活動指標</b> 現状、「工事箇所数」が指標になっているが、活動指標としては、「予定期間内に終了した工事数」がより適切である。 <b>その他</b> 市民からの要望に基づいて実施する部分と、行政として認識する課題・計画に基づく部分の両方があり、それぞれ活動や成果指標が異なるはずなので、再整理が必要である。	農道は農村地域における農作業の効率化及び地域住民の生活道路として整備するものであるが、市が考える将来の営農形態を見据えた上で農道整備の必要性を検討し、計画的かつ効果的に事業を実施する。また、事業完了後にアンケート等のモニタリングを実施するなど、事業の成果を検証する仕組みを検討する。
325	道水路管理業務事業	建設部	道路総務課	-	-	〔目的〕 市民生活の根幹となる道路の適正管理を図る。 〔手段〕 道路法に基づく道路占用許可・道路工事等施工承認・道路幅員証明・特殊車両の通行許可及び協議事務における適切な指導。道路工事調整会議等の開催	高	低	高	低	B	申請に際しての事前相談や申請時において、専門的な知識・判断が求められるケースが増えているとともに申請件数自体も増加傾向にあることから、さらなる効率的な事務を行う必要がある。	検討・見直し	①②社会経済情勢を反映した適正な占用料を算出し、占用料の見直しに向け取り組んでいく。また、定期的な見直しの検討を行うっていく。	16	B	許可等の件数を活動指標に記入していただきたい。 道路管理台帳のシステム化や電子申請などITを利用した業務の効率化、および申請に対する迅速な対応をはかり、住民の利便性を高めていただきたい。	業務の効率化・迅速化を図るため、道路管理システムの活用を検討する。また、将来の電子申請の導入について研究していく。
326	道水路境界管理事業	建設部	道路総務課	-	-	〔目的〕 道水路敷地と民有地の境界の確定し、道路、水路の適正な管理に寄与する。 〔手段〕 国・県等の補助事業による官民境界線調査を行い、座標による境界線管理区域の拡大を図る。 また、座標管理していない地区の官民境界については、申請に基づき境界確定を行う。 更に、道路内に存在する民有地の取得を行う。	高	低	高	高	B	公共座標管理区域と未完了区域では、境界確定手法の違いによる境界確定の際に発生する個人の負担する費用に差が生じている。	検討・見直し	①②地籍事業の進捗を図る。	22	B	申請のあった土地に対し、官地と民地の境界を確定し、基準点の維持管理を行う事業である。官民境界が未確定の場合、道水路整備など公共事業の円滑な実施の妨げとなる場合が多い。境界争いを未然に防止し、公共事業の効率化を図るために必要な事業である。 また、基準点や境界の座標値は、市役所における窓口事務を迅速かつ効率化する地理情報システムの基礎的なデータとなるため、その拡大を図ることが急務といえる。 事業が未だ道半ばであり、今後とも境界確定率向上と境界点等の座標管理の充実を図らなければならない。 埼玉県国土調査推進協議会負担金については、それによって得られる利益と比較検討され、不適切な額であれば見直しを協議されたい。 測量業務を委託しているとのことであるが、調達手続が適切な方法かどうか、コスト面を含めて検証を進められたい。	地籍調査負担金については、国土調査推進協議会を通じて補助事業の拡充、充実を図るための意見を述べると共に他の事業実施自治体との情報共有等を行っており、適正なものである。測量業務については、短期間での精度の高い成果を要求しているため、信頼のける事業者としているが、公平性の観点からも指名参加事業者の実績等を確認しながら調達方法等について検討する。



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価	9. 総合評価					10. 改革改善の方向性	総合評価		実施年度
								(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						
327	道路管理システム事業	建設部	道路総務課	H8	-	<p>〔目的〕 道路に関した情報データ整理を行い、業務効果や行政サービスの向上を目指す。</p> <p>〔手段〕 道路台帳図と道路境界線情報に関連付けし、新たに取得した道路情報データ等を整理し、効率的に入力処理する。</p>	高	高	高	高	<p>道路管理システムの全体計画を策定してから20年余り経過しており、市民ニーズや情報化の大きな変化に対応するため、計画の見直しを進める。</p>	<p>①新たなサブシステムについて、情報収集及び関係部署と調整を図り見直しを行う。 ②個々のサブシステムの改革改善</p>	25	B	<p>外部評価コメント ※【】は、補助金等名称</p> <p><b>事業概要</b> 道路管理業務の効率化や市民サービスの向上を図るため、道路情報や境界線情報を道路台帳図と関連付けたシステムを構築し、道水路管理情報である基準点・公共座標の管理提供を行う事業である。</p> <p><b>必要性</b> 市が管理する道水路に関する情報は、市民や事業者等から求められており、閲覧実績件数(H23:7381件、H24:8427件)や境界確認済証明書等発行件数(H23:351件、H24:397件)の推移からもニーズは確実に存在し、増大傾向にあるものと見受けられる。他方、道路管理システムに関する計画策定からおおよそ20年が経過し、市民や事業者のニーズが大きく変化していることが考えられ、事業の必要性については絶えず検証する必要がある。</p> <p><b>効率的性</b> 事業費のうち外部委託費が多くを占めている。1)閲覧用道路台帳データ、地番図データの更新、2)地籍データの入力、3)官民境界データ等の更新、4)占有申請データの入力等の対価として、年当たり3千万円程度をシステム会社に支払っているが、委託費の妥当性については検証が十分に行われているとは必ずしも言えない。この点について、システム化により5名程度の職員削減が可能となり、外部委託費以上の人件費削減が実現できたとの見方もあるが、外部委託による人員削減効果、事務手数料等の軽減効果については十分に検証する必要がある。</p> <p><b>有効性・成果指標</b> 「道路台帳閲覧件数」については、23年度7381件、24年度8427件と増加しており評価できる。また、閲覧件数の増加に伴い、単位当たりコストの低下も達成している。指標としては、「境界確認済証明書発行件数」が挙げられている。同発行件数は、23年度351件、24年度397件と足元で増加しており評価できる。しかし、同指標は、アウトプット指標であり、アウトカム指標を示すことが必要である。また、サブシステムごとに成果指標及び活動指標を設定することが必要である。道路占有物の情報については、道路管理システムに十分に反映されていない。このことから、災害発生時等において利便性が低いと考えられる。</p> <p><b>活動指標</b> 活動指標として、「サブシステム稼働率」が掲げられ、平成24年度実績は60%である。道路管理システムは、10のサブシステムから構成され、現在までに6つのサブシステムが稼働していることから、稼働率は60%と算出されている。一方、4つのサブシステムについては稼働していない。この背景として、平成5年に、「越谷市地理情報システム導入のガイドライン」を策定し、「道路管理システム」が基幹システムとして位置づけられたものの、システム全体の稼働予定時期について明確に定めがなく、現在に至っており、そもそも全面稼働の時期が明示されていない点に問題があると考えられる。</p> <p><b>その他</b> 上述のとおり、システム構築に係る進捗管理が十分に行われているとは考えにくい。道路管理システムの全体計画を改めて策定する必要がある。システム開発に当たっては、統合型GISシステム等他のシステム化の進捗状況の影響を受けていることから、そうした影響を踏まえた計画策定・見直しが求められる。 《参考》平成20年度外部評価：C</p>	<p>事業の必要性については、より市民ニーズを踏まえた情報を管理していく。 また、システム全体の見直し時に年次計画についても整理し、計画的なシステム構築を目指す。 既存のサブシステムの活動指標のうちでは、構築時に指標の設定を行い、より明確な指標とする。</p>
328	道路台帳整備事業	建設部	道路総務課	-	-	<p>〔目的〕 道路法第28条により、道路管理者はその管理する道路の台帳を調整し、保管しなければならないとされており、道路の構造・兼用工作物・占用物件その他に関し、道路管理上の基礎的な事項の把握を目的とする。</p> <p>〔手段〕 既存の道路台帳に対し、市道の認定・廃止・区域変更等や道路改良等により、整備された道路の台帳更新を行う。</p>	高	高	高	高	<p>施設の長寿命化を見据え、管理台帳の管理項目、更新頻度について検討を行う必要がある。</p>	<p>①施設等についての整理手法の検討 ②その他施設等の台帳の整備</p>	24	B	<p>道路管理上の基礎的な事項の把握を目的として、越谷市が管理する市道の認定・廃止・区域変更・道路改良等の状況について、道路台帳を更新・整備する事業である。道路台帳は道路法により管理者に作成が義務付けられており、道路行政にとって最も基本的な資料であることから必要性・重要性の高い事業である。</p> <p>越谷市では、平成22・23年の2か年で、業務の効率化や更新コストの減少を目的として道路台帳のデジタル化が図られた。デジタル化により、台帳の更新業務は効率化されたものと考えられるが、平成24年度の当初予算額は前年度と同額であるほか、事務事業評価表に記載されている平成25年度の予算方針は「拡充」とされている。業務内容や実施体制の見直しにより、デジタル化の効果を最大限発揮していくことが必要である。</p> <p>本事業は、測量や大量のデータ入力等、専門的な知識・技術とマンパワーを必要とする業務が多いため、業務の大部分を委託しているが、委託先は指名競争入札により選定されている。担当課からは、道路台帳は地方交付税の算定基礎等に使用されるため、業務に精通した信頼に足る業者に委託する必要があることから、指名競争入札としている旨の説明を受けたが、同種業務の実績等を入札参加の条件とすれば、業務に精通した業者を選定できると考えられるため、制限付一般競争入札制度等の導入を検討されたい。また、引き続き指名競争入札による場合は、指名先の追加・見直しを随時行うとともに、契約額が適正な水準であるかについて、近隣市との比較等により定期的に検証することが必要である。</p> <p>また、道路台帳平面図をホームページ上で公開し、窓口業務の軽減を図るなど、デジタル化された道路台帳の新たな活用方法について、検討を進められることを期待したい。</p> <p>成果指標には、「道路新規認定件数」が設定されているが、道路新規認定は本事業で行われているものではなく、成果指標として不適切である。速やかな台帳更新が実施されているかを把握するために、「道路変更箇所台帳更新率」等を成果指標とするよう検討されたい。 《参考》平成17年度外部評価：B</p>	<p>委託費用については、定期的な近隣市町村との比較により、検証していく。また、ホームページへの公開により道路台帳図の取得手段を広げた。成果指標について変更を行った。</p>
329	都市再生地籍調査事業	建設部	道路総務課	H10	H31	<p>〔目的〕 国土地調査法に基づき、都市部の地籍調査を推進するために基礎データとして整備し、土地の境界を明確にし、土地取引、公共工事・災害時復旧事業の円滑を図るとともに、将来行う予定の一筆地調査の基礎データを作成する。</p> <p>〔手段〕 市街地の官民境界や国・県等の道水路管理者と境界を確認し境界点測量の成果である座標をデータ化し、維持管理を行う。</p>	高	高	高	高	<p>事業の成果・効率性ならびに進捗の観点から官民境界を確認する街区先行調査を行っているが、本来の目的である一筆調査に着手出来ていない。</p>	<p>①国発注の関連事業の有効活用及び経費の軽減、進捗を図るよう調整を図る。 ②公共座標管理区域の拡大を図ることで公共座標での登記事務を促進し、一筆調査に「活用する。</p>	未実施	未実施	未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等						
							8. 個別評価						9. 総合評価				総合評価	外部評価コメント ※【】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度			A	B		C			D	実施年度	評価年度
							課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 ↓ 各評価で認識した課題等 ↓														
330	交通安全施設整備事業	建設部	道路総務課	S37	-	【目的】 歩行者や自転車利用者等の安全確保を図るとともに交通事故を未然に防止する。 【手段】 暗い交差点や見通しの悪い道路に道路照明灯や道路反射鏡を設置する。	高	高	高	高	A	現状維持	①電気使用料について、契約状況等を精査、LEDランプ等の省エネタイプのランプへの転換等さらなる抑制を図る。 ②道路管理システム(照明灯)の活用により、道路照明灯の適正な配置を行い、道路交通の安全性の向上を図るとともに、LEDランプ等の省エネ型のランプへ転換することで二酸化炭素の排出量を削減するなど、地球環境の保全に努める。	19	B	交通安全施設整備に対する市民の要望が多い状況で、限られた予算を調整し対応されている点は評価できる。 今後、年間1億円にのぼる電気代、及び電球交換等の保守にかかる経費がますます増大することが予想される中で、市としての優先順位を定め予算を配分することを求める。 成果指標については、安全度の向上が評価できる指標とすることを望む。	整理済	電気使用料について、契約状況の精査と併せて、使用電力の削減効果の高いランプへの交換等を積極的に行い、さらなる抑制を図る。			
331	交通安全応急対策事業	建設部	道路総務課	S37	-	【目的】 交通事故の防止を図る。 【手段】 交通事故発生箇所等に対し警察署等と協議のうえ白線や看板、滑り止め舗装等を施工する。	高	高	高	高	A	現状維持	①区画線の設置、復旧等により、道路の安全の向上を図る。 ②越谷市道路交通環境安全推進連絡会議を充実させるとともに、幅広く関係機関と調整を図り、道路の安全対策に取り組み。	19	B	警察等他関連機関と連携して、事業を推進されている点は評価できる。 応急対応の結果を集約し、類似危険箇所については先手を打った対応をするなど、事故発生を未然に防止するための計画的な事業推進を検討する余地がある。 成果指標については、活動指標(標識等延長した長さ)ではなく、安全度の向上が評価できる指標、例えば、交通事故件数の減少度等を設定すべき。	整理済	越谷市道路交通環境安全推進連絡会議を充実させるとともに、幅広く関係機関と連携を図り、道路の安全対策に取り組む。			
332	住宅市街地安全対策事業(ゾーン30)	建設部	道路総務課	H25	-	【目的】 生活道路の安全対策等及び交通事故の減少を図るため、交通管理者である警察が行う最高速度30km/hの交通規制と連携し、路面標示を組合わせた対策(ゾーン30)を施工することで、安全性・快適性の向上を図る。 【手段】 ゾーン30区域内に、外側線・ドット線・文字表示等の路面標示を施工する。	高	高	高	高	A	現状維持	①生活道路の安全対策等及び交通事故の減少を図るため、交通管理者である警察と連携し、路面標示を組合わせた対策(ゾーン30)を施工することで、安全性・快適性の向上を図る。 ②ゾーン30整備予定箇所として、平成24年度から平成28年度で、計8地区の実施計画となっている。			未実施		未実施			
333	自転車通行環境整備事業	建設部	道路建設課	H26	-	【目的】 国土交通省並びに警察庁により策定された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえ、歩行者や自転車が安全に通行できる空間の創出を図る。 【手段】 自転車通行環境創出のあり方、手法等を整理し、整備に取り組む。	高	高	高	低	A	現状維持	①整備着手に向け整備方法等を整理していく。 ②歩行者、自転車が安全に通行できる空間の創出を図っていく。			未実施		未実施			
334	南浦和越谷線整備事業(県営)	建設部	道路建設課	H8	-	【目的】 広域的な幹線道路の整備を促進し、円滑な道路網の形成を図る。 【手段】 事業主体である県に街路事業(南浦和越谷線)の負担金を支払う。	高	高	高	高	A	現状維持	①②引き続き、事業主体である埼玉県と連携を図りながら、事業の進捗をあげる必要がある。			未実施		未実施			
335	浦和野田線整備事業(県営)	建設部	道路建設課	H4	-	【目的】 広域的な幹線道路の整備を促進し、円滑な道路網の形成を図る。 【手段】 事業主体である埼玉県に街路事業(浦和野田線)の負担金を支払う。	高	高	高	高	A	現状維持	①②引き続き、事業主体である埼玉県と連携を図りながら、事業の進捗を図る。			未実施		未実施			
336	八潮越谷線整備事業(県営)	建設部	道路建設課	H10	-	【目的】 広域的な幹線道路の整備を促進し、円滑な道路網の形成を図る。 【手段】 事業主体である県に街路事業(八潮越谷線)の負担金を支払う。	高	高	高	高	A	現状維持	①②引き続き、事業主体である埼玉県と連携を図りながら、事業の進捗を図る。			未実施		未実施			
337	市道2200号線整備事業	建設部	道路建設課	H21	-	【目的】 幹線道路として、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ると共に歩行者及び自転車の安全確保を図る。 【手段】 歩車道の拡幅整備を行う。	高	高	高	高	A	現状維持	①②用地未買収箇所について継続して取得に努め、未拡幅箇所の整備を図っていく。			未実施		未実施			

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
338	街路施設維持管理事業	建設部	建設課	-	-	〔目的〕 街路事業の進捗を図る。 取得用地の適正な管理を行う。 〔手段〕 街路事業関連用地の取得を行う。 取得した用地に外柵工事・砂利敷き等を施す。	高	高	高	高	A	取得した街路用地について適正に管理を行っている。	現状維持	①②先行取得済の用地に外柵設置や砂利敷き等を行い、適正な管理を行う。財政状況や事業の進捗に応じた用地取得を進める。	21	B	担当課の総合評価「A」は、本事業を狭義に解釈すると理解できないが、事業のために取得した土地が長期間放置されている状況は無視できない。このことは、街路施設に限ったことではないと思われるが、遊休地の管理費（雑草駆除、ごみ処理）の経費支出や該当地から徴収できたであろう固定資産税額を考えると、無駄な支出があると云わざるを得ない。長期間、遊休地となっているものについては、早期に活用策を講ずるべきである。	整理 済	「行政財産の使用料に関する条例」等に基づいて、取得した用地の事業化までの有効利用を図っている。
339	越谷吉川線整備事業(県営・市営)	建設部	建設課	H8	H30	〔目的〕 広域的な幹線道路の整備を促進し、円滑な道路網の形成を図る。 〔手段〕 県事業区間については、県に街路事業(越谷吉川線)の負担金を支払う。 また、足立越谷線から南越谷駅越谷駅線までの区間について、市事業により整備を進める。	高	高	高	高	A	県事業：引き続き埼玉県と連携を図りながら事業の進捗を図る。 市事業：早期完成を目指して事業の進捗に努める。	現状維持	①②県事業：埼玉県と連携を図りながら事業の進捗に努める。 市事業：事業の進捗に努め、早期完成を目指す。	20	A	県が事業主体となって実施する事業に対する費用負担であり、市の視点から事業を評価することは難しい。今後も県と連携を図りながら推進していただきたい。	整理 済	今後も積極的に埼玉県と連携を図りながら、事業の進捗に努める。
340	川柳大成町線整備事業	建設部	建設課	H23	H30	〔目的〕 幹線道路の整備を推進し、円滑な道路網の形成を図る。 〔手段〕 越谷レイクタウン特定土地区画整理事業にあわせて、地区南側への延伸を行う。	高	高	高	高	A	事業が予定通り上がるように努めていく必要がある。	現状維持	①用地買収並びに関係機関との協議を進める。 ②事業の進捗に努め、早期完成を目指す。		未実施		未実施	
341	橋りょう整備事業	建設部	建設課	H24	H31	〔目的〕 交通アクセスの円滑化と利便性の向上を図る。 〔手段〕 橋りょうの整備を行う。	高	高	高	高	A	継続して事業を進めていく。	現状維持	①登戸橋整備に必要な用地取得を進めていく。 ②事業の進捗に努め、早期完成を目指す。		未実施		未実施	
342	道路舗装事業	建設部	建設課	-	-	〔目的〕 車両の走行性を充実させるとともに、道路環境の向上を図る。 〔手段〕 幹線道路並びに生活に密着した道路の舗装改築を行う。	高	高	高	高	B	単価コストだけでなく舗装の耐久性を含めた検討を行うとともに、道路の安全性を維持できるように、予算面の拡充に努め、計画的な舗装整備を実現していく必要がある。	検討・見直し	①道路舗装事業の優先度を高め、予算の拡充に努めたい。 ②大型交通の通行量が多い幹線道路については、質的改良を含めた整備に取り組んでいきたい。	21	B	予算上の問題で、道路舗装工事が思うように進められていない現状である。 以下の3点について検討をしていただきたい。 ①予算確保の手段として、現状の道路の安全性等についての問題点を調査報告する ②舗装の工法について調査・研究し、より耐久性のあるものを採用する ③工事業者へ指導を行い、工事の品質向上を図る 道路舗装が進まない現状について、広く市民に理解をいただき、市全体予算の中での優先度を上げていく努力が望まれる。	整理 済	良好な舗装状態を長期にわたり維持できるよう、一部の路線で舗装組成の検討を行い、質的向上を図った工事を実施している。また、請負者に対しては、施工の品質向上が図られるよう、指導、監督の徹底に努めている。今後も、写真等で事業の必要性を理解していただき、更なる予算の確保に努めていくとともに、計画的な道路の維持管理のあり方について検討を進める。
343	道路改良事業	建設部	建設課	-	-	〔目的〕 生活道路の安全性の向上を図るとともに、快適な住環境を創造する。 〔手段〕 道路の拡幅整備や、質的改良を行う。	高	高	高	高	B	沿線の理解を頂き、用地事務の効率化を図る。	検討・見直し	①継続して取り組む必要があるとともに、大型車両をはじめとする交通量の多い路線については、道路の質的改良も含め、道路の耐久性を高めていく必要がある。 ②道路の拡幅整備以外に耐久性の高い道路づくりに取り組んでいきたい。また、優先順位も含めた取組状況等について、市民の理解を得ながら事業を進めるための方針を検討していく。	22	B	生活道路の安全性・耐久性の向上のため、道路の拡幅整備や質的改良を行う事業であり、自動車に大きく依存する現代社会では必要な事業といえる。 ただ、日本では少子高齢化が進み、人口が減少している中で、今後予想される社会に対応した計画を立てる必要がある。道路の質的改良により、道路寿命を延伸し、将来にわたっての管理コストの削減をはかることについては、重要な取組みである。整備コストと将来的な管理コストを十分に比較検討のうえ計画されたい。 なお、整備についての住民要望の一覧表と整備の優先順位を公開し、整備箇所の優先度について、危険度などの付帯情報や整備優先理由を含めて、市民の納得が得られる取組みを実施されたい。 成果指標についても、要望にどれだけ対応できたかを市民にアピールできるものを検討されたい。	整理 済	道路の質的改良を含めた道路寿命の延伸については、コスト面を十分考慮のうえ検討していきたい。また、道路整備に係る要望の受付と対応状況について、適切な公開のしかたを検討するとともに、計画的な道路の維持管理のあり方について検討を進める。
344	歩道整備事業	建設部	建設課	-	-	〔目的〕 安全で快適な歩行空間を確保する。 〔手段〕 歩車道の分離や段差解消を行い、高齢者や障がい者に配慮した整備を行う。	高	高	高	高	A	安全で快適な歩行空間を確保するための事業であり、歩車道の分離や段差解消を行い、高齢者や障がい者に配慮した整備を行う。	現状維持	①整備手法を検討し、整備延長を延ばす。 ②だれもが安全に通行できるよう、用地取得を考慮しながら整備を進める。	23	B	安全で快適な歩行空間を確保するために、水路に蓋を掛け歩道として整備したり、歩道車道の分離や段差解消を行い、安全な歩行空間を確保する事業である。 高齢者や障がい者に配慮した整備が行われている。また、過去に水路に蓋をかけて整備した箇所の安全確保のために、既設水路内に管を埋設する改修整備も実施している。誰もが安心して歩ける安全な歩行空間は市民にとって生活に欠かせないものであり、事業の必要性は高い。 平成14年に水路の破損が原因で、蓋の落下事故が起こったため、既設水路内に管を埋設する改修整備が実施されているが、市内の歩道全域について危険が予測される老朽化箇所などを包括的に把握するためのデータ化はできていない。現状において、危険箇所の把握は市民からの通報のほか、建設部の職員が現場にて確認したり、郵便局員の情報提供により行っているが、いずれも不定期なものである。 市内の歩道整備状況について、工事の実施年度や内容が総合的に把握できていない状態には問題がある。減価償却費の積算もなく、中長期的な計画や改修整備の明確な優先順位付けも不明確である。事故が起こってから、対策を立てるという対応とならないように、また、コスト面の効率化にも有効であるライフサイクルコストを考慮したアセットマネジメントの考え方に基つき、歩道の耐用年数に応じた計画的かつ効率的な中長期的更新計画を策定されたい。 成果指標として、「市民(特に、高齢者や障がい者)の歩道に対する満足度」を提案したい。	整理 済	歩道整備事業の計画的な推進について検討を進める。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価						10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案		12. 外部評価		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度							9. 総合評価	
A	B	C	D	課題が少く事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 ！各評価で認識した課題等！														
345	土地区画整理地区界整備事業	建設部	道路建設課	H19	-	〔目的〕 土地区画整理事業地区界の円滑な交通を確保する。 〔手段〕 土地区画整理事業地区界の道路整備を行う。	高	高	高	高	A	土地区画整理事業では、事業地区内道路整備を実施し、事業地区外の道路については整備をしていない。このため事業地区内と地区外との道路の取り付けや地区外の側溝整備等を行う必要があり、必要最小限の範囲で事業を実施する。	①各区分整理事業の進捗にあわせ、事業に取り組んでいく必要がある。 ②各区分整理事業の進捗状況等に応じて、休止や廃止を検討している。	24	A	土地区画整理地区界(土地区画整理事業の対象となった地区の境)の道路の取り付けや側溝整備を行う事業である。土地区画整理事業では、開発の対象となった地区内の道路は整備されるものの、対象にならなかった周辺地域の道路については整備が行われないため、事業区域の内外で道路の整備状況に差異が生じる。事業区域の外側に位置する道路を区画整理の整備状況と整合させることは、円滑な道路・交通環境を確保するために不可欠なものであり、本事業の必要性は高いといえる。 事業が開始された平成19年以降、土地区画整理事業の進捗に合わせ、真に必要な場所のみに限定して整備を行ってきたことが窺われる。また、事業費については、道路の規格・構造や用地費・補償費は国の政令・基準等で定められているため、現状以上にコスト削減を進めることは困難であると思われる。 事業自体は適正に実施されていると評価できるが、現在の活動指標・成果指標には本事業の効果を測定できないものが多い。活動指標である「用地買収面積」は、平成23年度以降、用地買収の実績・計画がないため空欄となっている。また、成果指標の「進捗率(用地買収)」は平成22年度に用地買収した実績値を実績値そのもので除しており、100%となることから確認がなう。平成24年度の目標は空欄となっている。現在、成果指標としている「整備延長(単年度)」は活動指標として、「整備延長(累計)」、「事業計画の進捗率」を提案することで変更を検討された。 本事業は進行中の土地区画整理事業が完了する平成27年度に廃止される予定である。事業の進捗管理を徹底し、期限内に事業目的が達成されることを期待したい。	整理 済	引き続き、事業の進捗管理を徹底し、事業の目的達成に向け取り組む。
346	通学路安全対策事業	建設部	道路建設課	H25	-	〔目的〕 通学中の児童・生徒の交通事故を未然に防ぐ。 〔手段〕 歩道の設置、交通安全施設の設置及び危険箇所の改善等を行う。 通学路安全点検を行い、危険箇所等を把握する。	高	高	高	高	A	通学路安全総点検に基づく整備計画を精査するとともに、通学路の整備箇所を再調査を行う。 ②歩道分離箇所の整備について、優先順位などを関係機関と連携を図り進める。	①通学路安全総点検に基づく整備計画を精査するとともに、通学路の整備箇所を再調査を行う。 ②歩道分離箇所の整備について、優先順位などを関係機関と連携を図り進める。	26	B	通学中の児童・生徒の交通事故を未然に防止することを目的とし、通学路の危険箇所を把握するため安全点検を実施し、点検結果を踏まえ、歩道の設置、交通安全施設の設置及び危険箇所の改善等を行う事業である。 整備手法はハード整備が主である。整備費用については国庫補助金を活用し歩道整備等を実施しているが、後の維持管理には越谷市の財源を捻出する必要がある。財務的にインフラ整備には多額の費用がかかることも考慮し、作るコストだけではないソフト面での対策を講じること検討された。また、将来の子どもの人口減少も見据えた整備計画や地域で子どもを守る取り組みを検証することも必要である。 活動指標の通学路の整備率については、通学路全てで歩道分離の必要性は無く、安全施設の設置で対応可能な箇所もあり、整備率100%が最終目標となっている。現指標では最終的な目標になっていないため、よりわかりやすい指標の設定に修正されるとともに、活動指標の通学路の整備・延長距離の成果が整備率の向上に繋がることから、成果指標として設定することを検討された。 成果指標について、「通学中の交通事故発生件数」は事故を未然に防ぐ事業目的であることから、指標として不適切である。また、「満足度」についても関係機関や保護者等へのアンケート調査を早急に実施し、整備箇所が安全性の向上にどの程度効果があったのかの事後評価を実施することが必要である。その上で、適切な成果指標の設定に努められた。 事業コスト削減について、平成25年度からの新規事業であり前年との比較検証が出来ない面もあるが、整備手法や他事業との連携による創意工夫に努められるとともに、今後は定期的に削減効果の検証を実施されたい。 当該事業は交通事故の危険がある箇所を事前に把握し、通行者の安全を未然に確保する事業であることを認識され、業務を遂行されることを期待する。	検討中	通学路の整備率について、歩道分離箇所を含め整備延長の整理を行っていく。また、成果については、整備後の効果について、関係機関と連携を図り調査を行っていく。
347	道路施設等維持管理事業	建設部	道路建設課	-	-	〔目的〕 道路環境の保全を図る。 〔手段〕 既存道路の側溝整備及び舗装の打ち換えなどの補修を行う。	高	低	高	高	B	現場発生材の側溝や側溝蓋を再利用する。また、交通状況や路面の損傷状況を把握し、耐久性を考慮した整備を行うことにより、トータルコストの削減を図る必要がある。	①U字溝や蓋の再利用を積極的に図る。 ②道路施設等の損傷状況を把握し、状況に適した補修を実施することによりトータルコストの削減を図る。	23	B	道路環境の保全を図るために、既存道路の側溝整備及び舗装の打ち換えなどの補修を行う事業である。 毎年200件以上の道路補修工事を実施している。安心して利用できる安全な道路を維持するために必要な事業といえる。 工事の対象案件は住民からの要望、過去の要望の積み残し、市の計画する箇所の中からバランスをとり、緊急度の高いものから処理している。 毎年、約100件の要望が寄せられる中で、緊急度の優先順位付けについての基準は特になく、現場確認をして行われている。場当たり的な事業実施とならないように、中長期的な計画が求められるが、現状では、中長期的な計画が確立されておらず、減価償却費の積算がなされていない点は問題がある。今後に向け、目減りしたストックに対して対応する数値を適正に精算し、道路施設の耐用年数に応じた適切な更新が可能となるように、アセットマネジメントの考えに基づき、計画的かつ効率的な中長期的更新計画を策定されたい。また、維持管理課が担う道路等の維持管理業務と当該事業の整合性を確認し、役割分担等を整理したうえで業務の効率化に取り組まれた。 成果指標として、「要望に対する補修工事完了率(=補修完了箇所/補修要望箇所)」を新たに提案したい。 《参考》平成16年度外部評価: <道路補修事業>B	整理 済	補修箇所については、緊急性や道路施設等の損傷の程度を見極めながら、優先順位をつけて順次整備を行っている。また、小規模補修については維持管理課と役割分担を行いながら、道路整備単価契約等により発注を行い、業務の効率化を図っている。
348	橋りょう施設維持管理事業	建設部	道路建設課	-	-	〔目的〕 道路交通網の要である橋梁の安全性を確保する。 〔手段〕 既存橋の補強工事等、適正な維持管理を行う。	高	低	高	低	B	越谷市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕を実施していく必要がある。	①橋梁長寿命化修繕計画を実施していく。 ②定期的な点検を行い、アセットマネジメントの考えを取り入れた橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を実施していく。	22	B	円滑な交通の確保を図るとともに災害時の安全性の向上を図るため、既存橋の補強工事等、適正な維持管理を行う事業である。 橋りょうの適正な維持管理は市民生活に不可欠であり、本事業は必要性があるが、21年度は事業費が1億円を超える単独事業となった。市債発行事業でもあるので、人件費も含めて一層のコスト削減の努力を実施された。 ライフサイクルコスト引き下げのため、橋りょうの維持管理にアセットマネジメントの考え方を導入することは重要な取り組みであるといえる。橋りょうの改修、更新計画が将来にわたって引き継がれるよう工夫された。 なお、使用されていない橋りょうの廃止・統合・移設についても、アセットマネジメントの中に取り入れるなど、維持管理方法を工夫された。 平成21年度に補強工事を実施した堂面橋の他にも、修繕が必要な橋りょうが10本あり、その優先順位や補強工事の内容や工事の効果についても、必要に応じて市民にわかる形で公開を進め、市民の理解が得られるよう努力された。 成果指標についても、安全性の観点から指標を立て、市民に本事業の成果をアピールされた。	整理 済	平成23年度に市のホームページにより、「越谷市橋梁長寿命化修繕計画」を公表した。平成25年度から本計画に基づき、修繕工事を実施していく。実施に際しては、ライフサイクルコストの削減を考えた修繕を行い、橋梁の健全性を保ちながら長寿命化を図っていく。
349	新川都市下水路整備事業	治水課	-	H15	-	〔目的〕 新川排水区の浸水被害の軽減及び環境改善を図る。 〔手段〕 補助金等を活用し整備の促進を図る。	高	高	高	高	B	既存の新川は用排水兼用の施設であり、施設の老朽化、土砂の堆積、水質の悪化、悪臭の発生等、治水に対する安全度、安全な農業用水の確保に支障をきたし、本事業による整備改善が不可欠である。課題となっていた七左エ門川との交差点の施工は今年度完了予定	①課題となっていた七左エ門川との交差点の施工に、平成26年度に着手し、今年度完了予定。引き続き、新川流域の浸水被害の軽減を図ると共に、生活環境の改善に努める。 ②補助金等を有効活用し、事業の早期完成を目指す。	未実施	未実施	未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価			9. 総合評価			総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性								A	
							(4) 貢献度	B	C								D	
350	管路改修事業(治水課)	建設部	治水課	-	-	〔目的〕 公共下水道の管路等を対象に修繕及び補修を行い、適正な施設管理を行うことにより浸水被害の軽減、快適な環境の維持を図る。 〔手段〕 必要箇所を限定し、改修を図る。	高	高	高	B	管路改修事業は、既存施設の現状を把握しきれていない中、公共下水道の管路等を対象に経年変化等による施設の改修に対応しているが、さらに効率的、効果的な事業執行を図るためには、改修計画の策定が必要である。	検討・見直し	①既設施設が良好に機能するように、引続き施設の適正な維持管理に努める。 ②施設の老朽化により、今後は予定外の修繕等の増加が見込まれるため、限られた予算内で適正かつ効果的な処置が必要となる。また、改修計画等の策定を進める必要がある。	21	B	管路改修には、今後多額の維持費用の発生が予想され、計画的な事業の推進が求められるが、その第一歩として、管路の現状を管理するための水路台帳の早急な整備が必要である。台帳整備については、台帳の有効利用に向けて関係部署が連携し、全庁的に検討することが望まれる。	検討中	引き続き、改修計画策定に必要なデータ及び資料の収集に努める。
351	管路整備事業(治水課)	建設部	治水課	S47	-	〔目的〕 浸水被害の軽減、生活環境の改善を図るため、公共下水道(雨水幹線等)の整備を行う。また、越谷レイクタウン関連の公共下水道(汚水、雨水)の整備を行う。 〔手段〕 補助金等を活用し整備の促進を図る。	高	高	高	B	本事業は、主に国庫補助事業による公共下水道事業を実施しており、効率的、効果的な事業の施行について常にチェックしながら進めている。また、本事業の公共下水道(雨水)整備に対する貢献度は大きいものがある。コスト面については、整備する管路の規模や現場条件等により大きく差異出てくるため、一概に単価比較することは難しい。	検討・見直し	①計画的な整備を推進する。 ②近年、気象の変化に伴い、ゲリラ豪雨や大型台風が発生する等の降り方も変化してきている。このため、中期的には、雨水排水計画の見直し並びに計画的な施設整備、維持管理が必要である。	23	B	浸水被害の軽減や生活環境の改善を図るために公共下水道(雨水幹線等)の整備と越谷レイクタウン関連の公共下水道(汚水、雨水)の整備を行う。市民生活の安全を守る上で必要な事業である。管路整備については、越谷レイクタウン関連のものは汚水用と雨水用を一括して工事発注し、事業の効率化を図っているが、それ以外のところは過去に補助金交付対象となっていた汚水用のものが先行したため、当該事業では雨水幹線の整備のみ行っている。 現在、平成22～26年度の5か年計画(社会資本総合整備計画)に基づき、国の補助金を得て整備を進めている。しかしながら、市内の雨水幹線の総合的な把握については、平成16年度の外部評価で指摘を受け、平成22年度より緊急雇用対策を受けて、当該事業では雨水幹線の整備のみ行っている。 現在、平成22～26年度の5か年計画(社会資本総合整備計画)に基づき、国の補助金を得て整備を進めている。しかしながら、市内の雨水幹線の総合的な把握については、平成16年度の外部評価で指摘を受け、平成22年度より緊急雇用対策を受けて、当該事業では雨水幹線の整備のみ行っている。 雨水管路の整備に必要な事業費の確保は、公共下水道事業全体の計画と関係し、台帳整備が途中の現段階では主体的な計画は立てにくい。台帳整備後は、減価償却費の積算を適正に行い、ライフサイクルコストの引き下げや、施設の耐用年数に応じた適切な更新が可能となるように、アセットマネジメントの考え方にに基づき、計画的かつ効率的な中長期的更新計画を策定されたい。 成果指標として、「浸水被害件数」を提案したい。 〔参考〕平成16年度外部評価：B	整理済	浸水実績地域に重点をおいた、中長期的な整備計画の策定が必要である。
352	河川施設維持管理事業	建設部	治水課	H2	-	〔目的〕 流水阻害の除去及び河川環境の保全を図る。 〔手段〕 状況を確認し、草刈・浚渫・修繕等を実施する。	高	高	高	B	河川施設の老朽化が著しく、計画的な改修が課題である。また、河川の堆積物による流下阻害防止するための浚渫が必要である。	検討・見直し	①②河川の清掃・浚渫等を実施し、流下能力を確保し浸水被害の軽減を図る。河川施設が十分機能するよう河川・調節地等の浚渫を継続して実施する。	17	B	河川施設を公園利用等へ活用し施設維持する目的で、地域住民とともに維持管理方法を検討する場を設け、草刈等の環境問題を地域住民とともに解決する方向で検討することを望む。住民協働化の時代に対応し、周辺住民とともに施設を維持し、費用の低減化を図ることを望む。	整理済	河川施設のほか、道路施設・公園施設等の草刈について、事業の一元化を図るため、平成23年度より維持管理課に業務を移管した。
353	新川用水水整備事業	建設部	治水課	H11	-	〔目的〕 新川の用水機能の確保、環境改善等を図るため、新川都市下水路の整備に合わせ、関連する新川用水の整備を行う。 〔手段〕 起債事業により護岸整備及び安全施設(防護柵)の更新と管理用道路の整備を行う。	高	高	高	B	既存の新川は用排水兼用の施設であり、施設の老朽化、土砂の堆積、水質の悪化、悪臭の発生等、治水に対する安全性、安全な農業用水の確保に支障をきたしている。先行する新川都市下水路整備事業との同時進行が望ましいが、新川用水整備は予算面等の理由で遅れている。今後、さらに有効な事業効果が得られるようコスト面を含めた事業手法等の検討が必要である。	検討・見直し	①引続き護岸整備等を進め、老朽化している施設の更新により、周辺環境、水質等の改善を図る。 ②更に効果的な事業効果が得られるよう、整備手法、整備グレード等の検討、見直しを行う	20	B	新川都市下水路(排水管)整備の事業にあわせ、新川用水を整備する事業である。1990年から2004年までの15年間に3回の大きな浸水被害があり、新川都市下水路の整備は不可欠な事業である。また、地権者や周辺住民のために用水路整備及び緑地を整備する当該事業の必要性は認められる。 新川都市下水路整備の進捗とあわせて、スムーズに新川用水整備事業が進められることを期待する。	整理済	新川都市下水・整備事業の進捗とあわせて、スムーズに新川用水整備事業が整備されることを期待されており、地域との連携を含め効果的な整備に向けた検討を進めるとともに、事業の進捗を図った。
354	平新川改修事業	建設部	治水課	S55	-	〔目的〕 平新川流域における浸水被害の軽減と河川環境の改善を図る。 〔手段〕 浸水被害の軽減を図るため護岸の嵩上げを行う。また、国道4号バイパス上流区間について平方公園の整備に合わせ河川整備を進める。	高	高	高	B	平成25年度の台風26号は事業予定区間以外の箇所で、河川からの溢水が確認されたので早急な対応が必要である。	検討・見直し	①平成26年度に実施した測量調査を基に、事業を延伸して取り組む。 ②平方公園整備事業に併せて、平新川改修事業を延伸させ、平方地区の用水・排水の分離検討などを行い、浸水被害の軽減や安心して暮らせるまちづくりに努める。	19	B	全体予算計画の中で、市民の理解と満足度を得られる優先順位をつけることが重要である。また、今までの取り組みの結果として治水効果が、向上している点を市民にさらに広報理解を得る必要がある。	整理済	治水安全度の向上の観点から、市民生活への影響の大きい護岸のかさ上げについて、平成19年度より着手し、平成26年度間に予定箇所は完了した。しかし、平成25年度の台風26号による浸水状況を踏まえて、330mの延伸が必要という検討結果がでたため、引き続き取り組んでいくと共に、浸水被害の軽減に努める。
355	排水機場施設維持管理事業	建設部	治水課	H4	-	〔目的〕 排水機場・ポンプ場の水防施設を正常に機能させる。 〔手段〕 排水機場・ポンプ場の機器類等の維持管理を行う。	高	高	高	B	排水機場等、河川施設の老朽化が課題である。また、施設の機能を最大限活用するため、ポンプ場施設機器台帳を整備し、計画的な改修(事前保全)に努める。	検討・見直し	①施設の機能を最大限機能させるため、引き続き施設の維持管理に努める。 ②排水機場・ポンプ場等、河川施設の機器台帳を整備し、計画的な改修(事前保全)に努める。	27	B	大雨等による内水氾濫被害を防止するため、ポンプによって本川へ水を排水する役割を担っている市内29か所の排水機場・ポンプ場が正常に機能するよう点検および修繕をする事業である。多数の一級河川が流れ、低地に位置する越谷市において、市民の生命と財産の安全を守るため、治水対策は極めて重要である。 本事業の事業費は、大別して、施設の設備点検と故障・不具合機器の改修とに分けられる。点検業務については、日常的な点検に加え、専門性の高い事業者への委託による点検を実施しており、優先度合いに応じて3年程度のサイクルで実施されている。修繕業務においては、故障のレベルを分類し、それに応じて修繕を実施し、水防時に影響を及ぼす恐れのある機器類の不具合の改修率は100%を維持している。 市の排水施設のうち20年以上を経過するものが6割を超え、老朽化が課題となっている。引き続き適正な点検・改修に取り組むことに加え、中長期的な視点をもって長寿命化計画や維持管理更新計画を策定し、将来も施設が正常に機能し、災害時に効果を発揮するよう設備の維持保全に取り組むことを検討されたい。 活動指標については、不具合を改修した数等、故障の実情を可視化する指標を加え、当該維持管理事業の活動を市民にもわかるようにすることを提案する。	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A	B
356	七左エ門川改修事業	建設部	治水課	H20	-	〔目的〕 七左エ門川流域の治水安全度の向上及び環境改善を図る。 〔手段〕 老朽化した施設の改修並びに管理用道路の整備を行う。	高	高	高	低	B	検討・見直し	①七左エ門川の施設の老朽化により、河川脇の既存道路陥没が多く発生しているため、平成26年度からの2か年で修繕を実施し、安全を確保すると共に、適正な管理に努める。平成28年度から引続き、管理用道路の整備を実施する。 ②当面左岸側の整備を優先し、七左エ門川と新川都市下水道との交差点の整備は、都市下水道の整備工事の進捗に併せ実施する。	24	B	全体予算計画の中で、市民の理解と満足度を得られる優先順位をつけることが重要である。また、今までの取り組みの結果として治水効果が、向上している点を市民にさらに広報し理解を得る必要がある。	河川管理用道路としての整備を早期に実施し、河川の維持管理に努めるほか周辺施設の道路として利用できるよう早期整備に努める。
357	応急浸水対策事業	建設部	治水課	H20	-	〔目的〕 浸水被害の発生した地域の応急対応として、緊急かつ応急的に施設の施設の新設や改良を行ない、浸水被害の軽減を図る。 〔手段〕 水路の嵩上げやポンプ施設の新設、改良等を実施する。	高	高	高	高	A	検討・見直し	①浸水被害の常襲地区についてポンプ施設等の設置を図る。 ②浸水被害の解消を目指し、計画的な施設整備を進めるため、水路台帳の整備を進める。	22	B	台風や大雨時における水防活動において浸水被害の軽減を図るため、河川施設の改修や仮設ポンプの設置・増設などの整備を行う事業である。 ゲリラ豪雨による災害など、突発的で予測困難な、長期計画では対応できない浸水対策工事を実施している。近年はゲリラ豪雨により浸水被害が発生しており、また、大きな河川の多い平野部という地理的条件から、内水対策は必要不可欠といえる。計画的に実施され、市民の安心・安全を確保されたい。 減価償却費については、適正に把握されているかを再度検証し、施設更新計画を適正に作成されたい。 成果指標としては、「応急対策の事業箇所」を設定するとともに、このほかにも市民に分かりやすい指標を設定されたい。応急対策の事業箇所が少なければ整備が行き渡ってきているということであり、反対に緊急対策の事業箇所が多ければ、予算を増やし事業量を増大させる必要がでてくる。	今後、頻発するゲリラ豪雨による浸水被害が生じた地域の雨水排水システムを調査し、より効果的な仮設ポンプの設置や増設を行い、浸水被害の軽減に努める。
358	都市下水道施設維持管理事業	建設部	治水課	H2	-	〔目的〕 流水阻害の除去及び都市下水道環境の保全を図る。 〔手段〕 状況を確認し、草刈・浚渫・修繕等を実施する。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①河川の清掃・浚渫等を実施し、流下能力を確保するとともに、出羽堀第2号の改修を行い、浸水被害の軽減を図る。 ②河川施設の適正な維持管理に努め、浸水被害の軽減を図る。	24	B	都市下水道の適切な排水機能と衛生環境を維持するために、堆積物の浚渫、草刈、防護フェンス等の河川施設の修繕などを行う事業である。都市下水道は市街地の雨水排水を行うための設備であり、都市下水道の円滑な排水機能を維持する本事業は市街地の浸水対策として重要である。 地域の河川等の整備については、本来、流域の住民等によるボランティアの協力を得ることが望ましいが、都市下水道の構造上、整備には危険が伴うため、本事業は市が実施主体となる必要がある。浚渫、草刈については、あらかじめ対象箇所を選定するとともに、市民の要望に応じて必要箇所の整備を行っている。河川への不法投棄についても、市民からの通報に対して適切な対応がとられている。 事業費面では、毎年度250万円程度が計上されている賃借料の見直しが必要である。この賃借料は一部の土地を地権者から賃借していることにより発生しているものであるが、地権者から当該土地を買取ることができず長期間にわたり一定額を支払っている。賃借料は市の規定により決定されているが、賃借期間は10年と長期間であり土地の買取り交渉が継続的に実施されている経緯が確認できなかった。地価の下落を踏まえた減額や土地の買取り等の検討を定期的に行い、地権者と粘り強く交渉することが必要である。 修繕の状況については、地図に記録し経年劣化の状況把握に努めているが、現在デジタル化が進められている水路台帳に記録することで状況の一元管理を図られたい。 現時点で設定されている活動指標と成果指標については、実質的に同一であるため、変更が必要である。活動指標として設定されている「実施箇所数」は、草刈・浚渫・改修等が合算されているが、草刈・浚渫・改修等の手段ごとの実施回数を明示すべきである。成果指標としては、市民のニーズへ十分に対応ができているのかを確認するために、苦情・要望の対応件数を提案したい。また、浚渫によって流下能力が改善されたことが把握できるよう、浚渫量等を成果指標とするよう検討されたい。 各自治体の上下水道の多くは敷設から長期間が経過しており、老朽化した管路の維持管理や耐震性の確保等は共通の課題となっている。都市下水道についても下水道の各種改修計画と整合を図り、市民の安全が確保されるよう長期的な改修・耐震化計画を策定されたい。	都市下水道施設の修繕箇所に関しては、早期にデジタル化による一元化を図り、計画的な改修を実施していきたい。また、草刈・浚渫箇所についてもデジタル化を図り通年実施している箇所について流下阻害のないよう早期実施に努める。土地の賃借料については、権利者の意向把握を行うとともに、土地利用や権利関係の変更にあわせて土地の取得を進め、削減していく。
359	ポンプ場施設維持管理事業	建設部	治水課	H4	-	〔目的〕 ポンプ場等の水防施設を正常に機能させる。 〔手段〕 ポンプ場等の機器類の維持管理を行う。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①施設の機能を最大限機能させるため、引続き施設の維持管理に努める。 ②排水機場・ポンプ場等、河川施設の機器台帳を整備し、計画的な改修(事前保全)に努める。	26	B	地域の浸水被害の軽減と治水安全度の向上を図るため、越谷市にある33箇所のポンプ場及び排水機場の内、市内を流れる都市下水道の最下流に位置する3箇所の施設(御料堀ポンプ場・出羽堀ポンプ場・新川排水機場)を有効に機能させるため適正な維持管理を行う事業である。近年の都市化や越谷市の地理的、地形的条件もあり、台風や大雨による浸水被害が度々発生しており、安心・安全な都市機能を備えたまちづくりには、ポンプ場・排水機場の果たす役割は高く、水防時に施設を正常に機能させる維持管理の必要性は高い。 多くのポンプ場を抱える中で、多額の更新・維持管理費を長期的に負担していかなければならない現状を認識する必要がある。減価償却費においても多額の費用が計上されるように、排水機場やポンプ場の施設ストックは膨大であり、今後の維持・管理等に要するコストは増加することが予想される。 長寿命化計画に基づいた更新・修繕が進められている施設もあるが、一部の施設では担当職員が実施している日常点検結果を基に維持管理が進められている状況である。現在の水防施設は将来においても必要な施設であり、ライフサイクルコストを最小限にした上で、適切な維持管理をしていく必要がある。機器台帳の整備とあわせて、アセットマネジメント導入や長寿命化計画策定に向けた作業を進め、計画的で効率的な予防保全に努められたい。 また、点検業務に従事している担当職員が平成25年度より減っている状況であるが、長寿命化計画を策定するには、日常点検等に基づいた現施設の状況把握が重要であり、業務内容の確認・検証を行い適正な職員配置を検討されたい。 活動指標の「機器類の改修率」については、不具合の発生箇所数には、修繕も実施しない経過観察で対応している緊急性の低い不具合箇所数も含んでいる。施設を適正に維持管理するには、どんな小さな不具合も把握する重要性は理解できるが、水防時に影響を及ぼす恐れのある機器類の不具合箇所数といった活動指標の見直しを検討されたい。	活動指標を、全ての不具合の発生箇所数としていたが、水防時に影響を及ぼす恐れがある機器類の不具合箇所数に活動指標の見直しを行った。
360	排水路施設維持管理事業	建設部	治水課	-	-	〔目的〕 排水路施設が適切に機能するように修繕等を行い、生活環境の改善を図る。 〔手段〕 状況を確認し、民間業者に委託する。	高	低	高	高	B	検討・見直し	①老朽化した排水路や勾配不良箇所について、計画的に改修を実施する。 ②浸水箇所については、定期的な清掃や修繕を行い、浸水被害軽減に努める。	18	B	<排水路等清掃委託事業> 排水路を清潔にすることは、快適な生活空間を確保するために必要なことであり、住民の要望にも極力柔軟に対応していくことが求められる。当該事業は、今後継続して、活動を強化すべきであるが、あわせて、事業の効率化を向上させるため、特に安全管理センターの正規職員を非正規職員に置き換え、定数削減、人件費抑制を図ることが望まれる。	排水路清掃のほか、道路側溝の清掃と併せて事業の統一化を図るため、平成23年度より維持管理課に業務を移管した。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価			9. 総合評価			総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性							(4) 貢献度	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称	
361	排水路整備事業	建設部	治水課	-	-	〔目的〕 雨水対策としての排水路整備を行い、生活環境の向上と浸水被害の軽減を図る。 〔手段〕 浸水対策としての整備、既存施設老朽化対策としての整備等、必要箇所を限定し、重点的かつ効率的な整備を図る。	高	低	高	低	B	市内の水路全般を対象としている本事業は、既存施設の現状が把握できない中、経年変化による既設水路の改修や浸水被害の軽減を目的とするもの等幅広く対応しているが、更に効率的かつ計画的な事業執行を図るには、水路台帳の整備による現状把握や改修計画策定が必要である。	検討・見直し	①②浸水被害の解消並びに良好な施設管理を図るため、本事業の積極的な実施が必要であるとともに、水路台帳の早期整備による計画的な事業執行を図る。	21	B	市内延長1,108kmの既設排水路の改修等を行う事業である。今後の課題としては、昭和61年度作成時点のままの水路台帳の整備がある。これをデジタル化、GIS(地図情報システム)化するのを早急に検討すべきであるが、多大な経費がかかることから(特にGISについては)関係する複数部署が連携し、全庁的に検討すべきである。	今後の課題として、水路台帳の整備を指摘されているが、道路台帳のデジタル化とのリンクを前提として、平成25年度から水路台帳システム運用を開始したが、既設及び整備済水路のデータが十分にないため、今後もシステムを活用しながらデータ収集し、システムの信頼性を高めていく。
362	排水路安全施設整備事業	建設部	治水課	-	-	〔目的〕 既存水路に歩道版を布設することで、緊急時の避難通路を確保し、市民生活の安全と快適な環境を図る。 〔手段〕 自治会要望による既存水路への歩道版布設	高	高	高	高	B	公共下水道の復旧に伴い、排水路は雨水の排水路へと用途が変わり、自治会から緊急避難路や通学路等への利用に供するための蓋かけ要望が多く、年度内受付分に実施年数が数年後に繰延べとなり対応に苦慮している。また、既存蓋架け水路の老朽化による改修が課題となっている。	検討・見直し	①蓋架け要望箇所において、地域性や必要性を考慮し、優先順位を明確にして実施していく。 ②要望延長に対する整備率は、約80%であり、市民要望に応え、利便性の向上を図るため事業費の拡充が必要である。	18	B	排水路の歩道化による安全対策は重要である。今後も引き続き、住民とのコミュニケーションを密にし、適切な安全施設整備を推進していく必要がある。	排水路の歩道化は、緊急時の避難通路や通学路としての利用など、今日までおおう野自治会から要望を頂いている。今後、優先順位を明確にし、早期に整備ができるよう事業を進める。
363	ポンプ場改修事業	建設部	治水課	H25	-	〔目的〕 施設の機能確保や延命化を図る。 〔手段〕 国の長寿命化支援制度活用しながら調査や改築・更新を行う。	高	高	高	高	A	機械・電気設備が耐用年数を超え、老朽化したポンプ場が多く、予算的な制約もあることが課題である。	現状維持	①施設の機能を最大限機能させるため、引続き施設の維持管理に努める。 ②排水機場・ポンプ場等、河川施設の機器台帳を整備し、計画的な改修(事前保全)に努める。	未実施	未実施	未実施	
364	受益者負担金・使用料徴収業務費(使用料業務部分)	建設部	下水道課	S58	-	〔目的〕 下水道使用者より、下水道使用料を徴収する。 〔手段〕 水道料金との併合徴収(越谷・松伏水道企業団へ業務委託) 滞納者に対しては、越谷・松伏水道企業団と連携し、督促・催告・戸別訪問の実施	高	高	高	高	B	下水道事業に欠かせない重要な財源であることは十分認識しており、今後も越谷・松伏水道企業団と情報交換をし、収納率の向上に努めていく。	検討・見直し	①②併合徴収分については越谷・松伏水道企業団と連携し、未納分の早期収納を図る。単独徴収分については督促状や催告書を送付した上で、戸別訪問するなどして未納分の収納に努める。	21	B	最大の課題は、収納率の向上である。平成20年度の未納額の約60%は、転居等による死不明が原因となっている。極めて難しい側面はあるが、水道企業団・庁内他部署と連携し、転居等による死不明を追求調査する等、収納率改善に向けての効果的な方策を検討していただきたい。	水道企業団に対し、未納者に係る住所情報を提供するなど連携し、未納者の削減を図る。
365	受益者負担金・使用料徴収業務費(受益者負担金業務部分)	建設部	下水道課	S58	-	〔目的〕 公共下水道の利益を受ける者から事業費の一部を負担金として徴収する。 〔手段〕 受益者に負担金を賦課し納付書により収納 滞納者には、督促・催告及び戸別訪問の実施	高	高	高	高	B	公平性の観点からも事業を継続することは重要であり、今後も引き続き収納率の向上に努めていく。	検討・見直し	①②現年度未納者に対しては、戸別訪問をするなどして早期の納付を促し、滞納繰越分に移行しないよう現年度対策を強化する。	23	C	公共下水道の受益を受ける土地所有者から事業費の一部を「下水道受益者負担金」として徴収する業務である。都市計画法、越谷市の条例及び規則に基づき行われ、下水道事業継続のために欠かせない事業である。負担の公平の原則を守るために、100%に限りなく近い収納率が求められるが、平成22年度の収納率は現年度で86.46%、滞納繰越分を含めると64.25%であり、これでは公平性を担保できていないといえない。また、これまでに約9千万円以上の債権を5年の時効により欠損している。下水道受益者負担金は強制徴収公債権(税の例により滞納処分可能な債権)であるにも関わらず、滞納処分の実績もなく、時効中断の措置は主に納付誓約のみで、法で定めた措置が十分に取られていないなど、債権管理・回収の体制は極めて不十分である。 平成18年度の外部評価において、回収方法の工夫と、回収コストの採算性改善が指摘されており、対応として電算委託業務を見直し、コスト削減に努めたことなどが、一方で、徴収率の低下と9千万円以上の欠損という事態が現れている。当該事業を開始した昭和58年度から平成22年度までで54億8千万円の収納があったとのことだが、その1.7%に当たる額が回収できていない事実を重く受け止めるべきである。 新規の賦課・徴収の発生も考慮し、事業継続の必要性は認められる。しかしながら、業務の棚卸を抜本的に行い、当該事業のあり方を大幅に見直す必要がある。 当該事業は①賦課・調定、②取引される土地への負担金の賦課状況についての問い合わせ対応、③徴収・滞納整理が主なものだが、①は下水道課に残し、②についてはデータベースを活用して効率化する(例えば、ホームページ上で地番を入力すれば賦課状況を自動的に分かるようにする)などして、手間をかけない工夫をすること、③については平成23年度に収納課に新設された債権回収係に案件を積極的に移管することを提案したい。 負担金の他、税金、各種料金などの公的債権の滞納者は複数の公的債権を滞納する例が多い。当該業務以外にも関係することだが、各部署で非効率に徴収に動くことを見直し、庁内で債権回収の一体化を進められたい。 《参考》平成18年度外部評価: C	収納課債権回収係と連携し、収納率の向上に努めていく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価	9. 総合評価					総合評価	実施年度					
								(1) 妥当性	(2) 有効性	(3) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
366	水洗便所普及啓発事業	建設部	下水道課	S58	-	〔目的〕 水洗化率の向上 〔手段〕 融資あっせん業務 下水道展による広報活動 未接続世帯への戸別訪問による普及活動	高	高	高	高	B	生活環境の向上、水質改善、下水道使用料の収入確保のためには未接続世帯の解消が欠かせないことは十分認識しており、今後も引き続き水洗化普及促進を図っていく。	検討・見直し	①②再任用職員と委託業者が未接続世帯を直接訪問し、下水道に早期に接続するよう指導していく。	25	C	<b>事業概要</b> 公共下水道への接続や水洗便所の普及を促進し、環境衛生の向上を図る事業である。 <b>必要性</b> 事業の最終的な達成目標は水質改善であり、その手段として下水道水洗化率が位置づけられているが、水洗化率を上げることより、水質の改善にどの程度貢献するかが明確になっていない。水質汚濁の原因にはいろいろな要素が考えられ、いくら当市で水洗化率を上げて上流の水洗化率が低ければ効果が低いと見られ、流域全体で改善の取組をしなければならぬ。実際、瀬瀬川の流域に位置する他自治体においては、越谷市よりも大きく接続率が低い状況が見られ、これが水質改善において大きな課題となっていると考えられる。水質改善という目的を達成する手段として、既に水洗化率が93.8%まで達成されている越谷市において、100%まで水洗化率を上げていくことが有効性の高い手段なのか疑問である。実際、水質改善を達成するための手段として、合併浄化槽など公共下水道以外にも様々な手法がある。公共下水道の計画区域ではない地域については、地域特性に合った方法などを検討すべきだと考える。これらの取組には近隣の市町村との連携も重要であるとともに、環境管理計画や都市計画との連携が必要である。さらに、住宅の建て替えに伴い水洗化が着実に進展しており、必要性は時間の経過とともに低下している。 <b>効率性</b> 接続指導等の件数の単位当たりコストは効率性を測る指標としては部分的なものであり、事業全体の効率性が高いかどうかを把握する指標が整備されていないことから、例えば、接続指導をしたことで実際に接続した件数の単位当たりコストなど、職員 <b>有効性・成果指標</b> BODの数値を見ると、平成2年から23年にかけてデータ上はかなり下がっており改善されたことが認められるが、当市の水洗化率が向上したことがどのくらい貢献しているかは分からない。平成16年度から24年までに3000件の公共下水道への接続があったということであるが、専属の職員を配置して戸別指導を開始した平成21年度からの接続件数は約1360件、その中で、戸別指導により接続したのは約3割(352世帯)に留まり、それ以外の7割程度は、家屋の建替等の際に、建築基準法の定めにより自主的に切り替えてくれたものであり、本事業の費用対効果が高いとは言えない。 <b>その他</b> 公共下水道事業の経費回収率(使用料単価÷汚水処理原価)が70%程度と低いため、公共下水道への接続を推進すること自体は必要であると考えられるが、7000世帯が切り替えたとしても、1億7千万円程度の増収にしかならないと見込まれる。経費回収率改善に向け平成23年度には25%の料金改定を実施しているが、下水道事業の経営の健全化を考えると、さらなる使用料の見直しを含めた抜本的な下水道事業の見直しが必要なのではないか。 【水洗便所改定資金利子補給金】(内部評価:継続)(外部評価:廃止) 事業の必要性が認められないため、利子補給金は廃止すべき。 《参考》平成17年度外部評価: B	整理 済	接続者との公平性や生活環境の向上を図るため、未接続者に対し継続的に接続指導を行っていく。
367	公共下水道会計繰出金事業	建設部	下水道課	S58	-	〔目的〕 公衆衛生の向上や河川等の公共水域の保全を図り、安全で快適な生活環境を維持する。 〔手段〕 一般会計より公共下水道特別会計へ繰り出す。	高	高	高	高	B	公共下水道のうち汚水事業に要する費用については原則として使用料で賄うこととされているため、適正な料金体系の検討を進め、繰出金の抑制に努める必要がある。	検討・見直し	①建設コストの削減に努めるとともに、料金体系の見直し等による使用料収入の確保を図る。 ②継続的に適切な料金体系の検討を行い、繰出金の抑制を図る。	21	B	公共下水道の整備は、市街化区域内は概ね完了したものの、今後はその維持管理が重要課題となる。しかし、現状ではその事業費が充分に見込めないことから、予算確保が重要になる。使用料金の見直しのためにも、事業費の必要性を訴えることができるように、正確な現状分析が求められる。さらに、維持管理コストの縮減のためには、公共下水道施設維持管理事業等と連携した対応が必要と思われる。	整理 済	平成23年度に使用料の改定を行い、増収を図った。また、補償金免除繰上償還制度を活用し、高利率の公債費の借り換えを行い、支払利息の軽減に努めた。
368	流域下水道事業	建設部	下水道課	S47	-	〔目的〕 効果的に水質汚濁防止を図るため、埼玉県東部15市町が関連する中川流域下水道による 管渠・ポンプ場・終末処理場等の建設費及び維持管理費の一部を負担する。 〔手段〕 建設負担金・維持管理負担金の納付	高	高	高	高	B	流域下水道は、広域的に汚水処理を行うことにより、河川等の水質汚濁防止に効果的である。しかし、建設費や維持管理費に多額の費用を要するため、使用料による財源確保を図る必要がある。	検討・見直し	①維持管理負担金単価の改定を踏まえ、料金体系の見直しを図り、使用料収入の確保に努める。 ②流域下水道事業者である埼玉県との十分な協議調整を行うとともに、継続的に適切な料金体系の検討を行い、経費回収率の改善を図る。	22	B	都市の健全な発達と公衆衛生の向上を目指し、あわせて公共用水域の水質を保全するため、県が管理運営する中川流域下水道事業に対し、その設置、改修、修繕、維持その他管理に要する費用の一部を負担する事業である。負担金の支払い先の流域下水道に対し、合理化、効率化しているかをチェックする姿勢は評価に値する。下水道事業は現代社会に必要な事業だが、事業費が非常に大きく、市債の発行もされている事業であり、公債費比率を上昇させないよう注意されたい。本事業の市債の利息も単年度で1億4,500万円に上っており、財源の見直しが必要である。引き続き、本事業の効果を高めるため、水洗化促進事業を推進し、未水洗化世帯の解消に取り組まれた。	整理 済	平成22年度より、埼玉県流域下水道事業運営協議会全体会議及び調整会議を設置し、流域別会議だけであった事業計画への意見・要望・チェック体制等の充実を図っている。
369	公共下水道情報管理システム事業(下水道情報管理システム入力委託料)	建設部	下水道課	H12	-	〔目的〕 公共下水道の情報を適正に管理し、業務の効率化と市民サービスの向上を図る。 〔手段〕 下水道情報管理システムに管路情報等を集約し管理するほか、システムの改良及び機器の保守点検を実施する。	高	高	高	低	B	整備した情報データの有効活用や迅速に正確な情報提供を図る。	検討・見直し	①管路情報にある表示内容について、よりわかりやすい表示になるようシステム改良を行う。 ②下水道情報管理システム内にある管路情報をホームページに掲載し、利用者の利便性を図る。	26	B	公共下水道の情報を下水道情報管理システムに集約し管理することで、業務の効率化と市民サービスの向上を図る事業である。 公共下水道台帳について、情報機器が発達する前は、紙ベースによる情報管理を行ってきたが、下水道整備が進むとともに、管理する情報量が膨大になり、頻繁な情報修正に労力と時間を要してきた。システムにより、膨大な公共下水道情報が散逸・劣化することなく管理でき、設計から建設、維持管理に至る様々な立場のユーザーがいつでも情報を取り出すことができることで、一層の情報共有が可能となることから事業の必要性は認められる。 公共下水道事業において、総務省より公営企業が提供する住民サービスを継続するためには、地方公営企業法の財務規定等を適用する必要性が求められており、越谷市においても法適化の導入を前向きに検討する必要がある。法適化により企業会計方式へ移行することにより、事業の資産価値も含めた損益を計算する必要があることから、当該システムにおいても法適化に対応したシステム改良の必要がある。機器類及びソフトウェアはメーカーリースのクライアントサーバー型システムであるが、法適化への対応や管路情報のホームページ掲載を考慮したシステム改良や運用方針の検討をされた。 成果指標の「業務の効率化と市民サービスの迅速化」を定量的に設定することは困難であると認められるが、効率化・迅速化を時間軸を用いた効果算定することを検討された。 システム導入から多額の事業費をかけている事業でもあり、今後もシステム維持していく事業であることは理解できる。毎年度の更新費用においても、システムの性質上コスト削減の余地は十分にあるため、システムの仕様や費用対効果の検証を行い、より一層の効率化に努められたい。 《参考》平成20年度外部評価: C	整理 済	法適用業務を効率的に実施できるように、データ管理やシステムの改良を継続して進めている。 施設情報のインターネット経由のサービスについては、システムの利用状況等を踏まえ検討を行っていく。 また、既に計画や維持管理業務で活用される業務の効率化に寄与しているが、更なる効率化に向け取り組んでいく。



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							A 事業内容が適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要								
370	公共下水道台帳整備事業	建設部	下水道課	H12	-	【目的】 新設や更新があった下水道施設について、使用者への最新管路情報の提供や適正な維持管理業務への利用を図る。 【手段】 新設、更新した下水道施設の台帳整備委託の実施	高	高	高	低	B	①台帳と現況が一致しない場合がある。 ②台帳作成に一部実施している現況調査について、実施方法を検討し、コスト削減を図る必要がある。	検討・見直し	①年2回の台帳更新を実施するとともに、現況調査にかかる費用のコスト削減を検討する。 ②下水道台帳の精度を向上させるために、他事業で実施している管路カメラ調査結果の反映と現地調査の実施を進める。	19	ITを活用し、職員の負担軽減、市民の利便性向上を図られている点については評価できる。 新設、変更箇所台帳への反映期間を短縮することを検討する必要がある。 また、工事中および工事申請中箇所の一覧表を情報提供すればさらに利便性が向上すると思われる。	整理 済	年2回の台帳更新を実施するとともに、現況調査にかかる費用のコスト削減を図る。また、下水道台帳の精度を向上させるために、他事業で実施している管路カメラ調査結果の反映と現地調査の実施を進める。
371	管路施設維持管理事業	建設部	下水道課	S58	-	【目的】 公共下水道を利用する住民の快適な生活環境の保全や事故防止、また管路施設の機能維持を図る。 【手段】 管路施設の修繕実施及び清掃委託	高	高	高	低	B	管路の状況把握が十分でないことから、計画的な維持管理が難しい。	検討・見直し	①人孔及び人孔内調査結果に基づき、清掃や修繕を実施する。 ②供用開始区域全体の管路機能や通行の安全を確保するため、人孔及び人孔内の簡易調査を行い清掃修繕を進めていく。	20	公共下水道を利用する住民の快適な生活確保や事故防止を図るために、当該事業は必要であると認められる。ただし、事業費が多額となるため、今後とも一層のコストダウンを図ってほしい。成果指標として修繕箇所数や清掃実施件数をあげられているが、事業目的に沿って管路施設の機能維持を表す成果指標を設定すべきである。	整理 済	人孔及び人孔内調査に基づき清掃や修繕を実施する。また、供用開始区域全体の管路機能や通行者の安全を確保するため、人孔及び人孔内の簡易調査を行い清掃、修繕を進めていく。
372	ポンプ場施設維持管理事業(汚水)	建設部	下水道課	S58	-	【目的】 常時稼働している施設の機能維持を図り、利用者の快適な生活の保全を行う。 【手段】 ポンプ場運転管理や保守管理の委託及び異常箇所の修繕実施	高	高	高	低	B	コスト削減を図る手段として設備機器の予防的修繕を行うことが有効であるが、機器の状態を十分把握できていないことから実施が難しい。また、委託方法の見直しによるコスト削減を図る必要がある。	検討・見直し	①引き続き委託修繕等の維持管理を行う。また、委託においては複数年契約の実施を行う。 ②各ポンプ場の状態を調査確認し、予防的修繕計画の策定を進める。	16	委託範囲を可能な限り拡大し、人件費削減を図りたい。	整理 済	引き続き委託・修繕等の維持管理を行う。また、委託においては長期継続契約の実施を行い、経費の削減に努めた。さらに、各ポンプ場の状態を調査確認し、予防的修繕計画の策定を進める。
373	管路改修事業(下水道課)	建設部	下水道課	-	-	【目的】 管路施設の機能確保や延命化を図る。 【手段】 管路施設の改修工事の実施	高	高	高	高	B	老朽化した施設が多く、改修・改築には多額の事業費が必要である。	検討・見直し	①平成22年度で策定した施設の長寿命化基本計画に基づき選定された施設の実施計画書を作成し、国庫補助事業の承認申請事務を進める。また、長寿命化支援制度を活用し施設の長寿命化を取り組む。 ②今後耐用年数を迎えていく施設について、長寿命化支援制度を活用し施設の延命化も考慮した更新計画の策定を含める。	23	公共下水道の管路施設の機能確保や延命化を図るために、管路施設の改修工事を実施する事業である。市民生活の快適な生活環境を守る上で必要な事業である。 平成18年度外部評価の指摘事項を踏まえた庁内の検討、取り組みにより、平成22年度に越谷市公共下水道事業経営健全化計画及び施設長寿命化基本計画が策定され、アセットマネジメントの考え方に基づき、ライフサイクルコストの引き下げや、優先順位をつけた計画的かつ効率的な事業運営を目指した取り組みが進められていることは評価できる。また、適切かつ柔軟な事業運営を行うため地方公営企業法適用を目指し、使用料の値上げや、債務の借り換えなど、歳入歳出のバランスをとる努力をしている。 今後は、改修費用と耐用年数に見合った減価償却費を適正に計上するとともに、管路改修にかかるコストのピーク時期をシミュレーションにより明らかにしながら、施設の耐用年数に応じた適切な更新が可能となるように、公共下水道事業経営健全化計画及び施設長寿命化基本計画に基づく事業進捗管理を徹底されたい。 《参考》平成18年度外部評価：C	整理 済	平成22年度で策定した施設の長寿命化基本計画に基づき選定された施設の実施計画書を作成し、国庫補助事業の承認申請事務を進める。また、長寿命化支援制度を活用し施設の長寿命化に取り組む。
374	ポンプ場改修事業	建設部	下水道課	H21	-	【目的】 下水道使用者に快適な生活環境の提供を図る。 【手段】 ポンプ場施設の改修工事の実施	高	高	高	高	B	電気・機械設備が耐用年数を超え、老朽化したポンプ場が多く、予算的な制約もあるが改修計画の事前の検討が必要である。	検討・見直し	①平成21年度より実施しているポンプ場改修事業を引き続き行う。 ②現在策定している改修計画に基づき改修事業を進めるとともに、さらに効率的な事業実施のための計画内容等の見直しを図る。	24	下水道で運ばれてきた汚水を排出するためのポンプ場の改築・更新等を行う事業である。老朽化等によるポンプの事故、機能停止が発生した場合には、汚水の排水が滞り、市民生活に大きな影響を与える。このため、施設の改修を行い、事故発生や機能停止を未然に防ぐ本事業の必要性・重要性は極めて高いといえる。 下水道施設は安全で衛生的な市民生活に不可欠なものであるが、事業開始から相当期間が経過しており、老朽化への対応が課題となっている。また、施設ストックが膨大であり、維持・改修等に要するコストは多額になるため、限られた財源で計画的に施設を保全していく必要がある。ポンプ場改修事業は「第4次越谷市総合振興計画」において主な事業として位置づけられており、総合振興計画では平成27年度にポンプ場改築・更新率を20%とすることを目標としている。適切な進捗管理により目標が着実に達成されるよう努められたい。 国土交通省は平成20年に「下水道長寿命化支援制度」を創設し、長寿命化計画に基づくライフサイクルコストの最小化を推進しているが、越谷市では各ポンプ場ごとに同制度に基づく個別計画を策定し国庫補助金を活用しながら整備を進める方針である。計画の策定に際しては、ライフサイクルコストの最小化に加え、耐震化等により施設の機能向上を図ることも配慮されたい。 成果指標の「正常なポンプ場運転率」については、指標が何を示しているか理解しづらいため変更を検討されたい。「予期していなかったポンプ場の故障箇所数」等に改め、本事業が事故・機能停止の未然防止にどの程度効果があるのかを測定できるよう工夫することが必要である。 自治体の公共下水道事業は、地方公営企業法の適用が義務付けられていないが、同法を適用し企業会計方式へ移行することで、発生主義に基づく複式簿記により経理が行われるため、事業の経営成績や資産価値が明確に把握できるようになる。全国の自治体でも人口が30万人以上の団体では半数以上が公共下水道事業について法適用を進めており、越谷市においても導入を前向きに検討していただきたい。 また、下水道だけでなくともまるものではないが、平成23年のPFI法改正によりインフラ等の公共施設について、整備から運営までを民間事業者が一括して行うコンセッション方式を導入することが可能になっている。財政負担の軽減や民間のノウハウ活用による収入増等が期待できるため、新たな官民連携の手段として導入可能性について検討することが必要である。	24	国の長寿命化支援制度を活用し、ポンプ場改修事業を引き続き行う。しかし、貴重な財源である国庫補助金の交付率が低迷していることなどから、今後は短いスパンでの事業の見直しを行っていき、また、成果指標については、「予期せぬポンプ場故障箇所数」に改める。さらに、地方公営企業法適用については、今後他市の事例等を参考に検討していく。
375	管路整備事業(下水道課)	建設部	下水道課	S58	-	【目的】 都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図る。 【手段】 公設樹、取出し管及び下水道本管設置工事の実施	高	低	高	高	B	私道等により下水道管が布設できないところもあり、市街化区域内のすべての世帯が公共下水道を使用できる状態ではない。	検討・見直し	①引き続き市街化区域の下水道未整備箇所の整備に取り組んでいく。 ②公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るために、市街化区域での下水道未整備箇所の解消を進める。	16	下水道台帳の整備を行い、現地確認作業の軽減等によるコスト削減および工事実施までの期間短縮を図られたい。	整理 済	公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るために、下水道未整備箇所の解消を図る。
376	営繕管理事業(公共施設維持管理システム)	建設部	営繕課	H15	-	【目的】 公共施設の予防保全や点検整備の基準を明確化し、適切な維持管理をすることで、今後の修繕費の負担軽減や平準化を図る。 【手段】 公共施設維持管理システム業務の越谷市公共建築物施設設計図書を電子化し台帳にリンクさせる。	低	高	高	低	B	公共施設維持管理システムの有効活用と、各施設の所管課との情報の共有・一元化が図られるかが課題である。	検討・見直し	①26年度は、定期点検結果の情報を取り込み台帳の充実を図った。今後も、定期点検結果の情報の取り込みをし、更なる充実を計っていく。 ②各施設の所管課と情報の共有・一元化を図り、改修の優先順位や予防保全時の把握など計画的な保全業務に努める。	19	〈公共施設維持管理システム〉 事業目的が、当システムの完成にあるのではなく、市全施設の長期的な保全計画の作成にある。 システムの完成を待つのではなく、市保有施設を有するそれぞれの部署に対して計画的な営繕をするよう勧告する体制を整える必要がある。 また、施設の維持には巨額の経費を要するとともに、適切な保全により施設の延命化につながる。長期保全計画は、市役所全体の財政運営に大きな影響を与えることを認識し、長期保全計画の早期策定を目指し、当システムの早期完成を検討すべきである。	検討 中	公共施設維持管理台帳の充実と、システムのカスタマイズを行い、関係各課連携し長期的な視野で保全計画の策定を目指したい。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
377	道路施設維持管理事業	建設部	維持管理課	-	-	〔目的〕 ・市民の生活基盤となる道路・水路の適正な維持管理を行い、安全で快適な利用を図る。 ・生活に安らぎや潤いを与える児童遊園・広場等について適正な維持管理を行い、市民の安全で快適な利用を図る。 〔手段〕 ・パトロールや不具合箇所の修繕、草刈、清掃の実施	高	高	高	高	B	不具合箇所の早期発見、迅速な対応に努めているが、経年劣化している路線が多数ある。小規模な修繕で対応せざるを得ず、規模の大きさに伴っては、対応が難しい場合がある。 ↓ 各評価で認識した課題等 ↓	検討・見直し	①平成28年度も引き続き、安全で安心して道路・水路を利用できるよう維持管理に努めると共に、パトロールの実施や市民からの情報提供、関係業者等からの協力などを得て、事故が発生しないよう不具合箇所を早期発見し、修繕、草刈等に尽力していく。 ②技術の継承を図り、方策の一つとしてオーバーレイ等を拡充していく。	18	B	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称 ＜道路修繕事業＞ 道路環境を改善する為、当該事業は必須である。今後は道路パトロールの強化や、計画的道路修繕等、機能強化も求められる。但し、事業効率を向上させる為、安全管理センターの正規職員から非正規職員への切り替えを含め、正規職員定数削減の検討の余地がある。	維持管理課は平成23年度より道路・水路等の維持管理窓口を一つにし、受付から処理に至る修繕・委託業務の発注や現業職員による直営業務で一元化している。これにより、業務の迅速化、市民サービスの向上を図っている。委託や非正規職員の活用については、防災時の対応や今後の業務量の推移を見極めながら検討する必要がある。なお、平成22年度より現業職員による緊急パトロールに加え、市内全域を対象とした業者による定期的なパトロールを実施している。
378	都市計画審議会運営事業	都市整備部	都市計画課	H12	-	〔目的〕 都市計画審議会は、その権限に属した事項を調査審議する。また、市長の諮問に応じた都市計画に関する事項を調査審議し、審議の結果を答申する。 〔手段〕 本審議会は、市長が委嘱する委員（現在の構成は学識経験者6人・市議会議員6人・関係行政機関又は県の職員3人・市の住民委員3人の計18人）で組織されている。 審議会事務局は、委員の委嘱等組織に係る事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。	高	高	高	高	B	都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、都市計画審議会を設置している。事務局として、審議会を円滑に実施し、かつ、審議会の開催効率を高めるため、関係課所の付議案件について開催時期を調整するように努めている。	検討・見直し	①②市が開催する都市計画審議会は、市や県が決定する都市計画を調査審議することが主務である。そのため、審議会の開催については、決定案件の手続きの推移に左右されることとなるが、スケジュール等の情報を把握し、可能な限り開催時期の集約化に努める。	未実施	未実施	未実施	
379	公共事業再評価委員会運営事業	都市整備部	都市計画課	H15	-	〔目的〕 本委員会は、国土交通省所管の補助事業において、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業や、事業採択後長期間が経過している事業等に関し、市長が策定した対応方針等を付議する諮問機関である。委員会は当該諮問に対し、継続又は見直し等の意見を決定し、市長に答申する。 〔手段〕 市長が委嘱する委員（法律・経済・都市計画・環境・建築の計5人）で組織されている。委員会事務局は、委員の委嘱等の組織に係る事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。	高	高	高	低	B	公共事業再評価委員会は、国土交通省所管公共事業を対象としており、広範な公共事業等の評価（再評価、事業評価等）を行う第三者機関としての機能を果たしている。事務局として、委員会を円滑に実施し、かつ、委員会の開催効率を高めるため、関係課所の付議案件について開催時期を調整するよう努めている。	検討・見直し	①②公共事業再評価委員会の開催については、定期的な開催ではなく、審議案件の手続きの推移に左右されるが、委員会の開催効率を上げるため、審議案件の集約化に取り組む。	未実施	未実施	未実施	
380	都市計画図書等作成事業	都市整備部	都市計画課	-	-	〔目的〕 都市計画基図データは、都市計画縦覧図（計画図等）に背景図として用いられるだけでなく、都市全体を網羅する適切な地形図であることから、他部局においても背景図として広く活用する。 〔手段〕 土地利用状況の変化に合わせて、都市計画基図を定期的に更新し、併せて市民等にも活用できるように地図印刷を行い、有償頒布を実施している。また、本市の都市計画情報に係る広域的周知を図るため、PR用冊子「越谷の都市計画」、「地区計画パンフレット」等の作成を行い、無償頒布している。	高	高	高	高	B	窓口サービスの一環として、平成20年4月から都市計画支援システムの活用により、都市計画情報等の頒布を実施している。また、平成24年度から都市計画情報を市のホームページ上で提供し、情報化社会の進展に伴い市民サービスの対応に努めている。	検討・見直し	①②引き続き、都市計画支援システムの活用により、都市計画情報等の頒布サービスを実施する。また、より身近な市民ニーズに対応するため、都市計画図等の都市計画情報をホームページ上で提供する。	17	B	＜地図印刷事業＞ 地図のもととなる地形図等の情報収集については、全庁的に統一して収集するなどの工夫により、全体のコスト削減の方法を検討願う。また、頒布価格については、原価に見合った負担の検討をお願いする。	外部評価の結果を踏まえ、頒布価格を見直し、平成18年2月より原価に見合った価格改定を行った。地形図等の情報収集については、現在、検討している統合型GISの導入により、統一した収集が期待できる。 また、頒布価格については、5年ごとに見直しを行っており、その基となる航空写真においては、資産税課と共同で委託し、経費削減を図っている。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価			9. 総合評価			総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である			
381	公共交通事業(鉄道施設安全対策事業)	都市整備部	都市計画課	H24	H27	〔目的〕 市内の鉄道駅において、耐震補強に要する費用の一部を国、県及び市が補助することにより、鉄道利用者の安全確保を図る。 〔手段〕 耐震補強に係る鉄道施設安全対策事業を実施する鉄事業者の申請に基づき、費用の一部を交付する。	高	高	高	高	A	鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱(国)、越谷市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要領により、補助対象駅は北越谷駅及び新越谷駅に限定されており、耐震補強に要する費用の一部を国、県及び市が補助することにより、鉄道利用者の安全確保を図ることは社会的要請が高い事業である。	終了(H27年度)	平成27年度で事業終了を予定している。	未実施	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	未実施		
382	開発審査会等運営事業(都市計画課分)	都市整備部	都市計画課	H15	-	〔目的〕 開発審査会は、都市計画法第50条に規定する審査請求に対する採決のほか、同法第34条第14号に規定する開発行為等について審議を行う。また、越谷市まちの整備に関する審査会は、越谷市まちの整備に関する条例に規定する諮問に応じ審査する。 〔手段〕 本審査会は、市長が委嘱する委員(開発審査会計5人、まちの整備に関する審査会計3人)で組織されている。審査会事務局は、委員の委嘱等組織に係る事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。	高	高	高	高	B	平成18年度から審査会の独立性を確保するため、開発指導課から都市計画課に審査会事務局を置いている。事務局として、審査会の審査を円滑に実施し、かつ、審査会の開催効率をさらに高めるため、関係課所の付議案件について開催時期を調整するよう努めている。	検討・見直し	①②審査会の開催については、定期的な開催ではなく、審議案件の手続きの推移に左右されるが、審査会の開催効率を上げるため、審議案件の集約化に取り組む。	未実施		未実施		
383	建築審査会運営事業	都市整備部	都市計画課	S59	-	〔目的〕 建築審査会は、建築基準法の規定に基づく例外許可に関する同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する採決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて建築基準法に関する重要事項を審議し、関係行政機関に対して建議を行う。 〔手段〕 市長が委嘱する委員(法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生、行政の計7人)で組織されている。審査会事務局では、委員の委嘱等事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。	高	高	高	高	B	平成18年度から審議会の独立性を確保するため、建築住宅課から都市計画課に審査会事務局を置いている。事務局として、審査会の審査を円滑に実施し、かつ、審査会の開催効率を高めるため、関係課所の付議案件について開催時期を調整するよう努めている。	検討・見直し	①②審査会については、建築確認申請に伴い審査案件も継続的に発生することから、定期的に開催しているが、審査会の開催効率を高めるため、審議案件の集約化に取り組む。	20	B	建築審査会は、専門的な知識を有する弁護士や学識経験者等から組織する第三者機関として組織され、また、事務局も建築住宅課から独立した都市計画課が担当しており、適切に運用されているといえる。 成果指標として、審査会の開催回数を設定しているが、案件処理件数等業績を示す指標を設定する工夫が必要である。また、審査会の開催効率を更に高める努力を期待する。	整理 済	活動指標は、建築審査会開催回数だけでなく、諮問された案件数とし、成果指標に諮問に応じた答申件数、不服申し立ての審査請求総件数としている。また、審査会の開催効率化に努めている。
384	都市景観推進事業	都市整備部	都市計画課	H10	-	〔目的〕 美しい都市景観形成を促進するため、景観に関する市民意識の高揚を図り、自然環境や歴史的特性と調和した、ゆとりやうおいある街並みを創造する。 〔手段〕 市街地では、地区計画等を導入するとともに、越谷市景観計画(平成25年3月策定、同年10月施行)に基づき、庁内で組織する都市デザイン協議会等の協議により、本市の都市景観形成、公共施設の形態、意匠並びに越谷市公共サインマニュアルに準拠した公共サインの整備を促し、先導的な整備の推進に努める。	高	高	高	低	B	市民の景観意識をさらに高める必要がある。	検討・見直し	①公共サインの適切な維持管理をしていく。 ②越谷市景観計画及び景観条例に基づき、市民の景観まちづくりを促進する。	23	B	良好な都市景観を形成するために市民への啓発を図り、自然環境や地域特性を生かした個性あふれる都市景観整備を進める。越谷市の都市景観を維持管理し、市民にとって美しい街並みを創造するための事業である。 平成21年4月1日より景観行政団体に移行したことから、景観法に基づき、景観計画の策定に取り組む必要がある。計画の策定にあたっては、市民に対して啓発活動や勉強会を通して景観に関する理解を得ること、市民の意見が反映される体制を整えていただきたい。 また、外部の専門家、有識者等の意見を反映させるために、庁内で組織する都市デザイン協議会に参加するように組織づくりをして計画策定に取り組むことを検討された。 これまで本事業の中心業務だった公共サインの整備、修繕に関しては、優先順位を決めて計画的で効率的な修繕に努めていく必要がある。予算に関しても、公共サインの整備、修繕に関する計上が主で啓発や街並み整備には予算計上がほとんどなされなかった。今後は景観行政団体として、越谷市らしい景観づくりに取り組んでいただきたい。 景観形成には、市民、事業者、行政のそれぞれの役割があり、行政としては、景観に配慮しながら公共事業などを進めることのほか、まちづくりを進める公平な立場から、市民の意見を反映した明確な目標像を示すとともに、市民や事業者の活動を支援する役割を担っていただきたい。また、景観行政団体となったことに伴い、市の景観計画や景観条例の策定を行い、景観行政を本市自ら推進することとなるため、今後の事務量が大幅に増加することとなる。このため、景観施策に対する計画を立て、関係各課が連携して効率化等を検討する必要がある。 越谷市では景観に関する市民意識の高揚を図るために、講演会やタウンウォッチングなどの啓発活動を実施しているが、参加人数も少なく、毎回決まった人しか参加していないのが現状にある。景観整備を推進するにはより多くの市民の理解が不可欠なため、多くの市民が参加するように啓発活動を工夫していただきたい。 講演会などの啓発活動回数を活動指標としているが、講演会などへの参加人数を表す「景観行政啓発活動への参加人数」を提案したい。また、成果指標に設定されている「公共サイン設置数」は活動指標が適切であるため、来年度は改善してほしい。新たな成果指標に、市民が景観にどれだけ理解が進んだかを表すために「景観に対する市民の満足度」を追加したい。 《参考》平成18年度外部評価: C	整理 済	平成24年度に指摘された活動指標に、景観啓発活動としての講演会などの参加人数とすることについては対応済。今後も多くの市民が良好な景観形成に参加できるように景観啓発を工夫していく。成果指標を市民の満足度で示すことについては、市民の満足度を新たに指標として設定するため、平成24年度から市政世論調査項目に含めることで調整済。公共サインは、公共施設の整備等と合わせて、優先的、計画的に取り組んでいる。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
385	都市計画支援システム事業	都市整備部	都市計画課	H11	-	<p>〔目的〕 都市計画事務は、構想・計画から実現化の過程において、相互に関連する多様な情報を的確に把握し、これらの情報を集計・解析し、総合的に判断する必要がある。本システムの活用により、これらの情報を一元的に処理することで、その業務の効率化と質の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 多様化・高度化している市民ニーズに対し、窓口業務の迅速化・的確性の向上を実現するシステムを導入</p>	高	高	高	低	低	<p>現在の都市計画支援システムは平成24年度より稼働している。都市計画支援システムのベンダーロックインからの脱却するため、調査検討を進めるとともに、多様化・高度化している市民ニーズに対し、窓口業務の迅速化・的確性の向上を実現する費用対効果の高いシステムの構築・運営を図る。</p>	検討・見直し	<p>①都市計画支援システム機能更新等により、更なる市民サービスの向上を図る。</p> <p>②平成24年度より実施しているネット配信を引き続き行い、操作方法等の要望を踏まえ、更なる市民サービスの向上を図る。また、平成29年度の長期継続契約の満了に伴い、ベンダーロックインからの脱却を図るとともに、費用対効果の高いシステムの構築・運営を図る。また、構想・計画等の検討のツールとして都市計画支援システムを利用できるよう職員教育を実施していく。</p>	24	<p>都市計画に関する多様・多様な情報を一元化するため、システム化を推進する事業である。最新データ更新や機能追加、及びシステム稼働のための保守管理等は高度な専門知識を要するため、業務委託を活用し業務が遂行されている。都市計画事務は、構想・計画から実現化の過程において、相互に関連する多様な情報を的確に把握し、これらの情報を集計・解析し、総合的に判断する必要がある。都市計画支援システムの活用により、これらの情報を一元的に処理することが可能になり、業務の効率化と質の向上を図ることができるため、本事業の必要性は認められる。</p> <p>しかし、システム導入前と比べ、都市計画情報の窓口照会件数が激減する等の目覚ましい成果は出ておらず、職員の窓口対応の時間も、結果としては短縮の程度が期待されたほどでなく、事務の効率化が進んでいるとはいえない。</p> <p>これに加えて、都市計画支援システムについては、開発とシステム更新と保守管理が全て同一業者となっており、他の業者やシステムへの移行・連携が難しく、いわゆるベンダーロックイン(特定のベンダーへ過度に依存して囲い込まれている状態で、コスト高や硬直化を招きやすい)になっている。データのネット配信等を実現していく上では、他の関連システムとの連携が必要になる機会も増えるので、ベンダーロックインの状態から脱却するための具体的な計画を早期に策定する必要がある。一例として、構築後の機能追加、バージョンアップ等の際にかかる費用の多少や他社製品利用の難易度等も含めて、導入前の段階で十分に比較検討することにより、導入後の維持管理コストも含めたトータルコストが安価に済むことや事務効率化への寄与の程度を見据え、優れたシステムを導入された。</p> <p>今後、データ等の庁外配信を予定しているが、具体的には、市民の利便性向上、および事務負担となっている「都市計画情報の窓口照会」の件数を減らす観点から、有料で販売している「越谷市都市計画情報マップ」について、市ホームページからPDFファイル等で無料入手できるように仕組みも検討された。</p> <p>また、システム自体は優れた機能を持つものの、使いこなせる人間に限られているという事例が一般的に見受けられる。システムの活用に限った特定の職員に業務が集中する傾向があるため、職員を対象にシステムの活用に関する研修を開催するなどスキルアップを図り、業務の効率化・高度化を推進された。</p> <p>さらに、都市計画支援システムの導入・更新に伴う事務の効率化を検証するため、成果指標には、例えば「都市計画情報の窓口照会件数の減少率」等を検討していただきたい。</p>	<p>外部評価において指摘のあったベンダーロックインからの脱却については、システムを再構築する際に、使用実績が多い標準的なデータにより開発・改修ができるシステムを調達できるように、仕様書に中間標準レイアウト仕様によりデータ提供の旨を明記すること等について調査・検討し、脱却を図っていく。</p>
386	地区計画推進事業	都市整備部	都市計画課	S55	-	<p>〔目的〕 良好な市街地環境を形成・保ち、地区の特性を生かしたきめ細かなまちづくりへの規制・誘導を推進するため、積極的な住民参加による地区計画の策定を促進する。</p> <p>〔手段〕 まちづくりの意識啓発のため、地区計画案内板設置、地区計画パンフレット、ホームページ掲載等、広報活動を通じ、広く一般に周知し、地元と協働のまちづくりを進めていく。</p>	高	高	高	高	高	<p>地区計画は、届出・勧告制度のため、その実効性を高める建築条例化の検討をする必要がある。また、地権者等への効果的かつ有効な周知方法を検討する必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①地区計画の届出制度により、きめ細かなルールに沿った住みよい快適なまちづくりへの誘導を行う。</p> <p>②地区独自のルールであることに鑑み、住民の地区計画への理解を高め、まちづくりの組織化などの促進に努める。</p>	21	<p>地区計画の策定とその具体化は、長期にわたる事業となる。それゆえ、地域住民からの幅広い意見を聞き、理解を得ながら粘り強く取り組むことが重要である。</p> <p>こうした特性を考慮すれば、活動指標を、単年度の活動量として捉えるのではなく、過去からの累積件数で示すなど、市民にわかりやすい指標とすることを望む。</p> <p>なお、21年度から「景観計画の策定」に着手したとのことであるが、広く市民等の意見を聴取しつつ早期に策定されることを期待する。</p>	<p>平成21年度の外部評価で指摘された本事業の活動指標の「地区計画区域内の行為の届出件数」について、指標としては「単年度の件数」を継続して記入しているが、指標の説明の中で、毎年度の評価時において、参考として、過去からの累積件数を記入していくこととした。</p>
387	まちづくり推進事業	都市整備部	都市計画課	S32	-	<p>〔目的〕 市街地における整備促進のための調査研究及び越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の推進を図る。(駅前広場整備、大規模調節池、水辺の親水、無電柱化等)</p> <p>〔手段〕 各種協議会等の活用による自治体の整備手法の行政事例の調査・研究。地元発意によるまちづくり組織の育成。まちづくり支援補助金等の活用。越谷レイクタウン特定土地区画整理事業施行者であるUR都市再生機構及び関係機関との協議調整を図る。</p>	高	高	高	高	高	<p>市内の市街地整備促進地区の整備手法に様々な手法があるが、現下の社会経済情勢においては、新規事業の立ち上げが厳しい状況である。今後は真に必要な事業を見極めながら、地元発意によるまちづくりの組織育成をはじめ、行政側からの支援のあり方を検討する必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①越谷レイクタウン特定土地区画整理事業については、平成26年11月14日に換地処分が行われ、翌日より、新住所へと移行した。</p> <p>②市内の市街地整備促進地区については、まちづくりの機運を高め、地区の課題とまちづくりの方向性を明確にし、必要な施策を講じる。</p>	21	<p>住みやすいまちづくりを推進する上で、市街地開発事業の具体化が重要になる。そのため、日頃より地域住民の意見を集約し、理解を得ることが大切である。</p> <p>今回、活動結果及び活動成果の指標は示されなかったが、今後は、市街地開発事業の進捗状況を市民に理解いただくためにも、「開発事業の具体化に向けて取り組み中の案件件数」などを指標化されるなど、工夫をされた。</p>	<p>市街地開発事業の進捗状況を市民に理解いただくため、「開発事業の具体化に向けて取り組み中の案件件数」として、「都市核の整備取り組み箇所」を活動指標とした。</p> <p>平成26年11月14日の換地処分に向け、UR都市機構と連携を図った。</p>
388	景観計画推進事業	都市整備部	都市計画課	H23	-	<p>〔目的〕 河川や田園等の自然環境と歴史的・文化的特性などと調和した、うるおいと魅力ある景観の形成を進める。</p> <p>〔手段〕 景観法に基づく景観計画及び条例により、景観法の活用した景観誘導を図る。</p>	高	高	高	高	高	<p>景観計画及び景観条例は平成24年度に策定した。今後は、景観計画に基づく施策を、効果的かつ有効に実施していく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①景観形成において先導的役割を担う公共施設の整備のあり方を整理し、効果的に推進するため、都市デザイン協議会で協議を行い、公共施設景観ガイドライン等の作成に向けた準備に取り組む。</p> <p>②平成30年度までに、市民、事業者の景観形成に関する意識づくりや市民が主体となった身近な景観まちづくりの推進など、景観計画のアクションプログラムに沿った施策の推進を図っていく。</p>	未実施	未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価						9. 総合評価				実施年度	総合評価	
							(1) 妥当性	(2) 有効性	(3) 効率性	(4) 貢献度			A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要		C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要			D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
389	公共交通(バス等)事業	都市整備部	都市計画課	H4	-	<p>〔目的〕 社会状況の変化により、交通環境に対するニーズが多様化している中、誰もが外出や活動しやすいバリアフリーのまちづくりを進めるため、市民の利便性、安全性の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 高齢社会の進展、社会情勢の変化に合わせた公共交通の役割を念頭に置きながら、バスの利便性、快適性、安全性の更なる向上に向けバス事業者へ働きかけを行うとともに、新規ノンステップバス車両導入等の交通手段のバリアフリー化を促進する。</p>	高	高	高	高	B	<p>ノンステップバスの導入補助については、今後も市内のノンステップバス導入率の向上のために、引き続き事業を継続していく必要がある。また、平成27年度に設置する越谷市地域公共交通協議会において、公共交通に関する市民からの要望等の情報共有を図るとともに、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行っていく。</p>	<p>検討・見直し</p>	<p>①高齢社会や人口減少社会が進展する中、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「道路運送法施行規則」に基づく越谷市地域公共交通協議会において、公共交通に関する市民からの要望等の情報共有を図るとともに、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行う。</p> <p>②平成27年度に策定する地域公共交通網形成計画に基づき、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成等を図っていく。</p>	27	B	<p>外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの</p>	<p>※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p>	
390	東越谷土地区画整理会社繰出金	都市整備部	市街地整備課	S61	H31	<p>〔目的〕 土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備と健全な市街地の形成を図るため。</p> <p>〔手段〕 一般会計より東越谷土地区画整理事業特別会計へ繰出しを行う。</p>	高	高	高	高	A	<p>繰出金を抑制し、歳入の確保と適正な事業を推進していく。</p>	<p>現状維持</p>	<p>①②繰出金の抑制に努めるとともに、歳入の確保と適正な事業の推進を図る。</p>		未実施	未実施		
391	七左第一土地区画整理会社繰出金	都市整備部	市街地整備課	H6	H30	<p>〔目的〕 土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備と健全な市街地の形成を図るため。</p> <p>〔手段〕 一般会計より七左第一土地区画整理事業特別会計へ繰出しを行う。</p>	高	高	高	高	A	<p>繰出金を抑制し、歳入の確保と適正な事業を推進していく。</p>	<p>現状維持</p>	<p>①②繰出金の抑制に努めるとともに、歳入の確保と適正な事業の推進を図る。</p>		未実施	未実施		
392	西大袋土地区画整理会社繰出金	都市整備部	市街地整備課	H8	-	<p>〔目的〕 土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備と健全な市街地の形成を図るため。</p> <p>〔手段〕 一般会計より西大袋土地区画整理事業特別会計へ繰出しを行う。</p>	高	高	高	高	A	<p>繰出金を抑制し、歳入の確保と適正な事業を推進していく。</p>	<p>現状維持</p>	<p>①②繰出金の抑制に努めるとともに、歳入の確保と適正な事業の推進を図る。</p>		未実施	未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価			9. 総合評価			実施年度	総合評価					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性							(4) 貢献度	① 平成28年度に向けた取組	② 中長期的な取組	
393	越谷駅東口市街地再開発事業	都市整備部	市街地整備課	H9	H32	〔目的〕 細分化された土地の整理や高度利用、道路や駅前広場などの整備を一体的に行う再開発事業を行い、新たな商業、業務機能等の集積を図り、中心市街地の賑わいの創出や活性化などを図る。 〔手段〕 都市再開発法に基づく市街地再開発事業を施行する団体に対し、事業推進を図ることを目的とし、越谷市市街地再開発事業補助金交付要綱により補助金を交付するとともに、公共施設整備費を負担する。また、事業についての必要な助言や監督を行い、事業の推進を図る。	高	高	高	高	A	再開発事業は平成24年度で終了	現状維持	再開発事業は平成24年度で終了したが、当該事業用地として土地開発公社が先行買収した土地の買戻しを行う。(平成32年度までを予定)	18	B	ベトナム化しつつある越谷市として、駅東口の市街地の再開発は大変魅力のある事業であるが、買い物は都心やロードサイドに流れる傾向があり、駅前の一等地周辺を魅力ある街区にしていきたいためには特段の集客要素が求められる。また若者が集まる特段の工夫が必要と思われるので、市の役割を最大限活用されての事業進展を期待する。	整理済	再開発事業の完了により整理済
394	東越谷土地区画整理事業	都市整備部	市街地整備課	S61	H31	〔目的〕 越谷駅前線が中央を通り、病院、警察署、裁判所等の公共施設も多い東越谷地区に、市の中核として賑わいのある街並みを形成する。 〔手段〕 土地区画整理の手法により、地域内の街路、上下水道、公園等の都市基盤整備及び宅地造成を実施する。	高	高	高	高	A	事業の終盤を迎え、事業完了に向けた準備段階となっている。業務内容も定量的なものではなく、懸案となっていた物件移転や、専門的な知識を要する換地計画準備等となっており、一概に実績やコストでは計れない内容となっている。いずれにしても早期の事業完了が望まれる。	現状維持	①②平成23年度に事業期間の延伸を行ったが、早期の事業完了を目指す。	18	B	すでに全事業費の8割を超えており、今後一般財源の負担を最小にする為、平成20年度以降早期の事業完了が求められる。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。	整理済	平成25年度、26年度ともに、事業完了にむけ、移転補償や工事、出来形確認測量を行った。
395	七左第一土地区画整理事業	都市整備部	市街地整備課	H6	H30	〔目的〕 駅に近い新たな地区拠点として魅力ある市街地(住宅地など)を形成する。 〔手段〕 土地区画整理の手法により、地域内の街路、上下水道、公園等の都市基盤整備及び宅地造成を実施する。	高	高	高	高	A	事業の終盤を迎え、事業完了に向けた準備段階となっている。業務内容も定量的なものではなく、懸案となっていた物件移転や、専門的な知識を要する換地計画準備等となっており、一概に実績やコストでは計れない内容となっている。いずれにしても早期の事業完了が望まれる。	現状維持	①②平成23年度に事業期間の延伸を行ったが、早期の事業完了を目指す。	未実施	未実施	未実施		
396	西大袋土地区画整理事業	都市整備部	市街地整備課	H8	H32	〔目的〕 西大袋地区に安全・安心で健全・快適な市街地を形成する。 〔手段〕 土地区画整理の手法により地域内の街路、上下水道、調整池等の都市基盤整備及び宅地造成を実施する。	高	高	高	高	A	国庫補助金の要求割れ等、事業の進捗に影響が出ているため、自主財源の確保等、事業の進捗を伸ばすことを図っていく必要がある。	現状維持	①②実施計画の見直しを行った。主要幹線道路の早期開通を目指して、移転補償や工事を積極的に行っていく。また、バス路線の拡充も図っていく。	16	B	長期にわたる事業のため、外部環境の変化に応じて当初計画の適宜見直しを進めていただきたい。	整理済	平成26年度は、工事、移転補償を進めるとともに、実施計画の見直しを行った。
397	越谷駅東口駐車場管理運営事業	都市整備部	市街地整備課	H24	-	〔目的〕 道路交通の円滑化、都市機能の増進、地域経済の振興、利用者の安全及び利便性の向上を図る。 〔手段〕 越谷市越谷駅東口駐車場の管理運営を効率的かつ効果的に行う。	低	高	低	高	B	これまでの実績を踏まえ、施設の効率的な管理運営と利用促進に努める。	検討・見直し	①利用料金制度の導入による効果を最大限生かすため、指定管理者との調整を行う。 ②利用状況を注視しながら更なる利用促進を図る。	26	C	道路交通の円滑化、地域経済の振興、利用者の安全性及び利便性向上を図るための事業である。越谷駅東口駐車場は、越谷市東口第一種市街地再開発事業施行の中で、越谷ソインシティ(再開発ビル)とともに設置されたものである。収容台数は409台(内二輪自動車等6台)で、年中無休、24時間供用となっている。駐車場の指定管理者は、再開発ビルの管理者と同じである。平成24年6月の開設当初は、市から指定管理者に委託料を支払い、駐車場の使用料収入は全て市に納入する委託料方式であったが、平成26年度から、指定管理者が駐車料金を収入として受け取り管理経費を負担し、越谷市は管理運営委託料を負担しない方法に変更したことは評価できる。 駐車場の出庫件数は平成24年度66,252件、25年度150,860件と前年対比で228%と増加し、使用料も増収となっているが、活動指標にある収益対費用率(経常収益÷経常費用×100)の平成25年度実績が70.06%であり、業務効率化による経常費用の削減と、更なる駐車場利用促進が必要である。 平成24年度および25年度ともに、管理委託料の支出に対して使用料収入が少ない大幅な赤字であったことは、当初の設定や試算についての検討が不十分であったと考える。管理委託料についても、その金額設定の根拠が不明確で、想定される駐車場の稼働率や利用件数に対して過大だったのではないかと。駅前の一等地にある商業施設内に設置された駐車場は、優良物件・資産であり、本来であれば、毎年1200万円を超える減価償却費を上回る収益を上げなければ、市が保有する資産の有効活用とは言えない。また、平成25年度の収支について、平成24年度実績から適切な財務運営に向けて、業務内容を見直し改善策が出せなかったのが疑問が残る。 独立採算の利用料金制に移行しても、市として従来以上に指定管理の業務としてのチェック機能を働かせ収支管理、運営についてよりよい方向を目指すことが重要である。 平成26年度以降の事務事業評価書および説明資料等には、市の収入となる駐車場収益納付金の計算方法や金額等を明記して、越谷駅東口駐車場の収支状況を市民にわかりやすく説明することが必要である。 駐車場の事故件数は「成果指標」としては適切ではない。駐車場稼働率や利回りなど、駐車場の管理・経営の改善に資する成果指標を定められたい。	整理済	平成24年度・25年度の決算で大幅な赤字が発生したことを踏まえ、平成26年度より利用料金制度を導入した。その結果、赤字のリスクを軽減するとともに駐車場利用台数の増加につながった。今後指定管理者と連携を図りながら駐車場の利用促進に努める。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価			9. 総合評価			総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効果性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
398	(仮)増林公園整備事業	都市整備部	公園緑地課	H15	H30	〔目的〕 日常的なレクリエーションやコミュニティの場である身近な公園として、さらに災害時の一時避難場所として緑の多い、憩いと健康増進の場として増林公園を整備する。 〔手段〕 計画的に公園の整備を行う。	高	高	高	高	A	財政状況が厳しく、多年にわたる整備期間となっており、早急な整備が望まれている。	検討・見直し	①平成27年度以降は、遅滞している計画を取り戻すため、予算の増大を図る必要がある。	24	市東部に位置する増林公園を整備する事業である。市民の日常的なレクリエーションやコミュニティの場である身近な公園を、緑の多い憩いと健康増進の場として、さらには災害時の一時避難場所として整備を行う。越谷市斎場建設に伴う周辺整備の一環として都市公園を整備する事業である。 平成16年度に実施設計が行われ、平成17年度より工事を着手し、斎場の調整池を兼ねた多目的広場、公衆トイレ及び水飲み場、駐車場、遊戯広場の整備が完了し、公園自体の工事の進捗としては、平成23年度末時点で約50%が完成している。公園はスポーツゾーン、子供の遊びゾーン、多目的ゾーン、駐車場ゾーン等に分かれており、これまで、ゾーンごとに整備を行い、竣工したゾーンから順次供用を開始して、速やかに市民が利用できるような配慮している。 増林地区では地元の要望に基づく整備工事がいくつも重なったことで、公園整備の予算の確保が困難となり、当初の計画より事業が遅れている。事業の長期化は、計画どおり終了していれば不要であるはずの後年度の人員費負担を発生させることから、更なるコスト意識を持って事業に取り組んでいただきたい。終期年度の平成28年度には必ず竣工するよう事業計画を精査し、財政担当課と予算確保の見直しについて認識を共有しておく必要がある。 また、平成15年度より始まった当事業は地元と協議を重ね事業計画を作成し計画に基づき順次進めてきたが、長い年月が経過していることから、地元の自治会等関係者のニーズを再度確認する必要がある。事業計画ありきで予算を拡充し事業の遅れを挽回しようとするのではなく、事業の遅れを所与のものとし、地域住民へのアンケート等により、既に完成した施設の利用状況や今後整備される施設のニーズ等を把握した上で、近隣公園利用者として想定する地元の自治会と十分協議の上、事業内容を見直された。 市では一時避難場所を指定していないが、東日本大震災を経て防災意識が高まる中、地元の自治会や公園周辺の住民を中心に、臨時応急的な避難に活用する役割を持つ場所であることを十分に周知していただきたい。	・事業については、コスト削減に取り組みながら、継続的かつ着実に事業を進めている。 ・公園整備を進めるに当たっては、地元地域で組織されている連絡会議等に報告及び調整を行っており、今後とも、調整等を十分に図りながら、整備を進めて行く。 ・本公園が、地元地域で防災面も含めて利活用されるよう、地元自治会等に工事及び完成のお知らせを行っている。	整理済	
399	ふれあい公園整備事業	都市整備部	公園緑地課	S60	-	〔目的〕 ふれあい公園は、都市公園の機能を補完し、未利用地の有効活用を図り、自治会のイベントやスポーツ・レクリエーション活動など市民の交流の場とする。 〔手段〕 地権者から公園用地を借地し、市で施設整備を行う。維持管理は地元自治会で行う。	高	高	高	高	A	地権者・地元自治会の一層の理解と協力により、ふれあい公園の箇所数を確保する必要がある。	検討・見直し	①厳しい財政状況の中では、新たな公園整備の進捗が中々進まないことから、現在のふれあい公園の箇所数を最低限でも維持していきたい。 ②土地所有者の都合で土地利用の返還が生じた場合、公園整備空白地域に存するふれあい公園については、将来の街区公園予定地として用地取得に努める。	18	市民と自治会の協力のもとに、無償で公園用地を取得し、維持管理する仕組みは評価できる。さらなる自治会の協力を得るために、自治会等への積極的な働きかけを行い、必要な用地取得のため協力要請を推進することを望む。	18	近年は契約者の相続人からの契約解除や、契約期間10年を経過した契約者から土地の返還を求められる事例が発生している。地域住民が頼り込んで利用してきた公園であることから、できる限り市が用地を取得する方向で対応してきたが、用地取得には多額の費用が必要であり、大変厳しい状況である。今後も地元自治会と十分に調整を図りふれあい公園の存続に努めていく。	整理済
400	綾瀬川緑道整備事業	都市整備部	公園緑地課	H7	-	〔目的〕 越谷市緑の基本計画に基づき、市民が散策・健康増進の場として利用できる緑道を整備する。 〔手段〕 綾瀬川緑道を整備する。	高	高	高	高	A	市民からの要望に対する対応とともに、なご一層緑道利用者の利便性・快適性を図る必要がある。	検討・見直し	①既設の緑道に照明灯を設置及び緑道整備の延伸するため、地域と調整を図り積極的に取り組んで行く。 ②水と緑のネットワークの早期構築を実現するため、本市の行政区間については、地元地域と河川管理者と調整を図りながら、計画的かつ継続的に整備を進めるとともに、他市区間は、継続的に協議調整を進め、緑道の連続性を確保できるように取り組む。	未実施		未実施		
401	記念樹等配布事業	都市整備部	公園緑地課	S48	-	〔目的〕 出産、婚姻のお祝いとして記念となる樹木を配付するものである。 〔手段〕 出産、婚姻手続き時に記念樹を市役所本庁舎、北部出張所、南部出張所で配付している。	高	高	高	高	A	市民の方々に苗木の配布事業が浸透しており、まちの緑化は進んでいるものと考えている。配布時間前には、配布待ちの方が並んでいる場合もある。苗木配布の広報については、広報こしがやの当月号や季刊版等でお知らせしている。また、苗木配布時のアンケートでは、リピーターの方も多いことがわかっており、アンケートでお聞きした希望樹種も参考にしながら配布する苗木の種類を決めている。	現状維持	①平成28年度においても苗木の配布時にアンケートを実施し、育成調査を継続するとともに、市民の方が希望する苗木の種類等の把握に努める。 ②緑の基本計画に基づき、緑化を推進するためには、今後も苗木の配布を継続し併せて緑化意識の向上を図る。	16	緑化推進の必要性は高いが、配布樹木の手渡し以外の方法も検討することで、正規職員の人員費削減の余地あり。苗木配布時アンケート等をもとに事業活動に連携した適切な成果指標を設定することが望ましい。	16	4月と10月の苗木の無料配布は必要最小限の職員数により配布作業を実施した。また、越谷市造園業協会にもご協力をいただき、緑の相談コーナーを設置し、苗木の育成のアドバイスをするなど、内容の充実にも努めている。	整理済

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
402	公園施設維持管理事業	都市整備部	公園緑地課	S56	-	〔目的〕 市民が公園や緑道などを安全、安心、快適に利用できるよう適切な維持管理に努めるものである。 〔手段〕 徒渉池の清掃・点検や砂場検査・清掃などの維持管理をはじめ、公園施設の計画的又は大規模な修繕を実施している。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、自治会やボランティア団体による公園の維持管理活動が進められているが、更なる普及を図るため、要綱のPR活動に努めていく。また、平成25年度から、公園の維持管理活動が6年を経過する団体を表彰しており、これを継続していく。 ②引き続き要綱の普及に努めていき、市広報紙に維持管理団体への参加の記事を掲載したり、協働フェスタ等に参加して維持管理団体の増加に努めていく。	23	公園施設の維持管理は市民が安心して快適に利用するために不可欠な事業である。子どもの遊具による事故等の防止の観点からも日頃の安全管理が欠かせず、定期的な点検を実施することが求められる。 平成16年度の外部評価において、「職員の人工見直しによるコスト削減を図ることが必要」と指摘されていたが、「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」を作成し、市内の自治会やその附属団体、ボランティア団体等に公園の維持管理の参加を促し、コスト削減に一定の効果上げたことは評価できる。しかし、依然として人件費が高いことから、公園及び公園施設の維持管理に参加しようとする公園維持管理団体(自治会、ボランティア団体)を増加させることで、職員人件費を削減し、効率的な管理に結び付けていただきたい。また、公園維持管理団体を増やすために、広報活動を積極的に実施し、市民への浸透を図っていただきたい。 また、コスト削減の面でも花田苑やキャンベルタウン野鳥の森のように指定管理者制度を導入することや、4億～5億の事業費のうち6割を占める造園業者への委託料を見直すなどの効率化を検討されたい。 委託先(財団法人 越谷市施設管理公社)への評価について、業務が適切に行われているか評価(モニタリング)することは重要であり、公園施設維持管理事業は事業費が非常に多いため、市が評価、指導することで監視機能を高めて、効率化とサービス向上を両立させる運営につなげることが求められている。また、評価結果(モニタリング結果)については透明性を確保するためにホームページで公表することを検討していただきたい。 公園の適正配置について、公園が必要な箇所に設置されているのか、地区によるアンバランスは存在しないか、住民のニーズを把握しているのか、再度見直しをされたい。 活動指標に実際に修繕した箇所を示す「修繕箇所数」を提案したい。 成果指標の「公園等委託率」(平成23年度目標)は平成22年度実績を下回った目標設定となっていることから目標値を上げることが必要であり、公園等委託率は成果指標として適切ではない。成果指標には自治会やボランティア団体による公園維持管理活動を行っている「公園維持管理団体数」を目標として設定することを提案したい。また、成果指標の「公園等1か所当たりの維持管理費(緑道含む)」は平成23年度目標値を下げることを求められる。 《参考》平成16年度外部評価: C	検討中	平成18年度から花田苑と野鳥の森の2公園について、指定管理者制度を導入した。また、平成19年度には「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」を制定し、公園や緑道の清掃や除草等をボランティア団体に協力をいただいております。平成27年4月現在で52団体に登録をいただいている。
403	公園施設改修事業	都市整備部	公園緑地課	-	-	〔目的〕 市民の日常的なレクリエーションやコミュニティの場である公園を、だれもが安全・安心で快適に利用でき、地域住民に愛されるよう整備する。 〔手段〕 公園施設のバリアフリーの推進を図るため、トイレ等の改修を進める。	高	高	高	高	A	検討・見直し	①改修箇所が多くあることから、予算を確保し、優先順位を設定しながら、引き続き施設の改修に取り組みで行く。 ②利用者の利便性・快適性・安全性等を高めるため、市民の利用頻度の高い公園等を考慮し、継続的かつ計画的な改修を進めていく。	21	利用する市民が安心・安全に公園体育施設を利用するための改修工事事業であり、当事業の有効性は認められる。平成20年度では、公園施設改修工事費用が約1.3千万円、体育施設改修工事費用が約1.5千万円の実績である。今後も、効率的に改修工事を進められることを希望する。 事業評価表については、事業目的に安心・安全を確保するための改修工事である等を明記いただきたい。	整理済	事業の効率化を図るため、平成23年度から大規模修繕等については公園施設維持管理事業に統合した。
404	住区基幹公園等整備事業	都市整備部	公園緑地課	-	-	〔目的〕 日常的なレクリエーションやコミュニティの場である身近な公園として、さらに災害時の一時避難場所として緑の多い、憩いと健康増進の場となる公園を整備する。 〔手段〕 計画的に公園の整備を行う。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①国庫補助金を有効に活用し、事業の進捗を図っていく。 ②公園空白区域等の用地買収や公園整備に取組んでいく。	18	<住区基幹公園等整備事業(用地買収)> 市民が安全で快適に生活できる街づくりのうえで、計画的な公園整備は必要な事業である。土地開発公社が公園用地として取得した23,166㎡(30億6400万円)の用地取得については、公社の健全化計画に従い、計画的に進めることを願う。また、公園空白地を把握し、優先順位を付け用地買収を進めていく必要がある。	整理済	越谷市土地開発公社の健全化計画に基づき、計画的に公園用地の買戻しを進めている。また、市内の公園空白地を把握し、公園の適正配置を進めるとともに、整備の優先順位等を検討しながら整備を進めている。
405	出羽公園整備事業	都市整備部	公園緑地課	S59	-	〔目的〕 スポーツ・レクリエーション活動の拠点役割を築くとともに、災害時の避難場所、市南西部の緑の核として、市民に安らぎと潤いを与える総合公園として整備する。 〔手段〕 未整備箇所の公園および外周道路の整備を行う。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①平成28年度以降は、遅滞している事業計画を取り戻すため、予算の増大を図る必要がある。 ②継続的かつ着実に事業の推進を図る。	未実施		未実施	
406	草花配布事業	都市整備部	公園緑地課	-	-	〔目的〕 公園や緑道などの花壇に草花を植え、利用者に安らぎと潤いのある空間を提供するものである。 〔手段〕 登録団体に草花等を配布している。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①緑化ボランティアによる草花の植え付けは、公共施設の緑化活動のほか、会員同士のコミュニティの場でもあることから、さらに活動が活発化していくことが考えられるため、今後は配布する草花の本数や植え付ける団体等を増やしていきたい。 ②上記の通り、植え付ける団体を増加させるため、継続的に市のホームページや広報紙などに募集の記事を掲載していく。	24	維持管理団体や自治会等の緑化ボランティアに種苗を配布し、公園や緑道内の空閑地に植栽して緑を育むことにより、緑化を推進する事業である。 市職員自ら市内各地の公園や緑道で直接植栽を行うことはコストがかかり非効率で、緑化ボランティアの手により植栽、維持管理等を実施していただく必要がある。また、植栽や維持管理等の取り組みは市民同士のコミュニティの場となっている。近年は緑化への関心が高まり、植栽や維持管理に参加する団体は、平成21年度の36団体から23年度には45団体にまで増加している。今後も参加団体は増加することが予想され、限られた予算の中でより多くの花苗を確保することが今後の課題である。 より多くの緑を市内各地に増やしていくためには、これまでのように育成された苗を植えるだけでなく、種から花苗を育てる市民ボランティアを多く育成することで、同じ費用でもより多くの草花を配布することができる。コスト意識を強く持ち、花苗の購入方法や費用を見直すことにより、少ないコストで草花の本数を増やしていくことが望まれる。 市ホームページでは、緑化ボランティアの活動の紹介やボランティア募集の案内が十分に掲載されていない。多くの方に参加していただくためには、市報やホームページ等の広報活動により、緑化ボランティアの存在、活動内容を周知していくことが重要であり、速やかに実施されたい。 より戦略的かつ効果・効率的な緑化の推進を可能とし、市民からの理解や協力を得られやすくなるために、草花配布・植栽状況がわかるマップを作成することも検討されたい。 事業費の大半を占める花苗の購入単価が近年固定化している。多くの花苗を配布できるよう購入方法の工夫を検討されたい。 花壇コンクールを行い、出来栄の良い花壇を表彰することで参加者の連帯感が高まり、より質の高い花壇づくりが進んでいる他の自治体の事例もあるので、参考にされたい。 改革改善の具体的な内容として「植え付ける団体等を増やしていきたい」とあることから、成果指標に「植え付けに参加する団体数」や「植え付けに参加した人数」を加えることを提案したい。	検討中	・農業技術センターのご協力により、当課で提供した種を苗まで育てていただき、緑道を維持管理している緑化ボランティア団体にその苗を提供し、コストの削減に努めた。 ・限られた予算の中で種苗の本数を増やしていくため、種苗の購入方法や見積りなどの取得方法などを調査検討していただく、種から苗を育てる緑化ボランティアを育成していきたい。



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							9. 総合評価						11. 改革改善案	12. 外部評価			
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	① 平成28年度に向けた取組
407	八条用水緑道整備事業	都市整備部	公園緑地課	H23	-	〔目的〕 越谷市緑の基本計画に基づき、市民が散策・健康増進の場として利用できる緑道を整備する。 〔手段〕 八条用水緑道を整備する。	高	高	高	高	A	関係機関との調整により新たに緑道整備が必要となった区間に優先的に整備し、緑道の連続性を確保する。 ② 今後は、引き続き水と緑のネットワークの早期構築を実現するため、関係機関との協議調整を図りながら、未整備区間の整備計画の検討に取り組む。	検討・見直し	① 関係機関との調整により新たに整備が必要となった区間に優先的に整備し、緑道の連続性を確保する。 ② 今後は、引き続き水と緑のネットワークの早期構築を実現するため、関係機関との協議調整を図りながら、未整備区間の整備計画の検討に取り組む。	未実施	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称	未実施
408	平方公園整備事業	都市整備部	公園緑地課	H11	-	〔目的〕 スポーツ・レクリエーション活動の拠点的役割を築くとともに、災害時の避難場所、市北部の緑の核として、市民に安らぎと潤いを与える総合公園として整備する。 〔手段〕 都市計画の決定、公園用地の買収、公園の整備を行う。	高	高	低	高	B	財政状況が厳しいため、今後、整備手法を検討し、コスト縮減に取り組む必要がある。	検討・見直し	① 引き続き用地取得に向け、測量、物件調査等に取り組むとともに、速やかな工事着手ができるよう、財源確保するため、関係機関との協議・調整を進める。 ② 関係機関との協議・調整を図り、計画的かつ継続的な財源確保を行いながら、事業に取り組む、早期完成を目指す。	未実施		未実施
409	平方公園用地取得事業	都市整備部	公園緑地課	H26	H28	〔目的〕 平方公園整備事業を進める。 〔手段〕 事業用地を取得する。	高	高	高	高	B	計画的かつ継続的に用地取得を進めるとともに、諸般の事情により用地取得ができなかった箇所については、引き続き取得に向け取り組む必要がある。	検討・見直し	① 平成28年度も引き続き用地取得を進める。 ② 早期に用地取得を完了させるとともに、関係機関と協議・調整を図りながら、工事着手に向け取り組む。	未実施		未実施
410	緑の基本計画策定事業	都市整備部	公園緑地課	-	-	〔目的〕 都市における緑地の保全及び緑化の推進等に関する取組を総合的かつ計画的に実施するため、「緑の基本計画」の改定をおこなうものである。 本市における緑の基本計画は平成11年3月に策定しており、目標年次を平成27年度に設定していることから、平成26年度から平成27年度の2箇年をかけて計画の改定をおこなうものである。 〔手段〕 業務委託により、緑の現況調査、現行計画の検証、基本方針の作成、施策の検討、計画素案・原案の作成を段階的に進めながら緑の基本計画を策定していく。	高	高	高	高	A	本市における緑のまちづくりを推進するためには、現在の緑をとりまく状況に対応し、緑地の保全及び緑化の推進等に関する取組を総合的かつ計画的に実施するたの「緑の基本計画」の改定が必要不可欠であり、今後策定スケジュール通りに策定業務を進めていくものである。	現状維持	① 平成28年度から、基本計画に示された施策の推進に取り組んでいく。 ② 適切な時期に、施策の進捗状況を確認し、成果向上のための検討等を行う。	未実施		未実施
411	画像情報システム事業	都市整備部	開発指導課	H10	-	〔目的〕 開発指導業務の窓口業務等にかかる申請・相談に迅速かつ正確に対応するため、過去の許可書類等をPCファイリングシステムの機器に蓄積し、その情報提供に関する事務の効率化を図る。 〔手段〕 開発行為等申請書の確認業務を行う画像情報装置の備上げ及び保守管理委託	高	高	高	高	A	都市計画法に基づく市街化調整区域での許可について、特に既存建築物の建て替え等への対応については、過去の許可等の経過が重要であるが、電子ファイリングシステムの活用により迅速かつ正確な対応を行うことができ、円滑な業務の推進が図られている。	現状維持	① 引き続きファイリングシステムの活用により、迅速かつ正確な窓口業務を行う。 ② 開発行為許可等の書類の蓄積を確実に進め、過去の情報を迅速かつ正確な対応を行うことができ、円滑な業務の推進を図っていく。	20日	画像情報システムには、都市計画法に基づく許可申請書、条例、建築基準法関連のデータが蓄積され、業務効率をあげているといえる。しかし、システムコストは努力次第で削減可能な面があるため、常に見積の妥当性、根拠を検証し、コストダウンに努めていただきたい。	電子ファイリングシステム契約更新時に見積もりの妥当性を考慮し、さらにコストダウンにつなげることを図っていく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価			9. 総合評価			総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A	B	C	D
																課題が少なく事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 ！各評価で認識した課題等！			
412	開発指導業務事業	都市整備部	開発指導課	H15	-	〔目的〕 越谷市まちの整備に関する条例の冊子及びパンフレットを作成し、市民や関係団体等に条例について広く周知することを目的とする。 〔手段〕 印刷を庁内印刷及び印刷業者に委託する。	高	高	高	高	A	「越谷市まちの整備に関する条例」を円滑に運用するための事業であります。条例施行から10年が経過し、市民や関係団体等による程度浸透してきましたが、さらに継続して啓発に努めていく必要がある。	現状維持	①「越谷市まちの整備に関する条例」施行から10年が経過し、市民等の一層の理解を得ているが、条例冊子及び条例解説の配布やホームページ等を利用して、より円滑な事業の推進を図っていく。 ②「越谷市まちの整備に関する条例」の運用により、良好な住環境を保つため、社会状況にあった規則等改正や技術基準等の見直しを図る。	17	A	越谷市まちの整備に関する条例の役割について、一般市民の方のご理解を得るための広報は継続して実施して頂きたい。また、引き続き条例の調整についての検討をお願いしたい。	「越谷市まちの整備に関する条例」については、条例冊子や条例解説冊子の配布・ホームページへの掲載や電話等の問い合わせにおいて、よりわかりやすい説明を引き続き継続している。	
413	開発審査会等運営事業(開発指導課分)	都市整備部	開発指導課	H15	-	〔目的〕 越谷市まちの整備に関する条例に基づく、まちの整備に関する審議会に関する事務及び審議会等への付議案件等の事務処理を行う。(平成17年度まで開発審査会、まちの整備に関する審査会、まちの整備に関する審議会の運営は、開発指導課で行っていた。) 〔手段〕 越谷市まちの整備に関する審議会を組織する。	高	高	高	高	A	審議会は、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき実施されるものであり、条例の適正な運用を図る必要がある。	現状維持	①「越谷市まちの整備に関する条例」の施行に関する事項について審議会の意見を聴き、適正な条例の運用を図る。 ②「越谷市まちの整備に関する条例」の適正な運用により、住みよいまちの整備を図っていく。	22	B	この事業は、まちの整備に関する条例に基づき、市長の諮問に基づいて同条例の重要事項を審査審議し、また、その適正な運用について公正で中立な立場から審議する審議会を運営する事業であり、市長の附属機関として必要性がある。しかし、近年は審議案件が少なく、この数年、年1回の開催に留まっている。人件費が削減されたことについては評価に値するが、年1回のみ開催の審議会に関する事務についての人件費ということでは、依然適正な額かという疑問が残るため、事務の内容を改善して効率化を進め、人件費適正化の努力をさせたい。事業費の予算については年4回を想定したのとなっており、近年の状況から見て必要な金額と言えない。	①「越谷市まちの整備に関する条例」の施行に関する事項について審議会の意見を聴き、適正な条例の運用を図る。 ②「越谷市まちの整備に関する条例」の適正な運用により、住みよいまちの整備を図っていく。	
414	開発行為等に係る事業	都市整備部	開発指導課	H15	-	〔目的〕 越谷市まちの整備に関する条例に基づき、開発地等に接する道路の後退要請を行い、市に道路用地として帰属した土地の所有者に対して分筆手数料負担金、物件等補償料及び道路後退協力金を交付することにより住民負担の軽減を図り、道路後退による道路拡幅を円滑に行い住環境の改善と都市整備を図る。 〔手段〕 開発行為等による道路後退に対して「越谷市まちの整備に関する条例」の協力金の交付等要綱による交付事業を行う。	高	高	高	高	A	「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき実施している事業である。道路後退用地の帰属に対する協力金の交付事務については、より一層適正進めていく必要がある。	現状維持	①継続して開発地等に接する道路の後退要請を行い、道路後退協力金等の交付により、道路拡幅事業を円滑に進めて行く。 ②道路復員6mの道路整備を進め、良好な住環境の整備を図っていく。	18	B	開発許可は市(特例市)の行政指導であり、正規職員14名(前年より1名減)で行っている。開発許可や建築許可の他に、事前協議件数が1000件程度ある。しかしながら、業務の全てを正規職員で行う必要は必ずしもないのではないか。入力業務のように、臨時職員が行うようなこともあり、業務分析をして人員配置を見直す必要がある。	「越谷市まちの整備に関する条例」に基づく道路後退協力金の交付申請書の受付業務等及び開発行為等申請書類の電子ファイリング入力業務を臨時職員で行っている。	
415	住まいの情報館施設管理事業	都市整備部	建築住宅課	H11	-	〔目的〕 新たな戸建て住宅や集合住宅の建設や建替え等において「災害に強く人にやさしい家作り」を進めるうえでの参考となるよう、耐震性・耐久性及び省エネルギーと高齢者等にやさしい住宅の情報を視覚的・体験的に提供を行う。 〔手段〕 社会福祉協議会への管理委託により、施設の有効活用と効果的な管理を行う。	低	高	高	低	C	住まいの情報館は、その一部を子育てサロンとすることでより利用率を高めているが、耐震・バリアフリーの知識を習得するという目的で利用する市民は少なく、また、展示室を変更しないうえに、抜本的な事業見直しが必要である。	検討・見直し	①事業の実施方法等の改善策について、具体的に検討を行う。 ②改善策に応じた新たな活用方策等を推進していく。	23	D	越谷市住まいの情報館は市民防災意識の高揚等を図る目的で設置され、耐震性・耐久性・環境共生(省エネルギー)に優れ、かつ高齢者等にやさしい住宅の情報提供を行う施設である。段差解消機、階段昇降機、天井走行リフトなどの福祉機器が設置されており、福祉機器の体験を通して家づくりの参考にすることができる。本事業は当該施設を適切に管理することを目的とする事業である。 本事業は、平成16年度の外部評価においてD判定(事業の休・廃止を含めた検討が必要)を受けたが、事業を廃止した場合の国からの補助金の返還負担等を考慮して、平成17年度以降も存続することが決定し現在に至っている。 しかし、災害に強い家づくりや高齢者にやさしい家づくりに関することは民間企業において類似の情報提供(住宅展示会や住宅メーカーが開催するイベントなど)がなされており、市が主体となって関与すべき事業とはいえない面がある。 今後は設備展示の老朽化が進行し、最新の備品等を揃えていくための費用や維持管理費用が必要となる。それにも関わらず、施設の今後のあり方に対するビジョン、計画も明確になっておらず、費用対効果の検証もなされていない。利用者へのアンケートもとっておらず、市民の満足度や必要性についての統計的な把握ができない。住まいの情報館が市民にとって本当に必要な施設なのか、調査検証し、施設の妥当性について、早急に分析する必要がある。また、国への補助金返還義務についても、正確な条件等を調査し、事業廃止した場合の市の財政負担や手続等を明らかにし、事業を存続させる場合の費用負担等と比較・検証する必要がある。 事務事業評価表における平成23年度当初予算の減価償却費がゼロとなっているが、施設の耐用年数は建設後22年であり、償却が終了していないことから、事務事業評価表への適正な記載を求めたい。 本事業の存続を前提とした場合も、施設の運営にあたり、委託先の社会福祉協議会との連携をとり、利用者からのニーズを把握する必要がある。また、施設利用度を見ても、開館日の3割は利用者がいない状況であることを示しており、稼働率の向上に向けて改善する必要がある。施設利用者を増加させるために啓発活動を積極的に実施するとともに、ホームページの充実を図る等、施設へ出掛けたいような仕掛けが必要である。 また、成果指標として、施設を利用したことにより、施設利用者がどれくらい満足したかを「施設利用者の満足度」の追加を検討していきたい。 利用者数については、平成16年度の外部評価当時に比べ、大幅に増加している。しかし、利用者増の主因は子育て支援課が子育て支援事業の一環として実施している「子育てサロン」の開催によるものであり、情報館の設置目的に合致しているものとは言い難い。また、耐震啓発を目的の一つとしているにもかかわらず、震災後の利用者が昨年同月と比べ、増加率も小さく、減少している月も見られるなど、適切な耐震啓発がなされているとはいえない。 以上の諸点を勘案し、本事業については早急に廃止・施設撤去を含めた検討をすべきと考える。 《参考》平成16年度外部評価：D	本事業は、市民が安全で快適な住宅環境を得るための情報提供を目的としている。首都圏で危惧されている大規模地震に対する市民の防災意識の高まりを勘案すれば、今日のニーズがなくならず、今後の目的と利用実態が異なっていることから、事業の方向性について慎重に精査のうえ、従来から行っている施設の余剰空間の有効活用の継続による施設の効用を高める取組みや事業の休廃止による他事業への転換など施設の効果的な活用について、更なる検討を進めたい。	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
						8. 個別評価						9. 総合評価				実施年度	総合評価	
						(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度			A	B		C			D
						7. 事業目的及び手段									事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 ↓ 各評価で認識した課題等 ↓			
416	借上型市営住宅運営事業	都市整備部	建築住宅課	H16	H37	高	高	高	高	B	民間活力を用いて公営住宅ストックを確保することのできる効率性の高い事業の1つである。だが、将来的には建物の経年劣化などによる維持管理費の上昇を見据え、管理代行受託者との情報共有や連携強化に努めたい。	検討・見直し	①引き続き管理代行制度を活用し、コスト縮減と提供サービスの水準確保の両立を図る。 ②平成38年度まで借上げ期間を設定し、中長期的なランニングコストを可能な限り抑えている。	19	B	現在直営で行っている住宅の運営管理については、外部委託を検討し経費の軽減を進めていただきたい。今回の借上型のケースの成果を分析・検証し、公営住宅制度のあり方を見極める努力をしてほしい。	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	借上型市営住宅の管理については、平成22年4月から管理代行制度を導入し、入居管理、財産管理及び計画・修繕等を埼玉県住宅供給公社へ委託している。今後、埼玉県住宅供給公社の専門的知識を活用しながら、市民サービスを更に向上できるように努める。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終期年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				実施年度	総合評価			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
417	住宅融資事業	都市整備部	建築住宅課	H16	-	〔目的〕 勤労者の住宅確保並びに高齢者の専用居室の増改築並びに低地にある浸水住宅の改良を図り、福祉の増進を図ることを目的とする。(3制度)高齢介護課・環境保全課・産業支援課において行っていた事業 〔手段〕 勤労者の住宅確保並びに高齢者の専用居室の増改築並びに低地にある浸水住宅の改良資金等の融資を行う。	低	高	低	低	C	検討・見直し	①ここ数年、利用者が減傾向にあることが確認されており、新規融資停止を含め、今後の事業方針を具体的に検討していく。 ②昨今の社会経済情勢と民間活力の活用という観点から、既に市が関与すべき事業としては一定の役割を果たしたものである。よって、新規融資については停止し、現在の利用者を経過的に措置しながら、将来的な事業のあり方を探っていく。	25	D	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称	勤労者住宅資金利子補給金については、現在50名利用しており、新規融資の停止等を図りながら、事業の見直しを進める。
418	市営住宅施設管理事業	都市整備部	建築住宅課	S39	-	〔目的〕 市営住宅の水質検査、保険加入、各種保安機器等の保守点検を行い、入居者の安全と住環境の向上 〔手段〕 各種業務委託、検査の実施、保険加入	高	高	高	高	B	検討・見直し	①公営住宅の供給は、法律に基づく事務事業である。施設については長寿命化計画による修繕等の実施を行い、入居者の安全・安心な住環境を確保する。 ②複数の老朽化施設は、計画修繕のほか、施設利用の有効活用の方策を具体的に検討していく。	18	B	市内の公営住宅は、市営197戸・県営644戸の合計 841戸あり、世帯数の0.7%となり、一定程度のセーフティネットを維持しているといえる。「越谷市市営住宅ストック総合活用計画」(平成15年)に基づき、既存の土地・建物の有効活用を図っており、団地毎の維持修繕・更新計画が作成されている。しかし、見直しは平成20年となっており、必要な金額の試算と財政的な裏付けの検討を前倒しで実施することが望まれる。また、住宅管理業務の県住宅供給公社への管理代行を協議中であるが、トータルコストの削減にむけた取組を進めていく必要がある。	市営住宅の管理業務については、平成22年4月から管理代行制度を導入し、入居管理、財産管理、駐車場管理、計画・修繕等を埼玉県住宅供給公社に委託している。今後は、埼玉県住宅供給公社の専門的知識を活用しながら、市民サービスの向上とともに、更なるコストダウンに努めていく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度					
419	屋外広告物対策事業	都市整備部	建築住宅課	H11	-	<p>〔目的〕 道路及び公共用地の不法占用広告物の撤去活動を行うことにより、美観(街並みなどの人工的美しさ)と風致(自然のもつ美しさ)の維持や公衆に対する危害の防止を目的とする。</p> <p>〔手段〕 市と屋外広告物対策協議会との共同による撤去活動、及び違反広告物簡易除却推進員への委嘱による撤去活動</p>	高	高	高	高	B	<p>景観に配慮したまちづくりの推進するため、違反広告物に対する法令遵守のさらなる啓発と、ボランティアの活動の増加の促進が必要である。</p>	<p>①違反広告物を掲出させないことが一番である。よって、広報活動を行い、事業者への協力を願う。</p> <p>②越谷市屋外広告物対策協議会を活用するとともに、ボランティアによる活動を促進し、地域住民の参加意識を高め、撤去のための巡回回数増加を図っていく。</p>	<p>24</p> <p>【越谷市屋外広告物対策協議会交付金】 (内部評価:継続)(外部評価:廃止) 屋外広告物の適正化を行い、公共空間の安全性と都市空間の美観保持を追求し、快適なまちづくりに寄与することを目的としている。撤去される違反広告物の件数が年々減少していることから屋外広告物対策協議会の活動に一定の効果が見受けられるが、平成17年度以降交付金額は同額で推移していることは、違法広告物の減少や撤去実績を考慮すると疑問である。</p> <p>これらの状況を見直すため、今後、担当課としても交付金を廃止して業務委託への変更を予定していることが、ヒアリングにおいて確認できた。</p> <p>そこで、業務委託化にあたっては、競争入札の導入により、適正な委託費により業務執行できるようにされたい。</p> <p>さらに除却推進員等のボランティア活動を補完するように委託業務の回数や対象地域を設定することで、一段のコスト削減を追求されたい。</p> <p>《参考》平成17年度外部評価:B</p>	<p>公共空間の安全性と都市景観の美観保全のため、道路や電柱等に無許可で掲示されている立て看板、はり紙等を撤去する事業である。市と屋外広告物対策協議会が共同で、あるいは、違反広告物簡易除却推進員へ委嘱して撤去活動を行っている。きれいで住みよい景観を守り育てる上で必要な事業である。</p> <p>市内における違反広告物簡易除却件数は年々減少しており、撤去活動に一定の効果がみられ、この点は評価できる。撤去に必要な道具一式を郵送することで人件費の抑制を実現するといった努力も認められるが、違法広告物が減少している現状を考慮すると、撤去の実施方法や回数を調整することで、更なるコスト削減も可能である。</p> <p>平成17年度の外部評価では「今後、さらにボランティアによる活動を促進し、撤去のための巡回回数増加させる」よう指摘されているが、年々対策協議会、除却推進員の作業人員、巡回回数は減少傾向にあり、ボランティア等による活動が促進されている状況とはいえない。</p> <p>市内は広域にわたることから、対策協議会と除却推進員双方が効率的に活動できるよう、市は双方にそれぞれの活動について情報を提供し、情報の共有化を図ること、それぞれが巡回地域と回数を計画的に決めて活動できるよう調整されたい。</p> <p>現在、越谷市屋外広告物対策協議会では、市より交付金を受けて撤去活動を行っている。しかし、協議会への交付金が、平成17年度から23年度まで260万円まで変わっていないのは、違法広告物の減少や撤去実績等を考慮すると不自然である。今後予定されている撤去作業の委託業務化に伴い、協議会への交付金を廃止するとともに、廃止されるまでの交付金額についても作業実績に合わせた減額が望ましい。</p> <p>また、除却推進員等のボランティア活動を補完する形で業務委託の回数や対象地域を設定することで、コスト削減を図っていただきたい。委託する業務量を減らし、コストを抑えるためには、除却推進員等ボランティアの増員が求められる。まずは、ボランティアの活動を周知し、賛同者を募っていく必要がある。</p> <p>昨年度に引き続き内部評価において「広報活動を行い事業者への協力を願う」とあるにもかかわらず、市ホームページでは、屋外広告物対策事業の取り組みについて十分な紹介が行われていない。事業者や市民への周知を図るため、対策協議会や除却推進員等の取り組みを紹介したり、事業の根拠となる埼玉県屋外広告物条例や制度の概要を説明している埼玉県ホームページの該当ページへのリンクをホームページに掲載する等の対応をお願いしたい。</p> <p>成果指標に「年間撤去回数/目標撤去回数」とあるが、撤去回数は事業の活動に該当することから、「撤去回数」を活動指標に変更されたい。また、活動指標の「年間撤去広告物の数」は、撤去活動を重ね活動が浸透することにより違反広告物が減少することから、成果指標に変更されたい。</p>
420	住宅耐震改修促進事業	都市整備部	建築住宅課	H18	H28	<p>〔目的〕 地震発生による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の視点を基本に置き、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進する。</p> <p>〔手段〕 ・住宅等の無料簡易耐震診断を実施する。(危険性がある建築物の所有者には、さらに一般診断(有料)や耐震改修を勧める。)</p> <p>・所定の基準に該当する木造住宅の耐震診断や耐震改修工事に係る費用の一部を補助する。</p> <p>・所定の基準に該当する共同住宅(分譲マンション)の耐震診断に係る費用の一部を補助する。</p> <p>・耐震改修等に関する出張講座を実施する。</p>	高	低	高	高	B	<p>簡易耐震診断と耐震関連補助制度の更なる市民への周知と簡易耐震診断利用者による補助制度の活用促進</p>	<p>①より多くの市民が市の各種耐震施策の内容を知ることができるよう、様々な場所や方法での事業周知を推進する。さらに、補助増額(一般耐震改修25万円)により、制度へのインセンティブを高める。</p> <p>②越谷市建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に住宅の耐震化率の向上に努める。</p>	<p>26</p> <p>地震発生における住宅や建築物の倒壊被害を最小限に抑え、被害を減少させる「減災」の視点を基本とする事業である。事業の補助対象は、大きく分けて木造住宅対象と分譲マンション対象の2種類がある。それぞれ耐震診断実施、耐震改修実施に係る費用の助成が行われている。この他に「耐震シェルター」「防災ベッド」設置費用の助成がある。補助内容については、木造住宅では「簡易耐震診断」は無料、「耐震診断」は診断費用の3分の2に相当する額で上限5万円、「耐震改修」は耐震改修に要した費用の23%に相当する額で上限20万円、分譲マンションでは、「耐震予備診断」は診断に要した費用の3分の2に相当する額で上限10万円、「耐震本診断」は診断に要した費用の3分の2に相当する額と住戸数に5万円を乗じて得た額のいずれか少ない額で上限90万円、「耐震改修」は、マンション1棟につき耐震改修に要した費用の23%に相当する額で住戸数に20万円を乗じた額で上限、「耐震シェルター」及び防災ベッドの設置」では、設置に要した費用の23%に相当する額で上限20万円となっている。</p> <p>活動指標の「無料簡易耐震診断の実施件数」は木造住宅で、平成24年度79件、平成25年度は40件と減少している。住宅の安全性について、耐震診断をおして判断してもらうことが第一であり、まずは耐震診断の実施率が上がるよう一層の啓発活動に努められた。昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた古い家が分布するマップを基に、集中地区について重点的にPRする取り組みは評価され、今後も継続して耐震化率の向上に努められた。特に耐震改修が遅れているマンションについては、耐震予備診断の費用無償化(全部補助)などの措置も検討された。</p> <p>近年の実績を踏まえると、平成27年度末までに成果指標である耐震化率の目標90%を達成するのは困難であり、予算の制約もある中で、抜本的な対策変更も難しい。耐震化率の目標達成ができない場合でも、事業の終期までに、最低限の現状把握を完了させることも検討された。特に耐震改修が遅れているマンションについては、耐震予備診断の費用無償化(全部補助)などの措置も検討された。</p> <p>今後、国が実施する平成25年住宅・土地統計調査の結果を踏まえて、全国における耐震化の進捗が明らかになり、耐震化率90%を達成する地域や自治体のノウハウを共有することも可能になる。県内の近隣市に限らず、全国の先進自治体を含めた情報共有・連携に努められた。</p> <p>全体として、PR活動促進により本事業の内容がより多くの市民に届き、耐震化率が高まることを期待したい。</p> <p>《参考》平成19年度外部評価: B</p>	<p>外部評価における指摘は、下記の例のような取組手法を用いて改善を図る。</p> <p>簡易耐震診断の実施率を高めるためには、例えば昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の分布状況を踏まえたポスティングなど、より丁寧な周知を図るよう努める。</p> <p>また、耐震診断及び耐震改修補助事業の実施率を高めるためには、過去の簡易耐震診断制度の利用者を対象に補助制度に関する再周知を行うことにより対応する。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部署名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等					
						9. 総合評価						実施年度	総合評価						
						8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度				
421	建築指導業務事業	都市整備部	建築住宅課	S59	-	〔目的〕 建築物の確認申請等により、審査、検査、指導等を行い、法令違反を防止する。また、特殊建築物及び昇降機等の所有者等に対し、定期的に維持管理状態を特定行政庁に報告させることにより、適正な維持管理を図り、人命及び財産の保護を図ることを目的とする。 〔手段〕 建築物の定期報告について(一財)埼玉県建築安全協会及び、構造計算適合性判定について判定機関に各業務委託をしている。また、良質な住宅を長年にわたって良好な状態で使用されることを普及等させるため、長期優良住宅及び低炭素建築物の認定業務を行う。	高	高	高	高	B	法令遵守の低下、認識不足	検討・見直し	①現場パトロールでの現地指導や、建築物等所有者及び管理者に対する事前の情報提供と合わせた指導の強化を図る。 ②違反建築物の建築主や定期報告対象建築物の所有者及び管理者の法令を遵守する意識の高揚による成果向上を図る。	20	B	建築確認については、大きな問題はないと考える。 定期報告対象建築物については、昇降機に関する報告率と、その他施設に関する報告率を個別に捉え、実態を把握したうえで報告率向上のための対策を検討する必要がある。	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	・定期報告受付機関から未報告建築物の所有者等へ提出を促す指示通知の送付、またホームページやチラシ等で定期報告の必要性・重要性の周知等を引き続き行っていくことで報告率の向上を図る。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							9. 総合評価						11. 改革改善案	12. 外部評価					
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	総合評価	実施年度	
422	市立病院繰出金	庶務部	庶務課	S47	-	〔目的〕 地域住民に対して良質な医療の提供と病院経営の健全化を図る。 〔手段〕 民間病院では経営困難な救急・高度・特殊医療に要する経費及び施設・設備等の建設改良費に対し、法に基づき他会計から繰り入れる。	高	高	高	高	B	①平成26年度は5年ぶりの赤字決算の見込みである。今後更なる経営改善で累積欠損金の削減が必要 ②医療連携と救急患者受入体制の強化	検討・見直し	①②地域医療構想を見据えた、平成28年度から平成30年度が期間の「第4期中期経営計画」の策定	18	B	病院の経営状況を救済するような印象を受ける一般会計からの繰出ではなく、繰出金のルール化を早急に協議し、市立病院財政・経営の健全化に一層努めてほしい。経営健全化委員会が設置されているとのことであるが、職員のアイディアや他病院の成功事例を参考に、支出削減策、収入の増収策を検討し、独立採算経営を目指し積極的に取り組まれるよう期待する。	整理済	負担区分の見直しを実施
423	照査管理事業	出納課	出納課	S33	-	〔目的〕 市が各種事業を実施する中で、公金の支出及び収入が法令・予算に適合していることを確認する。また、安全確実な公金の保管を徹底する。 〔手段〕 適正な伝票の審査及び管理を行う。また、公金は、指定金融機関等に預金するなど、最も確実かつ有利な方法によって保管する。	高	高	高	高	A	本事業においては、全ての予算執行に伴う支出命令書等の審査を行っている。職員研修や合理的な事務分担を実施し、職員の資質の向上を図ることににより、照査事務の精度向上を図る。	現状維持	①支出命令書等の審査照合において、一層の精度向上に努めている。 ②公金の安全確実な運用方法を検討すべく、職員の専門性の向上を目指す。	17	B	照査管理事業は、内部統制の視点からも重要な業務である。今後の課題としては、職員数が5名なので、人事異動を考慮した研修プログラム(OJT含む)の開発、業務処理マニュアルの整備、出納課として危機対応マニュアルの作成(地震、銀行破たん等)等に取り組むことが望ましい。	整理済	平成26年度に「財務会計の手引き」の見直しを行い、支出伝票等の作成や審査が円滑に遂行されるよう努めている。 また、公金の運用については、運用先金融機関の拡大を、見積もり合わせを行うなど安全確実かつ有利な運用に取り組んでいる。
424	出納管理事業	出納課	出納課	S33	-	〔目的〕 歳計現金(歳入歳出に属する現金)及び歳計外現金(市が保管する現金)の収納並びに支払に係る出納事務を正確に執行し、収支日計・月計の記録及び決算書等の調製を行う。 〔手段〕 財務会計システムの活用及び収納データ作成業者への委託並びに支払事務パソコンサービス(エレクトリックバンキング)の活用などにより、収納及び支払事務の効率化を図る。	高	高	高	高	A	収納消込の業務委託、支払事務のパソコンサービスや公共料金の口座振替システムの活用等により、行政コスト抑制や正確性を図っている。	現状維持	①出納事務全般について、正確性を維持しつつ効率化を図りながら日々の業務に取り組む。 ②収納及び支払事務全般について、電算化されている。特に収納事務については業務委託しており、効率化が図れている。中長期的には、電子納付システム等の検討を行い、更なる効率化を目指す。	18	B	基幹業務である。出納係7名の正規職員で担当されている。財務会計システムのさらなる活用、公共料金等の支払方法の改善に取組まれ、一層の業務改善を進められることを望む。	整理済	平成20年度から公共料金口座振替システムの導入により、支出命令書の削減が図れ、所管課の支出伝票や出納課の審査事務等が軽減された。
425	議会広報活動事業	議会事務局	議事課	S42	-	〔目的〕 市民に市議会の活動状況を周知し、議会に対する理解と認識を深めてもらうことを目的とする。 〔手段〕 ホームページによる情報提供 議会中継による情報提供 議会報による情報提供	高	高	高	高	B	市民の方々に議会への関心を高めていただけるよう、議会活動の周知に努める。そのための方策として、引続き議会中継の実施についての周知や議会報の充実を図ることが必要と考える。	検討・見直し	①費用対効果を含めた議会報の全面カラー化の検討やレイアウト変更等を含めた紙面構成の検討を行い、市議会からのお知らせページを充実させるなど、市民の方々に関心を持って読んでいただき、さらに親しまれる紙面となるよう取り組んでいく。 ②市議会の活動を広く周知するため、ホームページや議会中継、議会報のさらなる充実を目指して広報活動に努める。	17	B	越谷市議会だよりに加え、ホームページや議会中継による情報提供により、市議会の状況を広く伝えることは、大変重要な業務である。ただし、ホームページ等による市民への伝達力は非常に脆弱であると言わざるを得ない。平成16年度のアクセス率実績4.54%の向上改善を早急に行い、アクセス単位当たりコストの低減が急務である。	整理済	外部評価で指摘されたアクセス率の向上を図るため、議会中継について周知する啓発記事を定期的に掲載するなどして、引続きさらなる改善に努めている。
426	教育委員会運営事業	教育総務部	教育総務課	S29	-	〔目的〕 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校その他の教育機関及び社会教育その他教育、学術・文化に関する事務を管理、執行するため、教育委員会の円滑な運営を推進する。 〔手段〕 教育委員会としての説明責任を果たし、市民の教育行政に対する理解と協力を得るため、原則公開で教育委員会会議を開催するとともに、教育行政推進において必要な交際費や各教育委員会連合会負担金を支出する。	高	高	高	高	B	今後も教育行政の中立性及び安定性を確保するとともに、本市の実情に即した教育行政の推進のため、教育委員会を円滑に運営する必要がある。	検討・見直し	①より開かれた教育委員会を目指し、教育委員による学校訪問等を積極的に行うことで、地域や児童生徒の声を教育行政に反映させる機会を増やしていく。また、委員会会議の会議録については、平成25年度からホームページ上にて公開することを開始し、透明性の向上に努めており、今度も継続する予定である。 ②常に教育行政の中立性及び安定性を確保し、国の方針はもとより、社会の動向や本市の実情を踏まえつつ、効果的な教育行政を推進するため、教育委員会の活性化を図っていく。	未実施		未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である
427	表彰事業	教育総務部	教育総務課	S29	-	<p>〔目的〕 ①教育の振興に寄与し、特に功績が顕著であるもの、②越谷市立小中学校の児童生徒で、他の模範となるもの、③越谷市立小中学校に勤務する教職員で、他の模範となるもの、④その他特に表彰に値すると認められるものに対し表彰を行うことにより、本市の教育、学術及び文化の振興発展を図る。</p> <p>〔手段〕 関係団体等に候補者の推薦(年1回)を依頼し、教育委員会会議において、候補者の中から被表彰者を決定する。</p>	高	高	高	高	B	<p>候補者の選定・審査等に十分な期間を設けることで、事務処理を適正に実施できるよう、開催時期を6月から10月に変更した結果、出席率が向上しているが、目標の90%には届いていないため、更なる工夫が必要である。</p>	<p>①被表彰者決定後、式典の内容が具体的に伝わるような案内状を送付するなど、表彰制度及び式典への被表彰者の理解を深めることで出席率の向上を目指す。</p> <p>②団体等の被表彰者及び教職員の被表彰者双方が参加しやすいよう、表彰式典の曜日や時間帯の検討を行う。</p>	18	<p>教育関係者の意識高揚のために必要な事業である。一方で、昭和29年より継続している事業でもあり、近年の被表彰者の意識の変化を考慮し、表彰制度の在り方を再検討する必要がある。秘書課が検討している越谷市全体の表彰制度の見直しと併せて再検討を進めることを望む。</p>	<p>外部評価で指摘された、被表彰者の意識の変化を考慮した表彰制度の再検討については、平成23年10月に、下記の通り表彰規程を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校6箇年皆勤賞に加え、中学校3箇年皆勤賞を新設した。</li> <li>・優秀児童(生徒)表彰を新設した。</li> <li>・永年勤続者表彰に加え、他の模範となる実績又は行為のあつた優秀教職員表彰を新設した。</li> <li>・特別功労者表彰の資格を15年以上から12年以上に引き下げた。</li> </ul>
428	入学準備金貸付事業	教育総務部	教育総務課	S42	-	<p>〔目的〕 高校、大学、専修学校(高等課程、専門課程)等に入学を希望する生徒で、入学資金の調達に困難な方に対し、等しく教育を受ける機会を与えるため、入学準備金を貸し付ける。</p> <p>〔手段〕 生徒一人につき次の額を限度として貸し付ける。 高等学校・専修学校(高等課程)・高等専門学校等50万円以内、専修学校(専門課程)・短期大学・大学等80万円以内</p>	高	高	高	高	B	<p>・学校と連携して、この制度を真に必要な人へ、継続して周知徹底を図る必要がある。</p> <p>・連帯保証人への催告を強化、収納債権回収係との連携を一層進め、個々の案件ごとに最適な対応を図り、未収金の減少に努める。</p> <p>②貸付方式や利子補給制度への転換なども視野に入れて、制度のあり方について検討する。</p>	<p>①(平成26年度から)新入学準備金システムの本格稼働に伴い、未収金についての様々なデータの抽出・分析・加工が容易となり、督促・催告事務を簡素化することで人員費の減少に取り組む。また、連帯保証人への催告の強化、収納債権回収係との連携を一層進め、個々の案件ごとに最適な対応を図り、未収金の減少に努める。</p> <p>②貸付方式や利子補給制度への転換なども視野に入れて、制度のあり方について検討する。</p>	23	<p>入学準備金の貸付は、入学資金の調達が困難な保護者に対して貸付を行う事業であるとともに、進学を希望する生徒に対して、平等に教育を受ける機会を与えるため、事業の意義は大きい。</p> <p>経済的理由で入学資金の調達が困難な方へ貸付を行う事業であり、回収に時間を要することは理解できるが、滞納金を安定的に回収できるように、文書、電話以外にも家庭訪問を実施して滞納整理業務の改善に努める必要がある。さらに、貸付金の償還方法として、5年以内年賦又は半年賦となっているが、中期的には利用者の声を反映させるなどして償還方法の多様化を検討していただきたい。</p> <p>また、収納率を向上させるために2回の督促でも応じない世帯については、市民税務部収納債権回収係と連携して収納率の向上に努められたい。</p> <p>平成22年度に連帯保証人への督促を強化した結果、滞納繰越金の回収が1,000万円増加したことは評価できる。今後も継続して連帯保証人への督促をしていただきたい。</p> <p>入学準備金の調達が困難で、本事業による貸付を必要としている多くの市民に利用してもらうためにホームページや広報だけでなく、市内中学3年生の全保護者へリーフレット配付及び市内高等学校へ制度の周知などを行っているが、引き続き、学校との連絡調整を密にして貸付事業の周知を図られたい。</p> <p>人員費については債権回収を強化したため、平成21年度決算に比べ、平成22年度決算は増加しているが、臨時、非常勤職員等の活用により、コスト削減を図る余地もある。</p> <p>活動指標として、総額でいくらか貸し付けることが出来たかを示すために「貸付金額」の追加を検討されたい。また、成果指標には、入学準備金の償還率の向上を図るために「償還率」の追加を提案したい。本事業は、貸付と償還の双方とも重要な業務であるため、活動指標、成果指標には、貸付、償還の双方の活動、成果を示す指標を検討されたい。</p> <p>《参考》平成19年度外部評価：B</p>	<p>・連帯保証人への催告を継続して実施した。</p> <p>・文書催告以外に、臨宅催告を実施した。</p> <p>・特別な事情により期限迄に納付困難な方には、分割納付の措置を行った。</p> <p>・市内中学3年生の全保護者へ案内書を配布し、学校と連携の上、制度の周知に努めた。</p> <p>・悪質な滞納者へは、収納債権回収係と合同臨宅催告を実施した。</p> <p>・徴収事務を強化した結果、収納率が前年度を上回り、平成22年度から5年連続して未収金が減少する見込みである。</p> <p>・貸付、償還の双方の活動、成果を示す指標を追加した。</p>
429	定時制教育等振興会負担金事業	教育総務部	教育総務課	-	-	<p>〔目的〕 県定通教育振興会及び草加高校他1校の定時制教育振興会が円滑に運営されることにより、県高等学校定時制教育及び通信制教育の普及・振興を図る。勤労青少年に、勤労と修学に対する正しい信念を確立させることにより、教育水準と生産能力の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 定時制教育及び通信制教育の振興に資するため、各振興会に対し負担金を支出する。</p>	高	高	高	高	A	<p>本市は、負担金が適正かつ効果的に活用されるよう、負担金の使途に疑義のある振興会に対してヒアリングや訪問を行ってきたが、それが成果を得、負担金の必要性がなくなったと判断した振興会の負担金辞退。また、振興会の設置目的が達成されたと判断した振興会の解散につながった。平成27年度以降、定時制教育等振興会負担金の支出は、県定通振興会市町村負担金に一本化、整理される見込みである。</p>	<p>①②勤労青少年や不登校者、全日制中途退学者等の多様な生徒が学ぶ場の確保と定時制教育及び通信制教育等の普及・振興に資するため、県定通振興会に負担金を支出する。なお、草加高校定時制教育振興・後援会分担当について平成27年度分を予算計上しているが、草加高校定時制教育振興会(平成27年度末をもって閉会予定)から辞退の申し出があり、平成27年度以降は、県定通振興会市町村負担金のみ支出となる予定である。</p>	22	<p>県定通教育振興会及び越ヶ谷高校他3校の定時制教育振興会が円滑に運営されることにより、定時制及び通信制教育の普及・振興を図る。その手段として、各振興会に負担金を支出する。</p> <p>勤労青少年や不登校者、全日制中途退学者等に生涯学習の場を提供すること、勤労と修学に対する意識を確立することは社会的にも意義があり、意義は大きい。</p> <p>市から支出する負担金などのような活動に使用されているのか把握に努める必要がある。そのために、各振興会の運営状況、財務状況をしっかりと把握しておくことが求められる。</p> <p>事業開始年度不明であるが、相当長期にわたって継続されてきた事業である。本事業は、高校により負担金の有無に違いがあるなどの問題があり、また負担金の金額や使途を考えると支出した効果がどれほどあるかは疑問である。現代の後期中等教育制度全体の中の定時制高校の位置づけを踏まえて、大局的な見地から今の時代に適合するように制度のあり方を抜本的に見直されたい。</p> <p>成果指標については、「越谷市在住生徒数」では、市民の目から見れば理解が難しく、適切では無いと思われる。例えば、「勤労者や不登校、中途退学した者のうち、何人が定時制及び通信制教育の場で学ぶことができたか」というような、成果を市民にわかりやすくアピールすることができる指標の方がより適切と思われる。</p>	<p>定時制及び通信制教育の普及振興や教育施設・設備の充実等に資するために負担金を支出していることから、振興会の総会資料及び決算資料などにより活動内容や負担金の使途の把握に努めた。また、成果指標については、より市民にわかりやすい指標の設定をした。</p>
430	幼稚園就園奨励費補助事業	教育総務部	教育総務課	S47	-	<p>〔目的〕 幼児期における集団生活を通して、社会性を身につけるため、幼稚園への就園を奨励するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>〔手段〕 私立幼稚園が入園料、保育料を減した場合にはその相当額を補助する。</p>	高	高	高	高	B	<p>電算システムの導入により事務の効率化について改善を図っているが、一元的な処理工程により審査内容に遺漏、錯誤等を生じる恐れがあることから、事務作業の流れを点検し、さらなる適正化に努める必要がある。</p>	<p>①現在稼働している幼稚園補助金システムが事務処理の基盤となっているが、国の補助基準に見直しがあったことから、平成27年度前半にシステム改修を実施し、補助金額の算定、申請者情報の管理等について効率化、適正化を図っていく。</p> <p>②国の補助基準の改正等が毎年年度あることから、本市補助基準等の改正やシステム改修等において、スムーズに対応するためのマニュアルや業務フローの構築に努める。</p>	18	<p>国の補助金制度に従い実施している事業である。少子化対策の意味もあり、事業の必要はある。対象園児数の6400人、市内26園、市外40園の事務処理を効率的に実施することが課題である。学校業務全体のシステム化を検討する教育委員会総合システム検討会での検討結果をふまえ、市の全体最重視点による業務の効率化を検討して頂きたい。</p>	<p>外部評価で指摘された事務処理の効率的な実施については、平成24年度から稼動開始した幼稚園補助金システムにより、事務処理のさらなる効率化・適正化を図っている。</p>



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
						8. 個別評価						9. 総合評価				実施年度	総合評価	
						(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度			A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要		C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要			D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
431	幼稚園振興事業	教育総務部	教育総務課	H1	-	高	高	高	高	B	検討・見直し	①教職員研究事業費補助金について、研修内容をより詳細に把握することで、補助金が適正かつ有効に活用されるよう努める。 ②本市における幼稚園教育については、私立幼稚園に依存していることから、園児の就園環境充実に向けた補助は必要である。事業の実施については現状維持を図りつつ、幼稚園に対する事務説明を徹底することで、さらなる事務処理の正確化及び円滑化に努める。	16	B	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	外部評価で指摘された、私立幼稚園の管理等事務処理の改善による効率性向上については、事業の実施については現状維持を図りつつ、幼稚園に対する事務説明を徹底することで、引き続き事務処理の正確化及び円滑化に努めた。		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							9. 総合評価						総合評価	実施年度			
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 有効性	(3) 貢献度						A 事業内容が適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
432	生涯学習審議会運営事業	教育総務部	生涯学習課	H25	-	<p>〔目的〕 越谷市における生涯学習の推進を図るため、生涯学習審議会を開催し、社会教育、家庭教育、その他生涯学習に関する、必要な調査審議を行う。</p> <p>〔手段〕 生涯学習審議会を開催し、生涯学習に関する諸計画、課題等の検討を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>平成25年7月に設置し1期目(2年任期)の審議会であり、総合的な推進体制の充実に向けた協議が行えるよう、今後さらに効率的かつ効果的な審議会運営に取り組む必要がある。</p>	<p>①平成27、28年度から 従来の社会教育委員、公民館運営審議会等の役割を整理・統合した、生涯学習に関する諸計画の協議が行い易いよう、部会の設置等の運営方法を検討していく。</p> <p>②今後、ますます多様化・高度化する学習ニーズを的確に捉え、市民一人ひとりが主体的に学習できるよう、学習機会の充実と豊かな学習環境づくりを推進していく。また、学習成果を地域やまちづくりに適切に活かすことができる生涯学習社会の実現を図っていく。</p>	24	B	<p>＜社会教育委員運営事業＞ 社会教育法に基づき社会教育委員を設置し、社会教育に関して教育委員会に助言するため、社会教育委員会議を開催する事業である。社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、そのために必要な研究調査を行うことを職務とすること、社会教育関係団体への補助金の交付事務に関して社会教育委員会議の意見を聴いて行わなければならないことが、社会教育法で定められている。</p> <p>社会教育委員会議の審議は、任期である2年間のテーマを設定し、テーマに沿って各委員の日頃の活動、実践例等を情報共有する場と位置づけているものの、審議の1年目に当たる平成23年度の会議録からは活発な議論や提言があまり見られない。会議の運営については、事前に資料を配付して各委員からの意見を求め、提出された意見を本会議で共有しているほか、審議事項や報告事項について事前に資料を配付して委員が確認するなど、開催数の少ない会議が形骸化しないための工夫も見られる。事務局で、他市の事例や、現場で問題となっていることを事前に調べ、協議にかける等更なる工夫をこらすことで、有意義な会議となるよう努められたい。</p> <p>委員を対象とした研修については、会場の収容人数や参加者数に定員があることなどから、出席者数が限られているが、期待された効果を上げるため研修機会の確保等に努められたい。</p> <p>また、委員には小中学校長、PTA代表、関連団体代表、各地区公民館運営協力委員会代表、学識経験者等が選任され、委員の定員は30名と他市に比べ多い。公民館運営協力委員会委員は、委員の4割を占めているが、各13地区から1人ずつ選出され地域の現状やニーズを審議に反映させる上で貴重な役割を担っている。</p> <p>現在、活動指標に「社会教育委員会議および研修会の開催数」を用い、会議一回当たりのコストが目標設定値より低い場合、業務が適正に行われていると判断しているが、審議内容そのものでなく、会議数や研修回数の変化によって事業の評価が左右されてしまう。地域の生涯学習に関する課題をいかに解決に向け審議を行うかということが事業の評価のポイントとなることから、活動指標には例えば「社会教育委員会議における審議件数」等を提案したい。</p> <p>社会教育や生涯学習は多岐にわたり、関連した内容の審議を行う他の委員会や審議会も存在することから、関連する5つの審議会、運営委員会を、2つの組織に整理統合する計画が示されている。平成23年度に実施した「公民館運営審議会運営事業」の外部評価で、社会教育委員会議との統合を提案したところ、事業に反映されたことは評価できる。整理統合を進める際には、定数、研修内容の見直し、必要に応じて調査研究費用の予算化について検討するなど、他市の事例を参考に、期待する役割を明確にして組織を構築していただきたい。事業のスリム化、コスト削減とともに、越谷市の生涯学習事業全体の活性化にもつながる可能性が高いため、極力速やかに実施されたい。</p> <p>また、活発な議論を図るためには、委員をあて職とするのではなく、関心・意欲のある者に参加していただく必要があり、新組織では委員の一部公募を検討されたい。他市では、委員の公募を行う際に市報だけでなく、市の各窓口以案内チラシを設置する等積極的に周知したことで、多くの応募が集まり意欲のある方を委員に委嘱できた事例もあるので参考にされたい。</p> <p>新たに組織がつけられ、新事業としてスタートする際は、明確な目的、活動指標、成果指標を定めていただきたい。</p>	<p>平成23、24年度の外部評価で指摘を受けた、審議会の活性化や委員の資質の向上などへの対応については、生涯学習推進のためのより効率的かつ効果的な体制の構築という観点から、平成25年度に各審議会等の役割を整理・統合することとし、事務手続きを行った。</p>
433	人権教育推進事業(社会教育)	教育総務部	生涯学習課	S52	-	<p>〔目的〕 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、社会に存在する差別意識の解消を図り、人権尊重の精神に立って行動することができるよう人権教育・啓発を一層推進する。</p> <p>〔手段〕 人権教育・啓発の推進。指導者の養成。研修会や講演会の開催</p>	高	高	高	高	A	<p>人権問題を自分自身の問題として捉え、自ら積極的に学ぼうとする意識づくりが必要である。</p>	<p>①参加型の学習内容を取り入れて、人権意識を高める。</p> <p>②継続して人権教育を実施する。</p>	現状維持	未実施	未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
434	各種学級・講座開催事業	教育総務部	生涯学習課	-	-	〔目的〕 市民の多様なニーズに対応するため、各年代に応じた学習機会を提供し、豊かな人間性を育むことができるよう、各種学級・講座・講習会等を行う。 〔手段〕 市民のライフステージやライフスタイルに応じて、主体的に学習活動ができるよう、各種学級講座を開催する。	高	高	低	高	低	白	①生涯学習審議会や参加者のご意見などから、地域の人々のニーズを把握するとともに、地域の特性を活かしながら、様々なライフスタイル・ライフステージに応じた各種学級講座を実施する。 ②学習活動の継続を推進するとともに、学習成果を地域社会に活かすことができるよう事業を展開する。	18	平成17年度実績として215事業、29,688人の参加を得ている実績を評価表に記載するべきである。運営協力委員会を通じての、市民の要望、意見を取り入れる仕組みは、評価できる。今後は、NPO団体等の協力を得て、講師の確保と新規講座の企画を推進する仕組みを検討されたい。生涯学習の拠点としてのさらなる拡充を望む。	整理 済	平成18年外部評価の結果を受け、事業実績について、講座回数と延べ受講者数を評価表に記載し、活動結果の把握をしている。また、生涯学習審議会において、市民がライフステージやライフスタイルに応じて主体的に学ぶことができるよう、各種学級講座について協議し、公民館が地域の生涯学習の拠点施設として、さらに事業を展開できるよう取り組んでいる。
435	社会教育関係団体支援事業	教育総務部	生涯学習課	-	-	〔目的〕 社会教育関係団体の目的遂行のための事業活動が主体的にできるよう、また、健全かつ適切に事業展開が図れるよう支援する。 〔手段〕 越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱に基づき、連合婦人会(会員数493人)及びPTA連合会(会員数23,852人)に適正な補助金を交付する。	高	高	高	高	白	①補助金等見直し計画のとおり、地域社会へ貢献、還元する各種講演会・講習会等の事業を自主的・主体的に行えるよう支援する。また、「補助金等評価基準」の改正に基づき適正な運営ができるよう支援していく。 ②社会教育関係団体が、団体数・会員数の増加及びび会費収入の増加に努め、自主財源の確保が図れるよう支援していく。	19	【連合婦人会助成金】 当該事業の有意性は認められる。今後、社会教育団体が自主的・主体的に事業展開できるように健全かつ適切に都度、助成額を見直しながら支援することが重要である。	整理 済	「補助基準」、「補助金等評価基準」、「越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則」、「越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱」を踏まえ、平成22年度は事業収入の増額による自主財源の確保に努めた。さらに、平成23年度は連合婦人会助成金を減額(縮小)した。社会教育関係団体の事業活動ができるよう、また、健全かつ適切に事業展開が図れるよう支援を行っている。	
436	生涯学習推進事業	教育総務部	生涯学習課	H13	-	〔目的〕 越谷市教育振興基本計画に基づき、市民と協働し、市民の学習ニーズに合わせた生涯学習の環境づくりを行う。 〔手段〕 いつでもどこでもだれでも主体的に学習できるよう、学習情報の提供や参加体験型事業を実施する。	高	低	高	高	白	①②生涯学習・社会教育を総合的に推進していく。今後、ますます多様化・高度化する学習ニーズを的確に捉え、市民一人ひとりが主体的に学習できるよう、学習機会の充実と豊かな学習環境づくりを推進していくことにより、学習成果を地域やまちづくりに適切に生かすことができる生涯学習社会の実現を図っていく。また、生涯学習フェスティバル等の運営に協力いただく市民組織の活動を支援していく。	22	C 越谷市生涯学習推進市民委員会を推進母体として市民との協働により、市民の学習ニーズに合わせた生涯学習の環境づくりを行う事業である。市民の学習ニーズに合わせた生涯学習の環境づくりは大切であり、生涯学習は人格形成にも寄与する。多様化する市民の学習ニーズを的確に捉え、関係機関との連携により、学習機会の実現を推進していくべきである。情報誌の発行は生涯学習の情報を発信するものであるが、その情報がどれほど生涯学習活動に参加するきっかけとなったかなどの効果を成果指標に設定し、市民にPRしていく必要がある。さらに、生涯学習活動参加者からとっているアンケートの内容から、次回参加希望など満足度を示す指標を選んではどうか。市民に対し、活動の成果を積極的にアピールされたい。 また、現在製本している「生涯学習クラブ・サークル団体ガイド」については業務委託による印刷製本を中止し、必要部数を簡易製本やコピーで対応するなど、コスト意識を持って業務の効率化を進められたい。 事業の実施については、現在、業務委託先である越谷市生涯学習推進市民委員会が多くの業務を担っている。一方、市はその事務局としての活動に留まっており、本来の事業主体としての生涯学習課の位置づけが不明確である。また、人件費についても各業務において必要な人工を積み上げた上で積算であるか不明確である。業務見直しにより人員配置を再検討し、人件費削減の努力をされたい。 「TRY」の編集発行業務についても、越谷市生涯学習推進市民委員会と市の役割分担が不明確である。このため、市民委員会と生涯学習課との役割分担を市民にもわかりやすく明確化するとともに、委託者としてのチェックに努め、適正に業務管理されたい。	整理 済	生涯学習情報を発信するだけでなく、生涯学習活動に参加するきっかけとなった成果指標を設定し、アンケートを実施した。また、「生涯学習リーダーバンク」及び「生涯学習クラブ・サークル団体ガイド」の印刷に係る外部発注を見直し、市内印刷による発行とした。	
437	成人式開催事業	教育総務部	生涯学習課	S29	-	〔目的〕 成年に達した青年男女を祝福し、社会の一員としての役割と責任を自覚する節目として、地域の方々とともに成人式を開催する。 〔手段〕 各地区に成人式実行委員会を組織し、市民と協働し成人式を開催する。実行委員会には、地域社会への参加の機会として新成人も加わり、成人式の企画や運営にかかわる。	高	高	高	高	白	①各地区実行委員会が主体となった成人式を開催し、出席率の向上を図るとともに、参加者アンケートの回収率の向上に努め、事業内容に反映できるよう工夫する。 ②各地区実行委員会の代表者と協議し、市民との協働による、心温まる成人式を開催する。また、参加者アンケート等で寄せられた意見を参考に、事業内容の充実を図る。	20	新成人が実行委員会に参加して自ら企画運営を行うなど特徴ある成人式を行っており、意義が認められる。現在の成人式に対する満足度は70%を超えているが、アンケートの回収率が25%程度と低い。今後は、回収率を向上させ、さらに精度の高い情報収集のための工夫が望まれる。また、新成人に越谷市の文化を紹介するなど越谷市の特色を加えることが望まれる。	整理 済	アンケートの回収については、各地区実行委員会の委員が新成人一人ひとりに声をかける等の対応をした結果、回収率の向上につながったが、さらに多くの新成人の声を反映できるよう努める。また、パンフレットに市政情報を掲載するなど、越谷市の特色を新成人に理解してもらえるよう工夫している。	
438	少年自然の家運営委員会運営事業	教育総務部	生涯学習課	S56	-	〔目的〕 少年自然の家の適正な運営を図るため、あだたら高原少年自然の家運営委員会を開催する。 〔手段〕 あだたら高原少年自然の家運営委員会を、年3回程度開催する。	高	高	低	高	白	①施設を安全・安心に利用いただけるよう、運営委員会に意見・提言をいただき、施設の運営に反映する。 ②運営委員会をいただいたご意見・ご提言を内容別にとりまとめ、計画的に具現化していく。	未 実施		未実施		



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅見直しが必要
443	公民館施設管理事業	教育総務部	生涯学習課	H21	-	〔目的〕 大相模公民館の適正な管理運営を行い、快適な施設環境を確保し、市民に学習の場を提供する。 〔手段〕 貸館業務を中心とした効率的な運営管理を行う。	高	高	高	高	B	施設の老朽化に伴い、今後も各種修繕箇所が発生することが予想される。	検討・見直し	①引き続き、施設の適正な管理・運営を行い、地域に密着した社会施設としてご利用いただく。 ②快適な施設環境を確保し、市民に学習の場を提供していく。	未実施	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称	未実施	
444	文化総合誌「川のあるまち」発行事業	教育総務部	生涯学習課	S57	-	〔目的〕 芸術文化活動の推進を図るため、市民の文芸等作品を広く公募し、入選した作品等を冊子により紹介し、文芸創作活動の発表の機会を提供する。 〔手段〕 市民が応募した作品を選考・編集し、文化総合誌「川のあるまち-越谷文化」を発行する。〔募集部門：随筆、レポート、小説、評論、詩、短歌、俳句、川柳、ジュニア・学生、写真、スケッチ、特集〕	高	低	高	高	B	ジュニア・学生部門を中心に学生の応募者や掲載者が増加していることから、今後も多くの市民の作品を掲載できるよう誌面のレイアウト等について工夫する必要がある。また、本誌の周知のために販売箇所の拡大等を検討する。	検討・見直し	①事業の周知方法として、広報紙やポスター、ホームページ等を活用しているが、銀行の待合席に本誌を備え付けるなど、より多くの市民に本誌を知っていただくとともに、販売箇所のさらなる拡大を図り、販売冊数の増加に努める。 ②本誌の誌面の充実のため、他の自治体での取組を参考にするとともに市民に対しアンケート調査を実施し、幅広い意見を取り入れながら、よりよい誌面づくりに努める。	24 C	文化総合誌「川のあるまち-越谷文化」を発刊し、文芸等創作活動の発表の機会を市民に提供することにより、芸術文化活動を推進する事業である。随筆、小説、短歌、俳句、詩、写真、スケッチ等幅広い分野の作品発表の場となっている。昭和50年に創刊し、これまでに30号が発刊されている。 応募作品について選考した上で作品を掲載しているが、部門によって応募作品に多寡があり、全て掲載される部門もあれば、3%しか掲載されない部門もあり、応募者の公平性の確保が課題である。部門毎の掲載数について公平性が確保できるよう改めて検討されたい。 これまで当事業の人工に対して適正な数値が示されてこなかった。事業の作業にどれだけの職員を充てているかを示す「人工」の算定は、事業評価の基本であり事業の効率性を検討する上で基盤となる重要な数値である。今後は正確に算定した上で、PDCAサイクルによりそのつど見直しを行い事業を推進していくよう留意されたい。 平成16年度に実施した外部評価では、「事業の休・廃止を含めた検討が必要」(D評価)と判断され、「民間の自由な文化芸術活動に委ね、市はそれを側面的に見守るにとどめられた」「市場性のある原価、販売価格を設定していただきたい」「宣伝広告の掲載等、事業収入の方案も検討していただきたい」などの意見が付けられた。 外部評価を受けて、編集委員の食糧費及び、選考委員謝礼の削減、受賞者への記念品の見直し、冊子の仕様見直しが行われる等、コスト意識を持って事業を推進してきた姿勢は評価できる。また、販売場所についても新たに図書館などの公共施設で売り出す等、改善の動きが見られる。その一方で、民間や市民の団体に活動を委ねる動きについては、事業を担う団体が育っていないことから具現化していない。 当事業は長年にわたり継続し、市の文化芸術活動を振興する役割を果たしてきたことは評価できる。とはいえ、一冊あたりの事業費、人件費を含めたコスト4,375円を考慮すると、市民感覚では高いと言わざるを得ない。一冊700円の販売価格を見直すとともに、個人や企業から寄付金を募集したり、直接の受益者となっている応募者に対して一定の費用負担を求めたりすることも検討されたい。 平成23年度に実施した投書者へのアンケートによると、回答者の大半が「本誌が発表の機会に役に立っている」と回答しており、利用者から事業が高く評価されていることが窺える。一方で、投稿者以外の一般市民が本事業をどの程度認知し、越谷市の文化芸術活動を振興するために必要な事業と考えているかを確認する必要がある。今後の事業推進の方向性を検討するうえで重要な情報となることから、本事業を市民がどのように受け止めているかについて市民アンケートを速やかに実施していただきたい。アンケートにおいては、例えば、事業の目的や意義、コスト等について説明を加えた上で、「『川のあるまち』を認知しているか」「教育委員会として市民の文芸等創作活動発表の機会を提供することの意義」「市民の生涯学習である、文芸創作活動を取り組める場の必要性」等を問う設問項目を盛り込んでいただきたい。 事業委託については、将来的に文芸に精通する市民団体等に事業を委託し、市民と行政の協働による事業展開を進めていくため、団体の育成について速やかに検討していく必要がある。市民の手で作成できるような関連する団体に働きかけるとともに、編集の調整役を担うコーディネーターの確保も求められる。受皿となる団体の育成にはある程度の時間を要することを考慮すると、終期を明確に定めた受皿団体育成計画を作成し、これに基づき着実に推進していただきたい。 『川のあるまち-越谷文化』は、他自治体の発行する文芸誌と比較してレベルが高いといえるが、自治体が提供するサービスとしては手厚すぎのではないかと意見が複数の外部評価者からあったことを付記する。 市民が文芸作品を発表できる機会や場がどの程度あるのかを把握した上で、市が芸術文化活動を推進する役割や効果、コスト、一般市民の声、応募者数・販売冊数の推移などを総合的に勘案して、文化総合誌発行をどのように対応するのが市民に合うのか、あらゆる選択肢を検討していただきたい。 《参考》平成16年度外部評価：D	検討中	外部評価を踏まえ、現状の冊子販売価格1冊700円を、作成経費や近隣自治体の販売価格等を考慮し、検討していく。 また、宣伝広告の掲載等による自主財源の確保については、今後調査・研究していく。本誌発行事業に係る市民アンケートの実施については、市政世論調査等の活用を検討する。外部への事業委託については、市民団体等への委託を検討していく。
445	展覧会開催事業(市展)	教育総務部	生涯学習課	H12	-	〔目的〕 芸術文化活動の推進を図るため、市内美術家の作品を公募し、入選した作品等を展示することにより、発表及び鑑賞の機会を提供する。 〔手段〕 15歳以上(中学生を除く)の市内在住、在勤、在学の方を対象に、日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真の6部門の作品を募集し、審査後、入選した作品等を展示する。	高	高	高	高	B	市民の芸術への関心を高めるため、PRの方法を検討していく必要がある。	検討・見直し	①事業の周知について、広報紙、ポスター、市ホームページ等を引き続き利用すること併せて、本事業の後援・協賛団体に周知協力をしてもらい、より多くの市民に市展を知っていただけるよう、工夫する。 ②出品者及び来場者の増加を図るために、周知方法の充実化に取り組む。特に学生等の若い世代に参加してもらいやすい周知方法を検討する。	21 B	市当局が、市民の芸術活動を支援しその振興を図る上で、本事業の果たす役割は大きい。 しかしながらここ数年、応募者、応募点数が減少傾向にある。この原因を追究し、市民の芸術活動の裾野を広げる対策を検討されることを望む。例えば「中学生にも応募機会を与えること」、また、「公序良俗に反しない限り応募者全員の作品を展示すること」も一案と考える。	検討中	応募者の増加を図るため、平成22年度からはポスターだけでなく、新たにチラシを作成し、市内公共施設等に配布するなど、事業のさらなる周知を図っている。また、平成23年度からは、作品搬出時間を延長し、市民がより出品しやすい環境づくりに努めている。
446	市民文化祭開催事業	教育総務部	生涯学習課	S44	-	〔目的〕 芸術文化活動の推進を図るため、市民と連携し、文化活動の成果発表の場を提供する。 〔手段〕 一般社団法人越谷市文化連盟役員(理事、監事)、各所属団体から選出された代表者及び一般参加者の代表者をもって組織する実行委員会に運営を委託し、文化に親しむ市民の成果発表の場として、出演及び出品の2部門を対象に参加者を募集し、市民文化祭を開催する。	高	高	高	高	B	参加者及び来場者の増加を図るため、検討が必要である。	検討・見直し	①参加者数が減少しているため、理由を精査し、今後の事業内容を検討する。 ②より多くの方に市民文化祭をご覧いただけるよう、入場者数の増加に努める。	18 B	来場者が1,200人となる大きなイベントである。市民参加による実行委員会をボランティアにより運営しており評価できる。参加者が年々増え続けている中で、収容施設は限られており、限界に達しつつある。参加費を徴収するなど運営方針の再検討が求められる。また、市の方針との調整を前提にパンフレットへの広告掲載など、経費削減方法を検討し事業の拡大を目指すべきである。	整理済	文化活動の成果発表の場として、実行委員会をはじめとした市民の意見等を伺いながら、さらなる事業の充実を図る。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等						
							9. 総合評価						11. 改革改善案	総合評価							
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	実施年度	実効性			
447	伝統芸術文化振興事業	教育総務部	生涯学習課	S60	-	〔目的〕 古くから伝わる伝統文化を鑑賞する機会や発表・体験の場を提供し、特色ある地域文化の振興と普及に努める。 〔手段〕 こしがや薪能、こしがや能楽の会、郷土芸能祭、こしがや能楽体験教室、郷土芸能体験教室を開催し、特色ある地域文化の振興と普及に努める。	高	高	高	高	B	こしがや薪能の入場者数が年々増加しているなどの成果は上がってきているが、さらに多くの市民に伝統文化に興味を持っていただけるよう、体験教室のPR方法や鑑賞機会の提供を検討していく必要がある。	検討・見直し	①事業の周知について、広報紙、ポスター、市ホームページ等を利用し、PR方法等についてさらに検討していく。 ②事業を継続し、事業内容の充実に努める。	17	C	「こしがや能楽堂」を核とした、伝統芸術の振興は、越谷市の心豊かなまちづくりに大いに貢献できるものと思われる。ただ、事業の効率性、経済性および「こしがや能楽堂」の設備維持運営費、減価償却費等を勘案し、より一層に設備有効活用と受益者負担を考慮した料金設定により、採算性改善に真剣に取り組むことが強く求められている。	整理 済	特色ある地域文化の振興と普及に努めるため、実行委員会をはじめとした市民の意見等を伺いながら、さらなる事業の充実を図る。		
448	日本文化伝承の館運営事業	教育総務部	生涯学習課	H5	-	〔目的〕 日本の伝統文化の振興と市民文化の向上およびコミュニティづくりの拠点施設として、日本文化伝承の館こしがや能楽堂の適切な管理運営を行い、快適な施設環境の確保に努める。 〔手段〕 指定管理者制度の適正な運用を図り、効率的・効果的な経営によるサービスの向上に努める。また、快適な施設環境を確保するため、施設の修繕・改修を行う。	高	高	高	高	B	市民ニーズを踏まえて、今後能楽堂をどのように有効かつ効率的に運営していくかが重要となる。	検討・見直し	①利用者である市民の意見を反映するとともに、施設を多くの市民にご利用いただけるよう広く市内内外にPRを行う。 ②施設の利用について、達成水準を設定し継続的に改善策を検討する。	25	C	<b>事業概要</b> 本事業は、伝統芸術文化の振興と市民文化の向上及びコミュニティづくりの推進を図るため、日本文化伝承の館こしがや能楽堂の適正な管理運営を行うものである。 <b>必要性</b> 越谷市は、昭和58年11月3日に、全国に先駆けて文化都市宣言を行い、各種の芸術文化事業に取り組むとともに、文化施設の整備充実を図り、活力ある文化のまちづくりを進めてきた。平成2年度より、その一環として、「こしがや能楽まちづくり推進事業」において、市民に能楽を学ぶ機会を提供する事業展開を行っている。この事業の拠点施設として日本文化伝承の館こしがや能楽堂を平成5年度に開館したが、その建設及び運営等については、越谷市の最上位計画である第2次～第4次までの「越谷市総合振興計画」の中に施設として位置づけられている。能楽堂は、当初から約10年間は能楽関係団体の育成事業を積極的に実施していたことから、貸館については能楽に係る利用を中心にしてきた。この成果として、自主的に活動を行う能楽団体が増加し、定着した活動がされるようになった。しかし、その後、市民から「能楽関係以外の利用でも使用したい」との要望が多く寄せられていたこともあり、現状では能楽関係以外の貸館も増えていった経過がある。そのようなことから、市民ニーズを踏まえて、今後能楽堂としての機能を中心となしながら、広く集客施設として利用する方針であることである。能楽堂は建設から既に20年近くが経過しているが、このような市単独の施設の運営については、その必要性、妥当性について引き続き断続的に検討が求められ、その意味ではこの施設を今後どのように有効かつ効率的に運営していくのが重要となる。 <b>効率性</b> 本事業は施設整備以来、現在の越谷市施設管理公社に委託され運営されており、現在は指定管理者制度の下で施設が運営されている。同公社に対しては随意で指定されており、委託方法に改善の余地がある指定管理者の選定方法について、公募の可否も含めてより工夫していくべきではないか。公社に対するチェックを更に厳密にして、評価・検証方法については見直しを含め検討をすべきである。 また、指定管理者制度導入によりどの程度効率化が図られたのかが不明である。その観点からは、効率性を測る指標として、例えば、「利用者1人あたりコスト」などを検討すべきである。 <b>有効性・成果指標</b> 本施設の利用状況は現状50%台であり、また近年は低下傾向にある等、本施設の利用度が高く、満足すべき水準にあるとは言えない。現在、公社によるイベントの他、市によるイベントも開催して、市と公社が協働で施設利用の促進を図っているが、今後も利用者である市民意見を施設利用に反映させることや、施設の利便性について広く市内内外にPRすることが必要である。そして、将来的には施設の利用率についても達成水準を設定して、それに向けての継続的な改善取組が求められる。その他、職員人工の内訳（市として実施すべき業務内容）を踏まえて、業務内容の有効性・効率性を測定する指標を設定する必要がある。例えば、「市のPRによる参加者の割合」、「施設利用者・イベント参加者の満足度」などの指標が有効だと考えられる。 <b>活動指標</b> 活動指標としては、「イベント開催回数」等、施設利用を促進するための活動実績を測る指標を設定することが有効と考えられる。	検討中	施設運営については、能楽関係の利用以外でも能舞台を利用いただくなど、施設の有効利用を図っているが、引き続き効率的な施設運営を行えるよう、指定管理者と協議・検討する。 指定管理者の運営については、平成27年度の指定管理者選定委員会等において、次期（平成28年度～）の選定を行う予定であることから、公募するかどうかも含めて検討を進める。	整理 済	施設運営については、能楽関係の利用以外でも能舞台を利用いただくなど、施設の有効利用を図っているが、引き続き効率的な施設運営を行えるよう、指定管理者と協議・検討する。
449	文化振興支援事業	教育総務部	生涯学習課	H4	-	〔目的〕 社会教育関係団体の事業活動が、主体的かつ適正に行われるよう支援する。 〔手段〕 越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱に基づき、一般社団法人越谷市文化連盟、越谷市郷土芸能保存協会に適切な補助金を交付する。	高	高	高	高	B	一般社団法人越谷市文化連盟においては「こしがや文化芸術祭」などのイベント開催や機関紙「しらこぼと」の発行などを行い、越谷市郷土芸能保存協会においては「越谷市郷土芸能祭」の共催や市内小学校等へ郷土芸能の指導を行うなど、後継者育成活動を展開しており、本市の文化芸術における水準の向上に大きく貢献している。両団体については、活動費を補助金及び各構成団体の負担金で賄うだけでなく、自主財源の確保に向けた取組みを促すとともに、団体及び会員数が年々減少している現状を鑑み、助成額の妥当性について検討する必要がある。	検討・見直し	①市内の文化芸術活動にとって、重要な役割を担っている一般社団法人越谷市文化連盟と、郷土芸能を伝承している越谷市郷土芸能保存協会に対し適切な支援を行うとともに、今後も両団体と連携し本市の芸術文化活動を推進する。また、「補助金等評価基準」に基づく適正な運営がされるように支援していく。 ②一般社団法人越谷市文化連盟及び越谷市郷土芸能保存協会について、自主財源を確保し、自立した活動が行えるよう必要な助言等を含め支援していく。	20	B	【文化連盟助成金】 （内部評価：終期設定） 市の文化事業に貢献するという事業の重要性は十分認められる。ただし、現在は各行事などの参加人数を把握することにより、助成金交付に対する事業成果が十分に把握されていない。 今後は、参加者によるアンケート調査を盛り込むなど、事後評価を適切に行うことが望まれる。また、実施した事業の成果によって、助成金の額を決めるようにすべきである。	整理 済	事業終了後の事業実績報告書により補助事業等の成果を確認し、「越谷市補助金等の交付手続き等」に関する規則、「越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱」、「補助金等評価基準」、「補助基準」に基づき両団体に補助金を交付している。		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							9. 総合評価						総合評価	実施年度				
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 有効性	(3) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅見直しが必要
450	コミュニティセンター管理事業	教育総務部	生涯学習課	S54	-	〔目的〕 市民にとって明るく豊かな社会の形成と文化生活の向上を図るため、コミュニティセンターの効率的運用と利用促進を図る。 〔手段〕 指定管理者制度の適正な運用を図り、効率的・効果的な経営によるサービス向上に努めるとともに、様々な分野における優れた芸術文化に接する機会を提供する。また、快適な施設環境を確保するため、施設の修繕・改修を行う。	高	高	高	高	A	施設に特化した評価項目を加えた独自の評価表を作成し指定管理者への監理体制の制度を上げることが検討する。また、安全管理の面では、施設中長期維持管理計画に基づき今後も適切な安全管理に努める。	現状維持	①稼働率の低い和室などについて、指定管理者と連携を図りながら、施設の効果的な運営について検討する。 ②ホームページを随時更新するとともに、広報紙による周知、地区センター、自治会などの関係機関との連携による情報提供を行い、広報活動の充実を図る。	23	B	コミュニティセンターは市民が芸術文化に触れ、鑑賞機会を提供するだけでなく、市民自らが日頃の芸術文化活動の成果を発表する場でもある。市民の文化生活の向上と市民の安全確保を図るため、適正な施設運営が必要である。 コミュニティセンターは事業費が毎年5億円近くで高額なため、指定管理者に対してより厳しい基準でモニタリングを実施する必要がある。評価表については、越谷市の全庁的な評価表を使用しているが、これに本施設に特化した評価項目を加えた独自の評価表を作成し、使用することでモニタリングの質を高め、指定管理者への監理体制の精度を上げることが求められる。評価結果(モニタリング結果)については、年度ごとに越谷市ホームページで「指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表」により企画部企画課において公表されているが、今後も透明性を確保しながら市民への説明責任を果たしていただきたい。 安全管理の面では、事業計画書にある「施設長期修繕・備品購入計画表」及び「施設中長期維持管理計画」に基づき、今後も適切な安全管理に努めていただきたい。また、平成22年度に施設の耐震診断が実施・完了し、照明や天井材などの非構造部材についても、建築基準法や事業計画書の規定等に基づき定期的な点検を実施していることは、大規模災害に備えた適切な対応と評価できる。また、災害時に、行政と連携して市民が円滑に避難できるように危機管理マニュアルを作成し、隣接事業者との合同実施を含め、定期的な避難訓練等を実施する中で、当該マニュアルの見直しを行っていることも評価できる。今後、施設のバリアフリー化、長寿命化への対応を期待したい。 稼働率については、越谷市の他の施設に比べ高い水準にあるが、和室など稼働率が50%と低い施設もあることから指定管理者との連携を図りながら全体的な底上げを推進していただきたい。年間利用人数は平成21年度実績に比べて、平成22年度実績は震災等の影響もあり、7千人近く下回っているが、利用者の増加に向けた取り組みが必要である。市民の参加を促すために工夫されたホームページの更なる改善を続けながら、広報紙での周知、公民館、自治会などの関係機関との連携による情報提供、広報活動を続けていただきたい。 市民の満足度調査において9割近くが「満足」「非常に満足」と回答しており、引き続き市民のニーズに応える芸術文化の鑑賞機会や快適な環境の確保に努めていただきたい。 活動指標は市民が実際に活動したことを示す「芸術文化の鑑賞機会の回数(鑑賞会、講演会など)」や「市民の芸術文化活動の発表の回数」を提案したい。 成果指標である「稼働率」を上げるために、指定管理者の制度を効果的に運用している先進的な自治体の取り組みを参考にいただきたい。また、稼働率の目標値の設定が低いため、すべての施設の平均稼働率を65%に引き上げていただきたい。また、利用の促進を図ることを目的としているため、「年間利用人数」は活動指標ではなく、成果指標に変更されたい。	ホームページの改善や広報紙等の活用を図るとともに先進的な自治体の取り組みを参考にし、更なる稼働率の向上に努める。 また、施設の整備については、今後も引き続き、安全性と快適性の確保に努める。
451	南部図書館管理事業	教育総務部	生涯学習課	H8	-	〔目的〕 市民の学習意欲の向上を支援するため、南部図書館を借り上げる。 〔手段〕 越谷コミュニティプラザ(株)所有の建物の一部を「南部図書館」として借用する。	高	高	高	高	A	本施設は駅に近く交通の利便性が良いことから、多くの市民が利用している。今後も市民が利用しやすい図書室として、南部図書館を借上げる。	現状維持	①②今後も市民が利用しやすい図書室として、南部図書館を借り上げる。	未実施		未実施	
452	文化財調査委員運営事業	教育総務部	生涯学習課	S33	-	〔目的〕 越谷市文化財保護条例第4条及び越谷市文化財調査委員に関する規則に基づき、市内に所在する文化財の保存及び活用等に関し、必要な事項について審議する。 〔手段〕 市内に所在する文化財の保存・活用に関し、教育委員会の諮問等に応じ審議し、必要と認める事項を建議する。	高	高	高	高	B	市指定文化財候補案件等の調査・研究が、さらに円滑かつ効果的に進められるよう検討する。	検討・見直し	①文化財の保存及び活用に関する審議等 ②市指定文化財候補案件等を円滑に審議できるように、委員会の運営に努める。	17	B	越谷市民の精神的支柱の一つである文化財を調査し、維持運営していくことは重要な事業と言える。今後、文化財の適切な評価、保存のため学識者を中心とした、効果的な委員会運営が求められる。	文化財の保存及び活用に関し、さらに円滑かつ効果的に審議等が進められるよう検討する。
453	文化財施設管理事業	教育総務部	生涯学習課	-	-	〔目的〕 江戸時代から伝わる保存民家「大間野町旧中村家住宅」及び市指定文化財「旧東方村中村家住宅」の適正な施設管理を行い、後世に継承する。 〔手段〕 大間野町旧中村家住宅及び「旧東方村中村家住宅」の適正な施設管理を行い、生涯学習の地域・歴史学習の場として、また学校教育等における郷土学習の教材として、公開・活用する。	高	高	高	高	B	郷土の歴史学習の充実を図るため、事業の工夫が必要である。	検討・見直し	①来館者の増加を図るため、魅力ある事業を企画する。 ②より効率的な施設管理と、来館される方々のニーズに的確に答えていくうえで、委託又は指定管理者制度による管理・活用等について調査・研究を進める。	16	B	文化財施設の活用による教育効果は高いと認識するが、適切な入場料設定、市民参加による管理方法を検討していただきたい。また、隣接市を巻き込んだ生涯学習の一環としてより一層高い展示効果の実現も検討していただきたい。	施設の適正な管理運営を行い、生涯学習の地域・歴史学習の場として、また、学校教育における郷土学習の場として活用するだけでなく、主催事業はもとより市民との協働による事業を展開し、施設の有効活用を図る。
454	文化財調査事業	教育総務部	生涯学習課	H6	-	〔目的〕 埋蔵文化財は昔の生活様式を学ぶことのできる貴重な資料であることから、その保護に努める。 〔手段〕 埋蔵文化財包蔵地を開発事業者に情報提供するとともに、必要に応じて試掘・発掘調査を実施し、文化財保護を図る。	高	高	高	高	B	計画的かつ効果的に試掘調査等を行う必要がある。	検討・見直し	①庁内関係課や開発事業者との調整及び発掘調査等を展開し、埋蔵文化財の保護に努める。 ②計画的に実施している発掘調査等が終了次第、市内埋蔵文化財の保護を目的とした、遺跡の分布調査が実施できるよう関係機関等と調整を図る。	27	B	市内区域において、埋蔵文化財包蔵地に関する情報を開発事業者に情報提供するとともに、開発事業者が予定されている地域で必要に応じて試掘調査や発掘調査等を実施する事業である。開発事業者による開発事業の予定を市が把握する前に、当該工事が施工され、埋蔵文化財が破壊されてしまうことをいかに防いでいくかが重要である。本市においては、現在、開発行為がされる前に庁内の連携等を図ったうえで確認・把握ができていないので、引き続きその把握に努められたい。さらに、市内外の開発事業者にも広く周知徹底を図るためにも、より効果的な広報手段も合わせて検討されたい。 また、現在の発掘調査や試掘調査などの文化財保護に係る活動状況について、広く市民に知ってもらい、理解協力を広める必要性もあるため、当該活動状況を可能な限りリアルタイムで情報提供ができるよう公開手段を検討されたい。 現在の成果指標は発掘調査面積としているが、開発事業者等に周知徹底を図った結果、文化財の保護につながったとする数値としては分かりにくいのではないかと。「開発事業照会で埋蔵文化財包蔵地に該当した件数及び試掘調査等で遺跡の有無を確認した件数」などに変更することを提案する。	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段						担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等
						8. 個別評価				9. 総合評価				11. 改革改善案	12. 外部評価					
						(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要					!	各評価で認識した課題等	
455	文化財普及事業	教育総務部	生涯学習課	-	-	〔目的〕 文化財は地域の歴史や文化を理解するうえで貴重な財産であることから、後世に継承するため、その保存と普及に努める。 〔手段〕 文化財講演会や伝統文化体験講座等を開催し、文化財や伝統文化に触れる機会を提供する。また、指定文化財所有者等を支援し、文化財の保存と活用を図る。	高	高	高	高	B	郷土の歴史や文化財にふれ親しむ機会や普及をさらに充実するため、事業内容の見直しや新規事業の検討が必要である。	検討・見直し	①②文化財に関する事業を展開し、市民が文化財にふれ親しむ機会の提供と文化財に普及に努める。	19	B	【越谷市郷土芸能保存協会助成金】 越谷市の文化継承を支援していく意義は大きい。指導者の高齢化の問題等を解決すべく、リーダーバンク制度の活用等、指導者への支援や指導の場作りなどを強化することが重要である。 また、次世代を担う子供たち等が、文化財に触れる機会作りをより積極的に支援することを期待する。	検討中	市民が文化財や昔の生活を体験しながら学習できるような事業内容を工夫する。	
456	科学技術体験センター管理運営事業	教育総務部	科学技術体験センター	H13	-	〔目的〕 楽しみながら科学に親しめる参加型体験施設として、より多くの市民にご利用いただけるよう、効果的な施設管理を行う。また、来館者の皆様が安全かつ安心にご利用いただけるよう、各種設備等の適切な維持管理に努める。 〔手段〕 科学実験・工作体験を通して、科学的にものを観る目を養い、科学を学ぶ楽しさを伝える。また、緊急事態に備え危機管理体制、来館者の安全対策について周知を徹底する。	高	高	高	高	B	科学実験や工作の参加型体験施設として、イベントや講座、教室の体験メニューの充実し、科学の楽しさを体感できるような事業を展開し、継続的にリピーターを増やすことが課題である。 また、いろいろな分野がある理科や科学において、その分野別に楽しさが体験できるような事業を提案することが課題である。	検討・見直し	①②科学の楽しさや探求心を育むことができるような出張サイエンスショーをはじめ、新たなイベント事業や体験事業を委託業者と連携し、提供していく。 企業の社会貢献活動を利用した科学実験、工作体験事業を積極的にやっていく。 幅広い年齢層の市民が、科学技術に興味・関心を持つことができるよう、体験事業を実施していく。	18 21	B	市の学校教育、体験学習としての位置づけは大きい。施設の管理面については、管理条件を仕様として明確に定めたいと指定管理者制度の導入を含め、委託化によるさらなるコストダウンを検討する余地がある。 ＜科学技術体験推進事業＞ 平成20年度の延べ利用者数が約14万人で、一日平均465人利用されている。科学技術体験等、理科・科学に子供たちが興味を持つ場としての重要性は認められる。 今後は、新サービスや新イベントを展開し、利用者数、リピート率をさらに上げる事業展開を期待する。	検討中	効率的かつ効果的な施設の事業運営が図れるよう、事業の改善を行い、事業運営の一部を委託し、経費削減を行った。 所員だけでなく、サイエンスボランティアをはじめ市内高等学校や企業の社会貢献活動を利用した事業を展開することで、体験できる場や機会を増やしている。	
457	科学技術体験センター運営委員会運営事業	教育総務部	科学技術体験センター	H13	-	〔目的〕 体験センターの円滑な運営を図るため、科学技術体験センター運営委員会を置く。 〔手段〕 運営委員会を年2回開催し、事業内容やセンター機能の充実などについて、幅広い視点からご意見をいただき、センターの円滑な運営を図る。	高	高	高	高	B	科学技術体験センター運営委員会の意見、要望等を取り入れた施設運営を行い、より充実した施設運営に努める必要がある。	検討・見直し	①②運営委員会の意見、要望等を十分に検討し、施設の運営に積極的に取り入れていく。	未実施			未実施	未実施	
458	備品整備事業	教育総務部	スポーツ振興課	-	-	〔目的〕 総合体育館及び地域体育館の備品整備を計画的に進め、積極的な利用促進・安全確保を図る。 〔手段〕 体育施設の備品を購入する。	高	高	高	高	A	備品の経年劣化の状況を把握し、常に利用者の安全確保を図る必要がある。さらに競技ルールの改正に伴う整備には体育協会をはじめ、体育館利用者からの意見聴取や指定管理者との連携を図り、迅速な対応が必要である。	現状維持	①備品の購入については、スポーツ振興くじ助成金を積極的に活用し経費の削減に努める。 ②ルールの改正や備品の経年劣化の状況を把握し、各種大会に対応できるような事業に取り組むとともに、利用者の安全確保に努める。	未実施		未実施	未実施		
459	屋外体育施設管理運営事業	教育総務部	スポーツ振興課	S59	-	〔目的〕 屋外体育施設の効率的な管理運営や備品等の管理を効果的に行い、利用者の安全管理、利用促進およびサービスの向上を図る。 〔手段〕 指定管理者制度を活用し、市民球場、弓道場、総合公園庭球場、しらこぼ運動公園競技場・庭球場・野球場・ソフトボール場の施設の管理運営を行う。	高	高	高	高	B	施設・設備の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。	検討・見直し	①施設・設備の維持管理に努める。 ②施設・設備の改修を計画的に進め、利用者の安全を確保する。	21	B	施設及び設備の老朽化については、長期的な修繕計画を策定され予算化されることを望む。 指定管理者制度の下、自主事業の推進を支援するとともに、制度の効果的活用の観点から、「毎年度の実績評価システム」の強化を期待する。	整理済	維持管理については、利用者の利便性や安全性の確保のため、指定管理者と管理運営会議を実施し、計画的に行っている。また、指定管理者制度については、毎年度指定管理者制度導入施設における指定管理者に対する評価を実施し、効果的活用を図っている。	



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							9. 総合評価						総合評価	実施年度			
							8. 個別評価										
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度							
460	江戸川運動公園管理事業	スポーツ振興課	S60	-	<p>【目的】 江戸川運動公園野球場(4面)の管理を委託し、施設の利用促進を図る。 【手段】 管理・運営に伴う負担金を支払う。</p>	高	高	高	高	B	<p>河川敷内のグラウンドということもあり、施設整備に制限がある。また、平日の利用率が低く、休日についても更なる利用率向上への取組が必要</p>	検討・見直し	<p>①平成28年度予算については、維持管理費の労務単価が高騰しており、今後も労務単価が上がる事が予想されることから、現行予算では賄いきれない状況が予想される。平成28年度の予算編成においては、500,000円を増加し要求する予定である。 ①②平日利用を促進するため、青少年の夏休みの利用や利用種目の拡大など増加に向けたPRを行うとともに、引き続き土・日・祝の利用率向上に努める。</p>	22	C	<p>江戸川運動公園野球場の管理を委託し、施設の利用促進を図るとともに市民の健康増進に寄与する事業である。しかし、現状の問題点として、軟式野球・ソフトボールのみの利用に制限されていることから、休日を中心とした利用にとどまっておらず、施設利用者も目標には届いていない。 したがって、今後は施設の利用促進のために、施設利用を軟式野球・ソフトボールのみに限らず、多目的に利用可能な体育施設に変更していく必要がある。例えば、平日昼間の利用を促進するために、平日に時間のゆとりがある高齢者、主婦向けに野球以外のスポーツ活動の場を提供することが挙げられる。 この課題に対しては、既に管理委託先に対して、4年半前から申し入れ、交渉を行っていることが、ヒアリングにおいて確認できた。不断の粘り強い取組については評価できる。しかしながら、各種の制約のため、未だ多目的利用についての実現の目途は立っていない。 ヒアリングで示された今年度中という交渉期限を念頭に置いて、管理委託先との交渉を迅速に対応していただきたい。今年度中に交渉がまとまり、来年度当初から多目的利用が実現するよう期待する。 今後、運動公園の多目的利用実現のために、3市による協定でニュースポーツなどの他種目への開放を検討していく必要がある。その際、野球関係団体との調整をする必要がある。 現在9面のうち4面を越谷市で利用しているが、他市(草加市、八潮市)が利用したいという申し出があった際には使用を許可し、運動公園の有効利用が図られるように3市で調整を進めていただきたい。 また、施設管理者からターゲットはゴルフ、グラウンドゴルフ等の多目的使用が認められた際は、利用関係団体へ手紙、通知等を通じて周知を図るとともに、広く市民に対しても、市報、ホームページ等を通じて、利用促進のPRに努めていただきたい。 成果指標の「延べ利用者数」については、文字どおり施設を利用した人数を把握するものである。事業目的が施設の利用促進を図ることであるため、成果指標に「施設の稼働率(平日、日曜・祝日等)」を加えることを検討されたい。</p>	<p>利用拡大については、引き続きグラウンド・ゴルフ等の関係団体に利用を推奨している。また、平成25年度は、管理運営を委託している財団と協議会を年2回程度行い、今後の利用促進や管理運営等についての検討を行っている。</p>
461	越谷市民プール管理運営事業	スポーツ振興課	H14	-	<p>【目的】 市民の健康増進と体力向上を図るため、越谷市民プールの積極的な利用促進および管理運営を効果的に行う。 【手段】 指定管理者協定に基づき、管理・運営委託料を支払う。</p>	高	高	高	高	B	<p>健康増進・体力向上をテーマに利用者が安全に安心して利用できる施設づくり努めるほか、継続的な業務改善活動を推進していく必要がある。また、指定管理者により適正な管理を行っているが、施設・設備については計画的な整備が必要である。</p>	検討・見直し	<p>①老人福祉センターとの複合施設としての機能から、福祉・医療等の専門知識を有する職員を配置し、幼児から高齢者まで福祉専門職の立場を活かし事業を図り、各種講座や教室を開き利用者の促進を図る。 ②指定管理者と連携を図り、計画的な施設・設備の整備を行う。</p>	21	B	<p>市民の健康増進と体力向上を図るための施設としての意味は大きいと、当市民プールは、隣接する福祉施設との関係が深い施設である。他方、市内のJRや私鉄の駅周辺では、民間経営のプール付きスポーツクラブの進出も進んでいる。こうした点を踏まえ、「市民プールと福祉施設」からなる複合施設は、抜本的見直しの時期を迎えていると考えられる。よって、複合施設の効率性や効果性などの点検を早急に進められ、社会体育施設としての位置付けの再構築を期待する。</p>	<p>プールについては、幼児・子どもを含めた広く一般市民の健康増進と体力の向上を図ることを目的として、高齢者や障がいのある方にも配慮したプールを整備している。また、トレーニングルームには2名の係員を配置し、マンシンの使用方法の説明や使用中の補助を行っている。マンシンは高齢者の方でも簡単に扱うことができるため、高齢者の利用も増加している。</p>
462	市立体育館管理運営事業	スポーツ振興課	-	-	<p>【目的】 地域体育館(併設の庭球場も含む)の夜間における鍵の開閉業務および体育館の個人開放事業の運営等について、効果的かつ経済的な管理運営を行う。 【手段】 鍵の開閉業務および個人開放事業の協力依頼を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>夜間施設管理人の高齢化が進んでいるほか、事業実施するうえでの人材も不足している。また、利用者の偏りが見られ、実施種目についても検討する必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①個人開放事業については、平成26年度から夏の省エネ対策として、夏の開催回数を減らし、電気量の削減と個人開放管理指導員の報酬の減額に努めたが、利用者からの開催日数の増加要望もあり、勤労者の運動する機会を提供することからも平成28年度から平成25年度ペースに戻し、勤労者の運動する場の提供に努める。 ②誰もが参加できる種目の設定や管理運営体制について検討していく。</p>	18	B	<p>地域のスポーツ、レクリエーション活動の拠点である市立体育館としての役割は大きい。夜間、休日開放等、市民のニーズに対応する努力は評価する。施設の運用管理にあたっては、外部委託または再任用職員の活用による一層の経費削減を望む。</p>	<p>平成20年度の北体育館をもって全ての市立体育館に再任用職員を配置した。このことにより、休館日である火曜日についても弾力的に開館し、体育館利用の促進を図っている。</p>
463	総合体育館管理運営事業	スポーツ振興課	S62	-	<p>【目的】 総合体育館の管理運営を効果的に行う。 【手段】 指定管理者制度を活用する。</p>	高	高	高	高	B	<p>定管理者により適正な管理・運営を行っているが、市民のスポーツ・レクリエーションへの参加を促進するため、指定管理者と連携を図り、プロスポーツ大会や全国大会の誘致を進める。</p>	検討・見直し	<p>①市民の健康増進のために各種講座や教室を開催し、利用者の促進を図る。 ②指定管理者と連携を図り、プロスポーツ大会や全国大会の誘致などを行う。</p>	20	B	<p>総合体育館の主会場については、利用率が97%に達しており、利用促進面の努力が認められる。利用率71%のサブ会場等施設の更なる効率的活用に向けて、指定管理者の自主事業の拡大は重要と考える。自主事業については、スポーツ教室等開催事業と連携するなどの工夫が求められる。ビーチバレー、エアロビクス、バドミントンの開催が成果指標に挙げられたが、市民の健康増進を図る目的としてふさわしいかについては、対象者の満足度を調査するなどの検討が必要ではないだろう。</p>	<p>自主事業については、子どもから高齢者まで誰もが気軽に楽しめるスポーツをテーマとして、ビーチバレーやバドミントン、卓球、エアロビクス教室を中心に実施した。また、平成22年度からは利用者からの要望を取り入れ、ダイエット効果も期待されるタイ式ヨガの「ルーシーダットン教室」も実施した。今後も利用者の要望やニーズに対応したスポーツ事業を展開していく。</p>
464	市立体育施設管理事業	スポーツ振興課	S36	-	<p>【目的】 地域体育館の維持管理を適正に行い、施設の機能および安全確保を図る。 【手段】 施設の維持管理に必要な保守点検および夜間警備等の委託を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>施設・設備の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。</p>	検討・見直し	<p>①施設・設備の維持管理に努める。 ②施設・設備の改修を計画的に進め、利用者の安全を確保する。</p>	19	B	<p>市内4地区にある5体育館の施設管理業務で、光熱水費、保険料、保守点検等の委託料、土地の借上料の管理業務である。 委託料については、相見積もりをとっているが、再任用者の活用による人件費の節減も含め、体育館職員による軽微な修繕や利用者の協力を得て、一層経費削減や施設の点検に努め90%の稼働率の市民地域体育館の安全な利用に供するよう努めてほしい。</p>	<p>全ての市立体育館に再任用職員を配置している。また、施設の備品の軽微な修繕についても体育館職員が効率的に行っている。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							9. 総合評価						11. 実施年度	総合評価			
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称
465	市立体育館施設改修事業	教育総務部	スポーツ振興課	H15	-	<p>【目的】施設維持管理および利用者の安全確保のため、日常点検を徹底し、必要な箇所を修繕・改修を行いサービスの向上を図る。</p> <p>【手段】施設の修繕および改修工事を実施する。</p>	高	高	高	高	B	施設・設備の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。	検討・見直し	<p>①施設・設備の維持管理に努める。</p> <p>②施設・設備の改修を計画的に進め、利用者の安全を確保する。</p>	23	<p>市立体育館の利用者が安全・快適に使用できるように、施設の修繕および改修工事を行う事業である。越谷市には5つの体育館があるが、特に第1体育館は建設して約50年が経過し、経年劣化が懸念される。施設の老朽化、利用頻度、利用価値等を総合的に判断して、継続的に使用するものと使用しないもの(取り壊し等)を区別することが求められる。</p> <p>市立体育館はスポーツや運動を通じ、地域住民の健康増進を図るために不可欠な施設であり、利用者の安全を確保するため、日常点検が必要である。さらに、災害時には避難所となることから、5つの市立体育館各々の耐震診断、改修工事等の計画を策定することが求められる。また、計画的な修繕、改修を実施するだけでなく、天井や照明器具などの非構造部材の耐震状況の点検も欠かせない。</p> <p>また、避難所としての機能を有効に発揮するため、耐震補強工事や改修の際に、震災等で電気が止まっても、避難所である体育館は電気が使用できるなどの整備体制の充実を図りたい。</p> <p>修繕箇所については、緊急性、重要性の高い箇所から適宜修繕を実施していただきたい。修繕箇所はホームページに掲載するなど方法により、利用者へ情報提供し、適切な管理運営を行うことが望ましい。また、ホームページで市立体育館のページが見つげづらく、利用者にとって分かりづらいため改善を要する。</p> <p>事務事業評価表の減価償却費の記載がゼロとなっているが、器具や照明など耐用年数のあるものについては計上することが望ましい。次年度以降は、事務事業評価表への記載をお願いしたい。</p> <p>また、事務事業評価表の総合評価、改革改善のコメントが毎年同じコメントになっており、課題解決に向けての成果が見えにくいことから、事実に基づき、適切にコメントを記載していただきたい。</p> <p>市立体育館は市の直営となっており、夜間の管理は民間が管理業務を立している。総合体育館は指定管理者制度を導入しているため、市立体育館においても指定管理者制度の導入を検討し、市立体育館の存在意義、目的が達成されるような体制づくりをされたい。</p> <p>活動指標の「工事修繕箇所数」は具体性がなく、指標として適切でない。</p> <p>具合の悪かった箇所をどの程度解消されたかを示す「解消された不具合件数」と計画されていた工事・修繕がどの程度実施されたかを示す「実施率」を成果指標へ追加したい。</p>	<p>全ての市立体育館に再任用職員を配置している。また、施設の備品の経微な修繕についても体育館職員が効率的に行っている。</p>
466	総合体育館施設改修事業	教育総務部	スポーツ振興課	-	-	<p>【目的】施設維持管理および利用者の安全確保のため、日常点検を徹底し、必要な箇所を修繕・改修を行いサービスの向上を図る。</p> <p>【手段】施設の修繕および改修工事を実施する。</p>	高	高	高	低	B	施設の終年に伴い修繕箇所が多いが、緊急性の高い箇所から計画的に改修し、安全で安心して利用できるよう行う必要がある。	検討・見直し	<p>①施設の状況を把握し、計画的な施設整備を行っている。</p> <p>②施設の管理については、体育機器、日常清掃、利用方法の徹底など施設管理の徹底を図る。</p>	23	<p>施設の修繕・改修は利用者の安全を確保し、利用者が快適に施設を使用するために必要な事業である。また、経年劣化に伴う事故防止の観点からも施設の適切な維持管理に努めることが大切である。</p> <p>総合体育館は単なるスポーツ、レクリエーション施設としての機能だけに留まらず、災害時には避難所となり、公益性が特に高い施設である。近年、全国各地において災害等が数多く発生しており、市民の安全に関する関心も高いことから、施設の安全確保と災害等緊急時に即応できるように体制にすることが必要である。指定管理者(財団法人 越谷市施設管理公社)から、緊急性の高い修繕箇所についてはリストをもらい、対応しているが、長期的な視点に立ち、中長期的な施設の改修修繕計画が必要と考えられる。</p> <p>東日本大震災では天井材や照明器具などの非構造部材が落下してくる事故が相次いだり、非構造部材の耐震状況を定期的に点検していただきたい。照明器具等に関しては、長期的な視点でLED照明の導入により、光熱水費等の削減に努めることを検討されたい。</p> <p>修繕箇所については、市と総合体育館の指定管理者(財団法人 越谷市施設管理公社)が連携して、緊急性、重要性の高い箇所から適宜修繕を実施していただきたい。修繕箇所はホームページに掲載するなど方法により、利用者へ情報提供し、適切な管理運営を行うことが望ましい。</p> <p>事務事業評価表の減価償却費の記載がゼロとなっているが、器具や照明など耐用年数のあるものについては計上することが望ましい。次年度以降は、事務事業評価表への記載をお願いしたい。</p> <p>また、事務事業評価表の総合評価、改革改善のコメントが毎年同じコメントになっており、課題解決に向けての成果が見えにくいことから、事実に基づき、適切にコメントを記載していただきたい。</p> <p>日常点検や適正な維持管理がなされていることにより、総合体育館内での事故発生数も減少する。「施設内での事故発生数」を成果指標とすることで職員のモチベーション向上にもつながるため、成果指標への追加提案をしたい。また、予定していた修繕、改修がどの程度達成できたかを示す「計画の達成率」の追加も検討いただきたい。</p>	<p>定期的に指定管理者と事務連絡会議を開催し、施設・設備の改修について共通認識を深め、改修箇所の優先順位を決め、対応している。</p>
467	スポーツ推進委員運営事業	教育総務部	スポーツ振興課	S33	-	<p>【目的】市民が健康・体づくりとスポーツ・レクリエーション活動に取り組むためには、適切な指導者の存在が欠かせない。スポーツ推進委員が十分な活動ができるよう、支援するとともに、活動の充実にも努め、適切な指導者の育成を図る。</p> <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ・レクリエーションの実技指導</li> <li>・市民のスポーツ活動の促進を図るため、組織の育成</li> <li>・ニュースポーツの普及・啓発</li> <li>・指導技術の向上のための研修会の開催</li> <li>・主催事業の企画・運営</li> </ul>	高	高	高	高	B	各事業の参加者数と満足度の目標値を達成できるよう、引き続き、参加者募集の手法や内容を見直しなければならぬ。	検討・見直し	<p>①平成27年度以降もニュースポーツの「ドッチビー、さいかつぽー」が市内全域に普及できるよう活動に取り組んでいる。</p> <p>②市民の交流と健康・体づくりが進められるよう適切なスポーツ推進委員の確保と指導力のさらなる向上を目指し、また、主催事業等では、市民のニーズに応じた内容の充実を図っていく。</p>	24	<p>市民のスポーツ・レクリエーションの普及振興を図るため、越谷市スポーツ推進委員連絡協議会を中心に研究協議及び実践活動を行う事業である。平成23年8月にスポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が施行されたことに伴い、これまでの「体育指導員」の名称は、「スポーツ推進委員」に変更された。スポーツ推進委員はニュースポーツの普及・啓発活動、スポーツレクリエーションでの実技指導等を行う。当事業ではこれらのスポーツ推進委員の活動を支援するとともに、推進委員を対象に研修会を開催し、スポーツ指導者として育成している。</p> <p>平成17年度の外部評価では、「スポーツ・レクリエーションの大衆化が浸透した今日では、スポーツ指導に公が関与する必要性は少なくなってきた」とし、類似事業との統合も踏まえた検討を行うべきである」とし、評価を「大幅な見直しが必要」の「C」とした。</p> <p>しかし、その後は平成22年度より、放課後の小学生を対象にニュースポーツ「ドッチビー」の普及事業を開始し、さらに翌23年度には市民の健康づくりを促すため、ウォーキングコースを紹介した「歩こう! 越谷マップ」を発行している。このように子ども体力の向上、市民の健康の維持増進を目的とする新たな取り組みは、「越谷市教育振興基本計画」に基づいて実施された。公共性の高い必要事業である。</p> <p>市内には体育協会、レクリエーション協会、地区スポーツ・レクリエーション推進委員会等さまざまな団体によりスポーツ推進の事業が数多く実施されている。しかし、各団体や事業の関係性や役割分担が不明確で、越谷市教育振興基本計画にもスポーツ推進体制の全体像が描かれていない。関係する各課および関連団体等と協同で、早期に推進体制の全体像を描き、あらためて他の事業と重なる部分がないか確認した上で、関連組織や事業の統合を検討されたい。スポーツ推進委員についても、その役割を明確にして市民のニーズを十分に把握した上で、事業を実施していただきたい。</p> <p>各種イベントに備えスポーツ推進委員の定員は30名としているが、イベント時には関係団体からの協力を求めることで対応が可能か、また普段の活動において何名が適当かあらためて定員について見直しを検討していただきたい。</p> <p>スポーツ推進委員連絡協議会が開催するファミリーウォーク、なわとび大会等の自主事業は、スポーツ推進委員の活動の趣旨に沿ったものではあるが、連絡協議会は任意の団体であることから、推進委員としての職務と連絡協議会としての職務の切り分けについて、再度検討することが必要である。その上で、今後、連絡協議会が主催するイベントに推進委員が参加する際に支払う手当について、段階的に縮小していくよう検討されたい。</p> <p>活動指標の「主催事業延べ参加者数」は、スポーツ推進委員が主催する各事業への市民のニーズや評価が反映されることから、成果指標とすることを提案したい。また、同じく成果指標として、「日常の運動機会として、市が主催するスポーツイベント等を利用する市民の割合」を提案したい。</p> <p>《参考》平成17年度外部評価:C</p>	<p>「埼玉県初級障害者スポーツ指導員」資格を持つスポーツ推進委員主導の障害者スポーツ教室の充実と、障害者スポーツ「卓球バレー」の大会を実施する。</p> <p>・スポーツ推進委員の定数について、近隣同規模自治体の状況等を見ながら、適正な定数管理に努めていく。</p> <p>・事業の活動指標及び成果指標について、今までの「主催事業延べ参加者数」や「アンケート調査による満足度」を踏まえ、市民の認知度やニュースポーツの普及状況などを考慮して検討していく。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等						
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度							
							(1) 妥当性	(2) 効果性	(3) 有効性	(4) 貢献度						外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称					
468	スポーツ推進審議会運営事業	教育総務部	スポーツ振興課	S46	-	〔目的〕 スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツ推進審議会を設置 スポーツ推進に関する事項について調査審議により、スポーツの推進を図る。 〔手段〕 審議会を開催し、スポーツ推進全般にわたり、意見を聞く。	高	高	高	高	B	委員の持つ専門的かつ広範な見地から、生涯スポーツ事業や体育施設のあり方などについて広く意見をいただく必要がある。特に越谷市教育振興基本計画第2期の内容について意見・提案等聞き入れる。	検討・見直し	①スポーツの推進に関して広く委員から意見を聞くが、特に、越谷市教育振興基本計画第2期の内容について、委員から意見を聞く。 ②市民のスポーツへの関心を検証し、今後のスポーツ・レクリエーションの推進策などについて、広く意見を聞く。	21	B	「スポーツ振興審議会」を「各種の事業実績報告の場」とにとめず、各施設の有効活用方法等(例えば、市民ニーズの変化と体育施設のあり方)について、「定期的に、専門的見地から広く意見をいただく場」として活用されるよう期待する。	整理 済	スポーツに関する市民ニーズの変化を的確に捉えたい。専門的見地から意見をいただく場として活用していく。		
469	スポーツ教室等開催事業	教育総務部	スポーツ振興課	S59	-	〔目的〕 いつでも、どこでも、だれもが気軽に健康・体力づくりに取組めるよう、活動機会の充実を図るとともに、生涯スポーツの普及を図る。 〔手段〕 生涯スポーツ講座、スポーツ教室、健康体操教室などを開催する。	高	高	高	高	B	講座・教室の満足度を目標値(100%)に届かせるためにも、運営する事務局と、指導していただく講師の方々、さらには、参加者の方々の声を取り入れながら、教室運営の見直しや改善等を行う必要がある。また、受益者負担の観点から、本事業においても、参加者から参加費を徴収することを検討する必要がある。	検討・見直し	①平成28年度については、平成27年度に行った教室・講座をベースとして、実施していく。その中で、平成27年度内に上がった課題や、市民・参加者の声を考慮しながら、より良く、そして質の高い教室・講座の運営を目指していく。 ②今現在行っている事業においては、年齢別、あるいは、障害の有無等によって、それぞれの人にあった教室・講座を実施している。それらを実施しながらも、社会情勢や流行等を考慮しながら、その時代のニーズにあった種目を選び、教室・講座を展開していく。	20	B	市民の健康増進のためにスポーツ参加意識を向上させるための当事業の意義は大きく、また提供されている教室や講座の満足度が高いことは評価できる。現在の課題は、高齢者特に男性の参加が女性に比べて少ない事ではないだろうか。男性や高齢者、初心者を含め、幅広い層の参加を促すための新しいスポーツ、軽スポーツ等種目の充実の検討が求められる。 また、参加者にスポーツを継続させることをねらいとして、週ごとのエクササイズ数を把握し合うなど、参加者の励みになるようなプログラムの検討をお願いしたい。	整理 済	男性(特に定年後)の参加率向上のため「男性のための軽スポーツ教室」を継続して開催している。 また、生涯スポーツ講座では、初心者や高齢者など、誰もが参加しやすい種目を設定しており、市民の健康・体力づくりに努めている。 さらに平成25年度から、普段仕事に追われ、運動不足に悩んでいる成人(勤労者)を対象に、スポーツ教室を開催している。 また、施設への出前講座を行い、高齢者の運動へのきっかけとして、介護予防に努める。		
470	スポーツ・レクリエーション推進事業	教育総務部	スポーツ振興課	-	-	〔目的〕 いつでも、どこでも、だれもが、自分らしく、いきいきと生涯にわたって、スポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しみ、参加できる環境をつくる。 〔手段〕 ・スポーツ講演会及び各種大会(教育委員会主催事業)を開催する。 ・越谷市スポーツ・レクリエーション傷害等見舞金の支給等に係る業務を行う。	高	低	高	低	B	参加者を募集するため、広報しがいや、ホームページ、cityメールで事業のPRを行った。今後、さらに市民のニーズに応えるため、運営、PR、進行などの開催方法等を検討し、事業の成果を一層高めていく。	検討・見直し	①②多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種事業の充実にも努めることともに、より一層PRなど多様な活動機会を図っていく。元且マラソンでは、自主財源の確保があるため、一部(印刷製本費)の支出を団体からの支出に切替えた。	26	C	各種大会・講演会などスポーツ・レクリエーションを開催することにより、市民の交流と健康づくり、体力づくりを促進し、誰もが生涯にわたっていきいきと生活できる環境づくりを目的とした事業である。事業内容は、体育賞、スポーツ講演会、スポーツ・レクリエーション指導研修会、ファミリーウォーク、元旦マラソン大会、スポーツフェア(体力テスト)、なわとび大会が毎年開催されているほか、スポーツ・レクリエーション傷害等見舞金支給が行われている。 毎年7事業が行われ、どの事業も長期にわたり継続されてきた。事業ごとに参加人数の目標設定をし、より多くの人に参加を促すことも大切であるが、本事業の目的は、スポーツ・レクリエーションに親しんでもらい、市民の健康管理に資するよう、自主的にスポーツ・レクリエーション活動を行えるようにすることである。「市民の健康管理」といった観点では、毎年の大規模なイベントよりも、市民一人ひとりの多様な生活スタイルに合わせた健康・運動指導や、日常的な運動機会の提供に力を入れるべきではないか。 既存の団体を中心としたスポーツ・レクリエーションの取組を継続するが本事業の目的ではない。日常的にスポーツを行う市民の割合が減少していることを考えても、その効果は限定的である。多様化する市民のニーズに対応した形で、スポーツに親しみ参加できる環境を整えるために、多くのノウハウを持つ民間スポーツ施設等関連事業者と連携・協働していく具体的な方策を速やかに検討したい。その際には、既存のレクリエーションの縮小・統合も含め、大幅な支援内容の見直しを検討したい。 市政世論調査で、スポーツ・レクリエーションを週1回行う成人が平成24年度で44.1%、平成26年度で39.2%と低下しており、7事業を継続していくことだけが本事業目的を達成する手段ではないと考えられる。市民のライフスタイルは時代により変化しており、行政として適切な手段を取らないと今後も当該数値が低下していく恐れがある。今ある事業をできるだけ絞り込み、その分、新たな事業を実施することを検討したい。越谷市スポーツ推進委員連絡協議会、越谷市体育協会などの団体と協力し、市民のニーズに合うような事業展開になることを望む。 医療、介護分野との連携は他事業でも行われているが、本事業においても、当該分野事業者等との有機的連携を図り、より多くの市民に対し、日常的な運動機会の増加や健康管理を促すような支援にも取り組まなければならない。アンケート調査を実施するなど現在の市民ニーズを把握し、子供から高齢者までそれぞれの年代でスポーツ・レクリエーションを楽しむ機会が得られるよう、事業内容の一部を見直すことも提案したい。見直しにより新たな年齢層の参加を促すなど、事業の普及に向けて検討したい。 本事業の各取組は、これまで、越谷市スポーツ推進委員連絡協議会、越谷市体育協会などの団体が実施主体となり、市の協力により開催されてきた。しかし、高齢化の進展の中で健康寿命延伸や予防医療などに注目が集まっていることから、本事業効果をさらに高めるためにも、医療・介護等の関連事業者との連携を市が主体的に進める必要がある。したがって、各事業の内容、支援方法の見直しも含めて検討したい。 平成19年度の行政評価では担当課の評価として、①講演会の運営、進行などの開催方針について見直し②講演会事業の充実を図る、と改善案が出されている。スポーツ講演会は、講演を聞く形式が主となっているが、参加者と触れ合いながら指導を受けるといった参加型の形式も考えられる。第一線で活躍した人から参加者が直接ノウハウを学ぶことで技術の向上だけでなく、夢・希望を醸成するなど事業効果も期待できる。 成果指標の講演会等の参加者数は、活動指標としての設定が必要である。また、成果指標として、参加者アンケートを実施するなど、市民の視点から指標設定することも検討したい。 《参考》平成19年度外部評価：B	26	C	子どもから高齢者までを対象とした事業を実施しており、保健・医療部門とも連携してニーズに合った事業を心がけている。また、多様化したスポーツ・レクリエーション活動の全てのニーズに対応することは非常に困難なことから、越谷市体育協会や越谷市レクリエーション協会、スポーツ推進委員等と連携しながら新たな事業展開を模索して、より多くのスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡大していくとともに、各団体が事業をより主体的に実施できるよう見直し、事業運営や経費の削減に努めている。	整理 済

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
471	市民体育祭事業	教育総務部	スポーツ振興課	S31	-	<p>〔目的〕市民の交流と健康づくり、体力づくりを促進するとともに、スポーツ・レクリエーション宣言都市として、健康で明るく豊かな市民生活の形成と市民文化の発展を目指す。</p> <p>〔手段〕各種大会の充実 1部大会・・・体育協会、レクリエーション協会加盟団体による大会 2部大会・・・13地区の地区体育祭 3部大会・・・中央大会、種目別大会(ソフトボール大会、バレーボール大会、卓球大会、グラウンド・ゴルフ大会、駅伝競走大会)</p>	高	高	高	高	B	<p>事業の成果を上げるため、多くの市民が参加できるように中央大会や種目別大会の内容や競技方法等について、主催団体と協議・検討が必要である。</p>	検討・見直し	<p>①競技種目や競技方法などを関係団体と協議・検討し、市民の声が反映された参加しやすい大会となるよう努める。また、Cityメールを活用し、広報活動を行う。</p> <p>②スポーツ・レクリエーション活動を通じて、市民の交流の場の提供や健康・体力づくりの促進がより一層進められるよう、活動機会の充実を図っていく。</p>	22	B	<p>各種大会を開催することにより、市民の交流と健康づくり、体力づくりを促進し、豊かな市民生活の形成と市民文化の発展を目指す事業である。</p> <p>昭和31年開始の伝統ある事業であり、地区の団結・交流を図るための重要な催しであるとともに、市民の年中行事の一環として受け入れられている事業といえる。</p> <p>また、市民の交流と健康づくりを促すとともに、スポーツ・レクリエーション宣言都市として、健康で明るく豊かな市民生活の形成と市民文化の発展に寄与している。</p> <p>平成16年度以降、組織の充実、新種目(グラウンドゴルフ大会)と子どもたちの大会参加の促進、中央大会のブロック制の導入、中央大会の種目の見直し等、市民や地区、主催団体の意見を取り入れ、事業運営の改善に取り組んできた点について評価したい。</p> <p>しかし、平成19年3月の越谷市生涯スポーツ振興計画策定のためのアンケート調査報告書によれば、一般市民の市民体育祭等の行事への参加希望は15.0%と児童生徒や体育指導委員の参加希望割合に比べ、かなり低い割合にとどまっている。市民体育祭が、越谷市の生涯スポーツ振興を支える主要事業として機能していることは認められるが、多くの市民の交流と健康づくりを促す機能を、現行の市民体育祭が果たしているかについては、疑問が残る。今後も、より多くの市民参加が図れるよう、市民体育祭の実施内容については常に見直しを行い、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルに沿った事業運営を実施されたい。</p> <p>前記アンケートによれば、比較的軽いスポーツに関する一般市民の参加希望が33.4%と最も多くなっている。そこで、比較的軽いスポーツ等を市民体育祭3部大会の種目に取り入れる。スポーツ人口の拡大を図るため、毎年同じ種目ではなく、市民のニーズの高い種目を隔年で実施する等、関係団体と協議しながら、一層の事業実施内容の改善に取り組む、より多くの市民が参加を希望する市民体育祭になるようにしていただきたい。</p> <p>また、今後もスポンサー企業を募集して、事業費の一部を負担していただくことも可能な限り進めていただきたい。</p> <p>さらに、市としても大きな事業であり、各種関連団体との調整や準備等に一定の業務時間が必要なことは理解できるが、平成21年度決算における正規・臨時職員の年間業務量1.73人は過大ではないか。人工の積算根拠が不明確であり、市民から見た場合「人件費が大幅にかかっている」と認識される可能性が高い。そこで今後は、定型的業務についてはより臨時職員担当業務として振り替えること、また、中央大会会場であるしらこぼと運動公園の指定管理者に一部業務を委託するなど、より効率的な運営方法を検討し、実施コストの削減を図っていただきたい。</p> <p>成果指標として、現行の3部大会参加者数に加え、1～3部大会参加者数合計を集計することによって、市民の大会参加率を成果指標として設定することも検討していただきたい。</p> <p>《参考》平成16年度外部評価：D</p>	<p>市民体育祭事業の実施にあたっては、主催6団体(体育協会、レクリエーション協会、自治会連合会、スポーツ・レクリエーション推進協議会、越谷市、越谷市教育委員会)が、毎年種目や競技方法、運営方法について、協議検討を重ねている。引き続き、市民体育祭事業が市民の交流と健康づくり、体力づくりが図られ、さらにより多くの市民が参加を希望する市民体育祭となるよう取り組んでいく。</p>	検討中
472	スポーツ・レクリエーション団体支援事業	教育総務部	スポーツ振興課	S44	-	<p>〔目的〕スポーツ・レクリエーション活動体制の充実を図るため、越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会、越谷市ゲートボール協会の活動を奨励・推進するための3協会に対する補助事業である。</p> <p>補助により、協会事業の自主的・自発的な運営を促し、組織の充実を図るとともに、市主催事業への協力等により連携を図る。</p> <p>〔手段〕越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会、越谷市ゲートボール協会への補助金交付</p>	高	低	高	高	B	<p>団体が活発に活動し、いつでも、どこでも、だれもが参加できるよう、組織の充実を図る必要がある。</p> <p>レクリエーション協会では、2団体の新規加入があった。</p>	検討・見直し	<p>①団体の自主的、主体的に運営が進められるよう、引き続き活動への支援、指導に取り組む。</p> <p>②スポーツ・レクリエーションの活動体制の充実を図るため、団体と連携・協力し、気軽に市民が参加できるような事業の推進に取り組む。また、自主的、主体的な取組を促進することで、団体活動の充実を図っていく。</p>	16 18	C B	<p>&lt;越谷市体育協会補助事業&gt; 当事業の運営方法等改善すべき点は多く、組織との関係を整理し改善に努めていただきたい。</p> <p>&lt;越谷市レクリエーション協会補助事業&gt; 高齢者の健康維持の面からも、スポーツ、レクリエーションの普及は必要である。運営主体をレクリエーション協会へさらに移管し、職員工数の削減を図るよう検討していただきたい。また、補助金が有効に活用されているかを評価するために、利用者アンケートを活用する等、市民の視点から成果指標を設定することを望む。</p>	<p>昨年度に引き続き、越谷市体育協会の主催事業である越谷市元旦マラソン大会において、地元企業の協賛を得ており、協賛金(ゼッケン代)を提供していただき運営費の削減を図っている。引き続き、自主財源の確保も、他、各団体に適した自主運営に向けての支援について調査検討をすすめている。</p>	検討中
473	図書館協議会運営事業	教育総務部	図書館	S29	-	<p>〔目的〕図書館運営へ市民の意見を反映させるため。</p> <p>〔手段〕図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関を設置し、図書館の効果的な運営を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>年4回の協議のうち、1回は先進図書館の視察を行い、他3回の協議とあわせ、協議会委員の意見等を参考により良い図書館運営を目指し取り組んでいく。</p>	検討・見直し	<p>①委員からの意見・提案内容を精査し、可能な件については適宜実施していくとともに、結果について迅速に報告する。</p> <p>②先進図書館の視察等を行う中で、委員からの多角的な意見等を集約し、本市の望ましい図書館のあり方について、検討を加えていく。</p>	21	B	<p>図書館協議会は、図書館の運営について、「館長の諮問に応ずること」と、「館長に対して意見を述べること」が役割であるが、館長からの諮問はなされていない現状である。今後は、より積極的に協議会を活用されることを望む。</p> <p>会議録で確認する限り、委員からの意見・提案が多数述べられており、そのうちの数件については既に実行に移されていることは確認できたが、協議会への報告が充分でない。今後は、提案の採用、実施、結果等の報告を行い、委員からの意見をいただくなど、協議会のさらなる有効活用を図らねばならない。</p>	<p>図書館協議会は、図書館運営へ市民の意見を反映させるためのものであることから、形式的ではなく、より実効性のある運営が求められる。こうした視点に立ち、平成22年度は、市民活動支援センター中央図書室のコンプレット等や、子ども読書活動推進員事業について協議していただき、平成23年度も、3回にわたり進捗状況等を報告する中で、さらなる意見等をいただくなど、現実的な形で実効性のある協議会の運営に努めている。また、平成26年度は、主に子ども読書活動の推進について意見等をいただいた。</p>	整理済

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
474	図書館施設管理事業	教育総務部	図書館	-	-	〔目的〕 市民が安全かつ快適に図書館を利用できるよう、施設管理に努める。 〔手段〕 日常的に館内巡回を行う。また、施設・設備等の保守管理や、警備業務・庭園管理等を専門業者に委託する。	高	高	高	高	B	市民が安全かつ快適に図書館を利用できるよう、施設の点検整備を計画的に行った。館内巡回点検及び日常清掃を実施した。 警備業務や庭園管理等は、専門業者に委託して実施した。なお、庭園管理は、剪定や除草、枝の伐採を実施し、図書館の快適な環境を保った。 館内のダクト清掃については、長年の懸案となっているが、予算面の制約等から、先送りの状況となっている。	検討・見直し	①17時以降の館内警備については、職員による館内巡回を強化していく。 ②館内のダクト清掃等、図書館の快適な環境の維持・改善に引き続き取り組んでいく。	18	B	図書館施設の維持管理に必要な事業である。清掃、庭園管理については、委託内容を見直し要求仕様を明確にすることにより一層の経費削減を望む。警備員の配置については、今後夜間開館時間のさらなる延長が求められることから、特に17時以降の警備体制強化を検討すべきである。	整理 済	清掃・庭園管理委託については、従来から委託内容を検討し仕様を明確にすることにより、経費削減に努めてきた。なお、平成19年度には、清掃委託の内容について、床面清掃業務の回数を減らすなど経費削減を図った。 また、警備委託については、特に17時以降の図書館内外の巡回回数を増やすなど警備体制の強化を図っており、引き続き、施設管理を適正に行っていく。
475	図書館施設改修事業	教育総務部	図書館	-	-	〔目的〕 市民が安全かつ快適に図書館を利用できるよう、施設の適正な維持管理に努める。 〔手段〕 書庫内装改修工事、公開図書床修繕、1階多目的トイレ自動ドア修繕、空調機ロールフィルター修繕、リモコンスイッチ修繕、事務室奥非常扉修繕等を行う。	高	高	高	高	B	市民が安全かつ快適に図書館を利用できるよう、優先順位に基づき、修繕及び改修工事を利用者のいない休館日に設定し、実施した。 施設が老朽化しているため、計画的な取組が必要となっているが、予算面の制約等もあり、予定どおりの対応は困難な状況である。	検討・見直し	①市民が安全かつ快適に図書館を利用できるよう、東側外壁改修工事及び西側外壁改修工事等を行う。 ②引き続き、南側外壁改修工事を行うとともに、屋上防水改修工事、洋式便器洗浄便座改修工事、中央監視装置改修工事、地盤沈下改修工事、空調機外気取入れ機能改修工事、エレベーター戸開走行保護装置等改修工事、吹付けアスベスト除去等改修工事等、安心して市民に利用していただくため、計画的な改修に取り組んでいく。	20	B	老朽化した図書館の施設改修事業である。図書館は、多くの市民が訪れる公共施設であり、安全、バリアフリーにも配慮し、高齢者や子供にも優しい施設であるためには、適切な改修箇所を確認し改修計画を立案し、積極的に対応されることを期待する。 予算通り執行し改修完了したことをもって事業評価をAとすべきかには疑問である。改修対象案件及び改修内容を最小コスト、最大効果の視点でどの様に決定したか、また改修費用の妥当性は何をもって確認したか等、明らかにしていただきたい。	整理 済	昭和58年の開館であり老朽化しているため、施設の改修にあたっては、優先順位に基づき計画的に対応している。また、実施にあたっては、休館日に設定するなど、市民サービスの低下を回避しつつ、最小のコストで最大の効果という視点で取り組んでいる。 なお、懸案となっていたエレベーターの改修については、財政状況が厳しい中で、平成21年度に補助率が100%の事業採択を得て、安全・バリアフリー仕様にも配慮した工事を行ったところである。
476	講演会・講座開催事業	教育総務部	図書館	-	-	〔目的〕 図書館利用の推進や、子ども読書活動の推進、市民文化の高揚の一助として、講演会・講座等を実施する。 〔手段〕 それぞれの事業にふさわしい講師に依頼するとともに、広報紙、ホームページ等によるPRに努める。	高	低	高	高	B	子どもの読書活動を推進する講座、郷土の歴史講座など、図書館ならではの事業の充実にも努める。 また、学校図書館運営ボランティアなどの市民力を生かした子ども読書活動の推進に向け、講座の開催回数等を増やすことが求められている。	検討・見直し	①平成28年度も、アンケート調査結果や寄せられた意見・感想を参考に、市民のライフステージに合わせた、より魅力的な事業となるよう努めていく。また、学校図書館運営ボランティアなどの市民力を生かした子ども読書活動の推進に向け、講座の開催回数等をさらに増やしていきたい。 ②地域社会に根付いた事業となるよう、学習機会の一層の充実を図り、市民の満足度の向上に努めていく。	19	B	市民が図書にふれる機会を拡大していくため、当該事業の有意性は認められる。一定の事業費内でより魅力的な講座を展開していくことが重要である。	整理 済	公立図書館が果たすべき役割ならではの事業として、各種の講演会・講座等を開催しているが、より魅力的な内容となるよう、その都度、テーマ・講師を検討するとともに、PRも十分に行い、幅広い世代の参加に努めている。
477	蔵書等整備事業	教育総務部	図書館	-	-	〔目的〕 資料の保存・図書情報の作成・電算システムの活用等を行い、蔵書の整備を図ることにより、より良いサービスを提供する。 〔手段〕 郷土資料・行政文書の整理・保存対策を行い、有用な資料の整備を図る。また、予約やリクエストのより迅速な処理を行う。書誌情報の作成や図書館システムの運用・保守管理は、専門業者に委託し、迅速で効率的な資料提供を行う。	高	高	高	高	B	現システムの見据えたサービスのあり方などを明確にした上で、図書館システムのバージョンアップ等を行い、図書館機能の強化に努めていく。	検討・見直し	①市立図書館を中心に、移動図書館・北部図書室・南部図書室・中央図書室において、蔵書を整備することで、市民の読書環境の充実を図るとともに、より良いサービスを展開していくために、図書館システムのバージョンアップ後の運用を点検し、さらなる図書館機能の強化に努めていく。 ②電子媒体による資料提供について、導入時期や手法についての調査研究を行い、市民の読書環境の充実を図る。	20	B	図書館システムは5年間のリース購入であり、平成22年にバージョンアップを計画されている。現システムについて、利用者の利便性向上と業務効率化のための改善ポイントを整理するとともに、専門家の意見を聞くなどして慎重な更新をお願いしたい。現状での図書館運営上の問題点を明らかにし、その問題点をどの様に改善するのか、更に何がどうなれば成果が出たか判断できるのかを整理したうえで、成果指標及び目標値を設定し評価していただきたい。分かり易く納得性のある指標の設定をされることにより、更に市民の理解を得られると思われる。	整理 済	蔵書等整備事業は、図書等を適切かつ効率的に管理することにより、利用者の利便性の向上を図るものであるが、平成22年10月に図書館システムの更新を行い、機能の強化を図りつつ、事務処理の効率化と経費削減も実現した。 こうした中、インターネット予約件数が大幅に増加しており、この件数を含む予約/リクエスト件数を活動指標とし、これと比例関係にある貸出冊数を成果指標としたことから、事業評価もよりわかりやすいものになったといえる。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価						10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案		12. 外部評価	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度							9. 総合評価
A	B	C	D	A													
478	野口富士男文庫運営事業	教育総務部	図書館	H6	-	<p>〔目的〕 越谷市にゆかりのある作家・野口富士男とその周辺作家の作品鑑賞をとおして、より豊かな市民生活を送る。また、野口富士男研究の拠点となり得る。</p> <p>〔手段〕 運営委員会・特別展・講演会の開催、小冊子「野口富士男文庫」の発行を行う。年1回の講演会では、野口富士男ゆかりの作家・研究者に野口富士男の文学について、語ってもらう。平成26年度は文庫開設20周年記念誌『越谷小説集』を発行し、越谷と野口富士男についてさらなる周知を図る。</p>	高	高	高	高	A	現状維持	<p>①平成28年度は、特別な周年事業は行わず、講演会・特別展の開催や小冊子の発行を中心とした取組を行う。また、図書館システムのバージョンアップにあわせ、ホームページ上で野口文庫の効果的な紹介ができるよう検討し、積極的な周知に努める。 ②当文庫の活動を広く周知し、保存・活用について、さらに一層努めていく。</p>	21	B	<p>事業範囲を敢えて厳格に捉えれば、運営委員会開催(年2回)、講演会実施(年1回)は計画通りであり、総合評価「A」とした内部評価は理解できる。しかし、その成果の判断には、評価表上に質的な評価が可能な実績を示す必要がある。 また、今回のヒアリングにおいて、1993年以降年1回発行している小冊子「野口富士男文庫」や、講師を招いての講演会の企画など、地道な事業活動が各方面から評価を得ていることが理解できた。今後とも、価値ある資料を、より広く、積極的に市民にPRする努力・工夫を継続していただきたい。</p>	<p>「野口富士男文庫」については、越谷市にゆかりのある作家の資料として文学的価値がきわめて高いものであり、市の貴重な文化資源といえる。 各方面からの評価、関心も高く、今後とも、所蔵資料のさらなる活用に努めていく。</p>
479	移動図書館事業	教育総務部	図書館	S45	-	<p>〔目的〕 図書館から離れた地域に居住する市民や学童保育室等への図書館サービスを行う。</p> <p>〔手段〕 移動図書館車を市内32か所に巡回させる。また、すべての学童保育室へ定期的な配本を行う。 さらに、小中学校への団体貸出の配送サービスに移動図書館車を活用する。</p>	高	高	高	高	B	検討・見直し	<p>①平成28年度は、2台の移動図書館車のうち1台の買い替えを予定している。 ①②移動図書館車で、指定した場所や学童保育室を定期的に巡回し、移動図書館の利点である身近な図書館機能を十分に発揮し、利用者の利便性を図るとともに、子ども読書活動の推進に努めていく。また、資料の選定・収集を計画的に行い、地域に密着した利用者サービスの充実を図る。</p>	19	B	<p>一定の利用者を確保しており当該事業の有効性は認められる。 事業を継続すべく、適正な巡回箇所の見直しを図り、利用率の拡大を図ることが重要である。</p>	<p>図書館サービスの地理的な公平性を維持する上でも、移動図書館は有効といえ、巡回の場所と時間の設定等は重要な事項となる。 こうした中、平成26年度においては、平成25年度に巡回廃止の申し出を受けた、大間野町4・5丁目ふれあい公園に代わり、新たに大間野小学校の巡回を開始した。また、移動図書館車を活用し、小中学校への団体貸出の配送サービスも行ってきている。なお、学童保育室の増設により、巡回する学童保育室数も年々増加している。 今後とも、巡回場所等の継続的な見直しに努め、事業の適正化を図っていく。</p>
480	備品等整備事業(視聴覚教材・教具整備事業)	教育総務部	図書館	S58	-	<p>〔目的〕 社会教育と学校教育における視聴覚教育の振興を図る。</p> <p>〔手段〕 視聴覚機器の維持管理、映写機・16ミリフィルム等の貸出等を行うとともに、DVDソフトを購入し、月例映画会を開催する。 また、障害者サービスをより一層推進するために、デジター図書を作製するための機器の充実を図る。</p>	高	高	低	高	B	検討・見直し	<p>①②紙媒体では表現しきれない情報を目や耳で体験できる視聴覚資料の充実を図り、視聴覚教育活動を推進していく。 平成28年度には、視聴覚ライブラリー用のDVDソフトの購入をさらに進め、利用の一層の促進を図る。</p>	21	C	<p>備品整備事業の実態については良く理解できるものの、問題点把握の視点がやや不明確である。 昨今の家庭におけるAV機器の普及状況も鑑み、当ライブラリーの特長を活かすなど、事業継続の意義を再度見直して、効果的な事業運営の方向性を検討していただきたい。例えば、事業継続の考え方として、以下の視点がある。 ①古い機材(16ミリ映写機等)そのものの持つ存在価値に注目し、保存・利用する。 ②コンテンツの価値を保つため、媒体変換(フィルム→CD)するなどして、維持・保管に努める。</p>	<p>AV機器、ソフトが家庭に普及している現状にあることから、DVDソフトの購入を進めている。また、16ミリ映写機・フィルムの維持管理に努め、貸出を継続している。 なお、16ミリ映写機の修繕部品の調達も難しくなっていることから、所蔵する16ミリフィルムのうち同タイトルのDVDソフトが販売されたときは、購入を検討するなど、適正な管理に努めている(平成27年度は5枚の購入を予定)。 さらに、子ども映画会及び一般向け映画会を開催するために上質な上映権付ソフトの充実を図ることで、視聴覚教育の振興に努めている。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
481	図書購入事業	教育総務部	図書館	-	-	〔目的〕 市民の生涯学習の拠点として、蔵書の充実と確保に努め、幅広く質の高い資料の提供を行う。 〔手段〕 利用者の要求を把握し、書評等を参考にして、資料選定を毎週行う。	高	高	高	高	低	「越谷市立図書館資料収集方針」に基づき、購入計画を踏まえながら、市民のニーズに合わせた図書を収集し、利用者へ提供できるよう努める必要がある。	検討・見直し	①市立図書館・移動図書館・北部図書室・南部図書室・中央図書室における図書のさらなる充実を図る。 ②より望ましい図書館機能を実現していくために、図書を計画的に整備していく。	17	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業には直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	整理 済	図書館サービスを充実させるために、図書館資料収集方針を周知徹底し、資料の選定・購入に努めている。また、限られた蔵書能力の中で、資料を収集し、魅力ある資料構成を維持するためには、資料の除籍も必要となるが、単なる廃棄をするのではなく、貴重な市民の共有財産であるとの視点に立ち、平成20年2月から、リサイクル本として図書館利用者に還元している。 さらに、平成18年5月からスタートしている図書館ボランティアは、資料の配架・書架整理、資料の補修、予約本の収集に大きく貢献している。
482	雑誌等購入事業	教育総務部	図書館	-	-	〔目的〕 市民の生涯学習の拠点として、資料の充実を図り、幅広く質の高いサービスを行う。 〔手段〕 計画的な雑誌等の購入を行う。また、自主財源の確保や企業等の社会貢献等に寄与する「雑誌スポンサー制度」を実施し、運用する。	高	高	高	高	低	「越谷市立図書館資料収集方針」に基づき、市民の要求を尊重しながら、特定分野に偏らないよう雑誌、CD・DVD等を購入し、利用者へ提供するよう努める必要がある。	検討・見直し	①市立図書館・北部図書室・南部図書室・中央図書室の雑誌の充実を図る。また、市立図書館・南部図書室・中央図書室の視聴覚資料の充実を図る。なお、自主財源の確保や企業等の社会貢献等に寄与する「雑誌スポンサー制度」を広く周知し、制度の効果をあげていく。 ②より望ましい図書館機能を実現していくために、雑誌等を計画的に整備していく。	18	公共図書館として、雑誌類の購入は必要である。限られた予算の中で、最大の市民満足度を得る雑誌の取捨選択を行うためには、雑誌別の閲覧実態を調査分析し、市民に説明できるデータ収集が必要である。また、市の政策・施策と連携した資料を購入する等の検討が必要である。	整理 済	図書館としての情報提供・保存機能については、雑誌類の果たすべき役割も大きいことから、市民の満足度を高めるため、市民の要求を尊重しながら、特定分野に偏らないよう、選定・購入に努めている。また、利用状況等を踏まえ、適宜、購入雑誌の見直しを行っている。
483	小・中学校施設空調設備設置事業	学校教育課	学校管理課	H26	H30	〔目的〕 夏場の熱中症対策を行うことにより、教育環境の改善を図る。 〔手段〕 小・中学校の普通教室へのエアコン設置、及び老朽化した既設エアコンの更新を行う。 なお、平成26年度は小中学校全45校の基本設計を行った。	高	低	高	高	低	平成27年度に予定している実施設計において、コスト縮減や設置工事期間などを勘案し、事業手法の決定をしている。	検討・見直し	①平成28年度は、小学校15校の設置工事を行う。また、残りの小学校15校について実施設計を行う。 ②平成29年度 小学校15校の設置工事、中学校15校の実施設計 平成30年度 中学校15校の設置工事(事業完了)	未 実施		未実施	
484	学校活動支援事業(学校管理課)	学校教育課	学校管理課	H18	-	〔目的〕 学校の環境整備、給食関係業務等に携わる校務主事及び学校業務員の適正な服従管理を行うとともに、研修を実施し必要な知識を修得することにより、学校運営の円滑化とさらなる充実を図る。 〔手段〕 適宜、出勤簿等の人事管理、福利厚生等に関する適正指導及び相談業務を行うとともに、研修会を職種毎に年2回(新任者研修会、全体研修会)開催する。また、安全教育及び特別教育の受講を勧める。	高	高	高	高	低	研修内容の見直し	検討・見直し	①事業内容に即した研修を実施していく。 特に学校管理課と校務主事間の情報共有を目指す。 ②研修内容を常に見直し、要望や実情に合った研修を行い、研修効果の向上を図っていく。	21	本事業の対象者である校務主事及び学校業務員に対し、各々2回の研修の実施、及び人事管理を行う事業である。校務主事、学校業務員とも、学校運営を支える貴重な業務を担っており、本事業を遂行する意義はあると思われる。 事務事業評価表の事業内容には、研修の件のみが記述されているが、実際の活動内容は人事管理に関わる業務量が多く、研修に関する業務の割合は大きくない。事業の内容を適切に反映した記述としていただきたい。(4)事業目的及び手段の内容は、事業内容の実態に合わせて記述していただきたい。また、「IV改革改善」については、事業目的に照らし、再確認をお願いする。	整理 済	平成21年度の外部評価で指摘され、「(4)事業目的及び手段」、「改革改善」の記述を見直し変更した。
485	小・中学校学校活動運営事業(教材等整備事業除く)	学校教育課	学校管理課	-	-	〔目的〕 越谷市立小・中学校45校の学校活動に支障のないよう、学級数・児童・生徒数等を考慮して各学校へ予算を配分するとともに、共通経費の予算を一括で管理し、効率的かつ円滑な学校運営を行う。 〔手段〕 小・中学校全校(45校)の各種学校活動を支援し、円滑な学校運営に資すべく、必要な予算を各校に配分し、さらに共通経費について一括管理を行う。	高	高	高	高	低	多様化する学校活動を円滑に運営するために必要な経費であり、また、小・中学校に通う全児童生徒の教育環境の確保に資するものであることから、今後も十分な予算の確保に努めていく必要がある。 ②学校活動の実情を十分に把握し、より適正な予算の配分を推進する。	検討・見直し	19	学校活動の必要経費を学校に配分して執行するもの、教育委員会で一括発注の方がコスト削減が図れるものに分けて執行している。 執行のガイドラインを配布し、科目毎の執行状況が把握できるようになっているが、学校活動の実態を整理し、備品台帳等のデータベース化を進めるなど適切及び円滑な執行と指導をお願いしたい。	検討 中	学校活動の実態を把握し、備品については、財務会計システムと連動し、すでにデータベース化している。 また、各学校が状況に応じ自らの裁量により、決定できる配分予算の執行については、各学校で起票された伝票を確認することにより、予算の適正な執行と指導を実施している。	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				実施年度	総合評価					
							(1) 妥当性	(2) 有効性	(3) 貢献度	(4) 貢献度						外部評価コメント ※【 】は、補助金等名称			
486	小・中学校施設管理事業	学校教育部	学校管理課	-	-	〔目的〕 小中学校の施設・設備等を良好な状態に維持し、学習空間のさらなる整備・充実を図る。 〔手段〕 施設・設備の修繕及び工事による改修、又は保守点検(電気主任技術者、エレベーター、機械警備、浄化槽等保守点検)、防犯カメラの借上を実施する。	高	高	高	高	B	施設老朽化のため、大規模な改修が必要である。また、経済設計及び費用対効果を上げる工夫が必要である。	検討・見直し	①②本事業は、児童・生徒の良好な教育環境を維持するために必要不可欠な事業であり、現在の施設整備の状況を把握し、今後も引き続き推進していく必要がある。	19	B	日常の点検が施設管理経費の節減にもつながることから、コスト意識を持たれ適切な執行に努めておられる。公共施設において、点検が義務付けられたこともあり、日常点検に加え、定期点検の円滑さ、統一的な管理のため、学校施設管理指針の趣谷市バージョンの一層の整備、徹底に努められた。 なお、管理の円滑さのため、学校毎の施設管理台帳やチェックマニュアルをネットワークで学校の教職員も容易に検索し、点検チェックリスト等を入力できるシステムについて検討いただきたい。	検討中	施設の日常点検・定期点検については、長期継続契約制度を活用するなど、コストの縮減に努めた。また、管理を円滑にするためのシステム等については、引き続き検討していきたい。
487	小・中学校施設改修事業	学校教育部	学校管理課	H11	-	〔目的〕 施設・設備等を改修することにより良好な教育環境の維持を図る。 〔手段〕 修繕及び工事による改修(県道拡幅事業費含む)	高	高	高	高	B	施設老朽化のため、大規模な改修が必要である。また、経済設計及び費用対効果を上げる工夫が必要である。	検討・見直し	①多様化する学校活動を円滑に実施するために必要な経費であり、また、市立小中学校に通う全児童生徒の教育環境の確保に資するものであることから、今後も十分な予算の確保に努めていく必要がある。 ②学校活動の実情を十分に把握し、より適正な予算の配分を推進する。	21	B	45の小中学校にある計164棟の校舎の改修を行う事業である。昭和40年代に建てられた校舎もあり、老朽化が進行しており、危険箇所の修繕を怠ると、学校で学ぶ児童・生徒の安全が確保されないことになりかねない。したがって、本事業を遂行する意義は大きい。 現在でもかなり綿密に計画立案を行っており、必要とする改修については積極的に予算計上されている。しかし、対象とする校舎は164棟もあり、修繕対象箇所数は膨大である。さらには、備品などの管理も含まれ一層きめ細かい対応を行い、適切な優先順位を設定する必要がある。そのためには、市と学校現場が一体となった情報管理が必要である。 例えば、修繕箇所に関する情報整備について、年次や半年に一度程度のデータ更新にとどめず、情報通信の活用等により、学校現場と市が更新され蓄積された生きた情報を共有することができれば、修繕計画の優先順位の検討に効果を発揮する。	整理済	工事・修繕については、きめ細かい対応を行うため、学校の要望に優先順位をつけてもらい、学校側の考える優先順位を参考にしながら、対応を行うこととする。 また、速やかに学校へ工事・修繕の内容を通知するため、学校系LANを活用し、情報の共有化を図る。
488	小・中学校施設アスベスト除去事業	学校教育部	学校管理課	H23	H27	〔目的〕 吹き付けアスベストが使用されている学校施設について、対策を行うことにより、児童生徒が安全に学ぶ環境を整備する。 〔手段〕 アスベスト除去工事を実施する。	高	高	高	高	A	国庫補助等を積極的に活用し、早期の完了を目指していく必要がある。 なお、本事業は平成27年度の工事竣工をもって、全小中学校の吹付けアスベスト除去が完了する。	終了(H27年度)	平成27年度で事業終了を予定している。	24	B	学校施設において使用されている吹き付けアスベストを除去し、児童・生徒の安全な学習環境を確保する事業である。 公共施設のアスベスト対策はこれまで順次行われてきたが、平成18年にアスベストの規制対象が厳格化(含有率1.0%→0.1%)されたことにより、全国的に再調査が行われ、多くの公共施設で新基準のアスベストが使用されていることが確認された。国では安全性確認を行ったうえで、アスベストの飛散を防ぐための対策を行い、必要に応じて改修等をを進めることを要請している。 越谷市では、平成17年度よりアスベストの気中濃度測定を継続的に実施し、各施設の安全性が確認されているが、小中学校等の施設についてはアスベスト対策に万全を期すため、平成23年度に本事業が開始されている。健康への影響が特に懸念される児童・生徒の安全確保を図る必要性・重要性は極めて高く、速やかに除去を推進していく必要がある。 本事業の終期年度は平成27年度と長期にわたるため、除去工事が終了するまでの間は、「封じ込め」、「囲い込み」等の適切な手法により飛散防止を図るとともに、気中濃度測定等の点検・監視を定期的に行い、維持管理に十分に留意することが必要である。また、各学校で除去工事を行う時期等は既に予定されているが、老朽化や損傷の進行状況に応じ、緊急性の高いものについては優先的に実施する等、柔軟に対応するよう留意されたい。 当事業が開始した平成23年度当初予算は、9,000万円の事業費を予定していたにもかかわらず、予算執行率が著しく低かったのは、予算見積の不備が主な理由であり、本事業の関係課等との連携・確認が不十分であったことを示している。低い予算執行率は経費削減に寄与する一方で、他事業の予算にも影響を及ぼすもので、今後はこうした不備が無いように細心の注意を払われない。平成27年度の事業終期に向けて学校別の除去事業計画が具体的に立てられていることから、数社から見積を事前に徴収する等、設計価格の精査をお願いしたい。 計画では終期年度の除去実施校は最多の7校を予定している。計画どおり補助金や予算を確保しなければ、事業期間が延長するおそれがあることから、財源確保については十分配慮されたい。 アスベストに関する情報は市ホームページで公表されているが、学校における使用状況等に対する保護者の関心は極めて高いと想定される。広報やホームページをより有効に活用し、飛散防止策や改修計画等について周知するよう検討されたい。	整理済	国の動向を注視し、補助金制度等の活用にも努め、できるだけ早期に事業の完了を目指す。また、予算要求にあたっては、数社からの見積りを徴収し、設計価格の精査を行う。
489	小・中学校備品整備事業(教材等整備事業含む)	学校教育部	学校管理課	-	-	〔目的〕 学校教育における備品の重要性に鑑み、新規教材の整備及び現有教材の更新を行うとともに管理備品の整備を進め、学校教育の充実を図る。 〔手段〕 予算措置 教育内容に則した備品の購入及び更新	高	高	高	低	B	教育環境の整備拡充のため、教育内容に沿った備品の整備が必要である。	検討・見直し	①備品について、備品管理システムを活用し、既存備品の一部を再利用する等コスト削減を図り、長寿命化を目指す。 ②耐用年数の過ぎた備品を計画的に購入し、整備する。	16	B	<教材教具等整備事業> 今後の財源の動向を勘案し、教材・教具の学校内・学校間共有化の推進および事務処理のIT化によるコスト削減と効率化の向上を図っていただきたい。	検討中	備品管理システムを活用し、備品の効率的な管理を進め、さらに、既存備品の一部を再利用する等コスト削減を図り、長寿命化を図る。



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価						9. 総合評価			総合評価	実施年度	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度			A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要				C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
490	小・中学校図書整備事業	学校教育部	学校管理課	-	-	〔目的〕 学校図書は、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で学校教育上重要な役割を担っており、学校教育に欠くことのできない基礎的備品であることからその充実・活用を図る。 〔手段〕 学校図書の充実を図るため、小中学校全校(45校)に予算を配分し、図書の整備を行うとともに学校図書館運営ボランティアや学校司書(学校図書館支援員)を各校に配置し、学校図書館の更なる充実を図る。	高	高	高	低	B	学校図書の更なる充実のため、新刊の整備を中心とし、劣化が著しく使用頻度の高い図書を継続し、蔵書を更新する。	検討・見直し	①各学校で教育内容に適した図書の選定を進めると共に蔵書管理を徹底し、学校図書の充実を図る。 ②全学校で蔵書率100%を目指す。	20	B	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの	各学校で選定した図書の購入や寄贈を合わせ、学校の蔵書率100%を目指している。司書教諭をはじめ、図書運営ボランティアが学校司書と引き続き連携を進め、図書館の利用促進を図る。
491	小・中学校理科教育等備品整備事業	学校教育部	学校管理課	-	-	〔目的〕 理科教育振興に基づいて、1/2国庫補助金を受け、理科教育等備品の整備を計画的に行う。 主に、理科教材備品の整備を行う方針としている。 〔手段〕 単年度で小学校6校と中学校3校を整備し、5年間で全ての小中学校(45校)へ計画的に整備する。	高	高	高	高	B	教育環境の整備拡充のため、教育内容に沿った備品の整備が必要である。	検討・見直し	①新学習指導要領に沿った備品の整備に努め、事業に見合った備品を購入する。 ②備品管理システムと理科備品システムとの互換性を持ち総合的な備品管理を行う。	未実施			未実施
492	小・中学校仮設教室借上事業	学校教育部	学校管理課	H14	-	〔目的〕 児童・生徒数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 〔手段〕 仮設教室の賃貸借	高	高	高	高	B	仮設教室設置後、10年以上経過している建物もあることから、部分的な破損や劣化等についての対応が課題となっている。	検討・見直し	①平成27年度以降も引き続き仮設教室の賃貸借を行うこととする。 ＜実績＞ 東越谷小、蒲生南小、大袋北小、西方小、中央中はそれぞれ賃貸借契約の延長 東中 平成23年2月から平成28年1月まで 明正小 平成26年8月から平成31年7月まで ②予算措置が整い次第、仮設教室(特別教室)を校舎内に戻すこととする。	25	B	<b>事業概要</b> 本事業は、児童・生徒数増加による教室不足を解消して、必要な教育環境を確保するため、学校敷地内に仮設の校舎を整備して、法に求められるクラス定員を確保するものである。 <b>必要性</b> 越谷市では、生徒・児童数の推計を行い、全体傾向としては減少傾向にあるものの、近年、一部の小中学校において教室が不足することが見込まれている。クラスの児童・生徒の定員数は法律で定められており、市ではその基準をクリアする人数でのクラス編成、教室整備が求められる。本事業は、このように法律に求められる事項に対応するための取組であり、かつ長期的には児童・生徒数の減少が見込まれる中、新たに学校を建設せず、費用を最小限にして対応を図るものであり、必要性は十分に確認できる。 <b>効索性</b> 本事業では、市の生徒・児童数の推計を基に、将来、教室の不足が見込まれる学校に対して、仮設校舎の整備の数年前から、市と学校が協議を行い、学校全体の教室配置や仮設校舎に移管すべき教室の検討や、その整備内容・タイミング等を綿密に協議している。このように市は学校の意向等を十分に踏まえた整備をすすめており、学校運営への影響を最小限に、かつ無駄のない、効果的・効率的な教室整備計画を前提に事業を運営していることが確認されることから、この観点においては本事業が効率的に実施されていると考える。 <b>有効性・成果指標</b> 本事業は法に求められる定員を前提にした教室の整備が目的である。現行の評価表では、「借上期間」を活動指標、成果指標に設定しているが、基準に照らした整備が行われたかどうかを測るものが指標として設定されるべきであることから、「借上期間」は指標としては適切ではない。また、より成果を確認するという意味においては、整備後の学校サイドによる評価を行うことが必要である。学校長、教員等に対する聞き取り調査を通じて確認するなど、整備するだけではなく、その後の利用も視野に入れた事業運営及び成果の確認を実施すべきである。 <b>活動指標</b> 活動面に着目すると、学校との協議回数等候補になりうる。 <b>その他</b> 本事業は リース期間終了後においても、将来、国の基準が見直されて少人数教育が導入されることを視野に入れた継続的な契約を見込んでいるとのことであるが、今後は児童・生徒数の動向の他、これら国の動向についても十分に注視するとともに、費用・効果の双方の点から適切なタイミングでの事業終期の設定、継続の検討・判断が必要である。	外部評価で指摘を受けた、成果指標の考え方について、検討を行う。
493	屋内運動場増改築事業	学校教育部	学校管理課	H25	-	〔目的〕 建築基準法における日影規制に適合させるため。また、児童の教育環境の改善を図るために屋内運動場の増改築を行う。 〔手段〕 屋内運動場増改築の基本設計、実施設計の後、既存屋内運動場に付帯されている放送室及び視聴覚室を、校舎内に移設するための改修工事を行い、増改築を行う。	高	低	低	高	B	平成26年度は地質調査を行った。今後基本設計等を経て、増改築工事へ事業を進める検討を行っている。	検討・見直し	①平成28年度は基本設計を行う。 ②平成29年度以降は、実施設計を経て、増改築工事へと事業を進める。	未実施			未実施

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
494	学区審議会運営事業	学校教育部	学務課	S47	-	<p>〔目的〕 市内・中学校の将来の児童・生徒数を把握し、適正な通学区を設定する。 〔手段〕 越谷市教育委員会の諮問に応じ、学区編成に関し必要な調査及び審議を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>継続的に審議・協議していく事業の多く存在することから、部内組織である検討会・作業部会での活用を積極的に推進するとともに、焦点を明確化した審議・協議を進めていく必要があると考える。</p>	検討・見直し	<p>①懸案事項についての協議を慎重かつ迅速に進めるため、学校教育部内の組織をより積極的に活用し、課題の明確化とその対策に向けた取組の検討・協議を進めていく。当該審議会においては、構成する委員意識の共通化・情報の共有を一層推進し、検討・協議内容について慎重に審議いただく。 ②児童生徒のより良い教育環境の形成、継続、推進が図られるよう、当該審議会が形骸化しないように取り組んでいく。</p>	23	B	<p>学区審議会は越谷市立小中学校学区審議会条例に基づき、設置されている組織である。越谷市教育委員会の諮問に応じて、学区編成に関し必要な調査及び審議を行う。学校規模の適正化、児童生徒の通学の安全のため、学区改正は避けて通れない課題であり、継続して実施していく事業と言える。 予算額に関して、過去の平成19年度から平成22年度までの間、いずれの年も決算額が予算額を大きく下回っており、予算配分の適正化が求められる。予算額と決算額に差が生じないように見通しの仕方について改善を要する。予算決定の手法について、他の自治体の例を参考にされたい。 人件費に関しては、会議の回数が少ないにもかかわらず、事業費に対して人件費の割合が非常に大きく、議事録作成等一部業務については臨時・非常勤職員の活用等も含めた改善の余地がある。 通学区については、学校の適正規模をはじめ、通学距離、通学路の安全確保、学校の収容人数などを考慮し、保護者や市民の意見を踏まえて決定する必要がある。学区の変更は、児童生徒が遠距離通学になるなど負担を強いるだけでなく、保護者に及ぼす影響も大きいことから変更区域の保護者の意見を十分に聞き、理解を得られるような体制づくりを検討されたい。 審議会の主な議案は学区の変更について協議することであるが、平成21年度のように学区審議会が開催されなかった年度もあったことから、学区変更協議がない場合でも、関連する課題の解決に向けて審議会で議論していただきたい。審議会の活性化に向けて、審議会の中で協議する事項を提案するために庁内で組織する検討会を設け、議論するよう体制にしたことは評価できる。今後は学区審議会が形骸化せず、活性化することを期待したい。 成果指標に見直された通学区の保護者に対し、アンケート調査を実施して満足度の把握を行い、「保護者の満足度(見直し通学区)」を指標として検討されたい。また、適当な距離を安全に通学できるような配慮がなされたかどうかを検証するため「遠距離通学者」の追加も併せて提案したい。</p>	<p>会議録作成に関しては、平成24年度から実施機関が作成し、その対応を進めている。また、保護者への意向調査として中学校選択制に関する意向調査を平成25年度から実施しているところであり、引き続き当該調査を進めてまいりたい。</p>	整理 済
495	臨時教職員配置事業	学校教育部	学務課	H12	-	<p>〔目的〕 重度の障害のある児童・生徒の学校生活への支援、並びに外国人児童・生徒への日本語指導の支援などのために市費で配置し、児童・生徒の学校生活の充実を図る。又、欠員補充等の臨時的任用教職員の配置時に県の任用決定までの一定期間、市費による任用を行い、担任が不在の状態を軽減し、学校運営の円滑化を図る。 〔手段〕 市費による臨時的任用教職員、特別支援教育支援員、日本語指導員の配置</p>	高	高	高	低	B	<p>学校側の教職員配置状況、児童の在籍状況等により、臨時教職員を配置する当該事業は、不可欠といえる。 しかしながら、重度障害児対応の補助員配置による市費負担増が課題となっている。 市費負担を軽減すべく、保護者への協力、理解を促すとともに、県費負担を要望することも考えられる。</p>	検討・見直し	<p>①②更なる制度の充実に向けて検討していきたい。</p>	19	B	<p>学校側の教職員配置状況、児童の在籍状況等により、臨時教職員を配置する当該事業は、不可欠といえる。 しかしながら、重度障害児対応の補助員配置による市費負担増が課題となっている。 市費負担を軽減すべく、保護者への協力、理解を促すとともに、県費負担を要望することも考えられる。</p>	<p>児童・生徒の状況等により臨時教職員の配置を拡充し、併せて各学校からの支援員の配置要望に応えるために予算の拡充を図っている。また、支援員配置要請のあった学校の状況を精査し、指導課教育相談担当との密接な連携のもと、特別支援教育支援員の適切な配置に努めている。</p>	整理 済
496	学校活動支援事業(学務課)	学校教育部	学務課	-	-	<p>〔目的〕 外国人学校に在籍する児童生徒の通学に要する経費を支援することで、保護者の経済的負担を軽減する。 〔手段〕 必要な経費を補助金として交付する。</p>	高	高	高	高	A	<p>外国人学校に在籍する児童生徒の通学費の補助については、保護者の経済的負担の軽減を図るため、補助金の適正な交付と有効な活用を図り、事業を継続する必要がある。</p>	現状維持	<p>①②保護者の経済的負担の軽減を図るため、継続して実施していく。</p>	18	B	<p>児童・生徒の課外活動や各種学校活動への支援の意味から事業の継続は必要である。補助金交付後のフォローを確実に行う必要がある。また、民間学校等開設費補助金については、現地実地調査の結果を学校間で共有するなどして、補助した事業の成果を効果的に活用することを望む。</p>	<p>特別支援学校負担金については、県の方針により各特別支援学校教育振興会組織が解散となり平成23年度で事業を終了した。</p>	整理 済
497	教育情報化推進事業(学務課)	学校教育部	学務課	H17	-	<p>〔目的〕 学籍の適正管理及び就学事務の効率化 ・就学援助費申請受理、審査・認定・支給等の事務効率化 〔手段〕 ・業務委託により学齢簿システム、就学援助システムの安定稼働を確保</p>	高	高	高	高	A	<p>学齢簿システム及び就学援助システムが構築され、適切に運用されている。</p>	検討・見直し	<p>①平成27年度にシステム更新を行い、学齢簿システム及び就学援助システムを統合し学事システムとして再構築する。再構築することで、平成28年度以降は、より効率的な学籍の適正管理、就学事務及び就学援助事務を行うよう改善を図っていく。 ②保持している児童生徒情報は、教育委員会における様々な業務の基本情報となることから、内部で検討している教育委員会総合システムの中で、学齢簿及び就学援助システムの役割やあり方について検討を進めていく。</p>	24	B	<p>児童生徒の学齢簿等の適正な把握を行うため、学齢簿システム及び就学援助システムを活用することにより、事務処理の効率化を推進する事業である。 平成17年度の学齢簿システム、平成20年度の就学援助システム導入やその後のシステム改修を通して、業務に要する人員を減らすとともに、これまでの手作業に比べミスが少なくなる等業務の効率化に大きく寄与している。 学齢簿システムおよび就学援助システムの開発業者、改修業者、保守管理業者が全て同じとなり、特定業者への過度な依存(ベンダーロックイン)が見られる。学齢簿システムは、平成17年の開発に約470万円の費用が発生しているが、平成20年の就学援助機能の追加で約1,200万円、その後のシステム改修等で平成22年に約1,000万円、住基法改正に伴う平成24年の改修で600万円以上の費用を計上している。また、同システムの保守管理も毎年150-400万円ほどかかっている。平成17年度の学齢簿システム開発において、提案依頼書(RFP)により開発業者を決めた経緯があるが、ベンダーが当初の開発費を抑えて受注し、その後の改修や保守管理で回収することも想定した上で、提案依頼書を作成していれば、特定業者への過度な依存を防止することは十分に可能である。平成27年度にOSのアップグレードに伴い、高システムの更新を予定している。システムの改修や保守管理、機器買付等を含めた全体的な構想、計画を示し、トータルでコストを抑え、より効率的なシステムを構築するよう着実に準備を進めていただきたい。また、本システムは、重要な個人情報を含む事業であることから、効率化を進める一方で、システムを利用できる職員、端末を明確に定め、引き続き情報管理には十分配慮されたい。また、今後の情報システム調達においては、教育委員会システム構想検討委員会での議論を踏まえて、本件と同様の事象が起きないように細心の注意を払われない。 本事業は平成17年度より始まっているにもかかわらず、これまで内部評価がなされてこなかった。システムの導入以降も、システムの保守管理やシステム機器買付により、毎年数百万円を支出する重要な事業である。システムの稼働状況や、使い勝手、効率化への寄与等について毎年評価を行い、PDCAサイクルに則り事業を実施するよう徹底されたい。また、これまで行ってきた事業内容についても、システム導入がどのような影響や効果を与えたのか、例えばシステム導入前にかかっていた該当事務の人件費と比べ、システム導入後の該当事務にかかる人件費がどれだけ削減されたかなど、コスト削減の程度を遡って検証し、今後の参考にしていきたい。 学齢簿システムの登録者数である「5月1日現在児童生徒(数)」は、適切な活動指標とはいえない。日々の業務に同システムがどれだけ利用されているかといった観点から、活動指標案として「学齢簿システムの年間利用件数」を提案したい。同システムの利用者は少数に限定されており、指紋認証等により厳格なアクセス制御が行われていることから、利用件数の把握は十分に可能と考える。月間の利用件数推移等を把握することで、業務やシステムへの負荷を平準化し、より効率的・効果的なシステム運用を目指すこともできる。</p>	<p>事務事業評価の活動指標について、日々業務にシステムがどれだけ利用されているかといった観点から「システム年間利用件数」を追加した。</p>	整理 済

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 有効性	(3) 効率性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
498	小・中学校 就学援助事業	学校教育部	学務課	S32	-	〔目的〕 経済的理由により就学困難と認められる年齢児童生徒の保護者に対して就学費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減する。 〔手段〕 学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費、新入学児童生徒学用品費等を支給する。	高	高	高	高	B	平成27年度にシステム改修が行われる。 実施手順についてさらなる効率化に向けた検討を行い業務を遂行していく必要がある。	検討・見直し	①②学校とより密に連携を図り、制度を必要としている保護者に対して周知が適正に行われるようにする。	22	B	経済的な理由により、就学困難と認められる年齢児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費等の就学費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減する事業である。 就学援助は景気低迷等の影響から利用者が全国的にも増加傾向にあり、今後も増加するものと見込まれる。利用者が増加すれば、それだけ予算の確保が必要になってくるが、他の支援施策と重複する場合は支給額を調整したり、支給基準を厳格化するなどの対応も検討していただきたい。 また、支給を逸してしまい、不公平がないように、事業の周知徹底に心がけていただきたい。さらに、今後も関係各課と連携をとり、適切に事務事業を執行していただきたい。	13. 外部評価を受けた対応等 就学援助費の周知方法については、粘土当初に学校から子供を通して保護者にリーフレットを配布するようにし、併せて広報やホームページに情報を掲載するなど、継続して情報提供するよう努めた。 また、転入者への周知徹底を図った。
499	校医及び薬剤師運営事業	学校教育部	学務課	S33	-	〔目的〕 学校医等の配置を行い児童生徒の健康診断を実施し、適正な健康管理を行うとともに学習効率や学習環境の向上に資するため。 〔手段〕 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の配置	高	高	高	高	A	法に基づいて実施しなければならぬ事業であるため、継続して実施していく。	現状維持	①②法に基づいて実施しなければならぬ事業であるため、継続して実施していく。	20	B	学校保健法に基づき、学校に校医・歯科医・薬剤師を配置する事業で、市の医師会、歯科医師会、薬剤師会からの推薦を受け、委嘱している。校医等の職務は「執務状況調査一覧表」で報告を受けているが、医師会等ともさらに連絡を密にし、今後とも校医等推薦にあたっての協力を継続的に得て、児童・生徒の健康管理に資していただきたい。	学校保健安全法に基づき実施しなければならない事業であり、各学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置し、児童生徒の健康管理を行っている。
500	教職員健康管理事業	学校教育部	学務課	S33	-	〔目的〕 教職員の疾病の早期発見・早期治療に努め心身両面からの健康づくりを推進するため。 〔手段〕 定期健康診断・胃検診・肺がん検診を実施し、産業医・健康管理医の適正な配置を行う。	高	高	高	高	B	特定健康診断対象者の検診結果の把握と課題の分析	検討・見直し	①特定健康診断結果の有所見率を把握し、引き続き教職員の健康状態の把握と課題の分析を図っていく。 ②人間ドック受診者を含む健康診断結果及び特定健康診断結果を正確に把握し、分析を徹底していく。	20	B	教職員の健康管理は特に重要であるが、定期的な健康診断や特定健康診断結果を一元管理し、健康管理に役立てる情報管理の仕組みを作り、健康状況の分析に取り組みされることを期待する。 なお、メンタルヘルス面での取組については、産業医とも連携し、制度や仕組みにこだわらず、身近で信頼関係のある者に相談できるようにするなど、積極的な対策をしていただきたい。	学校保健安全法等の法令に基づき教職員定期健康診断を継続して実施している。また、各学校には、健康管理医を配置しておりメンタルヘルスに係る対策も整備している。さらに、管理職や衛生推進者を対象にメンタルヘルスに係る講演会を開催し、自校の教職員の対応に役立てるよう指導を行っている。
501	児童生徒健康管理事業	学校教育部	学務課	S33	-	〔目的〕 児童生徒の疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、学習効率の向上に資する。 〔手段〕 学校医により検診を行う。委託業者により心臓検診、尿検査、きょう虫卵検査を行う。	高	高	高	高	B	効率的なデータ管理、受診者率の向上	検討・見直し	①学校保健安全法改正に伴い、検診項目等が変更予定のため、法に基づき検診項目の変更、検討を行う。	20	B	心臓健診、検尿、検便、結核等の健診・検査を行う事業である。児童・生徒の健康管理は家庭の義務であり、定期健診を学校として実施すべきかどうかという議論もあるが、疾病の早期発見に寄与している面もあり、保護者と協力して早期発見治療に努めていただきたい。これらの健診結果を効率的に管理するシステム化を検討し、検査結果等を分析し、専門家の協力を得て、予防対策につなげることを検討していただきたい。	検討中 学校保健安全法に基づき定期健康診断等を実施、児童生徒の疾病の早期発見、早期治療に努めている。また、各学校においては、学校保健委員会を位置づけ、その中で、学校医等の助言指導を受け、予防対策に努めている。 今後は、市全体としての分析を可能とするため、システム化を検討したい。
502	健康教育推進事業	学校教育部	学務課	S35	-	〔目的〕 学校保健の推進・安全教育の啓発に努めるとともに、学校管理下における児童生徒の災害に関する医療費等の必要な給付を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。 〔手段〕 健康教育研修会及び学校保健会の組織の活用、日本スポーツ振興センターへの加入と掛金の負担	高	高	高	高	B	原則は任意加入となっているが、公立学校の児童生徒の加入率は概ね100%である。全員加入となるように引き続き働きかけていきたい。	検討・見直し	①②学校給食管理システムと連携した徴収事務の一元管理について検討する。	20	B	スポーツ振興センターへの児童生徒の学校管理下での事故等に対する給付保険であり、掛金の半額を市が負担することは妥当と思われる。しかし、掛金の現金徴収を教員が扱っており、負担軽減のためにも、料金徴収、給付等の事務の効率化が必要と思われる。 なお、保険給付申請状況等を分析する事により、事故発生情報の把握が可能となる。分析結果を教育現場にフィードバックし、安全対策に生かす仕組みを確立していただきたい。	検討中 平成22年度より、スポーツ振興センターの「災害共済給付オンライン請求システム」を利用することで、請求から保護者への支給までの期間が、約3ヶ月から2ヶ月へと短縮された。事故発生情報については、分析結果をセンターのホームページや養護教諭部会にて情報提供し、安全対策の参考となるよう指導を行っている。
503	外国語指導事業	学校教育部	指導課	S63	-	〔目的〕 グローバル化が進む世界で、国際社会の一員としてその役割を果たせる児童生徒の育成を目指す。国際社会で信頼され、発展に貢献できる児童生徒の育成を推進する。 〔手段〕 国際交流等を進めるうえで、有効なツールとなる英語教育を推進し、業務委託(派遣)により語学指導助手(ALT)を学校に配置する。市内小中学校に27名のALTを配置し、英語の授業(小学校外国語活動)、総合的な学習の時間等の指導に従事する。小学校と中学校の英語教育の連携を推進し、コミュニケーション能力の育成や国際理解教育の充実を図る。	高	高	高	高	B	①派遣会社との契約を見直す。 ②越谷市の学校教育に柔軟に対応でき、日本人教員と共に授業を充実させることのできる質の高いALTの確保に努める。	検討・見直し	①文科省も英語教育強化推進を図り、学校では英語教育の一層の充実が求められている。授業のさらなる活性化を図るため、ALTのより効果的な活用を推進する。 ②越谷市の児童生徒のコミュニケーション能力向上や国際理解教育推進を図るため、教育計画の改善を図る。	18	B	国際理解教育の推進の立場から、英語によるコミュニケーション能力の向上は、必要な事業である。JETIによる招致期間満了後、順次委託に切り替え、経費削減を実施されている方針は継続していただきたい。一方、教育現場でのトラブル回避のため、委託内容を要求仕様として明確化し、委託業者の管理を徹底することを望む。	整理 派遣会社に対して、具体的な研修内容とALTの資質の項目を仕様で明確化している。教育現場でのトラブルを回避するため、派遣会社との連携をより一層図っていく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である
504	学校応援団推進事業	学校教育部	指導課	H22	-	<p>【目的】 学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成を図り、「学校応援団」の活動とおして学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進め、学校応援団の活動の充実を図る。</p> <p>【手段】 学校応援団づくりの推進のために学校応援団づくり推進委員会を開催し、学校の学校応援団担当者や学校応援コーディネーターを一堂に会して情報交換、実践発表、講演会等を行う。</p>	高	高	高	高	A	現状維持	<p>①平成28年度に向けた取組 ②中長期的な取組</p>	23	<p>外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの</p>	<p>学校応援団は、保護者・地域住民が学校における学習活動、環境整備、防犯活動などについて活動するボランティア組織である。青少年の健全育成、人格形成に寄与するとともに、地域住民にとっても地域貢献、自己実現の場となっており、学校、地域住民が相互にメリットがあり、相乗効果が生じている。近年では、学校の事務負担が増し、教員が多忙になったことで、児童生徒一人一人にきめ細かな指導をすることが難しい状況に陥っている。そのため、学校応援団が学校に果たす役割は大きい。</p> <p>学校応援団の中には図書ボランティアが存在するが、平成22年度までは図書ボランティアは別の事業として区別されており、平成23年度から学校応援団の事業に組み込まれた。図書ボランティアは各学校に普及しており、その人数は増加傾向にあり、現在では800名近くの方が活動している。業務内容として図書の貸出、返却や図書の台帳整理、データ入力事務等を行い、学校応援団事業の中でも不可欠な活動と言える。他のボランティア活動と連携して、これまで培ったノウハウを活用し、学校応援団全体としての活性化を図りたい。</p> <p>埼玉県教育委員会が推奨する「放課後子ども教室」と学校応援団の連携を図り、両事業が効率的に運営されるようにする必要がある。例えば、ボランティアの連携として、学校応援団として登録した人を放課後子ども教室事業で放課後や週末の学校で支援ボランティアとしても活動するように働きかけるなどの合理化を図りたい。</p> <p>今後の課題として、全中学校へ学校応援団の設置を進めたいとしているが、現在登録しているボランティアのモチベーションを継続的に高め、学校応援団の充実を図ることも大切である。コーディネーター養成研修会、ボランティア養成研修会を実施して育成体制の充実を図っていただきたい。今後、中学校に学校応援団が設置された場合、同じ通学区内の小学校と中学校でボランティア同士による連携を図り、効率化に努められたい。</p> <p>また、学校応援団の活性化のためには、コーディネーターの果たす役割が非常に大きい。そのコーディネーターの数が学校によってばらつきがあり、少ない学校では1名という学校もある。コーディネーターが1名の場合、コーディネーターに負担がかかり、多様な活動ができない恐れがあるため、コーディネーターの数が少ない学校には市がアドバイザーなどフォロー体制の充実を図りたい。</p> <p>事務事業評価表の平成23年度当初予算の人員費が0.00と記載されているため、適正な記載をお願いしたい。</p> <p>学校応援団は図書ボランティア以外にも地域見守りボランティア、読み聞かせボランティアなど多くのボランティアの方々によって構成されているため、活動指標は「図書ボランティア数」に限定するのではなく、「ボランティア数」に変更されたい。</p> <p>成果指標に「学校応援団設置小学校数」とあるが、平成22年度に全小学校30校において学校応援団の設置が完了し、目標達成をしていることから、今後の課題である全中学校設置に向けて「学校応援団設置学校数」とした方がより適切である。成果指標に「図書ボランティア組織数」とあるが、平成21、22年度実績ともに100%に達しており、指標を見直す余地がある。「学校満足度」など、より効果を実証する指標を検討されたい。</p>
505	学校教育推進事業	学校教育部	指導課	-	-	<p>【目的】 児童生徒の「生きる力」「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」を育成する。</p> <p>【手段】 ○小中学生の多様な学習を支援する学習環境や活動環境を整える。 ○部活動外部指導者や日本の伝統文化に関する外部指導者を派遣する。 ○ふれあい講演会を実施し、進路指導の推進を図る。 ○道徳教育振興会議に道徳振興事業を委託する。 ○ネットバトル事業を委託し、ネットを介したいじめ等の未然防止及び早期発見、解消を図る。</p>	高	高	高	高	A	現状維持	<p>①②平成27年度から5か年計画で全市的に取り組み「小中一貫教育」の研究、道徳の教科化や次期学習指導要領の全面改訂を見据えつつ、本市の教育課題に即応する事業となるよう努める。</p>	未実施	未実施	
506	学校教育団体支援事業	学校教育部	指導課	-	-	<p>【目的】 越谷市立小中学生の体力、運動技能の向上と健康の保持増進を図り、運動・スポーツに対する興味関心を高めるとともに、競技力の向上を図る。また、小中学校教員の体育・保健体育科の指導力向上を図る。</p> <p>【手段】 各種団体に補助金を支援し、運営の活性化を図る。</p>	高	高	高	高	B	検討・見直し	<p>①補助金の見直しを進めた結果、平成26年度より体力向上推進委員会への支援については、補助金事業から委託事業化した。</p> <p>②中核市移行後は、学校教育団体を教職員の総合的な研修の場として、一層機能させる為の方策について、より具体的に検討していく。</p>	16	<p>活動結果指標、成果指標として当事業の妥当性、効率性、有効性を表す指標を設定する必要がある。例えば、体力向上の相対的比較等。補助金単価の妥当性について検証していただきたい。</p>	<p>成果指標を見直し、体力向上の数値目標を設定した。また、補助金単価の妥当性については、年度末に指導課担当者が監査を行い、その妥当性をチェックし、毎年見直しを図っている。</p>
507	学校図書館運営活性化事業	学校教育部	指導課	H22	-	<p>【目的】 小中学校に司書(司書補)の有資格者を配置し、学校図書館運営ボランティア等との連携による読み聞かせや環境整備等を通して、学校図書館の利用活性化を図る。</p> <p>【手段】 越谷市教育委員会において14名の司書(司書補)の有資格者を雇用し、小中学校に学校司書として配置する。</p>	高	高	高	高	B	検討・見直し	<p>①市内全小中学校へ一週間で2日間配置を目的に拡充を図っていく。 ②学校司書の拡充を視野に入れた中長期的な配置計画を検討するとともに、資質向上のための研修計画を立案する。</p>	未実施	未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価			9. 総合評価			総合評価	実施年度		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性							A 事業内容は適切である
508	学校農園事業	学校教育部	指導課	H6	-	〔目的〕 自然体験や勤労体験に乏しい児童・生徒に貴重な体験の場を提供し、生命や自然環境、食物に対する理解を深めること、生命の尊さや思いやりの心をはぐくむことをねらいとする。また、地域の農家の方や学校応援団、PTAの協力を得ることで地域との連携を強め、開かれた学校づくりに資する。 〔手段〕 社会科、理科、生活科、総合的な学習の時間、学校行事等に体験活動を位置づけ、時間を確保する。また各学校の取組を紹介し合う場を設け、より効果的な体験活動が行えるようにする。	高	高	高	高	A	現状維持	①契約更新や情勢の変化により新たに農地が必要となる学校への対応を予定している。 ②市内全ての小中学校において農業体験活動が実施できるよう、今後とも所有地の整備活用を含めた条件整備を図る。	17	児童・生徒が農業体験をすることは教育上、大変重要なことであり、今後も大いに強化すべき事業である。ただし今後は、市内の全ての小・中学校で同じ体験ができるよう拡充を図り、偏りを無くすことが必要である。また、農地の手当てを土地開発公社からの購入で購うことは財政上、無理が生じる可能性が高く、慎重に対処すべきである。	校内農園を含めた学校ファーム事業としては、市内全小中学校で実施している。今後とも各校の体験活動を支える基盤事業として推進していく必要がある。
509	環境教育推進事業	学校教育部	指導課	H23	-	〔目的〕 児童生徒一人一人が、地球温暖化などの環境問題を自らの問題として認識し、将来にわたり安心して生活できる持続可能な開発を行う社会の実現に取り組むための教育を推進する。 〔手段〕 各小学校のビオトープや学校周辺の自然環境を活用した環境教育を推進するための指標生物調査プログラムの作成を委託するとともに、作成されたプログラムを活用して体験学習を推進するために学校ビオトープの状況を診断し、適切な環境とするための整備作業計画を委託する。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①生物多様性子ども調査については、こしがや環境サポーターの活用を図り、さらに学習支援に関わるよう連携を深める。複数年使用できるテキストは、製本数を削減していく。また、調査実施時期の分散が図れるよう、開始時期を早める。 ②生物多様性子ども調査については、専門的な知識が必要な部分のみ業者に委託し、学校単独で実施可能となるように、説明会等を充実させ、教員の資質の向上を図る。	24	各学校において、身近な自然を活用した指標生物の生息状況調査や環境保全体験活動に取り組むとともに、学校のビオトープの環境整備を行い、環境教育を推進する事業である。これまで、各学校では電気、水道の使用量削減、ペットボトルのキャップの回収、グリーンカーテンの育成等のエコライフ活動や、市内環境教育関係施設の活用を通して、環境教育が行われてきた。これに加え、平成23年度より当該事業が開始され、小学校のビオトープを整備し、身近な自然環境を活用した環境教育が新たな柱として展開される。児童・生徒が環境問題を自らの問題として認識する上で必要な事業である。 平成24年度から12校の小中学校でビオトープ等の自然を活用して、トンボの生息状況を調査し、調査結果をホームページで発表する取り組みが始まった。年間8時間の授業の内、4時間は専門家による授業支援を受けることができるが、今後は教職員のみによる指導による成果を得ることが期待される。教職員への定期的な研修を今後も継続して行うことが求められる。また、近隣の自然を学習を進める学校もあることから、地域の方のサポートを得ながら地域の環境への理解を進めるよう工夫されたい。 他市では、児童だけでなく、地域の人々の環境への意識を啓発するため、ビオトープの整備を行う際は、企業から資材の提供を受けたり、PTAや地域の自治会等、多様な関係者に協力を求めている事例もある。学校だけでなく地域住民を巻き込んで環境問題に取り組むことが可能になり、コストの削減も実現できることから参考にしていただきたい。専門講師の派遣や、企業の協力などは、埼玉県で「埼玉県環境アライバー」「環境学習応援隊」「埼玉県環境教育アシスタント」などの制度を設け、県や企業が費用負担していることから積極的に制度を活用されたい。 また、ビオトープは定期的の手をかけなければ、整備から数年もすると荒れ放題になってしまう等、維持管理が課題である。維持管理を行うのは担当教職員というケースが多いが、教職員の負担が大きいため、PTAや地域住民にも協力を依頼する等、継続して学習素材、遊びの場として活用できるよう、整備する際にはその後の維持管理のあり方についても配慮されたい。 委託業者の選定について、平成23年度に委託した「指標生物調査プログラム作成」業務は、「KIKYO」という環境の指標の概念を活用して学習プログラムの作成することを仕様としたところ、要件を満たす企業が一つのみであったが、次年度以降は今年度の実施結果を基に業務委託に必要な情報を積極的に開示して、複数の企業による公正な競争環境を整備されたい。 将来的には、本事業を通して専門知識を獲得した教師や地域住民が中心となって、委託事業の一部を実施できるようになることが望ましく、そのための成果目標も検討されたい。 成果指標については、「整備実施校数」をビオトープの「整備実施率」とされたい。 また、教職員や児童生徒にアンケートを実施するなどして、本事業の環境教育への寄与について検証されたい。	平成26年度より環境政策課と連携し、こしがや環境サポーターを導入した。今後も学習支援に入ってもらうこととなっている。生物多様性子ども調査の委託業者については学習プログラムの特性上、他の業者では対応が困難である。本調査の成果については年度末に教職員や児童を対象としたアンケート調査を実施し効果を検証を図りたい。
510	研究委嘱校等支援事業	学校教育部	指導課	H26	-	〔目的〕 教科等の指導法改善をはじめとする教育課題解決のための研究推進を図り、学習指導を充実させることにより、教職員の資質向上を通じて児童生徒の「生きる力」の一層の育成をすすめる。 〔手段〕 本市に共通する教育課題及び各校の特色を生かした課題に対する研究を奨励し、推進のための助成を行う。	高	高	高	高	B	検討・見直し	①平成27年度から、5か年計画の新たな研究組織・体制となる。その初年度となる平成27年度の研究推進状況を十分に分析し、平成28年度に向け、必要な修正を加えていく。 ②本市としての「小中一貫教育」を確立するとともに、学校管理課及び学務課等と連携し、児童生徒数減少期に向けた本市の義務教育全体の在り方について総合的に考えていく必要があろう。	未実施	未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である
511	小・中学校教師用指導書等整備事業	学校教育部	指導課	-	-	<p>【目的】 新学習指導要領の実施及び教科書の採択替えに伴い必要とされる教師用指導書及び教材等を配付し、質の高い教育の均一化を図る。</p> <p>【手段】 教師用指導書及び教材等の配布</p>	高	高	高	高	B	<p>小学校では、新学習指導要領全面実施に伴い、平成23年度に一括整備を行い、平成24年度以降複数年度で使用する教師用指導書の整備や学級の増加に伴う調整を継続的に行ってきた。平成27年度の一括整備、それ以降の対応を過不足なく、遅滞なく行わなければならない。</p>	<p>①小学校は平成27年度の採択教科書使用開始年度であり、一括整備を終えたため、複数年度で使用する教師用指導書の整備や学級の増加に伴う調整を過不足なく、遅滞なく行う。また、中学校は平成28年度が採択教科書使用開始年度であるため、不足なくまた遅滞なく整備を進める必要がある</p> <p>②教科書の採択替えは原則4年ごとに実施されるため、採択替えに合わせて実施する一括整備と、一括整備後の継続的な補充が必要である。そのため、これらに対応できる整備計画について検討を行う</p>	25	<p><b>事業概要</b> 本事業は、小・中学校における4年ごとの新学習指導要領の実施及び教科書の採択替えに伴い、教員の効果的な指導を通じた教育内容の水準確保に必要とされる教師用の指導書、教科書及び教材を配布するものである。</p> <p><b>必要性</b> 本事業は、定期的に行われる新学習指導要領の実施に合わせて、その改定に伴う指導内容を教員が的確に理解して効果的な教育を実施するために、教師用の指導書、教科書及び教材を配布するものである。これは法律等により求められているものではないものの、同様の取組はほぼ全ての自治体において実施されているものである。また、教員を務めた経験のある市職員によれば、この教師用の指導書、教科書及び教材は、新学習指導要領の実施において必要不可欠なものであり、その配布・活用は、教育水準の確保、効果的な教育の実施において必須のものであるとと判断できる。</p> <p><b>効索性</b> 本事業は定期的な新学習指導要領の実施のタイミングにおいて、必要となる指導書等を発注し、購入・配布するものである。配布は委託により配達事業者が行っている。現在の評価表では、正規職員の人工が0.24の水準となっており、これは新学習指導要領の実施の有無に関係なく提示されているが、この水準は取組内容によって変化するものと考えられる。人工0.24の業務内容を精査した上で、より効率的な業務運営のための実施方法の見直しや、職員配置等を見直すことが必要である。また、本事業は正確さと業務運営の効率性を高めることが求められるものであることから、継続的に業務運営を改善していくことが必要である。</p> <p><b>有効性・成果指標</b> 本事業は、指導書等を定期的に配布することが目的である。現在、成果指標は「整備率」となっているが、より厳密には「予定通りミスなく配布された指導書等の数、割合」といった指標の方が適切である。また、指導書等は教員にとって不可欠のものであるとはいえ、それを定期的に確認することや、活用の状況・実態等を明らかにすることも必要と思われる、そのためには学校長、教員に対するアンケート、聞き取り等を、配布から一定期間後に実施する等の工夫も必要である。</p> <p><b>活動指標</b> 現在の評価表では、「配布小中学校数」となっているが、この指標では実績に変化がなく活動の実績を測るものとしては適当ではない。例えば、「配布作業（決められた冊数を期日通りに配布業者に委託する作業）の対応率」「学校等との事前協議の回数」といったものが候補になると考えられる。</p> <p><b>その他</b> 本事業は新たに市総合振興基本計画に位置づけられたようであるが、本事業は最低限度の教育内容・水準を確保するために、より高度な教育を目指す取組の前提となるものとして理解・認識されるべきである。その意味では、本事業は計画での位置付けのある／なしに関わらず実施すべきものであり、基本計画上においては、越谷市ならではの、教育内容、質の向上を図るべく、施策体系に基づいた取組をより重視すべきである。</p>	<p>成果指標を「整備率」から「配付先への対応率」に変更し、全体の学校数のうち、遅滞なく配付した学校数を成果として評価する。また人工値に関しては、採択替えに合わせて実施する一括整備時と、その後の継続的な補充時とで正確な数値を算出する。</p>
512	人権教育推進事業(学校教育)	学校教育部	指導課	-	-	<p>【目的】 児童生徒一人一人がその発達段階に応じて人権の意義や重要性等について理解するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚を養い、人権尊重の具体的な態度や行動がとれる児童生徒を育成する。</p> <p>【手段】 児童生徒用学習資料(人権)(10,400部)を児童生徒に配付する。また人権教育の窓(1,500部)を市内教職員全員に配付することにより人権教育推進上の課題を明確し、全教育活動を通じて様々な児童生徒の人権課題に対する正しい理解を促すことができるよう教職員の資質を高める。</p>	高	高	高	高	A	<p>児童生徒の豊かな人権感覚を育成するため児童生徒向けの人権教育学習資料を作成・配付するとともに、教職員向けの「人権教育の窓」を作成・配付し、人権感覚育成プログラムを活用した学習指導案や人権教育啓発ビデオを紹介し、各学校人権教育を推進している。また、児童生徒の人権感覚の育成には、教職員自らの人権感覚及び人権意識を高める必要がある。そのため、毎年度人権教育・男女共同参画研修会や、転入・新採用教職員対象の研修会を開催している。</p>	<p>①教職員の世代交代期にあたり、「人権感覚育成プログラム」等を活用した参加体験型の研修会を実施し、若い世代の教職員を中心に、児童生徒の豊かな人権感覚を育成することができる指導力を引き続き育成する。</p> <p>②「埼玉県人権教育実施方針」等、県の人権施策の動向を踏まえつつ、教職員がインターネット等に絡む人権侵害をはじめとする様々な人権課題について正しく理解することができるよう、研修内容や方法を工夫していく。</p>	20	<p>事業名称が同和教育から人権教育へと変わり人権教育推進の事業内容が変化してきている状況の中で、同和問題に重点を置いた教育から内容を拡大して対応する必要がある。配布するパンフレット等についても、市が実施されている状況調査の結果を踏まえ、現状に合わせた内容としていただきたい。</p> <p>現在市として取組まれているさまざまな活動を、事務事業評価表に反映させていただきたい。</p>	<p>参加体験型の人権教育を推進するための研修会を開催し、児童生徒の人権感覚の育成を図る。</p>
513	総合学習・チャレンジ支援事業	学校教育部	指導課	H26	-	<p>【目的】 総合的な学習の時間及び特別活動等の一環としての体験的な学習を充実させることにより、みずみずしい感性、社会性及び自立心を養うとともに思考力、判断力、表現力等を育成する。</p> <p>【手段】 小中学校の総合的な学習の時間における体験的な学習及び中学校の「社会体験チャレンジ」に係る費用の一部を助成する。</p>	高	高	高	高	A	<p>平成26年度から事業の実施方法を見直し、各校への助成金から指導課の直接予算による事業となった。今年度は制度の移行を周知するとともに事務の適正な執行のために各校を支援する場面が多かったが、十分な成果を挙げることができたといえる。</p>	<p>①事務処理の円滑化について各校への周知徹底を図るとともに、より効率的な事務処理の方法を工夫する。</p> <p>②道徳の教科化や次期学習指導要領全面改訂などを見据え、より効率的で意義ある体験活動となるよう工夫改善を重ねたい。</p>	27	<p>小学校の「総合的な学習の時間」、中学校の「総合的な学習の時間」及び「社会体験チャレンジ事業」に係る体験活動の充実を図り、当該目的の達成のため必要な経費の一部を補助する事業である。</p> <p>総合的な学習の時間は、児童生徒の自ら考え行動する力を育てることが重要な目的であり、そのために学習するテーマやそのやり方についてできる限り児童生徒が自ら決めることが好ましいと考えられる。学校や市は経費面や情報提供など児童生徒に対してできる限りのフォローアップ体制を整えるべきである。社会体験チャレンジ事業も含めて、可能な限り児童生徒の希望を最大限に反映される体制の整備、学習後の児童生徒への関心事項を継続的に把握するなど、より効果的な事業となるよう引き続き努められたい。</p> <p>社会体験チャレンジ事業については、多くの事業所が生徒の受入をしており、生徒の地域産業への関心を高めるうえで、効果的に実施していると評価できる。生徒が地域社会の中に入り、就労前から地域の人々とともに当該地域で働く体験は、事業の目的と合致しており、引き続き必要な支援のもと継続を図るべきものと思われる。</p> <p>実施している授業内容の例をみると、すでに実施している他科目、他事業との類似が見られる。それらの科目・事業と当該事業の整理統合ができるのか、次期の学習指導要領改訂時期に合わせて、重複科目、重複事業の統合など効率化を図ることを検討をされたい。</p> <p>活動指標の「中学生の参加率」、「体験的な学校の実施校数」は、児童生徒の育成に係る目的を達成し得るための具体的な指標としては適切ではないと思われる。成長を確認する意味でも、「アンケートによる児童・生徒の理解度」等、児童生徒や学校・指導者の努力による活動が分かるような目標指標を検討されたい。</p>	<p>※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価						10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案		12. 外部評価			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度							9. 総合評価		
A	B	C	D	総合評価															
514	伝統芸術鑑賞事業	学校教育部	指導課	-	-	〔目的〕我が国の伝統や文化について正しく理解し、日本人として日本の伝統文化をしっかりと受け継ぐことが国際化の時代を生きる児童・生徒にとって大切である。伝統芸能である「能」を鑑賞し、体験することにより、日本古来の文化や歴史を感じ、小学生の豊かな心を育てることにつながる。 〔手段〕こども能楽劇場を越谷コミュニティセンターで開催する。事前にテキストを各校に配布し、興味関心を高め、意欲的な鑑賞態度を育成する。また、代表児童をステージに上げ、会場の児童とともに能の謡を体験させる。	高	高	高	高	A	子ども能楽教室は平成26年度で25回を重ね、多くの児童が伝統芸能(能楽)を鑑賞してきた。体験的な活動を取り入れ、一定の成果を挙げているが、更なる推進のために台本の見直しを図るなど、考えていきたい。	現状維持	①②学習指導要領改訂に伴い、伝統や文化に関する学習の充実が求められている。体験活動の充実により、学習効果を高めることが期待できるので、実施方法を工夫していく。	18	B	市の資産である能楽堂を有効活用した事業であり、日本の伝統芸術への関心を高めるためには必要な事業である。例年実施している事業であるので、企画や計画の方法をマニュアル化するなど、事務の一層の効率化を推進していただきたい。	整理 済	小学生の能体験コーナーを設けるなど、事業の充実を図っている。企画や計画のマニュアルはあるが、さらに細かい所にまで配慮し、事務の一層の効率化を推進していく。
515	日本伝統文化推進事業	学校教育部	指導課	H10	-	〔目的〕越谷市立小中学校における日本の伝統文化に係わる教育の充実を図る。 〔手段〕必要な学校に対し、日本伝統文化の各指導種目に関して専門的な実技指導力を備えた者を派遣する。	高	高	高	高	B	本事業により、指導者の派遣を受けた各小中学校のクラブ及び部活動が平成26年10月に開催した第22回越谷市小中学校日本文化伝承の集いに参加しており、大きな成果を挙げているといえる。今後は、参加児童生徒数及び参観保護者数増加に伴った運営面の工夫が必要である。	検討・見直し	①「日本文化伝承の集い」の運営組織について、当該年度幹事の仕事を含め、実行委員会の仕事や準備会、当日の運営について申し送りをしていく。また、児童生徒の荷物置き場の改善を図る。 ②我が国の伝統や文化に関する学習の充実が求められている。今後とも日本伝統文化講師との連携を密にし、事業内容の一層の充実を図る。	18	B	未実施	未実施	
516	表彰事業	学校教育部	指導課	-	-	〔目的〕越谷市立小中学校の児童生徒で、他の模範となるものに対し表彰を行うことにより、本市の教育の振興発展に資する。 〔手段〕小学校6箇年、中学校3箇年無欠席だった児童生徒・他の模範となる児童生徒を市立小中学校が推薦一被表彰者を教育委員会会議において決定する。	高	高	高	高	A	各小中学校及び保護者等から「実績ある児童生徒を表彰することにより、他の児童生徒の目標となる」、「表彰を励みにしている児童生徒がいる」などの声が寄せられており、効果の高い事業であると考え。	現状維持	①なし ②表彰規定ガイドラインにおいて、小学校6箇年皆勤賞については「平成24年度以降入学生から遅刻・早退がないことを要件に加える」と定めており、平成28年度までは経過措置がとられている。 この点について今の段階から十分に周知徹底し、平成29年度から混乱を生じないように配慮する。	18	B	未実施	未実施	
517	部活動等競技会派遣事業	学校教育部	指導課	-	-	〔目的〕部活動の活性化を図り、生涯にわたり運動・スポーツに親しみ、健康で明るい生活を営むことができる児童生徒を育成する。 〔手段〕越谷市を代表して関東・全国大会等の上位大会に出場する学校に対し、交通費及び宿泊費の一部を助成する。	高	高	高	高	A	現行の制度に移行した平成21年度意向の実績を見ると、平成21年度は予算執行率が70%台、22・23年度は90%台であったのに対し、平成24年度以降は追加の予算措置を行い、執行率が100%を超えている。本事業は、部活動の奨励的な意味合いが強く、高い予算執行率は部活動が活性化していることを示すといえる。	現状維持	①平成21年度から助成額を定額制に設定している。今後も是を維持し、広く児童生徒の活動を支援する。 ②本事業による助成を受ける児童生徒が増えるよう、部活動外部指導者派遣事業や日本伝統文化指導者派遣事業と連絡を密にししながら、部活動の活性化を図っていく。	16	A	全国大会等選手、派遣状況に応じ予算対応をせざるを得ない。都度、予算管理の難しさがあるが適切な対応をお願いしたい。	整理 済	平成21年度より、予算内で運動系、文化系と広く様々な部活動に助成できるように、部活動等競技会派遣助成金交付要領を改訂した。
518	副読本等整備事業	学校教育部	指導課	-	-	〔目的〕体育、道徳、小学校社会科の副読本及び準教科書を児童生徒に配付し、授業における教材としてこどもの主体的な学習活動を推進する。 〔手段〕道徳副読本及び体育実技準教科書を児童生徒に配付する。また「わたしたちの越谷」を作成し、社会科副読本として児童に無償配付し、授業において活用する。	高	高	高	高	A	社会科副読本「わたしたちの越谷」の作成に当たっては、農作物等の季節に限られる写真等も必要になるため、1年間を見通した編集計画の立案が必須である。平成26年度当初、編集計画を見直したことから、資料収集がたいへんスムーズになった。	現状維持	①各校の児童生徒数を性格に把握し、過不足ない購入・配付を行う。 ②道徳が教科書化された場合、道徳副読本が検定済み教科書の無償給与が実施されることが予想され、道徳副読本購入費は不要となるため、今後の動向に留意しながら購入計画を策定していく。 また、社会科副読本「わたしたちの越谷」の作成にあたっては、内容をさらに検討すると共に、長期的な編集計画を策定する。	20	A	現役の先生方の参加による市独自の副読本の編集活動は、評価に値する。今後は、独自に編集する副読本と、一般に出版されている教科書を活用するものとを授業の科目によって見極め、副読本編集にかかる作業の効率化も検討する必要がある。	整理 済	購入・配付の方法を工夫し、効率的かつ効果的な活用を図る。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価年度	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 有効性	(3) 貢献度	(4) 真実性						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
519	放射線対策事業	学校教育部	給食課	H24	-	<p>〔目的〕 東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生に伴い、小中学校の給食に使用する食材の放射性物質を測定することにより、食材の安全性を確保し、子どもたちの健康を守るとともに、保護者の不安を緩和する。</p> <p>〔手段〕 厚生労働省「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に準拠し、Na(I)シンチレーションスペクトロメータによる核種分析とし、毎日4～5品目の食材を測定し、測定当日に市のホームページで公表する。</p>	高	高	高	高	A	現状維持	<p>①越谷市小中学校、保育所等の給食食材の放射性物質測定方針に基づき、4～5種類の食材を毎日測定し、測定当日に市のホームページに測定結果を公表し、食材の安全性の確保と児童生徒及び保護者等の不安解消に努める。</p> <p>②越谷市放射線対策基本方針に基づき対策を進める。</p>	未実施	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの	未実施	
520	教育情報化推進事業(学校給食栄養管理システム)	学校教育部	給食課	H23	-	<p>〔目的〕 ネットワーク化による献立作成や物資発注、食数管理等に係る業務の効率化と充実を図る。</p> <p>〔手段〕 学校給食栄養管理システムの使用に係る事務手続きを行う。</p>	高	高	高	高	B	検討・見直し	<p>①平成23年度システム開発、平成24年度平行運用、平成25年度本格運用開始、各種学校栄養管理業務の効率化を図るため、献立情報の蓄積、システム運用に努める。</p> <p>②教育関係情報化部会で教育委員会のシステムのあり方を検討している。その中でサブシステムとして、より効果的なシステムのあり方を検討していく。</p>	26	<p>学校給食栄養管理システムのネットワーク化による、献立作成や食材数量算出、献立材料発注書作成など学校給食業務の効率化と充実を図る事業である。平成23年度にシステム開発に着手し、24年度一次稼働、25年度に本格運用している。今回導入した学校給食栄養管理システムはASP方式を採用しており、ASP事業者に対して毎月使用料を支払っている。他自治体に先駆けASP方式を導入したことはBOP(業務継続計画)の観点からも評価できる。平成25年度の竜巻被害で市内に3か所ある給食センターの内、1か所が給食提供が困難になった際も、システム対応で迅速に他の給食センターに食数を振り分けることができ、早期復旧にもつながっている。</p> <p>新システムが導入され、平成24年度からシステム運用経費が90万円以上抑えられていること、献立管理、発注管理等の事務効率化や手順の平準化により、栄養士の作業時間が年間900時間以上減ったことも評価される。削減時間は学校訪問や食育指導などに当てられており事業効果は大きいといえる。</p> <p>しかし、システム導入にあたり、越谷市の学校給食に合わせたカスタマイズ及びシステム導入を行うために、500万円の開発・導入費用がかかっている。今後、システム業者や利用サービスの見直し・変更等があった場合に、開発費の重複が発生しないよう、他の業者によるシステムや機能等の情報収集を行い、より低廉で効果的なシステムの利用に努められたい。</p> <p>ASPサービスでは、通常SLAと呼ばれるサービス品質の保証に関する取り決めがあり、年間の正常稼働率99.99%などの基準を下回った場合、一定の金額を利用料から減額することがある。本事業のシステムについても、サービス品質基準を明確にして、システムが使えなくなった場合の対応方法や利用料減額等について、具体的に定めておくことが望ましい。</p> <p>ASPサービスの場合、利用者の意見を反映して、追加の費用を発生することなく、定期・不定期のシステム更新が行われ、本事業のシステムでもバージョンアップが行われている。システムの実際の利用者である栄養士を中心として、業務の効率化や使い勝手の向上など、システムの品質改善に資する意見を今後も積極的に業者へ伝えるよう努められたい。</p> <p>本事業のコストはシステム使用料のみ計上されている。システムの報告も契約業者から毎月受けているため、システムに係る人工を加えるなど事業全体の捉え方の見直しを検討されたい。</p> <p>活動指標の「システム処理可能となった業務数」には、単位コストの記載がないため、「事業費÷業務数」で示せないか検討されたい。</p>	整理済	<p>・ASPサービスの定期・不定期のシステム更新に向けて、日常的にシステムの実際の利用者である栄養士が中心になり、業務の効率化や使い勝手の向上など、システムの品質改善に資する意見を積極的に伝えている。</p> <p>・サービス品質に関する取り決めについて、サービス品質基準とシステムが使えなくなった場合の対応方法等について具体的な検討を行っている。</p>
521	給食センター臨時職員配置事業	学校教育部	給食課	S44	-	<p>〔目的〕 効率的な学校給食の運営を目指し、調理業務職員の欠員分等を補充・確保するため、調理経験者や有資格者の臨時職員を配置する。</p> <p>〔手段〕 臨時職員を登録制とし、面接試験等を経て効率的に採用する。(総務部人事課にて全庁的に対応)</p>	高	高	高	高	B	検討・見直し	<p>①必要な臨時職員の確保を図る。特に年度当初は、人員の入替、調理班体制の再編もあることから、人事課と連携して人員の確保に努める。</p> <p>②臨時職員の確保を図るとともに、安全・衛生面の教育及び体系的職場研修を実施することで、臨時職員の質・量の充実に努める。</p>	未実施	未実施	未実施	



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							9. 総合評価						11. 実施年度	12. 総外部評価				
							8. 個別評価	(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性						(4) 貢献度	実施年度	総外部評価
522	給食センター備品整備事業	学校教育部	給食課	S44	-	<p>【目的】 給食センター及び小中学校の各種給食用備品の老朽化に対応するため、調理用機械器具や牛乳保冷庫・配膳台の整備を行う。</p> <p>【手段】 計画的に調理用機械器具、牛乳保冷庫・配膳台の買い替えを実施する。</p>	高	高	高	高	B	<p>学校給食を安定・継続して提供するため、安全・衛生管理強化に努めるとともに、経年劣化した備品を計画的に整備する必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①施設設備を出来るだけ長持ちさせるため、修繕やこまめな手入れを実施し、安全・衛生管理の強化に努める。</p> <p>②学校給食を安定して継続的に提供するために、老朽化の激しい機械設備を計画的に更新・整備していく。</p>	22	B	<p>給食センター及び小中学校の各種給食用備品の老朽化に対応するため、計画的に備品の買い替え、整備を行う事業である。</p> <p>学校給食を安定、継続的に提供するため、調理用機械器具、牛乳保冷庫・配膳台の整備、買い替えは重要である。</p> <p>調理用機械器具は、使用年数の長期化に伴い、機能・性能が低下し、食中毒発生のリスクが高まったり、作業効率が低下するなどの問題が生じる。しかし、耐用年数が過ぎたからといって、直ちに使用不可となるものではない。修繕で対応し、修繕不能になるまで使用可能な備品もある。したがって、備品は定期的に点検を行うとともに、機械器具をできるだけ長期間使用させるため、修繕やこまめな手入れを実施する必要がある。</p> <p>その上で、機械器具の設備更新・整備に当たっては優先順位をつけるなど事業支出の効率化を追求する必要がある。</p> <p>給食センターにおける大型備品については、購入予算額、落札額ともに高額であるものも少なくない。このため、当該大型備品の予算措置とともに、落札額や落札率も重要な調達管理情報となる。一定額以上の備品調達結果については、越谷市学校給食運営委員会に報告されており、調達管理情報共有の観点から評価できる。</p> <p>今後、このような調達管理情報を収集・活用することにより、担当職員に対する一層のコスト意識喚起や、類似備品の適正価格調達を目指されたい。また、備品購入価格や保守委託費用の妥当性についても、他の自治体の状況を把握して、客観的な根拠を持つよう努められたい。</p> <p>越谷市では、現在給食センターを直営方式で運営しているが、将来の給食センター建て替え時には、PFI方式等を含め効率的な運営方法を検討することになっている。</p> <p>しかし、本件に関しては、給食センターの運営形態が直営方式であるか公設民営方式であるかの如何にかかわらず、引き続き、市で担当する事業である。</p> <p>したがって、今後も、学校給食を安定・継続して提供するために、安全衛生管理強化に努めるとともに、経年劣化した機械設備、機械器具について計画的に更新、整備されたい。</p> <p>成果指標として掲げられている備品点数は、活動結果指標というべきである。成果指標としては、設備更新計画における備品買い替え達成率などを検討されたい。</p>	<p>大型備品は保守点検結果に基づく修繕、その他の備品は日頃のこまめな手入れと修繕を実施している。</p> <p>大型の調理用機器、牛乳保冷庫、配膳台の更新・整備については、計画的な実施に努めているが、示す備品整備率を新たに成果指標として設定し、事業の進捗度を点検するとともに、次年度以降の事業計画(予算化)に反映している。</p>
523	給食センター施設管理事業	学校教育部	給食課	S44	-	<p>【目的】 学校給食センターにおける衛生管理・安全管理を行うため、調理機器やポイラーなど施設設備の適正な管理を行う。</p> <p>【手段】 調理機器などの厨房設備やポイラーなどの点検・清掃委託、性能検査委託などを行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>学校給食を安定・継続的に提供するために、安全・衛生管理の強化に努めながら、効率的・合理的な施設管理が求められている。</p>	検討・見直し	<p>①引き続き施設設備の保守管理、検査等の委託により、適正な施設設備の機能維持に努める。</p> <p>②厳しい財政状況であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため、安全と衛生管理の強化に努め、効率的・合理的な運営を図る。</p>	17	B	<p>安心、安全な給食を提供するために適切な施設管理を行うことは、重要な事業であり、今後適宜更新していく必要がある。</p> <p>更新にあたっては、学校給食事業の効率性を勘案し、全面委託方式を視野に入れた施設更新計画を検討する必要がある。</p>	<p>施設設備の清掃、保守管理、検査等の委託により、経費の節減及び施設設備の機能維持に努めている。</p> <p>現行施設設備の長寿命化を図る中で、当市の給食業務の経緯や実態を見ながら、施設の建替時に合わせて、総合的見地から適切な手法を探っていく。</p>
524	給食センター施設改修事業	学校教育部	給食課	S44	-	<p>【目的】 学校給食を安定して継続的に提供するため、施設設備の機能維持に努める。</p> <p>【手段】 学校給食センターの施設設備の計画的な改修・修繕を実施する。</p>	高	高	高	高	B	<p>学校給食を安定・継続して提供するために安全・衛生管理の強化が求められている。経年劣化した施設設備の更新や改修等を計画的に実施する必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①厳しい財政事情であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため、必要な財源確保を図るとともに、効率的・合理的な運営に努める。</p> <p>②衛生的で安全な設備運営をするためには施設設備の改修は不可欠だが、多額の経費を必要とすることから、順次改修する計画を立てていく。</p>	20	B	<p>市内45校の給食を供給する3つの給食センターの役割は大きく、学校給食を安定して継続的に提供することは不可欠である。しかし、給食センターの機器・設備の老朽化に伴い、改修・修繕にコストがかかる現状がある。当該事業は、機器・設備の改修・修繕に関する事業だが、機器・設備の買い替え、改修・修繕、清掃・定期点検など施設維持の総合的視点で最適化を図ることが重要である。</p>	<p>計画的な施設設備の改修・修繕に努めるとともに、保守点検結果に基づく修繕、突発的に発生した修繕も実施し、施設設備の機能維持に努めている。</p> <p>平成26年度は空調設備工事等を実施している。</p> <p>施設管理事業とも連携し、適切な施設設備の機能維持・改修に努めていく。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である
525	学校給食運営委員会運営事業	学校教育部	給食課	S44	-	<p>【目的】 学校長7名、PTA3名、学校医2名、学校歯科医2名、学校薬剤師2名、保健所長1名、知識経験者2名、公募による市民2名からなる委員をもって構成する学校給食運営委員会を組織し、学校給食の適正な運営に資する。</p> <p>【手段】 学校給食運営委員会を必要の都度開催する。運営委員会の専門部会として、献立部会、物資部会を設け、効率的な運営に資する。</p>	高	高	低	高	B	<p>①②全体会及び専門部会の会議がより効率的にできるよう、会議の回数や参加職員数、資料作成方法などを検討する。また、専門部会への職員の参加については業務分担等の見直しを行い削減していく。</p> <p>全体会においては、学校給食の運営に関し各委員の専門的な立場から意見を伺うなど、運営委員会の活性化に向けて取り組む。</p>	24	C	<p>学校給食の適正な運営を図るため、学校長、PTA代表者、知識経験者などの委員から構成される学校給食運営委員会を組織し、学校給食に係る各種の施策を審議する事業である。委員会は各学期に1回ずつ、年間計3回開催される。また、運営委員会の専門部会として献立部会、物資部会があり、それぞれ年複数回開催される。</p> <p>昭和44年に始まった当事業は長年にわたり質の高いサービスの提供に寄与してきたが、給食事業の質が充実している近年は指摘事項が少なくなり、特に全体会については形骸化している感がある。</p> <p>しかし、昨今は安全性の確保や、食育、地産地消などさまざまな要素が審議内容に加わり、学校給食に多様な役割が求められるようになってきている。特に近年は市で地産地消を推進しているため、関係課と連携し、献立作成や物資選定において協力して取り組んでいただきたい。また、越谷市立学校給食センター設置条例で定める運営委員会の設置目的をはじめ、事業評価における当事業の目的は、時代の経過とともに当初より変化している。あらためて見直し、現状に沿った形に変更されたい。その際には、越谷市学校給食運営委員会規則において、委員会の役割、活動内容、調査・審議事項等について明らかにすることが望ましい。</p> <p>これまで当事業の人工に対して適正な数値が示されてこなかった。事業の作業にどれだけの職員を充てているかを示す「人工」の算定は、事業評価の基本であり事業の効率性を検討する上で基盤となる重要な数値である。今後は正確に算定した上で、PDCAサイクルによりそのつど見直しを行い事業を推進していくよう留意されたい。</p> <p>事業費(約100万円)に対する人件費(約67万円)の割合が、越谷市における他の審議会・委員会運営事業と比較しても高く、また、全体会、献立部会、物資部会を含め計21回開催されているが、会議を一回開くのに40万円ほどのコストがかかっている。会議の回数削減や、会議に参加する職員数の削減、会議準備に要する時間の短縮等を実施することで、効率的な運営が期待され、改善の余地はまだある。特に、全体会は報告事項が多いので、会議を厳選して開催したり、報告のみの場合は資料を送付するにともな、意見があれば集約し、次の会議で報告する等会議の効率化を推進されたい。専門部会についても、学校給食の献立作成や物資調達・発注等の業務処理を支援するソフトウェア等を活用することで、開催数の削減や資料作成の短縮等が可能と考える。より効率的な運営ができるよう、事業見直しの計画書を早期に策定されたい。また、21名いる委員について、他の自治体の状況等も参考にしながら、あらためて適正な人数を精査し見直しを図るよう検討されたい。</p> <p>成果指標に「委員の会議出席率」が設定されているが、出席率が高くても、活発な議論がなされなければ意味がなく、成果指標として適切ではない。代替案として「会議一回当りのコスト」、「運営委員会において出された意見の数を成果指標として検討されたい。」</p> <p>さらに、活動指標に「会議開催回数」とあるが、例年、会議の開催回数は同じであることから指標として適切ではない。代わりに「事業に要する人工」、成果指標の「委員の会議出席率」を活動指標として検討されたい。</p> <p>《参考》平成19年度外部評価:B</p>	<p>①全体会は年3回定期的に開催してきたが必要の都度開催した。また、出席職員数を削減した。</p> <p>②献立部会への参加栄養士数については、業務分担の見直しを行い削減した。</p> <p>③栄養管理システムを活用し、献立・物資部会の資料作成時間を短縮した。</p> <p>④上記により会議一回あたりの開催コストを約11万5千円に削減した。</p> <p>⑤学校給食運営委員会規則に所管事項を追加し審議事項を明確化した。</p> <p>⑥給食費の見直しを3～5年ごとに行うこととした。</p> <p>⑦地産産野菜及び地産産米の学校給食への導入については、食育の観点からも、関係者と連携し、積極的に取り組んだ。</p>
526	学校給食栄養管理事業	学校教育部	給食課	S44	-	<p>【目的】 児童生徒に魅力ある給食を提供するとともに、食育の「生きた教材」となるよう衛生的で安全な調理を行う。</p> <p>【手段】 地域の特色を生かした郷土料理や地場農産物を取り入れた献立を作成するとともに、衛生的で安全に配慮した調理業務を効率的に実施する。</p>	高	高	高	高	B	<p>①「野菜をたべよう」をテーマに食に関する指導を行うことから、野菜調理を積極的に献立に取り入れる。</p> <p>②学校給食を「生きた教材」として活用するため、地場農産物の活用にも努めるとともに、郷土料理や日本食を積極的に献立に取り入れるとともに、毎年給食のテーマを設定し、取り組んでいく。</p>	17	B	<p>学校給食の内容を充実させることは重要な事業である。現在、配送業務の委託は行われているが、調理の委託化を含めたコストダウンの具体化、調理の工夫や食育指導にもつづく残食率の低下を図ることが大切である。また、コスト把握としては、食材費、委託費、施設管理費、減価償却費、職員人件費も含めたトータルコストを認識する必要がある。</p>	<p>平成26年度は「季節の料理と行事食」をテーマとした献立を取り入れ、児童生徒の日本の食文化に対する理解を深めた。</p> <p>3センター方式によるスケールメリット、臨時職員の有効利用等による経済性・効率性を発揮しつつ、安全・安心な給食の提供に努めた。</p>
527	給食センター衛生管理事業	学校教育部	給食課	H9	-	<p>【目的】 施設管理・食材管理・調理管理等衛生管理の徹底を図るとともに従事職員の健康管理等の充実を図り、衛生管理水準の向上に努める。</p> <p>【手段】 「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」や「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」に基づき、施設設備・食材の点検や給食従事者の細菌検査等を実施する。</p>	高	高	高	高	B	<p>①②「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」に基づく衛生管理の徹底を図るため、これまでの取組みの見直しを行う。</p> <p>保健所による衛生監視や薬剤師による定期検査を積極的・継続的に行うとともに、食材の衛生点検や検査を実施する。</p>	20	B	<p>国や県の指針・基準に基づき、必要不可欠な衛生管理を実施している事業である。学校給食の衛生管理の徹底を図るため、引き続き、国や県の指針・基準などの動向に注目しながら衛生管理に努めてほしい。</p>	<p>「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」に基づく給食関係職員の細菌検査や薬剤師等による施設設備の定期的な衛生検査や食材の衛生検査・理化検査を実施し衛生管理に努めた。</p>
528	食育推進事業	学校教育部	給食課	S44	-	<p>【目的】 学校給食における献立・調理技術等の向上を図る。また、家庭・学校との連携による食指導の向上を図る。</p> <p>【手段】 調理研究や各種研修会に参加し、食育の質向上を図る。また、学校PTAIに研究委嘱を行う。さらに、教師と栄養士とが協力するTT授業方式等を活用し、月1回以上の食指導を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>①給食時間を中心に学校訪問を実施し、「野菜をたべよう」をテーマに児童生徒の食に関する指導の充実にも努める。</p> <p>児童生徒及び保護者に対し、5年毎に実施している「食事に関する調査」を行う。</p> <p>②栄養教諭・栄養士を中心に食に関する指導を充実していく。また、食育と栄養管理を掌る栄養教諭制度が整備されていく中で、長期的に事業に取り組んでいく。食育関連の各所管課と連携を図る必要がある。</p>	18	B	<p>児童・生徒の食育を家庭・地域と連携して展開する必要がある。今後は長期的視野も取り込みつつ、効率性(1食当たりコスト等)や効果性(残食率等)の指標も加味して具体的な研究事業に携わる必要がある。</p>	<p>栄養教諭・栄養士の学校訪問等を通じて食に関する指導に努めるとともに、PTAへの学校給食推進研究委嘱、調理講習会・試食会等、学校・家庭・地域の連携を図っている。また、平成23年度に児童生徒及び保護者にも実施した「食事に関する調査」の結果を踏まえ、食育に活かしている。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度					
529	教職員資質向上事業	学校教育部	教育センター	-	-	<p>【目的】 教科等の指導方法改善に関する研究等を行うほか、年間を通じた各種研修会を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。</p> <p>【手段】 教科等の指導方法改善に関する研究等を行うほか、年間を通じた各種研修会を実施する。</p>	高	高	高	高	日	<p>①中核市移行に伴う県費負担教職員研修の質の向上に向け、H27年度の年次経験者研修の運営や内容をPDCAサイクルで見直しH28年度の研修計画に活かす。</p> <p>②研修指導者の育成及び研修内容の充実に向け、市内小・中学校から毎年約80名指導者を選定して指導者を経験させる。研修内容はアンケート結果を参考となし、受講者が主体的に取り組める5スタイル(講義、演習、協議、発表、演習・実習)、6コンテンツ(知識、理解、応用、分析、統合、評価)でシフトしていく。</p>	21	<p>教育現場の質的向上を図る上で、当該事業は必要不可欠であり、事業内容としては以下のものがある。</p> <p>①市内の中学校、小学校の教員を2年間を期限に教育研究員(89名)に委嘱し、研究活動を行う。</p> <p>②学校長の経験者が教育指導員となり、若手教員の指導を行う。</p> <p>①の研究活動は単なる研究成果に終わっていない。研究成果を副読本として作成しており、さらにその研究成果を実際の授業で発表することにより、傍聴する教員が学習する機会を得ることができるなど、付加的な成果も認められる。</p> <p>市においては、情報通信技術の活用も積極的に行われているということである。今後は、報告書など、紙媒体として配布するのではなく、電子媒体として共有することにより、一層の横展開を図っていただきたい。</p> <p>研究のための研究ではなく、実務に活用するという視点で事業を担っていることは、他の事業の範となると思料する。</p> <p>②に関しては、従来は教育指導員は教育センターで現役の教員の相談に乗るという仕事の進め方であったが、現在は積極的に学校に向かい、直接若手の指導に当たっている。単に事業を遂行するという発想ではなく、如何に教員を育てるかという視点で、事業を担っているという姿勢がうかがわれ評価できる。</p> <p>昨今、巷では、公教育の質の低下が叫ばれて久しい。その結果、多くの児童が、私立の小学校や中学校に進学している実態が増えつつある。本事業の成果が公立校への進学率向上の要因となることを期待する。</p> <p>【教育研究員助成金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 当助成金を有効に活用し、公立小中学校の教職員の資質向上を期待する。</p>	<p>年次経験者研修対象者以外の教員研修を充実させるため、4~9年次教員を対象とした指導力向上研修、職務に応じた研修会、指導員が学校に向かい出前研修等を充実させ、教職員の資質向上に向けて継続して取り組む。</p>
530	学校系ネットワーク運用事業	学校教育部	教育センター	H19	-	<p>【目的】 急速に進化する情報社会をふまえて小・中学校全児童生徒の情報活用能力を向上させるとともに、授業での日常的なコンピュータ機器等の活用によって子どもたちの思考力・判断力・表現力を高める。そのために、教育センターを中心に各学校を結ぶ学校系ネットワークにより、教職員のICT活用能力の向上と校務の効率化、共有化を図る。</p> <p>【手段】 コンピュータ機器等の賃貸借による整備とその活用</p>	高	高	高	高	A	<p>①グループウェア機能やホームページ作成機能などをより有効に活用し、情報教育の充実・発展と、より効率的な校務処理による効果の増大を図るため、出前研修会等の研修会の充実や積極的な情報提供に取り組んでいる。また、個人情報漏洩事故防止の徹底にも引き続き取り組む。</p> <p>②教育センターを中心として各学校間を結ぶネットワークを有効活用し、教職員のICT活用能力向上と校務の情報化、効率化、情報の共有化を推進する。</p>	22	<p>コンピュータ機器等の賃貸借による整備により、授業で日常的にコンピュータ機器を活用することで子どもたちの思考力、判断力、表現力を高める。また、教職員のICT活用能力の向上と校務の効率化、共有化を図る事業である。</p> <p>平成19年度の当該ネットワーク運用開始以来、利用者である市内小中学校教職員に対し、継続的に情報セキュリティ教育を実施し、情報漏えい事故が皆無である点、また、コンピュータウィルス発生件数も激減している点など、市内小中学校教職員全体の情報セキュリティ意識の底上げに継続的に取り組んでいる具体的な事象として評価したい。</p> <p>また、学校系ネットワークの稼働により、教材、指導案の共有化が図られ、優れた教材、指導案を市内小中学校のすべての教職員が情報共有し、活用することができることを評価したい。</p> <p>さらに、グループウェア機能を活用し、ペーパーレス化、校内外の先生との情報交換等を行い、事務の効率化に積極的に取り組む姿勢を評価したい。</p> <p>活動結果指標として、ネットワークを活用した「教材の相互利用件数」「授業の実施回数・受講生徒数」「授業を実施できる教員数」「教職員のITスキル向上を目指した研修実施回数・受講教員数」なども検討されたい。</p> <p>また、成果指標として、生徒や教員自身によるIT習熟度・IT活用度に関する自己評価などを検討されたい。</p> <p>今後は埼玉県内でも先進的な学校系ネットワークを活用して、一層の校務の効率化等を推進されたい。この結果、さらに教職員が子どもたちと向き合う時間も増え、質の高い教育活動につながるものと考えられる。また、今後はネットワーク活用によりとだけだけの成果を上げたかより具体的に保護者、子どもたち、教育関係者、市民等にわかりやすく示すことが重要である。今年度以降、より成果を上げるための実効性のある施策に期待したい。</p>	<p>平成24年度に学校系ネットワーク関係機器のリプレースを行い、効率的なソフトウェア及びハードウェアの整備を行った。教職員対象のソフトウェアの有効活用を図る研修会やICT活用研修会及びセキュリティ研修会を充実させる。</p>
531	校内系ネットワーク運用事業	学校教育部	教育センター	H12	-	<p>【目的】 急速な情報社会の進展をふまえて小・中学校全児童生徒の情報活用能力を向上させるとともに、授業での日常的なコンピュータ機器等の活用によって児童・生徒の思考力・判断力・表現力を高める。</p> <p>【手段】 コンピュータ機器等の賃貸借による整備とその活用</p>	高	高	高	高	B	<p>①大型テレビ及びタブレット型パソコンの新規導入とICT活用研修会の充実に取り組む。また、ICTの利点を生かした自学自習支援システム導入を進める。情報化の進展に伴う情報モラル教育の一層の推進に向け、啓発リーフレット作成や研修会の実施に引き続き取り組む。</p> <p>②大型テレビ及びタブレット型パソコンの新規導入及びICTを活用した授業づくり、ICTを活用してプレゼンができる子ども育成の授業づくり、ICTの利点を生かした自学自習支援システムの構築、及び情報モラル教育推進のためのプロジェクトを構築・発展させる。</p>	17	<p>&lt;情報関連機器整備事業&gt; 学校教育における情報教育の充実は今後ますます重要となり、情報関連機器を活用した新しい学習システムの整備は必要である。ただし、各年度ごとどこまで整備するかを計画し、その計画に基づいて事業を進めることが求められる。設備導入計画にあわせ、教師の育成も計画的に実施することを願う。</p>	<p>小中学校の校内系ネットワーク関連機器のリプレースを計画的に推進するとともに、ICTを活用した授業を活性化するために、出前研修を含む校内研修会の充実を図る。</p>
532	教育相談事業	学校教育部	教育センター	-	-	<p>【目的】 専門的知識や経験豊富な相談員によるカウンセリングや発達相談などを行うことで、幼児・児童生徒の健全育成を図るとともに保護者の支援を行う。</p> <p>【手段】 越谷市教育センターにおいて、来所相談、電話相談を受け付け、相談活動を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>①中核市移行に伴い、市単独事業となったスクールソーシャルワーカー事業を充実させることで、家庭環境改善のため家庭と行政との連携を促進する。特別支援教育においては、発達障がい等の児童生徒が在籍する学級への支援を充実・発展させる。</p> <p>②質の高い教育相談体制及び特別支援教育体制を継続・発展させるために必要な人材を確保し、児童生徒、保護者及び学校に寄り添った支援体制を拡充させる。</p>	21	<p>本事業の目に見える成果としては、不登校児童・生徒数の削減があげられる。市では、不登校の定義を30日以上連続して欠席した場合としているが、小中学校合わせて、平成19年度には360名であったが、平成20年度には288名に減少している。さらに、本年度においては87名が登校するようになり、最終的な不登校児童・生徒数は77名と激減している。</p> <p>不登校対策としては、①不登校を未然に防止する方策と、②すでに不登校になった児童・生徒を復帰させる方策の2つが考えられるが、本事業においては、双方の役割を果たしている。</p> <p>成果指標の相談員稼働率の今年度の目標は100%となっており、まったく、ゆとりがない状況である。あまりにも、忙しすぎるに適切な相談ができなくなる可能性がある。世の中不安定要因が増加している今日、児童・生徒や保護者による相談は増えることはあっても、減ることはないと思料される。その意味では、80%~90%程度の稼働率で計画できる程度の相談員やカウンセラーの配置が必要であると考える。</p>	<p>児童生徒や保護者にとって身近に相談できる学校相談員の配置・活用には意義がある。小学生から学校相談員のような「大人に相談する」体験を積み重ねることが大切である。それは、今後の児童生徒の成長に伴い、何か深刻な悩みが生じた際にも、適切に人に相談しようとする態度の育成につながると思料される。このことから、平成25年度から、学校相談員を1名増員し、小学校の訪問時間の格差をなくした。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 有効性	(3) 有効性	(4) 有効性						外部評価コメント	※【 】は、補助金等名称
533	障がい児就学支援事業	学校教育部	教育センター	-	-	〔目的〕 障がいのある児童生徒の就学に関する相談結果について、就学支援委員会の判断を受け、保護者と就学先を決定する。 〔手段〕 年間5回の障害児就学支援委員会開催 市内全小中学校への発達支援訪問相談及び研修会の実施	高	高	高	B	引き続き、教育相談の継続や終結の判断を適切に行うとともに、また、各小・中学校において困難さを有する児童生徒への学習支援が充実するように、他機関との連携を密に行いながら、内容の充実を図っていく。	検討・見直し	①発達支援訪問指導を市内全小・中学校の全教職員を対象に行い、専門家による教育的支援や指導方法等の助言指導を受けることで、教職員一人一人の指導力の向上、及び、特別支援教育の充実を図る。 ②不登校や集団不適応などの未然防止のため、幼児、児童生徒、及び、保護者を対象に教育相談を行い、適正な就学を図る。	21	B	平成20年度は5回の「障害児就学支援委員会」を開催し、そこで、197名の支援を必要とする児童・生徒に対して、就学先の提案を保護者に行ったが、90%がその提案を受け入れたとのことであった。他都府県の実績では、70%程度であり、市の実績はかなり高い値である。これは、保護者が「障害児就学支援委員会」を信頼しているからこそであり、本事業の成果に他ならない。 春と秋には、特別支援学級の公開を行い、授業の様子を参観する機会を設け、さらに相談を幾度か繰り返し、当事者の不安解消に努めるなどの活動は評価できる。 また、専門的な知識を持つ大学教授等が、通常学級を訪問し、支援を必要とする児童・生徒の様子をみて、担任等へ助言を行っている。平成20年度は、10回の訪問で18校、133名の児童・生徒を対象とした。 支援を必要とする児童・生徒を持つ保護者の不安を解消し、支援を必要とする児童・生徒の適切な進路を決定する上でも重要な事業であり、引き続きより効率的な運営を期待する。	発達支援訪問指導を踏まえた就学支援体制を整備し、一人一人の児童生徒に寄り添った就学支援の実現を図っている。
534	小・中学校学校活動運営事業	学校教育部	教育センター	-	-	〔目的〕 通級指導教室及び院内学級等の指導に必要な消耗品を購入し、指導の充実を図る。 〔手段〕 通級指導教室及び院内学級等の指導に必要な消耗品を購入する。	高	高	高	A	通級指導教室への通級希望のある児童生徒は多く、そのニーズは高い。その運営に際して、消耗品については、他校の児童生徒が通級してくるといふ特殊性から、設置校の消耗品を使うことはできないため、事業の継続が必要である。	検討・見直し	①通級指導教室や院内学級で必要な消耗品が適切に購入されるよう、各教室担当者との連携を密にする。 ②特別支援教育への認知、理解が学校のみならず保護者にも浸透してきた現在、通級指導教室の必要性は今後さらに高まるものと考えられる。新たな通級指導教室設置の要望もあり、事業の継続・拡充が必要である。	23	B	通級指導教室は、児童生徒の個々の障害状態に応じて特別な指導を行う場であり、学校全体の教育環境の充実が図られる必要がある。また、個々の障害の克服・改善と社会適応力を育て、学習成果の向上が期待される。特別支援教育へのニーズの高まりから、今後も通級指導教室の必要性は増すものと考えられる。 児童生徒の個別の支援計画に沿って消耗品を購入することが予想されるが、消耗品の購入にあたっては学校内、学校間で共有化することでコスト削減に取り組んでいきたい。さらに、無駄な購入を避けるためにも計画的な購入に心がけることが好ましい。関係者による連絡会、協議会を通じて、意見要望を協議し合い、指導の充実を図っていただきたい。 現在、小学校に通級指導教室と院内学級合わせて5校9学級設置されている状況にあり、中学校への設置の要望が大きいという状況にあるが、適正な学級数を調査分析し、児童生徒の利便性、さらなる教育力の向上のために配慮していただきたい。 事業名が「小・中学校学校活動運営事業(教育センター分を含む)」という事業名になっているが、事業名を聞いただけではどんな事業内容なのか分からず、市民にとっても分かりにくい事業名であることから、「通級指導教室等備品購入事業」など分かりやすい事業名に変更していただきたい。 活動指標に「学級数」が設定されているが、実際に何人の児童生徒が通っているのかを示す「通級児童生徒数」の方がより適切と考えられる。また、活動指標に実際に消耗品をどれくらい購入したのかを示す「購入消耗品数」や「連絡会や協議会の開催回数」、「研修回数」なども活動指標として検討していただきたい。 成果指標には、消耗品がいかにか有効に使用され、退級に結びついたかを示す「退級した児童生徒数」の追加を提案したい。	「事業名をよりわかりやすく」との指摘を受けているため、事業名の変更や他事業との統合等について継続して検討を進めている。
535	小・中学校備品等整備事業	学校教育部	教育センター	-	-	〔目的〕 特別支援学級在籍児童生徒の社会的自立に向けた指導に活用する備品を購入し、指導の充実を図る。また、通級指導教室に通う児童の指導の充実を図る。 〔手段〕 指導に必要な備品を購入し、効果的な指導を行う。	高	高	高	A	本市の特別支援学級在籍者数は年々増加の一途をたどっている。毎年、新設や増設が続いている状況のなか、特別支援学級の備品を購入し、教育環境を整えることは、教育の平等性を保つ上で欠かせないことである。	検討・見直し	①平成28年度も特別支援学級の新設及び増設が見込まれる。特別支援学級の備品購入を計画的に進めることを通じて、教育環境の充実を図ることを今後も実施する。 ②今後も60学級を越える特別支援学級及び通級指導教室の維持とともに地域での学びを保障するため新設・増設が求められる。備品整備を進め教育環境の充実を図る必要がある。	22	B	特別支援学級の児童生徒に、社会的自立に向けた効果的な指導を行うために必要な備品を購入するための事業であり、通級指導教室に通う児童の指導充実を図る。 教育環境の充実を図るため、教材・教具の更新をはじめ新たな教育内容や指導方法にあった教材・教具の整備を今後も継続する必要がある。 「備品のライブラリー化」という表現が分かりにくいので、「備品の共用化」など市民に分かりやすい言葉への変更を検討していただきたい。 事業名が普通学級の児童生徒用の備品と思われるので、特別支援学級の児童生徒用の備品と分かるように事業名の工夫が必要ではないか。 教材、教具は学校内・学校間で出来る限り共有化し、コスト削減を図ってもらいたい。また、各学級がどんな種類の教材を所持していて、いくつ存在するのか、備品の効率的な管理をし、適正な維持管理を今後も望む。	特別支援学級等設置の備品を有効活用するため、その共有化を図るためにも各校が保有している特別支援学級の備品一覧を集約し、配付を行い、活用を促す。
536	県議会議員選挙事業	選挙管理委員会事務局	H26	H27	〔目的〕 選挙の公平公正な執行 〔手段〕 法令に基づき、適正な管理を行う。	高	高	低	A	法令に基づき、適切な処理がなされた。	終了(H27年度)	次回選挙(平成31年4月29日任期満了)の選挙執行に向けて文書や資料の保管をする。	未実施		未実施		
537	市議会議員選挙事業	選挙管理委員会事務局	H26	H27	〔目的〕 選挙の公平公正な執行 〔手段〕 法令に基づき、適正な管理を行う。	高	高	低	A	法令に基づき、適切な処理がなされた。	終了(H27年度)	次回選挙(平成31年5月13日任期満了)の選挙執行に向けて文書や資料の保管をする。	未実施		未実施		
538	選挙管理委員会運営事業	選挙管理委員会事務局	-	-	〔目的〕 選挙の公平公正な執行 〔手段〕 法令に基づき、適正な管理を行う。	高	高	低	A	法令に基づき、適切な処理がなされている。	現状維持	①②法令に基づき計画どおりの事業を進めている。	未実施		未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価						9. 総合評価			実施年度	総合評価		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度			A	B					
							A 事業内容は適切である						B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要						
C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要				D 事業の休・廃止を含めた検討が必要		外部評価コメント		※【 】は、補助金等名称											
539	選挙啓発事業	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	-	-	〔目的〕 市民が政治に高い関心を持ち、各選挙に際して積極的に投票するよう、啓発活動を行う。 〔手段〕 新成人の誕生日にあわせ、お祝いのメッセージとともに啓発冊子の郵送、明るい選挙啓発ポスターの作品募集並びに選挙期日や期日前投票期間等を掲載した選挙啓発チラシの配布を行うなど、投票率の向上を図る。	高		高	低	高	B	若年層を中心とした投票率の低下について	検討・見直し	①②選挙啓発は直ちに結果の出る事業ではないことから、一人でも多くの市民(特に若年層)が政治に関心を持ち、投票するよう今後も粘り強く啓発を行っていく。また、引き続き、埼玉県選挙管理委員会をはじめ、他の自治体とも連携を図りながら、調査研究に努めていく。	20	B	市民、特に若年層からの意見を収集し、今後の選挙啓発活動に反映させることが必要と思われる。なお、若年層への政治に関する関心の喚起には、立候補者側へ工夫を求めることも必要と思われる。	若年層の投票率が低下している原因を探る目的で、市内の大学(2校)においてアンケートを行い、若年層の選挙啓発に対する関心・意識を調査した。投票率の低下は即座に改善できる性格のものではないため、目に見えた成果は得られないものの、アンケートにより得た集計結果はその後の啓発事業を行う際の参考となった。
540	監査事業	監査委員会事務局	監査課	-	-	〔目的〕 公正で合理的かつ効率的な行財政の執行を確保し、住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。 〔手段〕 監査対象となる事務事業が効果的に執行され、その目的が達成されているかについて、定期監査等の各種監査を実施し、予算執行等の検証を行う。	高		高	高	高	A	法律で実施することが義務付けられている事業であるが、効率的で効果的な実施方法を常に検討して行く必要がある。	現状維持	①②効率的で効果的な監査を進めるため各都市の実務の調査・研究や各種研修の参加により、職員の監査業務遂行能力の向上を図っていく。	未実施		未実施	
541	公平委員会運営事業	公平委員会事務局	公平委員会事務局	S29	-	〔目的〕 地方公務員法第7条及び第8条に基づく事務を処理する。 〔手段〕 (1)職員の勤務条件等に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執る。 (2)職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をする。 (3)職員からの苦情相談に関すること。	高	高	高	高	A	法律で実施することが義務付けられている事業であるが、より効率的で効果的な実施方法を不断に検討していく必要がある。	現状維持	①②審査事案はないが、公平委員会として全国の措置要求や不服申立て等の事例研究を行うなど、迅速かつ的確に対処できるよう図っていく。	未実施		未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				実施年度	総合評価				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
542	農業委員会運営事業	農業委員会事務局	農業委員会事務局	-	-	〔目的〕 農業委員会等に関する法律に基づいて次の業務を行う。 1. 法令業務 農地法に規定される農地の転用などの許認可等の審査や農地の利用状況調査等の業務 2. 任意業務 優良農地の確保、農地流動化の推進などの地域農業の振興を図る業務 3. 意見の公表、建議、答申に関する業務 〔手段〕 毎月の定例総会の開催。許可申請地等の現地確認。そのほか、農業委員による農地パトロール・利用状況調査等年度ごとに活動計画を策定して活動している。	高	高	高	高	B	農地の利用集積を推進するための制度(農地台帳の公表、農地中間管理機構の事業等)について、農家への周知をもっと図る必要がある。	検討・見直し	①農地の利用集積を推進するため、農地の貸借りに関する制度・方法についての周知を継続して実施して行く。 ②国がすすめる農地中間管理機構による農地の集積・集約化の制度に対応できるよう農地管理システムの活用を充実させていく。	未実施	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	未実施	
543	農業者年金事業	農業委員会事務局	農業委員会事務局	-	-	〔目的〕 農業者の老後の生活安定及び福祉の向上を図るとともに農業者の確保に資する。 〔手段〕 農業者年金基金との業務委託契約に基づき事務事業を行う。 1. 選挙委員20名の農業者年金加入促進員が、啓発活動を行うとともに担当地区での相談活動を行う。 2. 年金受給権者現況届出等の受理及び基金への送付	高	高	低	高	B	農業者年金への新規加入者がいない状況のため、制度の周知や加入推進を引き続き図る必要がある。	検討・見直し	①農業委員会だより等により制度の周知を図るとともに、研修により農業委員等の認識を高める。 ②農地管理システムを利用して、加入対象者名簿を毎年見直し活用して行く。	18 B	年金制度自体の課題もあり、平成14年度以降加入者がいない状況にある。現在の受給者 83件分の維持管理に徹し、コストの一層の削減の検討を望む。	整理済	農業者年金基金との業務委託契約に基づき、年金受給者からの届出、請求等の受理及び基金への送付を引き続き行う。また、農業者の確保に資するため、農業者に対する制度の周知・普及活動を工夫継続し、一層の加入推進を図って行くが、これ以上の経費削減は見込めない。
544	固定資産評価審査委員会運営事業	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	S30	-	〔目的〕 固定資産課税台帳に登録された価格の不服申出を審査決定する。 〔手段〕 地方税法第433条第1項から12項及び審査委員会条例に定めた審査の手続きにより審査し決定する。	高	高	低	低	A	今後とも審査申出が出された場合は、委員会を合理的に開催し、迅速かつ適正に審査の決定が行われるよう努める。	現状維持	①今後とも審査申出が出された場合は、委員会を合理的に開催し、迅速かつ適正に審査の決定が行われるよう努める。 ②法改正が行われ場合は、法を遵守し適正な対応をしていく。	未実施		未実施	
545	職員研修事業	消防本部	総務課	H5	-	〔目的〕 複雑多様化する各種災害や消防業務の専門化などに対応し、消防体制の充実を図る。 〔手段〕 各種研修及び教育訓練を充実し、職員の知識・技能の向上を図る。	高	高	高	高	B	退職する職員が増加することなどに伴い、教育訓練の修了者及び技能資格の取得者を確保していく必要がある。	検討・見直し	①計画した教育訓練及び業務上必要となる技能資格を職員が取得できるように努める。 ②消防体制を充実させるため、消防大学校、消防学校における教育訓練の修了者及び必要となる技能資格者を確保していく。	17 B	<救急救命士養成事業> 近年、救急の件数は1万件(年間)を超えて増加しているが、その半分以上は軽症者であり、到着時間も5分45秒と少しずつ延びている。その一方で、重症者を救うために、救急現場および搬送途上での応急処置の必要性が高まっている。したがって、救急救命士を計画的に育成し、配備していくことは必要かつ重要なことである。	整理済	救急救命士を計画的に育成し、配備していくことが重要であるとの外部評価を受け、平成23年度から救急救命士養成事業の所管課を警防課に移管し、事業の実効性を高めた。 さらに、平成27年度に救急課を新設し、上記事業の実効性を高めている。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
546	消防施設管理事業	消防本部	総務課	-	-	<p>【目的】災害時の活動拠点としての役割を果たすため、消防庁舎等を管理する。</p> <p>【手段】施設を管理するために必要となる保守管理及び保守点検を業務委託するとともに、施設に係る修繕を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>消防庁舎などは、老朽化に伴う緊急修繕が発生するため、計画している修繕が繰り越しとなる。</p>	検討・見直し	<p>①施設や設備を管理するために必要となる保守管理及び保守点検の業務委託を実施する。また、消防庁舎施設の現状を把握し緊急優先順位に修繕を行う。</p> <p>②消防施設改修事業及び消防署整備事業との整合性をとりつつ消防施設の管理をしていく。</p>	<p>17 B &lt;消防庁舎施設管理事業&gt; 災害時の活動拠点としての役割を万全とするため、消防庁舎施設の保守点検と施設修繕を行う事業である。地域住民の生命と財産を守ることは、行政に課せられた重要な使命の一つであり、必要不可欠な事業である。第4次越谷市総合振興計画策定に係るアンケート調査においても「消防力の強化」、「救急・救助体制」等の優先的な取り組みを望む市民の声も多い。市民の期待に応えるためには、修繕等が必要な場所・量を適確に把握し、優先順位を定めた計画的かつ効果的な修繕を行い、財政負担の軽減を図りながら、施設を良好な状態で維持することが必要である。消防本部では、各庁舎別に「いつ」、「誰（施工業者が）」、「どのような修繕を」、「いくらで」実施したかを記載した施設管理台帳を作成し、これを維持・管理している点は評価できる。今後は、この台帳を積極的に活用し、改修計画・修繕計画を合理的に作成することにより、市民生活を守る「消防」という仕事をより実効性のあるものにしていくとともに、署員が働きやすい環境を作られるよう進めて頂きたい。</p> <p>22 B &lt;消防施設管理事業&gt; 市の消火栓および防火水槽の設置率は、国基準の82%であり、今後も計画的に整備を進めていく必要がある。また、地震等の災害に備えた対策も必要であり、例えば、県レベルでのハイパーレスキューの装備などの検討も望まれる。</p>	<p>平成23年から「消防庁舎施設管理事業」を「消防施設管理事業」統合した。また、「消防施設改修事業」の修繕料を「消防施設管理事業」の修繕料に統合し事業の合理化を図った。消防庁舎の修繕については、優先度・緊急性を考慮して実施している。</p>	
547	消防施設改修事業	消防本部	総務課	-	-	<p>【目的】各種災害における活動拠点施設である消防施設を維持する。</p> <p>【手段】消防施設としての機能を保持するため改修する。</p>	高	高	高	高	B	<p>消防施設の老朽化及び土地の地盤沈下により、大規模な改修工事を要する施設がある。</p>	検討・見直し	<p>①緊急度・優先度を勘案して改修工事を実施する。</p> <p>②消防署所整備事業との整合性をとり消防設備の改修工事を実施していく。</p>	19 B	<p>消防施設は市民の安全安心を守る拠点として重要な施設である。建て替えを含めた適切な施設の長期的な改善改修計画を市の財政計画と整合させ策定する必要がある。消防施設は24時間稼働が前提であり、他の施設とは異なる視点で改修計画を策定することが、求められる。</p>	<p>消防施設は、建て替えを含めた適切な施設の長期的改修計画（越谷市公共施設等総合管理計画）と整合させ実施していく。</p>
548	消防署所整備事業（谷中分署）	消防本部	総務課	H23	-	<p>【目的】消防署（分署）の耐震性を確保し、災害対応力の強化を図る。</p> <p>【手段】老朽化が進んでいる谷中分署を建て替えていく。</p>	高	高	高	高	A	<p>消防署や中分署の建替えについては、消防体制の強化などを踏まえて、建設規模等を総合的に検討する必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①消防署谷中分署の建替えは、消防体制などを総合的に検討し、平成27年度に基本設計・実施設計を行い、平成28年度で建設工事を行う。</p> <p>②耐震基準以前に建築された消防施設については、順次、耐震性に優れた庁舎に建替えていく。</p>	未実施	未実施	
549	火災予防事業	消防本部	予防課	-	-	<p>【目的】火災を予防し、火災による死傷者の減少、財産損失の軽減を図る。</p> <p>【手段】春、秋の火災予防運動期間及び危険物安全週間に伴うポスター配布等の防火広報活動を行う。また、各種イベントや消防訓練等において、火災予防に対する意識の高揚並びに各種災害に対する知識と対応方法の習熟を図る。さらに、新築建物に対し、消防用設備等の設置指導、既存建物及び危険物施設への立入検査を実施し、防火管理体制の強化や消防用設備等の適正な維持管理を促す。</p>	高	高	低	高	B	<p>①火災予防事業は、消防の重要な事業であり、今後も継続していかねばならない事業である。</p> <p>②防火管理者の選任率に向上が見られるが、出火率及び防火対象物の査察件数の指標が達成されていない。出火率の増加は、放火件数の増加が要因であることから、放火されない環境づくりを推進する必要がある。また、防火対象物の査察件数の減少については、査察員が他の業務との兼務により、業務に専念できない状況であることから、査察の執行体制等の検討が必要である。</p>	検討・見直し	<p>①住宅火災の減少を目標に、住宅用火災警報器の設置の推進に努めるとともに、査察等の充実、強化に努める。また、地震体験車の老朽化に伴い、更新を図る。</p> <p>②建物火災による死傷者の減少を図るため、住宅用火災警報器の設置など住宅の防火対策の推進や放火防止対策を推進する。また、防火対象物等の査察を強化し、消防法違反の是正に積極的に取り組む。</p>	19 B	<p>防災対象物の査察等により、人口1万人当たりの年間出火件数は年々減少しており、当該事業の重要性が充分にうかがわれる。今後は、起震車の再リース等により事業費の削減努力を実施し、削減分を人件費に配分するなどし、査察実施率をあげることが重要である。再任用者の活用など適切な人件費管理に努めていただきたい。</p>	<p>①再任用者を活用して、査察資料の電子化を進め、査察実施率の向上を図り、消防法違反の是正に努めている。</p> <p>②地震体験車の運用については、再リースにより、事業費の経費削減を実施している。</p>
550	消防団員事業	消防本部	警防課	-	-	<p>【目的】消防団による地域防災活動の推進を図る。</p> <p>【手段】消防団員の報酬、費用弁償、退職償金の支払い及び公務災害等の補償を実施する。</p>	高	高	高	高	B	<p>「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、消防団の更なる充実強化が強く求められている。これに対応するため、越谷市の事情に即した消防団の充実強化を促進していく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①地元消防団員による、充足していない分団への加入促進を図るため、防災訓練会場及び各種イベントなどでの消防団の広報活動に取り組み、消防団員の確保に努めるとともに、市内の事業所に入団促進をよびかける。</p> <p>②越谷市のホームページや広報誌などを通して、消防団員の業務や地域への貢献度をPRし、消防団への入団を促進していく。</p>	24 B	<p>消防組織法に基づき、地域の安全・安心なまちづくりを育むため、消防団による消防団体制の充実を図り、地域防災活動の推進を図る事業である。地域防災活動は、火災などの災害発生時にする活動が主であり、市民の生命・身体・財産を守るという重要な役割を担っている。時には消防団員自らが危険を晒して、災害から市民を守ることもあり、地域全体の防災力を高める上で、本事業の役割は大きい。</p> <p>限られた事業費の中で、出来る限りの無駄を排除し、何を残すべきか検討する必要があるが、団員は多忙の中で、市民の安全・安心のために尽くしていることも伺える。消防団員の報酬制度については、関連条例に基づき、近隣の自治体と比較しても適当な水準である。</p> <p>しかしながら消防団員数は、現在減少している状況である。市民の防災意識を高め、より効果的な運営を行うため、継続的な広報活動や自主防災組織との連携を検討してみるのも良いと思われる。</p> <p>また目標団員数419人とあるが、当市の防災レベルに合わせて、定期的に消防団員の定員数を見直されてはいかだろうか。過疎化地域や人口の多い地域など、地域の実態に応じて、団員数の設定をされることを提案したい。</p> <p>団員数減少が懸念される中、今後団員数の確保が課題となる。幼年消防クラブ以外にも、小中学校や高校とも関わりを持ち、消防団員の仕事や、地域への貢献度、やりがいなどをアピールすることも重要である。青少年から消防団員の予備軍を確保することも、長期的な視野で、消防団員増加につながるかと考える。</p> <p>最後に、成果指標として「消防団員の充足率」が設定されているが、消防団の活動結果を客観的に評価できる指標も加えてはどうか。市民に対して消防団員の必要性、重要性をアピールしたり、地域の状況変化に対応した消防団の効果的な編成にもつながると考えられるため、検討されたい。</p>	<p>消防団が災害に対応するため、地域の実情に応じて必要となる団員数を確保し、地域防災力の向上を推進していく。また、消防団員の活動を通じて、消防団員に対する認知度や理解度を高め消防団への入団を促進していく。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							9. 総合評価						総合評価	実施年度				
							8. 個別評価											
							(1) 妥当性	(2) 効果性	(3) 有効性	(4) 貢献度								
							A 事業内容は適切である B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 D 事業の休・廃止を含めた検討が必要 ! 各評価で認識した課題等 !											
551	消防団活動事業	消防本部	消防課	-	-	〔目的〕 地域防災活動を推進し、地域住民の安全・安心の確保に努める。 〔手段〕 消防団車両の点検整備及び消防用器具等を整備する。	高	高	高	高	B	「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、消防団の更なる充実強化が強く求められている。これに対応するため、越谷市の実情に即した消防用資機材の充実を図る必要がある。	検討・見直し	①老朽化した小型動力ポンプを更新していく。 消防用資機材の充実を図る。 ②継続的に老朽化した小型動力ポンプの更新整備に取組んでいく。消防団員の装備品の整備を図る。	21	地域の消防団員が着用する防火衣、銀靴、ヘルメット等の装備品の購入、消防団車両の点検・整備、消防用器具の整備を行う事業である。地域防災活動の推進及び消防団活動の充実を図るために、本事業を遂行する意義はあると認められる。現在、413名の消防団員がいるが、防火衣は203着である。災害規模によって防火衣の着用を必要とする消防団員の数は変動するが、約50%の整備率では十分とは言えない。今年度は30着の購入を予定しているが、あわせても56%の整備率である。このことは、単に防火衣購入というレベルの議論ではなく、リスクマネジメントの一環として考えるべき案件である。予算確保の優先順位が高いことを意識して、主張すべきである。 事業目的には、「整備を計画的に実施する。」とされている。具体的な計画を立案する必要がある。	整理 済	防火衣の整備が完了したので、今後は団員の安全を確保するための個人装備の整備を図る。
552	消防団施設管理事業	消防本部	消防課	-	-	〔目的〕 地域における防災拠点施設である消防団器具置場を維持管理する。 〔手段〕 消防団器具置場の維持管理に係る費用の支出や修繕を行う。	高	高	高	高	B	消防団器具置場の多くは老朽化した木造建物であるため、緊急かつ大規模な修繕が必要となることが見込まれる。	検討・見直し	①老朽化した消防団器具置場の修繕を行う。 ②消防団器具置場は地域における防災拠点施設であるため、消防団施設管理事業との整合性を考慮しつつ、消防団器具置場の修繕を行っていく必要がある。	21	事務事業評価表の事業目的及び手段には、「消防団器具置場を維持・管理するため、老朽化した施設を計画的に改修する」とあるが、事業費の内訳をみると、設備改修に投じた費用は事業費全体の約25%に過ぎない。その他は、消耗品費や光熱水道費などに充てられており、事業目的と事業費の執行が合致しないといえる。事業目的と手段を、事業費の内容に合わせるべきである。 消防団器具置場は消防活動において必須のものであり、経年による老朽化に対応するために本事業を遂行する意義はあると思われるが、計画立案等に課題がある。事務事業評価表の改革改善には、「計画的に修繕する」とあるが、実際には具体的な計画はない。P(計画)D(実施)C(検証)A(改革改善)の必要性をよく考え、具体的な計画を立案することを望む。	整理 済	事務事業の目的手段について、事業内容の実態と整合するよう見直しした。
553	消防団施設整備事業	消防本部	消防課	-	-	〔目的〕 消防団施設などを整備し、地域防災力の向上を図る。 〔手段〕 狭間で老朽化が進んでいる消防団器具置場を計画的に建て替える。	高	高	高	高	B	市街地では、各分団が管轄する区域内の適切な場所に用地を確保することが困難である。	検討・見直し	①消防団器具置場の改修を行う。 ②消防団器具置場の建替用地の確保や建替えを推進していく。消防団器具置場を改修(トイレの設置など)していく。	21	消防団の活動拠点である消防団器具置場の老朽化が進む中で、施設の建て替え、新設を行う事業である。経年による老朽化は着実に進行しており、本事業を遂行する意義はあると思われるが、計画立案等に課題がある。現在、43の施設があるが、建物の建て替えの他に、用地取得に関わる問題も抱えている。 多くの施設で老朽化が進んでいるが、3～5年先を見据えた中期の整備計画の立案がされていない。特に土地の取得に関する案件は、解決までに時間を要する課題であり適切な計画を立案し、長期的な到達目標を設定し、年度ごとに具体的なアクションプランとして細分化し、本事業に盛り込むようなアプローチをとられることを望む。	整理 済	消防団器具置場の整備計画に基づき事業を推進している。
554	消防車両等整備事業(非常備)	消防本部	消防課	-	-	〔目的〕 複雑多様化する災害に対応し、迅速な消火活動を行うため、消防車両等(非常備)を整備していく。 〔手段〕 計画的に消防車両等(非常備)を更新していく。	高	高	高	高	A	地域の実情に応じて、各分団との整合性を取り、老朽化している小型動力ポンプ搬送車を更新していく必要がある。	現状維持	①更新整備車両は無い。 ②計画に基づき小型動力ポンプ搬送車を更新整備し消防力を維持していく。	22	複雑多様化する各種災害や高度化する救急業務に対応するため、更新計画に基づき、消防車両等を整備する事業である。 第4次越谷市総合振興計画策定に係るアンケート調査においても、「消防力の強化」、「救急・救助体制の充実」等の優先的な取組みを望む市民の声は多く、事業としての必要性は増している。 消防車両等は、火災や災害等の緊急時において確実な作動を求められており、老朽化や整備不良等により人命が失われるような事があってはならないことである。 日常の整備点検を通じて消防車両等の状態を適確に把握し、耐用年数や消耗度合いを考慮しながら、優先順位を定めた計画的な更新が必要である。また、オーバーホールによる長寿命化についても、対投資効果を勘案しながら検討する必要がある。 消防本部では、消防車両毎に購入以降の維持管理の履歴を記録した台帳を整備し、修繕費用と購入費用を勘案しながら、車両更新計画の立案に活用している点は評価できる。一方で、予算上の都合もあり、本来理想とされる更新時期に更新できていない現状に鑑み、今後は、現実に対応した車両更新計画に改善していくために、車両等に係る台帳の更なる充実とより一層の活用に取り組まれない。 なお、「安全に暮らしたい」と願う市民の声に応えるための一環として、消防車両等更新計画については、広報誌やホームページ等において公表することを検討されたい。 市民に対する「安全・安心」の提供と、消防力の維持向上を図るため、地域特性や社会的状況を考慮しながら、社会的要請に即した車両や資機材が必要であり、計画どおり実施できるよう取り組まれない。	整理 済	車両に係る台帳の充実と活用に取組み車両の購入と修繕を一元的に取組むため、常備消防車両の購入を消防課に移管することにより対応する。
555	火災・救助活動事業	消防本部	消防課	H15	-	〔目的〕 複雑多様化する各種災害から市民の生命、身体及び財産を守る。 〔手段〕 ・消防車両及び資機材の維持管理を行う。 ・消防・救助資機材の整備を図る。	高	高	高	低	B	消防車両等の更新は、概ね予定通り更新整備が行われている。しかし、消防活動上の安全管理維持のための義務的経費が大半を占め、消防・救助用資機材や火災後に使用するホース洗浄機やホースを補修するかしめ器などは、高額となり、計画的な整備のための予算措置が必要である。	検討・見直し	①第4次総合振興計画(後期基本計画)で、平成18年から整備した防火衣の更新整備計画を策定し、安全な消防活動に向けた個人装備の強化に取り組む。 ②ホース洗浄機、かしめ器等の高額な資機材の更新整備に取り組む。	27	消防体制の維持・充実を図るため、消防車両及び消防資機材の維持管理、消防職員の個人装備の整備、各種資機材の更新整備等を行う事業である。 この事業は緊急性・確実性が高いことから、日常の消防防災関連設備、消防職員が業務において使用する備品・用具等の十分に正確な管理が必要不可欠である。ヒアリングおよび事前提出資料から当該備品等の管理、維持更新については、すでに必要書類の作成・保存がなされている状況が伺える。各資機材の管理体制の確立と、これらを定期的に把握・検証する体制は、本事業の確実な業務遂行のためには重要な部分であり、引き続き正確性と効率化を図りながら適切な実施に努められたい。 消防救助技術大会旅費や防火衣購入費用などについても本事業の対象経費となっているが、「火災・救助活動事業」という本事業名・区分は、このような事業経費の内容に即したものであるとはいえない。以前は総務課の担当事業となっていた経緯もあるが、当時から担当課が変更になっている現状では、市民など外部からも事業内容が容易に把握できるような事業名・区分とするよう検討されたい。 活動指標及び成果指標については、いずれも維持管理にかかる義務的な項目となっており、このような指標では本事業の実施によって消防体制の充実を図ったうえで、市民の生命、身体及び財産を守っている結果が分かる数値目標とはいえない。「点検整備による不具合発見件数」など、専門業者が整備点検を行っている状況とその実際の効果が分かるよう、より具体的な指標について検討されたい。	※平成27年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	



1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				実施年度	総合評価				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
556	消防水利整備事業	消防本部	警防課	H15	-	<p>〔目的〕 火災から市民の生命、身体及び財産を守るため、消火活動に必要な消防水利施設の整備及び維持管理を行う。</p> <p>〔手段〕 ・耐震性防火用貯水槽を地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備する。 ・消火栓の新設工事及び維持管理を行う。 ・消防用施設用地を確保するため、土地賃貸借契約を締結する。</p>	高	高	高	高	B	<p>消防水利の充足率を高めるため消防水利の増設を図っている状況であるが、既設消火栓の修繕が増加している。また、防火水槽は、設置場所の確保や地権者との賃貸借契約による解体撤去費用が、課題となってきている。</p>	<p>①平成28年度以降も引き続き消火栓の新設及び消防水利の維持管理に取り組む。 ②耐震性貯水槽を含め、計画的に消防水利の充足が図れるよう整備する。</p>	21	B	<p>市民の安全・安心を守るという上で、消火栓や防火水槽など消防活動に不可欠な消防水利の設置は、重要な事業である。よって、年次目標を設定した設置計画、維持管理計画を策定され、従来にも増した取組み強化を望む。</p>	<p>外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称</p>	<p>平成21年度に外部評価で指摘された設計計画については、耐震性貯水槽にあつては、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき45基設置しており、平成27年度に1基新設計46基となる予定 消防水利の維持管理計画については、消防本部で導入した消防情報支援システム(水利管理)による管理台帳を作成し、維持管理に努めている。</p>
557	消防車両等整備事業(常備)	消防本部	警防課	H15	-	<p>〔目的〕 複雑多様化する各種災害や高度化する救急業務に対応するため、消防車両等及び資機材を整備する。</p> <p>〔手段〕 更新計画に基づき、消防車両等を更新する。</p>	高	高	高	高	B	<p>性能が向上することにより、調達コストが上昇している。</p>	<p>①第4次総合振興計画(後期基本計画)で、平成28年以降の消防車両等の更新整備計画を策定し、消防力の強化に取り組む。平成28年度は、消防ポンプ自動車(谷中分署)1台と高規格救急自動車(消防署)1台、さらに消防力の整備指針に基づき、非常用高規格救急自動車1台の増車を計画する。また、谷中分署の資機材搬送車の老朽化により、多数傷病者発生事故等の大規模事故等に対応できる支援車Ⅲ型へ車両変更し、更新を要望する。</p>	22	B	<p>&lt;消防車両等整備事業(非常備)&gt; (事業番号:554参照)</p>	<p>常備消防車両等の更新にあつては、警防課で一元化を図っている。</p>	
558	通信指令事業	消防本部	指令課	-	-	<p>〔目的〕 火災・救急・その他災害通報に対して的確に情報を収集し、迅速・確実な出動指令を行い、救命効果の向上及び火災による被害の軽減を図る。</p> <p>〔手段〕 発信地表示システムや消防緊急情報システム等を効率的に運用するため、通信指令システム及び通信機器の管理を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>①発信地表示システムを効率よく運用するため、目標物情報の収集を行っていく。 ②目標物のデータ管理・更新を推進する。また、平成26年4月から消防救急デジタル無線の運用を開始したが消防緊急情報システムが消防救急デジタル無線に対応していないため、早期に更新していく。また、アナログ無線の使用期限が平成28年5月末までとなっているため、近隣消防の無線状況を踏まえた対応をする。</p>	17	B	<p>新しい情報システムの導入(平成12年度)により、119番受信から出動指令発令までの所要時間が96秒と短縮された。しかしながら、携帯電話の増加(受信件数15,000件のうち3,000件)により、住所特定のための手作業が増加し対応時間が延びている。そのためのシステム対応が急がれる。また、119番受信体制とその他業務(代表電話受付、住所データ入力)は分離し、より効率的な運営を検討することが望まれる。</p>	<p>平成20年12月に発信地を特定するための携帯・IP電話発信地表示システム(簡易型)を導入したが、特定する時間を更に短縮するため、指令台と連動した地図検索装置を備えた固定電話、携帯・IP電話発信地表示システム(統合型)を導入した。</p>		
559	感染症対策事業	消防本部	救急課	H21	-	<p>〔目的〕 新型インフルエンザ発生時において、傷病者等からの感染を防ぎ救急体制を維持する。</p> <p>〔手段〕 新型インフルエンザなど感染症の発生時に備え、迅速かつ適切な救急活動が実施できるよう計画的に感染防護服等の備蓄を行う。</p>	高	低	低	高	B	<p>整備した備品等の経年劣化に対し、現状を維持していく継続的取組みが必要である。また、感染防護服等の単価が高騰しているため、購入方法等の改善も必要である。</p>	<p>①平成28年度も、現状の備蓄量を維持する。 ②引き続き、備蓄計画に基づき感染対策用防護服等の備蓄を実施する。</p>		未実施		未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価				10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価		9. 総合評価				総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
560	救急活動事業	消防本部	救急課	-	-	〔目的〕 高齢化の進展と疾病構造の変化等に伴い救急需要が増大していることから、迅速かつ的確な救急業務を実施する。 〔手段〕 高規格救急自動車及び高度救命用資機材等の維持管理を行う。 救急隊員の質向上のため、医師による指示・事後検証を充実させる。	高	低	高	高	B	研修や教育・訓練を行うことにより、さらに効果的・効率的な現場活動が望める。	検討・見直し	①平成28年度は、引き続き救急救命士の処置範囲拡大研修了者を増やし、現場活動の充実を図る。 ②教育と訓練体制を充実させるため、指導的立場の救急救命士の養成と配置を検討する。	21	総合評価 実施年度 外部評価コメント ※【】は、補助金等名称	現場到着までの時間については、救急需要の増加に伴い管轄区域への出動が増加したため、平成26年度に救急隊を増強し現場到着時間の短縮を図った。 また、引き続き、傷病者搬送人員に対する応急処置実施人員を活動指標とし、救急活動の質の向上に努めていく。	
561	救急救命士養成事業	消防本部	救急課	H5	-	〔目的〕 救命効果の向上を図るため救急救命士を養成し救急隊1隊に2人を配置する。 〔手段〕 ・計画的に救急救命士及び気管挿管・薬剤投与認定救急救命士を養成する。 ・就業前教育及び再教育等の病院実習を行い救急救命士の知識や技術の向上を図る。	高	低	高	高	B	救急救命士の養成数と、退職者数や職員の高齢化に伴う人事異動等を考慮し、バランスを考えていく必要がある。	検討・見直し	①平成28年度は、早期に目的を達成するため、救急救命士養成を1名増やし3名の養成を行っている。 ②救急救命士の充足率の達成を目指すため、年間養成数の増加と有資格者の新規採用を検討する。	25	事業概要 病院前救命救護の充実を図るため、計画的に救急救命士を養成するとともに、救急救命士の病院実習などを行う。 必要性 救命効果の向上を図るため救急救命士を養成するという非常に重要な事業であり、民間が提供できない事業として必要性が高い。 効果性 事業の効率性を上げる工夫をすることが必要である。例えば、健康相談センターを設置して、救急隊を要請すべきかどうかを事前に相談してもらうことにより、実際に救急隊が出動すべきケースに救急救命士のマンパワーを振り向けられるようにして、効率性を上げることが必要と考えられる。 有効性・成果指標 有効性を測るアウトカム指標が整備されていないことが課題である。多くの費用と期間を要する事業であるため、費用と期間をかけた分だけ、市民にサービスが還元されるようにすることが重要である。 原課では、全救急救命士が必要な再教育(2年間で128時間。うち48時間は病院研修)を受けて、観察力や判断力が向上したことは間違いないと認識していることであるが、これら定性的な成果は評価することが難しい。実際に、年間260～270名の患者に対して特定行為を実施しているということであるので、「心肺停止患者に対する薬剤投与件数」、「気管挿管件数」、「静脈確保件数」など、既に把握している情報に加えて、例えば、現在設置を検討している救急ワークステーションなど、民間の病院と連携して救命措置を講じることができた件数などの成果を把握し、事業の有効性を定量的に示すことが重要である。 活動指標 救急救命士配置率を成果指標に挙げているが、これは活動指標に近い成果と考えられる。 救急救命士配置率は、24隊に2名ずつ配置する目標であるところ、24年度実績は75%となっており達成できていない。養成開始から実際に稼働するまでに8ヶ月を要すること、年間に2名しか養成する計画になっていないこと、体力的に厳しい業務であるため救急救命士として活動できる年齢層に限りがあること等を考えると、有資格者の新規採用など、この目標を早期に達成するための方策を検討することが必要である。 その他 火災消防については近隣都市と連携協定を結んでいるが、他市からの出動に比べて、当市からの出動が圧倒的に多い状況である。救急救命士の不足を埋めるために、近隣都市と救急の協定を締結することは、市民に対する救急サービスが低下してしまう懸念があることから考えられないことであるが、救命効果の向上を図るということであるが、救命効果の向上を図るという目的を達成するために、すべて自前で体制を整備することだけではなく、近隣都市との連携も視野に入れてはどうか。協定を締結するに当たっては、現場でのコミュニケーションの問題を解決するために、共通のガイドラインやマニュアル等を整備することも考えられる。	検討中	救急隊を2隊運用している署(消防署及び蒲生分署)については、2隊で3名の救急救命士を配置し、心肺停止症例(疑いを含む)の際に1名の救急救命士が救急車を乗り換えることで、各隊に2名の救急救命士の配置に準じた運用方法を取る。
562	応急手当普及啓発活動事業	消防本部	救急課	H23	-	〔目的〕 救命効果の向上を図るには市民による応急手当が不可欠であることから、自動体外式除細動器(AED)の取扱いを含めた応急手当の普及啓発活動を推進する。 〔手段〕 ・心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の取扱いなどの救命に係る講習会等を開催する。 ・市の公共施設に自動体外式除細動器(AED)の整備(借上げ)等を行う。	高	低	高	高	B	応急手当普及啓発活動の担い手(指導者)を、消防から一般市民に移していくべき時期にきている。	検討・見直し	①平成28年度は、心肺蘇生法のガイドラインが10月に見直しされるため、見直された心肺蘇生法の普及を図る。 ②市民へ広く普及するため、普及啓発活動貸出し用資器材の充実を図る。	26	A 「越谷市における応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要項」に基づき、普通救命講習や応急手当普及員講習等の開催をとおして、心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の取扱い等について市民に対し広く普及啓発活動を行う事業、AEDを業者から借り上げて市内公共施設へ配置し、維持管理を行う事業で構成される。救命処置を必要とする傷病者が現れた際、救急隊員が到着するまでの間にAED等による応急手当が行われることによって傷病者の救命率が飛躍的に向上することが知られている。多くの市民が応急手当について正しい知識と技術を身に付けていることで傷病者の命が救われる可能性が高まるため、本事業によって広く一般市民へ応急手当の普及啓発を行うことは重要であると言える。 各講習会の内容は消防庁によって設定されており、越谷市ではその方針に沿って計画的に講習会を実施している。各講習会の参加者数については年代ごとに把握しており、新規参加者数についても把握されていることは当事業の成果を図る上で重要なデータとなることから大変評価できる。平成6年に講習会を開始してから、全体で38,322名の受講者があり、再度講習を受けた5,641名を除いた32,681名が新規受講者となっている。講習会の申し込みは団体に限られるものも多いが、団体に参加できない個人に対しても、月に1回以上の講習会を実施している。また、平成24年度からは小学校4年生以上を対象とした救命講習会を実施しており、市内30校の小中学生が卒業前に最低1度は講習会に参加できるよう計画的に実施している。講習会全体の開催数、参加者は平成23年度より毎年増加しており、市民への普及啓発活動として成果をあげていると言える。講習会の開催数の増加に伴い人件費の増加が懸念されるが、再任用の職員や地域のボランティア団体である女性消防団員の協力を得ることで、コストや職員の負担減について配慮がなされている。 AEDの整備は業者からの借上げで実施しているが、AEDを購入する場合と事業者から借り上げる場合にかかる整備費、維持管理費について比較検討がされている。また、競争入札によって複数の業者から見積を取得することでAEDの借上げとリース契約を実施していることから、事業実施に当たってコスト削減に十分努めていると言える。AEDの設置は国の基準に沿って整備が進められており、平成26年度には市内の公共施設131カ所に144台のAEDが整備されている。AEDの配置場所は市のAEDマップ、埼玉県のアEDマップで一般に公表している。市が管理しているAEDについては順次マップの更新を行っているが、各事業者が自主的に設置しているAEDについては使用期限の切れているAEDの情報が掲載されている場合がある。市にはAEDの更新について指導する権限はないが、事業者向けの講習会の機会を捉え、その都度注意喚起を促すなど、適切なAEDの管理についても普及啓発活動を実施していることは評価したい。 成果指標としている「市民による救命に係わる応急手当実施率」であるが、事業目的に沿った適切な指標であり、市民が当事業の成果について実感を得やすい指標となっている。算出の基となっている「市民による救命に係わる応急手当を施された傷病者数(人)」は平成24年度は115名、平成25年度は111名であり、「心肺停止傷病者搬送数(人)」は平成24年度は274名、平成25年度は273名である。市民による応急手当実施率はそれぞれ40%を超えており、その数値の大小を単純比較はできないが、本事業の十分な成果として評価できる。	検討中	応急手当普及啓発活動の貸出し用資器材を整備する。